## 総務委員会資料

所管事務の調査(報告) 「川崎市行財政改革第3期プログラム案」 について

資料1 「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」 に関する意見募集の実施結果について

資料2 「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」 からの主な変更点について

資料3 川崎市行財政改革第3期プログラム案

令和4年2月7日総務企画局

#### 「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」に関する 意見募集の実施結果について

#### 1 概要

「川崎市行財政改革第3期プログラム」の令和4(2022)年3月の策定に向けて、「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、16 通 39 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方及び御意見を踏まえて策定した「川崎市行財政改革第2期プログラム案」をあわせて公表します。

#### 2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和 3 (2021) 年 11 月 27 日 (土) ~12 月 27 日 (月) (31 日間)
意見の提出方法	FAX、郵送、持参、インターネット(フォームメール)、電子メール
	・本市ホームページ
	・市政だより特別号
募集の周知方法	・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各
	図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局行政改革マネジメント推進室
	・市民説明会など
	・本市ホームページ
結果の公表方法	・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各
	図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局行政改革マネジメント推進室

#### 3 結果の概要

意見提出方法	意見提出数(意見件数)
インターネット・電子メール	12通(29件)
FAX	4通(10件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)
市民車座集会当日に提出されたもの	0通(0件)
合計	16通(39件)

#### 4 御意見の内容と対応

「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が「素案」に沿ったもののほか、「素案」に対する要望の御意見、取組の充実を求める御意見などが寄せられました。こうした御意見を踏まえ、「川崎市行財政改革第3期プログラム案」をとりまとめました。

#### 【御意見に対する市の考え方の対応区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「素案」に沿ったものであり、これを踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「素案」に対する質問・要望の御意見であり、「素案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

#### 【御意見の件数と対応区分】

項目	Α	В	С	D	Ε	計
(1)全般に関すること	0	0	0	0	0	0
(2)取組1「社会経済状況の変化を踏まえた市民サービ	0	1	5	8	1	15
スの再構築」に関すること						
(3)取組2「市役所の経営資源の最適化」に関すること		1	2	5	1	9
(4)取組3「多様な主体との協働・連携の更なる推進」		0	0	1	0	1
に関すること						
(5)取組4「庁内の人材育成と意識改革」に関すること		0	1	0	0	1
(6) その他	0	0	0	0	13	13
合 計	0	2	8	14	15	39

#### (参考) その他、寄せられた意見

- ・「川崎市総合計画第3期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行 財政改革第3期プログラム素案」に特に関係が深い意見 336件【参考資料1】
- ・市民説明会(令和3 (2021) 年 12 月 18 日開催)における意見・質問のうち「川崎市行財政改革第 3 期プログラム素案」に特に関係が深い意見 8 件【参考資料 2 】

#### (1)全般に関すること(御意見なし)

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	1 (1) 1	・特別自治市制度の推進について	・本市におきましては、平成22 (2010)年	D
	地方分権改革の更	は、賛成できません。神奈川県から	10 月に策定した「地方分権の推進に関す	
	なる推進	独立することが果たして市民や県	る方針」において、本市のめざす「新たな	
		民にとって良いことなのかと率直	特別市」の基本的な考え方を示し、これま	
		に思う次第です。川崎市だけ独立	でこの考え方を踏まえながら、環境変化に	
		し良い思いをするのではなく、有	応じて方針を改訂するとともに、指定都市	
		事な世だからこそ県や国と連携す	と連携し、国へ要望するなどの取組を進め	
		る事が一層求められています。	てきたところです。	
		・また、特別自治市制度は貧困を加	・大都市の有する課題を解決し、その果た	
		速させる事にもなりかねません。	すべき役割を十分発揮し、自主的・自立的	
		メリットだけを市民に伝えるので	な行財政運営を行うには、二重行政を排	
		はなく、どのような影響をもたら	し、ムダを省いた素早い対応が可能となる	
		すかまできちんと説明すべきで	特別自治市制度の創設に向けた取組が必	
		す。	要であると考えております。	
			・引き続き、他の指定都市と連携しなが	
			ら、国へ特別自治市制度の創設を働きかけ	
			るなどの取組を進めてまいります。	
			・また、特別自治市の目的は国と連携し、	
			無駄をなくし、素早い対応を可能とするこ	
			とにあります。特別自治市への移行までの	
			間、さらには移行後も県との連携は重要と	
			考えており、引き続き取組を進めてまいり	
			ます。	
			・本市のめざす特別自治市制度について	
			は、今回の方針策定を踏まえ、町内会・自	
			治会等に対して説明し、意見を交わしなが	
			ら、その概要や課題、メリットの理解を深	
			め、一人でも多くの方に応援団になってい	
			ただけるよう戦略的な広報が必要である	
			と考えております。	
			・今後におきましては、様々な機会を捉	
			え、積極的な周知を図るとともに、町内会・	
			自治会をはじめとした地域団体の方々に	
			対して説明を行うなど、市民理解の取組を	
			進めてまいります。	

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	1 (1) 15	・様々な環境の変化に加えコロナ	・現在、こども文化センターや子ども夢パ	С
	こども文化センタ	禍もあり、貧困などに苦しむ子ど	ークなど、地域における子どもの居場所を	
	ーの役割の再整理	もたちがいます。社会から孤立し	設置していますが、子どもが自由に来館し	
	を踏まえた効率	てしまい学校からの接点もなく、	て過ごすことができるこども文化センタ	
	的・効果的な運営	取り残されてしまいがちです。ソ	ー(市内 58 か所)において、課題を抱え	
	及び施設の最適化	フトやハード面を充実させ、子ど	る子どもも含めた子どもの居場所として、	
	に向けた検討	もたちにとって安心な居場所を多	多様な体験や活動を通じた児童の健全育	
		数作っていく必要があります。ま	成を推進するとともに、諸室を活用して、	
		た、地域のネットワークを活用し	地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居	
		て積極的に生活の困難な子どもた	場所を充実させる取組を進めております。	
		ちを見つけ、支援していく仕組み	・子どもの居場所等、地域において把握し	
		が大切です。	た課題を抱える子どもについて、適切な支	
			援に繋いでいくための仕組みが必要と考	
			えておりますので、検討してまいります。	
3	1 (1) 17	・住民の保育ニーズに対して保育	・本市では、保育受入枠の確保と併せて、	D
	効率的・効果的な	園の数が足りません。それによっ	保育の質の維持・向上に向けて、保育士確	
	待機児童対策の推	て仕事に復帰するのをあきらめた	保対策の強化と保育士等の処遇改善を進	
	進	りすれば、社会的な損失につなが	めています。	
		ります。保育士の確保や運営のた	・保育士確保については、リモートを含め	
		めに十分に助成することによっ	た就職相談会や保育所等見学事業等を実	
		て、市民サービスが向上し、働きや	施し、マッチング機会の充実を図っており	
		すい環境になると思います。	ます。	
			・また、保育士等の処遇改善については、	
			運営費の助成における市独自の様々な加	
			算項目の設定のほか、保育士等の離職防止	
			策として、国の保育士宿舎借り上げ支援事	
			業やICT化推進事業などを実施してお	
			ります。	
			・引き続き、こうした取組を進めることに	
			より、市内保育施設への保育士の定着を図	
			ってまいります。	

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	1 (1) 18 都市計画道路網の 見直し	・路線バス等の走行環境改善として、渋滞対策やバスの定時運行のため、具体的な取組内容に、渋滞対策、バスの定時運行のため、右折レーンの設置、適切な間隔でバスベイを設けるスペースの確保、安全なバス停留所施設、通学路の整備の実施を追記するべきです。・また、既存の危険なバス停については、横断歩道の移設も検討し、早期整備を実施するべきです。・さらに、取組の実施が市民の目に見える様、モデル路線3路線3区間が、どの道路のどこの区間であ	・路線バス等の走行環境改善については、 モデル的取組である交差点改良及びバス ベイ設置による効果や課題等の精査を行い、今後の施策展開等を検討してまいります。 ・モデル路線における横断歩道に近接しているバス停については、交通管理者、道路管理者、バス事業者等と調整を図りながら、安全対策について検討してまいります。 ・モデル路線3路線3区間については、「都市計画道路網の見直し方針」でお示しているところでございますが、各モデル路線の取組は、取組評価において、適切にお	C
5	1 (1) 18 都市計画道路網の 見直し	間か、どの追路のとこの区間であるかを明示すべきです。 ・川崎市は交通拠点が多く便利なため住民が増加しています。しかし、高層マンションや住宅地の増加により人口増に対して、学校や市民館、スポーツ施設などが足りません。住民の生活スタイルを十分に調査し、公共施設も含めた都市計画が必要であると思います。	様の取組は、取組評価において、適切にお示ししてまいります。 ・都市計画道路等の都市施設につきましては、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、その必要性を総合的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。	Е
6	1 (1) 19 バスネットワーク の形成に向けた効 率的・効果的な路 線や運行方法等の 検討	・川崎市は、道路の渋滞が多く移動 に時間がかかります。路線バスの 路線を効率化させ市民が移動しや すい環境が必要です。	・地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスについては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容や高齢化の進展などによる輸送需要の変化、基盤整備等の進捗を踏まえ、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進してまいります。	В

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	1 (1) 19 バスネットワーク の形成に向けた効 率的・効果的な路 線や運行方法等の 検討	・国際交流センターに停留所を設けるバス路線を実現してほしいです。	・地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスについては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容や高齢化の進展などによる輸送需要の変化、基盤整備等の進捗を踏まえ、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進しております。 ・御意見にある地区へのバス路線の新設につきましては、市バスが所有するバス車両では、交差点における狭隘箇所があり、適正に右左折できないため、交差点の改良が必要になることなど、安全面や道路走行環境等での課題があるため、現状では大変難しいものと考えておりますが、当該路線を含め、個別路線に関する御要望につきましては、今後も機会を捉えながら、バス事業者に適切に伝えてまいります。	D
8	1 (1) 19 バスネットワーク の形成に向けた効 率的・効果的な路 線や運行方 接 計	・具体的な取組内容から、長大路線を削除するべきである。長大路線が乗継に転換されれば乗換回数、バス待ち時間、所要時間が増す。高齢者にとってバス乗降は負担を大きなる。とれて、ベビーカーの。定は、駅からは、駅からは、駅からは、駅からは、駅からは、駅からがでである。それでも効率といるがある。それでも対して、大きでである。それでも対して、大きででで、大きででで、大きででで、大きででで、大きででで、大きでで、大きで	・地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスについては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容や高齢化の進展などによる輸送需要の変化、基盤整備等の進捗を踏まえ、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進しております。 ・また、長大路線については、ある地点で発生した遅延が伝播し、定時性確保などが課題となっていることから、利用実態等を踏まえ、路線バス間の乗り継ぎに関する取組も含め率化に向けた検討を進めてまいります。 ・回送車の利活用については、国が定めるバス事業者と協議・連携し、路線の効率化に向けた検討を進めてまいります。 ・回送車の利活用については、国が定めるバス事業者が運転時間等を定めた基準を踏まえ、各バス事業者が運行とながら、バス事業者に適切に伝えてまいります。・なお、市バスにつきましては、利用動時間等を踏まえて、営業所からの出庫や当時間等を踏まえて、営業所からの出庫や当時間等を踏まえて、営業所からの出庫や送運行を対いても、列車についても、対率的な運行をせずに営業運行を行い、効率的な運行をせずに営業運行を行い、効率的な運行を行っているところでございます。	D

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	1 (1) 20 効率的・効果的な 登戸土地区画整理 事業の実施及び清 算に向けた検討	・登戸土地区画整理事業において は、学生が多いという特色を活か して地域と学生が連携したまちづ くりが有効であると思います。ま た、子どもの意見を多くとりいれ 市民が親しみやすい整備が必要だ と思います。	・登戸土地区画整理事業は終盤を迎えており、令和3 (2021) 年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定し、更なるまちの魅力や賑わい創出に向けた取組を推進しております。 ・学生が多いということについては、多摩区の魅力であり、地域資源の1つであると考えており、子どもや学生、子育て世代、シニアなど世代を超え、「まち」に関わるすべての人が新たな価値を作り出し、魅力を創出するまちづくりを推進してまいります。	С
10	1 (1)21 放置自転車対策の 実施手法の見直し	・駅などの拠点に自転車のシェア リングを行うことにより、放置自 転車が減少していくのではと思い ます。実験による検証をしたらい かがでしょうか。	・これまで進めてきたシェアサイクル実証実験において、駅・公共施設等への移動に多く利用されたことで、アクセス性・利便性の向上などの効果が確認できたところでございます。 ・また、シェアサイクルは自転車を共有し活用することで所有自転車の総量の減少につながり、また、どこでも借りられて、好きな場所で返却できるサービスが定着していくことなどで放置自転車の抑制にも一定の効果が期待できるものと考えております。 ・実証実験の結果を踏まえ、シェアサイクルの民間事業者主体による本格運用を開始してまいりますので、この取組の中で、引き続き、利用状況や放置自転車の減少等の効果の検証を行ってまいります。	C

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	1 (1) 25 宮前市民館・図書館の鷺沼駅間の移転・整備に発動を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を	・新たな管理運営体制とはどのようないでは、 ・「新しいで国前市民館・図書館基館」でしょうか。 ・「新しいで国前市民館・図書館基館」では、や「今後の市民館が果たすにでは、ではかり、全体を考えない。 ・大のでは、やり、全体を考えない。 ・大のでは、やり、全体を考えない。 ・大のでは、からないのでは、からないのでは、からないのでは、ではないのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・新しい宮前市民館・図書館の管理運営計画の策定にあたっては、「今後の市民館・図書館を体の効率的・効果的な管理運営手法の検討状況を踏まえ、サウンディング型市場調査における民間事業者等の提案やワークショップ等でいただいた市民意見なども参考にし、施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理や、求められる多様なニーズへの柔軟な対応、地域特性に応じた事業・サービスの推進など、効率的・効果的な管理・運営手法等の検討を、今後、進めてまいります。	D
12	1 (2) 2 行政手続のオンラ イン化・窓口等の キャッシュレス化 の推進	・活動指標の「キャッシュレス決済 施設・窓口」は、期首時点での既存 の決済施設・窓口数、評価時点での 決済施設・窓口数及びそのうちの キャッシュレス対応のもの、とし てはどうでしょうか。 ・また、目標 60 としている中で、 母数を明確にすべきではないでし ょうか。	・本改革課題の成果指標としては、「キャッシュレス決済比率」としており、「キャッシュレス決済施設・窓口数」については、本改革課題の活動指標として設定したもので、導入比率を表わすことは想定しておりませんが、市民のニーズや効果・課題を踏まえて、可能な限り多くの施設・窓口において導入を図る観点から、60施設・窓口と目標値を設定したものでございます。	D

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	1 (2) 2 行政手続のオンラ イン化・窓口等の キャッシュレス化 の推進	・成果指標の「キャッシュレス決済 比」は期首時点における年間決済 数、評価時点での年間決済数及び そのうちのキャッシュレスによる ものとしてはどうでしょうか。	・本改革課題においては、計画期間内において、可能な限り多くの施設・窓口において、キャッシュレス決済の導入を図るため、活動指標として60施設・窓口における導入という目標値を掲げる中で、キャッシュレス決済の利用促進とともに、現金取扱い業務の効率化の効果を測る観点から、キャッシュレス決済を導入した使用料・手数料等の決済額全体に対するキャッシュレス決済の比率を成果指標として設定したものでございます。	D
14	1 (3) 1 民間活用手法の効 率的・効果的な導 入に向けた取組	・市の施設について、安易な民間への運営形態の変更は、慎重に検討してください。 ・また、効率的・効果的なサービスが、サービス内容の質の向上になるかどうか、サービス内容を市民目線で検証してください。 ・市が民間活力を導入しようとしている施設については、今後どのように運営しようと考えているのかが問われますので、その施設の目的及び使命をどのように考えているのか、また、それは市民に受け入れられているのか、予め示すようにしてください。	・民間活用にあたりましては、市として国の定める「優先的検討プロセス」なども踏まえ、慎重に検討を行っており、また、民間が実施・提供するサービスの質や安全性(継続性)の確保、そして必要な見直しを行うためモニタリング等を実施することとしております。 ・新たに民間活力を導入する施設などにつきましては、その計画において本市の考え方を示すとともに、パブリックコメントを実施するなど市民の皆様の意見をお聞きしながら適切に進めてまいります。	С
15	1(3)3 新たな博物館、美術館の効率的・効果的な整備に向けた検討	・市民ミュージアムについて、令和元 (2019) 年度の東日本台風の影響により発生した被害だけでなく、そこに至るまでの「運営計画」や「実際の運営」、「学芸員の職員配置」や「行政の管理体制」等を含め、当時の対応に係る検証結果をきちんと示してください。また、それを踏まえた上で、市が博物館・美術館を運営する上での方針を示してください。検証がない限り、新しい計画は難しいものと考えます。	・令和元年東日本台風に係る当時の対応 等については、令和2 (2020) 年4月に取 りまとめた「令和元年東日本台風における 市民ミュージアムの対応に係る検証報告 書」において、検証結果や今後の対策等に ついて、お示ししております。 ・今後は、被災の事実を踏まえ、新たな博 物館、美術館の設置に向け、基本構想及び 基本計画の策定を進めるとともに、財政的 効果の創出や市民サービス向上の視点か ら民間活用の導入可能性を検討し、方向性 を決定してまいります。	D

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	2 (1) 5	・教職員の定年引き上げの記載を	・教職員の働き方・仕事の進め方改革につ	D
	学校教職員の働き	する必要を感じます。体力や健康、	いては、教職員が心身ともに健康を維持	
	方改革に向けた取	家族の介護などの状況に応じた、	し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂	
	組	多様な働き方を支える学校運営や	行できるようにすること、授業や学級経	
		同僚の協力性が大切です。管理職	営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層	
		と職員が適切な意思疎通をはか	専念できる環境を整えていくことが重要	
		り、協力して働きやすい職場を作	であると考えております。	
		っていくことが必要です。	・今後も学校における業務改善や支援体	
		<ul><li>教職員の負担軽減に向けた具体</li></ul>	制の整備、学校を支える人員体制の確保等	
		的な取組が必要です。部活動指導	教職員の負担軽減の施策を実施するとと	
		員は競技に応じて複数配置が必要	もに、教職員自身が個人や家庭で過ごす時	
		です。	間を確保し、心身ともに健康で、ゆとりや	
		・事務支援員は、教職員の働き方改	誇りを持って働くことができるよう、一人	
		革の上で有効です。複数配置をぜ	ひとりが自身の働き方を見つめ直すため	
		ひお願いしたいと思います。	の意識改革を推進することで、学校教育の	
		・アレルギー対応や食の安全、感染	充実を図ってまいります。	
		対策の必要性が増していることか		
		ら、栄養教職員の全校1名配置と		
		養護教諭の複数配置が必要です。		
		・多様な悩みや複雑な家庭環境の		
		子どもたちが増えており、適切に		
		寄り添い対応ができるようにスク		
		ールカウンセラーの配置拡充が		
		小・中・高校において必要です。		
		・ワークライフバランスをする上		
		で、教職員の相談や働き方をコー		
		ディネートする専門家の配置が必		
		要です。		
		・到達目標の「教職員の高いモチベ		
		ーションを維持したまま」の記載		
		に疑問を感じます。ゆとりを持ち、		
		ワークライフバランスを大切にし		
		ながら働けることが大切です。		
		・病休やメンタルなどが発生し学		
		校現場に欠員が生じた場合、他の		
		教職員に負担がかかり、学校教育		
		力の低下につながります。財政上		
		のマイナスを出さないため、の働		
		きやすい職場づくりが大切です。		

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	2 (2) 1 業務プロセス改革の推進	・「活動指標」として、「情報システム総数(川崎市情報セキュリティ基準が規定する情報資産台帳に基づく)」や「情報システムに関連する総経費」を追加してはどうでしょうか。 ・また、情報システム経費重複解消効果を推し測るため、「活動指標」として、「川崎市関連ウェブサイトのドメインの総数」を追加してはどうでしょうか。 ・さらに、情報システム経費重複解消効果や電子申請をする市民等側にとっての川崎市電子申請「総体」に要する手間を推し測るため、「活動指標」として、「川崎市電子申請手続に用いられているIDの種類の総数」を追加してはどうでしょうか。	・行政情報システムの更改予定を令和9 (2027)年度としていることや、基幹業務 システムの標準化・共通化等の国が主導する取組については、今後、具体的に示される事項が多いことなどから、本プログラムの計画期間内において、システムに関係する数値を予見し、適正な目標値を設定することは困難であると考えております。 ・そうした状況も踏まえ、今般の改革課題においては、職員の業務をより専門性の高い業務へ転換させるという趣旨から、時間の効果を成果指標として設定しております。	D
3	2 (3) 29 学校給食調理業務 の委託化	・学校給食調理業務においては、安全衛生の管理水準や給食の質を確保するために、十分な専門的技能と知識を有した人的配置が必要です。給食事務も多いことから専門の栄養士の1校1名配置が必要です。また、調理に安全に集中できるよう空調や調理器具の改善など、環境整備が必要です。	・学校栄養職員の定数改善については、今後も国の法改正による定数措置等を求めてまいります。 ・また、給食室の空調整備や調理器具の改修については、相応の期間や費用が必要となることから、給食室自体の増改築や内部改修の際に整備を検討してまいります。	D
4	2(3)30 市民館等の効率 的・効果的な管理 運営手法の検討	・人口比率を考えた場合、各区に複数の市民館やホールが必要なのが実態です。財政的な課題もあり、すぐに整備できませんが、既存の施設を随時市民館にしていくなど計画を立てた方が良いと思います。	・現在、市内に新たな市民館等を整備する計画はございませんが、市民の多様なニーズへの対応を図るため、学校施設の有効活用などにより市民の生涯学習の場の提供を行うとともに、ICTを活用したオンライン講座や出張型の学級・講座等を開催するなど、地域の身近な場所での学びの場づくりや他施設等との連携による学習機会の提供等を行ってまいりたいと考えています。	Е

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	2 (3) 31	・図書館においては、「充実した資	・図書館等の管理・運営手法の検討に当た	D
	図書館等の効率	料構築」、「様々な種類の図書館や	っては、従来からの事業・サービスを引き	
	的・効果的な管理	関係機関とのネットワークを駆使	続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館	
	運営手法の検討	した資料・情報の検索」、「資料やネ	のあり方」に基づき、新たなニーズ対応す	
		ットワークを活用した利用者の質	る事業・サービスの提供による施策の底上	
		問に対するレファレンスによる利	げを図るため、市職員が企画や新たな取組	
		用者の質問や疑問の解決」等によ	に一層注力できる体制の構築に向けて、民	
		り、更なる利用者の呼び込みにつ	間活力の更なる活用の検討を進めます。	
		ながります。また、こうしたサービ		
		スについては、専門の司書資格を		
		持つ正規職員が行うものです。		
		・しかしながら、市は、効率化のた		
		めに正規職員を減らし、民間委託		
		を導入したため、資料案内やレフ		
		ァレンスに応えられる職員が限定		
		され、利用者が気軽に求められま		
		せん。効率的・効果的と謳って導入		
		した民間委託の弊害が、こういう		
		結果をもたらしていることを認識		
		してください。		
		・その上で、更なる効率的・効果的		
		な管理運営体制を求めることがど		
		ういうサービス実態をもたらす		
		か、厳正に検証してください。サー		
		ビスを後退させるような管理運営		
		計画を認めることはできません。		

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	2 (4) 4	・市の返礼品について、市民が対象	・本市のふるさと納税返礼品は、総務省が	В
	ふるさと納税制度	でないこともあり、どんなものが	定める「地場産品基準」とともに、「川崎な	
	の取組の推進	あるかも知らないまま、市民自ら	らでは」「川崎らしさ」を体感できるもの	
		が「市には魅力的な返礼品がない	で「地域経済の活性化や本市の魅力のアピ	
		(あるはずがない)」などと吹聴し	ール、イメージ向上、観光誘客に資するも	
		てしまっているように思います。	の」を基準としており、「かわさき名産品」	
		・市のふるさと納税の返礼品のP	のほか、「かわさきマイスター」や、「かわ	
		Rについて、市外の納税者だけで	さき農産物マップ」など、市の様々な取組	
		なく、市民にも十分認知してもら	と連携して相乗効果が得られるよう、情報	
		えるよう、返礼品を扱うイベント	収集・交換等に積極的に取組んでいます。	
		を開催するなど、市民の購買に繋	・返礼品事業者にも、ホームページやSN	
		げる取組や市民が自らPRしたく	S、店頭で「ふるさと納税返礼品」である	
		なるような取組を行ってくださ	ことを積極的にPRすることを通じて、市	
		V) <sub>o</sub>	内外問わず認知を広げ、販売促進の手段の	
			1つとして活用していただくようお願い	
			するとともに、市としてもテレビ番組や新	
			聞、雑誌、インターネット広告などを通じ	
			て、返礼品を市内外に紹介しています。	
			・新型コロナウイルス感染症の状況や、ふ	
			るさと納税制度自体の認知が広がること	
			による市税流出の影響も懸念されること	
			から、現時点ではイベントの開催は予定し	
			ておりませんが、市民の皆様の身近なとこ	
			ろにも魅力ある返礼品が多数あることを	
			周知し、直接手に取って、あるいは体験し	
			ていただけるよう、今後も引き続き取り組	
			んでまいります。	
7	2 (4) 10	・学校給食の公会計化については、	・今後も各学校の意見を踏まえながら、更	С
	学校給食費の確保	学校現場の課題や意見を聞き取る	に効率的な手法を検討してまいりたいと	
	に向けた効率的・	   中で有効な制度を検討し、定着さ	考えております。	
	効果的な取組の推	せていくことが必要です。		
	進			

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	2 (5) 11 いこいの家・いき いきセンター等の 効率的・効果的な 利活用・管理運営・ 更新の検討	・「従来の中学校区単位の施設整備 方針から、機能面に着目した展開 を図っており、第1弾として生涯 学習プラザでシニア向け無料開放 デーを実施しています。」とありま すが、いこの家のどの機能面に 着目したら、「生涯学習プラザでシ ニア向け無料開放デー」になるの でしょうか。 ・結局、総合自治会館跡地にいこい の家を建てられなかったことに対 する後付けの理由ではないでしょ うか。 ・また、部屋の不便さや不十分さを 理解されているのでしょうか。	・平成31 (2019) 年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画 (IRAP)」では、これまで中学校区に1か所を基本に整備を進めてきたいこいの家について、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていくこととしております。 ・いこいの家は高齢者のふれあいやいきがいづくり、介護予防機能を持つ施設であることから、上記の考え方を踏まえ、令和2 (2020) 年10月から生涯学習プラザにおいて週2日のシニア向け無料開放デーを開始したところでございまして、こうした、いこいの家の機能を展開することで、高齢者を含む地域住民の通いの場の創出に取り組んでいるところでございます。・引き続き、既存施設の活性化に加え、中学校区等の区域に捉われずに、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開していくための取組等を、関係局区と連携しながら推進してまいり	D
9	2 (5) 15 学校施設の保有最 適化・有効活用の 検討・推進	・教室シェアリングにおいて、学校 は児童・生徒の学習環境の場であ るため、貸し出しにあたっての許 可の基準を決めておく必要があり ます。施設の破損が起きたりして 学習に支障がきたしてはいけない し、また子どもたちの個人情報も 十分に守られる必要があります。	ます。 ・地域が学校を活用する『教室シェアリング』につきましては、放課後から夜間、土日祝日など、これまでの仕組みでは十分に活用されていない学校の特別教室等を地域で自由にタイムシェアすることを目指す取組であり、誰もが安心・安全に学校施設を利用することができるよう、民間事業者のアイデアやノウハウ等を活用しながら、ルールや仕組みづくりを検討してまいります。	С

#### (4) 取組3「多様な主体との協働・連携の更なる推進」に関すること

## (4)取組3「多様な主体との協働・連携の更なる推進」に関すること

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	3 (3) 1	・台風や地震・火災など災害が起き	・災害への備えに関する啓発等の自助の	D
	地域防災力の向上	た場合に、その被害が拡大した場	向上に向けた取組と、地域の多様な主体に	
	に向けた取組の推	合に財政的な損失は大きなものと	よる支え合い等の共助の取組を進めるこ	
	進	なります。そのため事前に減災に	とで、地域防災力の向上に努めてまいりま	
		むけた環境整備に十分に予算をか	す。	
		けて行えば、将来的には財政上の	・また、公助の取組として、参加型の実践	
		負担や損失を減らすことにつなが	的な各種訓練を実施するとともに、指定避	
		ります。普段よりハザードマップ	難所における備蓄倉庫を整備するほか、ハ	
		にもとづき巡回や改修をしたり、	ード面での整備を行うなど、防災対策の取	
		役所による訓練や備蓄倉庫の整備	組を総合的に進めてまいります。	
		を進めていくべきと思います。		

## (5) 取組4「庁内の人材育成と意識改革」に関すること

## (5)取組4「庁内の人材育成と意識改革」に関すること

No.	課題名	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	4 (2) 3	・デジタル化が進む中で高齢者の	・区役所は、身近な地域の総合機関として	С
	区役所における行	利用が困難な状況もあり、デジタ	市民目線に立った利便性の高い行政サー	
	政のプロフェッシ	ル利用の格差が生まれる可能性が	ビスの提供や地域課題の解決に向けた取	
	ョナルの育成	あります。区役所などに ICT の専	組を推進しています。	
		門家を置き適切に対応できる仕組	・デジタル化の推進にあたっては、誰もが	
		みが必要です。	デジタル化の恩恵を受けることができる	
			よう、「デジタルデバイド(情報格差)対	
			策」の取組が重要であると考えておりま	
			す。	
			・デジタル機器の操作に不慣れな方でも	
			サービスの利用に支障がないよう、区役所	
			等の窓口に手続をサポートするための支	
			援員を配置する等の対策を実施するとと	
			もに、NPO 法人、地域のデジタル人材、ICT	
			関連事業者との連携や、国の事業を活用し	
			て、デジタル機器の利用を促進し、支援す	
			る講座の開催など、全ての市民がデジタル	
			化の恩恵を受けることができる社会の実	
			現に向けたデジタルデバイド対策に取り	
			組んでまいります。	

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	・遺伝子汚染の影響が広がったら農家も困ります。川崎市にも数少ない伝統的な種子や作物があります。 ・大分県ではオーガニック給食に取り組み、子育て世帯の移住者も増えました。また、千葉県いすみ市でも有機給食に取り組んでいます。さらに、今治市では、農と食を守るまちづくりで独自に条例を制定しています。 ・川崎市も市独自で条例を制定し、地域で食と農を守り真の持続可能へと転換していかなければならないと思います。	・本市におきましても「川崎市農業振興計画」に 基づき、地産地消を積極的に進めており、市立中 学校の学校給食に市内産農作物を一部食材とし て提供する取組を進めております。 ・このような取組は、市内産農作物の PR ととも に、食育の観点からも重要なものと捉えており、 引き続き安全面には十分に注意しつつ継続して まいりたいと考えております。 ・また、学校の教育課程編成において、栽培活動 をどのように行うか、どのような品種を扱うかに ついては、各学校が判断することになっておりま すので、配布依頼があった際には、この原則を踏 まえながら、適切に対応してまいります。	E
2	・気候変動が強まっている中、これまで以上に自 然環境の破壊を軽減させていかなければ、自然災 害も増すばかりですし、持続可能な未来は不可能 だと思います。 ・再生可能エネルギーだけでなく、根本的な問題 に取り組んで頂きたいと切に願います。	・昨今の気候変動問題の危機的状況を踏まえ、令和3 (2021) 年度末に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標の設定や、施策を位置づけ、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてまいります。	Е
3	・今、市が最も重視し、緊急に取り組むべきは「自然の回復」と「地球温暖化の阻止」です。 ・「自然の回復」では、特に、「廃プラスチック」 の廃棄をゼロに、また、「地球温暖化の阻止」では、 各企業に大幅な炭素ガス削減対策を実行していいただき、その成果を市が全国に示すべきです。	・昨今の気候変動問題の危機的状況を踏まえ、令和3 (2021) 年度末に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、プラスチック資源循環施策の強化・拡充や、事業者の温室効果ガス削減に向けた施策を位置づけるとともに、計画の進捗状況について、年次報告書として取りまとめ、公表してまいります。	E
4	・無料でできるPCR検査場をつくってください。	・新型コロナウイルス感染症に関する検査については、これまで国において検査の医療保険適用や唾液を用いた PCR 検査の導入、抗原検査キットの導入など、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備が進められてきたところでございます。 ・本市においても、県と連携して、市内高齢者施設等の従事者に対する PCR 検査を無料で行う等、検査の拡大を図ってまいりました。 ・今後についても、国の動向を注視し、神奈川県と連携を図りながら対応してまいります。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	・食一つ取っても安全ではなく年々増す気候変動	・ゲノム編集技術応用食品については、「ゲノム	E
	も人間達が作り上げた環境破壊です。来年度には	編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取	
	ゲノム編集苗が小学校へ、差来年度には障害児施	扱要領」(令和元年9月19日大臣官房生活衛生・	
	設へと無償配布され、子どもたちの食の安全も置	食品安全審議官決定) において、食品衛生上の取	
	き去りになっている現実があります。食も水も生	扱いが定められており、必要な届出又は、安全性	
	きる上で一番大事なことです。	審査を経て流通されることになっております。	
	・ゲノム編集苗を配布してしまえば、子どもたち	・また、学校の教育課程編成において、栽培活動	
	は安心して健全に成長していくことすらできま	をどのように行うか、どのような品種を扱うかに	
	せん。何としても市内の小学校、障害児施設には	ついては、各学校が判断することになっておりま	
	配布させないよう、市独自で食い止めてくださ	すので、配布依頼があった際には、この原則を踏	
	V <sub>0</sub>	まえながら、適切に対応してまいります。	
6	・小児医療費助成を中学生まで実施してくださ	・小児医療費助成制度については、これまで、助	Е
	V <sub>o</sub>	成対象年齢の拡大と所得制限額の緩和を進めて	
		おり、通院助成対象年齢に関しては、平成 29	
		(2017) 年4月に、学齢期における心身の成長の	
		一つの区切りである小学校6年生まで拡大しま	
		した。さらに、中学卒業までを対象とした入院医	
		療費助成については、平成31(2019)年1月に所	
		得制限を廃止したことにより、一定の充実が図ら	
		れたものと考えております。	
		・今後も持続可能な制度として着実に運営して	
		まいります。	
7	・住民合意のない再開発は行わないでください。	・再開発計画に関する地元への周知については、	E
		事業進捗に伴い、計画が決定されるよりも早い段	
		階で情報提供の場を設けるとともに、都市計画法	
		や環境影響評価に関する手続における説明会の	
		ほか、任意の説明会を開催するなど、地元住民等	
		に対して再開発計画の周知を図り、丁寧な説明を	
		行ってきたところです。	
		・今後の開発につきましても、こうした取組によ	
		り、市民の皆様に御理解をいただけるよう努めて	
		まいります。	

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	・下小田中地域、井田2丁目など交通難民を考慮	・本市におけるコミュニティ交通については、地	Е
	したコミュニティバス路線を実現してほしいで	域住民により設立された協議会が主体となり、本	
	す。	市で検討する際のガイドラインである「地域交通	
		の手引き」に基づいて導入に向けた取組を進める	
		こととしており、本市は、この協議会の取組に対	
		して、地域の課題や専門的な事項に対する積極的	
		な支援などを行っております。	
		・現在、これまでの「地域交通の手引き」に基づ	
		く地域の主体的な取組への支援を行う中で、的確	
		な需要把握や検討の長期化等の新たな課題が見	
		られることから、高齢化の進展によるニーズの高	
		まり等とともに、ICTを活用したオンデマンド	
		交通などの新技術の開発や、タクシーの運賃・料	
		金サービスに関する新制度の導入など、コミュニ	
		ティ交通を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、	
		「地域交通の手引き」における取組手順や支援内	
		容を見直すとともに、新技術・新制度を活用した	
		新たな取組について、検討を進めているところで	
		ございます。	
		・今後も、こうした新たな取組を進めることで、	
		コミュニティ交通の充実を図り、より利用しやす	
		い地域交通環境の形成を目指してまいります。	

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	・西加瀬(木月住吉町)は古くから住み続けてい	・本計画は環境アセスメント手続きの対象とな	Е
	る人が多く、落ち着いた街並みを形成してきまし	っており、事業者が地域交通など環境への影響を	
	た。	確認するとともに学識経験者及び市民で構成さ	
	・そこに巨大な物流センターができるなど、住民	れる環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評	
	にとっては信じられない状況です。	価に係る手続等を適正かつ円滑に推進すること	
	・さらに、多くの車両が出入りするなど、たとえ	となっております。	
	地域住民の交流施設ができたとしても、住民に与	・今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準	
	える環境破壊は計り知れません。	備書) の手続において、事業者による説明会が開	
	・住民の生活環境を悪化させるような計画は認め	催される予定であることから、周辺環境に関し	
	ないでください。	て、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまい	
		ります。	
		・また、交通計画については、交通管理者である	
		警察と協議し、安全対策などを適切に行いなが	
		ら、計画を進めることとなっております。	
		・本市といたしましては、民間事業者が進める計	
		画ではございますが、交通対策など周辺環境への	
		配慮について、事業者に働きかけるとともに、地	
		域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感	
		じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもな	
		る防災施設の設置など、地域とも共存できる施設	
		となるよう、土地利用誘導に取り組んでまいりま	
		<del>व</del> े °	
		・なお、法令等に適合している計画自体を中止さ	
		せることはできませんが、事業者に対して周辺住	
		民等への丁寧な対応を求めてまいります	

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	・大量の遊休地がある中で、西加瀬の物流センターの開発については、住宅居住区域の破壊につながるものと考えます。埋立地で行うべきではないでしょうか。	・本事業につきましては、平成30 (2018) 年度に 策定した「西加瀬地区における大規模工場跡地の 土地利用誘導の基本的な考え方」に基づき、これ まで事業者に対して、新たな産業や憩い空間の創 出の促進、地域の防災力の向上、周辺環境との調 和などを行うように誘導するとともに、計画段階 に応じて、周辺住民等に対して適切な対応を行う ように求めてきたところです。 ・今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準 備書)の手続において、事業者による説明会が開 催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 ・また、本市といたしましては、民間事業者が進める計画ではございますが、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるととも に、地域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所 にもなる防災施設の設置など、地域とも共存できる施設となるよう、土地利用誘導に取り組んでまいります。	E
11	・小杉駅周辺の高層マンションについて、現在計画中のものについては、中止してもらいたいです。	・これまで都市計画マスタープランと整合を図りながら、広域拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進してまいりました。 ・今後につきましても、都市計画マスタープラン等を踏まえながら、既存施設の更新や土地利用転換の機会を捉え、土地の計画的な高度利用を図り、拠点性を高める商業・業務、文化、交流、宿泊、健康増進、子育て支援や、都市型住宅等、様々な都市機能を適切に配置することで、広域拠点にふさわしい質の高い魅力あるまちづくりを進めてまいります。	E
12	・旧総合自治会館跡地について、川崎市の土地を 民間活用することには賛成できません。 ・子どもが自由に遊べる、老人が集える、女性た ちが趣味や会議に使える、そんな場所にして欲し かったです。また、温室の植物育成場所はあの場 所には必要なく、子どもたちには、土に触れると ころで体験して欲しいです。 ・市の土地を活用するのであれば、市民のために、 市民の声を聴いた上で活用して欲しいです。	・地域住民も含め市民の意見を把握することは 大変重要と認識しておりますので、これまでパブ リックコメントや地域住民や商店街の方々との 意見交換会などを通して地域の意見を把握しな がら取組を進めてきたところでございます。 ・今後も引き続き、適宜、市民意見の把握に努め てまいります。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	・学力調査、学習調査の学年拡大はやめてくださ	・昨年度の中央教育審議会答申では、教育データ	Е
	٧١°	の利活用を通して個別最適な学びと協働的な学	
		びの一体的な充実を図ることで、子どもたちの資	
		質・能力を育成することを示しております。	
		・本市におきましても、その趣旨を踏まえ、さら	
		なる教育活動の質の向上を目指しているところ	
		でございます。	
		・市学習状況調査は、これまで、小学校5年生と	
		中学校2年生の2学年で定点的に実施してきま	
		した。	
		・今年度、GIGA スクール構想がスタートしたこと	
		で、個人の学習進度や理解度に応じた指導を可能	
		とする環境が整ったことから、調査の対象を、学	
		習が難しくなり、つまずきが生じやすい小学校4	
		年生から中学校3年生までの6学年に拡充し、各	
		学年における学習のフィードバックを適切に行	
		い、学習内容の確実な定着につなげてまいりたい	
		と考えております。	
		・また、毎年調査を行うことにより、同一の集	
		団の学習履歴を経年で把握することが可能とな	
		るため、習熟の程度に応じた指導や集団による一	
		斉指導など指導方法の有効性等の分析も可能と	
		なるものと考えております。	

#### 「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」に関する 意見募集の実施結果について 令和4(2022)年2月

【お問い合わせ先】

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

電話: 044-200-2050 FAX: 044-200-0622

E-mail : 17manage@city.kawasaki.jp

## 「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」に関する 意見募集の実施結果について

#### 1 概要

「川崎市総合計画第3期実施計画」の令和4(2022)年3月の策定に向けて、「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、361 通 844 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、 及び御意見を踏まえて作成した「川崎市総合計画第3期実施計画 案」を合わせて公表します。

#### 2 意見募集の概要

・意見の募集期間 令和3 (2021) 年11月27日(土)から12月27日(月)まで

・意見の提出方法 FAX、郵送、持参、インターネット (フォームメール)、電子メール

・募集の周知方法 市政だより、市政だより特別号、市ホームページ、かわさき情報プラザ

各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館

総務企画局都市政策部企画調整課

市民説明会、出前説明会 等

#### 3 結果の概要

意見提出	出数(意見件数)	361 通(844 件)
内訳	インターネット・電子メール	82 通(194 件)
	FAX	129 通(365 件)
	郵送	34 通 ( 91 件)
	持参	110 通(159 件)
	説明会当日に提出されたもの	6通(35件)

#### 4 パブリックコメント意見の内容と対応

「川崎市総合計画第3期実施計画 素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、語句の説明を求めるもの、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、案に対する要望の御意見などが寄せられました。御意見を踏まえ、一部語句についての説明を追加するとともに、時点修正等の必要な修正を行った上で、「川崎市総合計画第3期実施計画 案」をとりまとめました。なお、提出された御意見のうち、「川崎市行財政改革第3期プログラム 素案」及び「資産マネジメント第3期実施方針 素案」に特に関係が深い意見については、同時期に実施している同素案に関する意見募集の実施結果にも参考として掲載しています。

#### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- Eその他

#### 【意見の件数と対応区分】

項 目		Α	В	С	D	Е	計
かわさき	10 年戦略に関すること	0	1	0	4	0	5
砂	基本政策1に関すること	0	3	6	126	2	137
政策体系別計画	基本政策2に関すること	0	5	3	196	4	208
系	基本政策3に関すること	0	6	1	31	1	39
計	基本政策4に関すること	1	4	16	328	3	352
曲	基本政策5に関すること	0	4	0	50	1	55
総論、進	行管理と評価、その他	0	1	2	45	0	48
合 計		1	24	28	780	11	844

#### (参考) その他、寄せられた意見

- ・市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問 18人(22件)
- ・その他の意見 2人(2件)

#### 【具体的な意見の内容と市の考え方】

(1)	かわさき 10 年戦略に関すること		4ページ
(2)	基本政策1に関すること		5ページ
(3)	基本政策2に関すること		22ページ
(4)	基本政策3に関すること		39ページ
(5)	基本政策4に関すること		47ページ
(6)	基本政策5に関すること		66ページ
(7)	総論、進行管理と評価、その他		7 1ページ
(参考	·) 市民説明会(令和4 (2021) 年 12 月 18 日開催)	における意	見・質問

(参考)市民説明会(令和4(2021)年 12月 18日開催)における意見・負問

・・・ 79ページ

(参考) その他の意見・質問

・・・ 86ページ

※次ページ以降の意見の要旨欄の文頭にある括弧内の番号等については、意見に関連のある 川崎市総合計画第3期実施計画素案の施策等を示しています。

#### (1)かわさき 10 年戦略に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(戦略1) 「みんなで守る強くしなやかなまち」の「R12にめざす姿」で、「自助・共助(互助)・公助の力が高まり災害に強く迅速に立ち直れるまち」とあるが、行政は公助を優先すべきであり、災害を起こさないまちづくりをめざすべきではないか。	本市におきましては、力強くしなやかなまちをめざし、地震・ 風水害等に対して、ハード・ソフト両面から取組を進めていると ころです。災害に対しては、このような公助の取組だけでなく、 いざという時に、一人ひとりが適切な避難行動をとることや、地 域の多様な主体による支え合いが重要です。 今後も、地域と行政が一体となって災害に立ち向かえるよう、 対策に取り組んでまいります。	D
2	(戦略2) かわさき 10 年戦略において「子ども の権利に関する条例」がどのように位置づけられているのか明確に記載する 必要がある。	「川崎市子どもの権利に関する条例」では、子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであり、社会に参加する権利があるとしており、第 29 条において「子どもの参加の促進」を規定しています。これを受け、かわさき 10 年戦略では、「子どもの意見表明の場の充実など、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた取組の推進」を記載しています。	D
3	(戦略4) 「もっと便利で快適な住みよいまち」を掲げることは歓迎するが、様々な交通体系の連携には、駅前機能の充実が必要。駅前にタクシー乗り場やバス停も無いような駅では交通ネットワークは構築できないため、駅前機能の整備や充実を施策にしっかりと位置付けるべき。 稲田堤駅では、町会が駅前のタクシー乗り場の設置を請願し、採択されたが、いまだに整備されていない。できるところから早く着手してほしい。	交通結節機能の強化につきましては、分野別計画である「川崎市地域公共交通計画」に基づき、駅前広場等の整備にあわせた乗換えの利便性向上に向けた取組を推進しております。 京王稲田堤駅前へのタクシー乗り場につきましては、タクシー事業者へのヒアリングを行い、夜間については一定の需要が見込まれておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による利用者が減少しており、車両を待機するまでの利用状況にはないと伺っております。 本市といたしましては、今後の利用状況とともに配車アプリの普及などの地域公共交通を取り巻く社会環境の変化を注視しながら、引き続き、地域交通環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。	D
4	(戦略5) 川崎には優れた技術を持つ企業や研究所が多く、将来に向けて大きな期待ができるが、市民が十分に気付いていない様子も見受けられるため、引き続き様々なイベントを通じて市民が誇れるようなものにしてほしい。	本市では、「新川崎・創造のもり」や「ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)」などにおける、先端分野の研究開発を通した市内の研究開発基盤の強化等をめざしており、イベント等を活用した情報発信に努めております。また、川崎臨海部の持続的な発展に向けて、イベントの開催や視察の受入等の情報発信につながる取組の推進などを通じて、臨海部の認知度・理解度向上に取り組んでいるところです。御意見は、こうした取組を引き続き進めていくにあたり、参考とさせていただきます。	В
5	(10 年戦略全体) めざす姿の実現のために具体的に何 をするのかが伝わってこないので、そ れを見える形で公表していただきた い。	かわさき 10 年戦略では「R12 (2030) にめざす姿」の実現に向けた「R7 (2025) の目標」の達成のため、第3期実施計画の各施策での取組を実施することとしており、具体的な取組の内容については政策体系別計画においてお示ししているところです。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(1-1-1) 災害の種類による被災状況、地域に よる違いがあるため、それぞれの地域 において、どのような災害リスクが想 定されるのか調査し、対策に取組む必 要がある。	地域ごとの災害リスクにつきましては、各種ハザードマップ(土砂災害、洪水、津波、内水)を作成し、被害が想定される区域を表示しており、リスクに対応した取組をハード・ソフトの両面から進めているところです。 災害時のリスクにつきましては、風水害、地震の災害種別やお住まいの地域のほか、家族構成、居住形態によっても異なるため、一人ひとりが、災害時に自分がとるべき避難行動を把握し、適切な行動をとっていただけるよう、啓発に取り組んでまいります。	D
2	(1-1-1) 大規模災害の被災後には情報収集や 連絡の手段が困難になる。正しい情報 や連絡が取れるような環境整備が必要 である。	本市におきましては、被災後の情報収集や連絡手段として、防災 行政無線やかわさき防災アプリ等、様々な媒体を活用した情報伝達 手段の整備を進めております。今後も避難所等の各施設及び市民の 皆様へ正しい情報伝達が行えるよう、環境整備に取り組んで参りま す。	D
3	(1-1-1) 避難場所での人権やプライバシーが 大きな課題となる。特に女性の安全面 を考慮した対策や相談窓口の設置が必 要である。	本市における避難所運営につきましては、自助、共助、公助による適切な運営をめざしており、公平を原則として、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など配慮が必要な避難者や男女双方の視点など、避難者の状況に応じて柔軟に対応することとしております。 避難所におけるプライバシーの確保については、大変重要と考えており、民間団体と協定を結ぶなど取組を進めているほか、避難所運営マニュアルにおきましても、女性への配慮や防犯対策等記載しており、事前の準備と体制づくりに取り組んでまいります。 また、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、防災基本計画等を踏まえ、令和3年度の地域防災計画(風水害対策編)の修正において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、役割を位置付ける予定でございます。	D
4	(1-1-1) 地震等の災害と感染症の複合的な災害が予想されるが、感染を防ぎつつ安全に避難できる対策が必要である。	災害時におきましては、避難所に避難者が集中し、感染リスクが 高まる可能性があります。災害時に自宅での安全が確保できない場 合については、まずは安全な親戚・友人宅やホテル等への避難を検 討いただくよう啓発に取り組んでいるところです。 また、避難所におきましては、検温、手指消毒、体調等に応じた スペース分けなどの感染症対策を行っておりますが、避難される方 に対しましても、マスクの着用や手洗いの徹底などの御協力をお願 いしているところです。 引き続き、避難者の分散、避難所での感染症対策の取組を推進し てまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	(1-1-1) 中原区の下沼部小学校や西丸子小学 校は地盤が低く、水害の避難場所とし てふさわしくない。地震と水害で避難 場所を区別するべき。	指定避難所につきましては、法令上の要件や地域の実情を踏まえ、限られた条件の中で指定をしており、本市におきましては、原則として市立学校等を指定しております。 しかしながら、災害の程度や地域の実情に応じて、住民が容易に避難できるよう指定避難所のほか、他の公共施設や避難所補完施設	D
6	(1-1-1) 高津区久末地区のプラザ橘を地域の 災害等の避難所に指定してほしい。	等を活用するなど柔軟に対応することとしております。	D
7	(1-1-1) 大規模災害では市が想定する避難場 所では対応できない。近隣のマンショ ンと協定を結び災害時に避難場所とし て利用できるようするべきである。		D
8	(1-1-1) 災害が 30 年以内に確実に起きると 言われているがそれに備える対策は十 分なのか。すべての町会に避難できる 広い公園はあるか。	激甚化・頻発化する風水害への対策や、首都直下地震への備え、 更には複合災害への対応など、大きな被害をもたらす災害への対応 力の向上を図るため、地域防災計画等、各種計画を推進し、ハード・ ソフトの両面から市の防災対策を進めてまいります。 なお、身近な街区公園の整備につきましては、「川崎市緑の基本 計画」に基づき、小学校区を基本に公園の確保に努めており、公園 が不足している小学校区を優先して取組を進めております。	D
9	(1-1-1) 自助・共助を強調し、行政の果たす べき役割を回避しようという姿勢は改 めるべきである。	本市におきましては、力強くしなやかなまちをめざし、地震・風水害等に対して、ハード・ソフト両面から取組を進めているところです。災害に対しては、このような公助の取組だけでなく、いざという時に、一人ひとりが適切な避難行動をとることや、地域の多様	D
10	(1-1-1) 自助・共助について記載されている が、公助が欠けていて水害が起きた。 その統括もせず自助・共助と言われて も説得力がない。	な主体による支え合いが重要です。 今後も、地域と行政が一体となって災害に立ち向かえるよう、対 策に取り組んでまいります。	D
11	(1-1-1) 多摩川の危険個所を公表し、それに 対する具体策を国に明らかにさせるよ う市の責任で要請すべき。	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所におきましては、洪水等に際して特に注意が必要な箇所を「重要水防箇所」としてホームページ等で公表しております。また、本市が公表しているハザードマップや浸水実績図等により、危険個所を御覧いただけます。引き続き、国や県等の関係機関と連携し、被害軽減に向けた対策を進めてまいります。	D
12	(1-1-1) 自主防災組織の主体となる町内会は 会員の減少や高齢化が進み、自主防災 組織を作れる環境にない。また行政と 町内会で進める防災訓練は、啓発の意 味はあるが本来の目的を達成できてい ないため、本番を想定した訓練が必要 である。避難場所や規模など経験や訓 練を積む必要がある。	自主防災組織の結成につきましては、町内会等の住民組織を基本 単位としております。しかし、その活動区域、地形、面積、構成世 帯数の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るた めに、マンション単位など地域を分割した結成についても認めるな ど、地域における防災力の向上に努めております。引き続き、近隣 住民との良好な関係が構築され、地域一体となった防災活動につな がるよう取り組んでまいります。 また、防災訓練につきましては、これまでの自然災害での災害対 応や教訓等を踏まえた体験型訓練の他、実際の施設を使用した避難 所訓練等を実施しております。今後も、地域特性や参加団体の状況	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		に応じた、様々な災害対応訓練を企画・実施できるよう取り組んで まいります。	
13	(1-1-3) 国や市が幹線道路沿いのマンション 等に対して、耐震診断の実施を求めて いるが、診断を受けても工事に対する 補助金が少なく、対策が進まない。よ って、工事にあたっての補助金を増や すように、国と県に要望するべき。ま た、川崎市においても補助金を増やすべき。	耐震診断を義務付けた沿道建築物につきましては、令和7年度に おける特定建築物の耐震化率の目標達成に向けて、これまでの耐震 設計や耐震改修に対する助成に加え、令和3年度から支援メニュー を拡充し、新たに除却や段階的耐震改修に対する助成も行うことに より、所有者等の個別の事情に応じた耐震化の取組を支援している ところであり、今後も着実に特定建築物の耐震化促進に向けた取組 を進めてまいります。 なお、国と県に対しては、十分な財政措置を講ずるよう、予算編 成に対する要請を行っているところです。	D
14	(1-1-5) 水害対策は多摩川全体をどうするかが重要。国、県、流域の市町村と連携した対策が必要だが、計画からは読み取れない。	多摩川につきましては、令和元年東日本台風の水害を踏まえ、令和元(2019)年12月に、国、都、県、市区で構成する「多摩川下流部右岸・多摩川下流部左岸・多摩川上流部大規模氾濫減災協議会多摩川下流部減災対策部会」を設置し、同部会において、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめ、令和元年東日本台風と同様の洪水が発生した場合等において、国と地域が連携し、「河川における対策」、「流域における対策」および「ソフト対策」の組み合わせにより、社会経済被害の最小化をめざしております。「河川における対策」では、国が多摩川において、198万立方メートルの河道掘削や樹木伐採、堤防整備、既存ダムの洪水調節機能強化などに取り組むこととしております。今後も引き続き、国や流域自治体が一体となり、流域全体の治水安全度の向上と被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを実現してまいります。	D
15	(1-1-5) 多摩川に関連する施策は「流域治水」の立場から議論されているが、議論の結果を待って動き出すのではなく、直ちに必要な対策を今から進めるべきである。市内の浸水被害は、多摩川の決壊・越水による被害発生と、内水氾濫による浸水被害の発生である。そこで、多摩川への出水抑制を図るため、公共施設(学校のグラウンド等)等を利用した大規模貯留施設を設置すべきと考える。	多摩川につきましては、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」を推進するため、流域協議会で協議し、流域全体で実施すべき「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興の対策」からなる流域治水の全体像を、令和3(2021)年3月に「多摩川流域治水プロジェクト」として、とりまとめました。国土交通省では、令和元年東日本台風の水害を踏まえとりまとめた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、被害の軽減に向けた治水対策として、河道の流下能力の向上に向け、国道1号付近より下流部の区間と、東名高速多摩川橋付近より上流部の区間において、令和6(2024)年度までに198万立方メートルの土砂掘削を行い、水位の低減を目的とした河川における対策や樹木伐採、堤防整備、既存ダムの洪水調節機能強化などを実施しております。本市といたしましては、河道掘削等については流下能力を向上させる取組であり、浸水対策として有効な対策であると考えておりますので、令和4(2022)年度の国の予算編成に対し、河川管理上必要な箇所の河道掘削等について、引き続き、要請したところです。また、洪水時、一時的に流域内で雨水を貯留できるよう公共施設などの既存ストックを活用した流出抑制対策を進めるなど、今後も引き続き、国や流域自治体と連携し、多摩川の治水安全度の向上に取り組んでまいります。	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
16	(1-2-1) 犯罪被害者支援とは具体的にどのようなものか。本当に実施しているのか。	本市におきましては、平成 20 (2008) 年に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員(警察 0B) が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っております。令和4 (2022) 年4月の「犯罪被害者等支援条例」の施行後は、犯罪被害者等に特化した経済的支援や日常生活支援等を実施する予定となっております。	D
17	(1-2-1) 川崎市は自衛隊に名簿提供を行って いるが、市民の個人情報を守ってほし い。 (同趣旨 他1件)	自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に基づく事務として、また当該事務に係る資料提出は、地方自治法及び地方自治法施行令で定める第1号法定受託事務として、自衛隊法施行令第120条に基づき実施しておりますので、今後も、関係法令に基づき適切に実施してまいります。	D
18	(1-2-3) 中野島駅の北口改札を時間限定では なく、どの時間でも利用できるように してほしい。	JR南武線中野島駅の北側にある臨時改札口につきましては、橋上駅舎化までの暫定施設として、特に朝夕の通勤、通学時間帯の踏切通行者の安全対策を図ることを目的に、開設時間を設定したものでございます。 開設時間の延長につきましては、維持管理の費用負担などの課題がございますが、JR東日本と協議調整を行っているところです。	С
19	(1-3-1) 生田浄水場を復活させてほしい。わざわざお金をかけて、遠くの水を利用したくない。災害時にも不安。 (同趣旨 他9件)	生田浄水場(上水道施設)につきましては、施設が古く最も老朽化が進行していたこと、地盤の低い地区にあり、地下水の汲み上げや配水池への送水にポンプを使用するため、電力を多量に消費すること、水源が市街地にある浅井戸で水質に不安があることなどから、平成28(2016)年に廃止したもので、現在、生田浄水場の復活等は考えておりません。本市におきましては、自己浄水場である長沢浄水場の浄水と神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)からの受水により、市内の水需要に対して十分な水量を確保しており、安定的な給水が可能となっています。 長沢浄水場は、耐震化や覆蓋化が完了していること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下での送水が可能なことから、災害に強く、環境に優しい浄水場であると考えております。また、企業団は、最も後発の水源開発であり、施設が比較的新しく、県内の主要水源である相模川と酒匂川の2水系の水を、広域的立場から有効かつ的確に運用できるよう施設の配置がなされており、水源水質事故や渇水等に強く、本市の安定給水を確保する上で有効と考えております。 水質につきましても、本市及び企業団において水源から蛇口まで徹底した水質管理を実施しており、水質基準に適合した良質な水道水を供給しておりますので、安心して利用いただけます。今後も継続して、安全でおいしい水を安定供給していくため、施設・管路の更新及び耐震化や、応急給水拠点の整備、水質管理の徹底などの取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
20	(1-3-2) 多摩川は下水を流した川にも関わらずきれいで、鯉や鴨など何種類もの生き物がいることに驚いた。川崎市が世界の水の浄化に貢献していることも素晴らしく、他県の手本になれると思う。	下水道事業につきましては、下水道の普及促進を積極的に推進してきた結果、下水道処理人口普及率は約 99.5% (令和 2 (2020)年度末)となり、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。これら下水道の整備により、河川の水質は改善されてきたところでございます。 引き続き、「地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す」ことを実現するため、着実に取組を進めてまいります。	В
21	(1-3-2) 内水氾濫に備えるため、川崎・幸・中原区等にある各排水ポンプ場の排水能力をアップし、多摩川が中規模程度の出水時や水位低下時にポンプ排水を行うことによって、内水氾濫を解消させるべきと考える。内水ハザードマップで明らかになった浸水地域の内水排除を促進するために、この排水ポンプ施設を利用することができると考える。	川崎区・幸区・中原区を含む市内のポンプ場につきましては、現在、5年確率降雨(時間雨量 52mm)に対応した排水能力を有しております。 また、浸水リスクの高い重点化地区については、10年確率降雨(時間雨量 58mm)にグレードアップした施設整備を進めているほか、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」の要件を満たす地区では既往最大降雨(時間雨量 92mm)においても床上浸水とならない対策を進めております。 こうした下水道施設の整備により、多摩川高水位時や現在の下水道施設の排水能力を超える降雨においても、一定の内水排除ができるものと考えております。	В
22	(1-3-2) 令和元年東日本台風での大きな被害についての原因と対策が求められている。市が樋門ゲートを閉めなかったことによる水害に対しての反省がなければ、同じ過ちを繰り返すのではないか。	排水樋管周辺地域における浸水対策につきましては、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、排水樋管ゲートの改良や操作手順の見直し、排水ポンプ車の導入等、これまでに実施してきた即効性のある短期対策の取組効果を着実に発現できるよう、適切な運用に努めているところでございます。引き続き、浸水被害を踏まえた対策を着実に進めてまいります。	D
23	(1-3-2) 市長は令和元年東日本台風の被災地に出向き、被災者と対話したのか。浸水被害は管理者が水門を閉鎖しなかったことで、多摩川からの水の逆流によって起こされたことは明らか。現場に赴き、被災者ときちんと向き合っていれば、裁判までしなくても済んだのではないか。	令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域における浸水につきましては、浸水原因等の検証と短期対策及び中長期的な対策の方向性についての検証を行い、令和2 (2020) 年4月に検証結果を公表しました。その後、同年7月から上下水道局を含む関係局区が連携し、住民説明会を実施し、直接地元住民の方々の御意見を伺いました。 令和元年東日本台風当日の排水樋管ゲートの操作につきましては、排水樋管周辺地域で降雨が確認されていたことに加え、気象庁から神奈川県内に大雨が降る見込みとの予報が出ており、ゲートを閉鎖することにより内水氾濫が生じる可能性があったことから、ゲート開を維持する判断を行ったものでございます。 引き続き、浸水被害を軽減する取組を地元住民の方々の理解を得ながら進めるとともに、国や他の流域自治体とも連携しながら、河川水位の低下など多摩川流域全体の安全度の向上と被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを実現してまいります。	E
24	(1-4-1) 地域包括ケアシステムの構築の考え方 に賛同する。	少子高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害者の更なる増加が見込まれることから、引き続き、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めてまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
25	(1-4-1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済格差が拡大し、生活困窮者への支援が急務。NPOやボランティアによる支援には限界があるため、積極的な公助が必要。とりわけ、高齢化が進み、勤労者とのつながりが希薄になってしまう可能性があるため、地域の人材の主体的な参加を待つことなく、積極的に行政が取り組む必要がある。 (1-4-1) 新型コロナウイルス感染症の影響で貧困や格差が広がっており、実態を調べて困っている人に支援が行き届くようにしてほしい。	本市におきましては、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。そのためには、自助・互助・共助・公助の適切な役割分担が重要であると考えております。 こうした中、失業等で生活にお困りの方に関する公的な相談支援機関である「川崎市生活自立・仕事相談センター(通称だいJOBセンター)」におきましては、就労や家計管理、精神保健等の専門の相談員が生活に関する様々な御相談をお受けし、自立に向けた支援を実施しています。 引き続き、必要な方への公的な支援のほか、地域での助け合いや民間事業者によるサービス提供等、多様な主体の活躍による、よりよい支援の実現をめざして、行政による適切な地域のマネジメントに取り組んでまいります。	D
27	(1-4-1、2-1-4) 10万円の支援は、貧困層や仕事がなくなって困っている人に実施してほしい。	本市におきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することとしております。また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、国の基準に基づき、児童を養育している者の年収が児童手当の特例給付水準以上の世帯を除き、平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童を養育する方に児童1人当たり10万円の給付を行ってまいります。	E
28	(1-4-1) 行政区域を選択できるようにしてほ しい。近所に隣の区域の拠点があるが、 遠くの拠点には行きづらい。	本市におきましては、市民の皆様に身近な地域で適切にサービスが提供できるよう、様々な公共施設等を設置・運営しています。法令等で規定した場合を除き、行政区等に限らず、お近くの施設等を御利用いただくことが可能となっております。 また、地域包括支援センターなど担当地区を明確にすることで、地域の状況に応じた支援につなげている機関もございますが、お越しになることが難しい場合でも、電話で相談を受け付け、適切に支援につながるよう柔軟に対応しております。	D
29	(1-4-1、1-4-2) 計画には「デジタル化の推進」を掲 げる一方、医師・歯科医師・薬剤師・ 看護師・ケアマネージャー等が出席す る地域ケア会議や介護支援サービス担 当者会議などの各種会議は、旧態依然 の会議が進められている。多くの場合 は日中、医療職が担当患者の対応に当 たっている時間帯に、指定の会議室で 対面の会議を余儀なくされており、急	地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議等につきましては、様々な関係者の多角的な視点から御意見をいただき、個別課題の解決、地域のネットワーク構築等に資する検討を進めているところです。 会議の運営にあたりましては、関係者から適切な意見を聴取することは大変重要ですので、今後につきましても、御意見を伺いながら開催方法等を工夫してまいります。	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	患患者の為に都合がつかない場合が非常に多くある。市が関与するこれらの会議においては、ネット会議の開催を強くお願いしたい。		
30	(1-4-1、1-4-2) 周辺で孤独死が続いている。体調が悪い時など、一人暮らしの人を支援する制度を作ってほしい。24 時間「命」をサポートするシステムを医療機関や関係機関と連携して作ってもらいたい。	ひとり暮らし高齢者の更なる増加が想定される中、孤独死対策は 大きな課題と認識しており、本市におきましては、ひとり暮らし高 齢者等を対象とした緊急通報システム事業を実施し、24 時間 365 日、携帯型及び自宅設置型端末からの緊急通報を可能とし、必要に 応じて救急車の手配や警備員の現場駆付けを実施する取組を行っ ております。 また、宅配や店舗等の民間事業者と連携し、住民の異変に気づい た際に市に通報していただく「地域見守りネットワーク事業」など を展開しており、支援が必要な方を早期発見した上で、安否確認及 び必要な支援を行っています。 今後も、多様な主体と協働して各事業を推進し、地域全体でひと り暮らし高齢者を見守る体制を強化してまいります。	D
31	(1-4-1、1-4-2、1-4-3、2-1-1) 高齢者施策など、もっと福祉に温か い市政を求める。	本市におきましては、高齢者福祉につきまして、「かわさきいき いき長寿プラン」を策定し、超高齢社会の到来に備え、課題やニー ズを整理した上で、介護が必要になっても可能な限り、住み慣れた	D
32	(1-4-1、1-4-2、1-4-4) 高齢者や障害者への社会保障の充実 を望む。	川崎で暮らしていただくためのしくみづくりや介護サービス基盤 の整備など様々な施策を推進しております。 また、障害者福祉につきましては、「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定し、障害のある人もない人もお互いを尊重しな	D
33	(1-4-1、1-4-2、1-4-4、2-1-1)) いのちの平等等観点で、こどもやお 年寄りなど、福祉に温かい市政運営を お願いしたい。	がら共に支え合う自立と共生の地域社会の実現に向けて、各種施策を推進しております。 さらに、子ども・子育て支援を最重要課題として、待機児童対策を推進するとともに、質の高い保育・幼児教育の総合的な提供などに取り組んでまいりました。引き続き、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。 今後も将来を見据えて乗り越えなければならない課題に対応し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう、着実に取組を進めてまいります。	D
34	(1-4-1、1-4-2、1-4-4、1-5-1) 高齢者や障害者の支援制度を見直し の対象にすべきではない。市民を守る 福祉行政を望む。	高齢者の支援につきましては、介護保険制度との整合性を図りながら、社会状況の変化、利用状況、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。 また、障害福祉サービスの支援制度につきましても、国の制度改正の動向や支援に対するニーズを踏まえ、検証しながら制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
35	(1-4-1、1-4-2、1-4-3、1-4-4、1-5-1) 高齢者外出支援乗車事業、高齢者への市単独事業、障害者施設運営補助金、 重度障害者医療費助成制度、福祉施設 の民営化などが見直し対象とされているが、本来行政が最も手をさしのべる べき社会的弱者を切り捨ててはならない。	高齢者外出支援乗車事業につきましては、正確な利用実態の把握と高齢者数の増加に伴う持続可能な制度への見直しが必要であることから、令和2 (2020) 年度に外部有識者や市民公募委員等で構成する本事業のあり方検討会議を設置し、事業の方向性について取りまとめました。今後、令和4 (2022) 年度にICTを導入し、正確な利用実態を把握した上で、改めて持続可能な制度構築に向けた検討を進めてまいります。また、高齢者への市単独事業による支援につきましては、介護保険制度との整合性を図りながら、社会状況の変化、利用状况、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、制度の持続可能性の観点から最適化を図り、支援を行ってまいります。  障害者施設運営補助金につきましては、事業所が利用者に対して良質なサービスを提供できるよう国の法定給付に上乗せし、給付している加算になります。障害福祉サービス利用者が増加する中で、今後も持続可能な形で、継続できるよう、国の制度改正の状況、障害福祉を取り巻く状況や環境変化、利用者のニーズ等に鑑み、サービス内容について検証していく必要があると考えております。 重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48 (1973) 年度から、神奈川県による全額補助制度により開始されましたが、その後、県が補助制度を見直し、政令市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けました。本市では対象者の影響に配慮し、これらの導入を見送っていますが、助成額が増加値向である課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討していく必要があると考えております。福祉施設の民営化につきましては、市内の福祉施設のほとんどは、すでに民間によって運営されており、多くの施設において質の高いサービスが提供されていること、また、市民の福祉・再編等を行うことによって、効率的・効果的な活用策を検討していくことが必要があると考えております。民間における類似サービスの増加や充実により、引き続きる設施設として存続させる方針です。今後につきましても、事業者に対する指導監査等を通じて、質の高い福祉サービスの確保に努めてまいります。	D
36	(1-4-2) 「川崎市の高齢者は、介護認定率が 高い」とのことだが、その原因をどの ように分析しているのか。	要介護(要支援)認定率につきましては、地域における高齢者や介護を取り巻く環境など、様々な要因による変動が想定されますが、引き続き超高齢社会の到来に備え、課題やニーズを整理した上で、介護予防の取組や要支援認定者等の自立支援・重度化防止、要介護度の改善・維持の取組などの施策を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	(1-4-2) 特別養護老人ホームを増設してほしい。 (同趣旨 他19件) (1-4-2) 介護施設の入居希望待機者が全員施設に入るために、何年かけて施設を整備するのか、目標を持つべき。	特別養護老人ホームにつきましては、国の基本方針に基づき、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22 (2040) 年を見据え、新たに算出した要介護認定者数の推計値から、必要な整備計画数を算出し、計画に沿って整備を進めております。また、要介護高齢者の在宅生活を支えていくための「居宅サービス」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」等の「地域密着型サービス」の拡充や、介護者の負担軽減のための「ショートステイ」の整備をあわせて進めていくことが重要であることから、今後も、各区の設置バランスや地域性等を勘案するとともに、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的に入居できるよう、必要な整備を進めてまいります。	D
39	(1-4-2) 介護施設での悲惨な事件を防ぐため にも、介護従事者の教育や処遇改善が 必要。 (同趣旨 他2件)	介護従事者の人材育成につきましては、支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、支援に関する調査研究や、関係諸機関相互の連携の調整、専門的な人材育成などの取組を進めてまいります。 また、処遇改善につきましては、介護人材の確保と定着を推進するにあたり、国と本市がそれぞれの役割を果たしながら取り組んでいく必要があることから、引き続き、適切な介護報酬の設定などの対策を講じるよう、国に要望してまいりたいと考えております。	D
40	(1-4-3) 高齢者がいつでも集えるいこいの家 を作ってほしい。	いこいの家の整備につきましては、平成31 (2019) 年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」において、いこいの家及びいきいきセンターの施設のあり方や、より効果的な活性化の方策についての方向性を示しており、いこいの家については、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていくこととしております。引き続き、既存施設の活性化に加え、中学校区等の区域に捉われずに、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開していくための取組等を、関係局区と連携しながら推進してまいります。	D
41	(1-4-3) 老人いこいの家の設置に関する要望に対して、「土地が見つかったら作る」と答えながら、消防署や自治会館跡地は医師会や民間活用に回している。市民の安全安心のために市の財政を活用すべき。	いこいの家の整備につきましては、平成31 (2019) 年3月に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」において、これまで中学校区に1か所を基本に整備を進めてきたいこいの家について、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていくこととしております。これを踏まえ、令和2 (2020) 年10月から中原区の生涯学習プラザにおいて週2日のシニア向け無料開放デーを開始するなど、地域住民の通いの場の創出に取り組んでいるところです。引き続き、既存施設の活性化に加え、中学校区等の区域に捉われずに、他の公共施設や民間施設の活用によっていこいの家機能を広く展開していくための取組等を、関係局区と連携しながら推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	(1-4-3) 「収入を伴う仕事をしている高齢者の割合」を指標にしているが、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進が目的であるなら、年金収入のみでは生活できず、やむなく働いている高齢者の実態を把握しなければ指標として適切ではないのではないか。	高齢者の生きがいづくりにつきましては、就労を含めた社会参加が重要であることから、指標の一つとして「収入を伴う仕事をしている高齢者の割合」を設定しております。 高齢者の就労する動機は様々であると考えておりますので、引き続き、シルバー人材センターのほか、だい JOB センターやキャリアサポートかわさきなど、関係機関と連携しながらニーズに合わせた取組を実施してまいります。	D
43	(1-4-3) 高齢者の特別バス乗車証は以前のよ うに無料にすべき。介護予防や経済活 性化にもつながる。	高齢者外出支援乗車事業につきましては、正確な利用実態の把握 と高齢者数の増加に伴う持続可能な制度への見直しが必要である ことから、令和2 (2020) 年度に外部有識者や市民公募委員等で構 成する本事業のあり方検討会議を設置し、事業の方向性について取 りまとめました。今後、令和4 (2022) 年度に ICT を導入し、正確	D
44	(1-4-3) 高齢者外出支援乗車証を廃止しない でほしい。	な利用実態を把握した上で、改めて持続可能な制度構築に向けた検 討を進めてまいります。	D
45	(1-4-4) 重度の障害のある児童を受け入れ可能な放課後デイサービスの事業所が慢性的に不足している。今後事業所の拡大や新規事業所の立ち上げがない限り、新規の受入れが困難な状況。事業所が増えない一因として十分な報酬が得られず、赤字経営になってしまう。事業所の運営継続や新規事業所の参入の為、適切な人員、報酬を確保できるような仕組みを作って欲しい。また、入浴を行っている事業所には人員や報酬をプラスする等して無理のない運営が可能なようにしてほしい。	主として重症心身障害児に対し放課後等デイサービスを提供する事業所については、それ以外の放課後等デイサービスに比べ、高い報酬を算定できることとなっております。また、令和3 (2021) 年度の国の制度改正において、医療的ケアが必要な児童を支援する場合、通常よりも高い報酬が算定できるよう新たな区分が追加されたところです。 今後におきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、制度に基づき、適切に運営してまいります。	D
46	(1-4-4) 南部にも麻生区のソレイユのような 短期入所施設を開設して欲しい。現在 の市立病院における短期入所は安全か つ子どもにとって良い環境で預かって もらえているとは言い難く、預けたく ても利用を控えている家庭が多い。ニ ーズがないのではなく、安心して預け られる場がないから利用されていない だけではないか。	医療的ケア児や重症心身障害児を受入れる短期入所事業所の拡充につきましては、今後検討を進めていく課題であると認識しているところですが、まずは日中活動の場を充足することをめざし、主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実に向けた取組を進めてまいります。 なお、市立病院における子どもの短期入所は、南部については川崎病院で実施しており、障害児(重症心身障害児や医療的ケア児を含む)の受入れを行っております。医療的ケアが必要な方向けの短期入所につきましては、看護人材や福祉人材の確保をはじめとした様々な課題があると認識しておりますので、安心して御利用いただけるよう、必要な支援について検討してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
47	(1-4-4) 障害福祉制度の助成の所得制限を撤廃、もしくは世帯年収での判定に変更して欲しい。重度障害児の家庭はフルタイムで共働きで収入を得ることは難しく、一方の収入で判定されてしまうのは不公平。特に補装具などは市販のものでは対応できないために作成、修正することも多く、非常に高額で、全額負担になると、必要なものが作成できない、成長に伴う修正や新規作成ができない等の弊害が起きてしまう。	国の制度である障害福祉サービスにつきましては、補装具の利用者負担の範囲について、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて設定することとなっております。また、障害児につきましても保護者の属する世帯の収入に応じて、設定することとなっております。今後につきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、国の制度に基づき適切に運営してまいります。	D
48	(1-4-4) 人工呼吸器使用の小学生の娘がいる。身体が大きくなるにつれて、お風呂の問題が大きくなっている。放課後デイの1ヶ所で週2回入れてもらっているが、入浴は赤字。放課後等デイ等で入浴加算がつくようになれば、やってくれる事業所が増える。介護保険では、入浴加算が取れると聞いた。是非障害でも入浴加算をお願いする。	放課後等デイサービスを行った場合の算定可能な加算等の報酬 につきましては、国の制度で定められたものとなっております。今 後につきましても、国の制度改正等動向を注視しながら、国の制度 に基づき適切に運営してまいります。	D
49	(1-4-4) 医療的ケア等が必要な重い障害のある子どもの中には、感染症に弱く、リスクを避けるため集団保育が難しい子どもも存在する。そのような子どもも利用できる、居宅訪問型児童発達支援制度があるが、現在、川崎市では運用されていない。東京都の一部の区では、同制度をNPO法人のサービスを活用し、自治体の公共保育サービスとして提供しており、同法人に問い合わせたところ「川崎市でのニーズが不明な中で、展開はできない」と断られた。ニーズの把握及び、事業者誘致を定期的に行っていただきたい。	居宅訪問型児童発達支援につきましては、児童福祉法に基づくサービスであり、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うもので、本市においては川崎区と宮前区にそれぞれ事業所がございます。 運用されていないと記載されている事業につきましては、居宅訪問型保育事業であるとお見受けしますが、当市においても居宅訪問型保育事業の開始に関する要望等を既に受けているところです。 医療的ケア児や重症心身障害児の居宅を訪問して行う保育や療育については今後検討を進めていく課題であると認識しているところですが、まずは日中活動の場を充足することをめざし、主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実に向けた取組を進めてまいります。	D
50	(1-4-4) 医療的ケア等の重い障害のある子ど もの預け先として、児童発達支援事業 所あるが、そのような施設においては、 近年医療的ケアが必要な子供が増えて いることで利用者が増加しており、保 育園と同等の時間・日数で預けること はできない。このような事業所・施設 が増設されるような働きかけをお願い する。	主に医療的ケア児や重症心身障害児を受入れ、日常生活における 基本的な動作の指導や知識技能の付与等の、いわゆる療育を提供する事業所等の充実については重要と考えており、日中活動の場が充足されるよう、ニーズ等を踏まえながら検討を進めてまいります。	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	(1-4-4) 定員の問題で、児童発達支援施設に 通うことができない場合の預け先の選 択肢として、短期入所(日中預り)と 日中一時預りがあるが。それぞれ拠り 所となる制度が障害者総合支援法と地 域生活支援事業となっているため、保 育無償化の対象とはなっていない。条 例を参考とすると、小規模多機能型居 宅介護支援事業所を児童発達支援とみ なすことができるように見受けられる ため、そちらの内容を短期入所施設や 日中一時預り施設にも適用できない か、検討いただきたい。	障害児の発達支援に係る費用の無償化につきましては、国においてその対象を児童福祉法の児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅型児童発達支援、障害児入所支援と定めております。そのため、現行では、短期入所、日中一時預りは無償化の制度の対象外となっておりますが、今後につきましては、国の制度改正等動向を注視してまいります。	D
52	(1-4-4、1-4-5) 障害者施策に携わる職員には、各種 障害について深く理解するための勉強 をしてほしい。また、継続的に勉強す るシステムを作ってほしい。	職員の人材育成につきましては、様々な障害特性に対応した適切な支援を行うため、障害福祉サービスの提供を担う事業者や関係機関と連携しながら、支援ニーズに応じた多様な研修等を実施しております。	D
53	(1-4-4、1-4-5) 社会的行動障害を持つ精神障害者等 の社会的孤立を防ぐため、行政の積極 的な介入を行ってほしい。	社会的行動障害をお持ちの精神障害者の支援につきましては、区 役所地域みまもり支援センターや障害者相談支援センターを中心 に、必要に応じて北部地域支援室、中部地域支援室及び南部地域支 援室等の専門性を有した関係機関がチームとなり、連携を図りなが ら支援を行うほか、危機介入も行っております。	D
54	(1-4-4、1-4-5) 高次脳機能障害者だが、バスの乗車 証が使いづらいので改善してほしい。	バス乗車券(ふれあいフリーパス)につきましては、利便性の向上と障害者の社会参加の更なる促進に向けた検討を進めていくこととしております。	С
55	(1-4-4、1-4-5) 様々な障害を一緒に扱うのではな く、知的、身体、障害の各障害につい て個別に対応できるようにしてほし い。精神障害の中でも高次脳機能障害 について個別の取組を実施ししてほし い。	各種障害者施策につきましては、高次脳機能障害も含めまして、 様々な障害特性に応じた適切な支援が行えるよう取り組んでおり ます。	D
56	(1-4-4、1-6-1) 関東労災病院などとも連携し、交通 事故等の際に急性期の治療やリハビリ テーションや、高次脳機能障害の診 断・治療が受けられるようにするとと もに、その医療機関を周知してほしい。 また、精神保健福祉手帳の取得に必要 な高次脳機能障害の診断基準を医療機 関に周知してほしい。	高次脳機能障害に関するリハビリテーション等につきましては、 専門的な取組やリハビリテーション等に取り組んでいる医療機関 と連携を図りながら、高次脳機能障害の方への支援を行ってまいり ます。 また、高次脳機能障害に関する情報提供につきましては、「高次 脳機能障害ハンドブック」を区役所地域みまもり支援センター、地 域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎及び高次脳機能障 害地域活動支援センター等を通じて、本人、家族、医療機関等に配 布し、高次脳機能障害の理解促進、普及啓発に活用しております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
57	(1-4-4、1-4-5) 市の行政区ごとに「高次脳機能障害 支援センター」を設置し、居住地の近 くで高次脳機能障害のリハビリができ る体制を整えてほしい。グループリハ ビリテーションの手法も取り入れ、専 門職員やコーディネーターを配置し、 各地域リハビリテーションセンターの 役割・機能に高次脳機能障害の研究や 相談窓口の設置等を加えてほしい。	高次脳機能障害に関する支援体制につきましては、令和3(2021) 年4月に南部地域支援室に在宅支援室の機能を付加し、3か所の地域支援室に再編するとともに、保健医療福祉に関する全市的な連携拠点として総合リハビリテーション推進センターを整備してまいりました。総合リハビリテーション推進センターでは、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成を進めてまいります。 今後も、地域の実情を踏まえ、連携を図りながら支援活動を行うことにより、市全体の支援体制の整備を進めてまいります	D
58	(1-4-4、1-4-5) 高次脳機能障害者を対象にした日中 活動の場や、当事者や家族のためのピ アカウンセリングができるシステムを 作り、当事者の再就職に向けた支援を 行ってほしい。	高次脳機能障害に関する社会参加につきましては、専門的知識を有する職員を配置した高次脳機能障害地域活動支援センターにおきまして、日中活動等について専門的支援を実施しております。また、再就職を含めた就労支援につきましては、就労援助センターを中心として、各区地域みまもり支援センター、地域生活支援センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、精神保健福祉センター、就労移行・就労継続支援事業所等が連携し、高次脳機能障害の方への企業就労等に向け、支援を行ってまいります。	D
59	(1-4-4、1-4-5) 高次脳機能障害に関する講習会や、 当事者や家族向けの情報提供を行って ほしい。	高次脳機能障害に関する情報提供につきましては、高次脳機能障害ハンドブックを区役所地域みまもり支援センター、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎及び高次脳機能障害地域活動支援センター等を通じて、本人、家族、医療機関等に配布し、高次脳機能障害の理解促進、普及啓発に活用しております。	D
60	(1-4-4、1-4-5) 高次脳機能障害者の入居施設を作っ てほしい。横浜市の自立生活アシスタ ント事業のような支援を行ってほし い。介護者のレスパイトのためのショ ートステイ施設や、高次脳機能障害者 を対象とするケアホームやグループホ ームを整備してほしい。	高次脳機能障害に関する居住の場の確保や日常生活などの生活 支援の取組につきましては、高次脳機能障害を含めた精神障害について対応している施設として、桜の風、川崎ラシクルがあります。 それぞれ宿泊型自立訓練として精神障害の方の地域生活支援を担っており、ショートステイにつきましても介護者の冠婚葬祭等に対応して利用が可能になっております。 また、グループホームの整備につきましては、ノーマライゼーションプランに基づき、障害のある方の地域での自立した住まいの場のひとつとして、積極的に推進しております。 引き続き、ニーズに対応した住まいの場の確保に向けて、整備や運営に対する支援を行うとともに、計画的な整備に努めてまいります。	D
61	(1-4-4、1-4-5) 高次脳機能障害者の家族会のための 支援を行ってほしい。毎年の予算の説 明会を開催してほしい。災害時のマニュアルを作成してほしい。	総合計画の分野別計画である「ノーマライゼーションプラン」に おきましては、高次脳機能障害がある御本人へのニーズ調査や関係 団体へのヒアリングを行うなど、当事者の御意見を伺いながら、施 策を推進しております。 また、災害対策については、同プランに基づき、災害時における 福祉支援体制の構築や適切な防災・災害情報の提供などに取り組ん でおります。 引き続き、高次脳機能障害のある方々と御家族への支援につきま して、御本人や御家族の皆様の御意見をお聞きしながら、施策を推 進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
62	(1-4-5) ひきこもり支援や就労支援の担当に は、情熱や意欲のある職員を配置して ほしい。	ひきこもりの背景は多様であることから、一人ひとりの状態に応じた相談に対応できるよう、本市のひきこもりに関する一次相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」には、精神保健や心理等の専門職を配置しております。また、相談支援体制が切れ目なく、より効果的に機能するよう、支援機関のネットワーク構築を進めてまいります。 障害のある方の就労支援につきましては、障害の特性を理解し、効果的に行えるよう、企業応援センター、地域就労援助センター等就労支援機関と密接に連携し、推進してまいります。	D
63	(1-4-5) 市の職員研修に、障害者、特に高次脳 機能障害についての啓もうを取り入れ てほしい。	職員の人材育成につきましては、高次脳機能障害も含めた様々な 障害特性に対応した適切な支援を行うため、障害福祉サービスの提 供を担う事業者や関係機関と連携しながら、支援ニーズに応じた多 様な研修等を実施しております。	D
64	(1-4-6) 市営住宅の応募倍率は高く、社会的ニーズがあるため、市営住宅を増設してほしい。	低所得者等の居住の安定に向けては、市営住宅だけではなく、民間賃貸住宅等の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築が重要であると考えております。 市営住宅につきましては、人口・世帯の動向や民間賃貸住宅の活用等を踏まえ、管理戸数を維持することを基本としつつ、より的確・公平な提供に向けた取組を推進してまいります。	D
65	(1-4-6) 人口減少対策として、市営住宅の床面 積の抑制を図るのはおかしい。	市営住宅につきましては、人口・世帯の動向や民間賃貸住宅の活用等を踏まえ、より的確・公平な提供に向けた取組を推進してまいります。 また、高齢化や世帯構成の変化に伴い、増加が見込まれる単身者向け住戸が不足すると懸念されることなどから、小規模住戸の割合を拡大するとともに、複数団地の集約再編などの取組を進める中で、総床面積の増加の抑制を図ってまいります。	D
66	(1-4-6) 市営住宅の応募倍率は、5年前の9 倍から現在は19倍に跳ね上がっている。今後も、人口増加、困窮世帯の増加、高齢単身世帯の増加などニーズは高まっていく。市営住宅の入居待機者ゼロを掲げて取り組むべき。	市営住宅につきましては、入居機会の拡大に向けた子育て世帯等の期限付き入居制度や、特定の空き住戸に申込順で入居することができる常時募集の導入など、住宅に困窮する世帯がより速やかに入居できるよう取り組んでいるところです。今後も引き続き、市営住宅の有効活用を推進してまいります。また、増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定に向けては、市営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等の活用を進めることが重要となることから、居住支援協議会の適切な運営等により、多様な主体と連携した民間賃貸住宅等への入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進してまいります。	D
67	(1-4-6) 老朽化した市営住宅を建て替えして ほしい。古い市営住宅はエレベーター がなく、高齢者にとって不便である。 共用廊下が無く各フロアの隣り合う2 戸で1つの共用階段を利用する階段室 型の市営住宅は、住民同士の交流にも 影響する。	市営住宅は 1970 年前後に多く建設されており、建物の老朽化等が進んでいることから、平成 29 (2017) 年 3 月に「第 4 次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、建物の長期活用のための改善事業を推進するとともに、計画的な建替え事業を実施しているところです。 今後は、令和4 (2022) 年度に本計画を改定し、引き続き計画的な建替えを推進してまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
68	(1-4-7) 成人ぜん息患者医療費助成制度の見 直しに反対する。アレルギーが原因か どうかも不明確ではないか。 (同趣旨 他10件)	成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。 本制度のあり方につきましては、他の医療費助成制度とのバランスや公平性等を考慮するとともに、気管支ぜん息が国のアレルギー疾患対策の対象となる疾患に位置付けられていることから、その動向を注視し、引き続き検討してまいります。	D
69	(1-4-7) 成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて、検討課題に掲げることも反対。受給者数の増加が見直しの理由とされているが、原因の解明や患者が増えない対策をすべき。他のアレルギー対策との整合性や公平性を理由としているが、これまでの経緯を考えれば理由にならない。歴史的な経過かから、この制度は公害被害の完全救済という意味合いがあり、第三者の検討会を立ち上げるならば、川崎公害病患者と家族の会の代表を委員に選出すべき。	成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。 本制度のあり方につきましては、他の医療費助成とのバランスや公平性を考慮するとともに、国や県のアレルギー疾患対策の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。	D
70	(1-4-7) 成人ぜん息患者医療費助成制度の見直しについて、機械的な見直しに反対。かつては公害指定地域の川崎区と幸区が対象だったが、不公平ということで全市に拡大した経緯がある。他のアレルギー疾患との公平性という点も、そのために一部負担が導入されている。	成人ぜん息患者医療費助成制度につきましては、本市におけるアレルギー疾患対策の一環として、市内全域のぜん息患者の方に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的として実施しております。 患者一割負担の導入につきましては、制度創設当時、障害者総合自立支援法や老人医療制度等の医療制度との均衡を考慮した上で、医療費の一部を御負担いただくこととしたものです。 本制度のあり方につきましては、他の医療費助成とのバランスや公平性を考慮するとともに、国や県のアレルギー疾患対策の動向を	D
71	(1-4-7) 成人ぜん息患者医療費助成制度の見 直しについて、無料化を求める。また、 患者にとって不利となる改悪には反 対。患者の要求を聞いてほしい。アレ ルギー患者もいるが、多くは大気汚染 公害によるもの。	注視しながら、引き続き検討してまいります。	D
72	(1-5-1) 高齢者の医療費2割負担を維持して ほしい。 (同趣旨 他6件)	高齢者の医療費につきましては、高齢化の進展や医療の高度化に 伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあるため、引き続き医療費の 適正化を推進するとともに、国の法令に基づき適切に事業を運営し てまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
73	(1-5-1) 国民健康保険料、介護保険料の金額 を下げてほしい。 (同趣旨 他1件)	国民健康保険料につきましては、高齢化の進展や医療の高度化により、1人あたりの医療費が年々増加する中、全国的にも上昇は避けられないと認識しておりますが、保険料収納対策や医療費適正化の推進などにより、保険料の上昇を緩和していきたいと考えております。また、介護保険料につきましては、高齢化の進展等に伴い、本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は令和3(2021)年9月末時点で6万人弱、令和22(2040)年には9万7千人超になると想定され、このような状況の中、保険料の収納必要額の上昇は避けられない状況ですが、保険料収納率の引き上げや介護給付の適正化の推進等を図ることで、できる限り上昇の緩和に努めてまいります。	D
74	(1-5-1) 重度障害者医療費助成制度の見直し に反対する。	重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和 48 (1973) 年度から、神奈川県による全額補助制度により開始されましたが、その後、県が補助制度を見直し、政令市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65 歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けました。本市では対象者への影響に配慮し、これらの導入を見送っておりますが、助成額が増加傾向である課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討していく必要があると考えております。	D
75	(1-5-1) 国民健康保険制度の子どもの均等割保険料の軽減について、軽減される均等割分に川崎市が約1億6千万円上乗せすれば就学前児童の均等割を全額免除できるとのことで、ぜひとも実施すべき。また、市は19歳未満の子どもがいる世帯の所得割学の軽減制度を設けているが、軽減分は国民健康保険料から充当しているが、一般財源で賄うべきである。	国民健康保険制度につきまして、子育て世帯の負担軽減は、国民健康保険の制度主体である国の責務であると認識しておりますので、今後も、他都市と連携しながら、国に対して拡充について要望してまいります。なお、国より一般会計からの法定外繰入の早期解消や、国保財政の均衡が求められる中、一般財源の充当は、極めて困難な状況であると認識しております。	D
76	(1-5-1) 国民健康保険のスポーツ施設の無料 利用券を充実してほしい。	本市におきましては、国民健康保険の被保険者の健康保持及び増進を図ることを目的に、保健事業の一環として、温水プール・トレーニングルーム無料利用券の配布を実施しておりますが、事業経費につきましては被保険者の保険料を主な財源としていることから、地域性、利用状況、必要経費等を勘案し、対象施設等を定めております。	D
77	(1-5-2、2-2-2) 貧困から抜け出すための子どもへの 教育を進めるべき。	日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践が、すべての学校で求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として、子どもたちの自尊感情や規範意識、人と関わる力等を小学校段階から計画的・系統的に育んでおります。変化の激しい社会の中で誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう推進してまいります。 また、生活保護受給世帯とひとり親家庭等の小・中学生を対象に、	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		学習支援・居場所づくり事業を実施しており、引き続き取組を推進 してまいります。	
78	(1-6-1) 市民が新型コロナウイルスに感染した際に、市内の療養施設病院に入れるよう体制を整備してほしい。	新型コロナウイルス陽性患者の受入れ体制につきましては、医療の逼迫度合い及び家庭等における療養環境や介護者の有無など加味し、自宅・宿泊・入院の療養場所を決定しております。中でも入院判断につきましては、個々の年齢や症状、既往歴等を県下一律の基準に照らしてスコア化し、医師が入院の要否を判断することを基本としております。また、医療提供体制の整備につきましては、神奈川県が主体となり、本市を含む県内自治体と連携し、広域医療体制「神奈川モデル」を構築・運用しており、市内確保病床として令和3年11月末現在477床を確保し、これまで入院が必要と医師が判断した方につきましては、すべて入院いただいております。	D
79	(1-6-1) コロナ対策を行う保健所や医師、看護師や患者の受入れ体制が不十分ではないか。人員確保の処遇改善等を行うべき。	新型コロナウイルス陽性患者の受入れ体制につきましては、神奈川県と連携して広域医療体制「神奈川モデル」を構築・運用しており、市内確保病床として令和3 (2021)年11月末現在477床を確保し、これまで入院が必要と医師が判断した方につきましては、すべて入院いただいております。コロナ禍の中、市民の生命と健康を守る最前線で御尽力いただいている医師や看護師等の医療従事者の方々におかれましては、大変な御苦労の中で勤務されていると認識しております。医療従事者への支援につきましては、慰労金等の国の支援に加え、本市独自にコロナ治療に関わる医療従事者等の勤務環境や福利厚生の改善・向上を図る支援金をお支払するなどの支援を実施してきたところでございます。また、全国衛生部長会及び大都市衛生主管局長会を通じて、国に対し、医師、看護師等の確保や資質向上に関する施策の推進について要望書を提出しております。	D
80	(1-6-1) 休日急患診療所をなくさないでほしい。	休日・夜間急患診療所につきましては、初期救急医療体制の確保 において公益性が極めて高いことから、市民の利便性向上に努めな がら、今後も継続的・安定的な運営を図ってまいります。	D
81	(1-6-1) 公立病院を作ってほしい。	病院の設置につきましては、医療法の規定に基づき、二次保健医療圏を単位として、全国統一の算定式に基づいた病床整備の目標数(基準病床数)が定められております。 本市には川崎北部、川崎南部の2つの二次保健医療圏が設定されており、それぞれにおいて基準病床数と照らしながら、公立病院の整備や民間病院の誘致等を行ってきたところでございます。令和3年4月1日時点で、川崎北部におきましては、基準病床数3,796床に対し、既存病床数4,331床となっており、川崎南部におきましては、基準病床数4,189床に対し、既存病床数4,776床となっており、現在、医療法の規定により新たに病院の開設を行うことができない状況となっております。	D

# ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
82	(1-6-3) 今後の感染症対策のためにも保健所 の役割が重要であり、職員の増員や施 設の拡充などの対策を進めてほしい	保健所の体制整備につきましては、感染症への的確な対応に重要なことと認識しておりますので、本市における新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、迅速かつ柔軟な対応が可能な機動性の高い組織のあり方について検討を進めてまいります。	D
83	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症対応に尽力する医療施設や職員への支援を行ってほしい。	本市におきましては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを 行う医療機関に対する患者受入れ支援金等を独自に実施しており ます。 また、医療従事者の支援につきましては、昨年度の慰労金等の国 の支援に加え、本市独自にコロナ治療に関わる医療従事者等の勤務 環境や福利厚生の改善・向上を図る支援金の実施や、これまで本市 に寄せられた医療資器材や飲食物など大変多くの御厚志をコロナ 治療に係る医療機関や医療従事者の皆様にお届けしております。	D
84	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接 触者用の宿泊施設を市として確保して ほしい。	新型コロナウイルス感染症の患者及び濃厚接触者の宿泊施設に つきましては、都道府県が確保することとされており、運用につい ても神奈川県と統一したスキームが必要と考えていることから、今 後も県と連携して対応してまいります。	D
85	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症ワクチン 接種について、3回目の接種もスピー ド感を持った対応をお願いする。	新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種につきましては、希望する全ての市民への接種を実施できるよう「個別接種」を基本に、「集団接種」や「巡回接種」を組み合わせて実施する予定でございます。 引き続き、円滑な追加接種の実施に向けて取組を進めてまいります。	D
86	(1-6-3) 新型コロナウイルス感染症 PCR 検 査・抗原検査を拡充してほしい、無料 で受けられるようにしてほしい。 (同趣旨 他4件)	新型コロナウイルス感染症に関する検査につきましては、これまで国において検査の医療保険適用や唾液を用いた PCR 検査の導入、抗原検査キットの導入など、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備が進められてきたところです。 本市におきましても、神奈川県と連携して、市内高齢者施設等の従事者に対する PCR 検査を無料で行う等、検査の拡大を図ってまいりました。 今後につきましても、国の動向を注視し、県と連携を図りながら対応してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
1	(2-1-1) 小児医療費助成を中学生まで実施してほしい、無料にしてほしい。 (同趣旨 他39件)	小児医療費助成制度につきましては、これまで、助成対象年齢の拡大と所得制限額の緩和を進めており、通院助成対象年齢につきましては、平成29(2017)年4月に小学校6年生まで拡大しました。さらに、中学卒業までを対象とした入院医療費助成につきましては、平成31(2019)年1月に所得制限を廃止したことにより、一定の充実が図られたものと考えております。 通院医療費の助成につきましては、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、現時点では引き続き所得制限を設けていく必要があると考えております。	D
2	(2-1-2、2-2-1) 保育・教育環境をより良くし、川崎 に愛着を持ち大人になっても川崎に住 み続け働き生活する市民となるような 取組をしてほしい。	保育環境の向上につきましては、保育所等における保育の質の維持・向上に加え、保育所等を利用していない家庭や社会から孤立している家庭等への支援を図ることで、子どもたちが地域に愛着を持ち、安心して成長していける環境づくりに取り組んでまいります。 また、本市におきましては、「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で推進し、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育成しており、その推進にあたっては、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点を持ち、計画的・系統的に取組を進めていくことが重要だと考えております。心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を深め、郷土への誇りを育むことができるよう、今後も着実に取組を進めてまいります。	D
3	(2-1-2) 保育園の増設などの施策を進めてほ しい。	保育所等の整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画 において定める量の見込と確保方策に基づき、引き続き認可保育 所等の整備を進めて参ります。	D
4	(2-1-2) 園庭のない保育園が多い。見失い、 置き去りの報告は園庭なしの保育園ば かり。園庭のある保育園を整備すべき。 (同趣旨 他6件)	保育所の園庭の整備につきましては、保育受入枠確保の主たる 手法である民間事業者活用型保育所整備事業におきまして、保育 所整備にあたり、保育事業者等との事前相談や協議の中で、可能 な限り園庭が確保できる施設設備の取組をお願いしております。 また、令和2 (2020) 年度から定員 90 人以上の保育所で認可基	D
5	(2-1-2) 園庭のある保育園でどの子も大切に され、平等に成長できることが保障さ れるべきである。	準を満たす専用園庭を併せて整備する場合には、補助額の上限額 引き上げを行っており、園庭を整備する場合の保育事業者の負担 軽減を図ることとしておりますので、今後もよりよい環境の中で 保育サービスが提供できる保育所整備に向け取り組んで参りま す。	D
6	(2-1-2) 園庭のない保育園が多く、特に武蔵 小杉駅北側では14園のうち1園のみと なっている。競合により公園が利用で きないこともある上、園外活用の事故 件数も多いことから、全ての子どもに 園庭のある保育園を提供するようにし てほしい。		D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
	市内認可保育園の 1/3 に園庭がなく、事故防止や保育士の負担軽減のためにも、今後新設される施設はすべて園庭のある認可保育園を基本とすべき。		
8	(2-1-2、3-3-2) 園庭のない保育園の急増で子どもの 遊び場がないため、園庭のある保育園 の増設と、児童公園を増設してほしい。	保育所の園庭の整備につきましては、保育受入枠確保の主たる手法である民間事業者活用型保育所整備事業におきまして、保育所整備にあたり、保育事業者等との事前相談や協議の中で、可能な限り園庭が確保できる施設設備の取組をお願いしております。また、令和2 (2020) 年度から定員 90 人以上の保育所で認可基準を満たす専用園庭を併せて整備する場合には、補助額の上限額引き上げを行っており、園庭を整備する場合の保育事業者の負担軽減を図ることとしておりますので、今後もよりよい環境の中で保育サービスが提供できる保育所整備に向け取り組んで参ります。 なお、本市の公園緑地の現状につきましては、令和3年3月末現在、1,271 か所、面積約758haで、平成19年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。身近な街区公園等の公園につきましては、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりに取り組んでまいります。	D
9	(2-1-2) 保育士の給与引き上げが喫緊の課題 であり、対応してほしい。	保育士の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、 それを補完する市独自の処遇改善のほか、国基準を超えて市が配置を求める加配保育士への処遇改善も実施しております。 また、障害児や産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件 費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、ICT 化推進事業により働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的な保育士等への処遇改善を実施しております。 今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育士が安心して働ける環境整備を図ってまいります。	D
10	(2-1-2) 保育園の利用申請を2年連続で落選しており、「待機児童ゼロの継続」とあるが、現時点で「待機児童ゼロ」とは感じない。申請数に対して何%が入園できたのか、「入園決定率」を公開し、実態に沿った対策を検討してほしい。	待機児童数につきましては、厚生労働省が示す定義に基づき、 アフターフォローにおけるやり取りの中で、各家庭からお伺いし たお子さんの保育の予定などを踏まえて集計しているものです。 例年、待機児童数と併せて、保育所等の利用申請者数、利用児 童数及び保留児童数などを公表しており、保育ニーズの状況に応 じて、保育所等を整備するほか、川崎認定保育園を活用するなど、 保育受入枠の確保を進めております。	D
11	(2-1-2) 保育園、幼稚園の民営化はおかしい。 子どもへのサービスを利益の対象にしてはいけない。 (同趣旨 他1件)	保育所、幼稚園の民営化については、本計画期間中に予定しておらず、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では平成17 (2005) 年度以降、指定管理者制度の導入や、建て替えとあわせ施設の整備・運営を委ねる手法等により、60 か所・65園の公立保育所の民営化を実施し、定員の増や延長保育の拡大などの市民サービスの向上を図りました。 今後も「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向け、引き続き、待機児童の解消と保育サービスの質の維持・向上に取り組んでまいります。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	(2-1-2) 医療的ケア児を受け入れる保育園では、看護師1名を配置しているが、疾患の内容等によっては1名では不足する場合がある。重い障害のある子どもの数により、看護師の加配を柔軟に行ってほしい。	保育所における看護師の配置につきましては、現在、医療的ケア児を受け入れる公立保育所では、配置された看護師が医療的ケアに専念できる体制を確保し、適切なケアを提供するとともに、ケア以外の時間についても看護師と保育士が連携を図りながら安心、安全な保育の提供に努めております。医療的ケアの内容は子ども一人ひとり異なり、健康状態の把握・確認、保育環境の整備、人的配置などが重要であることから、引き続き、受入に必要な環境の構築に取り組んで参ります。	D
13	(2-1-2) 他都市では、医療的ケア等の重い障害のある子どもを受け入れる専用クラスが公立保育園に開設されたほか、NPO法人が運営する保育園においても医療的ケア児の受入れを行っている。このような園の設置・誘致を検討してほしい。	本市におきましては、現在、経管栄養、喀痰吸引及び導尿が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断された児童について、各区1か所の公立保育所センター園で若干名の受入を行っております。常に看護師を配置して、主治医や保育園の嘱託医から個別に助言を受けながら、プライバシーや衛生面に配慮した環境の中でケアを実施しているところです。 受入体制の拡充については課題であると認識しており、安心・安全に受け入れるための保育環境の整備等について、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。	D
14	(2-1-2) 健康管理委員会で内定取消となった 子どもは、待機児童としてカウントさ れず、課題の可視化ができていない。 算定方法を修正すべき。また、「待機児 童数」にこだわらず、医療的ケア児、 障害児で保育を希望しているのにかな わない数を可視化して、対外的に共有 するべき。	保育所入所を希望する医療的ケア児等の状況につきましては、 児童家庭課、各区保育総合支援担当または各区保育・子育て総合 支援センター等で申請や相談を受けており、全数把握が困難であ ることから、現時点では対外的な公表等は行っておりません。な お、入所が叶わなかったお子さんにつきましては、体験保育等を 通じて集団生活を経験できる機会を提供するなど、引き続き継続 的な相談対応や情報提供を実施してまいります。	D
15	(2-1-2) 幼保の一元化に係る諸課題を検討した上で、各家庭の経済環境や、ひとり親などの世帯状況等によって、子ども同士の格差が生じないような施策を展開するべき。また、多様なこどものニーズにあった環境を整備し、保護者が希望する保育体制を確保してほしい。	子育て世代の生活状況や生活意識、育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するため、令和2 (2020) 年度に川崎市子ども・若者調査を実施しました。この結果を踏まえ、子育て親子の交流の場づくりや、市民相互による育児援助活動の支援など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進とともに個別のニーズに応じた寄り添い型の支援や地域の子育て資源の育成及びネットワーク化の推進に取り組んでまいります。	D
16	(2-1-3) 子育て環境の充実と合わせ、子を授かりやすい制度を作ってほしい。不妊治療に係る助成金の充実や、治療に係る社会的認知度の向上、治療のため休職する社員がいる企業への助成金など、工夫・検討してほしい。また、不妊治療を諦めた人が、養子縁組を前向きに考えることができるしくみを検討してほしい。	不妊治療への支援につきましては、特定不妊治療の相談及び治療費や不育症検査費の一部助成の実施を通じ、着実に行ってまいります。助成金につきましては、令和3 (2021) 年1月1日以降に終了した治療に関して所得制限の撤廃、事実婚も対象とする、助成金額の引き上げ等の制度改正を行ったところです。働きながら不妊治療を受けられる方の仕事との両立に向けては、職場における理解が深まるよう、関係局と協力し、取り組んでまいります。また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、希望に応じて里親や養子縁組について検討することができるよう、医療機関等を通じて情報提供を行ってまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	(2-1-3) 放課後の児童活動を充実してほしい。学童保育に代わる制度として「わくわくプラザ」があるが、専門家を配置して学童保育を復活してほしい。 (同趣旨 他1件)	わくわくプラザ事業につきましては、放課後児童健全育成事業を包含して、全ての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進することとしております。 今後も、利用者のニーズを踏まえながら取組を推進してまいります。	D
18	(2-1-3) こども文化センターを創って以来、 自由に安価で使える施設が少なく、増 えていないので増やしてほしい。	こども文化センターについては、児童福祉法上の児童厚生施設 (小型児童館)として昭和 48 (1973)年に設置を開始し、子ども の徒歩圏内である中学校区ごとに整備を進め、平成 8 (1996)年、 概ね1中学校区に1か所となる 58 館を設置し、整備を完了してお ります。	D
19	(2-1-3) こども文化センター、わくわくプラ ザなどの事業は健常児だけではなく、 障害児も利用対象となるような取組を してほしい。	こども文化センターにおきましては、段差のある箇所の解消、 誘導点字ブロック及び多機能トイレの設置などのバリアフリー化 を順次進めています。また、わくわくプラザについては、障害の ある子どもの利用について、随時相談を行っています。今後も障 害のある子どもも利用しやすい施設運営に努めてまいります。	D
20	(2-1-3) こども文化センターについて、案内 板がなく場所がわかりづらい。案内板 を設置してほしい。また、今後子ども が利用する施設は、緊急時の避難のし やすさの観点から1階に設置するよう にしてほしい。	こども文化センターの施設の場所の案内につきましては、市のホームページや区役所等で配布している各区版ガイドマップに施設の地図情報を掲載するなどの取組を行っています。各施設の状況に応じて建物周辺の装飾や看板設置など工夫を行っておりますが、今後も施設の場所が分かりやすくなるよう取組を進めてまいります。また、利用者が安全に利用できるよう施設整備を進めてまいります。	D
21	(2-1-3) 子ども食堂を運営している団体や地域 があるが、市としてそのような取組を 行う予定はないのか。農業主体と連携 し、規格外品を活用するなど取組を検 討してほしい。	本市におきましては、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、 支えるしくみづくり」を進める団体を育成・支援するため、「地域 子ども・子育て活動支援助成事業」を通じ、子ども食堂を運営し ている団体などに補助金を交付しているほか、適宜、食糧支援等 に関する情報提供を行っております。 今後も引き続き、様々な地域団体に対して、必要な支援を行っ てまいります。	D
22	(2-1-3、2-2-2、5-1-2) 不登校や若者など学校や社会から接点を失った子どもたちの居場所づくりとして、フリースペースや居場所カフェなど、各区に複数設置が必要ではないか。	本市におきましては、「川崎市子どもの権利に関する条例」第 27条で「子どもの居場所」について規定しており、これを具現化 する施設として、高津区に「子ども夢パーク」を設置し、各区に おきましては「こども文化センター」を複数設置しております。 また、市内6ヶ所に「ゆうゆう広場」を設置し、市内に住んで いる、もしくは市内の小中学校に通っていて心理的な理由や様々 な事情から不登校の状態になっている児童生徒の「心の居場所」 となるよう、受入れを行っております。 今後も引き続き、既存の施設を活用した子どもの居場所の確保 及びその存続に取り組んでまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	(2-1-4) 18 歳未満の人への 10 万円の給付金について、18歳以上の市民にも給付してほしい。	子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、一定所得以下の子育て世帯に給付を行うこととされており、特に感染症の影響を強く受けると考えられる世帯を対象としたものと理解しておりますので、本市におきましては、国の基準に基づき、児童を養育している者の年収が児童手当の特例給付水準以上の世帯を除き、平成15(2003)年4月2日から令和4(2022)年3月31日までの間に出生した児童を養育する方に児童1人当たり10万円の給付を行ってまいります。	E
24	(2-2) 基本政策 2 については、子どもの権 利条例を基本に据えて記載すべき。	「川崎市子どもの権利に関する条例」につきましては、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的としております。条例第3条では、市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとするとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものであり、基本政策2についても、この理念に基づいて策定しています。 今後も、「子どもの権利に関する行動計画」と連携し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してまいります。	D
25	(2-2-1) 「学習が好きだ、どちらかと言えば好きだと回答した児童生徒の割合」「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしていると回答した児童生徒の割合」の指標は、適切ではない。	各施策に設定する成果指標につきましては、一定の期間においてどのように推移するかを把握し、行政計画における取組を評価する必要があると考えております。 「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」や「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」の指標につきましては、「『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進」における各取組が効果的に実施できているかを測るものとして設定しております。	D
26	(2-2-1) 学力調査、学習調査の学年拡大に反対する。 (同趣旨 他9件)	学習状況調査につきましては、令和2 (2021) 年度の中央教育 審議会答申において、教育データの利活用を通して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、子どもたちの資質・能力を育成することが示され、本市におきましても、その趣旨を踏まえ、更なる教育活動の質の向上をめざしているところでございます。これまで、小学校5年生と中学校2年生の2学年で定点的に実施してまいりましたが、令和3 (2021) 年度にGIGA スクール構想が始まり、個人の学習進度や理解度に応じた指導を可能とする環境が整ったことから、調査の対象を、学習が難しくなり、つまずきが生じやすい小学校4年生から中学校3年生までの6学年に拡充し、各学年における学習のフィードバックを適切に行い、学習内容の確実な定着につなげてまいりたいと考えております。 また、毎年調査を行うことにより、同一の集団の学習履歴を経年で把握することが可能となるため、習熟の程度に応じた指導や集団による一斉指導など指導方法の有効性等の分析も可能となるものと考えております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	(2-2-1) 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた保護者向けの文書「各学校の今後の取組について」は意味がない。調査結果は参考にするにしても、日常の分析からスタートすべき。点数結果で子ども、教職員の評価をするような方向に進むとしたら問題になる。	全国学力・学習状況調査における報告書につきましては、家庭や地域と協力しながら児童生徒を育てることができるよう、学校が児童生徒の学習状況についてお知らせするとともに、今後の学校の取組についてお知らせするものです。しかし、全国学力・学習状況調査で計れるものは、児童生徒の学習状況や学校の教育活動の一側面でありますので、今後も、学校だよりや学校のホームページ等、全国学力・学習状況調査の報告書以外の方法でも、日頃から様々な視点で捉えた児童生徒や学校の状況を保護者や地域の方と共有してまいります。	D
28	(2-2-1) 学力テストよりも、子どもたちには 学ぶ楽しさを教えてほしい。 (同趣旨 他1件)	本市におきましては、「かわさき教育プラン」基本政策 II の取組 内容として「確かな学力」を掲げ、社会を生き抜くために必要な 「生きる力」を一人ひとりに確実に身に付けることをめざしてお ります。すべての子どもが「授業が分かる」ことを実感するため には、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様 な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図ることが重要です。 習熟の程度に応じた指導や個に応じた指導を継続し、一層の充実 を図ってまいります。	D
29	(2-2-1) 学習状況調査の民間委託は、児童生 徒の学習記録が民間に渡ること、保存 されることが心配。 (同趣旨 他2件)	学習状況調査で得られたデータにつきましては、調査の目的を 踏まえ、法令等に基づき適切に取り扱ってまいります。	D
30	(2-2-1) キャリア教育は不要。塾に行かなく てもどこへでも進学できるような授業 内容の拡充が必要。	「キャリア教育」につきましては、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育です。本市で取り組んでいる「キャリア在り方生き方教育」は、学校のすべての教育活動を通して行っており、「なぜ、勉強しなくてはいけないのか」「今の学習が将来どのように役に立つのか」ということなどについての発見や自覚により、学習意欲の向上が図られるものと考えております。学習活動を工夫して各教科等における指導を充実し、学ぶことが日常生活に生きて働くよう、そして児童生徒が学習を通して人間としての在り方生き方を学び、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるように指導してまいります。	D
31	(2-2-1、2-2-4) GIGA スクールサポーターが少なす ぎる。全校に配置すべき。 (同趣旨 他1件)	GIGA スクール構想をサポートする人材につきましては、学校の ICT 環境を充実させる上で重要であると認識しておりますので、 学校の要望に応じて各校を巡回する支援員を配置してまいりま す。	С
32	(2-2-1) 川崎は大量の GIGA 端末を調達して いるので、市民にも安く供給できる仕 組みを作り、GIGA スクールから GIGA シティに拡充しては。	GIGA 端末につきましては、国の方針として児童生徒に対して一人一台端末を実現することとされた中で、国庫補助金を活用し、市の負担額を低減しながら、Chromebookを選定し、リース契約にて調達しております。これらは全国的な取組であり、調達の多寡をもって地方自治体が市場価格に働きかけることは困難であると考えております。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	(2-2-1) スタディログの活用について、個々の学習履歴が業者の手に渡る危険性が高いのでは。個人情報が守られる保証があるのか。 (同趣旨 他1件)	GIGA 端末での学習支援アプリ等の活用におきましては、個人情報保護のためのしくみを整えた企業と秘密保持の条項を含んだ契約を締結しております。その情報を本市との契約以外の用途に利用することを認めておらず、今後の学習状況調査の拡充にあたりましても、法令等に基づき適切に取り扱ってまいります。	D
34	(2-2-1) 「少人数指導」を最初に出すよりも、 「少人数学級」を基本に進めるべき。	少人数指導や少人数学級につきましては、各学校が実情に応じてきめ細かな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えております。 すべての子どもが「授業が分かる」ことを実感するためには、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図ることが重要です。習熟の程度に応じた指導や個に応じた指導を継続し、一層の充実を図ってまいります。	D
35	(2-2-1) 高校においてボランティア活動を必 修化してはどうか。若者に社会の一員 であることを意識させ、問題意識を持 たせる、地域社会・自治・政治への関 心を高める、多様な方々を理解する、 人間としての在り方生き方の軸を作る といった効果が見込まれる。	若者の社会参画への意識向上につきましては、課題であると捉えており、本市におきましては、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育として「キャリア在り方生き方教育」に取り組んでいます。小学校から12年間の系統的なキャリア在り方生き方教育を通して「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で教育活動を再確認・充実・改善を図っているところです。 また、各高校におきましては、総合的な探究の時間の学習等を通して、社会の課題を把握し解決していく探究活動の充実に取り組んでおります。探究活動の中でボランティア活動に取り組んだ実践例もみられますので、今後、好事例を広く周知し、取組の充実を図ってまいります。	С
36 37 37 38	(2-2-1)   学校司書を全校に配置するべき。 (同趣旨 他 3 件) (2-2-1)   司書資格を持つ正規職員の学校司書 を、全校に配置してほしい。 (同趣旨 他 1 件) (2-2-1)   学校司書を会計年度任用職員として 雇用してほしい。	学校司書につきましては、各区に総括学校司書を3名配置して小・中学校、特別支援学校への巡回訪問を行うとともに、小学校56校には学校司書を配置し、高等学校には学校司書、司書事務補助員を配置して、学校図書館の蔵書整理、掲示等の環境整備、選書、授業支援における情報交換、司書教諭への助言等、読書活動の活性化を図っているところです。また、これまで小学校への学校司書の配置により、子どもたちの読書活動が充実し、多くの効果が見られていることから、学校図書館運営に関わる業務・体制等の検討を進めながら、まずは小学校への全校配置に向けた取組を進めてまいります。	D D
39	(2-2-1、2-3-2) 公立図書館と学校図書館の連携を図 ってほしい。	本市におきましては、子どもたちの読書活動推進に向け、学校 図書館と市立図書館との相互協力を幅広く展開するため「学校と 市立図書館の連携に関する要綱」を定め、図書館システムの連携、 授業支援図書セットの作成・貸出、各区における連携会議の開催 等に取り組んでまいりました。 今後も子どもたちの読書活動の推進に向け、学校と市立図書館 が連携した取組を進めてまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
40	(2-2-1、2-3-1) 「読書のまちかわさき」の事業を、 子どもたちの豊かな心を育てるイベン トとして企画してほしい。	「読書のまち・かわさき」事業につきましては、各学校から読書啓発ポスターや標語等を募集し、「かわさき読書の日のつどい」で優秀賞の作品展示や表彰を行っているほか、川崎フロンターレと人形劇団ひとみ座による読み聞かせを市内の小学校で実施しているところです。引き続き、「読書のまち・かわさき」事業を通じて、子どもの読書活動の充実に努めてまいります。	В
41	(2-2-1) フロンターレとの連携による読書活動の推進とは、フロンターレの選手を使って「読書のすすめ」をアピールすることか。本の面白さをアピールするならば他の方法があるのでは	川崎フロンターレとの連携につきましては、市内の小学校で川崎フロンターレや人形劇団ひとみ座による読み聞かせを実施し、参加した児童や教職員からは、図書館に足を運ぶきっかけになった、児童の読書意欲がより高まったなどの感想が寄せられております。この他にも、選手による推薦図書リーフレット『キックオフ! "読書のまち かわさき"』及びしおり、関連ポスターを市立小中学校や高等学校、特別支援学校、各市民館、青少年教育施設、スポーツセンターなど、図書館以外の場所でも配布するとともに、川崎フロンターレの協力により読書手帳を作成し、図書館ホームページからダウンロードすることができるようにしているところです。 今後も子どもたちが本の世界への関心を高め、読書意欲の向上につながるよう、市内の様々な団体との連携に努めてまいります。	D
42	(2-2-1) 小学校、中学校の給食を無料にして ほしい。 (同趣旨 他1件)	本市の学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみを学校給食費として保護者の負担としているところです。 経済的な理由で学校給食費の支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等がありますので、これらの制度が適切に活用されるよう周知に努めてまいります。	D
43	(2-2-1) 学校給食に国産の米飯と地産地消の 野菜などを取り入れて食育を推進して ほしい。	学校給食で使用する食材につきましては、本市の学校給食用物資規格基準書に基づき物資の選定を行い、国産を基本とし、できる限り県内産物の使用に取り組んでおります。また、特別支援学校・中学校給食においては、市内産農産物を月1回程度使用する等、今後も引き続き地産地消を推進するとともに、学校給食を生きた教材として活用し、さらなる食育の充実に取り組んでまいります。	D
44	(2-2-1) 農薬化学肥料や遺伝子組み換え、ゲ ノム編集で作られた食材を給食に出さ ないでほしい	学校給食で使用する食材につきましては、本市の学校給食用物 資規格基準書に基づき物資の選定を行い、国産を基本として使用 し、遺伝子組み換え食品は使用しておりません。また、今後も定 期的に食材の細菌検査や残留農薬検査などを実施し、食材の安全 性の確保に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	(2-2-1)    小中学校、高校のトイレに生理用品を置いてほしい。    (同趣旨 他1件)	生理用品につきましては、市立学校では、主に児童生徒が持参するのを忘れたときや、急に必要となった場合に使用できるように、保健室等で保管しております。 学校では、生理用品を渡す際のやり取りも含め、日頃の児童生徒との対話等から、児童生徒の健康状況や課題等を把握し、必要な保健指導や支援を実施していることから、適切な保健指導を行うためにも、保健室等で管理することが望ましいものと考えておりますが、昨今の社会経済状況の変化を踏まえ、無理に返却を求めることがないよう、各学校に周知しているところです。また、児童生徒が安心して生理用品を受け取れるように、保健だより等を活用して入手の方法を周知する等、各学校の状況に応じて対応してまいります。	D
46	(2-2-1) 高校の専門性の確保し、効率などに 重きを置かないようにすべき。進学に 特化せず、人格形成のための人づくり を支援するべき。	市立高校におきましては、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」に基づき、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況に応じた専門教育の指導に向けて、専門学科における進路実現をめざした科目構成や内容の検討・改善を行っております。今後も、生徒の進路実現に向けて適切に取り組んでまいります。	D
47	(2-2-1) 小・中・高それぞれの成長過程において性教育を科学的に学べるよう支援 すべき。思春期の心の問題を相談できるシステム作りを進めてほしい。	性に関する指導につきましては、体育・保健に関する指導をは じめとする関係教科で指導しており、学習指導要領や文部科学省 による通知を基に適切に実施しております。今後も国の方針等を 注視しながら、適切に実施してまいります。	D
48	(2-2-2) LGBTQ やヤングケアラー等、悩む児 童生徒が増えていることから、すべて の小中高校にスクールカウンセラー等 の専門スタッフを常駐し、心の相談に 取り組むことが必要。	本市におきましては、すでに市立中学校全校及び高等学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の様々な相談を受け、心のケアに努めております。また、市立小学校及び特別支援学校に要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣しており、保護者の相談にも応じているところです。令和4(2022)年度からは、学校巡回カウンセラーを増員し、特に小学校における相談体制の充実を図ってまいります。	D
49	(2-2-2) スクールカウンセラーが週1回では 足りない。	スクールカウンセラーにつきましては、心理に関する専門的知見を有する者として、不登校やいじめ等の問題行動、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応のため、児童生徒や保護者、教職員に対してカウンセリングや情報収集・見立て、助言・援助等に従事しており、市立の全中学校52校と全高等学校5校に、基本的には1日7時間で年間280時間、定時制設置の高等学校には420時間の配置をしております。 令和4(2022)年度以降は、280時間配置の各校への年間の時間増を進め、学校の規模等に応じた、配置時間の拡充にも努めてまいります。	D
50	(2-2-2) 学校に行けない子どもたちに、学校 外での学習の方法を多様にして、どの 家庭にも分かるように周知徹底してほ しい。 (同趣旨 1件)	様々な理由で登校できない児童生徒への学習につきましては、GIGA端末の貸出及び学習支援ソフトによる学習や「ゆうゆう広場」での学習等、児童生徒の状態に応じた選択肢によって支援しており、これらの選択肢について適宜御案内しています。 今後も多様なニーズに対応する支援策とその周知について充実を図ってまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	(2-2-2) 特別支援学校・支援級の児童生徒が増えていることから、特別支援の資格を持つ教員やスタッフの配置拡充が必要。	特別支援学校におきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて、児童生徒の身辺介助を行う介助員や医療的ケアを実施する看護師等を配置しております。また、小・中学校の特別支援学級におきましても、重度障害のある児童生徒に対する介助支援人材や一人ひとりの状況に応じた支援のための特別支援教育サポーターを配置しているところです。今後も、適切な支援が実施できるよう取組を進めてまいります。また、特別支援に係る教員の専門性を高めるため、現職教員に対する特別支援学校教諭免許の取得支援のための教育職員免許法認定講習の実施や、教員採用選考試験における特別支援学校区分の設定、さらには、作業療法士等の専門資格を持つスタッフの配置などの取組を行っているところです。	D
52	(2-2-2) 特別支援学校において重度の障害児 を放課後に預かれるようなしくみを作 ってほしい。	特別支援学校におきまして、放課後に重度の障害児を預かるような事業を実施する予定はありませんが、障害児の放課後の居場所が適切に確保されるよう関係機関に働きかけてまいります。	D
53	(2-2-2) 特別支援教育において、福祉、医療 との連携は必要不可欠。	特別支援教育につきましては、福祉や医療との連携は重要であると考えており、これまでも看護師や指導医の配置など様々な形で連携を図ってきたところです。 今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を着実に実施するため、福祉や医療と密に連携を図ってまいります。	D
54	(2-2-2) 特別支援学校で人工呼吸器を使用す る通学籍の子がいるが、引継ぎに時間 がかかりすぎている。	安心・安全に学校生活を送るためには、保護者との連携が必要であると考えており、引継ぎについても一定の時間をいただいております。 今後も、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでまいります。	D
55	(2-2-2) 学齢期の児童の高次脳機能障害について、学校復帰にあたっての受入体制、教育システムなどの方針、支援システムを確立してほしい。また、実態調査を行うとともに、高次脳機能障害に関する資料の学校への配布や教職員への研修を実施してほしい。	高次脳機能障害のある児童に対する支援等につきましては、他の障害のある児童と同様、一人ひとりの状況に応じて支援を実施しているところです。また、社会的な認知もまだ十分ではないと認識しておりますので、学校においても高次脳機能障害への理解と気づきを広めることが必要であると考えており、これまでも特別支援教育に関わる担当者が集まる研修会等において、高次脳機能障害についての周知を行い、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、理解啓発を図ってまいりました。高次脳機能障害は、外見からは分かりにくく本人も障害に気付きにくいと言われており、その症状は、退院後の日常生活や学校生活において明らかになる場合があるため、実態把握のための調査は困難であると考えておりますが、今後も一人ひとりの教育的ニーズに適切かつ丁寧に対応できるよう、取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
56	(2-2-2) 障害は多種多様であるため、成長・ 発達に合わせた支援をするべき。当事 者や保護者の希望を活かせるようにす べき。	本市におきましては、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた支援に努めているところです。 また、進学先等の決定におきましては、児童生徒本人や保護者の意向を可能な限り尊重しながら進めているところです。 今後も、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、取組を進めてまいります。	D
57	(2-2-2) 給食、教材、修学旅行等、義務教育は無償にすべき。	義務教育の経費につきましては、憲法26条第2項後段において、「義務教育は、これを無償とする」とされ、判例では教育の対価として授業料を徴収しないことを定めたものとされております。学校における教育活動に係る経費の公費負担とするものといたしまして、教職員の人件費や施設整備費、光熱水費などの学校運営費、学習指導のために要する経費などがあります。一方で、保護者等が私費で負担するものといたしましては、児童生徒個人の所有物とするもの、また、児童生徒個人に直接還元されるべき性質のもので、学校教育活動のために校長の承認のもとに徴収する経費などが該当します。具体的な内容といたしましては、教科書以外の問題集やワークドリルなどの個人用図書、文具類のほか、実験・実習費、修学旅行費などがあります。今後も引き続き、私費で負担するものにつきましては、その目的と必要性を十分に検討し、保護者負担の軽減に配慮した内容としてまいります。また、学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみ学校給食費として保護者の負担としているところです。経済的な理由で学校給食費の支払いが困難な御家庭については、生活保護制度や就学援助制度等がありますので、これらの制度が適切に活用されるよう周知に努めてまいります。	D
58	(2-2-2、2-3-2) 日本語の習得が困難で生活に支障を きたす若者が増えている。識字学級や 夜間中学など、各区に複数設置が必要	識字学級・日本語学級につきましては、市民ボランティアに御協力をいただきながら、国際交流センターをはじめ、ふれあい館、教育文化会館、市民館において実施しており、各区に2~4の学級・講座を開講しております。また、市民が主体となった活動として、地域において市民団体による日本語教室等も開催されております。本市に暮らす多くの外国人市民の皆さんが、日本語を学ぶことで、生活の不便や不安を取り除き、自分らしく生き生きと暮せるよう、日本語学習の支援の取組を引き続き推進してまいります。また、夜間学級の過去5年間の在籍者数は30名以内で推移し、対象となる生徒は全員受け入れることができておりますが、一方で、生徒の実態に応じた教育課程の編成や日本語指導の充実、教職員の配置などの課題があるため、市内の他地区での新規開設については、慎重に検討を重ねていく必要があります。このような状況から、一人ひとり教育的ニーズに応じた指導、支援に取り組むため、現在の西中原中学校夜間学級の充実を優先に取り組んでまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
59	(2-2-3) 学区は距離によって指定してほしい。また、通学路の点検、通学路における信号のない交差点への信号設置、ガードレールの設置などを行ってもらいたい。	本市におきましは、通学における距離や時間及び安全性、町内会等の地域活動など多様な要素を考慮して通学区域を定めております。 また、通学路の安全対策につきましては、警察や関係局等で構成する通学路安全対策会議の中で、学校からの要望箇所への対策を協議しながら、順次対策を講じております。要望どおりの対応が困難な場合は、別の改善策等も協議しながら、対応を進めているところです。 今後も、子どもたちの安全安心のため、関係部署・機関等と密接な連携を図りつつ、通学時の安全確保に向けた取組を進めてまいります。	D
60	(2-2-3) 学校にプールを設置してほしい。学校のプールを新しくしないで近隣のプールを利用するのは教員の負担がある。 (同趣旨 他4件)	本市では、学校敷地の課題等により、プールが設置されていない学校がございます。これらの学校について、現時点では新たにプールを設置する計画はございませんが、これまでも近隣校施設の活用や水泳の事故防止に関する心得の指導等を行ってきたところでありにより、引き続き子どもたちの水泳に係る技能及び関心・知識等の向上に取り組んでまいります。	D
61	(2-2-3) 学校のプールを整備しないという方 針は、学校関係者や地域住民の声を聞 くべき。災害時の避難場所の水をどう 確保・利用するのか。	また、プール授業における民間プール等の活用につきましては、 プールの維持管理や児童生徒の安全を確保した水泳授業の実施な ど教職員の負担軽減とともに、水泳授業の質の向上、着実な授業 時間の確保等の課題の解決にも寄与し、実施済の学校からは好評 をいただいているところであり、今後も推進してまいります。 なお、学校プールは、消防水利やトイレ洗浄水としての利用が 想定されていることから、学校プールの効率的な運用・整備の推 進にあたっては、個々の学校の状況を踏まえ、残置や防火水槽な ど代替施設の設置等についても検討してまいります。	D
62	(2-2-3、2-2-4) 中学校まで 35 人以下学級を実現し てほしい。 (同趣旨 他 13 件)	学級編制につきましては、新しい時代の学びを支える環境を整備するため、国の法改正により、小学校における学級編制の標準が35人に引き下げられたところであり、国の動向を注視しつつ、きめ細かな指導体制の整備に計画的に取り組んでまいります。	D
63	(2-2-3、2-2-4) 全中学校での自校方式での給食を実施してほしい。 (同趣旨 他1件)	本市の中学校給食につきましては、平成29(2017)年1月から自校方式及び小中合築校方式により4校が、同年9月からPFIによる給食センター方式により給食の提供を開始し、同年12月からは全ての市立中学校において完全給食を実施しているところです。 本市の中学校給食につきましては、調理方式に関わらず、健康給食として「とにかくおいしい、自然と健康になる、みんなが大好きな」のコンセプトに基づき実施しており、今後も引き続き、現方式のもと、安全・安心で温かい給食を提供してまいります。	D
64	(2-2-4) 教職員の負担を軽減する取組を進め ることについて、もっと現場の声を聞 くべき。	「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組に つきましては、業務改善推進校の教職員や働き方改革に関する研 修受講者へのアンケートや、学校現場の代表者等との意見交換を 行いながら進めております。 今後も、学校現場の意見を取り入れながら、教職員の負担軽減 につながる取組を推進していくとともに、教職員一人ひとりの働 き方に関する意識改革に向けた取組を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
65	(2-2-4) 子どもの思いに寄り添えるよう、教 員や専任の先生を増やしてほしい。 (同趣旨 他2件)	教職員定数につきましては、法令に基づき定められております ので、引き続き改善に向けて国の法改正による定数措置等を求め てまいります。	D
66	(2-2-4) 教職員の負担軽減に向けて、学校における、民間企業からのボランティア活用や、地域ボランティアを積極的に活用するしくみを整備してはどうか。	本市におきましては、学校が抱える課題の解決に向けて、地域 ボランティア等が参加しやすいしくみを充実するために、地域住 民や保護者との連携・協力を推進する学校運営協議会(コミュニ ティ・スクール)を拡充しております。 今後につきましても、地域住民や保護者等が学校支援をする学 校教育ボランティアの配置や、市内の住民や団体・企業等がボラ ンティア登録をしている学校支援センターからのボランティア派 遣事業等の取組を充実しながら、より積極的な人材活用に努めて まいります。	В
67	(2-2-4) 感染対策や安全教育等のニーズが増 えていることから、養護教諭の増員を 検討すべき	教職員定数につきましては、法令に基づき定められております ので、引き続き改善に向けて国の法改正による定数措置等を求め てまいります。	D
68	(2-3-1) 地域の寺子屋事業について、早期に拡 充してほしい。	地域の寺子屋事業につきましては、地域ぐるみで子どもたちの 学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを 進めることを目的に実施しており、学校や地域の状況を踏まえな がら、拡充に向けた取り組みを進めております。 寺子屋事業の実施には、寺子屋先生をはじめとする地域の皆様 方の御協力が不可欠でございますので、今後につきましても、寺 子屋に携わる人材の養成や広報の充実に努め、寺子屋の全校設置 に向けた取組を進めてまいります。	С
69	(2-3-2) 歩いて行けるところに図書館を作っ てほしい。 (同趣旨 他 10 件)	本市におきましては、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、学校施設の有効活用などによる市民の生涯学習の場の確保とともに、自動車文庫による市内巡回や大学図書館との相互連携などによる図書館サービスの提供を推進しております。	D
70	(2-3-2) 図書館や市民館は絶対的に不足して おり、整備計画を見直してほしい。 (同趣旨 他6件)	なお、現在、市内に新たな社会教育施設を整備する計画はございませんが、市民の多様なニーズへの対応を図るため、ICT を活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等を開催するなど身近な場所での学びの場づくりや他施設等との連携による貸出・返却ポイントの設置等についての可能性の検討を行ってまいります。	D
71	(2-3-2) 市民館・図書館などの社会教育施設 の施策にもっと力を入れてほしい。 (同趣旨 他3件)	市民館・図書館におきましては、概ね10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まえながら、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3(2021)年3月に策定したところです。市民館・図書館におきましては、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らす様々な人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進しております。 今後の市民館・図書館につきましても、"市民自身が学び、その	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる"という学びと活動の循環を推進していく必要があると考えており、持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしてまいりたいと考えております。	
72	(2-3-2) 図書館本来の効率的・効果的な運営 に力を注ぎ、司書資格のある職員の増 員、勤務環境の改善を求める。 (同趣旨 他6件)	図書館職員は、図書館の目的を果たすため、専門的職員としての役割を担っていることから、今後も司書講習への派遣等を行うとともに、更なる資質の向上のため、より幅広い分野の知識の習得や、地域課題解決のためのスキル等を身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、図書館サービスの向上をめざした人材育成を推進してまいります。大幅な職員増が望めない中で、運営手法やサービスの内容等について議論を行いながら、より効率的な運営と魅力的なサービスの提供をめざします。	D
73	(2-3-2) 図書館はいつ行っても混雑してい て、本も汚れが目立つ。新しい本と入 れ替えてほしい。	図書館におきましては、多種多様な利用ニーズをいただいておりますが、中でも図書資料の充実は重要であると考えておりますので、今後も効率的・効果的な図書・資料の収集・保存を行うため、集中選定による図書・資料の購入、各館での分担収集による	D
74	(2-3-2) 図書館の資料費を増額してほしい。 (同趣旨 他1件)	保存や除籍等を踏まえながら、より魅力的な書架を実現できるよう努めてまいります。	D
75	(2-3-2) 蔵書構築の考え方について、内容を 提示してほしい。 (同趣旨 他2件)	図書館における蔵書につきましては、収集、保存、除籍等のプロセスを個別に考えるのではなく、全体として計画的・体系的に考え方を整理し、これまで以上に市立図書館全体で蔵書構成のバランスを考え、図書資料の有効活用をめざしております。 予約の多い図書につきましては、予約者の増加に合わせて蔵書数を増やす対応も行っておりますが、多様な御要望に応えるため、幅広いタイトルを揃えることも必要となることから、「川崎市立図書館資料収集要綱」に則りバランスを考えながら選書を行っております。	D
76	(2-3-2) 図書館でのインターネットや ICT の 活用は、不慣れな人でも使えるように 窓口対応に配慮してほしい。	図書館における ICT の活用につきましては、令和 5 (2023) 年度 に予定している図書館システムの更新にあわせ、電子書籍等デジ タルコンテンツの導入を検討するなど、ICT 活用による事業・取 組の充実及び手続における利便性向上を図ってまいります。なお、その際におきましても、来館・対面での対応を引き続き行うなど、ICT 機器等に不慣れな方が不便を感じることがないよう配慮しな がら取組を進めてまいります。	D
77	(2-3-2) 市民館・図書館にWi-Fi を整備して ほしい。 (同趣旨 他3件)	市民館におきましては、新しい生活様式に対応していくため、ICTを活用したオンライン講座等の取組を推進しているところですが、会議室等を利用した市民の主体的な学習活動等におけるICT活用につきましても対応していけるよう環境整備等を進めているところです。また、市民館・図書館のエントランス等で多くの方に広く利用していただく公衆無線LANにつきましては、「かわさきWi-Fi」の利用をお願いしており、そのセキュリティにつきましては、総務	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
		省が作成している「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」に基づいて、メール認証や、接続1回当たりの利用時間の制限を行っているところです。	
78	(2-3-2) 向丘出張所での図書館機能を充実し てほしい。	向丘出張所につきましては、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した宮前区全体の機能向上という観点や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コミュニティ施策に関する取組など、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、地域の皆様とともに検討を進め、地域ニーズの把握や課題を整理し、向丘出張所に求められる8つの機能と取組の方向性などからなる「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」を令和4(2022)年2月に策定しました。向丘出張所を活用した図書館などによる読み聞かせの試行や、身近な場所での学びの場づくりに加え、地域主体の図書に関する取組とも連携を図りながら、図書を通じた支援や交流の場づくりなど、図書サービスの充実に取り組んでまいります。	D
79	(2-3-2) 何でも民間に任せるのではなく、図 書館司書などの専門職員を適切に配置 することが大事。 (同趣旨 他1件)	各区図書館 7 館におきましては、図書の貸出や返却などのカウンター業務や書架整理などのフロア業務について、民間委託を行っており、これによって、図書館職員がレファレンス業務や読書支援などの専門的なサービスに専念できるなどの効果があるものと考えております。 職員につきましては、今後も国が主催する司書講習、司書専門講座などへの派遣研修を実施し司書の資格を有する職員を増やなど、引き続き、図書館の専門性を確保しながら、民間との適切な役割分担のもと、効果的・効率的な図書館運営に努めてまいります。	D
80	(2-3-2) 図書館ネットワークの目的は、効果的・効率的な運用ではなく利用者に資料を届けることにある。まずは市内の図書館サービス網を構築してほしい。	図書館の今後の管理・運営につきましては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、多様なニーズへの柔軟な対応をはじめ、地域や施設の特性に応じた事業・サービスの推進など、令和3(2021)年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の中で、効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしており、様々な民間活用手法も含め、効率的・効果的かつ最適な管理・運営手法について検討を進めてまいります。	D
81	(2-3-2) 市民館・図書館の指定管理者制度導 入には反対。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、令和3 (2021) 年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」において、 それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切 な維持管理を実施するとともに、多様なニーズへの柔軟な対応を はじめ、地域や施設の特性に応じた事業・サービスの推進など、 効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしており、様々な 民間活用手法も含め、効率的・効果的かつ最適な管理・運営手法 について検討を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
82	(2-3-2) 労働会館と教育文化会館の再整備基本計画の中で、他の市民館のような舞台芸術の講演、鑑賞ができなくなる内容で検討が進められている。他の区の市民館なみの「劇場」として活用できる内容にできないか。カルッツは規模や経済的に市民の文化活動では活用できない。川崎南部での市民の舞台活動ができる施設を確保してほしい。	市民館や労働会館のホールにつきましては、多目的ホールとして設置されており、教育文化会館の大ホールにつきましては、近隣の「カルッツかわさき」に機能を移転しております。 再編整備後の労働会館のホールにつきましては、多目的ホールとしてステージと客席の段差をなくし、車椅子利用者などに配慮したバリアフリー対策を実施するとともに、客席は可動席として、客席のない大空間として多目的に利用できる計画としております。	D
83	(2-3-2) 若者や子どもたちに魅力的な市民 館・図書館にしてほしい。	市民館におきましては、学級・講座の実施に際し、それぞれのライフステージに応じたタイムリーな話題に留意したテーマ設定等を行うなど、あらゆる世代に向けた魅力ある取組となるよう事業の充実を図ってまいります。また、施設のオープンスペースなどを活用し、ロビーカフェや子育て広場などを開催し、市民が気軽に集い、交流や情報交換ができる居場所づくりなどの取組を推進してまいります。 図書館におきましては、多種多様な利用ニーズをいただいておりますが、今後の図書館における事業・サービスにつきましては、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による対話を基本として、柔軟な利用ルールの検討や、限られた図書館スペースの有効活用を検討するとともに、他施設との連携による取組なども視野に入れ、効率的・効果的な管理・運営手法を含め検討してまいります。	D
84	(2-3-2) 市民館は交通の便利な場所にホール のついた施設として増設してほしい。	市民館につきましては、新たにホールの整備を行う計画はございませんが、既存の施設を基本とした長寿命化を図りながら、生涯学習環境の充実に努めてまいります。また、市内には市民館のほかに、「エポックなかはら」、「すくらむ 21」など、市内各所にホールを設けており、市民の活動拠点としての役割を担っております。	D
85	(2-3-2) 平和人権学習の企画運営委員を市民 から募集してほしい。	市民館における社会教育振興事業では、それぞれの事業種別や 学習内容、実施方法等に応じて、学級講座等の企画運営を行う企 画委員会を設置したり、学習支援ボランティアや市民講師等を登 用したりするなど、様々な手法で学級講座等への市民参画に留意 しながら事業実施しております。また、企画委員会の委員の募集 につきましては、市民公募としております。	D
86	(2-3-2) 各市民館への社会教育主事を配置してほしい。また、市民館を貸し館にするのではなく、市民が参加できるようにしてほしい。 (同趣旨 他1件)	市民館につきましては、地域の社会教育振興を担っており、市 民館職員に社会教育に関する知識やスキルを身につけさせるた め、国立教育政策研究所が実施する社会教育主事講習等への派遣 研修などの人材育成を行っております。 市民館職員は、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助 言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割 を担っていると考えておりますので、社会教育の体系的な理解を 深め、個々の専門性の向上を図れるよう、計画的・体系的な人材 育成に努めてまいります。 また、市民館では、施設提供だけではなく、市民の主体的な学	D

# ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		習を促進するため、学習機会の提供事業として、地域や社会の課題を捉えた学級・講座、イベントのほか、自主学習グループの育成及び活動支援等を実施しており、今後も充実を図りながら継続して実施してまいります。	

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(3-1-1) 基本政策 3 「市民生活を豊かにする環境づくり」の「市民の実感指標」は、あくまで市政評価の際の参考資料とすべきものであって、政策実行の行政目標とするものではない。環境に関する個人の意識は千差万別であり行政が一律に誘導や規制するものではない。	「市民の実感指標」につきましては、当初の総合計画策定時に 実施した市民アンケートの結果をもとに、市民の意識・評価の水 準(現状)を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比 較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね10年後を 想定した市民の実感を目標として設定したものです。 総合計画の第2階層である政策の取組が市民の実感につながっ たかどうかを、中長期的な視点で確認しながら、市の取組改善等 に活用することを目的としているものですので、御意見のとおり、 市政評価の際の参考という位置付けで設定したものになります。 なお、市の各施策における具体な目標は、第3階層の施策にお いて「直接目標」や「主な成果指標」で示しており、総合計画の 進行管理では、主に「直接目標」「主な成果指標」の達成度から施 策の進捗状況を評価しております。	D
2	(3-1-1) 政策 3-1 の市民の実感指標「地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合」が低いため、積極的な啓発活動の実施を希望する。	市民への普及啓発につきましては、総合計画における「分野別計画」であり、今年度改定作業を進めている「地球温暖化対策推進基本計画」において、事業効果の高い重点事業として5大プロジェクトを設定し、その1つとして、「市民・事業者の行動変容・再エネ普及促進プロジェクト」を位置付けています。本プロジェクトにおいて、従来の普及啓発・環境学習の取組に加えて、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たなしくみを構築していくこととしており、具体的には、脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくりの検討を進めていきます。令和2(2020)年度に新たに創設した「脱炭素アクションみぞのくち」では、溝の口周辺地域で脱炭素化に資する身近な取組や先進的な取組を集中的に実施し、取組の効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進するとともに、地球温暖化防止に係る普及啓発や活動支援等を行う「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」や地域の温暖化対策の推進リーダーとしての役割を担う「川崎市地球温暖化防止活動推進して実施し、脱炭素社会の実現をめざしてまいります。	В
3	(3-1-1) 脱炭素社会に向けて早急な再生可能 エネルギーへの切り替えが求められて いるが、世界に比べて日本はその意識 が低い。川崎市が地域エネルギー会社 の設立や活用を掲げていることを誇り に思う。どうか実現し川崎から日本を 変えてほしい。	脱炭素社会の実現に向け、市域の再生可能エネルギーの普及拡大を着実に進めて行くことは重要と考えており、第3期実施計画素案において、「施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進」の「主な成果指標」として「市域の再生可能エネルギー導入量」を新たに設定しております。 本成果指標の達成に向けて、新たに地域エネルギー会社を設立し、市の廃棄物発電などを有効活用した市域の再生可能エネルギー普及拡大に取り組むとともに、市民・事業者向けの再生可能工	В
4	(3-1-1) 脱炭素社会に向けて再生可能エネル ギーの普及拡大は大切であり、川崎の 特徴を利用して風力発電や太陽光発 電、廃棄物発電などができるとよい。 そして、ごみの分別など市民の主体的	ネルギー導入促進に向けた取組を進めてまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	な取組につなげていけると効果的であ る。		
5	(3-1-1、3-2-2) 環境問題に関心のない人に自分ごと と捉えてもらえる施策が必要である。 例えば再エネ 100%電力の契約やコン ポストの設置に対し、住民税の減免が できないか。環境問題の解決につなが る既存の助成制度は継続してほしい が、危機感がない層が動き出したくな るような施策を打って広めてほしい。	脱炭素社会の実現に向けて、市民・事業者一人ひとりのアクションが必要不可欠と考えております。総合計画における「分野別計画」であり、今年度改定作業を進めている「地球温暖化対策推進基本計画」において、事業効果の高い重点事業として5大プロジェクトを設定し、その1つとして、「市民・事業者の行動変容・再エネ普及促進プロジェクト」を位置付けております。本プロジェクトにおいて、従来の普及啓発・環境学習の取組に加えて、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たなしくみを構築していくこととしており、具体的には、脱炭素モデル地区の展開及び脱炭素先行地域づくりの検討を進めてまいります。また、個人の住民税は、地域社会の費用の負担を広く分かち合う性格を有するものであり、住民サービスを支える基幹税としての役割を果たしているところです。そのため、その減免を行うことにつきましては、個人の住民税の役割や減免により見込める効果などを踏まえ、慎重な検討を要するものと考えております。なお、本市におきましては今年度、脱炭素に向けた取組の一つとして、水素ステーション及び充電設備の設置促進を税制面から支援するため、これらの設備に対する固定資産税の減免措置を創設しております。	D
6	(3-1-1) 地球環境配慮に対する推進力の高い 街として、他自治体に影響を与え、更 には世界からも着目されるような街で あってほしい。温暖化対策として、以 下の取組が必要と考える。 ・電気自動車購入負担金補助 ・電気自動車充電スタンドの拡充 ・商用車のEV切り替え促進	自動車から排出される温室効果ガスをゼロにしていくには、電気自動車や燃料電池自動車の導入促進が重要と考えております。 負担金補助及び充電スタンドの拡充については、今年度、政令市として初めて、充電設備の設置促進を税制面から支援するため、充電設備に係る固定資産税(償却資産)をゼロにする減免措置を創設しました。今後も国の制度とも連携した取組や優遇措置などにより、充電設備及び水素ステーションの拡充を図り、市民・事業者への次世代自動車の普及促進に取り組んでまいります。 また、バス等の商用車への次世代自動車の導入につきましては、コストや運用面等の課題を勘案し、導入支援策等の検討を進めてまいります。	D
7	(3-1-1) 脱炭素化については、2050年の生活 環境など将来のシナリオをえがいた上 で、これから何をすべきか考えるべき。	総合計画の分野別計画である「地球温暖化対策推進基本計画」 改定案において、2050年の将来ビジョンや、バックキャスティン グによるアプローチで設定した目標、必要な施策等をお示しして おります。第3期実施計画素案におきましては、同計画改定案と の整合を図りながら、主な取組を掲載しております。	D
8	(3-1-1) 施策 3-1-1「地球環境の保全に向け た取組の推進」は、地球温暖化対策推 進基本計画が現在改定中であり、資料 を含め最新のものに改正したほうがよ い。	「地球温暖化対策推進基本計画」につきましては、総合計画に 位置づけた政策・施策を効率的・効果的に推進するため、事業目 標や取組内容を総合計画よりも詳細に定める「分野別計画」であ ることから、引き続き綿密な連携を図りながら両計画の策定(改 定)作業を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	(3-1-1) 地球温暖化対策推進基本計画改定案の目標を達成するためには、市域のCO2排出量の75%を占める臨海部の各企業から、市の目標に見合ったCO2削減目標を提出させ、定期的に状況を報告させる必要がある。政令市最大のCO2排出都市として全国の模範となるような温暖化対策の実効性のある計画を総合計画で示してほしい。(同趣旨 他3件)	本市におきましては、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度により、エネルギー使用量等が一定以上の事業者に対して、3か年ごとの温室効果ガスの削減計画書及びそれに対する毎年の報告書の提出を義務付けております。本制度では、それぞれの事業者が市の指導や助言を受けながら、これまでの温室効果ガス削減の取組や今後の事業計画などを考慮した上で、削減目標を自主的に設定することとしており、その目標は市のホームページで公表しております。  今後は、脱炭素化に向けた事業者の自主的な取組を更に促進するため、当制度の見直しを行う予定であり、事業者から排出され	D
10	(3-1-1) 今後の 10 年足らずの間に全世界の CO2排出を現在の半分近くまで削減で きるかどうかで人類と地球の未来がか かっている。CO2排出量の高い企業に対 し、市が主導して削減目標、計画等が 入った協定を結ぶことを要望する。 (同趣旨 他2件)	る温室効果ガスの更なる削減に取り組んでいきます。	D
11	(3-1-1) 4年間で温室効果ガスをどこまで減 らすのか、割合だけ示されてもわから ない。削減量を示すべき。2050年を見 据えているのだから、2025年、2030 年、2040年の排出量も明らかにするべ き。	今後4年間の温室効果ガスの削減量につきましては、1990年度比▲26.0%は▲728万t-C02、2013年度比▲13.1%は▲312万t-C02となります。また、2030年度の排出量につきましては、1,203万t-C02と設定しており、いずれの値につきましても、今年度末に改定を予定している、総合計画における分野別計画である「地球温暖化対策推進基本計画」においてお示ししてまいります。	D
12	(3-1-1) 本計画は総合計画の第3期であることは承知しているが、川崎市は昨年2050年までにC02排出実質ゼロにすると宣言した。現在改訂中の川崎市地球温暖化対策推進基本計画(案)では2030年までに2013年比50%の温室効果ガス削減を目標としており、本実施計画は目標年2025年ではあるが、2030年目標を達成に向けて第3期実施計画を軌道修正すべきと考える。総合計画改正では、2030年までに二酸化炭素発生量マイナス50%を実現させることを最重要課題とした計画であるべきと考える。川崎市総合計画は実質カーボンゼロ社会を実現するための重要な計画であると思う。残念ながら、本実施計画では温室効果ガスを2030年目標に向けた数値目標のある施策は見当たらなかった。追加すべきである。P281に示されている「市域の温室効果ガス	第3期実施計画素案につきましては、「地球温暖化対策推進基本計画」の改定案との整合を図りながら、主な取組を掲載しております。より具体的な数値目標・成果指標等につきましては、「地球温暖化対策推進基本計画」及び「地球温暖化対策推進実施計画」の中でお示ししてまいります。 また、第3期実施期計画期間における目標値につきましては、まず、市域目標は2023年度実績値であり、現時点(2022年)から残り1年程度しかなく、施策等による削減効果が大きく見込めないため、▲13.1%となりますが、この数値は、「地球温暖化対策推進基本計画」改定案に掲げる2030年度の市域目標値▲50%の推計結果との整合を図った数値としております。 同様に、市役所目標につきましても、2025年以降の施策等による削減効果が見込めないため、▲18.5%となりますが、この数値も、「地球温暖化対策推進基本計画」改定案に掲げる2030年度の市役所目標▲50%の推計結果との整合を図った数値としております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
	排出量の削減割合」13.1%、市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度?)18.5%以上では現在改訂中の川崎市地球温暖化対策推進基本計画(案)と整合が取れていない。不十分である。		
13	(3-2-1) 施策 3-2-1「地域環境対策の推進」 の「主な成果指標」は、環境基準だけ でなく、市の環境目標値があるものは これを採用し、WHO の指針値について も配慮すべきである。	環境目標値につきましては、「川崎市環境基本条例」に基づき、市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の目標値として設定したものであり、その達成に向けた段階的な目標として、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で「対策目標値」(環境基準と同値)を設定しております。 主な成果指標のうち、「環境目標値」を設定している二酸化窒素につきましては、「環境目標値」達成に向けた段階的な目標として、「環境基準の下限値」を達成した測定局数の割合を成果指標としております。 なお、WHO の指針値につきましては、令和3 (2021) 年9月に改正されたところであり、引き続き国等の動向を注視してまいります。	D
14	(3-2-2) プラスチックによる環境汚染問題を解決するためには、リサイクルでなく発生抑制が必要と感じている。スーパー等での買い物で生じるプラスチック容器はすぐゴミとなりストレスに感じるが、店や企業に市民の声を届けるすべがない。	本市におきましては、総合計画における「分野別計画」である 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「地球環境にやさしい持続 可能なまちの実現をめざして」取組を進めており、リサイクルよ りも環境負荷が少ない2R(リデュース・リユース)の推進は非 常に重要と考えております。主な成果指標に位置付けている、1 人1日あたりのごみ排出量の達成に向けて、リデュースの取組を より進めていく必要があります。 プラスチックごみの削減につきましては、大手スーパーや商店 街等と連携し、ワンウェイプラスチックの使用削減、マイバッグ・ マイボトルなどの利用促進キャンペーンを実施する等、市民の環 境配慮行動の実践を呼びかけており、今後も引き続き市民、事業 者と連携した取組を進めてまいります。 なお、環境意識の醸成と家庭への波及をめざして、幼児・低年 齢層向けにごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前 ごみスクール」や「ふれあい出張講座」を実施しているところで あり、これらの普及促進の取組についても、引き続き実施してま いります。	D
15	(3-2-2) プラスチックはリサイクルよりもリ ユース、リデュースに取り組むべき。	プラスチックのリサイクルにつきましては、昨年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、その中で、今後、リユース・リサイクル可能な環境に配慮した製品設計や代替素材への転換などを事業者に求めることとされております。また、本市におきましては、令和2 (2020) 年に「プラスチック資源循環への対応方針」を策定し、プラスチックごみの削減や資源循環への取組を強化しております。また、「一般廃棄物処理基本計画」におきましても、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R (リデュース・リユース)の取組を進め、限りなくごみをつくらない社会の実現をめざしており、プラスチックごみにつきましても、削減や資源循環に向けた取組をより一層進めてまいります。	В

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	(3-2-2) 二子地区でのダンボールの資源回収 を検討してほしい。	資源集団回収事業につきましては、町内会などの実施団体(市民団体)と回収業者との契約で成り立っており、市が支援しながら行っている事業です。 二子地区では、概ね毎週土曜日に回収を行っておりますが、一部の地区では月1回の回収となっています。 今後も利便性向上のため回収頻度等の増加に向けて、実施団体や回収業者に働きかけてまいります。	Е
17	(3-2-2) 食品関係の工場から「作りすぎた」 という理由で廃棄が出ているのがもっ たいない。	事業系の生ごみにつきましては、食品廃棄物を含む一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、ヒアリング等により廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、登録再生利用事業者の利用促進や生ごみ処理機の利用の案内等により、発生抑制とリサイクルを推進しております。 今後も引き続き排出事業者へ働きかけ、生ごみの減量化・資源化を推進してまいります。	D
18	(3-2-2) 橋リサイクルコミュニティセンターの廃止に反対である。 (同趣旨 他3件)	橋リサイクルコミュニティセンターにつきましては、施設の設置目的である環境学習講座の参加者数が定員の1~2割程度と低いだけでなく、利用者の9割以上を占める「粗大リユース機能」についても利用者が固定化されている傾向にあります。また、会議室の稼働率が低いことや、設備の老朽化による管理運営費の増大等の課題があります。 利用者の拡大に向け、指定管理者と連携を密にしながら、イベント開催やホームページ・チラシ等を用いた広報により事業の周知を図るとともに、リユース事業の拡充に向けてインターネットでの申請を受け付ける等、様々な形で取り組んでまいりましたが、社会状況の変化等も影響し、利用者数は増加していません。これらの課題等を踏まえ、施設の既存機能の代替・拡充について検討し、「環境学習・環境活動の場の提供」については、令和5年度に竣工予定である橋処理センターや、他の普及啓発施設において代替・拡充が可能と考えています。また、「粗大リユース機能」につきましては、現在、民間事業者と連携した粗大ごみ申請量と排出量を減らす実証実験を実施しており、一定の効果があることが確認できております。これらの状況を踏まえ、橋リサイクルコミュニティセンターは設置当初の役割を果たしたものとして、施設機能を廃止する予定としていますが、既存機能については、引き続き代替・拡充の取組の検討を進めてまいります。また、施設を利用している方々とは、この間、施設の課題共有や意見交換をしていますが、施設機能の廃止に御理解いただけるよう、引き続き丁寧に説明してまいります。なお、橋リサイクルコミュニティセンター機能廃止後の施設については、建築基準法や都市計画法による用途制限を踏まえ、今後検討を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	(3-3-1) 「協働の取組による緑の創出と育成」という施策なら成果指標に「緑地面積及び創出した緑の面積」を加えた方が分かりやすい。150万本の植樹は枯れた木、間伐された木がかなりあるはずで、指標にふさわしくなく、「植樹面積」を指標にした方がよい。	「協働の取組による緑の創出と育成」につきましては、多様な主体との協働、連携により緑を育むことを目標として、様々な主体との協働による植樹の取組の成果である「市民 150 万本植樹運動による累計植樹本数」を成果指標として設定しております。 「緑地面積」等については、平成 30 (2018) 年 3 月策定の「川崎市緑の基本計画」において、令和9 (2027) 年度末で市域面積の30%以上に相当する公園緑地、水辺地空間などの施設面積での展開をめざすこととしており、「市民 150 万本植樹運動による累計植樹本数」の指標とともに、適正な進捗管理を行いながら、一層の市民協働の取組を進めてまいります。	D
20	(3-3-1、3-3-2) 身近な公園は市民の憩いの場所であるため、もっと充実した公園にしてほしい。	身近な街区公園等の公園につきましては、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりに取り組んでまいります。 一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。	D
21	(3-3-1、3-3-2) 「公園緑地における収益性確保、向上を進める」とは何か。 収益を上げることよりも、政令指定都市の中でも公園面積が下から2番目であることから、もっと緑を多くすることが必要であり、特に川崎区が必要である。 (同趣旨 他1件)	公園緑地を含む公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えております。また、本市の「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。なお、本市の公園緑地の現状につきましては、令和3(2021)年3月末現在、1,271か所、面積約758haで、平成19(2007)年と比較し、約100ha増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、魅力ある公園づくりや緑地保全の取組を推進し、川崎区におきましては、富士見公園の再編整備や東扇島地区における沿道への植栽帯整備に取り組んでまいります。	D
22	(3-3-1、3-3-2) 公園を利用するのにお金を払うことが疑問である。	市内の公園につきましては、原則無料で利用可能となっておりますが、スポーツ施設等につきましては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、「受益者負担の原則」に基づき、費用の一部を利用者の皆様に負担していただいております。いただいた使用料は、当該施設の安心で安全な運営、維持などに使用しております。 公園を含む公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があります。 本市では、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料については、当該基準を基に設定しているところです。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	(3-3-2) 公園がもっとほしい。	本市の公園緑地の現状につきましては、令和3 (2021) 年3月 末現在、1,271 か所、面積約758haで、平成19 (2007) 年と比較し、約100ha 増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。  一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。	D
24	(3-3-2) 公園も緑も東京より少ない。等々力 公園も市民の集える場所にしてほしい。	本市の公園緑地の現状につきましては、令和3 (2021) 年3月 末現在、1,271 か所、面積約758haで、平成19 (2007) 年と比較し、約100ha 増加するなど、公園の整備や緑地の保全などに取り組んでいるところでございます。 一方、既存の公園においても、公園の質の向上に向け、地域の特性に合わせて魅力的な公園づくりを多様な主体と連携しながら取り組んでまいります。 なお、等々力緑地につきましては、現在、再編整備の取組を進めており、人が集い、賑わう、多様な利用ができる芝生広場の整備など、安全・安心で魅力あふれる公園の実現をめざしてまいります。	D
25	(3-3-2) 川崎区の各町内にある身近な小さな 公園はほったらかしのさえない暗い公 園ばかりである。トイレがないところ も多く、あっても汚い。きれいな町に してほしい。 (同趣旨 他1件)	公園緑地につきましては、施策 3-3-2「魅力ある公園緑地等の整備」における施策の方向性として、「公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進」や「予防保全型の維持管理など公園緑地の適切な維持管理の推進」などを位置づけており、今後も市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修やトイレの清掃等公園施設の適正管理に努めてまいります。	В
26	(3-3-2) 等々力公園の管理を民間に任せない でほしい。市の責任で、市民の要望を しっかり汲み取って管理してほしい。	等々力緑地につきましては、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、効率的・効果的な市民サービスの提供と、そのサービスの質の向上の実現を図るため、民間活力を導入した再編整備を進めて行くこととしております。また、民間活力の導入により、等々力緑地のめざすべき将来像の実現に向けて、企業、市民、地域とともに育んでいく公的財産として、整備や管理運営に務め、今後も安全・安心で魅力あふれる公園への取組を進めてまいります。なお、再編整備の推進にあたりましては、引き続き、市民の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。	D
27	(3-3-2) 公園の建築計画の見直しを検討し、 世田谷町田線から中野島小学校学区ま での地域に公園を設置してほしい。	公園の整備につきましては、「川崎市緑の基本計画」に基づき、 公園を整備すべき地区の最小単位を小学校区を構成する町丁目と し、公園が不足している小学校区を優先して確保に努めておりま す。 当該地域は、公園が不足している状況となっており、公共用地 の転用、開発行為等による公園の提供、寄付や借地など、様々な 手法を検討しながら、引き続き、身近な公園の整備に向けて取り 組んでまいります。	D

# ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	(3-3-2) 成果指標として、一人あたりの公園 緑地面積に樹木数を加えるべき。また、 二ヶ領用水総合基本計画の取組の推進 にあたっては、川崎区等における用水 の復元による水辺と緑の創出を行うべき。	「魅力ある公園緑地等の整備」につきましては、「一人あたりの公園緑地面積」を主な成果指標として、第3期実施計画期間における目標値を5.0㎡/人以上として設定しているものでございます。     令和3 (2021)年3月時点の公園緑地の面積は約758haであり、公園緑地などの樹木数については、現在、把握を行っておりませんが、今後も引き続き、立地特性及び地域ニーズを踏まえた魅力ある公園づくりや大規模公園緑地の再整備、また、市域に残された緑地、里山の再生・保全などに取り組んでまいります。また、川崎区内の二ヶ領用水については、既に暗渠化しており、復活や再生が困難な状況でございますが、二ヶ領用水総合基本計画の基本方針③「市民に身近な二ヶ領用水を整える」に位置付けたその他の各施策について、引き続き推進してまいります。	D
29	(3-3-3) 多摩丘陵を保全する気があるなら、 市街化調整地域に指定すべきである。	多摩丘陵につきましては、市域に残された良好な樹林地等の緑地を保全するため、「川崎市緑の基本計画」に提示した緑の将来像の形成を目標として、都市緑地法、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定を行っております。 引き続き、市域に残された緑地等の再生・保全に向けた取組を進めてまいります。	D

### (5)基本政策4に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(4-1-1、4-2-4) 基本政策 4 の「我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつける」という考え方は、持続可能なのか。また、「世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する」ことができるのか。これまでの地球温暖化を進め、常に消費対象を求めて何かを犠牲にする考え方ではないか。	昨今、グローバル経済の下、経済危機や気候変動、自然災害、 感染症といった様々な課題がボーダレスに発生し、経済成長や社 会課題に波及し深刻な影響を及ぼしております。そうした中、本 市は、国より「SDGs未来都市」に選定され、各施策・事業を 通じて、成長と成熟が調和した、持続可能で誰もが幸せを感じら れるまちをめざした取組を進めています。 本市の持続的な発展のためには、経済的な成長が不可欠であり、 こうした社会課題等への対応を、市内企業の成長機会と捉えイノ ベーション創出等の支援を行うことが、本市の持続可能な発展に 資すると考えております。 また、市内で創出された環境技術・ノウハウの海外移転等を支 援することで、環境問題をはじめとする国際的な社会課題解決に 貢献できるものと考えております。 さらに、本市では、脱炭素化の潮流が加速する中、川崎臨海部の 産業競争力を強化していくことをめざし、カーボンニュートラル コンビナート構築に向けた取組を進めており、今後も引き続き、 臨海部のカーボンニュートラル化実現に向けた取組を推進してま いります。	D
2	(4-1-1、4-1-2) 基本政策 4 について、「中小企業の脱 炭素化の支援」の項目があるが、地元 で苦戦している商店街・商店について も、省エネやカーボンゼロへの取組に 注目し、具体的な支援をお願いしたい。	本市におきましては、街路灯の LED 化支援等を通じて、商店街などによる省エネ化の推進に取り組んでおります。中小企業や商業者の省エネ化や脱炭素化の推進は重要と考えておりますので、今後につきましても、着実に取組を進めてまいります。	В
3	(4-1-2、4-1-3) 経営危機になっている中小企業の新型 コロナ関連に、もっと財政支援をして ほしい。	令和2(2020)年の緊急事態宣言の発出以来、市内事業者を取り 巻く経営環境が厳しさを増す中、雇用の維持と事業の継続を図る ため、「川崎じもと応援券」の発行や資金繰りの円滑化、専門家に よるワンストップ型経営相談窓口の設置等の地域経済の下支えに 取り組んでまいりました。事業者の状況を踏まえ、地域に密着し た取組を基本とし、引き続き厳しい経営環境にある事業者を支援 してまいります。	D
4	(4-1-2、4-1-3) 基本政策 4 について、市内の中小企業が置かれている状況や要求に対して非常に不十分さを感じる。 具体的には、 ・市内中小企業に対する受注件数、金額を毎年報告してほしい。 ・産業振興協議会の発展強化を求める。 具体的には、①協議会に市民代表を入れること。②各区に区版協議会を創設し地元の特徴を生かしたものとするとともに、市民の参加を加えること。③ Buy かわさきキャンペーンについて、各区の特徴を生かした取組をするこ	本市におきましては、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づく施策の実施状況として、本市契約の件数・金額の執行状況を契約先の規模等に分類した上で、年度ごとに市議会へ報告するとともに、当該報告の資料を市ホームページにおいて公表しております。また、「川崎市産業振興協議会」は、産業の振興に関して調査審議していただく、本市の附属機関であり、幅広い御意見をいただけるよう、同協議会の委員は、学識経験者や、幅広い業種の関係団体から参画いただいていておりますので、今後も市内中小企業の実態を踏まえた意見をいただき、検証意見等を踏まえた産業振興の取組を進めてまいります。 Buy かわさきキャンペーンについては、市内の優れた名産品を市内外に紹介・PR し、地元での調達、買物、消費拡大を図るため、主要駅での販売会や実店舗を巡るキャンペーン等により実施して	D

### (5) 基本政策 4 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	と。	いるところです。今後も、本キャンペーンが効果的な事業となる よう取り組んでまいります。	
5	(4-1-3) 国に先駆け、川崎が台湾と最先端半 導体チップの供給協定を締結し、全国 に供給する事業を検討・立ち上げては どうか。「ものづくり」のメッカ川崎の 大復興を切に願う。	本市には半導体産業をはじめとする多くの先端産業が集積して おり、その振興は本市の経済発展にとって重要であると認識して いることから、これまでも中小製造業の新技術・新製品開発等の 支援に取り組んできたところです。 今後も国の動向等を注視するとともに、市内中小製造業の支援 に取り組んでまいります。	D
6	(4-1-3) 仕事がない人は仕事を選びすぎている。事業承継について、ハローワーク で進めてはどうか。	事業承継につきましては、会社の経営を後継者に引き継ぐことであり、本市においては中小企業の事業承継に向けた経営課題等の把握や経営改善、後継者育成等に対して支援を実施しているところです。 ハローワークは民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する、国(厚生労働省)の機関となっておりますことから、ハローワークにて会社経営者の引継ぎに関する支援を実施することは難しいと考えておりますので、引き続き、本市において経営者の高齢化が進む市内中小企業の事業承継に向けた支援を実施してまいります。	D
7	(4-1-3、4-3-2) 現在の劣悪な労働条件の改善や賃金の 保障をしてほしい。	本市におきましては、労働相談窓口において、労働条件や賃金 などの雇用・労働問題の相談に対応しております。今後も多様な 相談にきめ細かく対応してまいります。	Е
8	(4-2-3) 量子コンピューティング技術について、何がどのように良いのかが分からない。	量子コンピューティング技術につきましては、令和3年7月に新川崎・創造のもりで稼働を開始した、IBM社のゲート型商用量子コンピューティングシステム「IBM Quantum System One」は、東京大学が使用権を占有するもので、我が国を代表する大学や企業研究開発を行っている状況です。 量子コンピューターは、既存のコンピューティングシステムと異なり、量子の特性を利用して計算を行うことで、複数の計算を同時に行うことが可能です。そのため、最先端のスーパーコンピューターよりも早く計算できるようになると期待されております。 量子コンピューターは、まだ開発途上ですが、実用化した際には、創薬、新素材、物流などの分野で社会を大きく変革するような成果が期待されています。 本市といたしましては、量子コンピューティング技術の高い公益性や、地域経済の活性化に大きく寄与することに鑑み、普及と発展並びに量子人材の育成を促進してまいります。	D
9	(4-2-4) カーボンニュートラル化とは何か、 分からない。	カーボンニュートラルとは、二酸化炭素(CO2)などの温室効果ガスの排出量と、森林等の吸収量を差し引いてゼロを達成することです。一般的に温室効果ガス排出量実質ゼロと同義で使われております。計画に分かりやすくお示しする必要があることから、「カーボンニュートラル」の説明を総論に追記いたします。	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	(4-2-4) スマートシティはエネルギーに限ったものではない。エネルギー分野の事業しか記載されていないが、他の分野はどのような計画なのか。	スマートシティの推進にあたりましては、環境・持続可能性をはじめとして、安全・安心、地域活力、快適性・利便性などマルチベネフィットの視点で取組を進めることが必要であり、エネルギー分野、生活分野、交通分野、まちづくり分野、産業分野など、全庁的に取組を推進しておりますが、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギーマネージメントなどのスマートエネルギーの取組が重要と考えおり、施策 4-2-4には当該取組を記載しているものです。なお、その他の分野の取組については、引き続き多様な主体と連携しながら取組を推進してまいります。	D
11	(4-2-4) 市の計画では、エネルギー供給・調達について、「CO2 フリー水素等の海外からの調達」を掲げているが、海外依存は安定したエネルギーを調達できない危険性を伴う。また輸送方法等も確立されておらず、将来コストも高くなり、市民がはその電気料金を負担することになる。	水素の供給につきましては、中東やオセアニア、東南アジアといった複数の地域において、エネルギー関連企業等により、安定供給に向けた取組が進められています。 水素の輸送方法につきましては、令和3 (2021) 年度に川崎臨海部において実施した「国際間輸送による水素サプライチェーン構築実証」で用いられた、有機ハイドライド方式については、既に商用規模で実施可能であるほか、液化水素方式につきましても、他地域にて技術実証が進められています。 水素価格につきましては、大規模な発電設備への水素供給など、水素を大量に消費する案件を創出することにより、スケールメリットによる水素価格の低減が進んでいくものと考えております。	D
12	(4-2-4、4-4-1) 輸入に頼らず、水素戦略だけでなく、 太陽光などを中心とした再生可能エネ ルギーを市内、特に川崎臨海部から供 給を可能にすべきと考える。	川崎臨海部につきましては、外洋に比べて風速が弱く、また高密度に土地を活用していることから、風力発電や大規模な太陽光発電の設置には地理的な制約があります。 カーボンニュートラルな社会においても、川崎臨海部が首都圏における大規模なエネルギー供給拠点としてあり続けるため、安価かつ安定的にCO2フリー水素を調達するなど、川崎臨海部の特性を活かした取組を進めてまいります。	D
13	(4-2-5) デジタル改革は川崎市のみで進める のではなく、国全体で進めるべきであ る。	国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体、事業者が連携・協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく」としております。 また、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であるとして、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること等を自治体の役割として示しております。 今後も、国と緊密に連携しながら、「行政手続のオンライン化」等の取組をスピード感を持って進め、デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現をめざしてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	(4-2-5) 民間のどのようなデータを活用したのか開示して確認できるようにしてほしい。また、個人情報の流失を防ぐセーフティネットを充実させてほしい。	民間データの活用事例といたしましては、移動体通信事業者が 提供している携帯電話の位置情報などを利用した市内の駅周辺等 の時間別滞在者数の把握や外国人観光客動態分析等がございます が、こうした民間データの活用の開示については、本市の情報公 開制度に基づき、適切に対応してまいります。 また、個人情報につきましては、「川崎市情報セキュリティ基 準」をはじめとする庁内ルールに基づき、適切な情報管理を図っ てまいります。	D
15	(4-2-5) 行政手続きの原則オンライン化は反 対である。	本市におきましては、新しい日常に対応し、市民サービスの更なる向上を図るためには、デジタル技術とデータを活用して、誰でも便利で使いやすい行政サービスを実現する必要があると考えております。 そのため、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざして、デジタルデバイト対策等の取組を行ってまいりますが、様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を行ってまいります。	D
16	(4-2-5) デジタル化についていけない。また 情報管理が心配である。	デジタル化の推進にあたりましては、全ての市民がデジタル化の思恵を受けることができる社会の実現をめざして、デジタルデバイト対策等の取組を行ってまいりますが、様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を行ってまいります。 また、適切な情報管理を実施しながら、市民の情報を守り、市民に信頼される行政サービス運営を行ってまいります。	D
17	(4-2-5) デジタル化における使い方教室や窓口に職員を配置するなど配慮してほしい。経済弱者で機器が持てない人には法的な支援が必要と考える。	デジタル化の推進にあたりましては、デジタル機器の操作に不 慣れな方でもサービスの利用に支障がないよう、区役所等の窓口 に手続をサポートするための支援員を配置する等の対策を実施す るとともに、NPO法人、地域のデジタル人材、ICT 関連事業者との 連携や、国の事業を活用して、デジタル機器の利用を促進し、支	D
18	(4-2-5) オンライン化だけが市民の利便性向 上になるわけではない。操作のサポー トや人員の配置を同時に配慮してほし い。	援する講座の開催など、全ての市民がデジタル化の恩恵を受ける ことができる社会の実現に向けたデジタルデバイド対策に取り組 んでまいります。 また、様々な事情により、オンラインによる手続や相談を利用 できない方については、それぞれの事情に合わせた必要な対応を 行ってまいります。	D
19	(4-2-5) デジタル化の恩恵もあるが、同時に 対面でのフォローが必要になる。 (同趣旨 他1件)		D
20	(4-3-2) すべての人が安心・平等・差別なく 暮らせるように、会社の中で(正規・ 非正規などの)立場の差がなく、全企 業に在宅ワークを推進・徹底してほし い。	本市におきましては、働く方々が、個々の事情に応じた多様で 柔軟な働き方を選択できる環境を整備するため、市内中小企業の 働き方改革・生産性向上の推進を通じ、働きやすい職場環境づく りに向けた支援に取り組んでいるところです。今後もウィズコロ ナ、アフターコロナを見据えた新しいワークスタイルへの対応を 支援してまいります。	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	(4-4-2) 川崎区臨海部に、大型トラック専用の休憩所と駐車場の建設整備が急務である。大型トラックによる路上駐問題は、交通渋滞だけではなく、CO2 排出の環境問題にもつながる。 加えて工場夜景を観光スポットとPR し観光客を呼び込むなど、常に人身事故の危険もある。	川崎臨海部におきましては、時間調整のための大型車の路上駐停車が生じており、車両の通行や沿道への出入り、バス運行への影響や交通渋滞の発生等が懸念されていることから、交通管理者や荷主等と連携し、幹線道路における路上駐停車の削減に向けた様々な取組を進めてまいります。また、川崎港における交通環境の改善につきましては、令和2(2020)年度より放置車両対策を強化しております。今後も、大型トラックも含めた放置車両への対策を継続するとともに、東扇島内に開設している2か所の荷待ちトラック待機所の周知及び利用促進を図るなど、引き続き放置車両や路上駐車の抑制に向けて取り組んでまいります。 なお、川崎港における交通環境の改善に向けて、令和2年度より放置車両対策を強化しております。今後も、大型トラックも含めた放置車両への対策を継続するとともに、東扇島内に開設している2か所の荷待ちトラック待機所の周知及び利用促進を図るなど、引き続き放置車両や路上駐車の抑制に向けて取り組んでまいります。	D
22	(4-5-1、4-5-2) 川崎市基本構想の「多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応」するとは具体的にどのようなことか。また、それがなぜ「誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくり」になるのかがわからない。	本市におきましては、これまで近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを進めてきたことにより、全市的に市街地が形成されています。 こうした中、将来の人口減少や超高齢社会の到来等を見据えると、住まいを起点とした身近な生活エリアの重要性がより高まると考えられることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進める必要があります。 こうしたことから、引き続き、広域調和型のまちづくりとして、都市拠点の整備を推進し、まちの魅力や活力の向上等を図るとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、身近な生活エリアをより意識し、地域連携型のまちづくりによるまちの成熟化に的確に対応しながら、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めてまいります。	D
23	(4-5-1) 川崎駅はホームを拡張したが、この 先の人口増加にどのように対応するの か。	第3期実施計画の策定にあたり公表した本市の将来人口推計におきましては、令和12 (2030) 年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっております。また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化など、社会経済環境が大きく変化していることから、こうした状況の変化に注視しながら、交通環境の整備等の取組を適切に進めてまいります。	D
24	(4-5-1)     小杉の再開発について、「サードアベニュー」のモニュメントは子どもが登って遊んでおり、危険。近くのコアパークには遊ぶ空間や緑がない。総合自治会館も狭く、子ども文化センターも	武蔵小杉駅周辺につきましては、民間開発事業等に合わせ、4 か所の公園のほか、公共施設を補完する広場や歩道状空地、緑道 等を整備しております。今後も各開発計画を適切に誘導し、緑と 潤いのある快適なまちの形成に努めてまいります。 なお、コスギサードアベニューのモニュメントに関する御意見 につきましては、所有者に伝えてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	遊び場が無い。これ以上高層ビルはい らないので、安全で緑豊かな場所を開 発で整備するべき。		
25	(4-5-1) 旧総合自治会館は企業の金儲けの場 所にしようとしており、市民が集まれ る場所を少しだけつくっても納得がい かない。	総合自治会館跡地につきましては、「総合自治会館跡地等に係る 土地利用方針」に基づき、市民が利用できる広場や多世代交流に 資する機能等の導入を図りながら、民間ならではのアイデアやノ ウハウを最大限に活用して、効率的・効果的な市民サービスの提 供とサービスの質の向上に向けて取り組んでまいります。	D
26	(4-5-1) 小杉駅北口について、企業の動向を見ていては都市計画が進まないので、市が主導性を発揮し、駅前広場を広げ、バス・タクシーの発着場や災害時の避難場所、緑の空間を確保するとともに、市民が憩える空間となるように積極的に動くべき。	小杉駅北口駅前のまちづくりにつきましては、民間開発等の機会を捉え、駅前広場の再編整備と、駅前広場に面して賑わい・交流機能等の多様な都市機能の誘導を一体的に行い、課題を改善するとともに、広域拠点にふさわしい魅力ある駅前空間を創出することとしております。引き続き、課題解決と魅力創出の早期実現に向け、事業者等と調整してまいります。	D
27	(4-5-1) 小杉駅周辺について、市はまちの賑わいを求めているが、市民が望む施策とは異なる。市民の求める施策を進めることを望む。	小杉駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。 こうしたまちづくりを進める上では、地域住民も含め市民の皆様の意見を把握することは大変重要と認識しておりますので、これまでパブリックコメントや地域住民・商店街の方々との意見交換会などを通して、地域の意見を把握しながら取組を進めてきたところでございます。今後も引き続き、市民意見の把握に努めながら取組を進めてまいります。	D
28	(4-5-1) 小杉駅周辺は、高層ビルが建ち並び、ビル風問題も生じている。道路や学校・保育園等の受け皿をしっかりと整えてから人を呼び込むべき。	小杉駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、地区計画等を活用し、計画的に、駅を中心とした多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりをめざしています。 風対策につきましては、「川崎市環境影響評価に関する条例」に基づき、事業者がその影響を予測・評価し、必要に応じた対応を行います。さらに、小杉駅北側周辺の開発事業者で構成する環境対策部会では、計画段階での風対策や竣工後の調査・対策、防風植栽等の維持管理などについて、独自のルール(ビル風対策指針、防風対策施設等の維持管理基準)を定め、その内容を遵守することについて、市との間で覚書を締結しております。引き続き、本覚書に基づき、適切な検討や対策が行われるように誘導してまいります。 また、これまでも事業者等と協働しながら、道路や学校、保育所等の整備を進めてきたところです。 今後も、持続可能なまちづくりに向けて、民間活力を活かした民間開発等の適切な誘導を図り、より一層の利便性、回遊性の向上、魅力とにぎわいのある都市拠点の形成を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	(4-5-1、4-5-2) 住民合意のない再開発は行わないで ほしい。	再開発計画に関する地元への周知につきましては、事業進捗に 伴い、計画が決定されるよりも早い段階で情報提供の場を設ける とともに、都市計画法や環境影響評価に関する手続における説明 会のほか、任意の説明会を開催するなど、地元住民等に対して再 開発計画の周知を図り、丁寧な説明を行ってきたところです。 今後の開発につきましても、こうした取組により、市民の皆様 に御理解をいただけるよう努めてまいります。	D
30	(4-5-1、4-5-2、4-6-1、4-7-2) 線路の立体化や駅前の都市化が進 み、年寄りにやさしくないまちになっ てしまっている。	連続立体交差事業につきましては、渋滞緩和、踏切事故の解消、 分断された地域の一体化による利便性の向上などを促進する事業 であり、バリアフリー化にも配慮しながら、引き続き、京浜急行 大師線連続立体交差事業と JR 南武線連続立体交差事業を推進し てまいります。 また、駅周辺のまちづくりにつきましては、再開発計画等を適 切に誘導し、様々な機能の集積と都市基盤整備を連携して進める ことにより、活力と魅力にあふれた拠点の形成を図り、誰もが暮 らしやすい生活環境が確保されるよう、計画的なまちづくりに努 めてまいります。	D
31	(4-5-2) 中原区西加瀬の「西加瀬プロジェクト」計画について、周囲は住宅密集地であることから、巨大な物流倉庫の建設に伴う周辺地域の居住環境への影響に大きな疑問と不安がある。 「西加瀬プロジェクト」計画の詳細や環境悪化への対策、迷惑に対する代償等に関する住民説明会を早急に開催するように事業者に求めてもらいたい。また、市による情報提供や説明も必要である。市民の意見をしつかりと聞き、議論をするべきである。 (同趣旨 他12件)	本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 本市といたしましては、引き続き、交通対策など周辺環境への配慮等について、周辺住民等に対して適切な対応を行うよう事業者に働きかけるとともに、地域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。	D
32	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、川崎市が平成31年3月に公表した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」では、周辺の住環境への配慮が求められると記載しており、本プロジェクトの事業計画と考え方が乖離している。巨大物流倉庫は、臨海部や高速道路の近くにつくるべきであり、市が事業者に対して、計画を見直すように指導・誘導する必要がある。第3期実施計画についても、本取組の記載を削除するべき。(同趣旨 他14件)	本プロジェクトにつきましては、平成30 (2018) 年度に策定した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」に基づき、これまで事業者に対して、新たな産業や憩い空間の創出の促進、地域の防災力の向上、周辺環境との調和などを行うように誘導するとともに、計画段階に応じて、周辺住民等に対して適切な対応を行うように求めてきたところです。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 本市といたしましても、引き続き、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域の利便性向上に資する施設や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域とも共存できる施設となるよう、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、現状でも周辺道路は交通が多く、騒音や振動、粉塵等の問題がある中で、24時間稼働する大型物流倉庫ができると、これらの問題が大きくなり、日影の問題も生じるなど、さらに環境が悪化する。また、CO2の増加も懸念される。 川崎市は環境の改善や向上に取り組むべきであり、このような環境を悪化させる計画の中止や縮小を求める。 (同趣旨 他55件)	本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。 本市といたしましても、これまで地球環境や周辺の住環境に配慮した取組を誘導してきたところですが、引き続き、周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。	D
34	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 既存市街地への大型物流施設ができる ことで、周辺道路の負荷増大が想定され、渋滞等が悪化すると考えられる。 また、近隣のみならず広範囲で、入庫 待ちのための路上駐車が懸念される。 近隣には、学校や保育所、子ども文化 センター、老人いこいの家、障害者通 所施設等があることから、交通事故の 危険も生じる。 このような道路混雑や交通安全に関する問題を生じさせる計画の中止や規模 の縮小を求める。 (同趣旨 他87件)	本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。また、交通計画については、交通管理者である警察と協議し、安全対策などを適切に行いながら、計画を進めることとなっております。本市といたしましては、これまで事業者に対して、適切な都市基盤整備による周辺交通の負荷の軽減や安全で快適な交通環境の整備、渋滞対策等を求めてきたところです。引き続き、交通対策など周辺環境への配慮について、事業者に働きかけるとともに、地域と共存できる施設となるよう誘導してまいります。なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺環境への配慮や周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。	D
35	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、現計画よりも車の台数を少なくしてほしい。 また、道路の拡幅や道路の振動対策、車両の速度制限の設定、深夜の通行禁止といった通行時間の制限、右折入出庫の禁止、ガードマン常駐による交通整理などの対応を取ってほしい。一般車両も通行できる敷地を貫通する道路を整備してほしい。 (同趣旨 他11件)	本プロジェクトにつきましては、環境アセスメント手続きの対象となっており、事業者が地域交通など環境への影響を確認するとともに学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会に諮るなど、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進することとなっております。今後、環境アセスメント(条例環境影響評価準備書)の手続において、事業者による説明会が開催される予定であることから、周辺環境に関して、周辺住民の皆様への丁寧な説明を求めてまいります。また、交通計画については、交通管理者である警察と協議し、安全対策などを適切に行いながら、計画を進めることとなっております。本市といたしましては、これまでに地元住民の皆様からの要望への対応を事業者に対して求めきましたが、これらを踏まえ、大	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		型車両の走行ルートの見直しや駐車台数の削減など、一部計画が 見直されたところです。引き続き、交通対策など周辺環境への配 慮について、事業者に働きかけるとともに、地域と共存できる施 設となるよう誘導してまいります。	
36	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 当該地には、公園や文教施設、運動施設、病院などの公共施設の整備を望む。 子どもたちが自然と触れ合うことのできる施設や動物を憩うことのできる施設を整備してもらいたい。 (同趣旨 他15件)	本市におきましては、大規模工場跡地等の土地利用転換にあたり、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和などがなされるように、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めることとしております。 本事業につきましても、事業者と協議調整を行い、店舗やスポーツ施設などの地域の利便性向上に資する機能や、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の	D
37	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 当該地には、現状のまちを踏まえた、 住宅地にふさわしい、市民が利用でき る施設や環境の整備を行うべき。 なお、事業計画では、地域交流を促進 するとのことだが、近隣に子ども文化 センター等があることから、それを有 効活用すればよいのではないか。 (同趣旨 他1件)	設置などが計画されているところです。引き続き、地域とも共存できる施設となるよう、土地利用誘導に取り組んでまいります。	D
38	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 計画よりも商業施設を多くしてもらい たい。ショッピングモールやスーパー 等の利便性が高まる土地利用をしても らいたい。 (同趣旨 他3件)		D
39	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 物流倉庫の規模を計画の半分に縮小 し、新鶴見操作場跡地のような企業を 誘致してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
40	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、敷 地内に災害時の避難場所を確保してほ しい。	本プロジェクトに関しましては、潤いや憩いを感じられる公園・広場の整備、一時避難場所にもなる防災施設の設置など、地域と共存できる施設となるよう、土地利用誘導に取り組んでいるところです。 また、防災に関する取組として、公園・広場等において、マンホールトイレやかまどベンチ等の設置を予定しております。引き続き、防災に関する取組等について、事業者に働きかけてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
41	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 大型トラックが 24 時間通行すること となれば、税金を使った道路の補修を 頻繁に行わなければならなくなる。多 大な道路補修費を要するのに、目先の 収益を優先した事業を行うことに反対 する。	本プロジェクトにつきましては、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているものでございます。 ご指摘の道路の維持管理に関することにつきましても、引き続き、必要な協議調整が図られるよう、事業者に働きかけてまいります。 なお、法令等に適合している計画自体を中止させることはできませんが、事業者に対して周辺環境への配慮や周辺住民の皆様等への丁寧な対応を求めてまいります。	D
42	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 倉庫内で事故や火災が生じた場合に、 周辺道路は道幅が狭く、消防車等が入 れず、危険ではないか。こうした対策 が取られていないことに不安を覚え る。	本プロジェクトにつきましては、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているものでございます。 計画地周辺は、消防車両等が通行可能な道路となっておりますが、ご意見も踏まえまして、必要な安全対策が適切に行われるように事業者に求めてまいります。	D
43	(4-5-2) 「西加瀬プロジェクト」について、 敷地内の木々を定期的にメンテナンス し、街の美化に努めてほしい。	本プロジェクトに関しましては、これまで事業者に対して、景観への配慮とともに、周辺の住環境に対する影響緩和のための空間や緑地の整備等を求めてきたところです。 現在、事業者が様々な関係機関、関係管理者と協議を行いながら進めているところですが、ご指摘の内容につきましても、引き続き、必要な協議調整が図られるよう、事業者に働きかけてまいります。	D
44	(4-5-2) 住民説明も合意もない鷺沼駅前開発 は中止し、計画を見直すべきである。 住民本位ではない計画で便利になる などと言えるのか。 (同趣旨 他30件)	本市では、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、意見箱など、市民の皆様から様々な場面でいただいた御意見や、区民意識アンケート、現在の区役所等施設の継続利用と移転の比較を行った基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、宮前区役所・市民館・図書館の3施設を鷺沼駅周辺に移転させることを含め、平成31(2019)年3月に「鷺沼駅周辺に移転させることを含め、平成31(2019)年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定いたしました。 市民の皆様の御意見については、お住まいの地域や年代、ライフスタイル等により、多様な考え方、捉え方があるものと認識しておりますが、鷺沼駅前で計画されている民間事業者による再開発を、より良い宮前区のミライにつなげていくため、引き続き様々な機会を通して、市民の皆様の御意見を伺いながら、取組を推進してまいります。	D
45	(4-5-2) 鷺沼駅前開発は中止し、計画を見直 すべき。本計画により、駅前の緑が大 幅に減少し、広場も無くなる。交通渋 滞も生じる。風害や日照障害などの環 境破壊をもたらすなど、市民に利益が 還元されない計画は中止するべき。 (同趣旨 他19件)	鷺沼駅周辺は、路線バス交通の需要増への対応が求められていることや駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていないことなどを踏まえつつ、周辺地域との調和や地域が求める導入機能等を把握した上で、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする再開発事業の推進により、交通結節機能の強化を図るとともに、多様なライフスタイルに対応する商業、業務、都市型住宅、文化・交流、子育て支援に資する機能など、地域生活拠点にふさわしい都市機能を誘導してまいりたいと考えております。 なお、現計画における周辺環境への影響につきましては、準備	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		組合により公表された条例環境影響評価準備書において、風害、 日照阻害、緑、地域交通等の環境配慮項目に関する予測結果が示され、環境保全措置等を講じることで、計画地周辺の生活環境の 保全に支障はないものと評価されておりますが、施設計画の検証 結果を踏まえて、改めて、関係法令等を踏まえた計画となるよう 指導してまいります。	
46	(4-5-2) 鷺沼再開発について、タワーマンションは必要なのか。 (同趣旨 他2件)	本市総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置づけられている鷺沼・宮前平駅周辺地区では、民間事業者による鷺沼駅周辺の再開発計画の検討が進められております。 鷺沼駅周辺のまちづくりにつきましては、路線バス交通の需要増への対応が求められていることや駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていないことなどを踏まえつつ、周辺地域との調和や地域が求める導入機能等を把握した上で、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする再開発事業を推進することにより、交通結節機能の強化を図るとともに、多様なライフスタイルに対応する商業、業務、都市型住宅、文化・交流、子育て支援など、地域生活拠点にふさわしい都市機能を誘導してまいりたいと考えております。	D
47	(4-5-2) 鷺沼駅前再開発事業は、気候問題、 エネルギー問題を前提に検証するべき。災害に強いまちづくりをするため、 現在の鷺沼再開発を中止すべき。 (同趣旨 他1件)	鷺沼駅前地区再開発事業につきましては、持続可能かつ、コンパクトで効率的なまちの実現に向け、市街地再開発事業を活用し、都市機能の集約及び交通結節機能の強化による駅アクセスの向上を図ることで、徒歩や公共交通による移動が促進され、脱炭素化につながるものと考えております。また、新築される建築物について、積極的に環境配慮に取り組むことで、CASBEE 川崎のA又はSランクの取得をめざし、併せて、再生可能エネルギーを一部導入することにより、エネルギー使用の低減を図るなど、準備組合と連携し、気候問題やエネルギー問題に配慮した取組を進めてまいります。また、防災面においても、災害時の広場・オープンスペースの活用や、発災時にも平常時にも活用できる「フェーズフリー」の考え方に基づく検討を深度化するなど、ハード・ソフト両面で、準備組合と連携した取組による、災害に強いまちづくりを進めてまいります。	D
48	(4-5-2) 鷺沼再開発について、ゆったり感の 持てる広々と青空の広がる駅広場が望 ましい。	鷺沼駅前地区再開発事業につきましては、現在、準備組合により、国が示したまちづくりの方向性などを踏まえ、整備イメージ案として、立体的かつ開放的な屋外空間の創出などが示されており、その実現に向け、施設計画の検討が進められております。引き続き、市民の皆様が、将来にわたり安心、快適に利用できる施設計画となるよう、準備組合と協議調整を進めてまいります。なお、交通広場の整備におきましては、適切な換気設備を配置しつつ、雨に濡れない歩車分離された乗り継ぎ空間の整備などに向け、準備組合と協議調整を行ってまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
49	(4-5-2) 鷺沼再開発の住民説明会を開催しない理由は何か。 (同趣旨1件)	本市におきましては、『鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針』策定以降、再開発事業の内容も含め、『宮前区のミライづくりプロジェクト』に関する内容について、説明会を複数回開催するとともに、市政だより(区版特集ページ)やニュースレターの宮前区内全戸配布など、様々な機会を捉え、全区民を対象にした取組を進めてきました。また、身近なまちづくりに関する都市計画について、広く市民からの意見を聴取するため、令和2(2020)年に、全市民を対象にした都市計画の素案に関する説明会及び公聴会を開催したところです。 今後も、引き続き、様々な機会や手法を活用し、より多くの市民の皆さまに伝わるよう、周知や意見聴取に取り組んでまいります。	D
50	(4-6-1、1-4-6) もうマンションを建てるべきではない。使用されていない建物があるならば、更地にして緑地や避難場所にするなど、有効に使ってほしい。	都心への交通利便性等を有する本市では、当面は人口増加が続くものと想定され、引き続き高い住宅ニーズが見込まれると考えられます。一方で、将来的な人口減少社会の到来は避けることができず、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会変容も生じていることから、こうした動向にも注視しながら、各エリアの立地特性を踏まえ、引き続き計画的なまちづくりを誘導してまいります。また、空き家の有効活用につきましては、現在、活用希望者と空き家所有者をつなぐためのマッチング制度を試行しているところであり、こうした取組の検証を行いながら地域のまちづくりに資する空き家の利活用を推進してまいります。なお、不燃化重点対策地区(川崎区の小田周辺地区と幸区の幸町周辺地区)においては、老朽建築物の除却への補助制度を活用しながら、火災延焼の抑制効果等のある防災空地の創出を進めています。	D
51	(4-7-1) 横浜市高速鉄道3号線の延伸により、川崎市内に地下鉄ができることは喜ばしいが、長期的な計画として、鷺沼駅や梶ヶ谷駅付近から、中原駅を通り、多摩川を渡った先の多摩川駅や田園調布駅付近につながる地下鉄を川崎市主導のもと周辺自治体や大企業と連携して整備することを検討してほしい。	横浜市高速鉄道3号線の延伸につきましては、令和2 (2020) 年1月に、概略ルート・駅位置について横浜市と合意・決定し、 現在、ルート・駅位置の具体化等に向けた調査・設計の深度化な どについて検討を進めているところでございます。本路線の延伸 により、広域的な鉄道ネットワークが強化されるとともに、中間 駅の設置により、北部地域のアクセス性・利便性が向上し、地域 の活性化が図られるなど、様々な効果が期待されるところです。 なお、鉄道ネットワークにつきましては、分野別計画である川 崎市総合都市交通計画の「10 (1) 鉄道交通施策の方向性」にお 示ししている「将来めざすべき鉄道ネットワーク」の実現に向け て取組を進めてまいります。	D
52	(4-7-1) リニア新幹線について、東京外環道 路における陥没事故等も踏まえ、川崎 市として事業者に工事の中止を求める べき。	リニア中央新幹線につきましては、本市といたしましては外環 道の事象を受け、事業者である JR 東海に対して安全確保に万全を 期すことを要請しているところですので、引き続き、本市の要請 内容に対する対応状況を確認してまいります。	Е

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
53	(4-7-1) 羽田空港の新たな飛行ルートの下には石油コンビナートがあり、危険である。また、騒音が大きく子どもたちにも影響している。現状、羽田空港の便数は大きく減少しており、新たな飛行ルートは不要と考えられるため、新ルートの運用を停止し、従来の飛行ルートに戻すように国に求めるべき。	本市といたしましては、羽田空港の機能強化の必要性を認識しており、新飛行経路に関する安全対策等について、国にその対応を求め、国からは、責任を持って対応する旨の回答を得ております。引き続き、騒音・安全対策等に関わる要望事項の着実な取組を求め、対応状況を確認してまいります。	Е
54	(4-7-1、4-7-2) 市内は日常的に車の渋滞が多く、とりわけ南北の縦貫道路の移動に時間がかかる状況であるため、道路整備や移動手段の工夫が求められる。また、宮前区と麻生区間の移動として地下鉄があると有効と考える。便利で快適な住みやすいまちに向けて、このような検討をお願いしたい。	市内交通の円滑化につきましては、基本的な対策である道路ネットワークの形成に向けた幹線道路の整備を進めるとともに、踏切の除却などに取り組んでおります。一方で、その整備には長い期間を要することから、現道の幅員内における付加車線の設置などにより交通の円滑化を図る、即効的な緊急渋滞対策の取組を進めております。なお、幹線道路の整備については、「第2次道路整備プログラム」を策定し、整備効果の高い箇所を選定して、効率的・効果的な道路整備の推進に取り組んでいるところです。また、地下鉄につきましては、横浜市高速鉄道3号線を延伸(あざみ野〜新百合ヶ丘)することを令和2(2020)年1月に横浜市と合意・決定し、概略ルート・駅位置をお示ししたところであり、現在、ルート・駅位置の具体化等に向けて検討を進めております。本路線の延伸により、広域的な鉄道ネットワークが強化されるとともに、中間駅の設置により、北部地域のアクセス性・利便性が向上し、地域の活性化が図られるなど、様々な効果が期待されるところです。本路線については、市民の皆様の関心も高く、一日も早い開業が望まれていることから、引き続き横浜市と連携しながら、早期事業着手に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります。	D
55	(4-7-2) ガス橋の架け替え工事や(仮称)等々力大橋の新築工事の再開を早急に検討すべきであるとともに、第三京浜道路の京浜川崎 IC 付近の混雑も解決すべき課題である。	本市におきましては、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時的に集中することを避けるため、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理手法を導入することによって、橋りょうの安全性・信頼性の確保やライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、持続可能で効率的な維持管理を推進しております。 ガス橋につきましては、昭和35(1960)年の建設以降、約60年が経過し、高齢化が進んでいるため、本計画に基づき当面架け替えを実施せず、予防保全型の管理手法に基づいた長寿命化を図ってまいります。 (仮称)等々力大橋につきましては、平成28(2016)年度に東京都と工事施行協定を締結し、これまで右岸側の低水護岸工事や左岸側の搬入路整備工事などを進めてきたところであり、令和3(2021)年11月から、川崎市側の橋台と橋脚工事に着手したところでございます。今後も引き続き、東京都と協議調整を図りながら、整備を推進してまいります。また、京浜川崎IC付近の渋滞につきましては、本市が管理する道路は、市内交通の円滑化に向けた取組として、国道409号な	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		ど幹線道路の整備に取り組んでおります。一方で、その整備には 長い期間を要することから、市内の主要渋滞箇所において現道の 幅員内における付加車線の設置や信号制御の改善などにより交通 の円滑化を図る、即効的な渋滞対策の取組を進めております。	
56	(4-7-2) 多摩川スカイブリッジについて、地 震・津波に対応したものになっている のか。	多摩川スカイブリッジにつきましては、阪神・淡路大震災及び 東北地方太平洋沖地震と同規模の地震に対応可能となっておりま す。また、慶長型地震を想定した津波高さ以上の桁下空間を確保 しております。	D
57	(4-7-2) 朝の向河原駅の踏切が「開かずの踏 切」になっているため、解決してほし い。	向河原駅前踏切を含む JR 南武線の矢向駅から武蔵小杉駅間に つきましては、連続立体交差事業の検討を行い、事業費の縮減と 事業期間の短縮の効果が見込まれる『別線高架工法』での事業化 に向け取り組むことといたしました。 連続立体交差事業により事業区間の踏切が除却され、踏切を起 因とする課題の解決を図ってまいります。なお、この他に向河原 駅前踏切では、遮断時間を短縮する「賢い踏切」の導入について、 JR 東日本と連携して取り組んでまいります。	В
58	(4-7-2) 都市計画道路世田谷町田線の渋滞対 策として、周辺都市計画道路を世田谷 町田線バイパス(横浜生田線、長沢線、 菅早野線)となるよう整備推進してほ しい。	本市の都市計画道路等の幹線道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28 (2016) 年度から令和7 (2025) 年度までの10年間(前期6年、後期4年)を計画期間とした「第2次川崎市道路整備プログラム」を定め、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、取組を進めております。  なお、長沢線の未着手区間と高石5丁目から王禅寺公園北側交差点までの菅早野線の未着手区間につきましては、本プログラムにおいて、客観的な指標などによる総合的な評価の結果から、対象期間に整備を推進する「整備推進路線」に位置づけておらず、現時点では事業着手の見通しをお示しすることができない状況となっております。  今後も引き続き、本プログラムに基づき、都市計画道路などの幹線道路の整備に取り組んでまいります。	D
59	(4-7-2) 道路がデコボコであると老人は転倒 しすいので、街並整備をお願いしたい。	生活道路につきましては、道路パトロールや市民の皆様からの 通報などにより、施設の損傷等の把握に努めており、損傷状況や 道路の利用状況に応じて優先順位を設定し、適宜補修工事を進め、 市民の皆様が安全・安心に利用できるよう適切に維持管理を行っ てまいります。	D
60	(4-7-3) 屋根付駐輪場のニーズが高まると思われるので、屋根付駐輪場の整備推進について協議してほしい。	駐輪場の設備につきましては、地域特性や施設配置、規模、費用対効果などを勘案し、必要となる屋根や照明などの設備を含めた構造形式を選定しております。 今後も効率的・効果的な駐輪場の利用環境の向上に向けた取組を進めてまいります。	D
61	(4-7-3) コミュニティバスを通してほしい。	路線バスを利用しづらい住宅地から鉄道駅や生活施設等への 移動を補完する交通であり、地域特性に応じて身近な生活の移動 を支えるコミュニティ交通につきましては、地域住民により設立 された協議会が主体となり、本市で定めている「地域交通の手引 き」に基づいて導入・運営され、本市は、この協議会の取組が行 われる場合に、地域の課題や専門的な事項に対する積極的な支援	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
00	(4.7.2.4.7.4)	などを行っております。 現在、地域の取組への支援を行う中で、的確な需要把握や検討の長期化等の新たな課題が見られるとともに、高齢化の進展によるニーズの高まりや、ICTを活用した新技術の開発、タクシーの運賃・料金サービスに関する新制度の導入など、コミュニティ交通を取り巻く社会環境が変化していることを踏まえ、「地域交通の手引き」における支援内容等を見直すとともに、新技術・新制度を活用した新たな取組の展開について、検討を進めております。今後、こうした新たな取組を進めることで、コミュニティ交通の充実を図り、より利用しやすい地域交通環境の形成をめざしてまいります。	D
62	(4-7-3、4-7-4) 高齢者の運転免許の返納を進めるためには、バス等の公共交通機関の利便性を高める必要がある。バスのルートがなかったり、本数が少ない場所は、高齢者や障害者、病人、子ども連れの市民等が困っている。 例えば、向ヶ丘遊園駅北口から西三田団地経由で明大に行くバスなどは非常に混んでいるのに、別の本数の多いルートは空いている。	地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容や高齢化の進展などによる輸送需要の変化、基盤整備等の進捗とともに、利用実態を踏まえ、利用者の利便性や事業性に配慮しながら、バス事業者と連携し、効率的・効果的なバスネットワークの形成に向けた取組を推進してまいります。なお、具体的な路線につきましては、各バス事業者が利用状況や事業採算性等などの観点から、判断しておりますので、本市といたしましては、今後の動向を注視するとともに、いいただいた御意見・御要望につきまして、バス事業者に伝えてまいりたいと考えております。	D
63	(4-7-3、 <b>4-7-4</b> ) 高齢化の進展を踏まえ、バス路線を 拡充してほしい。 (4-7-3、 <b>4-7-4</b> )	また、市バスでは、限られた経営資源の中で、運行計画を策定しており、現在、バスネットワークの維持に向け、経営状況や利用動向などを踏まえたダイヤ改正を実施しております。今後につきましては、更なる運行の効率化を図るため、利用動向に加え、路線系統の状況や他バス事業者との重複状況などの要因を踏まえ	D D
65	街中を循環するバスがほしい。 (4-7-3 <b>、4-7-4</b> )	て、運行計画の見直しを図ってまいります。	D
*	宿河原・堰地区方面にはバスが通っておらず、病院に行くのも不便なので、バス路線を延伸して宿河原・堰地区にもバスを通してほしい。		D
66	(4-7-3 <b>、4-7-4</b> ) 路線バスを減らさないでほしい。		D
67	(4-7-3、4-7-4) 幸区は、市民ホールや会議室が区役 所を中心にあるが、東西を結ぶバス路 線が無く、バスの乗り換えなどに不便 が生じている。区役所を経由する循環 バスを運行してほしい。		D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
68	(4-7-3、4-7-4) 脱炭素社会実現のためにも、子育て世代が安心して暮らしていけるためにも、市内のバスを自動運転化してほしい。自動運転化することで、運転手不足を解消し、バスの本数を増やすことで混雑緩和につなげてほしい。バスが混雑しているとベビーカーでバスに乗車できず、運転手からもたたむように言われ、とても子育て世代が安心して暮らせる状態ではない。	路線バスなどの地域公共交通に関する運転者不足につきましては、本市としても課題として捉え、「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態などの環境変化等を踏まえながら、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成や地域特性に応じた移動ニーズへの対応に向けた取組を推進しております。御意見にございます交通分野における新技術については日々進歩しており、国においてもMaaSや自動運転技術の活用などの検討が進められております。本市といたしましても、こうした新技術の開発動向に注視し、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。また、市バスの自動運転化につきましては、脱炭素社会実現のためには必要と思われますが、走行環境や自動運転に対応したバス車両の開発や突発的な事故への対応などの課題があると考えておりますので、今後の技術開発の動向を注視してまいります。なお、市バスでは、一人でも多くのお客様に御乗車いただくため、車内の混雑などでベビーカーを固定できない場合や、運転手がベビーカーを開いたままでの御乗車が難しいと判断した場合などにつきましては、ベビーカーを折りたたんでいただくよう、御理解・御協力をお願いしております。	D
69	(4-7-3、4-7-4) 市内のバス停に、高齢者や児童といった弱い立場の市民の視点に立って、ベンチや屋根を設置してほしい。 (同趣旨 他1件)	バス停留所のベンチや屋根の設置につきましては、利用状況や 地域要望等を踏まえ、歩道幅員等も確認し、バス事業者が設置を 行っているところでございます。 本市といたしましては、いただいた御意見も踏まえ、川崎市・ バス事業者連絡会議の場などを通じ、引き続き、これらの設置を バス事業者に伝えてまいります。 なお、市バスが管理する停留所につきましては、設置基準を満 たす停留所におきまして、上屋及びベンチを設置しております。 今後も停留場施設の長寿命化や補修などを行い、快適なバス待ち 空間を維持してまいります	D
70	(4-7-3) 現状、路線バスは、発車時刻よりも早くバス停を通過する場合や、遅れる場合があり、定時性に課題があるため、バスロケーションシステムの導入や運行情報の充実だけでなく、路線バスのPTPS (公共車両優先システム)の導入を検討することを追記するべき。	バスロケーションシステムにつきましては、路線バスの近接情報や現在の運行位置などの運行情報を利用者に提供することにより、利便性を高め、公共交通の利用を促進するもので、導入を行うバス事業者に対し、本市から支援を行っております。 定時運行につきましては、施策 4-7-3「身近な交通環境の整備」の事務事業「地域公共交通推進事業」において、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性を踏まえ、定時性確保など交通環境の改善に向けた取組を進めてまいります。また、PTPS(公共車両優先システム)につきましては、路線バスの定時性・速達性の向上に向けて、導入すべき路線の検討などを含め、関係局や関係機関との協議・調整を図りながら取組を進めてまいります。	С
71	(4-7-4) 市バスの輸送サービスの充実という 施策中で、路線の見直しやダイヤ改正 を進めるのは施策と逆行していて、理 解ができない。民間バス事業者と協働 して路線の拡充や減便路線の増便を図 り、回送車を運行に利活用して、効果	市バスにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少した厳しい経営状況の中で、運行を維持するために、経営状況や利用動向などを踏まえたダイヤ改正を実施しております。 今後につきましては、利用動向に加え、他バス事業者との路線の重複状況なども踏まえて、効率的な運行計画に見直すことで輸送サービスの充実を図ってまいります。	D

# ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	的なバスネットワークの形成を検討す るなど、前向きな事業を目標とするべ きである。		
72	(4-8-1) 地域のスポーツ団体と連携し指導者を発掘しながら、市民がスポーツに親しむ機会を確保していくために、実施計画への明確な記載が必要である。	「施策の方向性」に記載のとおり、誰もがスポーツに親しむまちの形成に向けて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を充実させていくことが重要だと考えておりますので、競技指導者やスポーツ推進委員をはじめとする、地域でスポーツを「ささえる」人材の育成や充実に向けて、スポーツ協会や地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブなどの関係団体と連携した取組を進めてまいります。	В
73	(4-8-1) どれだけの人口がスポーツ施設を利 用しているか調査したことはあるの か。	市内にあるスポーツセンター等施設(8か所)につきましては、毎年、利用者数の実績の報告を受けており、素案の386ページ及び628ページに掲載しているとおり、利用者数の合計値を施策4-8-1の成果指標の一つとしています。 令和2(2020)年度の合計値は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、延べ約123.9万人となっています。 なお、前年度の令和元(2019)年度の合計値は、延べ約294.4万人となっています。	D
74	(4-8-1) 中原区の交通の便の良いところに障害者のスポーツ施設をつくってほしい。	本市では、身近な施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対して、障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことの周知徹底や、施設職員の講座受講によるパラスポーツへの理解の深化、利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進などの環境整備を進めています。 今後につきましても、障害のある方の専用時間の設定を試行的に実施するなど、より快適にスポーツセンターを御利用いただけるよう、環境の充実に向けた取組を推進してまいります。	D
75	(4-8-1) スポーツ施設は地域の人が簡単に申し込めるようなものにしてほしい。	各区のスポーツセンターの御利用につきましては、川崎市公共施設利用予約システムに利用者登録をした上で施設の利用予約が必要となるもののほかにも、スポーツデーやトレーニング室などの予約が不要のものや、定期で開催しているスポーツ教室などを実施しています。 引き続き、皆様の多様なニーズにお応えできるよう、御利用しやすい施設運営に努めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
76	(4-8-2) 市内の文化芸術施設等を関連づけ、 市民が生涯学習の場として活用しやす い工夫が必要である。	文化芸術施設等の活用につきましては、それぞれの施設の目的 を踏まえ、指定管理者制度など民間活用を行い、その創意工夫に より、運営を行っております。今後も様々な御意見を踏まえなが ら運営してまいります。	С
77	(4-8-2) 市外からの観光客が興味関心を高 め、繰り返し訪れる場であるよう、市 内の文化芸術施設等には工夫が必要で ある。		С
78	(4-8-2) 市内の文化芸術施設が行う工夫については、市民や子どもたちのアイデアや意見を取り入れることが大切である。		С
79	(4-8-2) 川崎における演劇の活動は、まさに 「演劇の街・川崎」と言われる内容に なっており、市民文化活動を振興する 課題の中に、演劇活動を支える具体的 な評価と政策があって良いのではない か。	本市におきましては、演劇を含む多様な文化芸術活動が行われており、今後、御意見も参考としながら、それらの多様な文化芸術活動に誰もが触れ、参加できる環境づくりについて検討してまいります。	С
80	(4-8-2) 「川崎郷土・市民劇」や「かわさき演劇まつり」等の取組について、第3期 実施計画期間における主な取組に入れ てはどうか。	御記載の催しにつきましては、計画期間の主な取組の中で「文 化振興団体などの活動に対する支援」と他の催しも含めた形で記 載しています。	D
81	(4-8-2) コロナ禍のため実施している文化芸 術活動支援事業及び会場費助成金制度 を拡充・継続してほしい。	本市では、今年度、文化芸術活動応援事業(会場使用料等助成)により文化芸術公演等の主催者に対し支援を実施しているところです。 今後につきましても、国や県、他都市の取組状況や今後の感染 拡大の見通しなどを踏まえながら、文化芸術活動に対する支援に ついて検討・実施してまいります。	D
82	(4-8-2) 市制 100 周年に向けて、市内文化団 体に出し物をしてほしいと要請しては どうか。 (同趣旨 他1件)	御意見も参考としながら、市制 100 周年に向けた取組について、 検討してまいります。	С
83	(4-8-2) 若い人は、博物館・美術館に興味がなく、小規模で魅力が薄い美術館は不要である。税金の無駄なので造るべきではない。	本市におきましては、専門的な文化施設としての博物館や、個人の顕彰的な美術館があるものの、これらの施設が、市域全体の歴史、成り立ちや歩みを網羅的に紹介、解説するなどの役割や、本市ゆかりの芸術家やその作品をはじめ、川崎市域の文化芸術を幅広く紹介する役割などを担うことは難しいと考えており、これらの役割を担う地域の博物館や、アートの中心的な施設としての美術館が必要であると考えています。施設の整備にあたっては、財政状況等を考慮した整備手法や管	D

### ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		理運営手法等について検討してまいります。	
84	(4-8-2) 新たな博物館・美術館では、展示や 情報発信など、川崎の公害について取 り扱ってほしい。 (同趣旨 他6件)	令和3 (2021) 年11月に策定した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、新たな博物館、美術館の役割とその方向性として、「都市川崎の歴史と文化の継承」としています。  今後は、御意見も参考としながら、公害だけでなく、都市川崎の歴史と文化を記録し、現在、過去を余すことなく未来へ継承する博物館、美術館を検討してまいりたいと考えております。	С
85	(4-8-2) 市民ミュージアム管理運営事業における「アウトリーチによる社会教育推進事業等の実施」等により、公害問題とその解決に向けた取組の現状等を展示していただきたい。また、展示と併せて「語り部」も取り入れていただきたい。 (同趣旨 他1件)	アウトリーチによる社会教育推進事業等のプログラムにつきましては、御意見も参考としながら、次代を担う子どもたちが川崎の歴史、文化芸術に触れ、好奇心を醸成することで、本市の歴史、文化の継承、発展を図る内容となるよう検討してまいりたいと考えております。	С
86	(4-8-2) 市民ミュージアムの台風被害を反省 し、そこから学ぶべきである。 (同趣旨 他1件)	令和元年東日本台風による被災を踏まえ、新たな博物館、美術館は、可能な限り水害等の被災リスクの少ない場所に設置することで検討してまいります。 また、令和3 (2021) 年11月に策定した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、新たな博物館、美術館の役割とその方向性として、「令和元年東日本台風による被災の事実の継承」としており、今後は、御意見も参考としながら、事業展開の方向性等を検討してまいりたいと考えています。	С
87	(4-8-2) 政令指定都市に博物館がないのは文 化度が低すぎるので、博物館を建設し てほしい。	本市には、日本民家園、青少年科学館、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館などの専門的な文化施設としての博物館があるものの、市域全体の歴史、成り立ちや歩みを網羅的に紹介、解説するなどの役割を担う地域の博物館が必要であることから、新たな博物館、美術館の整備に向け、検討を進めていきたいと考えています。	В
88	(4-8-2) 民間事業が進んでいる西加瀬地区 は、交通利便性が良く、多摩川の氾濫 等からも比較的安全であることから、 市民ミュージアム再建の好適地であ る。	新たな博物館、美術館の開設地は、御意見も参考としながら、 可能な限り水害等の被災リスクの少ない場所への設置を検討して まいりたいと考えています。	С

### (6)基本政策5に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	(5-1-1) 特別自治市はとりやめてほしい。 (5-1-1) 神奈川県から独立することがいいことなのか。川崎市だけが独立するのではなく、有事なのだからこそ県や国と連携することが求められるのではないか。メリットだけを市民に伝えるのではなく、どのような影響をもたらすか説明すべき。	本市におきましては、平成 22 (2010) 年 10 月に策定した「地方分権の推進に関する方針」において、本市のめざす「新たな特別市」の基本的な考え方を示し、これまでこの考え方を踏まえながら、環境変化に応じて方針を改訂するとともに、指定都市と連携し、国へ要望するなどの取組を進めてきたところです。 大都市の有する課題を解決し、その果たすべき役割を十分発揮し、自主的・自立的な行財政運営を行うには、二重行政を排し、ムダを省いた素早い対応が可能となる特別自治市制度の創設に向けた取組が必要であると考えております。 引き続き、他の指定都市と連携しながら、国へ特別自治市制度の創設を働きかけるなどの取組を進めてまいります。 また、特別自治市の目的は国と連携し、無駄をなくし、素早い対応を可能とすることにあります。特別自治市への移行までの間、さらには移行後も県との連携は重要と考えており、引き続き取組を進めてまいります。 本市のめざす特別自治市制度については、今回の方針策定を踏まえ、町内会・自治会等に対して説明し、意見を交わしながら、その概要や課題、メリットの理解を深め、一人でも多くの方に応援団になっていただけるよう戦略的な広報が必要であると考えております。今後におきましては、様々な機会を捉え、積極的な周知を図るとともに、町内会・自治会をはじめとした地域団体の方々に対して説明を行うなど、市民理解の取組を進めてまいります。	D
3	(5-1-1) 市民が集える場所をたくさん作って ほしい。 (同趣旨 他1件)	地域の居場所の創出につきましては、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、官民問わず、多様な地域資源を活用して、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」づくりに取り組んでおります。 施策 5-1-1 の施策の方向性に記載のとおり、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりの更なる推進に向けて、今後も着実に取組を進めてまいります。	В
4	(5-1-1) 高齢になればなるほど遠くの公共施設は利用できなくなるため、気軽に参加できるコミュニティ施設の町内ごとの設置が求められている。	地域の居場所の創出につきましては、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、官民問わず、多様な地域資源を活用して、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」づくりに取り組んでおります。 厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえつつ、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、既存公共施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大の検討等を行いながら、地域におけるつながりづくりに向けて、今後も着実に取組を進めてまいります。	D
5	(5-1-1) まちのひろばやソーシャルデザイン センターには決まった人しか集まらない。活動を広げる努力は必要だが新たな「ひろば」は不要である。	本市におきましては、市民創発による持続可能な暮らしやすい 地域づくりを実現するため、「これからのコミュニティ施策の基本 的考え方」に基づく取組を進めております。 「ソーシャルデザインセンター」の利用につきましては、利用 者が固定化することがないよう、誰もが参加しやすい環境づくり に取り組むとともに、「まちのひろば」の創出につきましては、行	D

# (6) 基本政策 5 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		政が計画的に直接整備していくものではなく、引き続き、市民創発により、「まちのひろば」を生み出すしくみづくりを進めてまいります。	
6	(5-1-1) 市が町内会を指導して、町内会の広報誌を発行させ、町内会費を納入する全世帯に配布させるべきである。	本市では、「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づき、町内会・自治会の活性化に当たっては、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重し取組を進めることとしており、今後も同条例に基づき町内会・自治会の活動の活性化に取り組んでまいります。	D
7	(5-1-2) 市広報誌の配布が1週間遅いため改善を希望する。	市政だよりにつきましては、発行月の前月 25 日から当月 10 日までに配布しておりますが、入手時期の公平性を保つため、申し込み先着順の講座等につきましては、申込み開始日が当月 15 日以降のものに限って掲載しております。また、この度、第 3 期実施計画素案の公表に合わせて発行した特別号につきましては、市民説明会の申込期限後に配布された地域もあったとお聞きしております。お詫びいたしますとともに、次回発行の際には改善を図ってまいります。	D
8	(5-1-3) 区役所のサービスは世界一であり、 これ以上を望んだらかわいそうだ。	区役所では、身近な地域の総合機関として市民目線に立った利便性の高い行政サービスの提供や地域課題の解決に向けた取組を推進しています。 今後も、市民自治の地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容やデジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの多様化、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会環境の変化に対応しながら、引き続き取組を進めてまいります。	D
9	(5-1-3) 窓口に相談に来た人に、考えられる すべての支援策を提示できるよう、職 員を教育してほしい。	市民の皆様との接点となる区役所等の窓口業務は、市が担う市民サービスの中でも大変重要なものと考えており、本市では、区役所サービスの向上に関する基本的な考え方をまとめた「区役所サービス向上指針」に基づき、サービス向上の推進に取り組んでおります。  区役所等で取り扱う業務は、住民登録、戸籍、保険、税、福祉、健康など多岐に渡っており、法令や規則等により事務処理方法が細かく定められていることから、1カ所の窓口で全ての業務に対応していくことは難しいと考えますが、現在も、ホームページでは転居や出産などライフステージごとの手続きをご案内するなど、できる限り市民の皆さまの利便性に配慮したサービスに努めているところです。  今後も行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえ、窓口のあり方等について検討を進めてまいります。	D
10	(5-1-3) 宮前区役所の移転についての記載がない。宮前区民の便宜を考えると区役所は宮前平付近にあることが最善であ	今回の鷺沼駅前再開発では、路線バスネットワークの充実により、宮前区全体の発展に資する鷺沼駅へのアクセス性向上効果等を活かし、将来を見据えたコンパクトなまちづくりを推進するため、区役所・市民館・図書館を一体的に移転・整備し、宮前区の	D

# (6) 基本政策 5 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	り、鷺沼は宮前区の端にあることから 均衡ある発展の意味からも望ましくない。 (同趣旨 他2件)	核となる地域生活拠点の形成を図ってまいります。区役所サービスについては、これまで、手続きの種類によって区役所と支所・出張所を使い分けることなく、1か所で必要なすべての窓口サービスを提供できるようにするとともに、限られた財源・資源を最大限に活用していくため、出張所の届出窓口の区役所への集約など、様々な取組を推進してきました。本市では、平成30(2018)年3月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、引き続き、わかりやすい窓口サービスの提供に向けた取組を推進していくこととしておりますので、新たに出張所を設置することはありません。また、本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等の開催による身近な場所での学びの場づくりの検討など、様々な手法を総合的に用いて、きめ細やかなサービスの提供を推進してまいります。なお、移転後の現区役所等施設・用地につきましては、令和5(2023)年度を目途に「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、周辺地域の課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、市民参加で検討を進めてまいります。	
11	(5-1-3) 少子高齢化時代に求められるのは、歩いて行ける身近な所に区の行政施設があることである。 今ある宮前区役所・図書館・市民館は存続し、鷺沼へは2つ目の図書館・市民館をつくることが必要である。また、向丘出張所をはじめ、野川・菅生にも行政機能や「野川・有馬生涯学習支援施設アリーノ」のような市民館・図書館機能を持つ施設をつくることが必要である。 (同趣旨 他29件)	今回の鷺沼駅前再開発では、路線バスネットワークの充実により、宮前区全体の発展に資する鷺沼駅へのアクセス性向上効果等を活かし、将来を見据えたコンパクトなまちづくりを推進するため、区役所・市民館・図書館を一体的に移転・整備し、宮前区の核となる地域生活拠点の形成を図ってまいります。 区役所サービスについては、これまで、手続きの種類によって区役所と支所・出張所を使い分けることなく、1か所で必要なすべての窓口サービスを提供できるようにするとともに、限られた財源・資源を最大限に活用していくため、出張所の届出窓口の区役所への集約など、様々な取組を推進してきました。本市では、平成30(2018)年3月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、引き続き、わかりやすい窓口サービスの提供に向けた取組を推進していくこととしておりますので、新たに出張所を設置することはありません。また、本市では、現在、市内に新たに分館を含めた社会教育施設を整備する計画はございませんが、各区の市民館・図書館・分館等を拠点として、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、出張型の学級・講座等の開催による身近な場所での学びの場づくりの検討など、様々な手法を総合的に用いて、きめ細やかなサービスの提供を推進してまいります。なお、移転後の現区役所等施設・用地につきましては、令和5(2023)年度を目途に「(仮称)宮前区役所等施設・用地の活用に関する基本方針」の策定に向けた検討を進めていくこととしておりますので、周辺地域の課題や行政需要、地域ニーズ等との調和を勘案しながら、市民参加で検討を進めてまいります。	D

# (6) 基本政策 5 に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	(5-1-3) 宮前区役所について、現地での将来的な建て替え等、移転を抜本的に見直すべきである。	鷺沼・宮前平駅周辺地区は、本市総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置づけられており、「鷺沼駅周辺を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進」することとしています。今回の取組では、民間事業者による再開発により鷺沼駅前のバスターミナルが広くなるなど、交通結節点としての機能の向上が見込まれることなどから、この機会を捉えて、鷺沼駅再編整備に伴う公共機能について検討しました。そして、意見交換会等で寄せられた様々な市民意見や基礎調査結果等の諸条件を総合的に整理・検討し、平成31(2019)年3月に策定した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」において、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備することとしました。引き続き、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を推進してまいります。	D
13	(5-1-3) 向丘地区には公共施設が何もない。 川崎市民は、どこに居住しても一定の 市民サービスを享受できるようにする のが行政の仕事ではないか。	向丘地区には、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域 の拠点である向丘出張所をはじめ、文化・スポーツ施設である、 宮前市民館菅生分館や宮前スポーツセンター、地域子育て支援セ ンターやこども文化センターなどの子育て施設、障害者や高齢者 を支援する施設等が設置されるなど、お住まいの地域に関わらず、 市民サービスが受けられます。	D
14	(5-1-3) 向丘地区の機能強化について、区民の切実な要求へ必要な予算措置をするとともに、出張所の建て替えを視野に入れた機能強化を図ってほしい。	向丘出張所の機能強化につきましては、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コミュニティ施策に関する取組など、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、地域の皆様とともに検討を進め、地域ニーズの把握や課題を整理し、向丘出張所に求められる8つの機能と取組の方向性などからなる「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」をまとめました。 庁舎の建替えについては、令和4(2022)年3月策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」における資産保有の最適化(施設の利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るもの)の考え方を踏まえた上で、庁舎等建築物の目標耐用年数60年以上の活用に向けて、経過年数に応じた対応を行うとともに、将来的には建替えも含めた効果的・効率的な整備手法について検討するなど、引き続き、向丘出張所が地域の皆様に一層活用していただけるよう、取組を進めてまいります。	D
15	(5-1-3) 宮前区役所は超高層マンションに合 築されると聞いているが、建て替え問 題が発生したときなどに、公共側独自 の判断で物事が進まないことは、今後 に大きな危惧を残すことになる。	本市の公共施設の中には、川崎区役所、川崎図書館、中原市民館・図書館、高津市民館など既に民間ビルと合築している施設が多くあり、公共機能に支障を来たすような状況はありません。それらの施設と同様、市民利用に支障のないよう、ビル管理組合の一員として、適切に施設の管理・運営を行ってまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	(5-1-3) 現在の宮前区役所はまだまだ利用でき、消防署・警察署等が隣接する立地は大災害時に有利であることから、移転は時期尚早である。 (同趣旨 他1件)	震災・災害対策につきましては、災害発生時には、区役所・消防署・警察署の各機関が、立地の遠近にかかわらず、地域防災計画や各機関の本部の方針に基づき、相互に連携を図りながら、組織ごとの指揮系統により、役割に応じた災害対策を実施するものであり、移転後も災害対応力が十分に発揮できるように、今後具体的な対応について、検討してまいります。 なお、消防・警察との連携につきましては、宮前区役所を中心に、両機関と連携した災害対策本部設置訓練を実施しており、区総合防災訓練においても、両機関と連携して実施するなど、こうした取組を積み重ねることにより、実践的な地域防災力の向上を図ってまいります。	D
17	(5-2-1) 不当な差別をどれだけの人が受けているのか調べているのか。	令和元(2019)年度に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査」及び、令和2(2020)年度に実施した「川崎市人権に関する市民意識調査」の中で、国籍や性別などの属性を理由とした差別を受けたことがあるかについて、実態把握に努めております。具体的には、最近1年間に、外国人であることを理由に脅迫や差別的な暴言を受ける不安を感じたことがある外国人市民は18.0%、今までに自分や家族が「男女平等に関する人権侵害」を受けたことがある市民(国籍不問)は12.7%などの回答結果となっています。	D
18	(5-2-1) 命や人権、人としての尊厳が損なわれることなく、多文化共生の社会が当たり前となり、安心して暮らせるように、差別のない人権尊重のまちづくり条例を上手に活用してほしい。 (同趣旨 他1件)	引き続き、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に 基づき、様々な施策・事業に取り組み、全ての市民が不当な差別 を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすこと ができる人権尊重のまちづくりの推進に努めてまいります。	В
19	(5-2-1) 核兵器禁止条約の署名・批准を国に 求めるよう、意見書を出して国に要請 してほしい。 (同趣旨 他1件)	本市は、昭和57(1982)6月8日に他の都道府県、政令指定都市に先駆けて、非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。また、核兵器廃絶を願い、全ての国に核兵器禁止条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名に賛同し、平成30(2018)年6月8日に署名したところです。核兵器禁止条約をめぐる今後の動向については、引き続き注視してまいります。	D
20	(5-2-1) 明治大学の登戸研究所資料館の維持 管理について、川崎市が担うか、維持 管理費の助成を行うべきである。	明治大学平和教育登戸研究所資料館は、昭和14(1939)年に設置された「陸軍第9技術研究所」旧建物を保存するために明治大学が設置したものです。 本市としては、川崎市平和館との連携の他、登戸研究所資料館が主催する企画展の後援を引き続き行ってまいります。	D

# (7)総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	(総論) 一部大企業のための計画ではなく、 子どもや老人にやさしい計画にしてほ しい。	本市では、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本目標に据えて、誰もが幸せを感じられる川崎をめざして総合計画を策定し、これに基づく取組を進めているところです。第3期実施計画におきましても、この目標のもと、地域ケア推進システムの構築やかわさきパラムーブメントの推進、地域防災力の強化など様々な取組により、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり進めてまいります。	D
2	(総論) 企業優先の施策ではなく、市民に喜 ばれることを実施してほしい。 (同趣旨 他1件)		D
3	(総論) 実施計画の中身が市民の生活や困り ごとに寄り添うものになっていない。		D
4	(総論) 総合計画を一旦棚上げし、広く市民 の意見を聞き、市民視点での見直しを 求める。	現行の川崎市総合計画の策定にあたっては、市民意見の反映について、無作為抽出ワークショップや区民祭における意見聴取、市民検討会議や市民車座集会の開催など、新たな方法にチャレンジしながら、素案の段階から市民の皆様と共に創り上げてまいりました。また、第3期実施計画につきましても、市政運営にあたり参考にしている日常的な広聴における市民意見を活かしながら計画づくりを進めたほか、第3期実施計画素案の公表にあわせた市民説明会の開催や出前説明会の実施などによる市民の皆様への御説明とともに、パブリックコメント手続を実施するなど、様々な御意見を踏まえながら策定作業を進めているところです。今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。	D
5	(総論) 市民の声を聞く市政にしてほしい。		D
6	(総論) 意見の聞きっぱなしではなく、担当 者と市民が向き合って、対応に政策を 考える方法を取ってほしい。		D
7	(総論) コロナ禍、自然災害、気候問題など、 長い時間をかけて市民と行政が協力し なければ解決できないことは、常に市 民と行政で話し合いを続け、協力して 連携する心構えを作り上げていく必要 がある。 これらの地球規模の問題に対して、 もっと住民を巻き込んだ議論をすべき である。 (同趣旨 他1件)		D
8	(総論) 子育でするなら川崎のスローガンを 新たに再生してほしい。	川崎市総合計画では「安心のふるさとづくり」をまちづくりの 基本目標に据えており、基本政策の柱の一つとして「子どもを安 心して育てることのできるふるさとづくり」を掲げ、安心して子 育てできる環境づくり等に向けた取組を進めているところです。 第3期実施計画においても、これら基本政策等に基づき、子ど もがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、様々 な取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	(総論) これからは経済優先でなく、限られた資源を有効に活用し、本当に私たちが健康に豊かに暮らすにはどうしたらいいか、今までの価値観を根本的に見直す発想が重要である。	川崎市総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。 他方で、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、本市の行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼすなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。 これらの状況を踏まえ、第3期実施計画においては、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析し、課題に対応する取組を計画的に推進してまいります。	D
10	(総論) 民間活力の導入で民間に丸投げや職員を減らすのではなく、必要な場所に適切に職員を配置するべきである。	民間活力の導入につきましては、市民サービスの質の向上と効率的・効果的な管理運営の両立をめざして、民間事業者等との連携を推進するとともに、安全性の確保や、さらなるサービス改善に向けて、モニタリング等を適切に実施してまいります。また、職員配置につきましては、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制を構築し、業務の実情に応じた必要な職員の配置を行ってまいります。	D
11 12	(総論) 財源についてまずは命にかかわる事を第一に考えるべきである。 (総論) 市の財政は市民の暮らし・安全・安心のために使われるべきである。	本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。 こうしたことを踏まえながら、基本政策1「生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり」などに掲げているとおり、市民の暮らし・安全・安心のための様々な取組を進めてまいります。	D
13	(総論) 新たな事業を始めるのではなく、不 必要な事業を減らせばよい。不要なサ ービス(福祉系など)が多すぎる、補 助金などの削減は賛成。	本市におきましては、多様化する課題への対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要と認識しております。そのために、「今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)」におきまして、「効率的・効果的な事業執行の推進」のほか、「税源涵養に向けた取組の推進」や「財源確保に向けた取組の推進」を行うこととしております。 また、補助・助成金の見直しにつきましては、「行財政改革第3期プログラム素案」におきまして、「全庁的な補助・助成金の見直し」として改革課題とするとともに、平成17(2005)年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、今後も社会状況の変化等を踏まえて引き続き見直しを進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14 15 15	(総論) 厳しい財政状況を前提にしているが、他の政令市に比べても豊かな財政力を有しているため、計画の前提がそもそも違っている。 (総論) 厳しい財政環境、扶助費の増大を前提としているが、政令市で最も財政力があり、これからは福祉抑制策ではなく、充実することが必要である。 (同趣旨 他1件)	本市の財政状況につきましては、歳入においては、令和3(2021) 年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症 に伴う景気の落込みによる影響やふるさと納税による減収の拡 大、法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財 政措置が十分ではないなどの状況が見込まれるとともに、歳出に おいては、扶助費や公共施設の更新費用が増加するなど、厳しい 財政環境が続くことが見込まれます。 第3期実施計画に位置づけてまいります5つの基本政策に基づ く23の政策の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進める ため、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の 着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を進めるため、 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づき、中長期的な視点	D
16	(総論) 令和元(2020)年度決算で扶助費は 前年度比増加しているが、義務的経費 の割合は5.1ポイント減少している。 個人市民税は政令市トップだが、その 税収が福祉とくらしに還元されていな い。福祉施策が政令市で平均以下の状 況を考えるべきである。	に立った行財政運営に取り組んでまいります。	D
17	ふるさと納税流失対策は地元愛の喚起が必要である。地域活性化に寄与する団体や個人への支援強化などが必要だと思う。返礼品の提案、ふるさと納税を活用したPRなどを実施すべき。	本市におきましては、ふるさと納税制度を通じて、市内の魅力ある資源を発掘、再確認し、それらの魅力を市内外へ発信することを通じて、本市のイメージの向上と、応援してくれる方、来てくれる方を増やす取組を継続していくことにより、本市の魅力が広く認知されることを促し、市民の「川崎への愛着・誇り」、いわゆるシビックプライドの醸成を図ってまいります。 また、返礼品につきましては、市内で製造・加工、提供されるサービスなど、総務省が定める地場産品基準に適合し、「川崎ならでは」、「川崎らしさ」を体感できる商品やサービス等を選定しております。返礼品の魅力が伝わるストーリーや、写真を交えた広告を、インターネットや新聞に掲載するなど、シティプロモーションに取り組んでおります。	D
18	(総論) 市の予算を市民が豊かに安心して暮らせる公共施設のために使ってほしい	公共施設におきましては、建設費や維持管理費、事業運営費など、様々なコストを賄うため、多くの税金が投入されております。そのため、今後、令和3(2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、公共施設を整備・維持管理するにあたっては、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能(施設が提供するサービス)の整備を図るとともに、市民ニーズを踏まえた多様な使用機会が提供される公共施設をめざしていくことが重要と考えております。 こうした取組により、市民が豊かに安心して暮らせる公共施設の実現につながると考えておりますので、御意見については、「資産マネジメント第3期実施方針」を検討する際の参考とさせていただきます。	С

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	(総論) 川崎市には安価で利用できる施設が 少ない。	公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費 (市税)を充てる範囲と受益者 (利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。 本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきまして、当該基準を基に設定しているところです。	D
20	(総論) 市の土地は民間に貸し出さないで市民のために使ってほしい。公園や市民が憩える安価な公共施設を作ってほしい。また、図書館や公共施設はビルの上ではなく1階にしてほしい。	公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。また、本市の「民間活用(川崎版 PPP) 推進方針」におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。  公の施設の使用料につきましては、施設のコストに対して公費(市税)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保する必要があると認識しております。本市におきましては、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを「使用料・手数料の設定基準」として取りまとめ、各施設の使用料につきまして、当該基準を基に設定しているところです。 図書館等の公共施設につきましては、施設において必要となる各機能の効果が最大限発揮されるよう、引き続き、その機能の性質等に応じ、施設内における機能の適正配置を推進してまいります。	D
21	(総論) 今後の財政負担が増えるから公共空間まで収益活動の対象とするということはこれまでの乱開発と同じ発想である。いかにこの環境を維持するか改善するかが必要である。	公共空間の活用につきましては、財政負担増大の観点だけでなく、ニーズの高まりなどの社会的背景を踏まえ、民間活用による収益等をまちづくりに還元するなど、維持管理などの質の向上にも資する取組であると考えています。また、本市の民間活用(川崎版 PPP)推進方針におきましても、民間活用にあたっては「効率的・効果的な市民サービスの提供」だけでなく、「市民サービスの質の向上」との両立をめざすとしていることから、本市におきましても、民間と連携し、公共空間を有効に活用することなどを通じ、まちの賑わいや交流の創出に向けた取組を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	(総論) 人口増加に対する公共施設やサービ スを充実させるべきである。	公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築 物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共 建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなりま	D
23	(総論) 人口減少に備え、建設を抑制すると あるが、人口減少は30年先であり、今 を生きる高齢者や生活困窮者に対して 30年間増設しないで我慢しなければ いけないのか。	す。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 令和3 (2021) 年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10 年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用	D
24	(総論) 人口減少を見込んだ公共施設建設抑 制に反対である。	等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。	D
25	(総論) 今でも不足している公共施設を、今後の人口増加や困窮世帯の増加などのニーズに応えず増設しないというのか。変化する社会ニーズに的確に対応するという施策を真に実現すべきである。		D
26	(総論) 人口増加に対して公共の会議室が少なく、催しを行う会場を探すのに苦労する。	本市におきましては、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があります。 よって、特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従	D
27	(総論) 公共施設が少なすぎるため増やすべ きである。	来の考え方ではなく、施設が持つ機能(施設が提供するサービス) に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る 「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。 こうした考え方に基づき、令和4(2022)年度からの資産マネ	D
28	(総論) 気軽に使えないホールではなく、市 民が使いやすい施設を増やしてほし い。	ごメント第3期取組期間においては、施設が持つべき機能やこれまでの使用目的、対象者、従来の施設配置の考え方等について再検討するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設をめざします。	D
29	(総論) 市民の集まれる会館、場所をつくっ て欲しい。	一方、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増 やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するた めに必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世	D
30	(総論) 市民が気楽に使える会議室、音楽室、 スポーツできる場所が欲しい。	代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 「資産マネジメント第3期実施方針」では、新本庁舎や新川崎 地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準とし て、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目 的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するもので す。	D
31	(総論) 施設の長寿命化、資産保有の最適化、 財産の有効活用などを挙げているが、 すでに修繕・保全が必要な橋は多数あ り、長寿命化を優先に取り組んでいる とは思えない。	既存の橋りょうの管理につきましては、令和3 (2021) 年2月 に改定した「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、長寿 命化を推進しております。また、新設する橋りょうにつきまして は、国際的な拠点の成長や川崎港の物流機能の向上などの重要性 を踏まえ、計画的に整備を進めており、双方のバランスを取りな がら事業を実施しております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区 分
32	(総論) 市民サービスを提供できる施設・用地はこれ以上不要である。現有施設で使用していない部屋などがたくさんあると思うのでそちらを有効活用すればよい。	公共施設等につきまして、今後も人口増加に合わせて公共建築物の保有床面積を増やしていくと、人口減少へ転換した際に公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなります。そのため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。令和3 (2021)年度末に策定を予定している「資産マネジメント第3期実施方針」におきましては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による増加を見込んだ床面積を基準として、10年間で基準から増やさないこととし、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応するものです。	С
33	(総論) パブリックコメントの期間が短すぎ る。	パブリックコメント手続につきましては、「パブリックコメント手続条例」の規定に基づき、「公表の日から起算して30日以上」の期間を設定した上で実施しております。	D
34	(総論) 市民説明会の実施場所と回数を増や してほしい。 (同趣旨 他1件)	市民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施回数や定員を設定する一方、インターネットでの配信に加え、新たにオンラインでの質疑を実施いたしました。あわせて、希望する団体等に職員が出向き、第3期実施計画素案の概要を御説明する「出前説明会」を実施してきたところです。 今後も引き続き、総合計画及びこれに基づく各施策の推進にあたり、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。	D
35	(総論) 全市・全国・世界をできるだけ俯瞰 し、プレーヤーの施策・効果モニタリ ングを行い、望ましい効果を得るよう なシステムダイナミクス的な市政運営 を検討してはどうか	本市では、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、データ等を活用した多角的な視点から現状分析や課題分析を行い、効果的に政策形成を進める必要があると考えており、第3期実施計画においても、データを活用した政策形成の推進を進めることとしています。また、目標と成果を可視化することにより課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルが一層効果的に機能するよう進行管理を行うなど、施策・効果モニタリングを実施しているところです。	D
36	(総論) 人口減少するシナリオにならないよう、市政について考えていく必要があるのではないか。	第3期実施計画の策定に向け、将来人口推計を公表したところですが、当面は人口増加が続くものの、高齢者人口が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じており、本市においても令和12(2030)年頃をピークに人口減少社会が到来する見込みと	D
37	(総論) 急激な人口増加への対応や、現役労働者への支援、子育て対策など、市民の立場に立って具体的にどうしていくのかを明らかにすべきである。 福祉を抑制する計画を抜本的に改め、人口増加に対応した福祉の充実の計画に改めるべきである。 (同趣旨 他1件)	なっております。 こうした中長期の人口動態の変化を的確に捉え、当面の人口増加に伴う需要への対応と、避けることのできない将来的な人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営に取り組んでまいります。	D

# (7)総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	(総論) 教育機関へのSDGsの普及について、必要な場所に専門家を派遣しては どうか。	市立学校におきましては、「持続可能な社会の創り手を育む教育」を推進するため、各教科や学校における教育活動の基盤にSDGsの視点を置いた取組が進められており、子どもたちにSDGsの理解が浸透しているところです。また、授業等において、市の地球温暖化防止活動推進センターによる支援や、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における登録・認証事業者の皆様の協力などを得ながらSDGsへの学びを深めており、今後も、多様なステークホルダーとの連携を通して、学校の教育活動がより豊かになるよう、また、企業や市民団体、教育機関等の連携によりSDGsの達成に向けた取組が進むよう、支援してまいります。	В
39	(進行管理と評価) 成果指標の結果の満足度について は、不満と感じている人の原因を考え、 どういう施策をしていくかということ が大切ではないか。	第3期実施計画におきましても、成果指標の達成状況を把握するための市民アンケート調査における自由意見をしっかりと確認していくことなど、結果をより分析しながら、取組が効果的なものとなるよう、更なる改善につなげてまいります。	D
40	(進行管理と評価) 成果指標について、現状よりも良く する数値は示されているが、その根拠 となるものが明らかにされていない。 このようないい加減な数値で良いの か。	本計画の「V資料編」におきまして、総合計画に設定する成果 指標一覧を掲載しており、各施策の成果指標に関する目標値の設 定の考え方をお示ししているところです。 第3期実施計画におきましても、これらの考え方に基づいた成 果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計 画的な市政の運営に役立ててまいります。	D
41	(進行管理と評価) 成果指標で数値を出すならば、人員 を増やす、施設を充実させるなど具体 的な数値を出すべきではないか。	総合計画では、施策の取組の達成状況等を市民の方々に分かり やすくお示しするため、取組の効果を表す指標として、成果指標 を用いて進行管理を行っているところです。また、第3期実施計 画案において、第3期実施計画期間の各年度における事務事業毎 の事業実施内容や目標等についてお示ししております。 第3期実施計画におきましても、目標とその成果をしっかりと 可視化することで、課題や改善点を明確化し、本市を取り巻く急 激な環境変化や多様化する市民ニーズ等にも迅速に対応しなが ら、事業の確実な実施を図ってまいります。	D
42	(進行管理と評価) 「SMART な目標設定」(Specific (具体性)、Measurable (計量性)、Achievable (達成可能性)、Relevant (関連性)、Time-bound (期限)) について再確認いただきたい。 特に Achievable=達成可能性が難しい場合には、中長期目標達成に向けた短期的な目標設定を検討してほしい。	第3期実施計画の成果指標の設定にあたっては、第2期実施計画の成果指標について、施策の直接目標等との適合性や、外部要因の影響、感度感応度、計測性、包括性などの観点から再点検を行い、その点検結果をもとに、各施策について、「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成となるよう成果指標の追加等を行っております。 目標値につきましては、令和7 (2025) 年度に達成すべき目標値を設定しているところでございますので、指標を活用した評価を適切に実施しながら、効率的・効果的な施策の推進につなげてまいります。	D
43	(進行管理と評価)	本市におきましては、2年に1度の施策に関する評価を行う際	D

# **★**の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

# (7)総論、進行管理と評価、その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
	すべての施策について、行政側の評価指標だけではなく、事業者や当事者の意見、評価も取り入れながら進めていくことで、実情に即した施策、制度になっていくと思う。	には、その評価結果について、市のパブリックコメント手続きに 準じた市民や事業者の方々への意見募集を行っております。 また、総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議 するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、 学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施するなど、 より効果的な施策の推進に繋げているところです。 第3期実施計画におきましても、引き続き、市民の皆様をはじ めとする様々な方々の御意見を踏まえながら、施策を進めてまい ります。	

#### (参考)市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

令和3 (2021) 年 12 月 18 日に開催した市民説明会の事前質問の内容をまとめたものです。「本市の考え方」は、当日の会場における発言をもとに、語句を補うなどしてお示ししています。

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	新百合ヶ丘について、世界に冠する郊外的な都市として、スマートシティなど日本全体に貢献できるようなまちをめざし、国や近隣都市、事業者と連携しながら、大々的な都市づくりを新百合ヶ丘駅を中心に進めてほしい。	新百合ヶ丘のまちづくりにつきましては、駅周辺そのものをもう 一度リニューアルしていく必要があると考えており、広く市民の皆 さんから御意見をいただきながら、駅を中心とするまちづくりの方 向性を描いていく作業を行ってまいります。 また、開発から 40 年、50 年が経過し高齢化が進む中で、若い人た ちに再度入ってきてもらえるような取組について、鉄道事業者をは じめ多様な方々とともに議論し、進めてまいりたいと考えております。
2	計画の終了時点での川崎のまちづく り、あるいは具体的にめざすまちの目標 「最幸のまち かわさき」を、もう少し 具体的にイメージできるような内容を 教えていただきたい。	「最幸のまち かわさき」の実現に向けましては、「安心のふるさとづくり」と、「力強い産業都市づくり」の二つを柱に据えて取り組んでおり、持続可能で、誰もが幸せを感じられるまちをめざし、バランスよく双方の取組を進めてまいります。
3	2期8年を終えて、次の計画につなげるという観点から、これまでの計画について、どう検証、評価され、総括をされているのか。	計画の進行管理・評価につきましては、毎年事務事業評価を行うとともに、2年に1回政策評価を実施しており、その結果につきましては本市のホームページに公表しております。
4	計画を進める上で、優位すべきポイント、あるいは最もこれから注力をしていくべき課題について、教えていただきたい。	課題につきましては、人口と財政の問題だと考えております。本市の人口のピークは令和12 (2030) 年でしばらくは伸び続け、行政需要も伸びてまいりますが、一方で、高齢化が確実に進展し、行政需要が増えていくことから、財政需要も増加が想定されます。人口が頭打ちになることが分かっている中で、いかにバランスよく対応していくかが重要であると考えております。
5	横浜市ではブルーカーボンの取組を 進め、脱炭素に取り組んでいるが、川崎 市の海を活用した今後の施策について お教えいただきたい。	川崎港の緑化基本計画におきまして、ブルーカーボンの活用を明記させていただいており、具体的には塩浜の物揚場を干潟にして、親水エリアとする取組を記載しており、ブルーカーボンに資すると考えております。川崎の海は産業港であるため、なかなか市民の皆さんにイメージされない部分があるかと思いますが、こうしたブルーカーボンの取組などを通じて、本市の海の取組について市民の皆さんにお伝えしてまいりたいと考えております。

# (参考) 市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
6	SDGsに関連して、フードロスの問題が大変深刻だと考えており、例えばコンビニやスーパーで廃棄される食料を、コロナ禍で食料がない、食べられない方たちのために上手に回すなど、ロスになりそうな食料をうまく分配することで、減らしていくような取組が理想的と思うが、川崎市で他都市に先駆けてそのような取組を実施できないか。	本市の令和2 (2020) 年度の食品廃棄物は約8万3千トンで、平成12 (2000年) には20万9千トンでしたので、半減以下となっております。国は令和12 (2030) 年までに2000年度比で半減するとしておりますので、本市は国の計画より10年早く達成しているという状況です。 しかし、まだ廃棄物として扱わざるを得ない食料が多く発生しており、本市におきましても一部でフードドライブの活動との連携や、コンビニエンスストアと連携したフードロス対策の取組等を進めておりますが、メーカー等の出し手と、受け手のマッチングについて、多様な主体が連携した手法によるより良いしくみの構築に向けて検討してまいります。
7	川崎市は政令市で最も多く二酸化炭素を排出しており、川崎は 2,259 万トン、2位の横浜が 1,821 万トンとなっており、気候変動対策で私たち川崎市の責任は極めて重大。計画では、4年間にどこまで減らすのか、2013 年度比 13%削減とあるが、排出削減量は幾らなのか、到達量は幾らなのかお教えいただきたい。また、企業もこれをおろそかにすると、世界経済から見放される。市として、二酸化炭素を大規模に排出している企業に、2050 年、排出量ゼロの削減目標と年次計画を個別に出させて、その実現を迫ることはできないか。	二酸化炭素の排出につきましては、最も多く排出している本市が 脱炭素宣言をすることに意味があると考えており、「かわさきカーボ ンゼロチャレンジ 2050」の取組を進めるため、企業や市民団体の皆 さんなど、幅広い方々に御賛同いただける形を整えているところで す。 また、本市の排出量の 77%が産業系であり、企業の協力がないと 実現できませんが、企業は自社の生き残りのため脱炭素への危機感 を強く持っており、特に臨海部の企業は、企業の存亡に関わるとい うことで、それに対する研究、取組への熱意が非常に高まっており、 削減目標を提出させるという上から目線の取組ではなく、どのよう に連携しながら進められるかが重要だと認識しております。さらに、 消費者である私たちのライフスタイルや行動が、企業を変えていく 大きなモチベーションにもなりますので、市民の協力も得ながら進 めてまいります。 なお、令和7 (2025) 年度の市域の温室効果ガス排出量の目標値 は、2,071 万トン-C02、うち産業部門は 1,295 万トンと推計してお り、平成 25 (2013) 年度比では、市域で 312 万トン-C02、産業部門 で 175 万トンの削減が必要と推計されます。
8	小児医療費助成について、中学卒業までの拡充を私は求めている。 県内 33 自治体の中で、中学まで実施していないのは川崎市と湯河原だけ。また、関東五つの政令市の中では、残念ながら川崎市は最下位。小児医療費助成を中学卒業まで所得制限なしで実施することがなぜできないのか。	小児医療費助成につきましては、これまでも対象を小学校2年生から小学校6年生まで、段階的に拡大してまいりました。限られた財源の中で、残念ながら所得制限を設けざるを得ないのが今の財政状況となっております。 子育て支援につきましては、本市は若年層の人口の流入が非常に多く、初めて結婚、出産、子育てをするという方たちが非常に多いことから、子育ての悩みを抱える方々向けの専門的な相談窓口を設置するなど、引き続き総合的な子育て支援を進めてまいります。

#### (参考) 市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

#### No. 意見の要旨

本市の考え方



学力調査の拡充よりも、教職員の配置 の拡充が先ではないか。現状では、産休、 病休で、41 人の教職員が配置されてい ない。

また、全国学力テストや学習状況調査の分析結果が発表され、それらは全て全国平均、全市平均の通過率を基準に一人一ひとりの子どもの学力を把握しようとしているが、この平均点を基準にして学力の成果や課題を見ていくやり方はやめるべき。

また、スタディーログの活用について、全国学習状況調査では、個人情報を保護するために、民間業者にこの業務委託するに当たって、氏名の記入は行わないようにしており、全市の学習状況調査を行う場合も、そのように改めるべき。

学習状況調査の拡充につきましては、小学校4年生以降毎年実施していくもので、これまでの小学校5年生と中学校2年生の定点での実施では把握できなかった、児童生徒の理解度を子どもたち自身、教員、学校が把握し、学習に活かすために実施するものです。

GIGA スクール構想で配置した1人1台端末を活用し、個々の学習履歴から、つまずきのフォローやAIドリル等を活用した学習を実施し、苦手を克服して「分かる授業」を進め、児童生徒の自己肯定感の向上を図ってまいります。

この間、学校現場の方たちとは意見交換を行っており、また、小中高の校長会や教職員組合、PTA などにご説明をさせていただいているところで、何よりも子どもたちの分かるということ、定着させるということを主眼に進めてまいります。

なお、本市の学習状況調査は、氏名ではなくバーコードで管理しており、このデータは総合教育センターでしっかりと管理しております。



「未来を担う人材を育成する」取組 で、主な成果指標として具体的な数値目 標が出されているが、疑問を感じる。

子どもたちへのアンケート調査で、学習が好きだと答えた中学2年生の割合64.5%を、第3期計画期間に67%以上にするとのことだが、具体的な根拠がない数値なのではないか。数値目標は、例えば読書のまちを推進するならば、学校司書の適正配置ではなく、全校配置にするといった目標が具体的な数値目標となるのではないか。

また、学校プール施設の効果的、効率 的な運用ということで、老朽化したプー ルに対しては、改修をしないで、近隣の 学校機関、民間プールを使うという施策 については疑問を感じる。 成果指標の設定につきましては、施策を進めるに当たって、60数% にするために取り組むのではなく、関係する誰もが 100%をめざし て取り組むという意識を共有していると考えております。

また、学校司書についての成果指標は設定しておりませんが、市 長就任以来、学校司書を導入し、平成27 (2015) 年度から計画的に 拡充しており、現在21名の総括学校司書を配置し、学校司書につい ては、令和3 (2021) 年度で56校の図書館に常駐しております。さ らに、地域の図書ボランティア活動が有効だと考えており、学校司 書の皆さんと交流して、図書の面白さを広げていく取組もあわせて 進めてまいります。

また、学校プールにつきましては、命の危険性がある水泳教室をより専門的な指導の下で実施できる環境は有効であり、また、前項の学校プールの改修は費用面で大きな課題があることから、地域にある施設やノウハウをうまく活用しながら成果を挙げることをめざして取り組んでまいります。

### (参考)市民説明会(令和3(2021)年 12月 18日開催)における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
11	川崎市には現在約4万数千名の外国人市民が居住しており、その約半数は川崎区で生活している。さらに、川崎区全体の10%を超える人たちが、外国につながる多文化家族という状況。そういった方々の日本語学習や子どもたちの教育など、様々な課題がある。横浜市鶴見区では、鶴見駅前に国際交流ラウンジがあり、そこで大人の日本語教室や多言語相談、子供の学習支援事業などが行われているが、川崎市の駅前における多文化共生事業の拠点づくり、例えば多文化共生ラウンジ構想などについて考えを伺いたい。	本市の外国人人口は、現在約4万5千人で、そのうち約半数が川崎区に在住しており、御指摘のとおり外国籍の方だけではなく、外国に関わる方を含めると、その人数はさらに多くなっております。特に川崎区内の学校では、日本語教育のニーズが高まっており、様々な支援を市単独で行っておりますが、国に対して本市の現状をしっかりと伝え、連携して取り組んでまいりたいと考えております。また、特に川崎区役所では多岐に渡る御相談を多言語で受けておいるとともに、一昨年には中原区の国際交流センターに、多文化共生の総合相談ワンストップセンターを設置したところですが、ニーズは特に南部地域に多いため、南部における相談・支援のあり方について、時代に合わせてどのようなことが求められているのか情報収集し、必要な相談支援に必ずつながるようなしくみを検討してまいります。
12	市民ミュージアムについて、水害で被災した26万点の収蔵品の復旧作業は、すべて実施する予定か。また、新たな博物館・美術館について、子どもたちが体系立てて川崎の歴史を学べるような、学問を基盤とした博物館を作っていただきたい。	川崎市民ミュージアムが一昨年の台風で被災し、多くの収蔵品を水没させてしまったことにつきまして、市民の貴重な財産を棄損した責任を大変痛感しており、しっかり修復に取り組んでいかなくてはいけないと強い思いを持っているところでございます。原則、全て修復してまいりたいと考えておりますが、一部どうしても処分せざるを得ない状況の収蔵品があります。収蔵品は財産ですので、何をもって処分するのかという規定をつくり、それに基づいて処分をさせていただいております。すべての修復には10年以上かかる見込みでございまして、市民の皆さまには引き続き御迷惑をおかけしますが、しっかり取り組んでまいります。新たな美術館・博物館のあり方につきましては、市民の皆さん、議会の皆さんともしっかり議論しながら検討してまいります。再建にはかなり時間がかかりますので、当面、学芸員が学校や地域などに出向き、市民の皆さんに美術品や博物館の機能を届けていくという取組を進めてまいりたいと考えております。その取組により生まれたノウハウは、新たな美術館・博物館の機能として、単に箱の中の収蔵品を見せていくだけではなく、地域との連携やアウトリーチのプログラム等の実施など、に活かしてまいりたいと考えております。

#### (参考) 市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

#### o. 意見の要旨

#### 本市の考え方



14

15

子育てをしていると、公園が非常に不足していると感じる。これ以上面積を増やすのは難しいとのことだが、質的な改善として、もっと公園を魅力的にしていくような政策を期待している。大規模な公園は再整備に触れられているが、身近な公園について、具体的な取組があればお教えいただきたい。

また、夢見ヶ崎動物公園について、基本計画によると、今後魅力的な動物公園 にするということだが、時々利用する側 からすると、改善を実感するところがない。 具体的にこれまで検討されたこと、 これから予定されていることをお教え いただきたい。

「西加瀬プロジェクト」について、住宅密集地の真ん中に国内最大級の物流倉庫を建設するということで、倉庫は24時間稼働し、大型トラックが一日800台、小型車両が900台、合計で1,700台の車両が通行する計画になっている。周辺道路は生活道路で、バス路線、通学路でもあり、歩行者、自転車、各種の業務車両が頻繁に通行し、近隣の交差点はいつも渋滞を起こしている状況。現状でも道路に面した住民は、騒音、振動、粉じんに悩まされている。また、交通事故も心配。

これ以上の地域負荷がかかるような、 環境悪化の元となる物流倉庫は造って ほしくなく、計画の中止を求めている。 周辺環境と調和したまちづくりに行政 としても取り組んでほしい。 本市の公園面積は、平成19 (2007) 年度と比較すると100ha ほど増えておりますが、人口密度は大阪市に次いで高く、高度に利用されており、これからさらに公園を造り出していくというのは非常に難しい状況です。そのため、公園の質を高めていかなくてはいけないと考えており、例えば、多摩川の河川敷にスケートボードのコースを設置する社会実験や、川崎ブレイブサンダースが東急線の高架下にバスケットゴールを設置する取組などを進めており、地域の特性に合わせて空間をうまく活用し、魅力的な公園づくりにつきまして、身近な公園の活用を含め、今後も多様な主体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、夢見ヶ崎動物公園につきましては、来年度には休憩所や園路、獣舎のリノベーションを計画しているところです。あわせて、夢見ヶ崎の地元の商店会や町会、ボランティア団体の皆さんと連携し、魅力づくり、賑わいづくりの取組を進めているところでございます。

「西加瀬プロジェクト」につきましては、計画が法令に適合していれば、市として中止を求めることはできないところでございますが、近隣住民の皆さんとの調和というのはとても重要だと考えておりますので、事業者には、丁寧な説明と、より住民の皆さんの求めるものに寄り添うような形でできないかということで、これまでもお伝えしてきたところでございます。

今後、環境アセスメントの手続でもって、この事業者による説明 会が行われると伺っておりますので、ぜひ、この周辺環境に対する 考えをしっかり明らかにして、地域の皆さまになるべく寄り添う形 でということを、市としてもしっかりお願いしてまいりたいと考え ております。

勤務する企業でESGに取り組むべく、 今月からサステナビリティ委員会が発足し、エコメンバーとして参加した。優先順位は事業・本業だが、それ以外の取組も進める必要があると考えており、その取組の一つとして、企業版ふるさと納税を活用して、何かしら地域貢献できるのではないかと考えている。川崎市の取組でこういった取組があればお教えいただきたい。

企業版ふるさと納税につきましては、本市は普通交付税について、 今年度は交付団体となっているが、これまで不交付団体となってお り、次年度も不交付団体になると想定しております。

また、本市は地域拠点強化税制の支援対象外地域とされており、 制度上、二つの側面から企業版ふるさと納税が活用できない状況に ございます。

本市においても同制度を活用できるよう、改正について国にしっかりと求めてまいりたいと考えております。

# (参考) 市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
16	SDGsについて、ある企業で、技術士会の役員を務めており、神奈川県、横浜市、小田原市のSDGsの窓口の方と接触している。特に小田原市では、SDGsの参加企業の一覧表があり、講演会や各種イベントで情報交換が行われている。川崎市において、特に中小企業さんで機械、電気、電子、あるいは情報関係で必要とする企業と、風通しのいい情報交換をしていきたいと考えている。	川崎市内の中小企業との情報交換につきましては、川崎市の産業 振興財団におきまして、中小企業の皆さんのニーズに対して、様々 な能力を持った方をマッチングさせるという機能を持っており、力 を入れて取り組んでおりますので、まずは同財団にご相談いただけ ればと考えております。
17	SDGsについて、市民の認知度を高めるための官民が一体的に進める施策について伺いたい。例えば広島県では、学校機関で実施するSDGsのワークショップ開催の補助制度ができたが、そのような施策は川崎市で実施することができないか。	SDGsにつきましては、本市では「かわさきSDGsプラットフォーム」を構築し、パートナーあるいはゴールドパートナーとして現時点で600団体に参画いただいております。この共同事務局を川崎信用金庫と設置し、地域の中小企業の多くの皆さんに周知いただくことで、認知度の向上とともに、様々な連携が始まっているところでございます。 今後、パートナー同士が互いのリソースをうまく活用し、双方の課題解決に結びつけられるようなコーディネートを進めてまいりたいと考えております。
18	特に優先順位の高い重点課題をお聞かせいただきたい。 また、市民に対して協力を得たい施策や課題があれば、お教えいただきたい。 今後、行政だけではなく、市民とともにつくっていくことが重要。例えばGIG Aスクール構想も教職員だけではなく、民間企業や保護者、ボランティアの力を活用してはどうかと考えている。	優先順位が高い課題と市民の皆さんと共に進める取組につきましては、本市は今後急速に高齢化し、子育ての悩みを抱える方や、障害のある方など、何らかのケアが必要な方が増えております。そのため、本市の最重要課題として「地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、これまでも取組を進めてまいりました。特に都市部において地域のつながりが非常に希薄になっているからこそ、この地域包括ケアシステムの取組を市民の皆様全員に知っていただき、全員に参加いただく必要があると考えております。例えば「ケアつきの住宅」を造るだけではなく、「ケアつきの地域」をつくっていく、そうした取組が超高齢社会を乗り越えていくために必要だと考えております。また、公的な仕事は市役所がやるものという発想から、企業や地域の方々と共に取り組むことが当然になってきていると考えており、こうした発想から多様な主体と連携して取り組むことが、地域課題を解決していくために必要であると考えております。
19	次年度から第3期実施計画の取組を 進めるにあたり、基本計画の10年、令 和7年までに一定の成果を出す必要が あるが、そのためには、川崎市民の協力 とともに、市職員のやる気も重要ではな いかと考えている。市長には職員を率先 して対応いただきたいが、どのような心 意気で取り組んでいくのか、教えていた だきたい。	職員のやる気につきましては、役所は縦割りという形で、効率的な組織になっておりますが、一方で今の社会課題を解決するには、縦割りだけの発想が、必ずしも良い答えにならないというケースがあります。そのため、横串を刺すような視点がないと、問題解決につながらないということを改めて考えていく必要があります。縦割りの効率性を高めながら、そこに横串を刺すような発想や取組の進め方を実践していくため、そうした職員の人材育成に取り組んでまいります。

# ★の項目:行財政改革第3期プログラム素案に関連の深い項目

# (参考) 市民説明会(令和3(2021)年12月18日開催)における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
20	登戸土地区画整理事業は令和7年度	登戸土地区画整理事業につきましては、最終段階に入っており、
<b>4</b>	に完成予定で、1988 年から 30 年以上か	ハードだけではなくソフトの充実が重要だと考えております。令和
	かった事業だが、完成して終わりという	3 (2021) 年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョ
	わけではない。今後どのようなまちをめ	ン」を策定し、まちの価値向上につなげていく基本的な指針として
	ざしていくのかお教えいただきたい。ま	お示ししております。なお、先日も登戸駅前から向ヶ丘遊園にかけ
	た、市長にはぜひ登戸に実際に来て現場	て実際に市長と職員で歩き、現場を見ております。
	をご覧いただきたい。	
21	2019 年から幼児教育無償化が始まっ	幼児教育の無償化につきましては、認可外保育はそのサービスの
	たが、通っている施設の分類や保護者の	内容によって、料金体系やサービス体系が違うため、それを一律に
	仕事の状況によって無償化の対象にな	無償化してしまうと公平性の観点から課題があると考えておりま
	らないなど、不平等が生じている。施設	す。
	の分類や家庭の状況で区別せず、すべて	一方で、認可外保育の川崎認定保育園の運営状況や保育士確保の
	の子どもたちに平等にいきわたるよう	厳しさについては、十分承知しておりますので、保育士の宿舎借上
	な施策にできないか。	げ補助など、認可と認可外の差を埋め合わせるような支援を引き続
	また、全国的に保育士不足が続いてお	き実施してまいります。
	り、特に川崎では隣り合う大きな都市の	
	良い条件のところに保育士が流れ、保育	
	士不足は深刻。さらにコロナ禍であって	
	も社会経済を継続するために、保育士が	
	保育園を開園し、保育を支えている。国	
	は保育士の賃金を上げる政策を出して	
	いるが、大きくは変わらない額で、保育	
	士の誠意に頼っているだけ。そこで、「川	
	崎認定保育園補助金」を保育士の確保や	
	給与の補助に充てられないか。	
22	「(仮称) かわさきスポーツアンバサ	(仮称) スポーツアンバサダーは、チームから申請いただき、そ
	ダー」と、「スポーツパートナー」の違	れを市が認証していく制度として検討しております。一方、スポー
	いや要件についてお教えいただきたい。	ツパートナーにつきましては、申請ではなく、卓越要件や地元への
		協力要件などに合致したチームを本市が認定しております。

# 「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」からの主な変更点について

# 1 第1章「策定の趣旨」、第2章「プログラムの概要」関連

#### (1) 市民アンケート等の反映

・ 市民アンケート(令和3(2021)年度実施)の結果や令和4(2022)年 度予算案、将来人口推計(更新版)など素案以降に公表・作成された数値 を反映

# (2) 行財政改革の取組指標の目標値の修正

・ 令和3 (2021) 年度に市民アンケートを実施した結果、行財政改革の取 組指標として設定した「日々の生活に身近な行政サービスの満足度」が、 素案の目標値(令和7 (2025) 年度)まで上昇したことから、目標値を上 方修正 【p39】

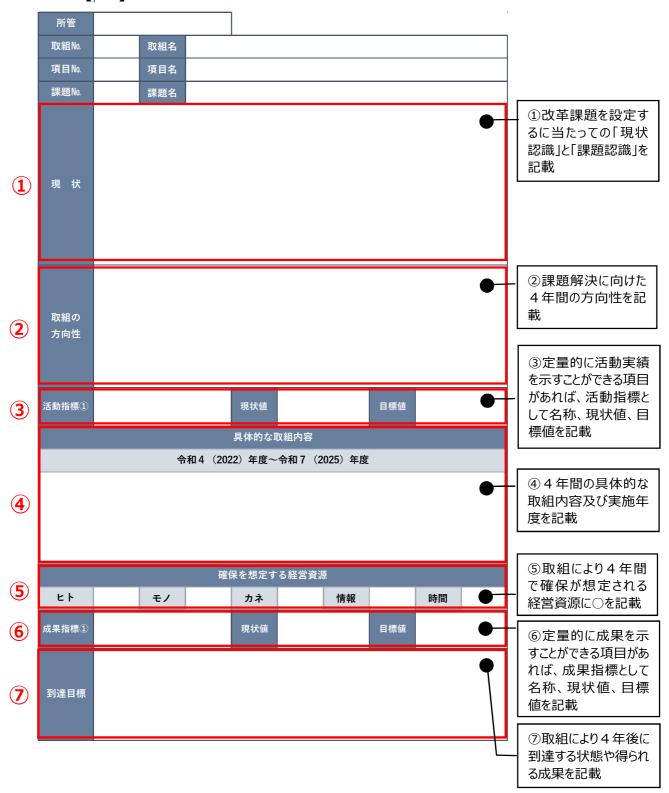
現状値	目標値		
(令和元 (2019) 年度)	(令和7 (2025) 年度)		
56.3%	57.0%以上		



# 2 第3章「改革の取組」関連

# (1)「改革課題の見方」を追加

・ 改革課題を掲載した様式の各項目に関する記載内容の説明を追加 【p41】



# (2) 改革課題の内容の変更

#### 〔全般〕

#### ア 時点更新・表現の整理

- ・ 素案策定後に公表した内容や確定した現状値を反映
- · わかりやすい表現への修正や表現の統一を図るなど、表現を整理

### イ 成果指標・活動指標の追加・修正

・ 成果や活動実績を定量的に示し、適切な取組評価につなげるため、成 果指標や活動指標を追加。また、必要に応じ目標値・現状値を修正

#### ウ「具体的な取組内容」に実施年度を追加

・ 取組の実施年度が明確になるよう、すべての課題において、「具体的な 取組内容」に記載した項目の実施年度を可能な限り具体的に追記

#### エ 到達目標の追加・修正

・ 「取組の方向性」や「具体的な取組内容」、成果指標の設定内容を踏まえ、到達目標を追加・修正

# (3) 改革課題の主な変更項目

# ■ 「取組1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築」に関する変更

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
1 (1) 1	地方分権改革の更なる推進	現状 具体的な取組内容 到達目標	現行の政令指定都市制度の課題 を「現状」に、特別自治市の制度 化に向けた具体的な手法を「取 組内容」に、市民意識の醸成や認 知度の向上を「到達目標」に追記	45
1 (1) 5	都市農業の課題を踏まえ た農業支援のあり方の検 討及び効率的・効果的な 支援の推進	成果指標	「都市農業に対する関心度」を追加	49
1 (1) 17	効率的・効果的な待機児 童対策の推進	活動指標	「認可保育所等の定員数」及び 「認可化移行施設数」を追加	61
1 (1) 23	市営霊園における持続的 で公平な墓所の供給	活動指標成果指標	小区画の一般墓所 (1 ㎡) に係る 「募集基数」(活動指標) 及び「墓 所使用料による歳入」(成果指 標) を追加	67
1 (1) 25	宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に伴う効率的・効果的な管理運営手法の検討	全般	公表した「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間取りまとめ」の内容を踏まえて記載内容を追記	69
1 (2) 4	I C T を活用した各種相 談業務の効率的・効果的 な実施の検討	活動指標	「オンライン相談を導入した相 談業務の数」を追加	74
1 (2) 6	I C T 環境・先端技術の 活用及び最適化に向けた 取組の推進	成果指標	「GIGA端末整備による小・ 中学校コンピュータ教室事業 費」の目標値を修正	76
1 (3) 9	多摩川の利活用による効率的・効果的な管理運営 及び賑わいの創出と地域 活性化に向けた検討	成果指標	「多摩川緑地におけるイベント の参加者満足度」を追加	86

# ■ 「取組2 市役所の経営資源の最適化」に関する変更

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
2 (1) 4	宮前区役所の移転を契機 としたワークスタイル変 革や業務効率化	取組の方向性 具体的な取組内容 成果指標 到達目標	・庁舎移転後のワークスタイル変革や業務効率化の検討について追記 ・「区主体の会議におけるPC・モニター等を使用した会議の開催による会議準備時間の減」(成果指標)の目標値を修正	98
2 (1) 5	学校教職員の働き方改革 に向けた取組	活動指標	「部活動指導員配置数」を追加	99
2 (3) 1	庁用自動車の配置及び運 転業務執行体制の見直し	成果指標	「車両の軽自動車化に伴う経費削減額」を追加	106
2 (3) 8	児童相談所の体制強化及 び児童家庭支援体制の構 築	成果指標	「ケースワーカー1人当たりの 援助方針未決定(調査中)のケー スの件数」を追加	113
2 (3) 28	学校用務業務執行体制の 見直し	活動指標成果指標	「職員定数」・「退職動向にあわせ た再任用短時間勤務職員等の配 置数」(活動指標)及び「退職動向 にあわせた再任用短時間勤務職 員等の配置による財政効果」(成 果指標)の目標値を修正	121
2 (3) 29	学校給食調理業務の委託 化	活動指標成果指標	「学校給食調理業務を委託化した学校数」(活動指標)及び「退職動向等に合わせた委託化による財政効果」(成果指標)の目標値を修正	122
2 (3) 30	市民館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討	全般	公表した「市民館・図書館の管理・運営の考え方 中間取りまとめ」の内容を踏まえて記載内容を追記	123
2 (3) 31	図書館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討	全般	公表した「市民館・図書館の管理 運営計画に関する中間取りまと め」の内容を踏まえて記載内容を 追記	124

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
2 (4) 4	ふるさと納税制度の取組 の推進	活動指標成果指標	指標の内容を踏まえ、活動指標を 成果指標として設定	129
2 (5) 13	都市拠点における公共空 間の総合的な有効活用	成果指標	「各都市拠点の公共空間を活用 したイベント等参加者の満足度」 を追加	149
2 (5) 16	川崎区における市民館機能の再編整備に伴う効率的・効果的な管理運営手法の検討	全般	公表した「市民館・図書館の管理 運営計画に関する中間取りまと め」の内容等を踏まえて記載内容 を追記	152
2 (7) 7	持続可能な経営基盤の構築	成果指標	「純損益」及び「資金不足比率」を追加	164
2 (7) 9	市バスの安定的な事業運 営に向けた人材の確保と 育成	成果指標	「研修達成度」を追加	166
2 (7) 10	「川崎市立病院経営計画 2022-2023」等に基づく経 営健全化の推進	全般	「川崎市立病院経営計画 2022- 2023」を策定することに伴う変更	167
2 (7) 13	市立病院におけるデジタ ル化の推進	成果指標	川崎病院、井田病院及び多摩病院 の入院患者及び外来患者の満足 度調査のうち、快適性や病棟設 備、待ち時間、診療待ち時間に対 する満足度を追加	170

# ■ 「取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進」に関する変更

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
3 (1) 7	活力ある商業地域の形 成に向けた多様な主体 との連携	成果指標	「活力ある商業地域の形成に向け て連携する協働者数」を追加	181
3 (1) 8	多様な主体の参加と協 働による地域包括ケア システムの推進	活動指標	「市民シンポジウムの参加者数」の 目標値を修正	182

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
3 (1) 12	生田緑地ばら苑の魅力 の向上と効率的・効果的 な運営方法の検討	成果指標	「年間来苑者数」の目標値を修正	186
3 (1) 14	多様な主体の参加と協 働によるコミュニティ 施策の推進	活動指標成果指標	活動指標を「SDC構築・運営に向けて連携する団体間の情報交換、連携等に係る定例会の実施回数」とし、成果指標を「SDC構築・運営に向けて連携する団体数」とし、それぞれの目標値を修正	188
3 (1) 21	多様な主体による地域 コミュニティ活性化の 推進	活動指標	活動指標を「町内会・自治会への加入促進に向けた取組件数」とし、目標値を修正	195
3 (1) 23	多様な主体の参加と協 働によるコミュニティ 施策の推進	活動指標	「地域主体の連携促進に関するワ ークショップ等の実施回数」の目標 値を修正	197
3 (1) 25	多様な主体の参加と協 働によるコミュニティ 施策の推進	活動指標	「市政だより多摩区版における多 摩SDCの取組の件数」の目標値を 修正	199
3 (1) 26	多様な主体の参加と協 働による地域包括ケア システムの推進	活動指標成果指標	「多様な主体による協働・連携に向けた協議会・交流会等の開催回数」 (活動指標)及び「多様な主体による協働・連携に向けた協議会・交流会等の参画団体数」(成果指標)の目標値を修正	200
3 (2) 1	「めざすべき区役所像」 の実現に向けた区役所 機能の強化	成果指標	「区役所利用者のサービス満足度」 の目標値を修正	205
3 (2) 3~7, 9	区役所サービスの向上 に向けた取組の推進 等	成果指標	各区役所利用者のサービス満足度 の目標値を修正	207~ 211, 213
3 (3) 1	地域防災力の向上に向けた取組の推進	成果指標	「避難所運営会議を開催している 避難所の割合」及び「家庭内備蓄を 行っている人の割合」の目標値を修 正	215

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
3 (3) 2,4, 6~8	地域防災力の向上に向けた取組の推進等	成果指標	「避難所運営会議の開催箇所数」を 区役所共通で設定	216, 218, 220~ 222
3 (3) 5	地域防災力の向上に向けた取組の推進	成果指標	「避難所運営会議の開催箇所数」の目標値を修正	219
3 (3) 5,6	地域防災力の向上に向けた取組の推進	活動指標	「職員が参加した避難所運営会議 の箇所数」を区役所共通で設定	219, 220

# ■ 「取組4 庁内の人材育成と意識改革」に関する変更

No.	課題名	変更項目	変更内容	頁
4 (1) 1	組織力の向上に向けた 計画的な人材の育成	成果指標	「市の職員に接する機会があった 市民のうち、市の職員が市民の視 点に立った行動をしていると感じ た市民の割合」を追加	238
4 (2) 5,7,9, 11,12, 15	更なる区役所サービス 向上に向けた人材育成 の推進 等	成果指標	各区役所利用者のサービス満足度 の目標値を修正	248,250, 252,254, 255,258
4 (2) 6,8,10, 14,16	災害対応力の向上に向 けた職員の人材育成 等	活動指標	「職員が参加した避難所運営会議 の箇所数」を区役所共通で設定	249,251, 253,257, 259
4 (2) 10	災害対応力の向上に向 けた職員の人材育成	活動指標	「職員が参加した避難所運営会議 による訓練の箇所数」を追加	253
4 (2) 13	多様な主体の参加と協 働によるまちづくりの 推進等区役所に求めら れる人材育成の推進	成果指標	成果指標を「多摩区役所利用者の サービス満足度」に変更	256
4 (2) 14	災害対応力の向上に向 けた職員の人材育成の 推進	成果指標	「情報伝達訓練への応答率の向 上」を追加	257

# 3 第5章「今後の財政運営の基本的な考え方」関連

· 「今後の財政運営の基本的な考え方(改定案)」を反映【p274】

# 4 参考資料関連

# (1) 案で追加する参考資料

- · 「計画の策定経過」【p286】
- 「当初設定する活動指標一覧|【p328】
- ・ 「行財政改革第3期プログラム案 改革課題一覧」【p353】

#### (2)素案で添付した資料の変更点

### ア「市民アンケート」 【p289】

・ 令和3 (2021) 年度に実施した結果を反映

# イ「当初設定する成果指標一覧」【p296】

・ 案では、4年間の計画期間を通じて着実に取組の進捗を図るため、素 案で記載した「現状値」及び目標達成年度の「目標値」のほかに、令和 4 (2022) 年度から令和7 (2025) 年度までの各年度で目標値を設定

# 川崎市 行財政改革第3期プログラム案

令和4(2022)年2月

# 「川崎市行財政改革第3期プログラム案」について

我が国は、長く続く低成長と超高齢社会の到来等により、国や地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しています。本市においても、厳しい財政状況の中、保育ニーズの増加や高齢化の更なる進展に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用や更新費用の増加、将来見込まれる人口減少等に伴う市税収入の減少など、安定的な行財政運営への影響が一層厳しくなることが見込まれます。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、多発する大規模自然災害への対応や 脱炭素社会の実現の推進に加え、行政手続のオンライン化や非対面・非接触型のサービス 提供、テレワークをはじめとする勤務形態の変化など、新型コロナウイルス感染症の感染 拡大を契機とする社会変容等に対し、迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

本市を取り巻くこうした状況を踏まえ、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営の下、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進し、新たな課題に対しても的確に対応していくため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、行財政改革の取組による財源・人的資源等の必要な経営資源の着実な確保等を進め、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を行っていくとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の一層の向上を図ることが重要となります。

こうしたことから、令和3(2021)年度末までの「行財政改革第2期プログラム」に引き続き、行財政改革の取組を一層推進するため、新たに令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間とする「行財政改革第3期プログラム」を策定することとしました。

計画策定に向けて、令和3 (2021) 年4月に「策定方針」、同8月に「基本的な考え方」、同11月に「素案」を策定し、パブリックコメント手続や市民説明会、市議会における議論等でいただいた様々な御意見をしっかりと踏まえながら、「川崎市総合計画 第3期実施計画」の策定に向けた取組や予算編成作業と連携し、この度「川崎市行財政改革第3期プログラム案」を取りまとめました。

今後、議会での審議を踏まえ、令和4(2022)年3月末に「行財政改革第3期プログラム」を策定・公表します。

# 目 次

第1	章	策定の趣旨		· 1
1	Z	れまでの取組・成果		· 1
	(1	)行財政改革の進捗状況等		· 1
	(2	)行財政改革の成果・貢献度の状況等		· 2
	(3	)行財政改革の主な成果等の内容		. 3
2	琲	<b>ぱ・課題認識</b>		. 7
	(1	)厳しい財政環境への対応		· 7
	(2	) 市民ニーズの多様化・増大化への対応		. 9
	(3	)人口減少等を見据えた戦略的な資産マネ	ミジメント	18
	(4	)多様な主体との連携		21
	(5	)職員を取り巻く環境の変化への対応		25
	(6	)情報(データ)の収集、活用		32
3	行	対政改革の必要性		34
	(1	)第3期プログラムの策定		35
	(2	)事業見直し・業務改善の推進		35
第2	章	プログラムの概要		36
1	基	本理念		36
	(1	) 市民ニーズと地域課題の的確な把握		36
	(2	)市民サービスの質的改革の推進		36
	(3	)市役所内部の質的改革の推進		36
	(4	) 効率的・効果的な行財政運営による「持約	売可能な最幸のまち」の実現	36
2	計	一画の目的		37
	(1	)計画の目的と位置付け		37
	(2	)確保すべき経営資源		38
	(3	)行財政改革の取組指標		39
	(4	) 計画的な財政運営に向けた行財政改革(	の推進	39

第3章	改革の取組		· 40
1 7	社会経済状況の変化を踏まえた市民	サービスの再構築	42
(1	1) 将来を見据えた市民サービスの再構築		43
(2	2) 市民サービスのデジタル化の推進		· 70
(3	3) 市民サービスの向上に向けた民間活用の	D推進 ······	· 77
2 ī	市役所の経営資源の最適化		92
(1	l ) 働き方・仕事の進め方改革の推進		. 93
(2	2) 市役所内部のデジタル化の推進		100
(3	3)組織の最適化		105
( 4	4) 財源確保策の強化		125
( 5	5) 戦略的な資産マネジメント		136
( 6	5) 特別会計の健全化		153
( 7	7) 公営企業の経営改善		157
( 8	3) 出資法人の経営改善及び連携・活用		171
3 💈	多様な主体との協働・連携の更なる技	<b>佳進</b>	173
(1	l ) 多様な主体との協働・連携によるまちづ	(りの推進	174
(2	2)区役所機能の強化		204
(3	3) 地域防災力の向上に向けた連携		214
( 4	1) 積極的な情報共有の推進		224
4 <i>F</i>	テ内の人材育成と意識改革 しゅうしゅう		236
(1	1)組織力の向上に向けた計画的な人材の	育成等	237
(2	2) 行財政運営上の課題解決に必要な人	材の育成	243
(3	3)職員の改善・改革意識及びコンプライア	ンス意識の向上	260
( 4	4) 職員の能力が十分に発揮できる環境づ	<り ····································	266

第4	章 推進体制と取組評価		270
1	推進体制		270
2	進行管理·取組評価		271
	(1) 進行管理・取組評価の手法		272
	(2) 成果指標の設定・活用		272
	(3) 内部評価の実施		273
	(4) 外部評価等の実施		273
	(5) 評価スケジュール		273
第5	章 今後の財政運営の基本的な考えて	ל	274
1	本市の財政状況		274
2	基本的な考え方		276
	(1)効率的・効果的な事業執行の推進		276
	(2) 税源涵養に向けた取組の推進		276
	(3) 財源確保に向けた取組の推進		276
	(4) 将来負担の抑制		276
	(5)「収支フレーム」に沿った財政運営		277
	(6) 財政運営の「取組目標」		277
	(7)今後の予算計上(歳出)の考え方		280
	(8) 行財政改革の取組		282
	(9) 収支フレーム(案)【一般財源ベース】		282
参考	資料		286
1	計画の策定経過		286
2	市民アンケート		289
3	川崎市「働き方についてのアンケート調査」		290
4	川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連は	女革課題一覧	294
5	当初設定する成果指標一覧		296
6	当初設定する活動指標一覧		328
7	行財政改革第3期プログラム案 改革課題-	- 覧	353

# 第1章 策定の趣旨

# 1 これまでの取組・成果

本市では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸<sup>1</sup>のまち かわさき」の実現に向けて、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けることで、市民満足度の向上を図ることができるよう、「行財政改革プログラム」(平成 28 (2016) 年度~平成 29 (2017) 年度。以下「第1期プログラム」という。)及び「行財政改革第2期プログラム」(平成 30 (2018) 年度~令和3 (2021) 年度。以下「第2期プログラム」という。)を策定し、プログラムに基づく行財政改革の取組を進めてきました。また、これまでの取組により、ヒト・モノ・カネ・情報などの経営資源の着実な確保等を行うことで、川崎市総合計画(以下「総合計画」という。)に掲げる政策・施策の推進に貢献してきました。

# (1) 行財政改革の進捗状況等

- ➤ 第1期プログラムに掲げた改革課題 176 件については、約 98.3%が「目標を上回った」「ほぼ目標どおり」となっており、第2期プログラムに掲げた改革課題 157件についても、令和元(2019)年度までの中間評価時点で、約 94.3%が「ほぼ目標どおり」となっていることから、改革の取組については、概ね順調に進捗しました(図表-1、図表-2)。
- ▶ ただし、両プログラムともに、取組の遅延等により、少なからず、「目標を下回った」取組もあったことから、改革の取組を進めるだけではなく、改革課題ごとに、より厳格な進捗管理が必要となります。また、「状況変化等により目標未達」となった取組の中には、第2期プログラムの中間評価時点で、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響等を大きく受けたものもありました。



果」から作成



年度の取組結果 から作成

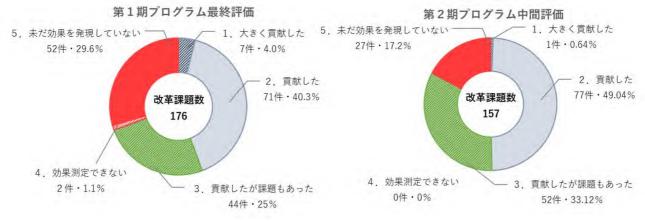


<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

# (2) 行財政改革の成果・貢献度の状況等

- ➤ 第1期プログラムの改革課題 176 件について、約 69.3%が事務事業等へ貢献できたこと、また、第2期プログラムの改革課題 157 件についても、令和元 (2019) 年度に実施した中間評価時点で、約 82.8%が事務事業等へ貢献できていることから、一定、行財政改革の取組の成果が出ており、総合計画に掲げる政策・施策の推進に寄与しているものと考えます(図表 3、図表 4)。
- ▶ また、第1期プログラムから第2期プログラムにかけて、効果が発現していない 改革課題の割合を減らすことができていることから、「経営資源の確保」や「課題 の解決」等に向け、より効果的な取組を実施できるようになってきています。
- ➤ しかしながら、第2期プログラムの中間評価時点で、課題があった改革課題が約33.1%、効果が発現していない改革課題が約17.2%あることから、第2期プログラムの計画期間内に解決に至らない課題や効果が発現していない改革課題等については、継続的に取組を進めていく必要があります。

図表 - 3 第1期プログラムの事務事業貢献度 図表 - 4 第2期プログラムの事務事業貢献度



「川崎市行財政改革プログラム 平成 28・29 年度の取組結果」から作成

「川崎市行財政改革第2期プログラム 平成30・令和元年度の取組結果」から作成

# (3) 行財政改革の主な成果等の内容

#### ア 財政効果

- ➤ 第1期プログラムや第2期プログラムの計画期間において、「組織の最適化」、 「民間活用」、「財源確保」、「財産の有効活用」、「市民サービスの再構築」等の取 組により、毎年度、全会計で40億円以上の財政効果を予算に反映し、より必要 性の高い市民サービスや新たな課題への対応に活用してきました(図表-5)。
- ▶ また、第2期プログラムの計画期間においては、各職場や各職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の醸成を図りながら、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、更なる財政効果の創出に努めてきました。
- ▶ こうした取組や成果を踏まえ、今後も総合計画に掲げる政策・施策や新たな課題に適切に対応できるよう、改革の取組を着実に進め、財政効果を毎年度の予算に適切に反映するとともに、組織全体でコスト意識や改革意識を持ち、社会経済状況の変化や市民ニーズの変化を的確に捉え、日常的な改善・改革の取組を着実に進めることで、更なる効果の創出につなげる必要があります。

図表 - 5 行財政改革による財政効果(全会計分)

	対象プログラム	第1期プログラム		第2期プログラム			
財政効果の予算反映年度 (取組の翌年度)		平成29(2017)年度 予算	平成30(2018)年度 予算	令和元(2019)年度 予 算	令和 2 (2020)年度 予 算	令和 3 (2021)年度 予 算	令和 4 (2022)年度 予 算
	財政効果総額	約 41.1 億円	約 44.1 億円	約 46.5 億円	約 42.9 億円	約 43.4 億円	約 51.3 億円
内訳	組織の最適化による財政 効果	約 8.2 億円	約 10.9 億円	約 8.7 億円	約 13.5 億円	約 10.8 億円	約 13.0 億円
	取組1「共に支える」の 取組による財政効果	約 3.6 億円	約 1.9 億円	-	_	_	-
		約 29.3 億円	約 31.3 億円	約 37.0 億円	約 28.6 億円	約 32.0 億円	約 37.3 億円
	取組3「育て、チャレンジす る」の取組による財政効果	-	_	-	-	-	-
	事業見直し・業務改善の 取組による財政効果	(平成30(2018)年度から取組開始)		約 0.8 億円	約 0.8 億円	約 0.6 億円	約 1.0 億円

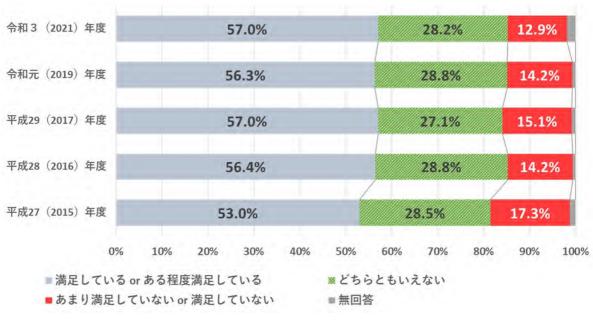
「川崎市予算案について」から作成

#### イ 市民満足度の向上に向けた質的改革の成果等

▶ 第1期プログラムや第2期プログラムにおいては、組織や職員の質の向上(市役所内部の質的改革)を図りながら、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けること(市民サービスの質的改革)で、市民満足度の一層の向上を目的の一つとして、行財政改革の取組を進めてきました。

- ➤ その結果、市民アンケート<sup>2</sup>による市民満足度(日々の生活に身近な行政サービスについての満足度)の調査においては、第1期プログラム開始前の平成 27 (2015)年度以降の6年間で、「満足している(「ある程度満足している」を含む。)」と感じる市民の割合が53.0%から57.0%へと4.0ポイント増加し、市民満足度は緩やかな上昇傾向にあります(図表 6)。
- ➤ また、「満足していない(「あまり満足していない」を含む。)」と感じる市民の割合についても、平成27(2015)年度以降の6年間で、17.3%から12.9%へと4.4ポイント減少しており、緩やかな改善傾向にあります。
- ➤ こうしたことから、これまでの質的改革の取組については、一定の効果があったものと捉えていますが、市民満足度の上昇が緩やかであることから、今後は、これまで以上に、市民との積極的な情報共有を行いながら、地域課題や市民ニーズを的確に把握し、組織や職員の質の向上に資する取組を適切に行うことで、市民サービスの更なる質の向上を図ることはもとより、本市の事務ミスや不祥事等の発生防止に向けた内部統制の取組を確実に進め、市民満足度の一層の向上を目指していく必要があります。

図表 - 6 市民満足度(日々の生活に身近な行政サービスについての満足度)の推移



「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」から作成

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」のことをいう(詳細は参考資料2参照)。平成 29 (2017) 年度までは毎年実施し、それ以降は2年に1回実施している。

#### ウ 経営資源の確保の主な成果等

- ➤ 第1期プログラムや第2期プログラムにおいては、総合計画に掲げる政策・施策 の着実な推進等に向け、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことがで きるよう、行財政改革の取組を進め、ヒト・モノ・カネ・情報等の経営資源の確 保に努めてきました(図表 - 7に具体例記載)。
- ▶ 今後も、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するとともに、近年多発する 大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容、脱炭素社 会の実現、社会や行政のデジタル化等に迅速かつ的確に対応していくためには、 更なる経営資源の確保が重要となります。

#### 図表 - 7 経営資源の確保の主な成果等

# 「ヒト」の経営資源の確保 具体例

1 動物愛護活動等へ参加したボランティア等

平成 27 (2015) 年度: 88 人 → **令和元 (2019) 年度: 488 人** 

2 夢見ヶ崎動物公園におけるサポーター制度の登録者・団体

平成 29 (2017) 年度: 23 人·5 団体 → **令和元 (2019) 年度: 69 人·16 団体** 

3 幸区ご近所支え愛事業の実施地区・町内会ごとに設置する部会の会員

平成 28 (2016) 年度: 8 地区·152 人 → **令和元 (2019) 年度: 28 地区·687 人** 

4 寺子屋運営の参加者数

平成 29 (2017) 年度: 578 人 → **令和元 (2019) 年度: 1,003 人** 

# 「モノ」の経営資源の確保 具体例

1 区役所利用者のサービス満足度

平成 27 (2015) 年度: 97.1% → **令和元 (2019) 年度: 99%** 

2 中原区役所の混雑期における窓口の最長待ち時間

平成 29 (2017) 年度: 2 時間 15 分 **令和元 (2019) 年度: 1 時間 13 分** 

3 川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量

平成 27 (2015) 年度: 9.9 万 TEU → **令和元 (2019) 年度:15.3 万 TEU** 

4 電子申請システムの利用件数

平成 27 (2015) 年度: 12 万件 → **令和元 (2019) 年度: 26 万件** 

# 「モノ」の経営資源の確保 具体例 (続き)

5 市立3病院の入院患者満足度(平均値)

平成 27 (2015) 年度: 87.5% → **令和元 (2019) 年度:89.8%** 

6 わくわくプラザの登録率

平成 27 (2015) 年度: 47.4% → **令和元 (2019) 年度: 49.6%** 

## 「カネ」の経営資源の確保 具体例

1 市税収入率 (現年度分+滞納繰越分)

平成 27 (2015) 年度: 98.1% → **令和元 (2019) 年度: 99.2%** 

2 全ての市債権(市税を除く。)の収入未済額

平成 27 (2015) 年度:約 150 億円 → **令和元 (2019) 年度:約 109 億円** 

3 保育料収入率 (現年度分)

平成 27 (2015) 年度: 97.8% → **令和元 (2019) 年度: 98.9%** 

4 財産の有効活用による歳入額

平成 27 (2015) 年度:約 6.1 億円 → **令和元 (2019) 年度:約 8.6 億円** 

5 競輪事業特別会計から一般会計への繰出金額

平成 27 (2015) 年度:約 1.3 億円 → **令和元 (2019) 年度:約 3.1 億円** 

6 補助・助成金の見直し

平成 29 (2017) 年度予算:**対前年度比 ▲約 1.7 億円** 

平成 30 (2018) 年度予算:**対前年度比 ▲約 3.0 億円** 

令和元(2019) 年度予算:**対前年度比 ▲約 1.3 億円** 

令和 2 (2020) 年度予算:**对前年度比 ▲約 0.8 億円** 

#### 「情報」の経営資源の確保 具体例

1 市が提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数

平成 29(2017)年度:約 3,000 件 → **令和元(2019)年度:約 4,000 件** 

2 かわさきアプリのダウンロード数

平成 29 (2017) 年度:約 11 万件 → **令和元 (2019) 年度:約 24 万件** 

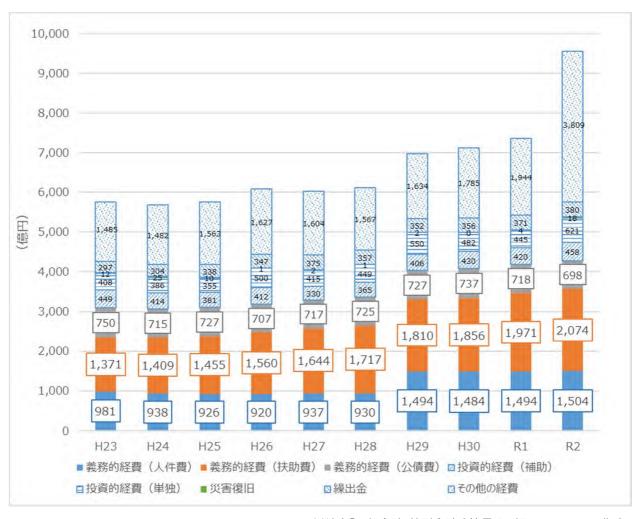
3 LINE の川崎市公式アカウントの登録者数(件数)

令和元(2019)年度:約9,000件【新規】

# 2 現状·課題認識

#### (1) 厳しい財政環境への対応

- ▶ 本市においては、令和 12 (2030) 年をピークに人口減少社会に転じるとともに、 今後少子高齢化の更なる進展が想定されています。将来にわたり安定的な行財政 運営を行っていく上では、扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用 や更新費用の増加、将来の人口減少に伴う市税収入の減少などの影響が一層厳し くなることが見込まれます(図表 - 8)。
- ▶ 本市財政の現状については、令和2(2020)年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は527億円に達しています。また、令和3(2021)年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないこと等の影響により、厳しい財政環境が続くことが見込まれます(第5章「今後の財政運営の基本的な考え方」参照)。
- ▶ 本市を取り巻くこうした環境を踏まえると、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に向けて、事業の見直し等による歳出の削減、民間活用による財政的効果の発現、市税の増収や税外債権の確保に向けた継続的な取組の推進、財産の有効活用等により、財源の更なる確保を図っていく必要があります。
- ➤ 特別会計においては、こうした厳しい財政状況の下においても、将来負担の抑制 を図る観点から、事業の見直しや再構築、取組の創意工夫等により、一般会計か らの繰入金の削減や、収益事業においては一般会計への繰出金の増加に向けて取 り組む必要があります。



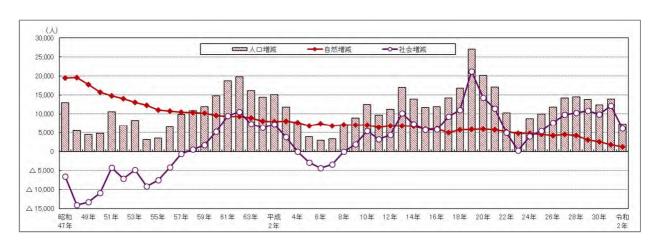
図表 - 8 性質別歳出額の推移(決算ベース)

川崎市「一般会計・特別会計決算見込の概要について」から作成

# (2)市民ニーズの多様化・増大化への対応

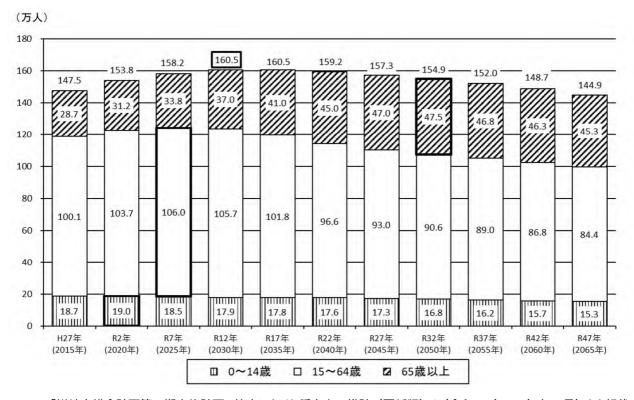
#### ア 人口減少社会への転換と人口構成の変化

- ➤ 本市では、魅力あるまちづくりを着実に進めてきたことや、首都圏の中央に位置するといった地理的要因などにより、若い世代を中心とした人口流入(社会増)が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況(自然増)も令和2(2020)年まで続いています。令和4(2022)年2月の本市将来人口推計(更新版)では、令和2(2020)年10月の153.8万人から増加を続け、令和12(2030)年頃の約160.5万人でピークを迎えた後、本市は人口減少社会に転換すると見込まれています。そのため、特に長期にわたり効用を発揮するインフラや公共建築物については、人口減少社会を見据えた「施設の最適化」が必要となります(図表-9、図表-10)。
- ➤ 年齢別の人口構成の推移については、高齢人口(65 歳以上)は増加を続け、令和47(2065)年には、高齢化率(総人口に占める高齢人口の割合)が31.2%に達し、市民の約3人に1人が65歳以上の高齢者になる一方で、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)については令和7(2025)年頃をピークに減少し、年少人口(15歳未満)については令和2(2020)年頃を境に減少過程に移行していると想定され、少子高齢化が急速に進展していくことが見込まれます。
- ➤ これまでも、人口減少社会への転換や人口構成の変化を見据え、市民サービスの 再構築や戦略的な資産マネジメントなどに取り組んできました。しかしながら、 本市においても人口減少社会への転換が迫っており、少子高齢化の更なる進展 や今後も厳しい財政環境が続くことが見込まれる中で、今後の中長期的な社会 経済状況の変化や市内産業構造の転換を踏まえながら、多様化・増大化する市民 ニーズに的確に対応していくことが必要であり、事業の見直しや事業手法の改 善等により経営資源の確保を図ることが一層重要になっています。



図表 - 9 川崎市における人口動態の長期推移(自然動態・社会動態別)

「川崎市の人口動態 - 令和 2 (2020) 年 - 」(令和 3 (2021) 年 2 月) から転載



図表-10 本市将来人口推計(更新版)(令和4(2022)年2月)

「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」(令和4(2022)年2月)から転載

# イ 新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容

- ▶ 新型コロナウイルス感染症を契機として、人々の外出が抑制された結果、公共交通機関の利用が減少するなど、外出を前提とした社会活動が変化するとともに、オンライン手続や、キャッシュレスなど非対面・非接触型のサービス、テレワーク³やオンライン会議など場所の制約を受けない働き方、 $SNS^4$ やオンライン相談などインターネットを介したコミュニケーションなどが拡大しています(図表 -11~図表 -15)。
- ➤ 国においては、新型コロナウイルス感染症への対応により明らかとなった行政のデジタル化の遅れや、社会経済活動全般のデジタル化などに対応するため、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるとしています。また、こうした社会のデジタル化を強力に推進するため「デジタル庁」を設置するとともに、国と地方自治体の関係については、相互に連携し、マイナンバーカードの普及促進や自治体の行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。
- ▶ こうしたことから、本市の行政サービスにおいても、オンラインを活用した手続、相談等や、窓口のデジタル化、SNSやアプリなどによる情報発信の強化、デジタルデバイド<sup>5</sup>対策など、人々の行動変容に伴うデジタル化への対応が求められるとともに、外出を前提とした社会活動からの変化等による社会変容も視野に入れた市民サービスの見直しが必要になると想定されます。
- ▶ 本市では、これまで市民ニーズの変化を踏まえた市民サービスの再構築や、電子申請やオンライン会議の導入など社会のデジタル化に対応した取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築を行い、経営資源の確保・活用を図っていく必要があります。

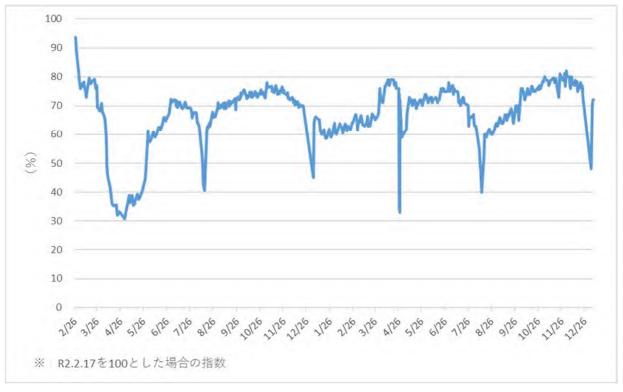
<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の web サイトのことをいう。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいう。

▶ また、本市の公営企業では、新型コロナウイルス感染症による外出抑制を契機とした行動変容等の影響が出ているほか、今後想定される市内の産業構造の転換による影響も見込まれることから、費用の削減や収益の確保など、一層、経営健全化に向けた取組を推進することが必要となります。

図表 - 11 ピーク時間帯における首都圏の主なターミナル駅の利用状況 (テレワーク・時差出勤呼び掛け後・令和4 (2022) 年1月7日時点)



国土交通省「各日の駅の利用状況(首都圏・関西圏:速報値)から作成

(万人) 市バス乗車人員の推移 [令和2年2月~令和3年8月] 100% 400 →R2年度 95% 第1回緊急事態宣言 (R2/4/7~5/25) 第2回緊急事態宣言 (R3/1/8~3/21) まん延防止等重点措置 (R3/4/20~8/1) 第3回緊急事態宣言 (R3/8/2~9/30) 85% 86% 79% 350 81% 79% 82% 81% 81% 81% 80% 75% 75% 75% -O. 76% 80% 300 250 60% 51% 48% 200 40% 150 312 311 277 314 277 317 338 320 312 311 317 339 308 325 310 313 303 100 263 256 149 238 241 262 278 250 253 213 253 249 236 257 267 266 20% 159 207 231 50 0 182/81 182/81 182/81 182/81 182/81 182/81 182/81 183/82

図表 - 12 川崎市バスの乗車人員の推移(新型コロナウイルス感染拡大前後)

川崎市交通局作成



図表-13 雇用型テレワーカーの割合の推移

国土交通省「令和2年度 テレワーク人口実態調査 - 調査結果 - 」(令和3年3月)から作成

60
55
50
8€ 45
40
35
30

\*\*PALOLA | \*\*PALOLA

図表 - 14 地方公共団体が扱うオンライン利用促進対象手続の利用状況の推移

総務省「令和2年版情報通信白書」等から作成



図表-15 年齢階層別SNSの利用状況

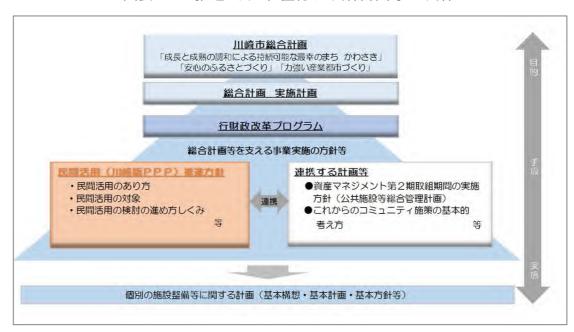
総務省「通信利用動向調査」から作成

#### ウ 民間活用の更なる推進

- ▶ 従来の「民間活用」は、効率的な職員配置・組織整備を行うこと等を目的として、「公共サービスの提供主体(プレーヤー)を民間部門に委ね、行政はその管理・監督者(マネージャー)の役割を担うこと」として定義し、民間企業等を施設運営やサービス提供主体の補完的な役割として位置付け、活用するにとどまっていました。
- ▶ しかしながら、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、補完的な民間活用にとどまることなく、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させる仕組みが必要となりました。
- ➤ こうしたことから、民間企業等を重要なパートナーとして捉え、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用し、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「市民サービスの質の向上」との両立を図りながら、最適な市民サービスを共に創り上げることを目指して、令和2(2020)年3月に「川崎市民間活用(川崎版PPP)推進方針」(以下「推進方針」という。)を策定しました(図表-16)。
- ▶ 推進方針では、基本的な考え方のほか、施設整備や管理運営、一定規模の未利用公有財産の利活用に当たり、民間活用を優先的に検討し、庁内の意思決定を経る実効性のある手続にするとともに、検討段階から積極的に情報提供することとする「①優先的検討に関する基本的な方針」、市内事業者を積極的に活用することとする「②地域経済活性化に向けた基本的な方針」、すべての施策分野・事業分野で民間提案を活用するとともに、サウンディング型市場調査6や「川崎市 PPPプラットフォーム」「等を活用した対話を図ることとする「③民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針」、サービスの質・安全性の確保や必要な見直しに向けたモニタリング等を行うこととする「④確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針」を定め、第2期プログラム計画期間の後半から、具体的な取組を開始しました。

<sup>6</sup> 本市が進める事業について、市場ニーズや公募条件等の意向などを把握するための取組の一つ 7 PPP(公民が連携し公共サービスの提供を行うスキーム)の推進に向けて、ノウハウの習得と 案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的としたプラットフォーム

- ➤ その結果、「川崎市総合自治会館跡地等の活用」や「川崎駅西口大宮町地区 地 区施設整備・活用」等が実現し、一定の歳入を確保しつつ、課題の解決や地域ニ ーズへの対応、賑わいの創出等につながっています(図表 – 17)。
- ▶ 今後も推進方針に基づき、あらゆる施策分野・事業分野において更なる民間活用 を進め、「公共」を共に担い、共に創り上げていく必要があります。



図表-16 推進方針の位置付けと関係計画等との関係

「川崎市民間活用(川崎版 Р Р Р)推進方針」(令和 2 (2020) 年 3 月) から転載

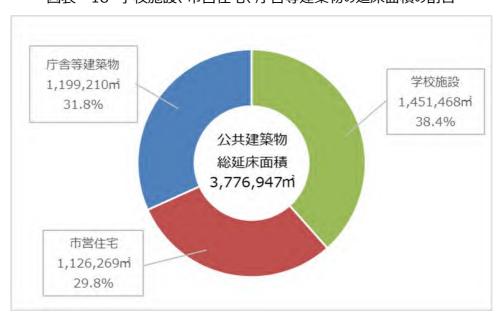
図表-17 民間による市有地の活用例 (川崎市総合自治会館跡地等)



東レ建設株式会社・川崎市 報道発表資料 (R3.3.30) から転載

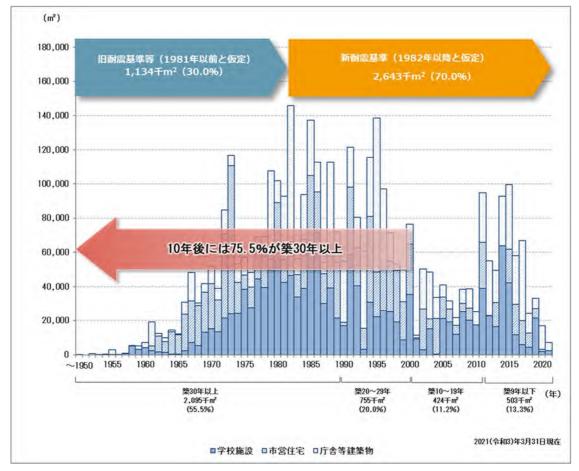
# (3) 人口減少等を見据えた戦略的な資産マネジメント

- ▶ 本市が保有する公共建築物(借受分及び企業会計分を除く。)の延床面積については、令和2(2020)年度末時点で約377.7万㎡にのぼり、学校施設と市営住宅が全体の7割弱を占め、この間の人口増加等に伴う小・中学校の新設等により、平成22(2010)年度から令和2(2020)年度までの10年間で約21.5万㎡(約6.0%)増加している状況です(図表-18)。
- ➤ また、築年数についても、令和2(2020)年度末時点で、築30年以上の公共建築物が全体の5割を占め、現状の施設の保有を前提とした場合、10年後には、全体の7割を超えることが見込まれることから、老朽化に伴う施設機能の低下、維持管理や更新に要する費用の増加等が懸念されます(図表-19)。



図表 - 18 学校施設、市営住宅、庁舎等建築物の延床面積の割合

「資産マネジメント第3期実施方針 素案」から転載



図表-19 本市公共建築物の建築年別床面積

「資産マネジメント第3期実施方針 素案」から転載

- ▶ これまで、本市では、人口増加等に伴う市民ニーズの多様化・増大化に的確に対応するため、多くの公共建築物を整備してきましたが、公共建築物は容易に減らすことが困難な資産であることから、今後の人口減少等を見据え、維持管理するために必要となる市民1人当たりの将来負担が過度にならないようにすることが求められます。また、インフラ施設については、市民生活や都市基盤等に必要不可欠な施設であることから、計画的に維持管理する必要があります。
- ▶ こうしたことから、今後、利用状況やコスト等を分析し、施設の適切なあり方を検討するとともに、市民ニーズに的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に基づく施設の多目的化・複合化等による施設の適正配置、民間活用等による効率的・効果的な更新など、「資産保有の最適化」に向けた取組を重点的に推進することで保有総量を適切に管理し、市民の将来負担を可能な限り軽減していく必要があります。

- ▶ また、多くの施設が老朽化してきている状況に鑑み、あらかじめ施設のあり方を検討した上で、「施設の長寿命化」が必要となる場合については、長寿命化対象部位や機能維持に必要な部位について、より効率的・効果的な手法により、適切な対策を講じていく必要があります。
- ▶ さらに、財源確保や経費節減、市民サービスの質の向上等に向け、民間活用の取組とも連携しながら、「財産の有効活用」を積極的に進めていく必要があります。

### (4)多様な主体との連携

### ア 地域課題の解決に向けた協働・連携

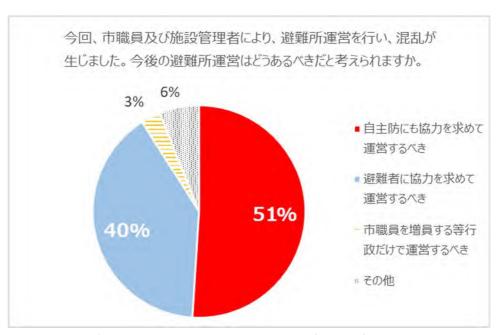
- ▶ 少子高齢化の進行、人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容などを背景として、地域課題や社会的課題は複層的な要因を持つことから、今後ますます複雑化・多様化することが見込まれます。持続可能な地域社会の構築に向けて、多様な主体の協働・連携により、それぞれの特徴や役割を生かしながら課題を解決していくことが必要となっています(図表 20)。
- ➤ これまで地域を支えてきた町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体など、コミュニティ運営の担い手が固定化・高齢化しています。さらに、一人暮らし世帯の増加や、生活利便性の向上等によって地域と関わることなく生活している人々が増えている状況にあります。これからのコミュニティについては、平成31(2019)年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決する「市民創発」<sup>8</sup>型のまちづくりを進めていく必要があります。
- ▶ また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、将来あるべき姿についての合意形成等により、地域の多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるよう、協働・連携を進めていく必要があります。
- ▶ 本市では、令和元年東日本台風により大きな被害を受けるとともに、避難所運営でも課題が生じたことを踏まえ、日頃から避難所運営会議や自主防災組織など地域の様々な主体と連携し、的確な情報提供や訓練の実施等を行うことにより、地域防災力の向上を図ることが課題となっています(図表 21)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出することをいう。

市民にとっての地域の課題 ・お住まいの地域の課題について、全体 (n=1,500) では「住民同士の関係が薄れている」 (24.6%) が最も多く、次いで、「治安や防犯、交通安全に不安がある」(18.9%)、「自然災害に 対する備えに不安がある」(16.9%)、住民同士が交流する場や機会がない(不足している)」 (16.5%) の順であった。(回答は3つまでの複数回答) 住民同士の関係が薄れている 24.6% 治安や防犯、交通安全に不安がある 18.9% 自然災害に対する備えに不安がある 16.9% 住民同士が交流する場や機会がない(不足している) 16.5% 高齢者を地域で支える仕組みが不充分 商業活動が停滞している 11.1% 病院や買い物などの交通が不便 10.9% 子育てを地域で支える仕組みが不充分 8.7% 地域の人材を活かす仕組みがない 8.7% 環境への配慮が不足している 7.6% 町内会・自治会の活動が停滞している 7.5% その他の課題 3.9% 課題は特にない 26.3% 出典 - 平成29 (2017) 年度かわさき市民アンケート

図表-20 市民にとっての地域の課題

川崎市「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(平成31年3月)から転載



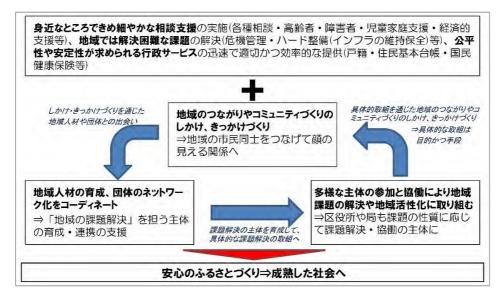
図表 - 21 令和元年東日本台風における避難所運営の課題

川崎市「令和元年東日本台風における災害対応検証報告書」(令和2(2020)年4月)における「自主防災組織のアンケート集計結果」から作成

# イ 地域のつながりやコミュニティづくりを促す区役所機能

- ➤ 区役所は、地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、市民同士が支え合いながら地域の課題解決に取り組んでいく、地域主体のまちづくりを進めていく役割を担っています(図表 22)。
- ▶ そのため、引き続き、参加と協働による地域課題の解決に取り組むほか、多様な主体をつなぐコーディネート機能の強化を図るとともに、市民と区役所との間に更なる信頼関係を構築するため、区役所における市民サービスの向上に取り組んでいくことが必要です。さらに、共に支え合う地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症を契機とした行動変容、デジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの変革、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会変化に応じた区役所機能が求められます。
- ▶ また、令和3(2021)年5月に策定した「区における行政への参加の考え方」に基づき、地域コミュニティにおける支えあう関係づくりと市民創発型の課題解決を目指すため、区民会議に替えて、より多くの市民が関わり参加しやすい機会を拡充し、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする「新しい参加の場」(市民と意見交換・議論する場)の取組を進め、市民自治による区における暮らしやすい地域社会の実現に向けた取組を更に推進していく必要があります。

図表 - 22 これからの区役所が果たすべき役割のイメージ



川崎市「区役所改革の基本方針」(平成28(2016)年3月)から転載

# ウ 出資法人の経営改善・活用

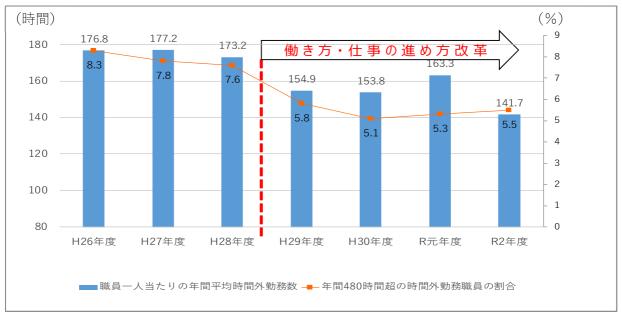
- ➤ 本市における出資法人改革は、従来、法人の「効率化・経営健全化」を主たる目的とし、平成16 (2004) 年度に「出資法人の経営改善指針」を策定しながら、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、統廃合や市の財政的・人的関与の見直し等を実施してきました。
- ➤ そうした中で、厳しい財政環境においても、市民ニーズや地域課題に適切に対応するため、これまで以上に、多様な主体との連携が重要となり、総務省からも「効率化・経営健全化」と「活用」との両立を図ることが求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきました。
- ➤ こうしたことから、本市においても、平成30(2018)年度に、従前の「出資法人の経営改善指針」を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改定し、社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえながら、出資法人の役割や特性に応じた関わり方を検討するとともに、出資法人の「効率化・経営健全化」と専門性を踏まえた「連携・活用」との両立に取り組んできました。
- ➤ しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響等により、厳しい経営環境に置かれている出資法人もあることから、これまで以上に、直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出の推移等を適切に把握・確認し、分析した上で、経常的・投資的・財務的な動きを踏まえた将来見通しに基づき、一層の法人の「効率化・経営健全化」を図っていく必要があります。
- ➤ また、法人の設立目的やミッション等に基づき、本市の政策・施策や事務事業等 との関係も踏まえながら、本市の行政目的に沿った法人の役割を再確認した上 で、更なる「連携・活用」の取組を推進していく必要があります。
- ▶ さらに、これまでも、毎年度、各出資法人による主体的な経営改善の取組や本市 行政目的に沿った連携・活用の取組等について、進捗管理・評価を行ってきまし たが、これまで以上に、各法人の取組ごとに設定する指標の合目的性や目標値の 合理性・実現性等を高めながら、各法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活 用」との両立を図っていく必要があります。

# (5)職員を取り巻く環境の変化への対応

# ア 働き方・仕事の進め方改革の推進

- ➤ 本市では、将来の人口減少社会への転換をはじめ公共サービスの担い手の減少、働き方改革関連法の施行を踏まえた長時間勤務の是正、新本庁舎の完成を見据えたペーパレス化等のオフィス改革の推進等の課題に対応するため、平成 29 (2017) 年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進めてきました。
- ▶ 同改革では、「職員の働く環境の整備と意識改革」と「多様な働き方の推進」を 取組の方向性として、これまで当たり前と思っていた「働き方」と「仕事の進め 方」を変えていくことで、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と 多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたりより良い市民サー ビスを安定的に提供していくことを目指しています。
- ➤ その結果、職員の長時間勤務者及び平均時間外勤務時間数の減少、外部の専門的知見を生かした業務プロセスの見直しによる区役所窓口待ち時間の減少、ICTを活用した業務改善、多様な働き方の推進など、一定の成果が現れてきています。その一方で、長時間勤務の是正は今後も引き続き取り組む必要があるほか、令和5(2023)年に完成予定の新本庁舎整備を契機としたデジタル技術の活用等によるワークスタイル変革、総務事務執行体制の見直し、職員個々の状況に応じた働く環境の整備、メンタルヘルス対策等の課題に引き続き取り組んでいく必要があります(図表−23)。
- ➤ 令和元 (2019) 年 12 月には「デジタル手続法」が施行され、令和 2 (2020) 年 12 月には総務省がデジタル社会の実現に向けた「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化<sup>9</sup>、自治体の A I (人工知能)・R P A (ロボットによる業務自動化) の利用推進、テレワークの推進などの取組を重点取組事項に位置付けるなど、行政のデジタル化に向けた一層の取組が求められています。
- ▶ また、デジタル技術やデータの活用に合わせて、業務プロセスの見直しを徹底し、 市役所内部の働き方・仕事の進め方の転換を図ることにより、経営資源の確保に つなげる必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムは、事務処理方法等に合わせて個別に機能のカスタマイズ等を行っており、制度改正時の改修等における負担の増加のほか、クラウドによる共同利用や国の施策等の迅速な全国普及が困難になること等から、総務省では地方公共団体の情報システムの標準化を重点的な取組として推進している。



図表-23 川崎市職員の時間外勤務状況の推移

令和 3 年度第 1 回働き方・仕事の進め方改革推進本部会議資料「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラムの取組 状況について」から転載

# イ 環境変化に対応できる組織の必要性

- ➤ 第2期プログラムの計画期間においては、効率的・効果的な行財政運営による 「持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、総合計画に掲げる政策・施 策を着実に推進するとともに、安心・安全な市民の暮らしを支えるため、市役所 組織の見直しに取り組んできました(図表 - 24)。
- ▶ しかしながら、今後も見込まれる厳しい財政環境の中、多様化・増大化する市民 ニーズに的確に対応していくためには、多様な主体との更なる連携を図りなが ら、民間活力やデジタル技術などを最大限に活用し、より専門性の高い施策や事 業への転換を図ることで、果たすべき行政の役割を十分に発揮できるよう、簡素 で効率的・効果的な体制の整備・見直しを行いながら、限りある人材を適切に配 置することで、市役所組織を最適化していく必要があります。
- ▶ また、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、 既存の組織の枠組みを越えた対策が求められる事象等に対し、迅速かつ的確に 対応できるよう、各職場における時間外勤務の状況や繁忙期の協力体制の可否、 職員の経験などに応じた業務配分等について調査・分析を行った上で、組織内あ るいは組織間の業務の平準化や特定の個人に対する偏りの解消等を図りながら、 平常時から機動的で柔軟な対応ができる組織を構築していく必要があります。

▶ 今後、こうした取組を通じ、組織力を最大限に発揮できるようにすることで、総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題へ対応していくとともに、より質の高い市民サービスを安定的に提供し、事務ミスや不祥事等を組織全体で防止する体制としていく必要があります。

図表 - 24 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの主な組織改正

### 平成30(2018)年度の主な組織改正

- ●危機管理施策を統括するための危機管理監の設置
- ●危機管理体制強化のための危機管理室及び各区危機管理担当の体制強化
- ●保健・医療・福祉分野における災害対策を推進するための体制強化
- ●地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括ケア推進室の体制強化
- ●幼稚園の認定こども園への移行推進等に向けた幼児教育担当の体制強化
- ●川崎区における市民館機能の再編整備に向けた社会教育施設整備担当の設置
- ●民間活用の更なる推進に向けた民間活用担当の設置
- ●地方自治法改正に伴う内部統制の体制整備等に向けた内部監察担当の整備

# 令和元(2019)年度の主な組織改正

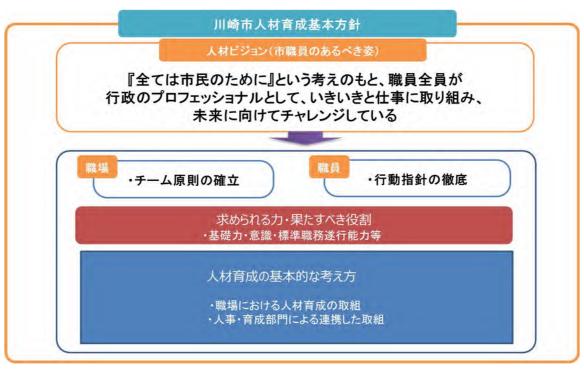
- ●地域包括ケアシステムの構築に向けた各区地域みまもり支援センターの体制強化
- ●市立看護短期大学の4年制大学化推進のための看護大学設置準備担当の設置
- ●災害救助法に基づく救助実施市の指定に向けた危機管理室の体制強化
- ●「地域の寺子屋」の設置推進等に向けた地域教育・寺子屋事業推進担当の体制強化
- ●生活環境事業所の再編(5事業所→4事業所)
- ●横浜市高速鉄道3号線延伸の事業化に向けた高速鉄道3号線延伸計画推進担当の設置
- ●総務事務の一部集約化に伴う総務事務センターの設置

### 令和2(2020)年度の主な組織改正

- 高齢者や障害児・者への専門的かつ総合的なリハビリテーションの推進に向けた総合リハビリテーションセンター設置準備担当の設置
- ●教育を取り巻くあらゆる課題に的確に対応するための教育政策室の設置
- ●通学路の安全対策や学校の防災力向上等に向けた学校安全担当及び危機管理·学校防災 担当の設置
- ●差別のない人権尊重のまちづくり条例施行に伴う施策推進等に向けた人権尊重まちづくり担当の設置
- ●川崎区役所及び支所の機能・体制の再編等に向けた川崎区役所機能再編担当の設置
- ●SDGs未来都市の取組推進に向けたSDGs未来都市・事業調整担当の設置
- ●戦略的な資産マネジメントに向けた公共施設総合調整室の設置

# ウ 更なる人材育成の必要性

- ➤ 本市では、市民ニーズに的確に対応し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を実現するとともに、変化に柔軟に対応できるよう組織体質を強化し、質的改革を推進するため、平成28(2016)年3月に「川崎市人材育成基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。
- ▶ 基本方針では、①人材ビジョン(市職員のあるべき姿)を明らかにし、②当該ビジョンを実現するため、「職場」における「チーム原則の確立」と「職員による行動指針の徹底」を「取るべき行動」と捉え、③求められる力・意識や職位ごとの役割、人材育成の基本的な考え方や方向性を示した上で、育成の取組を進めてきました(図表-25、図表-26)。
- ▶ しかしながら、今後も見込まれる厳しい財政環境の中、多様化・増大化する市民 ニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に、変化に柔軟に対応でき る組織が必要であること、また、組織力を最大限に発揮できるようにする必要が あることから、各関係部門が連携しながら、現在の取組の実態や課題を的確に把 握・検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成の取組を推進してい く必要があります。



図表-25 基本方針の全体像

「川崎市人材育成基本方針」(平成28(2016)年3月)から作成

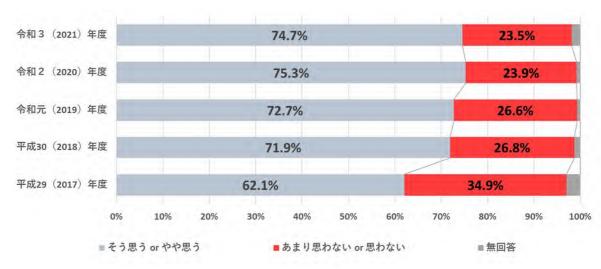
図表 - 26 職場のチーム原則と職員の行動指針



「川崎市人材育成基本方針」(平成28(2016)年3月)から転載

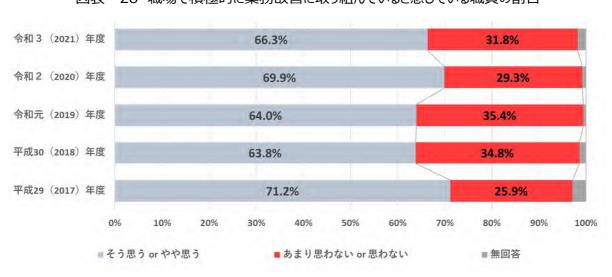
- ▶ また、基本方針では、日常的に改善・改革を実践できる組織風土の醸成を図ることを1つの目的とし、市民の視点に立ち、コスト意識やスピード感を持って地域の課題解決ができる人材を育成できるよう、取り組んできました。
- ▶ しかしながら、職員向けのアンケート調査では、「事業・業務に係るコストを意識して仕事に取り組んでいる職員の割合」について、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間で62.1%から74.7%へ12.6ポイント上昇しているものの、「職場で積極的に業務改善に取り組んでいると感じている職員の割合」については、平成29(2017)年度の71.2%を下回る状況が続いています(図表-27、図表-28)。

▶ こうしたことを踏まえ、日々の業務や事業執行における職員一人ひとりのコスト感覚や業務改善への意識、さらには、職場の改善・改革に対するマインドの一層の醸成に向け、職場単位で実施できる業務改善の取組を積極的に実践すること等により、改善効果を職場ごとに実感できるようにすることで、日々の業務改善に対する組織風土や職員の意識の更なる醸成を図っていく必要があります。



図表 - 27 コストを意識して仕事に取り組んでいる職員の割合

川崎市「働き方アンケート調査結果」から作成



図表 - 28 職場で積極的に業務改善に取り組んでいると感じている職員の割合

川崎市「働き方アンケート調査結果」から作成

- ▶ また、デジタル化への対応や多様な主体との協働・連携に必要なコーディネート力、区役所における市民サービスの質の向上等が求められている中で、今後も、より一層、職員一人ひとりが積極的に課題解決を図ろうとする意識の醸成と課題を的確に発見・把握し、解決に向けた取組を自ら発案できる能力を育成していく必要があります。
- ▶ さらに、近年、事務ミスや不祥事等が相次いで発生し、市民の信頼を損なう事態になっていることから、未然防止に向けた内部統制の取組を確実に進めるとともに、コンプライアンスに対する組織風土や職員の意識の更なる醸成に向け、スピード感を持ち、着実かつ継続的に取り組むことも喫緊の課題です。あわせて、互いが人権を尊重し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組む必要もあります。
- ➤ くわえて、地方公務員法の改正により、令和5 (2023) 年度から予定されている 「定年の段階的な引き上げ」に伴い、高齢層職員が有する知識や経験を若い職員 の育成等に活用することや技術の承継につなげていくことも重要です。
- ➤ こうした人材育成を取り巻く諸課題に的確に対応することで、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるようにするとともに、変化に柔軟に対応できるよう組織力を高めることで、更なる市役所全体の質の向上を図り、市民に信頼される質の高い行政サービスを安定的に提供できるようにしていくことが必要となります。

# (6)情報(データ)の収集、活用

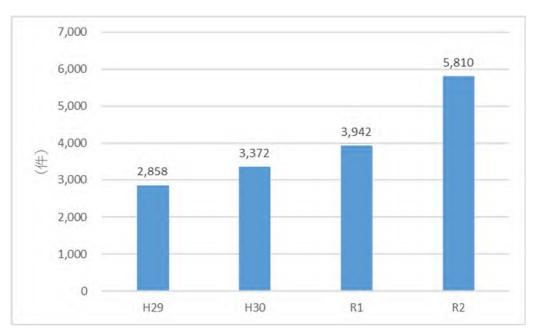
# ア 社会のデジタル化に対応した行政運営の必要性

- ▶ 本市では、円滑な市政運営や市政参加のため、市政に関する様々な情報を、市政だよりやホームページ、SNSなどにより市民に発信しています。また、官民データ活用の推進に向けて本市が保有する情報を活用できるよう、各種統計や公共施設に関する情報など様々な分野の情報を「オープンデータ」として市ホームページに公開しており、令和2(2020)年度には、月平均で5,810件がダウンロードされ、その数は年々増加しています。令和3(2021)年3月には、新たにサービス提供を開始したAIチャットボットシステム<sup>10</sup>から、オープンデータ化した区役所窓口の混雑情報やイベント情報、その他生活に関する様々な情報を調べることができるようになるなど、市民の利便性向上につながっています(図表-29)。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症を契機として社会のデジタル化は加速しており、今後もより多くの市民に市政情報が届くよう、コミュニケーション手段として利用されているSNSや動画コンテンツなど、さまざまなメディアを活用して市民との情報共有を一層推進していく必要があります。また、データ利活用の役割が急速に増大している中で、国が定めるオープンデータ基本指針に基づき、市民や事業者など利用者のニーズが高いデータのオープン化を今後さらに進めていく必要があります。

# イ データを活用した業務の効率化

- ➤ 市役所内部の業務に関しては、平成 15 (2003) 年度から行政情報システムを導入し、文書の電子化に取り組んできた結果、平成 30 (2018) 年度の庁内文書の電子化率は 54.7%となり、平成 21 (2009) 年度と比べて 7.6 ポイント上昇するなど、文書の電子化は着実に進んでいますが、いまだに多くの紙資料を使用して業務を行っているのが現状です。
- ▶ 近年普及してきたAIやRPAの活用は、情報が電子化されていることにより、作業の自動化が可能になることから、今後、庁内のペーパレス化や区役所窓口サービスのデジタル化を一層推進することにより情報の電子化を促進し、デジタル技術やデータを活用した業務プロセスの見直しに取り組んでいく必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> チャット(会話)形式で、ロボット(AIを活用)が質問に回答するシステムのことをいう。



図表 - 29 提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数

川崎市ホームページ利用実績から作成

# 3 行財政改革の必要性

これまでの行財政改革の取組を通じ、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、財源・人的資源等の必要な経営資源を着実に確保するとともに、組織や職員の質の向上を図りながら、より質の高い市民サービスの提供を図ることで、総合計画に掲げる政策・施策の推進や新たな課題への対応に貢献してきました。

しかしながら、今後も総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進し、新たな課題にも的確に対応していくためには、第1期プログラムや第2期プログラムに基づく取組を進めても、なお課題が残る取組や効果の発現に至っていない取組に対し、的確に対応する必要があります。

また、前項で示した主な現状や課題認識の下、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図るためには、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を着実に進めていくことが求められます。加えて、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、中長期的な視点に立ち、将来負担の抑制を図っていく観点から、各事業や公共施設等のあり方の検討に取り組む必要があります。

さらに、この間、行財政改革の取組指標として「市民満足度」を掲げ、その向上に向け、組織や職員の質的改革を進めながら、市民サービスの質的改革に取り組んできましたが、市民満足度の上昇傾向が緩やかであること、また、事務ミスや不祥事が相次いで発生し、市民の信頼を損なう事態になっていることから、市民サービスの質の更なる向上を図るとともに、日常的な改善・改革やコンプライアンスに対する組織風土と職員の意識の更なる醸成に取り組むなど、組織や職員の質の向上にも一層取り組んでいくことが重要となります。

# (1)第3期プログラムの策定

こうした状況を踏まえ、今後も経営資源の確保による持続可能な行財政基盤の構築と市民満足度の更なる向上等に向け、行財政改革の取組を着実に推進していく必要があることから、令和3 (2021) 年度で計画期間が終了する第2期プログラムに引き続き、令和4 (2022) 年度から令和7 (2025) 年度までの4年間を計画期間とする「行財政改革第3期プログラム」(以下「第3期プログラム」という。)を策定します。第3期プログラムの策定やプログラムに基づく取組の推進に当たっては、「川崎市総合計画第3期実施計画」や「各分野別計画」、「今後の財政運営の基本的考え方」、「資産マネジメント第3期実施方針」等との十分な連携・調整を図ります。

また、第2期プログラムにおける各改革課題については、令和2(2020)年度までの活動の達成状況や成果指標の目標達成度、事務事業等への貢献度や今後の取組の方向性等を踏まえ、令和3(2021)年度の取組状況(見込)を勘案しながら、必要な課題について、適切に第3期プログラムへ反映し、更なる経営資源の確保等に向けた取組を推進していきます。

なお、行財政改革の取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症による 社会経済動向の変化や市民生活への影響等も踏まえながら、取組の内容や実施時期 について考慮していきます。

### (2) 事業見直し・業務改善の推進

第2期プログラムの計画期間においては、プログラムに掲げる取組を実施するだけでなく、職場や職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の一層の醸成と、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、好事例については庁内で広く「横展開」しながら、一定の効果を創出してきました。

しかしながら、本市を取り巻く厳しい状況を踏まえると、今後も不断の改善・改革の取組を進めることで、更なる経営資源の確保に努める必要があります。また、効果の大小を問わず、日頃から改善・改革の取組を実践し、組織や職員がその効果を実感することで、改革意識やコスト意識の更なる醸成が見込まれ、職員一人ひとりの発想が、将来的な大きな見直しや改善につながることも期待されます。

こうしたことから、第3期プログラムの計画期間においても、プログラムに掲げる取組と併せて、より一層、「事業見直し・業務改善」に取り組み、庁内における好事例の「横展開」を充実させることで、更なる行財政改革を推進していきます。

# 第2章 プログラムの概要

# 1 基本理念

本市を取り巻く現状や課題、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、効率的・効果的な行財政運営を行うことで、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、必要な経営資源を着実に確保することで、将来にわたり持続可能な 行財政基盤を構築していくとともに、より質の高い市民サービスを安定的に提供して いく必要があります。

こうしたことから、次の4つの基本理念に基づき、行財政改革の取組を推進します。

### (1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握

市政に関する情報をより分かりやすく発信することで市民の皆様と共有しながら、市民ニーズと地域課題を的確に把握し、地域に根差した課題解決を図ります。

# (2) 市民サービスの質的改革の推進

限られた経営資源の中で、今後見込まれる市民ニーズの多様化・増大化や、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容に対応するため、市民サービスの再構築や多様な主体との協働・連携を進め、市民サービスの質的改革を推進します。

### (3) 市役所内部の質的改革の推進

限られた経営資源の中で、質の高い行財政運営を推進するため、職員と組織の質の向上に向けて、庁内の人材育成や意識改革に取り組むなど、市役所内部の質的改革を推進します。

#### (4)効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

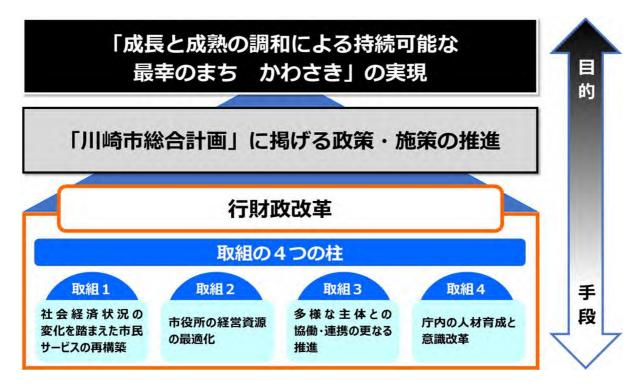
市民サービスや市役所内部に係る事業に関して経営資源の着実な確保等を図るため、事務事業の見直し、業務の効率化や資産マネジメントの推進、情報(データ)の収集、活用など効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

# 2 計画の目的

### (1)計画の目的と位置付け

総合計画に掲げる政策・施策の推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間の確保等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、行財政改革の取組を推進します(図表 -30)。

図表-30 行財政改革の位置付け



# (2)確保すべき経営資源

本市では、持続可能な行財政基盤を構築し、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、ヒト・モノ・カネ・情報・時間を必要な経営資源として位置付け、着実に確保することを目的の一つとして、行財政改革に取り組みます(図表 - 31)。

また、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、中長期的な視点に立ち、将来的な経営資源の確保等に向け、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、各事業や公共施設等のあり方について、検討を進めます。

図表-31 確保すべき経営資源の種類

比	・ 組織の質の向上につながる <u>職員</u> ・ 協働・連携の担い手となる市民、企業、団体等の <u>多様な主体</u> など
€J	<ul> <li>市民に提供する質の高い<u>サービス</u></li> <li>真に必要な市民サービスを提供できる施設、用地等の<u>資産</u></li> <li>財源を生み出すことができる施設、用地等の<u>資産</u> など</li> </ul>
カネ	<ul><li>経費縮減により生み出す<u>財源</u></li><li>歳入確保の取組により生み出す<u>財源</u> など</li></ul>
情報	<ul> <li>・ 的確に把握する<u>市民ニーズ</u></li> <li>・ 市の政策・施策に活用するために確保すべき<u>情報</u></li> <li>・ 市民や他自治体、民間企業等に提供すべき<u>情報</u> など</li> </ul>
時間	・ 事業の見直しや業務効率化で生み出す時間11

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 事業の見直しや業務効率化で生み出した「時間」は、市民サービスや業務の質の向上、新たな行政課題への対応等に活用することができるなど、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築する上で重要な経営資源になることから、新たに第3期プログラムで位置付けることにしたものである。

# (3) 行財政改革の取組指標

第3期プログラムにおいても、行財政改革の取組を一層推進し、質の高い市民サービスを提供することで、市民満足度の一層の向上を図ることを目的の一つとしています。

こうしたことから、第2期プログラムに引き続き、市民満足度に関連する指標として、「川崎市総合計画に関する市民アンケート」における「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」(第1章1(3)イ、参考資料2参照)を、行財政改革の取組指標に設定します(図表 -32)。

図表-32 行財政改革の取組指標

# (4)計画的な財政運営に向けた行財政改革の推進

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題に的確に対応していくため、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するととともに、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営を行うことができるよう、一層、行財政改革の取組を推進します(第5章「今後の財政運営の基本的な考え方」参照)。

また、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を進めることに加え、将来負担の抑制や財源確保に向けた検討を着実に進めます。

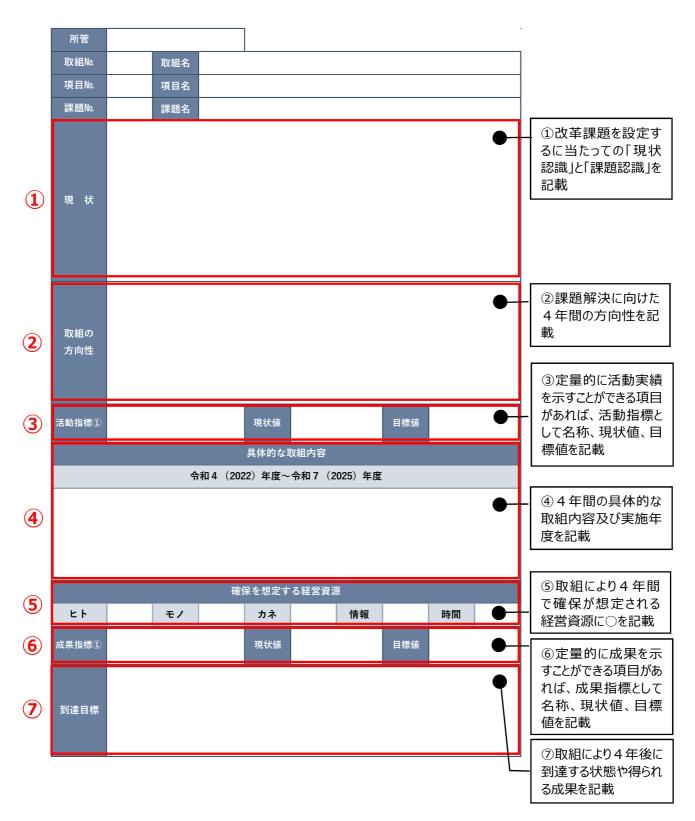
# 第3章 改革の取組

基本理念に基づき、市民ニーズと地域課題を的確に把握しながら、市民サービスの質的改革や市役所内部の質的改革を推進するとともに、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことで、「持続可能な最幸のまち」を実現できるよう、次の4つの「取組の柱」に基づく19の「改革項目」を設定し、その中に215の改革課題を設定し、具体的な改革の取組を推進していきます(各改革課題の一覧は参考資料7参照)。

取組の柱と改革項目	ページ
取組1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築	42
(1)将来を見据えた市民サービスの再構築	43
(2) 市民サービスのデジタル化の推進	70
(3) 市民サービスの向上に向けた民間活用の推進	77
取組 2 市役所の経営資源の最適化	92
(1) 働き方・仕事の進め方改革の推進	93
(2) 市役所内部のデジタル化の推進	100
(3)組織の最適化	105
(4) 財源確保策の強化	125
(5) 戦略的な資産マネジメント	136
(6)特別会計の健全化	153
(7)公営企業の経営改善	157
(8) 出資法人の経営改善及び連携・活用	171
取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進	173
(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進	174
(2) 区役所機能の強化	204
(3)地域防災力の向上に向けた連携	214
(4) 積極的な情報共有の推進	224
取組4 庁内の人材育成と意識改革	236
(1)組織力の向上に向けた計画的な人材育成等	237
(2) 行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成	243
(3) 職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上	260
(4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	266

# ○ 改革課題の見方

第3章では、各改革課題に関する取組の方向性や具体的な取組内容、指標、到達目標等を取りまとめて掲載しています。その見方は次のとおりです。



# 1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

令和 12 (2030) 年をピークに、本市も人口減少社会に転じ、少子高齢化が一層進展することになります。また、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容の進展等により、市民ニーズの多様化・増大化が見込まれるとともに、今後も厳しい財政環境が続くことが想定されます。

こうした中においても、限られた財源や人的資源などの経営資源を最大限に活用し、市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、将来を見据えた市民サービスの再構築や市民サービスのデジタル化の推進、市民サービスの向上に向けた民間活用の推進に取り組み、一層、財源や人的資源、時間などの経営資源の確保等を図ります。

### ■ 改革項目一覧

取組1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築	ページ
(1)将来を見据えた市民サービスの再構築	43
(2) 市民サービスのデジタル化の推進	70
(3) 市民サービスの向上に向けた民間活用の推進	77

# 1-(1)将来を見据えた市民サービスの再構築

### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、財源や人的資源等の経営資源を確保するため、「使用料・ 手数料の見直し」や「補助・助成金の見直し」、「市単独事業の見直し」、「公的施設に 対する運営費補助の見直し」などに取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、第2期プログラム計画期間内では解決に至らなかった課題や効果の発現に時間を要する課題もあることから、第3期プログラムにおいては、こうした課題への対応に引き続き取り組むとともに、中長期的な社会経済状況の変化や多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ等を踏まえ、将来を見据えた市民サービスの再構築に向けた取組を進めていく必要があります。

### ■ 取組の方向性

- ➤ 国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など地方分権改革の取組を引き続き推進します。また、市民の関心と理解を深めながら、特別自治市制度の創設に向けた取組を進めます。
- ➤ 人口減少社会への転換や少子高齢化等の進展、社会変容など中長期的な社会経済状況の変化、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ、今後も続くことが想定される厳しい財政環境、現在のサービスの利用状況等を踏まえながら、限られた経営資源の中においても、質の高い市民サービスを提供するため、引き続き、使用料・手数料や補助・助成金の見直しを行うとともに、市民サービス等全般について、必要性や将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づき、事業の改善や見直しに向けた取組を進めます(図表 33)。
- ▶ 「具体的な取組内容」の中で「検討」としたものについては、今後、さまざまな 御意見を踏まえ、具体的な見直し内容や、実施時期の検討を行うとともに、広 く市民に周知を図りながら、取組を進めます。

# 図表-33 市民サービス等の見直しの視点

必要性	<ul><li>・サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。</li><li>・日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。</li><li>・効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。</li><li>・市が実施すべきか。</li></ul>
市場性	・委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。 ・特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かせないか。
効率性	<ul><li>・コスト等に見合った効果が得られているか。</li><li>・より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。</li></ul>
有効性	・サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	・サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	・サービス等の提供に当たり、市民やNPOとの協働の可能性はないか。
類似性	<ul><li>・サービス等が重複していないか。</li><li>・市民にとってわかりやすいか。</li></ul>
持続可能性	・持続可能な制度となっているか。 ・世代間における受益と負担は適当か。

				1					
所管	i	総務企画局	j						
取組No.	1	取組名	社会経済	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築					
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構築				
課題No.	1	課題名	地方分権	<b>火革の更な</b>	る推進				
現状	・平成29 (2017) 年3月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、国や県からの権限移譲の推進や国等への要請活動などの取組を行っています。この間、国の提案募集方式を活用し、権限移譲の推進や義務付け・枠付けの見直しを図るとともに、指定都市都道府県調整会議を開催し、県と協議を行い、権限移譲に向けた取組を開始したところです。 ・しかしながら、現行の政令指定都市制度では、権限が限定的であること、また、窓口が分かれていることなどに伴い、一体的な行政運営が行えず、迅速かつ的確な市民サービスの提供等に課題が生じていること、また、事務処理に時間がかかる等非効率な事務が存在していることなど、多くの課題があることから、今後も、国、県からの権限移譲を推進しながら、特別自治市制度の創設に向けて、更なる取組を推進していく必要があります。								
取組の 方向性									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_		
				- 具体的な	 取組内容				

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けて、「提案募集方式」を活用し、国等への提案を実施
- ・九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた、国等への要請活動を実施
- ・地方分権一括法等による制度改正への対応に向けた検討・調整を実施
- ・事務処理特例制度による権限移譲に向けた検討及び県との協議を実施
- ・特別自治市制度の制度化に向け、国等への要請を行うとともに、指定都市市長会との連携による経済団体等を対象とした取組 や、移行に向けた調査・研究を実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

・出前説明会の開催など、戦略的な広報の実施

確保を想定する経営資源										
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_	
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_	
到達目標	することよる	る更なる市民	サービスの向	上及び事務の	)効率化	こ基づく権限を			:取組を推進	

所管		財政局		]				
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築	
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民	サービスの再構築			
課題No.	2	課題名	全庁的な値	吏用料・手	数料の見直し			
・使用料・手数料について、「コストの見える化」を図るとともに、そのコストに対して公費(税金)を充てる範囲と受益者(利用者)が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、平成26(2014)年度に、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを取りまとめ、「使用料・手数料の設定基準」を策定しました。また、この基準に基づき、平成29(2017)年度までに、24施設8手数料の改定を行いました。 ・令和元(2019)年度には、さらなる受益と負担の適正化を図るため、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」の策定及び「使用料・手数料の設定基準」の改定を行いました。 ・今後も、サービスの公共・民間部門の役割分担、民間での提供状況、本市施策との整合性などを踏まえ、引き続き、使用料・手数料の見直しを行う必要があります。								
取組の 方向性	▶■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■							
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_	
				具体的な	取組内容			
			令和4(2	022)年度~	~令和7(2025)年度			

# [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」及び「使用料・手数料の設定基準」に基づく、社会経済 状況等を踏まえた適切な時期における全庁的な使用料・手数料の見直しの実施
- ・使用料・手数料の見直しを行うための課題整理及び各年度決算に基づく原価計算作業の実施

確保を想定する経営資源										
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_	
成果指標①	_			現状値	-	_	目標値	_	_	
	めながら、サ	ナービス提供(	に要するコス		状況、さらに	生質に応じたま				

所管		財政局							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構築				
課題No.	3	課題名	全庁的な補	甫助・助成:	金の見直し				
・平成17 (2005) 年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、補助目的や補助対象を明確にし、執行 現 状 状況等を精査した上で、客観的な視点から必要性や効果等について検証を行い、補助・助成金の必要な見直しを進 めていますが、今後も社会状況の変化等を踏まえて引き続き見直しを進めていく必要があります。									
取組の 方向性	・時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するため、次に掲げる事項について、継続的な見直しを 実施します。 1 市の政策目標に合致しているのか (1) 「川崎市総合計画」での位置付け								
活動指標①		_	現状値 目標値 <del></del>						
				具体的な	取組内容				

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・社会経済環境の変化や「補助・助成金見直し方針」に基づく、毎年度の予算編成の中での見直しに向けた取組の推進

確保を想定する経営資源											
۲	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	-		
到達目標	・毎年度の予算編成の中で引き続き見直しを実施することによる、「補助・助成金見直し方針」に基づく適切な補助・助成金の計上										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

所管		市民文化局	<b>5</b>							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構築					
課題No.	4	課題名	マイナン/ 討	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討						
・マイナンバーカードに関する国の方針を踏まえたうえで、マイナンバーカードセンターを中心とした、区役所区 民課、支所区民センター等におけるマイナンバーカードの交付体制について検討する必要があります。 ・マイナンバー制度に対応した戸籍情報システムの稼働後における証明書発行件数の推移や、今後の国の取組、コンビニ交付の利用状況等を踏まえた、証明書発行体制のあり方について検討する必要があります。 ・マイナンバーカードの交付率向上に伴う、カードの再交付や電子証明書の更新等の付帯業務の増加への対応を検討する必要があります。										
・マイナンバーカードの交付率向上に伴う付帯業務について、安定した市民サービスの提供を行える環境を整備し 取組の ながら、カード交付体制の整備及び取得促進に向けた取組を進めていきます。 ・有人窓口における証明書発行件数の推移やコンビニ交付の利用状況等を検証した上で、効率的な証明書発行体制 の構築に向けて、必要な取組の検討を進めていきます。										
活動指標①		-		現状値						
				具体的な	取組内容					

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・マイナンバーカード未所有者及び未受取者に対する取得促進の取組
- ・コンビニ交付利用促進に向けた取組
- ・戸籍関係証明書の交付件数の推移の把握

### 【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・国が導入する戸籍情報連携システム稼働に向けた対応の検討及び実施
- ・証明書発行体制のあり方に関する方針等の策定

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	マイナンバ-	-カードの交付	<b>讨</b> 率	現状値		<b>39%</b> 020) 年度)	目標値	<b>85</b> (令和 7 (2	5% 025)年度)		
成果指標②	コンビニ交付	対の交付率		現状値		<b>2%</b> 020)年度)	目標値		5% 025)年度)		
到達目標	標値:85%)	削の整備及び 及びコンビ	ニ交付率の増	加(令和7				(令和7(20	025)年度目		

所管	i	経済労働局	;							
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーリ	ビスの再構	築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構築					
課題No.	5	課題名	都市農業の な支援の持		まえた農業支援のあり	り方の検討	及び効率的・効果的			
現状	・川崎市農業振興計画に基づき、4つの基本戦略により、担い手・後継者の育成や多様な連携による農産物の高付加価値化、多面的な機能を有する農地の保全・活用などに対する支援を行っています。 ・現状の農業支援を継続するだけでは、効率的・効果的な都市農業の振興を図ることは難しく、都市農業の特性を活かした新規就農者の確保や生産性の向上などが求められています。 ・農業技術支援センターについては、施設の老朽化が著しく、今後、必要とされる機能や施設のあり方を検討する必要があります。 ・市民農園(市開設・管理型)の管理運営については、市直営の市民農園から管理運営形態を見直し、利用する市民が主体的に管理する地域交流農園等へ移行を進めています。 ・都市農業や農地の多面的機能に対する市民の理解促進や、地産地消の推進を図るため、メールマガジン等の各種情報発信や、「花と緑の市民フェア」等の各種イベントを開催していますが、更なる効率的・効果的な情報発信が必要です。									
取組の 方向性	・農産物の高付加価値化や、新規就農者の確保、生産性の向上等による農業経営の高度化・安定化に向け、市による農業支援のあり方について検討するとともに、今後、農業技術支援センターに必要とされる機能や施設のあり方について併せて検討します。 ・これまで進めてきた市直営の市民農園を地域交流農園へ移行していくことにより、市民と農家の交流の推進及び業務の見直しを図ります。 ・情報発信におけるデジタル技術の活用や、イベント開催手法の見直しを検討します。									
活動指標①	市民農園からた農園数(累		園へ移行し	現状値	2 農園 (令和 2 (2020) 年度)	目標値	5 農園 (令和 7 (2025) 年度)			

### 具体的な取組内容

### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・国や県、JAセレサ川崎等と連携しながら、農業経営の高度化・安定化に向けた効率的・効果的な農業支援のあり方の検討
- ・今後の農業支援のあり方を踏まえた農業技術支援センターの機能の整理及び今後の施設のあり方の検討
- ・デジタル技術の活用、「花と緑の市民フェア」や多様な主体と連携したイベントの実施など、効率的・効果的な情報発信に向けた見直し

[R05 (2023) · R07 (2025) ]

・市直営の市民農園の地域交流農園への移行

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	0	時間	0				
成果指標①	市民農園管理 務時間数	里等に係る関(	系職員の業	現状値	·	)時間 020) 年度)	目標値	1,280時間 (令和7(2025)年度)					
成果指標②	都市農業に対	対する関心度		現状値	54.8% (令和3(2021)年度)		目標値	<b>59</b> (令和 7 (2					
到達目標	ターのありた	た関する方に関する方に関する方に 大民農園3園	句性の決定 を市民交流農	園に移行する	・農業経営の高度化・安定化に向けた農業者のニーズに沿った営農意欲を引き出す農業支援及び農業技術支援センターのあり方に関する方向性の決定 ・市直営の市民農園3園を市民交流農園に移行することによる業務時間300時間及び管理費の削減 ・効率的・効果的な情報発信等による都市農業等への理解や地産池消など都市農業に係る市民の関心度向上								

所管		環境局		]						
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サ-	-ビスの再構	·····································			
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民	サービスの再構築					
課題No.	6	課題名	堤根余熱和	是根余熱利用市民施設等における機能整理について						
	・堤根余熱利用市民施設について、健康の増進を目的として年間約16万人の方に利用されていますが、築40年近くが経過し、設備等の老朽化が進むとともに、隣接する堤根処理センターの建替工事により、令和5 (2023) 年度から余熱の供給が停止となる予定です。また、新型コロナウイルス感染症の影響から入場制限を行ったうえで運営をしています。今後の施設のあり方を検討するに当たり、同施設が果たすべき機能の整理・検討が必要となっています。 ・橘リサイクルコミュニティセンターについて、築30年近くが経過し、施設の老朽化が進むとともに利用者数の長期低迷が続いています。また、センターが果たすべき機能についても、他の公共施設や民間の取組により機能代替が可能となっています。									
取組の方向性	方や施設の最適配置について検討するとともに、民間活用を含めたより効率的・効果的な施設更新を行います。									
活動指標①		_		現状値		目標値	_			

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 【R04 (2022) 】

- ・堤根処理センター建替に伴う堤根余熱利用市民施設の休止
- ・新たな堤根余熱利用市民施設の整備に向けた必要な機能の検討
- ・橘リサイクルコミュニティセンターの機能廃止

### 【R05 (2023) 】

・新たな堤根余熱利用市民施設の整備に向けた必要な機能の調整

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・検討結果を踏まえた取組の推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	0				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_				
到達目標	機能の方向性	生を決定し、」 7ルコミュニ	以後の民間活	用を基本とし	た施設整備に	こ向けた取組:	を開始	まえながら、					

所管		健康福祉局								
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民	サービスの再構築					
課題No.	7	課題名	高齢者外は	出支援乗車	事業の見直しに向けた	:検討				
現状	らず、また、 よる乗車回数 ・また、令和 (2040)年度 る見込みです。 ・一方で、業 参加に加え、 ・こうした記	フリーパス: 女に大きな乖れ 可元(2019) 度には対象者 5り、持続可 f型コロナウ より外出を	式については 離があるのが 年度の対象者 が約33万人に 能な制度とし イルス感染症 したくなるよ 、本事業に係	本市が設定し現状です。 は約22万人、 達し、事業費 ていくために の影響により うな取組が必	一等を使用していることに でいる平均乗車回数と、 事業費は20億円弱となっ 費についても、現在の算定 は、見直しを含めた検討 外出を控える動きがある。 が要となっています。 け会議で議論を行い、令和	バス事業者が でいますが、 方式で算定し を進めていく 中で、高齢者	実施している独自調査に 将来推計では、令和22 た場合、約30億円とな 必要があります。 の自主的な社会活動への			
取組の 方向性	■■■■■■■■・ICTの導入により把握した正確な利用実態を踏まえた事業費推移シミュレーションに基づき、利用者、行政、									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_			

### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・コイン式、フリーパス式といったバスの優待以外の新たな社会参加施策(ポイント・割引制度など)の検討・実施 【R04 (2022) 】

・ICTの導入(システム開発、コールセンター設置等)

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

・正確な利用実態に基づく事業費推移シミュレーションの実施

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・事業費推移シミュレーションの結果により、フリーパス式の利用上限回数や、利用者負担の増額について検討

【R06 (2024)】

・バス事業者との負担割合設定

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	_			
						費シミュレー 方向性の早期?						

所管	1	健康福祉局		]						
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	 築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見扱	居えた市民	サービスの再構築					
課題No.	8	課題名	高齢者に対	付する市単	独事業のあり方の検討	र्ग				
現状	(2020) 年度 援ヘルパー派 給付事業にま などを開始し 市単独事業の ・また、福祉 整備が進み、	度から、市民 ではままな若年性 ではましたが、 ではなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ニーズや民間 社電話相談事 認知症者への 今後も必検討し ても、事業開 ズや価値観の	プサービスのお業、徘徊高齢対象拡充、 I 事業をより対 ていく必要が 始の平成2 (	諸発見システム事業の新 CTを活用した認知症等の ででいる。 ででは、対象的かつ安定的であります。 では、1990)年度と比較して、 では、対象の対象のでは、対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	型食事サーと 規受付を停止 行方不明高齢 に実施してい 現在では民間	ごス事業、要介護者生活支 するとともに、紙おむつ 計者・家族等への支援強化いくためには、引き続き、 引等の高齢者住宅や施設の			
取組の 方向性										
活動指標①	活動指標①									
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度									

### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・市単独事業については、事業の執行状況等を精査しながら、適切な事業運営に努め、外部へ委託している6事業(生活支援型食事サービス事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業、高齢者外出支援サービス事業、高齢者等緊急通報システム事業、高齢者外出支援乗車事業)や新規受付を停止した4事業(生活支援型食事サービス事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業、福祉電話相談事業、徘徊高齢者発見システム事業)の今後のあり方について、検討を実施
- ・紙おむつ給付事業については、市の財政負担の抑制と更なる対象拡大との両立を図るため、介護保険事業特別会計への移行も 含め、検討を実施
- ・高齢者等が、人生の最期まで自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、終活の支援について検討を実施
- ・福祉住宅については、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びかわさきいきいき長寿プランにおける高齢者の住まい方及びシルバーハウジングや市営住宅の今後の方向性との整合性を取りつつ、相談支援や利用料金などを現状を踏まえて検討するとともに、中長期的な事業のあり方について、検討を実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-			
到達目標				た高齢者市単 方向性の策定		<u></u> 竜化						

所管		健康福祉局	<del></del>	]			
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化で	を踏まえた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構	——————————— 築
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民	ナービスの再構	—————————————————————————————————————	
課題No.	9	課題名	成人ぜん!	息患者医療發	貴助成制度のあ	り方の検討	
現、状	で、平成19 療費のの増加・対策を表すで、本法は がまままますができますがある。 では、本法は では、本法は では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(2007) 年1 を助成してい ロや、他のア は27 (2015) 及び同法に おいては、予 ます。 P成30 (2018 かざすべき方 犬況を踏まえ	月から「成 <i>)</i> ますが、条例 レルギー疾患 年12月にアリ 基づき平成29 防や標準化治 3)年3月にに 向と、取り組 、アレルギー	世ん息患者図  の施行から10  との公平性等 レルギー疾患対 (2017) 年3  療が重要であ   は「神奈川県フ  むべき施策が  対策として実	原費助成条例」を 年以上経過する中で が課題となっていま 対策の総合的な推進 月に策定された「 り、これらの普及 アレルギー疾患対策 示されたところです 施している本制度を	施行し、20歳以上ので、市単独事業であます。 を図るために施行るアレルギー疾患対策・啓発の推進が地方推進計画」が策定さます。	のアレルギー対策とし の気管支ぜん息患者に医 る本制度の受給者数及び された「アレルギー疾患 の推進に関する基本的 公共団体の役割として掲 され、県域のアレルギー していくべきか、医療費 。
取組の 方向性	のアレルギー り方の検討及 患対策の推進	-疾患を含め なび検討結果 重に関する基	た他の疾患と を踏まえた取 本的な指針」	の整合性・公 組を推進する に基づき、「	平性・適正性等を足 とともに、「アレバ 神奈川県アレルギ-	沓まえ、成人ぜん息 レギー疾患対策基本 −疾患対策推進計画	全体の枠組みにおける他 患者医療費助成制度のあ 法」及び「アレルギー疾 」との整合を図りなが 再構築に向けた取組を推
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_

# 具体的な取組内容

### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・気管支ぜん息以外のアレルギー疾患との公平性や国が実施している後期高齢者医療制度など医療保険制度や指定難病制度など 医療費助成制度との整合性に着目しながら、当制度の受給者数及び助成額、関係団体等との意見など検討結果を踏まえた取組を 推進
- ・昨今の社会状況等を鑑み、総合的なアレルギー対策を推進していく必要性も高まっていることから、本市のアレルギー疾患対策の方向性について、より安定的かつ持続可能な制度への再構築に向けた取組を推進し、国や県のアレルギー疾患対策関連の動向を注視するとともに、アレルギー疾患対策の取組を実施
- ・成人ぜん息患者医療費助成認定審査会及び外部関係機関との意見調整の実施並びに外部有識者会議設置について検討

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値 <del>-</del> 目標値 <del>-</del>									
到達目標	・成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討結果を踏まえた取組及び新たなアレルギー疾患対策の推進等による、より安定的かつ持続可能な総合的アレルギー対策への転換												

所管		健康福祉局	3						
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構築				
課題No.	10	課題名	休日急患詞	<b>参療所にお</b>	ける運営手法の見直し	ノ・移設等	の検討		
現状	・市内の初期救急医療を担う7区の休日急患診療所については、築40年以上が経過する施設もあり、老朽化が進んでいる状況です。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、患者数はコロナ前と比較すると大幅に減少しており、今後の市民の受療行動を注視しながら、運営手法のあり方について検討を行っていく必要があります。								
取組の 方向性	・休日急患診療所の運営に支障がでないよう、施設の適切な保全対応を行いつつ、新型コロナウイルス感染症終息 後の市民の受療行動や当該診療所における診療実績を踏まえながら、状況に応じて、設置箇所数や診療体制の見直 しなど適正な運営手法について、検討を行っていきます。								
	具体的な取組内容								
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度								

### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・資産マネジメント第3期実施方針を踏まえ、施設の集約、複合化等を含めた施設のあり方について、事業主体である川崎市医師会と調整を行いつつ、検討を実施
- ・宮前休日急患診療所については、引き続き、区役所等移転時における移設の検討を実施
- ・新型コロナウイルス感染症終息後の市民の受療行動や当該診療所における診療実績に応じて、設置箇所数や診療体制の見直し について川崎市医師会と調整

確保を想定する経営資源											
ヒト		モノ	$\circ$	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	-	-	目標値	-	-		
到達目標	・老朽化に伴う施設のあり方及び新型コロナウイルス感染症終息後の市民の受療行動や当該診療所における診療実 績を踏まえ、今後の診療所の設置箇所数や診療体制に係る方向性決定										

所管		健康福祉局		]						
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市	えけーと	ごスの再構	築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見	居えた市民	サービスの再	構築				
課題No.	11	課題名	歯科保健	センター等	診療事業のあ	り方の樹	<b></b> 食討			
現状	・歯科保健センター及び歯科医師会館診療所においては、重度障害者等に対する歯科診療や年末年始等における急患歯科診療を実施しています。 ・障害者の増加、高齢化の進展、歯科診療への市民ニーズなどを踏まえ、令和2 (2020) 年度には、障害・高齢者等歯科診療事業について、診療枠の増設と、診療所の集約化(4か所→3か所)による人材の安定確保を図ることとしました(ただし、令和3 (2021) 年度については、経過措置として4か所体制を継続し、令和4 (2022) 年度から3か所体制(川崎、中原、百合丘)で実施することとしています。)。 ・誰もが身近な地域でいつでも適切な歯科診療を受診できる歯科医療提供体制の構築に向け、歯科保健センターと一般歯科診療所、病院との機能分担や連携方法の検討など、あり方の整理が必要です。 ・施設の老朽化が進んでいるため、機能を果たすためのスペース確保の手法を検討する必要があります。									
取組の 方向性	の構築や、- ・年末年始等 てのあり方を ・上記のあり	- 般歯科診療 ・ 急患歯科診 ・ 整理します。 ・ 方の整理結	所における診療事業につい。 果及び施設の	療対応力の向 て、当該期間 老朽化が進ん	]上に取り組みま ]における一般歯	ます。 歯科診療所の 踏まえ、事業	の開所状況を 業主体である	り方を整理し、連携体制 踏まえて、公的事業とし (公社)川崎市歯科医師		
活動指標①		_		現状値	_		目標値	_		
				具体的な	取組内容					

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・障害者・高齢者等歯科診療事業に係る、歯科保健センターと一般歯科診療所、病院との機能分担や連携方法の検討
- ・障害者等ができる限り身近な地域で受診できるよう、一般歯科診療所における診療対応力の更なる向上に向けた研修等の取組

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・年末年始等急患歯科診療事業の公的事業としてのあり方の整理
- ・資産マネジメント第3期実施方針を踏まえ、運営手法や実施場所について事業主体である歯科医師会と連携し検討
- ・上記の検討結果に基づき、事業実施方針を策定

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値 <del>-</del> 目標値 <del>-</del>									
到達目標	・障害者等歯科保健センタ				♪連携方法など トの策定	ご、事業全体の	のあり方を整	理した結果を	治まえ、歯				

所管		健康福祉局	j								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	この再構	築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見扱	居えた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構築						
課題No.	12	課題名	生涯現役対	対策事業の	見直し及び効率的・効	り果的な実	施				
現状	ずれも定員が ・介護予防い ダーの新規養/ ・敬老祝品贈 及び平均寿命 ・65歳以上の などの事業効	すぐに埋まる/きいき大作戦/ 成講座の廃止、 呈事業についる の延びの影響/ 高齢者に配布	(気コンテンツ こついて、事業 他イベントと て、令和3(20 こより対象者数 している、かわ	となっています 開始から10年が の統合)を行い 21)年度の見込 及び事業費も均 さき福寿手帳が ットの普及等、	が経過したことを受け、事業所が いました。 込みは約6,700人、事業費は終 計加傾向であることが課題とな こついて、高齢者のための相記 デジタル化の進展を踏まえ、	内容の見直し 18,600万円とな なっています。 炎窓口や施設優	(戦略会議・いきいきリー よっており、高齢者数の増加 優待などの情報を取得できる				
取組の 方向性	きるように支 キルに慣れ親 効果的な手法 ・介護予防い い・健康づく ・敬老祝品贈 り方について	愛することをE しむための取れ について検討し きいき大作戦に り等普及啓発 呈事業について 検討します。	目的に実施して 目等を推進して します。 こついて、廃止 事業」として実 て、対象者数増	いるため、引き いきます。また した戦略会議及 施します。 加に伴う事業者	と関わりを持ち、自分のいきが き続き、地域に目を向けて活動 た、今後の高齢者数の増加やを 及びいきいきリーダー養成講座 遺増や平均寿命の延び、社会や 、見直しを実施します。	かするシニアの 土会状況等を踏 を以外のコンテ	きではいる。 意識を表している。 では、 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-				

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・シニアパワーアップ推進事業については、実施する講座の内容や規模について、協働事業者等と随時検討し、社会状況等に合せたコンテンツ 提供に向けた取組を推進
- ・介護いきいきフェアとの統合を図った、いきがい・健康づくり等普及啓発事業における普及啓発イベントについては、引き続き効率的・効果 的なイベント実施を図るとともに、いきいきリーダー養成講座の廃止に伴い、これまで養成してきた、いきいきリーダーの活用方法や、新たな 健康づくり・介護予防のためのコンテンツの検討を実施
- ・せんとう健康長寿応援プログラムについて、実施場所の拡大や参加者数の増加に向けた取組について、関係団体等と連携して検討を実施 【R04 (2022) 】
- ・かわさき福寿手帳について、あり方の検討結果に基づく、見直しを実施

[R04 (2022)  $\sim$ R06 (2024) ]

- ・敬老祝品贈呈事業は、他の高齢者施策の見直し状況を踏まえながら、社会状況の変化等に合わせた事業内容に見直しを実施 【R05 (2023) ~R07 (2025)】
- ・かわさき福寿手帳について、見直し後の新たな制度による事業の推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_				
到達目標	代に即した内容・敬老祝品贈	呈事業について 容へ見直しを実 呈事業以外の事 りながら、より	₹施 業については	、安定的な参加									

所管		健康福祉局	<del></del>	]							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民	えサーヒ	ごスの再構築	築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	<b>好来を見据えた市民サービスの再構築</b>							
課題No.	13	課題名	重度障害	重度障害者医療費助成制度の見直しに向けた検討							
現状	・重度障害者医療費助成制度は、重度の障害がある人が必要な医療を安心して受けられるための制度ですが、高齢化に伴う対象者の増加や、神奈川県の補助制度の見直し等による財政負担の増大が課題となっているため、政令指定都市とその他の県内市町村に対する補助率の格差是正や、国による医療費助成制度の設立等の要望とともに、他都市の動向や、制度の見直しによる影響額の把握など制度のあり方の検討を行ってきましたが、現時点で結論に達していないことから、引き続き検討を行っていく必要があります。										
取組の 方向性			211 11 11 11 11 11	費助成制度の 時期の検討を	見直し内容の検言 行います。	付を行いる	ます。				
活動指標①											
				具体的な	取組内容						
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・重度障害者医療費助成制度のあり方検討会を庁内に設置し、制度に関するデータを分析した結果の多角的な検証や制度の見直 し内容、制度の見直し時期について、検討を実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	現状値 目標値 <del>-</del>							
到達目標	・持続可能で											

所管		健康福祉局	<del></del>									
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市貝	ミサーヒ	ごスの再構	——————————— 築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	来を見据えた市民サービスの再構築								
課題No.	14	課題名	障害者施討	害者施設運営費補助のあり方の検討								
	なったため、 (2015)年・ ・また、令和 進に対応した ・今後、令和 所からの意見	本市では独 4月に市独自 日3 (2021) た加算の新設: 日3年 (2021 記等に基づき 加制度のあり	自にさまざま の加算の一部 年10月には、 等、市独自の )年10月に実 適切に把握	な加算を行っ 引見直しを実施 重度化、行動 加算の一部見 にた見直し するとともに	てきていますが、 しました。	法施行征 対応した した。 、障害福 っ踏まえ <sup>7</sup>	後の国の報酬 報酬単価の見 祉サービス引 ながら、引き	業者の収入が減ることに 計改善を踏まえ、平成27 見直しや、地域移行の促 事業所の運営実態や事業 続き持続可能な障害者施 注)について検討を行って				
取組の 方向性			-					が設運営費補助制度のあ 検討を進めます。				
活動指標①		_		現状値	_		目標値	-				
				具体的な	取組内容							

## [R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・令和3 (2021) 年10月に実施した見直し後の事業所の運営状況について、実態調査を行い、適切な実態把握を実施 【R06 (2024)】
- ・国の報酬改定が予定されていることから、その動向の把握

# 【R07 (2025) 】

・事業所の実態調査及び障害福祉計画の作成に係るニーズ調査を行い、令和6(2024)年度の国の報酬改定、事業所との意見 交換の内容も踏まえた上で、サービスの必要性や事業所の運営状況を把握し、検討を実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	一情報		_	時間 一					
成果指標		-		現状値	-	-	目標値						
到達目標	豊 │	革第2期プロー こ、今後のサー					福祉サービス	事業所の運営	常状況を把握				

记答				1								
所管				<u> </u>								
取組No.	1	取組名	社会経済物	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築 								
項目No.	(1)	項目名	将来を見抜	<b>寽来を見据えた市民サービスの再構築</b>								
課題No.	15	課題名	こども文化	ヒセンターの	の役割の再整理を踏	まえた効率に	的・効果的な運営及					
武水及1VU.	15	林思石	び施設の最	最適化に向い	ナた検討							
現状	ており、困難 ・【ソフト な価値観に触 ます。率的・ド ・【ハード れる施設特性	な課題を抱える めています。 】こども文化される機会を提供 社会状況も大き 果的に市民サー 】多くの施設し ではないことが	る子どもや若者 センターについ 共する役割があ きく変化してい ービスの質の向 こついて、 築年 いら、令和3(	も少なくない中 ては、子どもの るものの、個々 る中で、地域ニ 上を図る必要か 数が経過し老杯	で、子どもの居場所につい 居場所の一つとして、多く のセンターで提供されてい 一ズや個々のセンターの特 あります。 が進んでいること、また 策定する資産マネジメント	て、対象とする の人との関わり るサービスの質 性等を踏まえ、 、必ずしも単一	取り巻く環境が大きく変化した世代や子どもの特性等に応め、中で、様々な体験や多様で、利用実態に差が生じてい役割を再整理した上で、よいの施設であることが求めらけに基づき、施設の多目的化					
取組の 方向性	ターに求めら 法について、 ・【ハード面	れる役割につい 必要に応じた 】 築年数が経過	、て、地域特性 文善・見直しを 過し老朽化した	や利用者の属性 実施します。 施設や更新時期	、ニーズ等に基づき再整理	!する中で、提供	つとして、こども文化セン はするサービス内容や実施手 型の状況も踏まえながら、多					
活動指標①	現状値 目標値 一											

## 令和4(2022)年度 ~ 令和7(2025)年度

## 【ソフト面】

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・広く子どもや地域の意見の聴取及び意見を踏まえた子どもの居場所に係る方向性等の検討
- ・上記の検討を踏まえた個々のセンターを取り巻く状況や設置されている地域の特性、利用者の属性、ニーズ等の把握・分析
- ・子どもの居場所に係る方向性等の検討結果や個々のセンターの状況分析の結果を踏まえた子どもの居場所や地域の拠点としてのセンターの役 割の再整理

#### 【R05 (2023) 】

- ・求められる役割を果たすために必要となるセンター職員の資質向上に向けた研修カリキュラムの見直し
- ・求められるニーズにより的確に応じた効率的・効果的な運営など、必要な改善・見直し

## [R06 (2024) · R07 (2025) ]

- ・センター職員の資質向上に向けた指導等取組の推進
- ・区役所等と連携した、求められるニーズに、より的確に応じた効率的・効果的な運営など、必要な改善・見直しに向けた取組の推進 【ハード面】

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化に向けた取組の推進
- ・大師こども文化センター、田島こども文化センターの移転・整備後の新複合施設における管理運営手法等の検討・調整

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①	こども文化せ (延べ数)	センターの年間	間利用者数	現状値	717,6 (令和 2 (2	<b>694人</b> 020) 年度)	目標値	1,830,00 (令和7(2	00人以上 025) 年度)			
到達目標	・子どもの居っ 運営の開始	子どもの居場所の1つとして、こども文化センターが果たすべき役割の再整理及び当該内容に基づく、より効率的・効果的な										

所管	3	ども未来	局								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーし	ごスの再構	築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構築						
課題No.	16	課題名	公立保育所	公立保育所が担うべき機能・役割に基づく効率的・効果的な運営							
現 状	・令和3(2021)年4月に公立保育所の民営化が完了し、現在、保育と子育ての一体的な事業推進拠点である「保育・子育て総合支援センター」の各区1か所設置に向け、川崎区に始まり、順次整備を進めており、通所施設としての利便性等を考慮した設置場所の選定や全区整備に向けた取組を進めています。 ・また、現在、公立保育所について、これまでの取組内容や効果の検証を進め、担うべき機能・役割を整理しています。 ・今後、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進める必要があります。										
取組の 方向性	子育て総合支 ・また、公立 な保育サービ ・今後の就学	き検討を進める必要があります。  ・川崎区及び中原区に設置した保育・子育て総合支援センターにおける取組内容や効果の検証結果を踏まえ、残る保育・子育て総合支援センターの整備に向けた取組を進めていきます。 ・また、公立保育所が担うべき機能・役割を整理した上で、求められる保育ニーズを踏まえながら、より効率的・効果的な保育サービスの提供と定員数・定員構成の設定等を行っていきます。 ・今後の就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえた将来的な機能・役割及び区ごとの配置の方向性等について、検討を継続します。									
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-				

令和4 (2022) 年度 ~ 令和7 (2025) 年度

# ●保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・高津区保育・子育て総合支援センターの基本計画及び民間活用も含めた整備手法の検討及び工事着手
- ・麻生区/幸区保育・子育て総合支援センターの整備に向けた取組の推進

## 【R04 (2022) 】

・宮前区保育・子育て総合支援センターの実施設計、工事着手

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

・多摩区保育・子育て総合支援センターの実施設計、工事着手

【R05 (2023) 】

・宮前区保育・子育て総合支援センター運営開始

【R06 (2024) 】

- ・多摩区保育・子育て総合支援センター運営開始
- ●公立保育所の効率的・効果的な運営

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・計画的な施設保全の実施
- ・整理した機能や役割に基づく適切な保育サービスの提供
- ・より効率的・効果的な定員数・定員構成の設定等の実施
- ・就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえ、次期計画期間に向けた機能・役割及び区ごとの配置の方向性等 の検討

	確保を想定する経営資源												
トト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値									
到達目標													

所管	3	ども未来	局								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化を	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	<b>将来を見据えた市民サービスの再構築</b>							
課題No.	17	課題名	効率的・効	効率的・効果的な待機児童対策の推進							
現、状	・今後、就学前児童数が減少傾向で推移し、保育需要の伸びが鈍化していくことが見込まれる中、新たな保育所整 構だけでなく、地域特性やニーズに応じ、多様な手法を用いることで保育受入枠を確保するなど、これまで以上 に、効率的・効果的な待機児童対策を推進し、待機児童ゼロを維持していく必要があります。										
取組の方向性	■■・就学前児童数が減少傾向で推移し、保育需要の伸びが鈍化することが見込まれることを踏まえ、新たな整備の必Ⅰ										
活動指標①	<ul> <li>認可保育所等の定員数(翌年度4月 1日時点)</li> <li>現状値 (令和2 (2020) 年度)</li> <li>33,812人 (令和2 (2020) 年度)</li> <li>1日時値 (令和7 (2025) 年度)</li> </ul>										
活動指標②	認可化移行施設数(翌年度 4 月 1 日 時点)(累計)										

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・需要に見合った整備目標量の設定と歳児別の受入
- ・既存民間保育所の歳児別の定員や一時保育事業の見直し
- ・認可外保育施設の認可化の促進
- ・幼稚園の一時預かりなど、多様な手法を活用した保育受入枠の確保

	確保を想定する経営資源										
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	保育所等利用待機児童数 (翌年度4月1日時点)			現状値	<b>0</b> . (令和 2 (2	<b>人</b> 020)年度)	目標値	<b>0</b> . (令和 7 (2	<b>人</b> 025)年度)		
到達目標											

令和4 (2022) 年度 ~ 令和7 (2025) 年度

所管	a	きちづくり	 局	]							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	——————————— 築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見抜	<b>将来を見据えた市民サービスの再構築</b>							
課題No.	18	課題名	都市計画	都市計画道路網の見直し							
現状	・昭和20~30年代に都市計画決定した数多くの都市計画道路について、社会経済情勢が大きく転換する中で、未着手路線を中心に、そのあり方について検討を進め、平成20(2008)年6月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定するとともに、同方針に基づき選定した、見直し候補路線7路線(11区間)の内、大田神奈川線を除く路線について、平成25(2013)年度までに都市計画変更等の対応を完了しました。 ・都市計画道路については、整備効果が高いものの、完了までに多くの時間を要することや、都市構造や社会情勢等の変化により、求められる機能や役割も変化することから、必要性を再検証した上で、平成29(2017)年度に「都市計画道路網の見直し方針」を改定し、必要な取組を進めてきました。 ・今後も改定した方針に基づき、「都市計画道路網の見直し」に向けた取組を着実に進めていく必要があります。 ・また、路線バスの走行環境改善に向け、モデル路線として抽出した3路線3区間におけるバスペイ設置や改善に至っていない2交差点の改良についても、必要な取組を進める必要があります。										
取組の 方向性	証を行った上 ・また、路線	で、選定したりバスの走行環境	- 見直し候補路線 意改善に向け、	3路線3区間に	直し方針」において、未整備 こついて、見直しに向けた取紀 こおいて、モデル路線として扌 生進します。	祖を進めます。					
活動指標①	都市計画道路路線数(累記		を実施した <b>0 路線</b> 日標値 <b>2 路線</b> (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025) 年度)								
活動指標②	検討・調整・ 数(累計)	・整備を実施	現状値0 箇所 (令和 2 (2020) 年度)1 標値 (令和 7 (2025) 年度)								
活動指標③	検討・調整・	・整備を実施	した交差点								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

①見直し候補路線である3路線3区間の都市計画道路の都市計画 変更等に向けた取組

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

数 (累計)

- ・南幸町渡田線の都市計画変更に向け、道路改良工事の進捗を踏まえた取組の推進
- ・中瀬線廃止の都市計画手続に向けた取組の推進

#### 【R04 (2022)】

・野川柿生線の都市計画変更手続に向けた取組の推進

#### [R05 (2023)]

・野川柿生線の都市計画変更手続の実施

②路線バス等の走行環境改善のモデル路線として抽出した3路線3区間におけるバスベイ設置及び改善に至っていない2交差点の改良

(令和7 (2025) 年度)

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

(令和2 (2020) 年度)

・2 交差点(蔵敷交番前交差点、平瀬踏切西側交差点)の改良に向けた検討・調整・整備を実施

[R04 (2022)]

・向丘中学校下バス停のバスベイ供用開始

【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

・向丘出張所バス停へのバスベイ設置に向けた調整

#### 【R07 (2025)】

・向丘出張所バス停へのバスベイ設置に向けた調整結果に基づく取組 の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標(1)	都市計画変更により建築制限が撤廃 される建築物の棟数(累計)			現状値	- (令和 2 (2	- 020)年度)	目標値		<b>棟</b> 025)年度)			
到達目標	・モデル路線	として抽出し	た3路線3区	間におけるバ	スベイ設置に	による55棟の よる路線バスの ない2交差点の	の走行環境改	善	行環境改善			

所管	まちづ	くり局(交	[通局]						
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見扱	居えた市民	サービスの再構築				
課題No.	19	課題名	バスネッ 検討	トワークの	形成に向けた効率的・	・効果的な	路線や運行方法等の		
現状	・これに対し 議・調整を行ける利用者の ・こうしたこ 的な路線や遅 ・また、併せる る交通手段に	、本市では 一つでいます の回復が見込 ことから、バ 運行方法等に せて、バス事 に対する市民	、 路線の維持 が、各バス 便 めるま業者や関 ス事で 大 で、 関 で、 関 で、 関 で、 関 で、 関 で、 関 で で の 変 れ で と で と が と が と が と が と が と が と が と が と	・確保について業者とも、こ数を元に戻す係局とともに、必要な取組を変われている。		らゆる機会を 態に直面して い状況です。 トワークの維 ます。 染症を契機と	捉えてバス事業者と協 おり、バス路線全体にお 持に向け、効率的・効果 する、通勤・通学等に係		
取組の方向性	る交通手段に対する市民ニーズの変化や今後迎える人口減少等を見据え、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成等についても、段階的に検討を進めていく必要があります。 ・路線バスネットワークの維持に向け、バス事業者や関係局とともに、既存の長大路線や重複路線の効率化に向けた検討を進め、必要に応じて、見直しを実施していきます。また、長大路線や重複路線の見直し等を実施した場合に創出した輸送資源については、「既存路線における便数の確保」や「基盤整備や開発事業等を踏まえ新規路線」等に活用していきます。 ・現行の行政路線(多くの需要が見込めない地域において交通手段を確保するための路線)や公共施設接続路線(公共施設へのアクセスを確保するための路線)についても、関係局とともに、当該路線の設置経過や必要性等も踏まえながら、公営企業も含めた行政が負担すべき路線のあり方やその費用、また、民間活用の可能性も含めて検討を進め、必要に応じて、見直しを実施していきます。 ・バス事業者が把握している利用動向やOD調査の結果、また、既存路線の効率性などの現状等も踏まえながら、今後の市民ニーズの変化や人口減少等を見据え、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成等についても、検討を進めていきます。								
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_		
				 旦休的か	—————————————————————————————————————				

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ・長大・重複路線の効率化に向けた検討・取組実施
- ・長大・重複路線を効率化した場合に創出できる輸送資源の活用に向けた検討・取組実施(便数確保や新規路線への活用等)
- ・行政路線・公共施設接続路線における公営企業も含めた行政が負担すべき路線のあり方やその費用、民間活用の可能性等についての検討・取組実施
- ・運行効率化に向けたバス事業者との協議・調整及び大師橋駅、登戸地区での基盤整備を契機とする路線の新設、見直し
- ・効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた段階的検討の開始

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

・路線バス利用実態調査実施・分析

正日 小水 ハンヘイ・	<b>- 西藤八本門用夫忍両直夫ル・カ州</b>											
	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_			
到達目標	・市民ニース	で変化や人[	 コ減少等を見	据えた効率的	〕・効果的な路	各線や運行に	よる路線バス	ネットワーク	の維持			

所管	ŧ	ちづくり	———— 局								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構築						
課題No.	20	課題名	効率的・効	効率的・効果的な登戸土地区画整理事業の実施及び清算に向けた検討							
現状	・登戸土地区画整理事業について、令和7(2025)年度の建築物等の移転及び基盤整備の完了を目指し、集団移転手法の活用により事業を推進しています。引き続き、複数の集団移転を並行して実施することに伴い集中する補償業務への対応と併せ、権利関係が複雑な補償業務など、事業スケジュールにあわせた、円滑な事業推進に向けた調整が必要となっています。 ・また、令和7(2025)年度の基盤整備の完了以降、清算金の徴収及び交付を予定していることから、円滑かつ確実な徴収及び交付に向けた検討を進めています。 ・こうした中、事業の長期化に伴い、仮換地指定後から長期間経過している権利者や権利変動も多く発生していることから、清算金に対する権利者の理解を醸成していく必要があります。										
取組の 方向性	・平成25 (2013) 年度から取り組んでいる補償業務における民間部門の活用については一定の成果を上げており、今後も事業スケジュールに沿った着実な進捗を図るため、引き続き民間部門を活用するなど、効率的・効果的に事業を推進していきます。 ・また、これからピークを迎える道路整備等の工事や、換地処分に的確に対応するとともに、換地処分後の清算金の徴収・交付について、より効率的・効果的な手法についての検討や清算の対象となる方への清算金に対する理解の醸成に向けた取組を推進します。										
活動指標①	建築物等移車	云棟数率(累	計)	現状値	80% (令和2(2020)年度)	目標値	100% (令和7(2025)年度)				
	具体的な取組内容										

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・工事業務については、事業の加速化に伴う道路整備等の工事量の増加への対応とともに、駅前広場や街区公園等の整備に向けた鉄道事業者、交通管理者、地元町会等の事業調整業務量増加への対応を含め、着実に事業を推進するために効率的・効果的な手法について検討

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・換地処分、清算業務等については、他都市の実績等を参考にしながら、民間部門の活用の可能性を含め、効率的・効果的な手 法について検討
- ・清算金に対する権利者等の理解の醸成に向け、ホームページへの掲載、お知らせの配布、説明会の開催等、段階的周知の取組 実施

# [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・補償業務については、集団移転の進捗に伴い集中することや、権利関係が複雑な補償交渉への的確な対応を図るため、民間部 門を含めた執行体制により、着実に事業を推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	時間	_						
成果指標①	宅地使用開始	台面積率(累)	計)	現状値		<b>3%</b> 020) 年度)	目標値		<b>0%</b> 025)年度)		
到達目標	・建築物等科		び宅地使用開	始面積率の10 等の理解の醸		又及び交付手	法の決定				

所管		建設緑政局	j	]					
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見払	居えた市民	サービスの再構築				
課題No.	21	課題名	放置自転車	車対策の実	施手法の見直し				
現状	・昭和62(1987)年に川崎市自転車等放置防止に関する条例を制定し、撤去活動などの放置自転車対策を推進することにより、放置自転車は減少しており、撤去台数は、平成27(2015)年度の34,558台から令和元(2019)年度には20,700台と、約6割まで減少し、一定の効果が現れております。 ・今後も減少していくことが想定されますが、夕方の短時間の利用者等による自転車等が、いまだに多く放置されていることから、放置自転車の削減に向けては、一層の効率的な撤去業務とともに、より効果的な放置対策を進めていく必要があります。 ・撤去自転車は減少傾向にあり、保管所の利用状況も5割程度となっているため、効率的・効果的な保管所運営を図っていく必要があります。								
取組の 方向性	・現在北部地区で進めている放置自転車対策(整理誘導・撤去・運搬・保管)の一括委託化により、放置が多い時間帯やエリアにおける対策など効率的・効果的な業務遂行が見込まれることから、さらなる放置自転車の削減を図るため、全市展開に向けた取組を推進します。 ・夕方の短時間の利用者等に対しては、放置の状況を踏まえながら、より重点的な放置自転車対策を推進します。 ・市内 9 か所の保管所について、利用状況を踏まえた再編整備を進め、一層の効率的な運営を図ります。								
活動指標①	一括委託化の	D対象区数	現状値 3 区						
活動指標②	保管所箇所数	女		現状値	9か所 (令和3(2021)年度)	目標値	7か所 (令和7(2025)年度)		

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

## <放置自転車対策>

## 【R04 (2022) 】

・北部地区における一括委託化の効果検証

#### 【R05 (2023) 】

・効果検証を踏まえた市内全域における一括委託化の推進

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・一括委託化業務の継続実施

<保管所運営>

# 【R04 (2022) 】

・自転車等保管所について、9箇所から7箇所への再編整備の実施

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・自転車等保管所7箇所における管理運営の継続実施

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・総合的な駐輪場・保管所のあり方の検討

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	○ 情報		時間 一				
成果指標①	一括委託化等 数	等による放置	自転車の台	現状値	<b>2,0</b> 1 (令和 2 (2	L <b>1台</b> 020) 年度)	目標値	1,600台以下 (令和7(2025)年度)				
成果指標②	保管所再編による運営経費			現状値	·	4 <b>0千円</b> 020) 年度)	目標値	100,000 (令和7(2	千円以下 025) 年度)			
到達目標		による放置自 孫整備等によ					以下)					

所管		建設緑政局	<u> </u>							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民 <sup>・</sup>	サービスの再構	築			
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構	<b></b> 築				
課題No.	22	課題名	市内駐輪場	市内駐輪場施設の見直し						
現 状	・放置自転車対策として、駐輪場整備を進め、市内に147箇所(令和元(2019)年度)を設置しています。 ・市内全体での駐輪場利用率は、令和元(2019)年度の平日16時台では約84%ですが、一部、駐輪需要の高い駅 (利用率100%超)があり、需要に応じた設置が必要となっています。 ・再開発事業などで、閉鎖する駐輪場があり、事業進捗を踏まえ、代替駐輪場を確保する必要があります。 ・一方で、利用率が50%を下回っている駅が11駅(うち2駅については民間施設のみ)あり、駐輪需要を踏まえた 効率的・効果的な運営を図るため、統廃合を含めた施設配置等のあり方の検討が必要です。									
取組の 方向性										
活動指標①	再編整備方錄	トに基づく再	編実施駅	現状値	<b>0駅</b> (令和3(2021)年	目標値	3駅 (令和7(2025)年度)			
	具体的な取組内容									
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

# 【R04 (2022) 】

・各施設の実態調査、カルテの作成・再編整備に向けた検討

# 【R05 (2023) 】

・各施設の再編整備方針策定

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・再編整備方針に基づく取組の推進

ヒト	_	モノ	$\bigcirc$	カネ	0	情報	_	時間	-
成果指標①	駐輪場の利用	月率(平均)		現状値		) (020) 年度)	目標値	<b>70%~</b> (令和 7(2	~ <b>90</b> % 025) 年度)
到達目標		こよる適切な				った代替駐輪 <sup>は</sup> の計		令和 7 (202	5)年度目標

所管		建設緑政局	;								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築				
項目No.	(1)	項目名	将来を見掛	居えた市民	サービスの再構築						
課題No.	23	課題名	市営霊園に	こおける持	こおける持続的で公平な墓所の供給						
現状	元(2019)3 りも多くの過 ・墓所の循環	年度に合葬型 図還墓所が出 環利用の促進	墓所の供用を たことに伴い に伴い、緑ヶ	:開始し、一般 、循環利用に 丘霊園で増加	なれており、承継への不要 登墓所等から合葬型墓所へ よる供給数が増加しました はした返還墓所の再募集を 計画的に墓所供給を行う。	の改葬を推進 た。 実施したとこ	したことにより、想定よろ、応募倍率の大幅な改				
取組の 方向性	(1 m <sup>2</sup> ) を	・ 修備すること 削用するため	で、新規墓所	供給を充実さ	画であれば整備可能な用りせるとともに、一般墓所質けて継続的に合葬型墓所の	等から合葬型	墓所への改葬による返還				
活動指標①	小区画の一般 数(累計)		の募集基	現状値	<b>220基</b> (令和3(2021)年度)	目標値	1,030基 (令和7(2025)年度)				
				具体的な	取組内容						

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所(1㎡)の整備

	確保を想定する経営資源												
ヒト	1	モノ	$\circ$	カネ	$\circ$	情報	_	時間	_				
成果指標(1)	小区画の一般 用料による説	设墓所(1㎡) 遠入(累計)	の墓所使	現状値	(令和2(2	- 020)年度)	目標値		00千円				
到達目標				進めることに 目標値:257,0		の墓所整備の)	原資となる使	用料歳入の増	曾(令和4				

所管		消防局		
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	(1)	項目名	将来を見扱	居えた市民サービスの再構築
課題No.	24	課題名	救急隊の現	見場到着時間の維持・短縮及び救急車の適正利用
現状	求め、ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	おり、救急出 E配置の用用の 手報に外見の 手報にの を対し、 なは要ない数し、 状態があるい数し、 大いないない。 でいるでいる。 でいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるでいるでいる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる	場件数、人口 を行っを正者を けた軽関等)。 、び、共機など検車の、 が発生り、がるもり、がかかかがかがかがいかがである。 (H30)→75,51 (H30)→53% 21件(H30)→	整備指針」において、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが増加、地理的条件、消防庁舎の活用状況、市域全体のバランス等を総合的にす。 の啓発については、平成18(2006)年度から、様々な取組を実施していま活用した広報、コールセンター事業、不適切頻回利用者個別指導、老人福祉しつつ継続・拡大することで、平成30(2018)年と令和2(2020)年の比軽症者利用割合並びに軽症者利用件数ともに減少しています。短時間における局地的な救急需要集中により、遠方から救急車が出場し現場ます。また、新型コロナウイルス感染症の対策として、出場時に感染防止衣要請の覚知から救急隊の現場到着までの時間が延伸しています。 $3$ 件(R1)→66,951件(R2)(R1)→49%(R2) $3$ 4,581件(R1)→27,659件(R2)
取組の 方向性	高齢化の進展 推測し、継続 縮に向けた素	暖に伴う人口 売した救急隊 対急隊運用の の救急車の適	構造の変化、 の適正配置の 新たな取組を 正利用等の救	より、今後の救急件数の推移を見定める必要がある状況となっていますが、 在宅介護や単身世帯割合の増加等の社会状況の変化による救急件数の動向を 考察に加え、川崎市域における各地域においても、現場到着時間の維持・短 推進します。 急需要対策を一層推進するとともに、国等の動向を注視しながら、引き続き

現状値

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

目標値

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

活動指標①

- ・北部地域増隊(王禅寺・宿河原)の効果検証を踏まえた効率的・効果的な救急隊の配置等に向けた調査・検討
- ・救急隊の現場到着時間の維持・短縮に向けた取組の推進
- ・救急車の適正利用に向けた取組の推進
- ・「救急受診ガイド」について、救急フェア等の各種イベントでのリーフレット配布や、Jリーグ開催時の等々力陸上競技場 オーロラビジョン等を活用した広報の実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0			
成果指標①	救急車の現場	易到着時間		現状値		<b>)分</b> 2020)年)	目標値	8.0分 (令和7(	<b>)以下</b> 2025)年)			
到達目標	・救急車の夏 (2025)年』		用を実現し、	救命効果の向	]上を図るたぬ	か救急車の現場	湯到着時間8	分以下の達成	え (令和 7			

所管	教育	<b>香員会事</b>	務局	]					
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サ	ービスの再構	· 築		
項目No.	(1)	項目名	将来を見	居えた市民	サービスの再構築				
課題No.	25	課題名		館・図書館 営手法の検		多転・整備に	伴う効率的・効果的		
現状	図書館の鷺沼 (2020) 年 いて検討を進 ・令和3(2	留駅周辺への 8月に策定し もめる必要が 021)年度に	移転・整備に たところであ あります。 は、今後の事	:向けた取組と 5り、当該計画	こして、「新しい宮前市 回に基づき、移転・整何	5民館・図書館基 講後の効率的・効 こ、これまでに著	か果的な管理運営手法につ		
取組の 方向性	一体的な検言・管理運営言効果的な管理にし、施設形 にし、施設形応、地域特性・管理運営言	けを進め、管: 計画の策定に 理運営手法の が態や諸室の とに応じた事 計画の策定作	理運営計画を 当たっては、 検討を踏まえ 配置、設備の 業・サービス 業と並行して	策定します。 「今後の市民 、民間事業者 違いなどに応 の推進など、 、諸室の配置	発館・図書館のあり方」 音等の提案やワークショ なじた適切な維持管理や 効率的・効果的な管理	に基づく市民館 ップ等でいただ 、求められる多 型・運営手法等の な化に向けて実施	施策と連携を図りながら ・図書館全体の効率的・いた市民意見なども参考様なニーズへの柔軟な対検討を進めます。		
活動指標①	<del>ー</del> 現状値 ー 目標値 ー								
				 具体的な	取組内容				

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく市民館・図書館全体の効率的・効果的な管理運営手法の検討を踏まえた、宮前市 民館・図書館の効率的・効果的な管理運営手法を検討

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・上記の検討や再開発事業の進捗状況、基本・実施設計の進捗状況等を踏まえ、相互に検討状況を反映させ、ソフトとハードの 一体的な検討を進めながら、管理運営計画の策定に向けた取組の推進
- ・管理運営計画策定後、計画に基づく供用開始に向けた取組の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間				
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	_	-			
到達目標	・管理運営詩	∤画に基づく新	新たな管理運	営に向けた取	双組の実施							

# 1-(2)市民サービスのデジタル化の推進

# ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、ICTを活用した市民サービスの向上を図るため、電子申請システムの利用促進や「かわさきアプリ」の利用者拡大等に取り組んだ結果、いずれの利用件数も大幅に増加するなど、市民の利用が拡大しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機として社会のデジタル化が進展し、行政サービスのデジタル化も求められている中で、行政手続のオンライン化など市民サービスの一層の質の向上等に向けて、デジタル技術とデータの活用を加速する必要があります。

# ■ 取組の方向性

- ▶ 対面が必要な手続などを除き、原則として令和4(2022)年度までに行政手続をオンラインで申請できるようにするとともに、窓口のキャッシュレス決済を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。また、年齢等を問わず等しく市民が手続のオンライン化等の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイド対策を推進します。
- ▶ 市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、「かわさきアプリ」やSNSを活用し、必要な情報を効果的に発信します。
- ▶ 市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、対面や電話により実施している相談業務のオンライン化に向けて取組を進めます。

所管	;	総務企画后	;					
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化を	を踏まえ	た市民サーヒ	ごスの再構	築
項目No.	(2)	項目名	市民サート	<b>ごスのデジ</b> :	タル化の	推進		
課題No.	1	課題名	市民生活の	の利便性向_	上に向け	たICTの沿	5用	
現状	ンターネット和 した取組が必動 ・マイナンバーフ マイナンバーフ ・令和3(202 ついて、機密性 られています。	利用環境を更に 要です。 一制度の円滑な カードの利活月 21)年3月に2 生の高い情報の	こ充実させるた に運用を図ると 引に関する取組 オンライン会議 D取り扱いに関	めの公衆無線 L ともに、国によ 等に的確に対応 用パソコンを2 する運用ルール	. A N環境の 、るマイナン なしていく必 64台調達し いを定め、オ	整備や新たな市民 バーの利用範囲 が 要があります。 、会議のオンライン化の準備	民サービス提供 及び特定個人情 (ン化を推進し 情を進めており	かわさきアプリの提供やイ の検討を進めており、継続 報の提供範囲の拡大並びに ました。また、相談業務に ますが、更なる進捗が求め
取組の方向性	ど、市民や企業 ・かわさきアフ ます。 ・民間のアク・ ・ICTを巡済	業のニーズが高 プリや市LIN セスポイント等 る社会全体の重	るい情報のオー NE公式アカウ 等を活用しなが か向等を踏まえ	プンデータ化を ント、AIチャ ら、公衆無線 L	推進します マットボット AN環境の -の独自利用	-。 - システム等を活序 - 整備を行います。 Bやマイナンバーフ	用し、必要な情	ト (公共施設等の一覧) な 誤報を効果的に発信していき
活動指標①	提供してい <i>る</i> タセット数		ータのデー	現状値		(2020) 年度)	目標値	<b>500件</b> (令和7(2025)年度)
活動指標②	他の自治体等 る情報連携数		ンバーによ	現状値		L <b>,031件</b> (2020) 年度)	目標値	500,000件 (令和7(2025)年度)

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化の推進
- ・かわさきアプリや市LINE公式アカウント、AIチャットボットシステム等を活用した地域情報の発信
- ・民間事業者と連携した「かわさきWi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進
- ・オンライン会議等のツールやパソコンを活用、外部との会議のオンライン化及び相談業務のオンライン化の推進
- ・健康保険証利用などマイナンバーカードの活用や、法令に基づくマイナンバーの独自利用の検討及び実施

## [R04 (2022) ]

マイナポータル等の利活用に向けた取組の検討

[R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) ]

マイナポータル等の利活用に向けた取組の実施

. , , , , ,	17 ホーメル寺の行泊市に同りた政権の关地												
			-	確保を想定す	する経営資源	京							
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	0	時間	$\circ$				
成果指標(1)	提供してい <i>る</i> 均ダウンロー		ータの月平	現状値	·	10件 2020)年度)	目標値	l '	<b>)0件</b> 025)年度)				
成果指標②	市LINE公 登録者数	公式アカウン	トの友だち	現状値	·	4 <b>8件</b> 2020)年度)	目標値	·	<b>00件</b> 025) 年度)				
到達目標	る民間サービス ・マイナンバー ・対面の必要を ・公衆無線 L	スやビジネスの ーカードの利淀 がない会議や林 A N環境の整備	D創出等への寄 括用の範囲拡大 目談業務の原則 情による市民の	与 による市民の₹ オンライン化 利便性向上	<b>リ便性向上</b>	こよる、市民生活							

所管	i	総務企画局	;				
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築
項目No.	(2)	項目名	市民サート	ごスのデジ	タル化の推進		
課題No.	2	課題名	行政手続の	<b>Dオンライ</b>	ン化・窓口等のキャッ	ッシュレスケ	化の推進
現状	り、また、オ出やアンケー 要な手続に関 テム導入に当: ・令和3 (20) シュレス決済( ります。	ンライン手続へ ト調査などの作 してオンライン たっては、こう 21) 年度から の導入を進めて	への移行を円滑 簡易な手続につ シ決済に対応し シした課題を踏 三籍・住民票等 こいますが、一	に進めるため、いて、職員が同ていないなど、まえながら、見い税証明の証明を推進を推進を推進しませませます。	本市の電子申請システムから 令和3 (2021) 年4月から 申請フォームを作成できる環境 更なるオンライン化の推進に 更なる利便性の向上を図ってに 別発行にかかる手数料収納に 進し、支払の選択肢の拡大やす	簡易版電子申記 竟を構築してい に向けて課題かいく必要があり 対して、クレシ 市民の利便性向	情サービスを導入し、各種届かますが、手数料の徴収が必があることから、次期のシスます。 ジットカードなどのキャッり上につなげていく必要があ
取組の 方向性	の手続をオン ・円滑な手続 対応した高機! ・非接触によ 進します。	ラインで申請で のオンライン( 能な次期電子E る感染症対策や	できるようにし と実現のため、 申請システムを ウ支払の選択肢	ます。 簡易版電子申記 導入します。 の拡大による市	こよる申請が困難な手続を除る 情サービスを活用するとともに 5民の利便性の向上等を目的。 思恵を受けられるよう、デジタ	に、オンライン	·決済やスマートフォン等に ・のキャッシュレス決済を推
活動指標①	電子申請可能 化率(※法令 ある手続を除	等により電子	申請に課題が	現状値	11% (令和3(2021)年度) 9月調査時	目標値	100% (令和4(2022)年度)
活動指標②	キャッシュレ窓口数(累計		能な施設・	現状値	33施設・窓口 (令和3(2021)年度)	目標値	60施設・窓口 (令和7(2025)年度)

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・簡易版電子申請サービスの活用
- ・オンライン決済やスマートフォンを活用した公的個人認証等に対応する「高機能な電子申請システム」の構築・運用
- ・市民ニーズの高い施設や窓口等へのキャッシュレス決済導入に向けた取組の推進
- ・誰もが使いやすいシステムの構築や窓口における手続をサポートするための支援員の配置

## [R04 (2022)]

- ・国のデジタル活用支援講座を活用したスマホ教室等や市民利用施設等における出前講座等の実施
- ・デジタル応援員による出前講座の実施等、企業やNPO法人などの地域人材と連携した取組の検討

#### 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

- ・対面による審査や、資料の原本提出が必要等課題のある手続のオンライン化の検討
- ・市民利用施設等における出前講座等を市内全域で実施
- ・デジタル応援員による出前講座の実施等、企業やNPO法人などの地域人材と連携した取組の実施

<ul><li>アンダル心弦</li></ul>	友貝による田則	・アンダルル抜貝による田削調座の夫旭寺、正耒やNPU法人などの地域人材と連携した取組の夫他											
	確保を想定する経営資源 												
ヒト	_	モノ	$\circ$	カネ	_	情報	_	時間	0				
成果指標①	雷子由請シス	ステムの利用値	生数	現状値	392,7	768件	目標値	600,0	000件				
	E) THE	() 40(1)(1)	1 200	NIC IN IE	(令和 2 (2	020) 年度)		(令和 7 (2	025)年度)				
成里指煙②	  キャッシュ	レス決済比率		現状値	-	_	目標値	40	)%				
从未用标色	( ( ) )	/ // // // /U <del>+</del>		九八世	(令和 2 (2	020)年度)	口证吧	(令和7(2	025) 年度)				
	・オンライン	での行政手続を	:希望する市民	が、いつでも、	どこからでも	原則オンライン	- ンで手続ができ	ること					
到達目標	・窓口等での	キャッシュレス	、決済の推進に	よる、非接触り	こよる感染症対	策や支払の選打	沢肢の拡大によ	る市民の利便	性の向上				
	・行政手続の	オンライン化及	マびキャッシュ	レス決済の推進	<b>進による、窓口</b>	事務の効率化							

所管		財政局								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サ	ービスの再構	· 築			
項目No.	(2)	項目名	市民サート	<b>市民サービスのデジタル化の推進</b>						
課題No.	3	課題名	電子調達沒	電子調達システム等を活用した契約業務の効率化						
現 状	技術や電子記 ムページ上に	認証技術を用 こおける入札	いて契約手続	を電子化し、 果等の公表等	事業者がインターネーについて、更なる手続	ットを通じて手続	て実施している、暗号化 を行う電子入札や、ホー 範囲の拡大のほか、電子			
取組の 方向性					l直しや、電子契約にf 札・契約事務の効率f		踏まえ、電子契約の導入 に取り組みます。			
活動指標①	電子契約の導	拿入割合(単	年度)	現状値	— (令和 2 (2020)年度	目標値	100% (令和7 (2025) 年度)			

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・機器更新を含めたシステムの見直しや、国等の入札・契約制度改正を踏まえた、電子入札システムを利用した入札等の適用範囲の拡大や手続の簡略化の検討
- ・入札契約業務全般について、システムを用いた効率化だけでなく、入札手続における書類の簡略化や様式の見直し等を含めた、継続的な業務の効率化や利便性の向上に向けた取組の推進

## 【R04 (2022)】

・法令改正や関連システムの機器更新の状況等を踏まえた、契約課契約における電子契約の導入

## [R05 (2023) $\sim$ R07 (2025) ]

・契約課契約における電子契約の導入状況等を踏まえた、事務手続の見直しを含めた検討及び各局契約への順次導入

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0		
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	_		
到達目標								物品購入、リ上等のために			

所管	-	市民文化局	<del>,</del>								
取組No.	1	取組名	社会経済物	状況の変化	を踏まえ	た市民サー	ごスの再構	築			
項目No.	(2)	項目名	市民サート	ごスのデジ	タル化の	推進					
課題No.	4	課題名	I C T を流	ICTを活用した各種相談業務の効率的・効果的な実施の検討							
現状						区相談事業につ 業務を電話相談		拡大防止のため職員等にています。			
取組の 方向性	談・オンライ ・コールセン 付を行ってい	、ン相談等相談 シター(令和 いる認定司法	談ツールを選 2 (2020)年 書士相談及び	択できるシス 6月稼働)で 各区役所で臨	テムの構 予約受付 時的対応	築に取り組みま を行っている弁	す。 護士相談、サ している司法	より、対面相談・電話相 ・ンキューコールで予約受書士相談・行政書士相 ります。			
活動指標①	オンライン 務の数(累		した相談業	現状値	(令和2	<b>一</b> (2020) 年度)	目標値	4 業務 (令和7(2025)年度)			

## [R04 (2022)]

- ・試行実施と運用ルールの決定
- ・1業務への本格導入

## 【R05 (2023) 】

・オンライン相談追加導入検討と試行実施(1業務追加導入・計2業務導入)

#### 【R06 (2024) 】

- ・令和5 (2023) 年度に試行実施した業務に係る運用ルールの決定及び本格導入
- ・オンライン相談追加導入検討と試行実施(1業務追加導入・計3業務導入)

# 【R07 (2025) 】

- ・令和6 (2024) 年度に試行実施した業務に係る運用ルールの決定及び本格導入
- ・オンライン相談追加導入検討と試行実施(1業務追加導入)
- ・オンライン相談本格導入(計4業務導入)

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	-	目標値	-	_					
到達目標	相談者それぞ	デれのニーズ <sup>ュ</sup>	や環境、相談	内容に応じた	:効率的・効5	果的な相談手	去の確立						

所管	;	経済労働局	<del></del>	]							
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	 ごスの再構	楽				
項目No.	(2)	項目名	市民サーリ	民サービスのデジタル化の推進							
課題No.	5	課題名	消費生活 法の検討	目談におけ	るデジタル技術を活用	月した効率的	的・効果的な実施手				
現状	生活相談が署 ・消費生活材 確保が課題と す。 ・現在、消費 う。)の検言 化・一方、デジ	寄せられてい 目談においいて 者 方ではてま 対を 3 消費 する 3 がする で 4 ない する 3 がする で 4 ない で 5 でん で 5 でん で 6 でん で 6 でん で 7 で で 7 で 7	ます。 は、専門的な す。本市にお 消費生活相談 り、相談員が 相談にデジタ 活用した相談	知識・経験がいても、相談 業務における 使用する基盤 ル技術の活用 が難しい方へ	9割超が電話、約1割未済が必要なことから、全国的に 員の安定的な確保は消費者 デジタル・トランスフォー システム等を含めて抜本的 が有効であると考えられるの対応や、事業者との交流 賃生活相談体制を構築する。	に担い手が不 者行政センタ ーメーション 的な見直しを ています。 渉等が発生す	足し、各都市で相談員の 一運営上、重要な課題で (以下「DX」とい 予定しています。多様 ることから、電話・対面				
取組の 方向性											
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_				

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・消費者庁におけるDXの検討状況や、他自治体等における相談業務のデジタル化に関する情報収集
- ・本市におけるデジタル技術を活用した相談窓口との連携可能性の検討
- ・相談内容や相談者の特性の分析や、デジタル技術と電話・対面式の特性を踏まえた最適な相談手法の検討
- ・デジタル技術を活用した相談を実施する場合の個人情報の管理方法の検討
- ・相談手法等の検討結果を踏まえた業務等の見直しの検討
- ・消費者庁の基盤システム等の見直しや本市の業務等の見直しに合わせた、本市ОA環境の整備

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_				
到達目標	・消費者庁は 消費生活相認			し、多種・多	-様化する消費	貴生活相談に)	適切に対応で	きる、効率的	ア・効果的な				

所管	教育	<b>香員会事</b>	務局	]						
取組No.	1	取組名	社会経済	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	· 築			
項目No.	(2)	項目名	市民サーリ	<b>ごスのデジ</b>	タル化の推進					
課題No.	6	課題名	ICT環境	竟・先端技	術の活用及び最適化に	こ向けた取	組の推進			
現 状	教員に1人1 ・導入したツ となります。 ・端末等の情 向けた検討を	おおれていく。 おおれていく。 おお機器の維 を進めていく。	、 校に校内高速 には人材育成 特・管理及び 必要がありま	・大容量ネッ が必須であり 更新について す。	こより市立小・中・特別支 トワークを整備しました。 、また、学習履歴などの で、計画的な対応が必要でな て個人端末を持ち込むB	数育データの あるとともに	利活用方法の検討が必要、ICT環境の最適化に			
取組の 方向性	・外部人材等も活用しながら学校と連携し、研修の実施や研究推進を支援するなどして人材育成を進めていきます。 ・GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を基に、小・中学校で必要となるその他の情報機器の選定を確実に行うことで、各リース契約(全7件)の更新時に適切に反映させることで、現行契約の経費を削減していきます。 ・小・中学校の端末更新の手法について検討し、費用負担については国に継続して要望していきます。 ・高等学校への端末導入については、他自治体の動向も注視しながら取組を進めていきます。									
活動指標①	小・中学校 = 契約の見直し	•	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	現状値	<b>2 件</b> (令和3(2021)年度)	目標値	6 件 (令和 7 (2025) 年度)			

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- · Google for Education パートナー自治体プログラムへの参画を含め、企業、大学等と連携し、外部人材を活用しながら、実践 的なトレーニング、研修・研究及び先進事例の情報共有等の人材育成・支援に向けた取組の推進
- ・各高等学校の実情に応じ、学校が端末を指定して個人端末を持ち込むBYAD方式又は自由に個人端末を持ち込めるBYOD 方式による端末整備の順次拡大

# 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・小学校については、段階的なコンピュータ教室の廃止により現行リース料を削減

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	0	カネ	○ <b>情報</b>		_	時間	_			
成果指標①	現状値   現状値   目標値								千円以下 025) 年度)			
到達目標	(2025) 年月 ・人材育成・	度目標値:46 ・支援による∶	0,000千円以 デジタル教材	下を達成) 等を活用した	∵質の高い教育	質の高い教育の 育の実施 内な更新に向り			介和 7			

# 1-(3)市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

# ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、推進方針を策定し、民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けて取組を進めてきました。また、「公立保育所(公設民営の保育所を含む。)の民営化」に取り組み、市の歳出を抑制しながら、保育受入定員の増や長時間延長保育の実施を実現するなど、民間活用の取組を進めることで、財政効果の創出と市民サービスの質の向上との両立を実現してきました。

しかしながら、未だ民間活用の検討段階であり課題の解決にまで至らない取組や、効果の発現に時間を要する取組があるとともに、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、課題解決や市民ニーズに対応できる領域が未だ数多くあることが見込まれます。こうしたことから、第3期プログラムにおいては、一層、「効率的・効果的な市民サービス」と「市民サービスの質の向上」との両立を図るため、推進方針に基づき、更なる民間活用の取組を推進していく必要があります。

# ■ 取組の方向性

- ➤ 優先的検討プロセスに基づく検討や、積極的なテーマ設置によるテーマ型民間 提案制度の活用、「川崎市 PPP プラットフォーム」等を活用した民間事業者と の対話に向けた環境づくりや、民間事業者及び本市職員の意識醸成など、民間 活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組を推進します。
- ▶ 指定管理者制度やPPP・PFI事業など民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に必要なモニタリングの適正実施に向け、職員の意識や管理能力の向上につながる取組を実施するとともに、財政負担の抑制や、更なる市民サービスの向上につながるよう、必要に応じて見直しを実施します。
- ▶ 公園・緑地、公共建築物等の整備や管理運営について、民間活用の検討や導入 に取り組み、民間のアイデアやノウハウを活用した財政効果の創出や市民サー ビスの質の向上を図ります。

所管	;	総務企画局	<del>,</del>							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築			
項目No.	(3)	項目名	市民サーは	ごスの向上	に向けた民間活用の推	進進				
課題No.	1	課題名	民間活用	手法の効率	的・効果的な導入に向	うけた取組				
現状	・本市では、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的として、これまでの民間活用の考え方を再整理し、令和2(2020)年3月に「民間活用(川崎版PPP)推進方針」を策定するとともに、この方針に基づき、取組を進めています。 ・一方で、民間活力の活用のためには、民間事業者がアイデアを提案しやすい環境及び対話を行いやすい環境を整えることや、本市職員も含めた官民連携に向けた意識醸成を図っていく必要があります。 ・指定管理者制度やPPP・PFI事業などにより民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に向け、適正にモニタリングを実施する必要があります。 ・資産マネジメントの取組の推進による施設の多目的化・複合化等、従来と異なる施設運営形態への対応が求められています。 ・民間活用(川崎版PPP)推進方針に基づき、国の定める「優先的検討プロセス」による検討や本市で新たに導入した「民間提案制									
取組の 方向性	度」の活用など ・PPPプラッ 組を実施します ・指定管理者の を図ります。	、民間活力の ハフォームない つ。 ○評価やモニタ	舌用に向けた取約 どの場を活用し、 リングを適正に行	組を推進してい 民間事業者と 行うとともに、:		問事業者及び本	≍市職員の意識醸成に向けた取			
活動指標①	テーマ型民間 (延数)	<b>見提案のテー</b>	マ設置数	現状値	<b>2テーマ</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>10テーマ</b> (令和7 (2025) 年度)			
活動指標②	PPPプラッ 及びサウンラ		0.707 (37(2)	会     現状値     10回 (令和 2 (2020) 年度)     目標値 (令和 7 (2025) 年度)						
活動指標③	川崎市民間活回数	5用メールニ	ュース発行	現状値	15回 (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>20回</b> (令和 7 (2025)年度)			

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・優先的検討プロセスに基づく、民間活力の導入に向けた事業検討
- ・テーマ型民間提案制度活用に向けた、積極的なテーマ設置
- ・事業の進捗に応じたPPPプラットフォームを活用した意見交換会やサウンディング調査などの実施
- ・民間事業者や本市職員の意識醸成に向けた、PPPプラットフォーム勉強会や庁内職員研修の実施
- ・民間活力の活用に向けた本市取組の情報発信
- ・運営状況の評価やモニタリングの適正実施に向けたマニュアルの改訂や職員研修の実施

#### 【R04 (2022) 】

- ・労働会館、教育文化会館複合施設の管理運営体制の検討
- ▶・大師・田島支所と老人いこいの家、こども文化センター複合施設の管理運営体制の検討

			i	確保を想定す	する経営資源	Ţ			
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	0	時間	_
成果指標①	テーマ型民間 (延数)	間提案の案件	形成数	現状値		<b>件</b> 020)年度)	目標値	<b>25</b> (令和 7 (2	<b>件</b> 025)年度)
成果指標②	(連数) 川崎市民間活用メールニュース登録 ユーザー数			現状値	595ユーザー (令和2 (2020) 年度)		目標値	標値 850ユーザー (令和 7 (2025) 年度)	
成果指標(3)	全指定管理が 総合評価のP		価における	現状値	<b>66.</b> (令和 2 (2	8点 020)年度)	目標値	<b>70.</b> (令和 7 (2	<b>0点</b> 025) 年度)
到達目標	・「民間活用(川崎版 P P P)推進方針」に基づき、本市のあらゆる事業への民間活力の活用と、民間事業者からの民間提案などを通じた、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「そのサービスの質の向上の実現」								

所管		市民文化局	3	]							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サー	-ビスの再構	築				
項目No.	(3)	項目名	市民サート	<b>万民サービスの向上に向けた民間活用の推進</b>							
課題No.	2	課題名	防犯灯の郊	防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討							
現 状	・市内の防犯灯については、平成28(2016)年度までは町内会・自治会等が維持管理を行い、市は防犯灯の設置や電気料等に対して補助を行ってきましたが、環境負荷や維持管理等に関わる負担の軽減を図ることなどを目的として、町内会・自治会等が維持管理する防犯灯を市に移管し、一括して防犯灯のLED化を行う「防犯灯LED化ESCO事業」を平成29(2017)年度から導入しました。 ・防犯灯LED化ESCO事業の契約期間は平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までとなっており、令和9(2027)年度以降の防犯灯の管理手法を検討する必要があります。										
取組の 方向性				,	)27) 年度以降の防犯灯 理等に向けた仕組みづ		、て、先行する他都市の動 す。				
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-				
				具体的な	取組内容						
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

## 【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・事業導入前の町内会等による管理と防犯灯LED化ESCO事業導入後の管理を比較した効果検証の実施
- ・防犯灯LED化ESCO事業を先行して導入した他都市状況についての調査・研究

# 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・関連する民間事業者にヒアリング等を実施し、民間が有するノウハウを活用した、防犯灯の維持管理等に係る最適な手法の検 討

# 【R07 (2025)】

・防犯灯の維持管理手法の決定

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-				
到達目標				出た課題を抽 な防犯灯の令					、民間の/				

所管		市民文化局	;							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サ	ービスの再構	築			
項目No.	(3)	項目名	市民サーと	ごスの向上に	こ向けた民間活用	の推進				
課題No.	3	課題名	新たな博物	<b>勿館、美術</b> 節	館の効率的・効果	的な整備に向	けた検討			
現状	・川崎市市民ミュージアムについては、令和元年東日本台風により施設や収蔵品等が被災し、令和元(2019)年 10月12日以降休館中であるため、被災収蔵品の修復等作業に比重を置いて活動するとともに、復旧・復興に向けて、有識者等の意見を踏まえながら、博物館・美術館機能、施設整備のあり方等について検討を進めています。 ・新たな博物館、美術館の設置に向け、基本構想及び基本計画の策定を進めるとともに、財政的効果の創出や市民									
取組の 方向性					び基本計画の東定を 討し、方向性を決定		財政的効果の創出で市氏 は り り り り り り り り り り り り り り り り り り			
活動指標①										
				具体的な	取組内容					
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度									

# 【R04 (2022) 】

・新たな博物館、美術館の開設地の選定を進め、基本構想を策定

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

- ・基本構想に基づく基本計画の策定
- ・民間活力の導入可能性を検討

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-				
到達目標				基本計画の取 向上に向けた	なりまとめ :民間活用導 <i>刀</i>	(の可能性検	討に基づく方	向性の決定					

所管		健康福祉局	j								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築				
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上	に向けた民間活用の挑	進進					
課題No.	4	課題名	公設福祉が	を設におけ	る効率的・効果的な月	<b>尼間活用</b>					
現状	・平成30 (2018) 年3月に策定した、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」において、公設の福祉施設については、民間により、質の高いサービスが十分提供されるようになってきたことから、廃止又は公募(譲渡・貸付け・建替え)による民設化を進めることとしました。 ・本計画に基づき、令和3 (2021) 年4月から民間移行を予定していた特別養護老人ホーム8施設のうち3施設(こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら)については、施設の老朽化に対する支援策等が具体的に示されていなかったことなどから、応募が得られず、譲渡先が決まらなかったため、「こだなか」は一時休止、「陽だまりの園」「しゅくがわら」は指定期間を3年間延長することとしました。計画通り民設移行ができなかった原因等を検証の上、具体的支援策や公募条件の見直しを検討し、引き続き、民設化に向けた手続を進めます。										
取組の 方向性	用者ニーズに う、譲渡等に 事業廃止によ ・一方、地域	に応じたサー による民設化 こる民間移行 成支援など公	ビス内容の変 を進めるとと を進めます。 設である必要	更等を可能と もに、現行利 性の高い施設	がら、施設運営法人による。 し、より効率的・効果的だ は、より効率の・効果的だけ、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	かつ安定的な を利用できる が困難である	サービスを提供できるよ よう対策を講じた上で、 施設など、民間による				
活動指標①	公設福祉施設	受の民設化件	数(累計)	現状値	<b>1 施設</b> (令和 2(2020)年度)	目標値	14施設 (令和7(2025)年度)				
活動指標②	公設福祉施設	 殴の廃止件数	(累計)	(累計) 現状値 5 施設 目標値 (令和 7 (2025)年度)							

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ■福祉ホーム (三田福祉ホーム)
- ・指定管理の総括評価、年度評価を実施し公表するとともに、現行利用者を適切な施設へ引き継いだ上で、事業廃止に向けた取 組を実施

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ■特別養護老人ホーム(こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら)
- ・令和 3 (2021)年度実施予定の譲渡民設化に係る移管先運営法人の募集・選定の結果を踏まえ、令和 4 (2022)年度中の開設に向けた移管先運営法人との調整や補助金の支給手続等を実施(こだなか)
- ・指定管理の年度評価・総括評価を実施し公表するとともに、建物の不動産鑑定や移管先運営法人の募集・選定など、令和6(2024)年4月からの譲渡民設化に向けた取組を実施(陽だまりの園、しゅくがわら)

	確保を想定する経営資源													
ヒト	1	モノ	0	カネ	$\bigcirc$	情報	1	時間	_					
成果指標①		_		現状値		_	目標値	_	-					
	・福祉施設再編整備計画に基づき、公設施設の民設化及び廃止を行う。													
	令和2(2	020) 年度末	時点(累計)	民設化施設	2:1施設	廃止施設:5	施設(現状値	ī)						
到達目標	令和3(2	021) 年度末	時点(累計)	民設化施設	3:11施設	廃止施設: 6	施設(見込値	<u>i</u> )						
	令和7(2	025) 年度末	時点(累計)	民設化施設	3:14施設	廃止施設:7	施設(目標値	<u> </u>						
	今後4年間	間における民	没化・廃止数	民設化施設	设: 3 施設	廃止施設: 1	施設(目標値	$\bar{\underline{i}})$						

所管	ŧ	きちづくり	局								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民 <sup>-</sup>	サービスの再構	築				
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上	こ向けた民間活力	用の推進					
課題No.	5	課題名	市営住宅の	の効率的・	効果的な維持管 <sup>3</sup>	理・更新に向け	た民間活用等の検討				
現状	抱えており、 39%を占める ・こうした中 答申「新たな が公営住宅 が、他の自治 更なる効率(	そのうちを朽ちなど、市営住宅で、常住宅ではは、市営住宅でははいまた。	639戸(令和3(2021)年3月31日現在、特定公共賃貸住宅を含む。)の市営住宅等ストックを のうち昭和50(1975)年以前に建設され、管理開始後45年超経過しているストックが全体の約 ご、老朽化が進行しています。 市営住宅全体の維持管理については、平成17(2005)年8月の「川崎市住宅政策審議会」中間 整住宅管理制度のあり方について」を踏まえ、平成18(2006)年4月より、川崎市住宅供給公社 基づく管理代行を行っています。これにより一定のサービス向上・コスト削減等が図られています こおける「管理代行」や「指定管理者制度による民間活用」の状況などを踏まえ、維持管理業務の 同けた検討を行う必要があります。 基事業については、将来的な人口や世帯数の減少、単身世帯の増加等を見据え、市営住宅の総床面								
			131/110 9 - 1 -		の最適化の検討、市 導入の検討が必要と		る観点等から、市が建設工				
取組の 方向性	ら、民間活力 ・建替事業に わせ、民間活力	力の導入の可 こついて、将 舌力の導入に	否も含め、効 来的な人口や 向けた取組を	率的・効果的 世帯数の減少 推進します。	な管理方式を検討し	ンます。 D変化を見据えたB	市の動向等を踏まえなが 団地の集約・再編計画に合				
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_				

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## ①維持管理業務

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・管理代行業務及び当該業務のモニタリング・評価の実施

[R04 (2022)]

・管理方式変更時の効果と課題の再精査

【R05 (2023) 】

・民間事業者の動向の調査、他都市比較、費用等検証

【R06 (2024)】

・次期管理方式の検討

【R07 (2025)】

・次期管理方式の方針決定

#### ②建替事業

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・集約・再編の対象団地の検討・選定

【R04 (2022) 】

・「市営住宅等ストック総合活用計画」の改定

[R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) ]

・計画に基づき、団地の集約・再編や民間活力の導入、市営住宅の総床面積の抑制に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	- モノ - カネ - 情報 - 時間 -										
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	_			

・【維持管理業務】令和9 (2027) 年度以降の管理方式の決定

到達目標

・【建替事業】市営住宅の総床面積の抑制や集約再編の方針及び集約再編事業における民間活力の導入に向けた取組を推進する旨の内容を加え、「市営住宅等ストック総合活用計画」を改定し、市営住宅ストックの最適化及びより効率的・効果的な整備手法導入に向けた検討を開始

所管		建設緑政局	<del></del>									
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築					
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上(	に向けた民間活用の推	進進						
課題No.	6	課題名	夢見ヶ崎重	夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営								
現状	・夢見ヶ崎動物公園は、市内唯一の動物園として約60種、300点の動物を飼育展示しています。また、動物の他にも、近隣では貴重な自然林や7基の古墳を有し、自然や歴史に触れることのできる場として多くの来園者に親しまれ、それらを通じた地域住民のコミュニティ形成の場ともなっています。 ・一方で、専門的技術を持った飼育業務職員の高齢化もあり、早期により効率的・効果的な管理運営手法の検討を進める必要があります。 ・また、休憩所や授乳室の不足、施設の老朽化による動物展示の魅力低下に加え、植栽等の日常的な維持管理はサポーターの方々やボランティアとの協働・連携により実施していますが、担い手の不足やボランティアの高齢化などが課題となっています。											
取組の 方向性	・持続可能なマネジメントの仕組みの構築に向けて、飼育業務については原則として民間活力を段階的に導入することで、管理運営手法の見直しを実施します。 ・動物園としての魅力と質の向上を図り、市民により親しまれ・愛される公園とするため、多様な主体との協働・連携強化の取組を推進します。											
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_					
	具体的な取組内容											

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・動物園としての魅力を高めるため、動物園サポーター制度を周知し充実させることや、多様な主体との連携によるふれあいプログラム等のソフト施策の実施、魅力的な情報発信やにぎわいの創出

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

・イベント開催などによるサポーター寄附金等の拡充による収入増加に向けた取組の推進

## [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・飼育業務の分析及び他都市の取組状況調査と、これに基づく指定管理者制度導入を含む飼育業務手法の検討

#### 【R06 (2024) 】

・指定管理者の公募

# 【R07 (2025) 】

・指定管理者制度の導入

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①		削度に基づき (4 か年平均)		現状値	<b>25</b> (令和 2 (2	<b>件</b> 020)年度)	目標値	<b>27件以上</b> (令和 7 (2025)年度)					
成果指標②	票② サポーター登録者数(4 か年平均)			現状値	<b>28</b> (令和 2 (2	<b>人</b> 020)年度)	目標値		.以上 025) 年度)				
到達目標	・民間活力の導入による、効率的・効果的な動物公園運営の実施								4 か年平				

所管		建設緑政局		]								
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サーリ	ごスの再構	築					
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上	に向けた民間活用の打	<b>推進</b>						
課題No.	7	課題名	富士見公園	富士見公園の更なる効率的・効果的な管理運営等								
現状	・富士見公園は富士見通りによって南北に分かれており、南側区域(川崎富士見球技場・かわQホール・富士見球場・こども広場・運動広場・コミュニティガーデン・駐車場)については、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な管理運営を進めています。 ・現在富士見公園は施設の老朽化に伴う更新・再整備が求められており、特に北側区域(テニスコート・クラブハウス・相撲場・駐車場)については、老朽化の進行が進んでいます。また、現在は委託により管理運営が行われ、南側区域と異なる管理運営手法であることから、効率的かつ効果的な管理運営等を実現することが求められています。											
取組の 方向性	・令和3(2021)年度策定の「富士見公園再編整備基本計画」に位置付ける民間活力の活用に関する方針に基づき、公園全体の指定管理者制度導入を図ることで、効率的・効果的な管理運営を進めます。 ・民間事業者のノウハウやアイディア等による自由な発想を活用することで、魅力的な収益施設を設置するなど、市民サービスの向上を図ります。											
活動指標①		_		現状値	_	目標値	-					

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・公園の整備については、民間活力を活用した整備手法(PFI事業等)による整備を進め、事業期間中は事業者を指定管理者として指定することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し効率的かつ効果的に事業を実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 【R04 (2022)】

・民間事業者決定・契約締結

# 【R06 (2024) 】

・一部工事完成

# 【R07 (2025) 】

・民間事業者による管理運営

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	- モノ ○ カネ ○ 情報 - 時間 -										
成果指標①		-		現状値								
到達目標	・民間活力な	・民間活力を活用した整備手法(PFI事業等)の導入や効率的・効果的な運営による歳入の増										

所管	3	建設緑政局	3									
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化を	を踏まえた市民サーヒ	ごスの再構	築					
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上に	こ向けた民間活用の排	進進						
課題No.	8	課題名	等々力緑均	<b>を全力緑地の更なる効率的・効果的な管理運営等</b>								
現状	・平成23(2011)年3月に策定した「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、陸上競技場メインスタンドや正面広場、等々力球場の整備を進めてきました。 ・等々力緑地内の陸上競技場や広場、とどろきアリーナなどの各施設については、各所管部署において管理運営を行っていますが、今後は、スポーツ・レクリエーションの拠点としての更なる魅力向上に向けて、民間活力を活かした、より効率的・効果的な施設整備及び管理運営を行っていく必要があります。											
	・平成30 (2018) 年度に、PFI法に基づき、民間事業者から、陸上競技場の全面改築、緑地の一体的な管理等、PFI事業等の実施に関する提案を受けるなど、民間活力の活用の可能性が高まったことから、その実現可能性等を検証するため、令和2 (2020) 年に「等々力緑地再編整備計画推進委員会」を設置し、引き続き民間活用の導入範囲や手法等について検討を進めます。 ・令和3 (2021) 年度改定の「等々力緑地再編整備実施計画」に位置付ける民間活力の活用に関する方針に基づき、効率的・効果的な施設運営等の実現に向けた取組を進めます。											
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_					
				具体的な	取組内容							
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度											

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・民間活力(PFI、指定管理等)を活用した再編整備の推進及び緑地全体の一体的な管理運営の実施

# 【R04 (2022)】

・民間事業者の公募・選定

# 【R05 (2023) 】

- ・民間事業者による既存施設の一体的管理の開始
- ・民間事業者による新設・改築施設の整備(設計等)

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・整備に向けた手続きの実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	- モノ ○ カネ ○ 情報 - 時間 -										
成果指標⑴	緑地内施設 <i>0</i> 財源負担額	の管理運営に	要する一般	現状値	· ·	00千円 (020) 年度)	目標値 675,000千円以下 (令和 7 (2025) 年度)				
到達目標		・民間活力を導入し、事業者のノウハウや柔軟な発想を取り入れながら、緑地全体の整備や管理運営を一体的に行うことによる管理運営コストの削減(令和7 (2025) 年度目標値:675,000千円以下)									

所管		建設緑政局	<u> </u>						
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえ	た市民サーヒ	ごスの再構	築	
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上	に向けた	民間活用の排	推進		
課題No.	9	課題名	多摩川の和	引活用によ	る効率的	・効果的な管	管理運営及	び賑わいの創出と地	
p/NZ1101	J	W/62.11	域活性化に	こ向けた検	討				
現状	以上に、維持 ・新型コロガ 更なる価値の	・丸子橋河川敷等、多摩川緑地内では無秩序なバーベキューなどによるゴミなどの不法投棄等の課題があり、通常以上に、維持管理や警備に要する労力及び費用が必要な状況です。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容等も踏まえながら、多摩川のポテンシャルを最大限に活用し、 更なる価値の向上を図るため、地区ごとの特性に応じた民間活力の導入や、多様な主体との連携による水辺の賑わい創出に向けた取組を推進する必要があります。							
取組の 方向性	法により、約 アによる新た ・多摩川緑地	推持管理費、3 たな利活用を 也は広域であ	警備費等の負 行うことで、	担の軽減を図 市民サービス 多様な主体と	り、課題の向上を[	解決を進めると 図ります。	ともに、民間	など効率的・効果的な手 事業者等の自由なアイデ い創出に向けたより魅力	
活動指標①	多摩川緑地で (累計)	での民間活力	現状値     2件 (令和3 (2021) 年度)     1標値 (令和7 (2025) 年度)						
活動指標②	多様な主体と 地で実施した	この連携によってベント数		現状値	(令和3	<b>一</b> (2021) 年度)	目標値	4 件 (令和 7 (2025)年度)	

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# [R04 (2022) ~R07 (2025)]

・まちづくり活動団体、大学、企業など多様な主体との連携(協定等の締結)による取組の推進

# 【R04 (2022) 】

・民間活力の導入に向けた社会実験やサウンディング調査等の実施

# 【R05 (2023) 】

・民間事業者等の公募、契約等

# 【R06 (2024) 】

・民間事業者等による運用開始

ヒト	$\bigcirc$	モノ	$\bigcirc$	カネ	0	情報	_	時間	_	
成果指標①	民間活力の導入に伴う多摩川緑地に おける財政効果					<b>円</b> 021) 年度)	3,000千円 目標値 (令和7(2025)年度			
成果指標②	多摩川緑地におけるイベントの参加 者満足度			現状値	87% (令和3(2021)年度)		目標値	95% (令和7 (2025) 年度)		
到達目標	キュー利用を	・民間活力の導入による財政効果の確保(令和7(2025)年度目標値:3,000千円)と、多摩川緑地でのバーベキュー利用者などによるゴミの不法投棄等の課題解決及び新たな利活用による市民サービスの向上・水辺の賑わいの創出等を目的とした多様な主体と連携した様々なイベント等を積極的に実施することによるイベント参加者の満足度の向上(令和7(2025)年度目標値:95%)と、多摩川緑地の更なる魅力の向上								

所管		建設緑政局									
取組No.	1	取組名	社会経済物	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築							
項目No.	(3)	項目名	市民サート	<b>市民サービスの向上に向けた民間活用の推進</b>							
課題No.	10	課題名	公園におり	ナる効果的:	な公民連携の推進						
現 状	て、日常生活 ・こうしたり で多様な利活 ・平成29(2	氏に溶け込ん 代況を踏まえ 5用を推進す 017)年の都	だ様々な活動 、民間事業者 る必要があり 3市公園法改正	の場としての を含む多様な ます。 Eに伴い創設さ	変容等を踏まえ、公園緑 利活用が求められていま 主体との連携・協働によ されたP-PFI制度の活 、都市公園の質の向上、	す。 る公園緑地の 所等による、	効率的・効果的かつ柔軟 都市公園への民間活力				
取組の 方向性											
活動指標①	公園緑地の質 力の導入件数		けた民間活	現状値	<b>1件</b> (令和3(2021)年度)	目標値	<b>5 件</b> (令和 7 (2025)年度)				

#### ------

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・地域ニーズに沿った公園緑地の柔軟な利活用の促進

【R04 (2022) 】

・橘公園におけるP-PFI等の民間活力導入

【R05 (2023) 】

・稲田公園における民間活力導入の検討

【R06 (2024)】

・稲田公園におけるP-PFI等の民間活力導入

確保を想定する経営資源													
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間 一					
成果指標①	民間活力導力	人に伴う公園1	使用料 現状値 <b>一 2,000千</b>										
					(令和 2 (2	020) 年度)		(令和7(2025)年度)					
	• P - P F I	等の民間活	力の導入によ	り、公園のサ	ービス及び約	<b>性持管理水準</b>	を向上しつつ	、年額総計で	2,000千円				
到達目標	以上の公園係	使用料を確保 <sup>-</sup>	するなど、効	率的・効果的	]な管理運営の	の実施							
	・民間事業者	音を含む多様:	な主体による	地域ニーズに	沿った柔軟な	な利活用のし	くみの構築						

所管		港湾局									
取組No.	1	取組名	社会経済物	t会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築							
項目No.	(3)	項目名	市民サート	民サービスの向上に向けた民間活用の推進							
課題No.	11	課題名	川崎港の制	川崎港の魅力向上と民間活力の導入							
現状	・川崎港について、今後も継続的な発展を図っていくためには、生産年齢人口が減少し、人材の確保がより難しくなっていく社会環境下においても、川崎港で働く港湾就労者を着実に確保し、港湾事業者の活動をより活性化させる必要があること、また、公共投資に対する理解の深度化や川崎港における民間ビジネスの活発化を図るため、民間事業者が参入しやすい基盤整備や環境整備が求められています。 ・また、民間事業者の積極的な参入を促すことに加え、川崎港を訪れる方の大半の来港頻度が年数回程度と、リピーターが少ないケースが向けられることから、川崎港自体の魅力向上に向けた取組が必要となっています。 ・この間の魅力向上に向けたモデル事業の実施により、緑地の有効活用や維持管理水準の向上、認知度の向上等につながることが分かった一方で、採算性や効果的な情報発信、事業のしやすい環境整備等の課題も抽出できたことから、今後も民間独自の創意工夫やノウハウ等を活用した魅力向上の取組を継続的に行うとともに、多様な主体による効率的・効果的な維持管理に向けた検討も行っていく必要があります。										
取組の方向性	33.03.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003.04.003										
活動指標①	川崎港の魅力 者が参入して 備の件数(累	すい基盤整	,	現状値 ー 日標値 日標値 (令和 7 (2025)年度)							
活動指標②	川崎港におけ 業実施件数	0,0,0,0,0	に関する事	現状値	(令和 2	<b>一</b> (2020) 年度)	目標値	4 件 (令和7(2025)年度)			

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) 】

・川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方のとりまとめ

## 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

- ・基本的な考え方に基づく施策の推進
- ・緑地の改修による魅力創出に向けた基盤の整備
- ・川崎港の立地や環境を使った社会学習、舟運事業などによる「港ならでは」の魅力の発掘・磨き上げ・発信
- ・民間事業者、ボランティア等の多様な主体が川崎港の魅力の向上、維持管理に参加できる仕組みづくり

	確保を想定する経営資源													
۲ <b>۲</b>	$\circ$	モノ	0	カネ	一情報		$\circ$	時間	_					
成果指標(1)	川崎港の新た 業者数(累記	たな魅力創出 †)	事業参入事	現状値	- (令和 2 (2	<b>-</b> 020)年度)	目標値	4 件 (令和 7 (2025)年度)						
成果指標②	川崎港の市内	川崎港の市内認知度			<b>71.</b> (令和 2 (2	<b>4%</b> 020) 年度)	目標値		3% 025) 年度)					
到達目標	事業の検証を	重ねた上での	民間活力の本	格的な活用に	づく、民間事 よる事業展開 る川崎港の認	等により、「			進及びモデル					

所管		港湾局		]							
取組No.	1	取組名	社会経済	土会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築							
項目No.	(3)	項目名	市民サーリ	<b>万民サービスの向上に向けた民間活用の推進</b>							
課題No.	12	課題名	川崎港コン	川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し							
現状	・コンテナターミナルの管理運営における民間活用の更なる推進を図るため、平成26 (2014) 年度に指定管理者制度を導入し、平成28 (2016) 年度から横浜川崎国際港湾(株)と川崎臨港倉庫埠頭(株)の共同事業体が指定管理者となり、平成30 (2018) 年4月に利用料金制の導入や指定管理業務の範囲の拡大等を行うとともに、市の出資法人であり、指定管理者を構成する川崎臨港倉庫埠頭(株)のポートセールスに係る人材育成を行う等の取組を進めた結果、令和2 (2020) 年度のコンテナ取扱貨物量は、約16万TEUと過去最大となりました。・今後は、令和7 (2025) 年度コンテナ取扱貨物量20万TEUの目標達成や継続した施設使用料収入の安定的な確保に向け、コンテナ関連施設(バンプール・シャーシプール)の整備を進め、コンテナターミナルと一体的な管理による効率的・効果的な管理運営体制を構築するとともに、引き続き、官民の適切な役割分担のもと、効率的・効果的なポートセールスを行っていく必要があります。										
取組の 方向性											
活動指標①	ポートセール	ノスの件数(.	単年度)	現状値	8回 (令和2(2020)年度)	目標値	30回 (令和7(2025)年度)				
具体的な取組内容											

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・コンテナターミナルの管理運営状況のモニタリング及び指定管理者への指導の適切な実施
- ・指定管理者によるコンテナターミナル及びコンテナ関連施設の一体的な管理運営に向けた取組の推進
- ・令和8 (2026) 年度以降のコンテナターミナル運営手法の検討
- ・共同事業体(横浜川崎国際港湾(株)、川崎臨港倉庫埠頭(株))の持つノウハウやネットワークを活用した、共同事業体と本市との連携による令和7 (2025) 年度コンテナ取扱貨物量20万TEUの達成に向けた積極的なポートセールスの実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標(	コンテナ取技	川崎港コンテナターミナルにおける コンテナ取扱貨物増加量 (対前年度比)			8,194 (令和 2 (2	<b>T E U</b> 2020)年度)	目標値	<b>10,000</b> (令和 7 (2	OT E U 025)年度)			
到達目標		ターミナル等。 取扱貨物量20						うポートセー	-ルス等によ			

所管	臨海	部国際戦略	本部	]								
取組No.	1	取組名	社会経済物	土会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築								
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ビスの向上	に向けた民間活用の排	推進						
課題No.	13	課題名	池上新町	南緑道及び	皐橋水江町線沿道にお	っける効果	的な公民連携の推進					
現 状	・塩浜3丁目周辺地区については、「塩浜3丁目周辺地区土地利用計画」(平成29(2017)年5月策定)に基づき、臨海部の産業の成長を支える交通機能の強化や安全・安心、快適で魅力を感じる地区を目指し、道路交通円滑化や沿道環境改善、緑化推進や人々の交流による臨海部のイメージアップなど潤いのある地区形成に取り組んでいます。 ・本地区においては、時間調整等のための大型車の路上駐停車が多いことや公園や道路沿道にごみ等が不法投棄されていること、公園の施設が老朽化し、あまり利用されていないことが課題となっています。											
取組の 方向性	■■■駐停車の削減を図るため、Park-PFI制度の活用等、民間活力の導入による効率的・効果的な施設整備や管理運営体┃											
活動指標①		_		現状値	_	目標値	-					

## 【R04 (2022)】

- ・Park-PFI事業者との基本協定締結
- ·Park-PFI事業者による便益施設、公園施設及び駐車場の整備

# 【R05 (2023) 】

・Park-PFI事業者による便益施設、公園施設及び駐車場の運営・維持管理の開始

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

· Park-PFI事業者による便益施設、公園施設及び駐車場の運営・維持管理

確保を想定する経営資源													
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①	民間活力(P 園使用料によ	, -	入に伴う公	現状値	- (令和 2 (2		目標値	300千円 (令和7(2025)年度)					
到達目標	樹木剪定等の ・イベントや ・皐橋水江町	の維持管理が や地域貢献事 T線沿道に交	適切にされる 業等が実施さ 通レスト機能	ことによる利 れることによ	便性や快適性   る周辺地域の    場が整備され				<b>み道の清掃や</b>				

所管	教育	<b>香員会事</b>	務局							
取組No.	1	取組名	社会経済物	犬況の変化	を踏まえた市民サー	ビスの再構	築			
項目No.	(3)	項目名	市民サート	ごスの向上	に向けた民間活用の	推進				
課題No.	14	課題名	学校施設(	の包括的管	理手法の検討					
現 状	・市立学校175施設にかかる修繕、維持管理・点検等については、契約件数が非常に多くあり、迅速かつ適切な対応が求められることなどから事務の効率化等が課題となっています。 ・「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備工事に取り組んでいるものの、多数の学校施設において老朽化が進んでおり、安全・安心な学校施設を維持するためには、これまで以上に技術的な知見に基づいた対応が必要となっています。									
取組の 方向性		1777 1 707	.,		修繕、維持管理、点検等 力を活用し包括的に管理	3	て、安全・安心な学校施討します。			
活動指標①		ー 現状値 ー 目標値 ー ー								
				 具体的な	———————— 取組内容					
			令和4(2	022)年度~	~令和7(2025)年度					

- ・PFI事業終了後のはるひ野小・中学校を含めた学校施設管理の手法検討
- ・民間活用を図る場合の業務範囲、実施体制、契約期間等の検討
- ・包括的管理のモデル実施の検討

	確保を想定する経営資源												
トト		モノ	_	カネ	1	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	_	_	日標値 <del>-</del>						
到達目標	・包括的管理	里のモデル実施	布の検討										

# 2 市役所の経営資源の最適化

変化する社会経済状況や多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、事業の見直しや事業手法の改善等により、提供に必要な経営資源を市役所内部で生み出し再配分するなど、経営資源の最適化を図ることが必要です。

そのため、働き方・仕事の進め方改革や市役所内部のデジタル化、組織の最適化、 財源確保策の強化、戦略的な資産マネジメント、特別会計の健全化、公営企業の経営改善、出資法人の経営改善及び連携・活用に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

### ■ 改革項目一覧

取組 2 市役所の経営資源の最適化	ページ
(1) 働き方・仕事の進め方改革の推進	93
(2) 市役所内部のデジタル化の推進	100
(3)組織の最適化	105
(4) 財源確保策の強化	125
(5) 戦略的な資産マネジメント	136
(6)特別会計の健全化	153
(7)公営企業の経営改善	157
(8) 出資法人の経営改善及び連携・活用	171

# 2-(1)働き方・仕事の進め方改革の推進

### ■ これまでの主な取組と課題

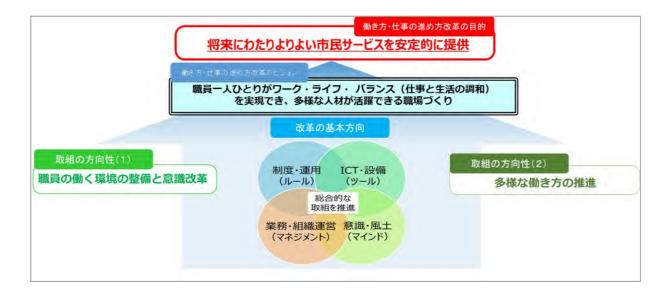
本市では、平成 29 (2017) 年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進める中で、第 2 期プログラムでは、総務事務センターの設置による庶務事務の集約化や、外部の専門的知見を活用した業務プロセスの見直しに取り組み、事務処理時間の削減や区役所窓口の待ち時間短縮につながりました。

一方で、長時間勤務の是正や多様な働き方の推進など、一定の成果があったものの継続した取組が必要な課題や、デジタル化の進展など環境の変化に合わせて取組の加速が必要な課題もあることから、第3期プログラムでは、「職員の働く環境の整備と意識改革」及び「多様な働き方の推進」に関連する改革課題に取り組みながら、引き続き総合的に働き方・仕事の進め方改革を推進していく必要があります。

# ■ 取組の方向性

- ▶ 長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の取組と連動した長時間勤務職場への支援を行うとともに、職員の意識改革や管理職のマネジメント向上等の取組を推進します。
- ➤ 定型的・反復的業務を集約するため令和元(2019)年度に設置した総務事務センターにおいて、業務の更なる効率化の実施や業務範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、令和5(2023)年度供用開始の新本庁舎において、共通物品等に係る事務を集約し、障害のある方など多様な働き方の実現に向けて、ワークステーション機能を整備します。
- ➤ 2 (1) に掲げる改革課題に加え、「2 (2) 市役所内部のデジタル化の推進」 や、「4 庁内の人材育成・意識改革」の中で、「職員の働く環境の整備と意識 改革」及び「多様な働き方の推進」に関連する改革課題に取り組むことにより、 総合的に「働き方・仕事の進め方改革」を推進します(図表 – 34、参考資料 4 「川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連改革課題一覧」参照)。

図表 - 34 川崎市働き方・仕事の進め方改革のビジョン及び方向性



所管	<b>1</b>	総務企画局	<del></del>						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化				
項目No.	(1)	項目名	働き方・倍	土事の進め	方改革の推進				
課題No.	1	課題名	長時間勤務	<b>务の是正に</b>	向けた取組				
現 状	間外勤務の事 てきました。 ・平成28(2 時間ないないないないです。 ・間数いるいまでである。 では、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、 は、では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	電前手続の徹 016) 年度以 電に減少じめ、 コ元(2019) コ元(2019) 上る時間かな対が 度時点で206 式況を踏まえ、	底等の取組や 前と比その時間 など、その時間 年度ので行のでする 長にない、大いででである。	、外部の専門の専門である。果超えていると、見らい時間が受けない。また、このの見いないのの見いないのの見いないのの見いないのの見いない。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	・仕事の進め方改革推進プ間的知見を活用した長時間動務となっている職員数及一方で、新型コロナウイの外勤務を行った職員が、全工限時間(年間720時間)等その要因の整理・分析及できとして、上限を超えて時間ます。	市 が職員1人当 で職員1人当 ルス感染症が か和2(2020) 等が人事委員: が検証が義務 間外勤務を行 職員一人と	業務改善等の支援を行っ るたりの平均時間外勤務 策に関連して業務が増大 )年度時点で484人と 会規則に定められ、上限 付けられたことから、各 った職員が、令和2		
取組の 方向性									
活動指標①	36協定等の勤マネジメント			現状値	10回 (令和2(2020)年度)	目標値	14回 (令和7(2025)年度)		

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・長時間勤務が課題となっている職場等について、外部の専門的知見を活用した業務分析、業務プロセス改革等の実施
- ・定時退庁や午後8時以降の時間外勤務の原則禁止等の意識改革の取組の継続実施
- ・時間外勤務の事前手続きの徹底についての周知
- ・管理職のマネジメント向上を目的とした、36協定などの勤務時間制度や業務の平準化に関する管理職研修の実施
- ・人事委員会規則に基づく「時間外勤務の要因の整理・分析及び検証」の実施による職場ごとの改善の取組の推進及び改善策の 横展開を図るため、改善状況を含めた分析結果を全庁で共有

	確保を想定する経営資源													
ヒト	0	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	0					
成果指標(1)	年間480時間 数	]を超える時間	引外勤務職員	現状値		4人 2020) 年度)	目標値	<b>0人</b> (令和7(2025)年度)						
到達目標	・市民サービスの向上と安定的な提供のため、長時間勤務職員数の縮減により、職員のワーク・ライフバランス													

所管	;	総務企画局	j									
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化									
項目No.	(1)	項目名	き方・仕事の進め方改革の推進									
課題No.	2	課題名	総務事務執行体制の見直し									
			ていた旅費認定事務について、令和元(2019)年度から集約化し、令和2(2020)年度									
	は消防局、全	計 3 (2021	)年度は教育委員会に対象範囲を拡大しています。									
	・各所属が実	『施していた	会計年度任用職員・附属機関委員等の報酬支払い事務、社会保険・労働保険関係事務等									
現状	や、人事部門	引の定型・反	复的業務について、令和2(2020)年度から業務を集約化し、効率化及び安定的な運用を									

- 推進しています。
- ・総務事務センター内で勤務する障害者の業務範囲拡大を進め、職場環境整備を実施しています。
- ・総務事務の将来的な民間活用に向けて、集約化する総務事務の安定化と効率化が必要となります。

# 取組の 方向性

- ・集約化する総務事務の対象範囲の拡大について、庁内での調整及び検討を継続的に実施します。
- ・集約化した総務事務の総務事務センター内における業務効率化の手法として、令和2(2020)年度から児童手当 認定事務執行の一部、令和3(2021)年度から被服認定事務執行の一部へにRPAを活用しており、対象範囲を拡 大していきます。
- ・令和5(2023)年度の新本庁舎へのワークステーション機能の設置に向けて、障害者雇用の促進と安定運用のた めの検討を実施します。
- ・集約化した総務事務の民間活用についても、継続的に検討していきます。

活動指標①	RPAを活用した業務処理の種類	現状値	2種類	目標値	4 種類	
	(累計)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(令和2 (2020) 年度)		(令和7(2025)年度)	
<b>洋動比無</b> ②	総務事務執行体制における障害者雇	現状値	2名	目標値	30名	
活動指標②	用の人数(累計)	况1人但	(令和 2 (2020) 年度)	日保胆	(令和7(2025)年度)	

#### 具体的な取組内容

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・集約化する業務の対象範囲の拡大に向け、庁内で調整し、集約業務の選定や方法について検討を実施
- ・総務事務センターで勤務する障害者の業務範囲拡大を実施するとともに、安定的な就労継続を支援
- ・集約化した総務事務の安定化に取り組むとともに、民間活用が可能かつ有効な対象業務の選定・検討に、継続的な取組の実施 [R04 (2022)]
- ・障害者雇用によりワークステーションの準備担当を配置し、ワークステーション機能の導入に向けた検討と準備の実施 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】
- ・新本庁舎にワークステーション機能を導入し、共通物品事務等の総務事務を集約するとともに、障害者雇用の促進に向けた取 組を実施

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	○ 情報		_	時間	0				
成果指標①	業務集約によ	よる財政効果	(累計)	現状値	·	00千円 (2019) ~ 020) 年度)	目標値	<b>200,000</b> (令和 7 (2	千円以上 (025) 年度)				
到達目標	・集約業務 <i>0</i>	の範囲拡大に、	よる市全体の	事務効率化		重用及び効率な 業務範囲拡大		事務集約等 <i>σ</i>	)事務効率化				

所管		川崎区役所	f						
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化				
項目No.	(1)	項目名	働き方・倍	土事の進め	方改革の推進				
課題No.	3	課題名	川崎区役所	<b>沂機能再編</b>	に伴うワークスタイル	レ変革や業 <b></b>	務効率化		
現状	・平成30 (2018) 年3月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、支所を含めた川崎区全体の機能・体制などの検討を進めてきました。 ・令和2 (2020) 年3月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」、令和3 (2021) 年5月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づき、令和5 (2023) 年度中の機能再編、令和9 (2027) 年度を予定している「こども文化センター」や「老人いこいの家」等を複合化した新支所複合施設の供用開始を目指して、取組を進めていく必要があります。								
取組の 方向性	・川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの機能再編により、保健福祉分野における複数の専門職による多職種連携体制を強化します。 ・機能再編後、川崎区役所庁舎として主に利用する「パレール三井ビル」のレイアウトやフロア構成の検討にあたっては、来庁者の利便性に加え、職員間のコミュニケーションの円滑化や組織変更等も見据えた空間の可変性等を考慮します。また、ワークスタイル変革や業務効率化を図るため、区役所内のペーパレス化を推進します。 ・機能再編後も支所での直接対面による相談機会を確保していくことから、新支所複合施設内に面接・相談スペースを確保するとともに職員が業務を行う上での効率性の観点から、サテライトオフィス環境を整備します。								
活動指標①	区主体の会議 ス会議の開作		全ペーパレ	現状値	一 (令和 2 (2020)年度)	目標値	40回 (令和7(2025)年度)		

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・紙文書削減・ペーパレス促進ガイドラインなどを参考にした紙文書の総量削減及び紙文書を「使用しない、発生させない」業務プロセス構築の取組及び紙文書削減活動の推進
- ・支所仮庁舎及び新支所複合施設に設置する面接・相談スペースやサテライトオフィス環境の検討・整備
- ・新支所複合施設整備に向けた取組の推進

#### 【R04 (2022) 】

・(仮称)大師支所・田島支所複合施設整備基本計画の策定

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・来庁者の利便性確保、職員間コミュニケーションや組織間業務連携の促進、作業時間の短縮、非効率スペース解消等に向けた機能再編後の川崎区役所レイアウト・フロア構成における、ユニバーサルレイアウトや規格を統一した新規什器の導入、オープンミーティングスペースやマグネットエリアの設置、下層階へのオフィススペースの集中、上層階への会議室スペースの集中等の検討及び変更の実施

#### 【R05 (2023) 】

- ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)
- ·支所仮庁舎供用開始

	確保を想定する経営資源													
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0					
成果指槽(1)	ペーパレス会			現状値	_	_	目標値	1万	ī枚					
MAN THING	枚数の減(令	和 2 (2020)	年度比較)	30 MIE	(令和 2 (2	020)年度)		(令和7(2	025)年度)					
	・川崎区全体	の機能・体制	を再編・強化	し、保健福祉	分野における	専門的・機動に	的なサービス	是供体制の構築	築や効率的な					
到達目標	行政運営によ	る市民サービ	スの向上											
判廷口惊	・機能再編を	契機としたオ	フィス改革の	実施及びペー	パレス化によ	る会議資料印	制枚数の1万7	牧の削減						
	・支所仮庁舎	及び新支所複	合施設に設置	したサテライ	トオフィスの	活用による効果	率的な業務の	実施						

所管		宮前区役所	ŕ									
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化							
項目No.	(1)	項目名	働き方・倍	かき方・仕事の進め方改革の推進								
課題No.	4	課題名	宮前区役所	宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率化								
現状	・平成31 (2019) 年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、この方針に基づく取組を「宮前区のミライづくりプロジェクト」と名付け、宮前区全体のまちづくりを検討してきました。 ・今後も「宮前区のミライづくりプロジェクト」の進捗状況を区役所内で情報共有し、関係部署と連携するとともに、令和11 (2029) ~令和13 (2031) 年の新宮前区役所の供用開始を契機として、区役所内部における働き方・仕事の進め方を見直し、一層の業務の効率化につなげていく必要があります。											
取組の 方向性	■■■■■の動向を踏まえながら、関係部署と連携し、ICTの活用やワークスタイルの変革を現庁舎で推進していきます。											
活動指標①	ICT・業務 革を促す研修	務改善など職 多やワーキン		現状値	一 (令和 2 (2020)年	目標値	<b>3回</b> (令和7 (2025) 年度)					
				B /4 /45 / 5	1997年南							

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・ペーパレス化の推進(例 会議におけるプロジェクター・タブレット使用の推進、庁内共有端末による会議資料等の共有化 等)
- ・ワーキングによる事務の効率化の検討
- 新たな | C T の活用
- ・研修による職員の意識改革
- ・ビジネスチャットの推進
- ・移転後の庁舎のワークスタイル変革や業務効率化に関する関係部署と連携した検討の実施

	確保を想定する経営資源													
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	0					
成果指標①	ター等を使用	機におけるP 月した会議の 間の減(令和	開催による	現状値	- (令和 2 (2	ー 020)年度)	目標値		<b>時間</b> 025) 年度)					
到達目標	・令和7 (2025) 年度以降の新市民館・図書館の移転と令和10 (2028) 年度以降の区役所移転に向け、新本庁舎の動向を踏まえながら、関係部署と連携し、現庁舎において I C T の活用やテレワーク等のワークスタイルの変革													

所管	教育	<b>「委員会事</b>	 務局	]							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化						
項目No.	(1)	項目名	働き方・倍	土事の進め	方改革の推進						
課題No.	5	課題名	学校教職員	員の働き方	改革に向けた取組						
現状	・平成31(2019)年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の負担軽減につながる取組を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う感染対策の実施やGIGAスクール構想の推進など新たな取組への対応も生じています。 ・これまで実施してきた様々な取組により、教員が授業や学級経営、児童・生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる時間が増え、定性的な効果は上がってきていますが、長時間勤務の教職員の割合はわずかな減少にとどまっていますので、引き続き学校運営支援体制の整備を図るとともに、教職員が働き方・仕事の進め方改革に対する当事者意識を持ち、学校全体で改善活動を実践することで、長時間勤務の是正につなげていく必要があります。										
取組の 方向性	■■  イフ・バランスを意識し、改善活動を実践できるような働き方・仕事の進め方に関する意識改革を推進することに										
活動指標①	動指標①     部活動指導員配置数     現状値     22名 (令和 2 (2020) 年度)     目標値 (令和 7 (2025) 年度)										
				具体的な	取組内容						
			令和4(2	2022)年度~	~令和7(2025)年度						

- ・「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」(令和3(2021)年度策定)を踏まえた取組の実施・進捗管理
- ・国の動向を踏まえ教職員勤務実態調査の実施
- ・部活動指導員の配置拡充・教職員事務支援員又は障害者就業員の配置の継続等による教職員の負担軽減に向けた取組の推進
- ・国の動向を踏まえ休日の部活動の地域移行に向けた検討及び結果のとりまとめ
- ・ICTを活用した働き方・仕事の進め方改革の取組の推進

			i	確保を想定す	する経営資源	<u> </u>				
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0	
成果指標(1)		間外在校等時 間を超える教		現状値		<b>5%</b> (020) 年度)	目標値		<b>5</b> % 025)年度)	
到達目標	・教職員の高いモチベーションを維持したまま、中学校の時間外在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員									

# 2-(2)市役所内部のデジタル化の推進

### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、ICTの活用による行政運営の効率化を進めるため、テレビ会議やペーパレス会議の拡大、モバイルワーク $^{12}$ の導入等を実施し、移動に係る旅費や時間、会議開催に係る印刷関係費用や準備時間等の削減につながりました。

今後も、行政のデジタル化に向けた一層の取組が求められている中で、デジタル技術の活用等による業務プロセスの見直しを徹底して行い、業務の更なる効率化を図るなど経営資源の確保につなげていく必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 全庁の業務量調査により可視化された業務プロセス、業務の性質、業務量等を 踏まえ、また行政手続のオンライン化や基幹業務システムの標準化・共通化等 を契機として、デジタル技術やデータの活用による業務プロセスの抜本的な見 直しを行うなど、業務プロセス改革の取組を推進します。
- ▶ 多様で効率的な働き方の実現に向けたペーパレス化等の更なる推進、庁内会議のオンライン化、テレワークの推進などデジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組むとともに、令和5(2023)年度に供用開始する新本庁舎において生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を実施するなど、更なるワークスタイル変革に取り組みます。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 意思決定や業務の迅速化を図るため、テレワーク用パソコンを活用し、外出先での資料作成や決裁行為等を行うこと。

所管	i	総務企画局	j									
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化							
項目No.	(2)	項目名	市役所内部	『のデジタ	ル化の推進							
課題No.	1	課題名	業務プロも	2ス改革の	推進							
現状	とあわせた第 わせた業務フ ・平成29(2 による業務分 ・行政手続の 上を実現させ	・本市ではこれまで文書管理、財務、旅費、職員情報等の全庁に共通する事務について、行政情報システムの導入とあわせた業務プロセス改革を実施しており、各業務の所管部署においても、制度の変更やシステムの導入等とあわせた業務プロセスの見直しに取り組んできました。 ・平成29(2017)年度からは働き方・仕事の進め方改革の取組として、一部の職場を対象に、外部の専門的知見による業務分析を活用しながら業務改革・改善を実施し、業務プロセスの見直しを実施しています。 ・行政手続のオンライン化等の「デジタル化」の推進にあわせて、業務の効率化を図り、更なる市民サービスの向上を実現させるため、業務プロセスそのものの見直しを図る「業務プロセス改革」を推進し、職員の業務をより専門性の高い業務へ転換させることを目的に、全庁を対象とした業務量調査を実施しました。										
取組の 方向性	・全庁業務量調査により可視化された、業務プロセス、業務の性質、業務量等を踏まえて、デジタル技術の活用や 定型的・反復的な業務の集約化、業務手順の見直しなど、各業務所管部署を支援し、外部の専門的知見も活用しな がら、業務プロセス改革を推進します。 ・行政手続のオンライン化等に合わせ、業務プロセスの見直しを実施することで、業務効率化を図ります。 ・行政情報システムの更改に向けた業務プロセスの見直しを推進します。											
活動指標①	業務プロセス 業務所管部署 計)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- > < 3> < - > <	件数(累 現状値 (平成30 (2018) 年度~ 令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								

### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・全庁業務量調査の結果において改善効果が高いと見込まれる手続について、外部の専門的知見を活用した業務分析等による、A I ・R P A 等のデジタル技術の活用や定型的・反復的業務の集約化等の業務プロセス改革の推進
- ・国が進めるマイナポータルからの行政手続のオンライン化や、本市における新たな電子申請システムの構築、地方自治体の基 幹業務システムの標準化・共通化に合わせた業務プロセス改革の実施
- ・文書管理、財務、旅費、職員情報等の全庁に共通する事務について、現行の行政情報システムの更改を予定している令和9 (2027) 年度に向けて、更なる効率化を目指した業務プロセス改革を検討・実施

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	0				
成果指標①	業務所管部署 ス改革を実施 時間割合(累	もした手続に:		現状値	- (平成30(2 令和 2 (20	- 2018)年度~ 220)年度)	目標値		025) 年度)				
到達目標	・業務プロセス改革の推進及びデジタル技術の活用により時間を創出し、職員の業務をより専門性の高い業務へ転換することにより、より良い市民サービスを安定的に提供できること												

所管	i	総務企画局	;									
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化							
項目No.	(2)	項目名	市役所内部	部のデジタ.	ル化の推進							
課題No.	2	課題名	デジタルの	の活用によ	るワークスタイル変革	革の推進						
現状	・生産的で働きやすい職場環境の実現のため、新本庁舎整備を契機として、デジタル環境の整備等に合わせたワークスタイル変革の検討を進めてきました。そうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況も踏まえ、多様な働き方への対応と業務継続性向上の観点から、よりスピード感を持って、取組を進めています。 ・令和3(2021)年5月に策定した「紙文書削減・ペーパレス促進ガイドライン」に基づき、ペーパレスでの会議・打合せや文書の電子化の推進、全庁的な環境整備と合わせたオンライン会議の推進等に取り組んでいます。 ・サテライトオフィスや在宅勤務の試行等の取組結果を踏まえ、テレワーク用パソコン1,000台を導入し、令和3(2021)年6月からテレワーク(在宅勤務、モバイルワーク及びサテライトオフィス)を本格実施するとともに、テレワークの実施を踏まえた、より円滑なコミュニケーションに向けて、ビジネスチャットの導入やグループウエアの活用に取り組んでいます。 ・新本庁舎整備等に合わせ、生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を検討しています。											
取組の 方向性	・デジタル化に対応した多様で効率的な働き方の実現に向けて、ペーパレス化を一層推進します。 ・オンライン会議等のツールやパソコンを活用した庁内外の会議のオンライン化を推進します。 ・テレワーク用パソコンの活用状況を検証しながら、テレワークを一層推進します。 ・新たなワークスタイルに対応したコミュニケーションツールについては、新規導入も含めて検討します。 ・本庁部署においては、ユニバーサルレイアウトやグループデスク導入など新本庁舎への移転に合わせてオフィス改革を実施するとともに、その他の庁舎においても、大規模改修等に合わせてオフィス改革の実施を検討します。											
活動指標①	紙文書が多い 活動(累計)	・部署等への	コーチング	一チング     現状値     31回 (令和2 (2020) 年度)     目標値 (令和7 (2025) 年度)								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・新本庁舎整備等に合わせた、無線LANの導入、パソコンの軽量化、会議室等へのモニタの設置等の環境整備のほか、紙文書が多い部署へのコーチング活動や、庁内における好事例の横展開などの意識改革に向けた取組による、ペーパレスでの業務執行の推進
- ・電子契約の導入等による契約事務の電子化や、文書管理、財務等の全庁に共通する事務を扱う行政情報システムの機器のリプレース等の機会 を捉えた文書管理システムのデータ容量の拡充等の推進
- ・紙文書の集中的スキャンなど、既存の紙文書の削減に向けた取組の実施
- ・オンライン会議の運用状況やテレワーク用パソコンの活用状況の把握、及び利用促進に向けた活用事例の周知・啓発
- ・新本庁舎におけるグループデスク、マグネットスペースの導入等の環境整備やプリンター、FAX等の複合機への機能統合による生産的で働き やすい職場づくりの実施、その他の庁舎における大規模改修等に合わせた環境整備等の検討
- ・令和 5 (2023) 年度の新本庁舎供用開始を契機とした内線電話のスマートフォン化に向けた検討・実施 【R04 (2022)  $\sim$ R06 (2024) 】
- ・新たなワークスタイルに対応したグループウェアの最適化及びコミュニケーションツールの検討・導入

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	- モノ - カネ ○ 情報 - 時間 ○											
成果指標①	紙の使用量(学校等を除く。)			現状値	106,324千枚 (令和2(2020)年度)		目標値	目標値 (令和 7 (2025)					
成果指標②	テレワーク月	用パソコンの種	家働率	現状値	- (令和 2 (2	<b>-</b> 2020)年度)	目標値	<b>40.</b> (令和 7 (2	<b>0</b> % 025)年度)				
到達目標	・ペーパレス化を基本とした時間や場所に捉われない効率的な業務遂行と多様な人材が活躍できる職場の実現												

所管	;	総務企画局	 }								
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化						
項目No.	(2)	項目名	市役所内部	部のデジタ.	ル化の推進						
課題No.	3	課題名	デジタルイ	デジタル化時代の変化を見据えた公文書館のあり方の検討							
現 状	・文書量の増加に伴い、会議室及び閲覧スペースを書庫に転用しており、本来行うべき研修や閲覧場所に影響が出ていることから、文書の保管に民間倉庫を活用せざるを得ない状況からコストの増加につながっています。 ・公文書館、市民ミュージアム等の各施設で歴史資料等を分散管理しているため、整理・統合手法の検討が必要となっています。 ・築37年が経過し、老朽化等に伴う対応が必要となっており、デジタル化時代の変化を見据えた、今後のあり方を含めた検討が必要となっています。										
取組の 方向性	・関係部署と ・令和3(2 活用を検討す	- - 保管・収蔵・ 021)年8月 「るエリア」	の整理を行うの「等々力綱	とともに、テ 最地再編整備身 的利用に向け		:閲覧手法の検討を 6定により、公文					
活動指標①	① 現状値 - 目標値 - 一										
				具体的な	取組内容						
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

- ・デジタル化及びペーパレス化の進捗状況による引継文書量への影響を見極めての、関係部署との狭隘化及び老朽化解消に向け た検討並びに必要な施設規模・公文書館のあり方の協議
- ・市民ミュージアム等の各施設で保管している歴史資料等について、関係部署との調整・協議による、保管・収蔵の整理と情報 の共有化の推進
- ・デジタル化による歴史資料の新たな閲覧手法の検討及び方向性のとりまとめ
- ・「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」に基づく今後検討される課題事項等についての関係部署との必要な協議

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	<ul><li>− モノ ○ カネ − 情報 − 時間 −</li></ul>									
成果指標①		_		現状値							
到達目標	・狭隘化の解	実隘化の解消とデジタル化時代に対応した新たな公文書館のあり方の構築と対応									

所管		財政局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の:	最適化						
項目No.	(2)	項目名	市役所内部	『のデジタ』	ル化の推進						
課題No.	4	課題名	市税シスラ	テム更改に	伴う税務事務の効率(	<mark></mark>					
現状	・現行の市税システムは、毎年度の税制改正への対応を重ねた結果、肥大化、複雑化し、税制改正への対応が負担となっているほか、維持管理コストの高止まりも課題となっています。 ・短期間に大量の処理が必要となる課税事務等における時間外勤務の縮減も課題となっています。 ・こうした課題を解決し、市民サービスの安定的な提供、事務の効率化、さらに、一層の市税収入確保策を実現するため、安定的かつ効率的なシステム運用に向け、令和元(2019)年度から市税システムの更改を進めています。										
取組の 方向性	るため、安定的かつ効率的なシステム連用に向け、令和元 (2019) 年度から市税システムの更改を進めています。 ・市販のパッケージシステムを活用した新システムの導入に伴う業務手順の再構築及びオープン化による税制改正 対応への負担軽減とハードウエア賃借料等の年間運用経費削減のため、引き続き、令和5 (2023) 年1月の稼働開 始に向けた市税システムの更改を進めます。 ・パッケージシステムを活用した新システムと併せて導入したRPA等の活用、AI導入の検討を行い、定型的・ 反復的業務の集約化・効率化等に取り組むとともに、電子申請システム等を利用した申請手続のオンライン化に取 り組みます。 ・市税事務所の専門性をより効率的、効果的かつ機動的に発揮できるよう、業務手法を見直します。										
活動指標①	1 業務手法の見直し数(累計)     現状値     ー (令和2 (2020) 年度)     目標値 (令和7 (2025) 年度)										
活動指標②	R P A を導 <i>力</i> 計)	(するシナリ:	オ数(累	現状値	— (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>5 シナリオ</b> (令和 7 (2025)年度)				
	具体的な取組内容										

- ・安定したシステム運用ができる手法の構築及びシステムの運用日程を調整することによる業務の平準化
- ・RPAの導入効果が見込める業務の選定及びRPAを導入するシナリオの作成

#### 【R04 (2022)】

・新システムにおける事務の確立、データ移行、テスト等のシステム導入作業実施と令和5(2023)年1月の新システム稼働

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

・次期電子申請システムの活用による、市税証明の申請手続オンライン化

#### 【R05 (2023) 】

・新システム稼働を踏まえた見直し等による、さらなる効率的な業務手法の構築

#### [R05 (2023) $\sim$ R07 (2025) ]

・市税システム関連AI製品の情報収集及び費用対効果の観点からの導入是非の検討

	確保を想定する経営資源												
ヒト	- <b>モ</b> ノ ○		カネ	0	情報	_	時間	0					
成果指標①	システム運用	月経費(単年)	变)	現状値	10.4億円 (令和2(2020)年度)		目標値	7.3億円 「令和 7 (2025)年					
成果指標②	税務事務における総時間外勤務時間 数(単年度)		現状値	53,820時間 (令和2 (2020) 年度)		目標値	51,129時間 (令和7(2025)年度)						
到達目標	度比3割減) ・新システ <i>1</i>	まで削減 な稼働を踏ま D向上と事務	えた見直し等	による効率的	]な業務手法の	より、年間運 の構築、デジ 動務時間数を!	タル技術の導	入等を行うこ	とによる市				

# 2-(3)組織の最適化

# ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、市民ニーズの的確な対応に向けた組織の最適化を進めるため、生活環境事業所の再編や学校用務業務執行体制の見直し、学校給食調理業務の委託化などの組織整備や職員配置に取り組みました。一方で、市民館等をはじめとする施設の管理運営体制の見直しについては、課題解決に至らず効果の発現に時間を要する取組もあることから、こうした課題については、第3期プログラムでも引き続き改革の取組を進めていく必要があります。

また、変化する社会経済状況や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえた執行体制の整備・見直しを行う必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ➤ 社会経済状況の変化や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。
- ▶ 第2期プログラムにおける執行体制の見直しのうち、第3期プログラムでも継続が必要な課題について取組を進めます。

所管	;	総務企画局	<u> </u>	]							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化						
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	<b>適化</b>							
課題No.	1	課題名	庁用自動車	車の配置及	び運転業務執行体制の	り見直し					
現 状	・円滑で適切な業務運営、危機事象発生時への対応、業務上必要とする車種の特性などから、専任の運転手を配置して運行する車両以外については、退職動向と車両更新状況等を勘案し、減車やこれに伴う執行体制の見直しを進めるとともに、行政事務遂行上の機動力確保のため、職員自らが運転する軽自動車の追加導入及び公用車が配車されない場合のタクシーチケットの利用を進めてきました。 ・今後の「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行手法の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。 ・一方で、温暖化の影響等による自然災害の大規模化、増大化が見込まれる中、危機事象発生時の即応性や特別職等の移動手段については、安定的に確保する必要があります。 ・このことから、引き続き減車を進めながら、円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図れる執行体制の見直しに、継続して取り組む必要があります。										
取組の 方向性	・退職動向と車両更新状況等を勘案して、引き続き、減車や職員配置の見直しを進めるとともに、軽自動車の配置 やタクシーチケットの利用等による機動力確保にも取り組み、円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図 れる執行体制を確保していきます。										
活動指標①	専用車、共用	一一		現状値	<b>24台</b> (令和 3 (2021)年度)	目標値	18台 (令和7(2025)年度)				
				具体的な	取組内容						

- ・職員の退職動向や車両更新の状況等を勘案した減車の推進
- ・軽自動車の配置やタクシーチケット利用等による機動力の確保
- ・危機事象への対応力の確保等を踏まえた庁用自動車の配置等の検討

Ì	確保を想定する経営資源												
	ヒト - モノ - カネ ○ 情報 -									_			
	成果指標①	車両の軽自動 (累計)	動車化に伴う≨	<b>圣費削減額</b>	現状値	<b>6,916</b> (平成30(2 3(2021	2018)~令和	目標値	4,628千円以上 (令和7 (2025) 年度)				
	到達目標	・円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図るための効率的・効果的な車両台数、運転業務執行手法及で 執行体制方針の確定											

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

所管	i	総務企画局	;								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化 最適化						
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	組織の最適化							
課題No.	2	課題名	守衛業務の								
現状	・守衛業務については、第2庁舎及び第3庁舎は職員が行い(夜間・閉庁日は委託)、第4庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を行ってきました。 ・新本庁舎の供用開始に合わせて機械警備の導入を予定していることから、要人警護、議場警備の執行体制についても検討する必要があります。										
取組の 方向性	す。・新本庁舎~	への機械警備	の導入の効果				的な警備を可能としま動向や要人警護・議会警				
活動指標①	①										
				具体的な	—————————————————————————————————————						
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度											

・要人警護・議場警備の執行体制の見直しの検討

【R04 (2022) 】

・4棟(新本庁舎、第3庁舎、第4庁舎及び御幸ビル)の総合的な警備のあり方の検討

【R05 (2023) 】

・新本庁舎における警備業務の開始(一部機械警備の導入)

	確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①		_		現状値	, 現状値 ·			-	_				
到達目標		023)年度及		入することに )24) 年度にa		削減の実現 舎の警備体制	を検証した	- での守衛の	適正人員の				

	<u> </u>	-m ı		1							
所管		環境局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	<b></b>						
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	<b>適化</b>							
課題No.	3	課題名	安定的かつ	つ効率的な原	廃棄物処理体	制の構築	Ę.				
現 状	・ごみの減量化に伴い、平成27 (2015) 年4月に1つの処理センターを休止・建設中とし、3つの処理センターを稼働する「3処理センター体制」に移行しました。こうした中、一部の処理センターにおける夜間運転操作業務の委託化や資源化処理施設における運営・処理業務の委託化を進めてきました。さらに、令和2 (2020) 年度からは浮島処理センターにおいて、施設の維持・補修業務等の整備業務を集約化することにより、処理体制の充実・強化を進めました。・今後も、適正かつ安定的な処理の実施を前提に、民間部門の活用や業務の集約化等により、効率的・効果的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があります。・令和5 (2023) 年度からの橘処理センターの稼働予定に伴い、資源物及びごみ(焼却灰を含む。以下同じ。)の鉄道輸送計画及び加瀬クリーンセンターにおける中継輸送計画を見直す必要があります。										
取組の方向性	・3処理センター体制の検証を継続し、他都市の状況について調査等を行うとともに、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」、「プラスチック資源循環への対応方針」等の廃棄物関連の施策や、脱炭素社会の実現に向けた取組、超高齢社会等によるごみ質やごみ量の変化への対応を踏まえ、長期的な視野に立って、資源化処理施設等の整備も含めた本市の効率的・効果的な廃棄物処理体制について検討を進めます。 ・非常時における対応等を含め、安定的な市民サービスの提供を確保した上で、より効率的・効果的な処理体制の構築に向け、人材育成及び技術継承を行うとともに、廃棄物処理施設の整備や、更なる委託化も含めた運営体制の検討を進めます。 ・橘処理センター稼働後を踏まえた資源物及びごみの輸送の効率化について検討し、安定的かつ効率的な輸送体制を構築します。										
活動指標①		_	現状値								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・プラスチック資源循環等への対応を踏まえた資源化処理施設等の整備に向けた検討の推進
- ・橘処理センターの稼働を見据えた3処理センター(浮島・橘・王禅寺)における運営体制の検討及び効果検証の実施
- ・安定的かつ継続的な廃棄物処理体制の確保のための人材育成、技術継承及び計画的な人材確保の推進
- ・資源物及びごみの鉄道輸送計画及び加瀬クリーンセンターにおける中継輸送計画の検討及び見直し

#### 

- 到達目標
- ・橘処理センター稼働後の3処理センターにおける運営体制の効果検証結果の取りまとめ
- ・人材育成と人材確保の取組の推進による知識・技術・技能の継承
- ・輸送の効率化等の検討による中継輸送計画の見直し及び効率的・効果的な中継輸送の実施

				1				
所管		環境局						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化			
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	<b></b>				
課題No.	4	課題名	循環型社会	会に対応し	た効率的・効果的な原	廃棄物収集 <sup>6</sup>	体制の構築	
現 状	の構築にんなる交渉にはなるを事をごりませる。というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	けた取組を推 ご執行体・効果 対率的・上の 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大き	進するとを進め 見直な執行に 21) 年4月に の委社会の 齢かか 能・業務職員	に、事業系で てきました。 の構築に向い てヒアリンク は、幸区・F めて実施しま 心や非常災害 に事業を実施	、普通ごみ収集の回数の 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	導入、家庭系 務のモニタリ 安全性、安定 大規模集合住 棄物処理事業	の資源物等収集運搬業務 ングを行うとともに、受性などの課題への対応の 注宅等の一部地域における における公共と民間の役	
取組の	けた検討を行う必要があります。 ・普通ごみ等収集運搬業務は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、特に重要なライフラインとして最も適正かつ迅速に処理することが必要であることから、今後の委託化については、令和3 (2021) 年4月から開始した委託化の検証等を踏まえ検討を進めます。 ・令和5 (2023) 年度からの橘処理センターの稼働に伴う業務状況の変化や職員の退職動向などの様々な要因変化を踏まえたごみ収集業務の運営体制の検討及び見直しを進めます。 ・超高齢社会への対応など社会的要請と状況変化を踏まえた効率的・効果的なごみ収集業務の執行体制の検討を進めます。 ・安定的かつ継続的な廃棄物収集体制の確保のため、技能・業務職員の人材育成と計画的な人材確保の検討を進めます。							
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-	

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ・普通ごみ等収集運搬業務委託の状況等を踏まえた川崎区、多摩区・麻生区の一部委託化の検討及び実施
- ・超高齢社会を見据えた効率的・効果的なふれあい収集の今後の方向性の検討
- ・安定的かつ継続的な執行体制の確保のため、職員の退職動向などを踏まえた上での、技能・業務職員の人材育成と人材確保の 検討

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

・橘処理センターの稼働を踏まえた効率的・効果的な運営体制の検討及び開始

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	-		
到達目標	・橘処理セン ・ふれあい収	ノターの稼働: 双集の今後の2	を踏まえた効 方向性の検討	ては、川崎区 率的・効果的 については、 保の取組の推	]な運営体制に 検討結果のII	こ向けた見直 又りまとめ	しの実施	及び実施			

所管				1							
	2	111 00.110	十分記る	マ当次派の	日本ル						
取組No.	2	取組名		経営資源の	取週化 ————————————————————————————————————						
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	<b>適化</b>							
課題No.	5	課題名	環境局業務	環境局業務における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討							
現状	手段として活職員の配置も・今後、業務す。	おける庁用自動車については、市内各所で実施している大気分析用サンプリング機材等の運搬に必要な活用しつつ、業務内容に応じて電気自動車の活用も進めるとともに、会計年度任用職員といった非常勤も行ってきました。 務の改善や見直し等を行うことで、庁用自動車の必要数や職員の配置にも影響することが考えられま 突発的な環境汚染事故等の危機事象発生時の即応性についても、安定的に対応可能な体制確保が必要で									
取組の 方向性	・今後、突発的な環境汚染事故等の危機事象発生時の対応については、即応性の確保に向け、必要な車両・職員の配置数と体制を整理・検討します。 ・庁用自動車の使用頻度や業務内容等を踏まえ、車両及び職員の配置の必要性等を整理し、環境局で実施する調査・測定等業務を円滑かつ効果的に実施するための方策(業務スケジュールの更なる調整や業務改善等)、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員の配置等を検討していきます。										
活動指標①	舌動指標①										
具体的な取組内容											
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

・危機事象発生時の対応や、庁用自動車の需要動向、職員の退職動向を踏まえた、車両及び職員の必要配置数と体制の検討

確保を想定する経営資源												
トト		モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	_	-			
到達目標		平常時や危機事象発生等を踏まえた環境局業務における庁用自動車に係る効率的・効果的な車両台数、運転業務は行手法及び執行体制方針の確定										

所管	•	健康福祉局	;								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化						
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	組織の最適化							
課題No.	6	課題名	動物愛護七	動物愛護センター用務業務執行体制の検討							
現 状	ら飼養管理・ 民間事業者や ・用務業務に ますが、多様	・譲渡、動物 ウボランティ は、センター 様な主体との	一では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する犬及び猫を中心とした動物の引取りか、動物愛護思想の普及啓発等の動物愛護管理事業を、獣医師をはじめとした本市職員を中心に、ンティア、獣医師会等の多様な主体と連携して実施しています。 ンター内の管理業務を中心としながら、犬の捕獲、獣医師等が行う上記業務の補助等を行ってい体との連携が進む中で、動物の命をつなぐための施設の維持に必要な用務業務のあり方について要があります。								
取組の 方向性	きた業務の一	-部委託化な	ど、民間事業	者等が担う業	後は、業務支援ボランテ♪ 務が広がる中で、用務業 ∃などの可能性があること	務についても	、委託化や再任用短時間				
活動指標① 現状値 見標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日											
	具体的な取組内容										
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容を踏まえて、ボランティア等の多様な主体と連携しながら動物愛護管理事業 の効率的な推進
- ・用務員の退職動向にあわせて、用務業務の執行体制の検討

確保を想定する経営資源												
۲	: <b>ト</b>	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果	指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_		
到達	達目標				ティアの支援効果的、かつ					念容を踏ま		

- Antr		/** <del>                                    </del>		1						
所管	·	健康福祉局	j							
取組No.	2	取組名	市役所の約	怪営資源の	最適化					
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	<b>適化</b>						
課題No.	7	課題名	中部地域3	中部地域支援室業務における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検 討						
現状	・庁用自動車については、「人の移動」や「物の運搬」に必要な手段として活用するとともに、原則、常勤職員で自動車運転業務を担ってきました。 ・「人の移動」や「物の運搬」は、常勤職員と再任用短時間職員等の非常勤職員とで業務内容が大きく異なるわけではありませんが、「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。 ・一方、中部地域支援室の周辺地域は、公共交通機関に限りがあるため、アウトリーチ(訪問等)支援のための移動手段や、緊急時の即応性については確保する必要があります。 ・また、施設の特性上、自動車運転業務には様々な障害に対する知識や経験等が求められるところです。									
取組の 方向性	す。 ・その上で、	庁用自動車 庁用自動車及	の使用頻度や	業務内容、ま	た、「働き方・仕	事の進め方改革の	転業務の現状を検証しま 推進」等に伴う需要の動向 用、及び非常勤職員の活用			
活動指標①		_		現状値	_	目標値	-			
	具体的な取組内容									
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度									

・職員の退職動向を踏まえ、庁用自動車の必要性と常勤職員配置の見直しの検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標		_		現状値	-	_	目標値	-	_		
到達目	<b>準</b>	・緊急時の即応性や中部地域支援室の自動車運転業務に求められる資質など、現状把握や庁用自動車及び常勤職員配置の必要性の整理を行い、効率的・効果的な車両台数及び運転業務執行手法、執行体制方針の確定									

所管	2	ども未来	局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の記	最適化							
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	<b></b>								
課題No.	8	課題名	児童相談所	児童相談所の体制強化及び児童家庭相談支援体制の構築								
現? 状	・【全体】虐待リスクの早期発見・重篤化防止につなげ、要保護ケースの増加を抑制するとともに、一時保護・施設措置に至ってしまう事案を減少させる必要があります。 ・【介入】また、児童虐待の相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中で、児童虐待に迅速・適切に対応するため、警察・医療・司法等の複数の関係機関と連携した、より効果的な支援を行う必要があります。・【予防】さらに、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援を行うとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、支援ニーズを的確に把握するとともに、地域ネットワークの強化を図る必要があります。 ・【市の体制】各種相談業務等を通じ、予防スキルを向上させるとともに、迅速かつ的確な分析と判断に基づき、要保護ケースに対し、指導措置・施設措置等の適切な介入支援を実施できるようにする必要があります。											
取組の 方向性	■■分化等を進めることで、相談体制の効率化や役割分担の徹底による児童家庭相談支援の質の向上を推進するとともに、警 ■											
活動指標①	児童相談所初期対応チームの導入区数(累計)     3区(令和3 (2021) 年度)     7区(令和7 (2025) 年度)											

# 令和4 (2022) 年度 ~ 令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・児童相談所との機能分化、児童相談に関わる専門職の適正配置による相談体制の効率化と役割分担の徹底による質の向上、及び児童 家庭支援に係る専門的支援体制の構築
- ・児童相談所における初期対応チームの充実強化(令和5(2023)年度:4区、令和6(2024)年度:5区、令和7(2025)年度:7区)

#### 【R04 (2022)】

・予防のための専門的支援機能の構築に向けた検討や児童家庭相談支援に関わる専門職の適正配置(適性を見極めたジョブローテーション等)に向けた検討を開始

#### 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・検討及び検討結果に基づく取組を推進するとともに、児童相談所における業務分担の見直し及び働き方改革を推進

	確保を想定する経営資源									
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	0	時間	0	
		カー1人当た 周査中)のケ· 平均)		現状値	<b>19.</b> (令和 2 (2	<b>7件</b> 020)年度)	目標値	<b>14.</b> (令和 7 (2	<b>3件</b> 025) 年度)	
到達目標	・児童家庭え援体制の確立	支援(予防)	 と児童虐待対	策(介入)の	両輪による、	子どもや子	育て家庭が安	心して暮らせ	る相談・支	

所管	3	ども未来	 局							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化					
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	且織の最適化						
課題No.	9	課題名	公立保育所	所における	調理業務及び用剤	8業務の執行体	制の検討			
現 状	・公立保育所における調理業務について、川崎区及び中原区に設置した保育・子育で総合支援センターについては、令和3(2021)年度から調理と栄養管理の一体的な業務実施による知識や技術、経験等の蓄積を進めるとともに、保育の質の維持・向上の取組として、民間保育所等に対する実践フィールドを活用した効果的な支援を行ってきました。また、ブランチ型の公立保育所については、民間活用が可能な保育所から、段階的な委託化を進めてきました。 ・公立保育所における用務業務については、安全・安心な保育環境を整えるため、これまで、職員等により業務を実施してきましたが、職員の退職動向等も踏まえながら、より効率的・効果的な業務手法のあり方について、検討を進めていく必要があります。									
	・公立保育所における調理業務について、今後、整備を進める保育・子育て総合支援センターについても、調理と 栄養管理の一体的な業務実施による知識や技術、経験等の蓄積及び民間支援を推進します。また、ブランチ型の公 立保育所については、公立保育所の最適化に向けた継続的な検討状況や退職動向等を踏まえた上で、委託化を推進 していきます。 ・用務業務については、他都市の事例や職員の退職動向等を踏まえながら、安全・安心な保育所環境の提供を確保 した上で、より効率的・効果的な手法について、検討・精査していきます。									
活動指標①	- 現状値 - 目標値									
				具体的な	取組内容					
令和 4 (2022)年度 ~ 令和 7 (2025)年度										

- ・今後、整備を行う保育・子育て総合支援センターにおける調理と栄養管理の一体的な業務実施に向けた手法の検討
- ・ブランチ型の公立保育所については、公立保育所の最適化に向けた継続的な検討状況や職員の退職動向等を踏まえた上で、委 託化を推進
- ・用務業務のより効率的・効果的な実施に向けた現状の整理・手法の検討

			1	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源	<b>T</b>			
ヒト	$\circ$	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_
成果指標①		_		現状値	_	-	_		
到達目標	と更なる知識・既に設置しまえた、今後・公立保育所における調理	就や技術、経験 でいる保育 その執行体制が 所の最適化に同 ととなった。	験等の蓄積及 ・子育て総合 方針の確定 句けた継続的 化	び民間保育所支援センターな検討状況や	等に対する対	支援の充実 周理と栄養管: 加向等を踏ま。	理の一体的な	り質の高い市 業務実施の検 ブランチ型の	診証結果を踏

所管	ŧ	ちづくり	 局	]				
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化			
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	組織の最適化				
課題No.	10	課題名	市営住宅が	市営住宅施策における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討				
現 状	・市営住宅の管理や整備(建替、長寿命化改善等)における日常的な現場確認・対応のため、また、危機事象発生時や設備故障等の緊急事案が発生した場合等に、職員が遅滞なく現場に向かうことができるよう、全庁的な自動車運転業務とは別に、まちづくり局内で個別に必要な業務として、市営住宅施策に係る自動車運転業務を設けています。 ・しかしながら、共用車のうち業務用車(軽自動車)の台数が充実してきている中で、必ずしも専属の職員が運転しなくても現場に行くことができること、また、運転代行や別の交通手段の活用も考えられる中で、当該業務自体の必要性や今後のあり方について、市営住宅施策の観点から整理する必要があります。							
取組の 方向性	・現在の業務内容を精査するとともに、業務用車(軽自動車)をはじめとする共用車の活用や運転代行、別の交通 手段の活用等、代替可能性を検討した上で、市営住宅施策の観点から、今後の当該業務のあり方について検討・精 査し、方向性を決定します。							
活動指標①	現状値 一 目標値 一							
				具体的な	取組内容			
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度							

- ・業務内容の精査
- ・業務用車(軽自動車)をはじめとする共用車の活用や別の交通手段、運転代行等による代替可能性の検討
- ・市営住宅施策の観点からの当該業務の必要性の精査
- ・市営住宅施策に係る自動車運転業務の今後のあり方について、検討・精査し、方向性を決定

確保を想定する経営資源									
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-
到達目標	・市営住宅旅 確定	5策に係る自動	動車運転業務	における効率	いい 効果的な	は車両台数及る	び運転業務執	行手法、執行	- 体制方針の

所管		建設緑政局	;						
取組No.	2	取組名	市役所の約	全営資源の:	最適化 最適化				
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	組織の最適化					
課題No.	11	課題名	建設緑政	建設緑政事業における運転業務執行体制の検討					
現状	・建設緑政局は、道路・河川・公園などのインフラ事業を所管しており、市民生活の基盤となっているため、日常的に現場確認を行うなど適正な管理を実施しています。 ・また、災害時においては、道路管理や水防における危険防止措置や応急対応を行うため、所有している車両は緊急自動車として指定されており、早急な現場確認、早期対応を実施しています。								
取組の 方向性		事業の維持管: O検討を行い		る運営体制を	·検討するとともに、災害	などの緊急時	における効率的・効果的		
活動指標①	現状値								
				 具体的な	取組内容				
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度								

- ・建設緑政事業の維持管理業務における運営体制の検討
- ・災害などの緊急時における効果的・効率的な初動対応等の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	_	- <b>モノ</b> -		カネ	- 情報		_	時間	
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	_	_
到達目標	・建設緑政事 行手法、執行			る運営体制の	検討や災害な	などの緊急時(	における効率	的・効果的な	達転業務執

所管		建設緑政局	;						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化				
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	組織の最適化					
課題No.	12	課題名	多摩川緑均	多摩川緑地管理業務における業務執行体制の検討					
現状	・平常時は、多摩川緑地として国から占用している広場や運動施設の維持管理を行うとともに、出水時は、治水の 観点から多摩川緑地に設置しているトイレなどの工作物の撤去作業を実施しています。 ・また、災害時、緊急河川敷道路など早急な復旧が必要な箇所については、土砂の撤去などを実施しています。 ・災害時に必要な体制を検証し、維持するとともに、効果的な管理運営体制の検討が必要となっています。								
取組の 方向性	・災害時に必要な体制を検証するととも効率的・効果的な管理運営体制の検討を行います。								
活動指標①	現状値 一 目標値 一								
				具体的な	取組内容				

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・災害時に必要な体制の検証
- ・効率的・効果的な管理運営体制の検討

	確保を想定する経営資源									
ヒト	_	モノ	<del></del>	カネ	_	情報	_	時間	_	
成果指標①		_		現状値	-	-	-			
到達目標	・災害時に必	 必要な体制の	検証や効率的	・効果的な管	理運営手法、	管理運営体統	制方針の確定			

所管		港湾局		]					
取組No.	2	取組名	市役所の約	全営資源の:	最適化 最適化				
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	<b></b>					
課題No.	13	課題名	港湾区域》	及び港湾施	設の維持・管理業	<b>務執行体制の</b>	検討		
現 状	・公共交通機関が不便であり業務の効率化等の観点から、港湾施設の維持管理等に従事する職員の現場送迎や東京、横浜を往来する職員の送迎を行うため、港湾業務に係る自動車運転業務を設けています。 ・また、港湾法に基づき、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するため、巡視船の運航や船舶の機械関係の点検、甲板員として大型船舶の運航補助等を担う業務を設け、漂流物等船舶航行障害物の除去・回収業務、流出油処理業務、制限区域の船舶への接する船舶等の巡視等を巡視船3隻で行っています。 ・さらに、荷捌き地等の利用状況の確認と監督指導、船舶離着岸時の立会業務等、臨港地区内の巡視業務及び施設の破損、事故発生等における軽易な維持補修、応急的な規制措置等を行う現場監督業務を設けています。 ・近年多発している地震や台風などの自然災害が大規模化、増大化する中、災害応急活動を円滑かつ確実に実施する執行体制の確保が必要となっています。								
取組の 方向性	・各職種の設置目的と業務内容の変化、公用車や船舶の状況等を踏まえた効率的・効果的な執行体制のあり方の検討を進めます。 ・今後増大することが見込まれる災害等における応急体制活動を円滑かつ安定的に実施できる執行体制の確保に向けた検討を進めます。								
活動指標①	標① 現状値 目標値								
				具体的な	取組内容				
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度								

・所有船舶の更新等に関する考え方の整理

[R04 (2022) · R05 (2023)]

- ・災害時の緊急時対応の範囲や活動内容を整理
- ・他港における業務執行状況の調査、研究
- ・公用車の保有状況や使用頻度等をもとに、現状の使用方法を踏まえた今後の在り方を検討

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

- ・民間活用等の可能性についての検討
- ・職員の退職動向を踏まえ、安定的な配置に対する考え方の整理(再任用制度等の活用を含む)

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・港湾区域及び港湾施設に係る当該技能業務に係る効率的・効果的な執行体制の整理

	確保を想定する経営資源									
ヒト	1	モノ	1	カネ	_	情報	_	時間	_	
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	-	
到達目標	・港湾区域及	なび港湾施設(	の維持・管理	業務に係る効	]率的・効果的	りな執行手法、	、執行体制方	針の確定		

所管		各区役所	
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	(3)	項目名	組織の最適化
課題No.	14~20	課題名	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討

- ・庁用自動車については、「人の移動」や「物の運搬」に必要な手段として活用するとともに、原則、常勤の自動車運転手を配置してきました。
- ・また、これまで庁用自動車の使用頻度や業務内容に応じ、タクシー券や軽自動車の活用を進めるとともに、再任 用短時間職員や会計年度任用職員といった非常勤職員の配置も行ってきました。

#### 現状

- ・「人の移動」や「物の運搬」は、常勤職員と再任用短時間職員等の非常勤職員とで業務内容が大きく異なるわけではありませんが、「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。
- ・一方、温暖化の影響等による自然災害の大規模化、増大化が見込まれる中、災害時対応での即応性や、区長等の移動手段等については、安定的に確保する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症への対応等の一時的な業務急増に対する臨機な応援体制を構築する必要があります。

# 取組の 方向性

- ・庁用自動車の使用頻度や業務内容、また、「働き方・仕事の進め方改革の推進」等に伴う需要の動向を踏まえ、 庁用自動車及び常勤職員配置の必要性を検討し、タクシー券や軽自動車の活用や、非常勤職員の活用を検討してい きます。
- ・今後、増大することが見込まれる災害等への対応については、即応性及び区長等の移動手段の確保や、一時的な 業務急増に対する臨機な応援体制の構築に向け、車両数と常勤職員の必要な範囲を整理します。

#### 具体的な取組内容

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・災害等への対応について、即応性及び区長等の移動手段の確保、一時的な業務急増に対する臨機な応援体制を構築するため、 職員の退職動向を踏まえ、庁用自動車及び常勤職員の配置数を検討

			i	確保を想定す	する経営資源	<b>京</b>			
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	_
到達目標	・災害等へ <i>0</i> 法、執行体制		即応性や区長	等の移動手段	き等について、	効率的・効果	果的な車両台	数及び運転業	美務執行手

# 【所管区役所別課題No.】

区役所名	課題No.	区役所名	課題No.	区役所名	課題No.
川崎区役所	14	高津区役所	17	麻生区役所	20
幸区役所	15	宮前区役所	18		
中原区役所	16	多摩区役所	19		

所管		各区役所								
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	且織の最適化						
課題No.	21~27	課題名	道路・河川	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討						
現状	な管理を求 <i>&amp;</i> ・また、災害	・道路公園センターは道路・河川・公園などインフラ事業を所管しており、市民生活の基盤となるため、常時適正な管理を求められ、日常点検など現場確認等が必要となっています。 ・また、災害時などは早急な現場確認、早期対応などが求められており緊急自動車による出動も行っており、災害時、緊急交通路など早急な復旧が必要な箇所については、道路等の復旧作業などを実施しています。								
取組の 方向性	な初動対応等	等の検討を行	います。		を進めるとともに、災害な					
活動指標①	現状値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標値 日標									
				具体的な	取組内容					
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

- ・インフラの維持管理業務における執行体制の検討
- ・災害などの緊急時における効果的・効率的な初動対応等の検討
- ・各区の地理的要因や作業量などに応じた執行体制の検討

			₹	確保を想定する経営資源								
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	_			
到達目標	・インフラの	)維持管理業	務における執	行体制や災害	などの緊急間	寺における効≧	率的・効果的	な体制の方針	トの確定			

# 【所管区役所別課題No.】

区役所名	課題No.	区役所名	課題No.	区役所名	課題No.
川崎区役所	21	高津区役所	24	麻生区役所	27
幸区役所	22	宮前区役所	25		
中原区役所	23	多摩区役所	26		

所管	教育	<b>香員会事</b>	務局							
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	<b>且織の最適化</b>						
課題No.	28	課題名	学校用務第	学校用務業務執行体制の見直し						
現状	・学校用務員の配置に当たっては、平成16(2004)年度から一部非常勤化を実施し、各校正規職員2名配置から各校正規職員1名・再任用短時間勤務職員等1名配置に順次移行しています。 ・学校用務業務について、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、学校用務員の退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等を配置しています。									
取組の 方向性	3 12 (7 13 33 2 1	美務について、	. 31 - 1,50 - 1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	わせた再任用短時間勤務 は行体制の整備に向けて検		2,2 1 01 7 0			
活動指標①	職員定数(翌	翌年度4月1	日時点)	現状値	<b>202人</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>171人</b> (令和 7 (2025)年度)			
活動指標②	退職動向にあわせた再任用短時間勤 務職員等の配置数(翌年度 4 月 1 日 時点)									

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置
- ・学校用務業務について、効率的・効果的な業務執行体制の整備に向けたあり方の検討
- ・効率的・効果的な業務執行体制の実施に向けた課題整理及び取組の推進

# 【R07 (2025) 】

・今後の学校用務業務のあり方確定

	確保を想定する経営資源								
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_
成果指標①		あわせた再任/ 記置による財i		現状値	<b>39,65</b> (令和3(2	6千円 021) 年度)	目標値		千円以上 025) 年度)
到達目標		こあわせた再り					この財政効果の	の達成	

所管	教育	<b>香員会事</b>	務局						
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化					
項目No.	(3)	項目名	組織の最近	<b></b>					
課題No.	29	課題名	学校給食訓	学校給食調理業務の委託化					
現 状	学校3校(F 学校給食調理・委託化の排	平成16(2004)年度からの段階的な民間事業者の活用により、令和3(2021)年度において、小学校61校、中校3校(PFI方式により運営しているはるひ野小・中学校を除く。)、特別支援学校4校(分校を含む。)で校給食調理業務の委託化を実施しています。 委託化の推進と合わせて、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、学窓給食調理員の退職動向等に合わせた学校給食調理業務の委託化を実施しています。							
取組の 方向性	ともに、引き ・これまでに	調理業務について、より効率的な運営を図るため、現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保すると  き続き、学校給食調理員の退職動向等にあわせた学校給食調理業務の委託化を実施します。  に委託化した学校における、安全衛生の管理水準や給食の質を確認するとともに、今後も安定的・継続  供が実施できる執行体制の検討を進めます。							
活動指標①	学校給食調理数(翌年度 4	里業務を委託 4月1日時点	現状値     71校 (令和3 (2021) 年度)     目標値 (令和7 (2025) 年度)						
				具体的な	取組内容				

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・委託化の推進

【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

・今後の委託化の推進にあたり、安全衛生の管理水準や給食の質を確保し、学校給食を安定的・継続的に実施するための執行体 制の課題整理、調査・検討

#### 【R07 (2025)】

・調査検討結果の取りまとめ及び今後の委託化推進方針の確定

			i	確保を想定す	する経営資源	京			
ヒト	0	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_
成果指標①	退職動向等/ 財政効果(緊	こ合わせた委託 累計)	託化による	現状値	'	3千円  2021) 年度)	目標値	· ·	一円以上 025)年度)
到達目標		曽加した後も、				こ伴う7,000千 質を確保でき			執行手法、

				1				
所管	教育	<b>香員会事</b>	務局 					
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化			
項目No.	(3)	項目名	組織の最適	<b>適化</b>				
課題No.	30	課題名	市民館等の	の効率的・	効果的な管理運	営手法	との検討	
	ど、社会状況 これらの変化 ・市民館等で てきましたか 約63%、教達 ぼ横ばいの状 設の更なる記 ・今後、令和 等との協働・	記が変化し、 にい的確に対 には、これま 、過去5年 を室が約55% 代況であり、 5日や更なる 13(2021) 連携による	市民ニーズも  志してい、運営  間、分館の変化 、分館の変化 ニーズの場の変化 は対する場合である。  中3月に基本と 対話を基本と	多様化する中 とが求められ 管理・窓口業 (2015) 年~4 別利用率は50% に対応した施 供を進める必 こした「今後の した柔軟な利	、市民館及び分館 ています。 務を民間事業者に 介和元(2019)年) 6を下回る状況で、 設提供や、幅広い 要があります。 )市民館・図書館の	(以下 委託する の平均 また、 世代に同 あり方。 、サート	「市民館等」 るなど、効率 列用率はホー 社会教育振興 向けた学習活 」に基づき、	契機とした社会変容なという。)においても、 的・効果的な運営に努め ールが約75%、会議室が 興事業への参加者数はほ 動への動機づけなど、施 利用者や関係団体、地域 )上のための民間活用な
取組の 方向性	実施するとと管理運営手法・管理運営手のあり方」に	されて、求め まを検討して 会 法の検討に 基づき、新 双組に一層注	られる多様ないきます。 当たっては、 たなニーズに	:ニーズへの柔 従来からの事 対応する事業	軟な対応や事業・ 業・サービスを引 ・サービスの提供	、 サービス き続き によるが	スの推進等に 実施しつつ、 施策の底上げ	応じた適切な維持管理を 向け、効率的・効果的な 「今後の市民館・図書館 を図るため、市職員が企 等の民間活力の更なる活
活動指標①		_		現状値	_		目標値	-

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・管理・運営の考え方に基づく、市民館等の効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた取組の推進 【R04 (2022) 】

・民間活力の更なる活用など効率的・効果的な管理運営手法の検討及び管理・運営の考え方の策定

			₹	確保を想定す	<b>片る経営資</b> 源	<b>§</b>			
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	-
到達目標	・管理・運営	営の考え方に	基づく、新た	な管理運営体	制の構築に向	向けた取組の	実施		

所管	教育	<b>育委員会事</b>						
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化					
項目No.	(3)	項目名	組織の最適化					
課題No.	31	課題名	図書館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討					
現状	・超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、図書館及び分館(以下「図書館等」という。)においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。 ・図書館等では、貸出・返却カウンター業務や配架業務等を民間事業者に委託するなど、効率的・効果的な運営に努めてきましたが、利用者人数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向にあることから、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方など運営・利用ルールの見直しや、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進、地域の様々な資源との連携等を進める必要があります。 ・今後、令和3(2021)年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討や、サービスの質の向上のための民間活用など、更なる効率的・効果的な管理運営手法を検討していく必要があります。							
取組の 方向性	・今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を 実施するとともに、図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応に向け、効率的・効果的な管 理運営手法を検討していきます。 ・管理運営手法の検討に当たっては、従来からの事業・サービスを引き続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館 のあり方」に基づき、新たなニーズに対応する事業・サービスの提供による施策の底上げを図るため、市職員が企 画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活 用の検討を進めます。							
活動指標①			現状値					

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・管理・運営の考え方に基づく、図書館等の効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた取組の推進 【R04 (2022)】

・民間活力の更なる活用など効率的・効果的な管理運営手法の検討及び管理・運営の考え方の策定

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	_			現状値	_	-	────────────────────────────────────				
到達目標	到達目標 ・管理・運営の考え方に基づく、新たな管理運営体制の構築に向けた取組の実施										

# 2-(4)財源確保策の強化

### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、債権確保策を強化するため、市税や各種保険料、保育料、 市営住宅使用料などの収入確保に向けた取組を推進し、市税収入率は平成30(2018) 年度から令和2(2020)年度にかけて、本市の過去最高の水準になるなど、いずれ も成果を上げ、財源の確保につながっています。

今後、新型コロナウイルス感染症による景気の落込みの影響も見込まれる中で、 債権確保に向けた取組を引き続き進めるとともに、更なる財源の確保に向けて取組 を推進する必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 市税については、引き続き各年度の具体的な滞納整理方針により収入率の目標を定め、具体的な施策を実施して、より一層の市税収入確保に取り組みます。
- ➤ 国民健康保険料等の税外債権については、債権管理の適正化を推進するととも に、初期未納対策の強化や長期滞納者に対する滞納処分等の実施など滞納債権 の収納対策を推進します。
- ▶ 先行きが不透明な市場環境の中、中長期的な視点で、引き続き資金調達の多様 化、投資家層の拡大などを図り、より一層安定的かつ効果的な資金調達と資金 運用に取り組んでいきます。
- ▶ ふるさと納税制度を通じて、本市のシティプロモーション活動や市内経済の活性化につなげるとともに、ふるさと納税による市外への財源流出の抑制に向け、市税に対する理解を促進する取組等を推進します。

所管	財政局								
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(4)	項目名	財源確保策の強化						
課題No.	1	課題名	市税収入署	市税収入率の更なる向上					
現状	・市税収入確保対策本部のもと、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、令和元 (2019) 年度の市税収入率は 99.2%と過去最高値を継続しました。令和 2 (2020) 年度については納税の猶予の影響により翌年度繰越額が増加しましたが、市税収入率は過去最高と並ぶ99.2%を引き続き確保しました。また、納税の猶予の状況が各都市で異なるという背景もありましたが、政令市第1位の収入率となりました。 ・依然として厳しい財政状況の中、歳入の根幹である市税収入を確保するため「市税滞納整理方針」で目標とする収入率を定め、その達成に向け、初動強化の取組をはじめとした徴収事務を効率的・効果的かつ積極的に進め、更なる市税収入率の向上を目指して取り組んでいく必要があります。								
取組の 方向性	■■■■■								
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-		
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度									

●各年度、「市税収入確保対策本部会議」を開催し、市税滞納整理方針により収入率の目標を定め、毎年度の状況に応じて、次の施策等を重点的に実施することによる、より一層の市税収入確保に向けた取組の推進

- ・民間委託した「納税お知らせセンター」からの電話による納期限経過のお知らせ
- ・電話や文書による催告
- ・差押え等の滞納処分及び差押財産の公売

確保を想定する経営資源										
۲ <b>۲</b>	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_	
成果指標①	市税収入率(単年度)			現状値		<b>2</b> % 020)年度)	目標値	99.5% (令和7 (2025) 年度)		
到達目標・政令市過去最高の収入率(参考:平成29(2017)年度 名古屋市99.5%)の達成										

所管		財政局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	<b>5役所の経営資源の最適化</b>							
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	<b>計源確保策の強化</b>							
課題No.	2	課題名	市税以外の	市税以外の債権における収入未済額の縮減							
現 状	・全ての市の債権(市税を除く。)について、平成29(2017)年度末に136億円であった収入未済額を令和2(2020)年度末までに111億円へ縮減する取組目標を設定し、「川崎市債権対策基本方針」に沿った取組を推進した結果、収入未済額は約104億円となり、32億円程度縮減することができました。 ・これまでの取組により収入未済額の縮減が進みましたが、更なる縮減を図るため、取組を強化する必要があります。 ・学校給食費の公会計化(令和3(2021)年度)に対応した債権対策を推進していく必要があります。										
取組の 方向性	・市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に資するために、「川崎市債権管理条例」に基づいた適正な債権管理 と滞納整理を推進するとともに、「川崎市債権対策本部会議」をはじめとする債権対策の推進体制による滞納債権 対策の充実・強化を図ります。 ・「川崎市債権対策基本方針」に基づき債権管理の適正化を推進するとともに、初期未納対策の強化や長期滞納者 に対する滞納処分等の実施などの滞納債権の収納対策を推進します。										
活動指標①	- 現状値 - 目標値										
				具体的な	取組内容						
			令和 4 (2	022)年度~	~令和7(20	25)年度					

●各年度、「川崎市債権対策本部会議」等を開催し、全庁的な連携強化、情報の共有を図るとともに、主な取組として次の施策等を実施することによる、債権管理の適正化の推進及び滞納債権の収納対策の推進

- ・債権の特性に合わせた滞納対策(債権管理・滞納整理に係る実務支援及び研修の実施)
- ・各債権所管課で実施する滞納発生の未然防止(口座振替拡充等)、強制執行等裁判手続の活用による徴収強化、徴収停止による回収見込みのない債権の整理、徴収不能債権の放棄(適正な債権管理)等の取組への積極的な支援、指導、その他総合調整 【R04 (2022)】
- ・強化債権に学校給食費を追加
- ・準強化債権の指定による機動的な対応の開始

確保を想定する経営資源										
トト	_	モノ	_	カネ	0	情報		時間	_	
成果指標(1)	全ての市の債権(市税を除く。)の 収入未済額(総額) <b>約104億円</b> (令和2(2020)年度) <b>83億円以下</b> (令和7(2025)年度)									
到達目標	目標・全ての市の債権(市税を除く。)における収入未済額(総額)について、83億円以下を達成									

所管		財政局								
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	オ源確保策の強化						
課題No.	3	課題名	戦略的な資	戦略的な資金調達と資金運用の推進						
現状	・現在の地方債市場は、安定的に資金調達が実現できる環境となっていますが、中長期的にみれば、先行きは不透明であり、資金調達の多様化、投資家層の拡大など、継続して安定的な資金調達の取組が求められます。 ・資金運用については、年々利回りが低下していることに伴い、資金運用により得られる収益が減少傾向にあります。									
取組の方向性	化、投資家層 ・資金運用に 額が増加した た中でも、よ	の拡大などこおいては、こため、基金:	を図り、より 市場金利の低 運用における 運用に向けて	一層安定的か 位安定に加え 債券取得額か 、売り現先取	で引続き、新たな資金調達に取いつ効果的な資金調達に取、一般会計の収支不足に、 、一般会計の収支不足に、 が減少するなど、基金運用を 取引を前提とした債券の取得 融機関に売却することで	り組んでいき より、減債基 利回りは低下 得等に取り組	ます。 金から一般会計への借入 傾向にあります。こうし んでいきます。			
活動指標①	外貨建て国内債やグリーンボンド等 の新たな資金調達手法による発行額 (累計) 158億円 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)									
活動指標②	売り現先取引を前提とした債券の取 得額(累計)									
				具体的な	取組内容					

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・資金調達の多様化、投資家層の拡大を継続するため、外貨建て国内債やグリーンボンドなど新たな資金調達手法を取り入れる ことによる、より一層の安定的な資金調達

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・長期的なキャッシュフローの悪化の現状等を踏まえた、事業所管課による資金計画入力の徹底などの庁内周知
- ・売り現先取引を前提とした債券の取得など新たな運用手法を取り入れることなどによる、より効果的な資金運用 【R04 (2022) ・R05 (2023) 】
- ・売り現先取引を前提とした債券の取得

	確保を想定する経営資源										
ト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	売り現先取引を前提とした債券の運 用益(累計)										
到達目標	・売り現先取引を前提とした債券を取得することで、4年間の運用益累計額6億円を達成										

	<u> </u>	81-6-		1			
所管	財政局						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化		
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	策の強化			
課題No.	4	課題名	ふるさと約	納税制度の〕	取組の推進		
現、状	初課税時点で ・令和元(2 の幅広い認知 経済活性化の ・今後も、名	図礼品を目的とした寄附の増加により、ふるさと納税による市税の減収額は年々拡大し、令和3年(2021)度当 製税時点では82億円に上り、財政運営に深刻な影響を与えています。 図和元(2019)年度より、民間ポータルサイトを活用したふるさと納税業務を行い、返礼品を通じて、本市魅力 国広い認知の促進や、本市への愛着・誇り(シビックプライド)の醸成を図るシティプロモーション活動と市内 経済活性化の取組を進めました。 受後も、各局区が持つネットワークを活用しながら、各種団体と連携し返礼品の開発・充実に取り組むととも 寄附者の共感を得るための取組を進める必要があります。					
取組の方向性							
活動指標①		ー 現状値 ー 目標値 ー ー					
				- 具体的な	 取組内容		

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・市民に対して、税務広報ポスターや市税のしおり、財政読本等を活用し、税の使い道等を分かりやすく伝えるなど広報等の取 組の推進
- ・寄附金の使い道の見える化など寄附者の共感を得る取組の推進
- ・クラウドファンディングなど新たな寄附制度の活用
- ・国に対して、ふるさと納税による市税の減収に対する財政措置のほか、特例控除額に定額の上限を設けること、ワンストップ 特例制度による所得税控除相当額の補填措置等を要請
- ・ふるさと納税による返礼品を通じた、本市の特色や特産品のPR及び市内経済の活性化と税収増につなげる取組の推進
- ・民間活力を活用したふるさと納税業務の効率化

#### 【R04 (2022)】

・クラウドファンディングなど新たな寄附制度の構築

	確保を想定する経営資源											
ヒト	ー     モノ     ー     カネ     ○     情報     ○     時間     ー											
成果指標①	ふるさと納税受付サイトビュー数 (単年度) 現状値 178,450回 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) :											
成果指標②	ようるさと納税による寄附受付件数 (単年度)現状値5,461件 (令和2 (2020) 年度)1 標値 (令和7 (2025) 年度)											
到達目標	・寄附者の応援したい思いに応えていくため、新たな寄附制度を活用するとともに、ふるさと納税による返礼品を到達目標 通じたシティプロモーション活動や市内経済活性化と税収増に向けた取組の推進による、ふるさと納税受付サイト ビュー数及び寄附受付件数の増											

所管		財政局								
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	材源確保策の強化						
課題No.	5	課題名	税財源の 進	税財源の着実な確保及び施策推進のための税制度活用に向けた取組の推 進						
現 状	り本市財政 <i>だ</i> 「川崎市税制	「型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気の落ち込みや、ふるさと納税による市税の減収などによっ 市財政が厳しい状況にある中で、各種行政課題への対応や本市施策の推進を着実に行う必要があることから、 は場市税制に関する研究会」を設置し、税制度の活用について研究を行っており、更なる財源確保や政策課題の での推進を図るため、税制度の活用に向けた取組を着実に進める必要があります。								
取組の 方向性						本市独自の施策調査・検討を進		関係局等と調整を行いな		
活動指標①	税財源の着身 進に寄与する 計)			現状値	(令和 2	<b>0件</b> (2020)年度)	目標値	<b>3 件</b> (令和 7 (2025)年度)		

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

●脱炭素戦略や産業政策などに対する税制度の活用策について、関係局や外部有識者からの意見聴取及び整理を行うことにより、以下の実施に向けた取組を推進

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・税制度の活用に向けた調査・検討を行い、可能なものから実施

#### 【R04 (2022)】

・脱炭素戦略の推進に向けた固定資産税(償却資産)の減免措置の開始

	確保を想定する経営資源											
	ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成男	果指標①		_		現状値	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			-	_		
到	達目標	・税制度に関する基本的な知識や税源涵養の視点等を関係局に対して積極的に示すことなどを通じた税財源の着実な確保や施策の推進に向けた税制度の活用										

所管	,	健康福祉局	j							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化					
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	きの強化 かんしん						
課題No.	6	課題名	一層の国題	一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入確保						
現状	・国民健康保険料の収納対策のノウハウを横展開し、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の3保険料(以下「3保険料」という。)の収納対策を一体的に行うことで、着実に収入率が向上し、令和2(2020)年度決算の合計収入率は、全政令指定都市の中で、国民健康保険料が第5位、後期高齢者医療保険料が第3位、介護保険料が第4位となっています。 ・各制度を安定的に運営するためには、各保険料収入の確保が重要であり、更なる収納対策の推進が必要となります。 ・また、収納対策を推進するために、人材育成や事務の効率化を図る必要があります。						年度決算の合計収入率は、 54位となっています。 が必要となります。			
取組の 方向性	も、増大して	いくことが想気	Eされることか	ら、収入率向」	†費が増加するこ このため、更なる ⊠的・効果的な手	5取組強化を図	図っていきます	·		
活動指標①	電話催告件数 (単年度)	文(3保険料 <sup>·</sup>	合計)	71,564件 現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)						
活動指標②	滞納処分件数 (単年度)	文(3保険料·	合計)	現状値	5,830 (令和 2 (20)	<b>)件</b> 20)年度)	目標値	5,200件以上 (令和7(2025)年度)		

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・民間委託業者を活用した初期未納対策の実施
- ・滞納処分を中心とした収納対策の実施
- ・業務の高度化・困難化に対応した人材の育成
- ・より効率的・効果的な収納対策の推進に向けた検討

	確保を想定する経営資源										
ヒト	ー モノ ー	カネ	○ 情報	_	時間 一						
成果指標	国民健康保険料収入率	現状値	94.76%	目標値	95.20%						
①-1	(現年度分)	况1八世	(令和2 (2020) 年度)	日保旭	(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	国民健康保険料収入率	現状値	43.25%	目標値	43.29%						
1-2	(滞納繰越分)	九1八世	(令和2 (2020) 年度)	口信吧	(令和7(2025)年度)						
成果指標	国民健康保険料収入率	現状値	89.63%	目標値	91.14%						
<u>1</u> -3	(現年度分+滞納繰越分)	元八世	(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	国民健康保険料収入未済額	現状値	3,077,558千円	目標値	2,491,034千円						
1-4		ラルバ 直	(令和2 (2020) 年度)		(令和7(2025)年度)						
成果指標	後期高齢者医療保険料収入率	現状値	99.62%	目標値	99.66%						
2-1	(現年度分)	30 1711	(令和 2 (2020)年度)		(令和7(2025)年度)						
成果指標	後期高齢者医療保険料収入率	現状値	60.61%	目標値	60.65%						
2-2	(滞納繰越分)	30 1711	(令和2 (2020) 年度)		(令和7(2025)年度)						
成果指標	後期高齢者医療保険料収入率	現状値	99.35%	目標値	99.48%						
2-3	(現年度分+滞納繰越分)	30 1711	(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	後期高齢者医療保険料収入未済額	現状値	83,775千円	目標値	81,478千円						
2-4		75 1711	(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	介護保険料収入率	現状値	99.46%	目標値	99.50%						
3-1	(現年度分)	25 17 112	(令和2 (2020) 年度)		(令和7(2025)年度)						
成果指標	介護保険料収入率	現状値	34.94%	目標値	35.45%						
3-2	(滞納繰越分)	25 17 112	(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	介護保険料収入率	現状値	98.54%	目標値	98.91%						
3-3	(現年度分+滞納繰越分)	25 17 112	(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
成果指標	介護保険料収入未済額	現状値	259,397千円	目標値	252,132千円						
3-4			(令和2 (2020) 年度)		(令和7 (2025) 年度)						
到達目標	・3保険料すべての収入率及び収入未										
	・各保険料収入率(現年度分+滞納繰	越分)の全政令指定	2都市3位以内の達成								

所管		健康福祉局	5
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	(4)	項目名	財源確保策の強化
課題No.	7	課題名	国民健康保険給付費返還金の収入確保
	・川崎市債権	管理条例等に	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	担当を設置す	るとともに、	各区に医療費適正化事務推進再任用短時間勤務職員を1名ずつ配置し、各区役所保険年金課収
	納係において	収納対策を行	「うようにし、さらには、国民健康保険料等と同様の債権管理が可能なシステムを構築するな
	ど、収納強化	に向け、体制	J整備や手法の見直し等を行ってきました。

- ・こうした取組を通じ、収納対策を強化した結果、令和2 (2020) 年度決算の合計収入率が、全政令指定都市中、第4位
- となりましたが、引き続き、収入率の維持・向上を図っていく必要があります。
- ・また、国民健康保険給付費返還金については、非強制徴収公債権であり、自力執行権がないことから、新たな債権の発 生抑制と裁判所による法的措置を見据えた債権回収に取組む必要があります。

# 取組の 方向性

- ・国民健康保険事業を安定的に運営するため、適切に債権を管理するとともに、国民健康保険料等の収納対策と連携し、 引き続き収納対策を強化します。
- ・マイナンバーカードと一体になった保険証を活用したオンライン資格確認により、最新の保険証の資格状況の把握がで き、かつ、本来資格のない保険者へ請求された診療報酬について、正しい保険者への請求に振替することにより、新規債 権の発生を抑制します。
- ・保険者間調整の推進を図り、早期未納対策に取り組みます。

活動指標①	電話催告件数(単年度)	現状値	<b>4,821件</b> (令和 2(2020)年度)	目標値	<b>4,000件以上</b> (令和7(2025)年度)
活動指標②	文書催告件数(単年度)	現状値	3,829件 (令和2(2020)年度)	目標値	3,000件以上 (令和7(2025)年度)

# 具体的な取組内容

# 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・新たな債権を発生させないためのオンライン資格確認によるレセプト振替や資格喪失後の被保険証の返却勧奨の取組の推進
- ・適正な債権管理の実行
- ・保険者間調整の取組強化
- ・催告の強化及び法的措置を見据えた取組の実施
- ・他債権と連携した収納対策の検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	収入率(現年	F度分)		現状値	74.61% (令和2(2020)年度)		目標値	75.10% (令和7(2025)年度)			
成果指標②	収入率(滞納	内繰越分)		現状値		<b>37%</b> 020) 年度)	目標値	75.10% (令和7 (2025) 年度) 48.41% (令和7 (2025) 年度) 66.97% (令和7 (2025) 年度) 61,227千円			
成果指標③	収入率(現年	F度分+滞納	繰越分)	現状値	60.78% (令和 2 (2020) 年度)		目標値				
成果指標④	収入未済額			現状値	99,92 (令和 2 (2	6千円 020) 年度)	目標値	·	7 <b>千円</b> 025) 年度)		
到達目標	・すべての収入率及び収入未済額の目標達成 ・収入率(現年度分+滞納繰越分)の全政令指定都市3位以内の達成										

所管	ح	ども未来	————— 局					
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化			
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	乗の強化 かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい				
課題No.	8	課題名	一層の保育	<b>育料収入確</b>	保に向けた取組強化			
現状	・保育料の収入率については、オンライン手続や電話催告、納付面談等の収納対策に取り組んだことにより、平成30 (2018) 年度の98.87% (現年度分:99.59%、滞納繰越分:34.95%) から、令和2 (2020) 年度については、98.92% (現年度分:99.77%、滞納繰越分:39.04%) まで改善しています。 ・しかしながら、未だ滞納繰越分の収入率向上や収入未済額の縮減の余地があることから、更なる収入確保や収入率の改善等に向けた取組が必要です。							
取組の 方向性							納者への電話催告の確実 や収入率の改善等に取り	
活動指標①	- 現状値 - 目標値							
具体的な取組内容								
令和 4 (2022)年度 ~ 令和 7 (2025)年度								

- ・WEB口振の開始等、口座振替のオンライン手続の周知徹底等
- ・未納者(3か月滞納)に対する①電話催告、②財産調査の確実な実施、③差押え財産がある者に対する差押え等の確実な実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	収入率(現年度分)			現状値	99.77% (令和 2 (2020)年度)		目標値	99.82% (令和7(2025)年度)			
成果指標②	収入率(滞約	内繰越分)		現状値	39.04% (令和 2 (2020)年度)		目標値	45. (令和 7(2			
成果指標③	収入率(現年度分+滞納繰越分)			現状値	98.92% (令和 2 (2020)年度)		目標値	99.6 (令和 7 (2			
成果指標④	収入未済額			現状値	·	84千円 2020) 年度)	目標値	<b>22,43</b> (令和 7(2	9千円 025) 年度)		
到達目標	・現年度分・滞納繰越分の収入率の改善や収入未済額の縮減により、令和7(2025)年度末の目標値を達成するこ										

所管	ŧ	ちづくり	———— 局						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化				
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	財源確保策の強化					
課題No.	9	課題名	市営住宅的	市営住宅使用料の収入確保					
現 状	・市営住宅使用料の収入率は、平成29(2017)年度の89.84%(現年度分98.85%、滞納繰越分9.46%)から令和 2 (2020)年度の91.78%(現年度分99.46%、滞納繰越分8.87%)まで改善しています。また、収入未済額は約5億1,500万円から約3億9,400万円まで縮減しています。 ・長期滞納者に対しては、法的措置を見据えた折衝・指導を行い、必要に応じて建物明渡請求訴訟の提起や即決和解等を実施しており、平成29(2017)年度から令和2(2020)年度までに建物明渡請求訴訟59件(うち3件が和解)、即決和解6件を行いました。なお、近年は難度の高い事例が増加しているため、弁護士への相談等を行いながら訴訟追行しています。 ・今後についても、こうした取組を通じ、更なる収入率の向上と収入未済額の縮減を図っていく必要があります。								
・長期滞納者に対しては、法的措置を含めた対応を継続的かつ着実に行うとともに、初期未納者に対しては、滞納 取組の 責権の管理を適切に行い初動対応を強化することで、現年度分の収入率向上を図ります。 ・また、民間活用等の手法により、退去滞納者に対する更なる対策の推進を図り、滞納繰越分の収入率の改善、収入未済額の縮減に取り組みます。									
活動指標①		_	現状値 目標値						

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・長期滞納者や支払計画不履行者に対する法的措置の適時実施
- ・初期未納者に対する継続的な督促の実施、期限内納付の徹底
- ・弁護士等の民間活用による退去者の滞納使用料の収納推進
- ・延滞金徴収の徹底
- ・滞納債権の管理の徹底と不納欠損処分の適正実施
- ・市営住宅使用料の収入率向上に寄与する効率的・効果的な管理・指導体制の検討
- ・退去滞納者に対する催告の徹底及び悪質な退去滞納者に対する法的措置の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	ー モノ ー			カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	収入率(現年	F度分)		現状値	99.46% (令和2(2020)年度)		目標値	99.56% (令和 7 (2025)年度)			
成果指標②	収入率(滞納	内繰越分)		現状値		<b>7%</b> 020)年度)	目標値	13.07% (令和7 (2025) 年度)			
成果指標③	収入率(現年	F度分+滞納箱	繰越分)	現状値	91.78% (令和 2 (2020) 年度) 目標値			<b>60%</b> 025)年度)			
成果指標④	収入未済額			現状値	393,86 (令和 2 (2	67千円 020) 年度)	目標値	170,04 (令和 7(2	48千円 025) 年度)		
到達目標	・現年度分・滞納繰越分とも収入率を改善するとともに収入未済額を縮減することで、令和7(2025)年度末の目標値を達成することにより、更なる市営住宅使用料の適正管理及び不適正使用の是正を実現										

所管	教育	<b>育委員会事</b>	務局								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の:	 最適化						
項目No.	(4)	項目名	財源確保第	<b>対源確保策の強化</b>							
課題No.	10	課題名	学校給食費	学校給食費の確保に向けた効率的・効果的な取組の推進							
現状	・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化に伴い、徴収状況を踏まえた取組の検討が必要となります。 ・毎日およそ11万食にもおよぶ給食食材の安定的・効率的な調達について、検討を進める必要があります。										
取組の 方向性					1を検討し、適正な債権管 ∶ついて、調査・検討を進		きを推進します。				
活動指標①		_	現状値								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・初期未納者に対する文書催告の実施
- ・滞納長期化を防止するための電話や面談の実施
- ・弁護士等の民間活用による収納推進
- ・令和7(2025)年度までに安定的・効率的な給食食材調達業務を実施していくための課題整理、調査・検討及び取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	- モノ - カネ ○ 情報 - 時間 -										
成果指標①	学校給食費の収納率(現年度分)     現状値     一     1目標値     10分割       (令和2(2020)年度)     1日標値     (令和7							99. (令和 7 (2	<b>7%</b> 025) 年度)		
到達目標	・公会計化後の給食費の徴収方法を保護者や学校等に定着させ、安定的な運用を図るとともに、適正な債権管理と										

# 2-(5)戦略的な資産マネジメント

# ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理による財政負担の縮減・平準化を図るため、「施設の長寿命化」に重点的に取り組むとともに、将来の財政状況等を見据え公共建築物総量を管理する「資産保有の最適化」や財源確保等に向けた「財産の有効活用」等を推進してきました。「財産の有効活用」の取組では、令和2(2020)年度決算において、約8億円の財政効果を創出するなど、一定の成果があったものと考えています。

今後は、将来の人口減少等を見据え、「資産保有の最適化」に重点的に取り組むことで、市民の将来負担を可能な限り軽減するとともに、これまでの間、取組を進めてきた公共施設の再編整備に関して効果発現を図るなど、戦略的な資産マネジメントを実施していく必要があります。

# ■ 取組の方向性

- ➤ 令和4(2022)年3月に策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、将来的な人口減少社会への転換や今後も続くと見込まれる厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に勘案し、中長期的な視点に基づきながら、「資産保有の最適化」への重点的な取組を行うほか、「施設の長寿命化」や「財産の有効活用」に取り組みます。
- ➤ 「資産保有の最適化」については、老朽化した市民利用施設等について、市民 ニーズ等に的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に沿って地域ごと・機能 ごとの観点などから積極的に検討し、施設の多目的化・複合化等、必要な取組 を進めます。
- ▶ 「施設の長寿命化」については、これまでの考え方では長寿命化の対象としていた施設についても「資産保有の最適化」を検討した上で、長寿命化対象部位のほか、建物の機能維持につながるような対象部位について、効率的・効果的な手法により適切な対策を検討します。
- ▶ 「財産の有効活用」については、民間活用を積極的に進めることで、財源確保 や経費節減、市民サービスの向上等を図ります。

所管	;	総務企画局	5						
取組No.	2	取組名	市役所の経	営資源の	最適化				
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	産マネジ	メント				
課題No.	1	課題名	資産保有の	最適化					
現状	・「かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)」(平成26 (2014) 年3月)に基づき、将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を目標とし、資産保有の最適化の取組を推進しています。 ・利用者数、稼働率等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設単体の観点や、行政ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点から、施設の整備・活用手法の検討を行い、公設保育所の民設民営手法等の導入の推進等の取組を行いました。 ・人口増加に伴い多様化・増大化する市民ニーズへの的確な対応を図るため、公共建築物総量は増加を続けている状況ですが、今後見込まれる人口減少の転換期へ着実に対応する必要があります。								
取組の 方向性	・第3期取組期間中は人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応する必要があり、新本庁舎や新川崎地区新設								
活動指標①		_		現状値	_	目標値	-		
具体的な取組内容									
	令和 4 (2022)年度~令和 7 (2025)年度								

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・「みんなで試そう!カワサキ公共施設の未来体験ゲーム」等を通じた、庁内における資産保有の最適化の考え方の浸透や、資産保有 の最適化等について市民が理解を深める取組の実施
- ・白書の分析により施設分類ごとの課題を抽出するとともに、本市の地域ごとの課題を把握

#### [R04 (2022)]

- ・本市ホール機能を有する施設について、施設の設置・利用の状況等を基に、適正配置等について検討を実施
- ・地域ごとの公共施設最適化計画の策定に向けた検討開始

- ・本市ホール機能を有する施設に関する適正配置等の検討、検討に基づく取組の実施
- ・地域ごとの公共施設最適化計画を検討・策定し、施設分類ごと、地域ごとの資産保有の最適化の取組を開始

確保を想定する経営資源											
ヒト	ー     モノ     ○     カネ     ー     情報     ○     時間     ー										
成果指標①		- 現状値 - 目標値 - 一 目標値 - 一 ・									
到達目標	重視」の考え ・ホールのあ ・施設分類ご	方の庁内外へ り方に基づき と、地域ごと	の浸透 、各ホールの の資産保有の	適正配置の取 最適化の取組	資産保有の最 組が推進されが推進され、 企業会計分を	ている状態 令和4(2022	)年度からの	10年間で資産	マネジメン		

所管	;	総務企画局	<u> </u>	1						
取組No.	2	取組名		」 経営資源の	 最適化					
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	<b>戦略的な資産マネジメント</b>						
課題No.	2	課題名	施設の長着	施設の長寿命化						
	に基づき、第 ついて長寿命・学校施設、 ・庁舎等建築 め、長寿命化 を、平成30 ( 年度から総務	等き資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)」(平成26(2014)年3月)第2期取組期間(平成26(2014)年度から令和3(2021)年度まで)を重点的取組期間とし、全ての施設に持命化に配慮した取組を実施することを目標とし、施設の長寿命化を推進しています。 は、市営住宅等について、個別施設計画に基づき、長寿命化を推進しています。 は、市営住宅等について、個別施設計画に基づき、長寿命化を推進しています。 は、市営住宅等を除く公共建築物)について、一層の効率的、効果的な長寿命化を推進するたら化対象施設・長寿命化対象部位を設定し、これらに関して、平成29(2017)年度から工事優先度判定業務の(2018)年度から長寿命化予算の執行をまちづくり局で一元的に実施し、組織改正に伴い、令和3(2021)は発発企画局で一元的に実施しました。 と対象部位以外の部位や陳腐化した部位について、市民サービスの低下や突発的な機能停止等が課題となっていた。								
取組の方向性	■■とから、公共建築物については、資産保有の最適化を踏まえつつ、施設の長寿命化に取り組みます。									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	-			

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・庁舎等建築物の長寿命化対象施設・長寿命化対象部位の劣化情報の把握、工事優先度判定及び長寿命化予算を一元的に管理しての長 寿命化の取組の実施
- ・長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、長寿命化対象部位とあわせて大規模改修を行うなど、 効率的・効果的な整備の検討
- ・学校施設、市営住宅について、個別施設計画に基づく長寿命化の取組の実施

#### 【R04 (2022)】

・市営住宅に係る個別施設計画の改定

確保を想定する経営資源												
ヒト		モノ	$\circ$	カネ		情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_				
到達目標	ること、また ようになると ・施設の長寿 更新等の合計 普通会計の公	、通信・情報 ともに、廃棄 命化による事 コスト(令和 共建築物が対	や空調の設備 物の削減等に 業費平準化の 元(2019)年 象。)につい	の機能を維持 よる環境負荷 具体的な効果 度実績値は約	できることに の低滅に寄与 創出には長期 380億円。川崎 に配慮した取り	より、より安かを要しますが、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	心・安全に施 、公共建築物 白書(令和元	器の損傷の発生 設を利用するこの維持管理・値 (2019) 年度版の平準化が図る	ことができる 多繕、改修、 版)に記載の			

所管	;	総務企画局	 ;	]							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	戦略的な資産マネジメント							
課題No.	3	課題名	効率的な庁舎の維持管理・営繕に関する検討								
現、状	施設とも異な	なるものとな こついては、 こから、当該	っています。 令和 5 (2023	備運転管理、庁舎警備、庁舎清掃、案内・受付の各業務の委託状況は、契約年数、対象 ています。そのため、発注や支出関係業務も複数処理が必要となっています。 和5(2023)年度の新本庁舎への事務室移転に伴い、第3庁舎の大規模改修工事を予定 度に行うべき工事と他年度でも対応可能な工事を選別し、改修費用の平準化を図ること							
取組の 方向性											
活動指標①	括動指標①										
				具体的な	取組内容						
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

# ①庁舎の維持管理

#### 【R04 (2022) 】

・効率的な業務委託のあり方を検討した上での入札の実施

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・効率的な業務委託の実施

#### ②庁舎営繕

# 【R04 (2022)】

- ・関係部署との協議・調整
- ・新本庁舎整備に係る事務室移転による空室期間を利用した効率的な施工スケジュールの検討

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・第3庁舎の大規模改修工事の設計・工事の実施
- ・庁舎の省エネ化(照明設備のLED化)の実施

確保を想定する経営資源										
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0	
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	-	
到達目標	・効率的な施設維持管理業務の委託の実施 ・第3庁舎の大規模改修工事の完了に伴う劣化部位の減少に加えて、施設の省エネ化(照明設備のLED化)の達 成									

所管		総務企画局	3								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	戦略的な資産マネジメント							
課題No.	4	課題名	新本庁舎塾	新本庁舎整備に伴う第4庁舎の活用							
現 状	舎、第3庁舎 ・第4庁舎	・平成28(2016)年1月策定の「川崎市本庁舎等建替基本計画」では、新本庁舎整備後は、本庁機能を新本庁舎、第3庁舎及び川崎御幸ビルに集約するものとし、第4庁舎は本庁機能として利用しない見込みとしています。 ・第4庁舎は長寿命化対象施設ですが、新本庁舎完成後の方向性が未定なため、新本庁舎整備後における活用の方向性が未確定となっています。									
取組の 方向性	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,			引する庁内利活用希望調査 について検討します。	に基づき、全	↑和4(2022)年度以				
活動指標①											
	具体的な取組内容										
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・第4庁舎の設計・改修等の検討・実施及び民間活用の検討

【R04 (2022) 】

・第4庁舎の利活用に関する庁内調整

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	- モノ ○ カネ - 情報 - 時間 -									
成果指標①	- 現状値 - 目標値										
到達目標	・庁内利用有りと決定した場合、用途に応じた設計・改修等の実施と利用の開始 ・庁内利用無しと決定した場合、民間活用の推進										

所管		財政局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化							
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	戦略的な資産マネジメント							
課題No.	5	課題名	財産の有效	<b>协活用</b>							
現、状	・市税収入等の大幅な減収が見込まれ、これまでにない厳しい財政環境が続くものと想定されることから、より一 「層の財源確保が重要との認識のもと、「資産マネジメント第3期実施方針」に基づく財産の有効活用の取組を拡大 し、歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出する必要があります。										
取組の 方向性			本市のさまざ 象の拡大を図		や課題解決に寄与するこ	とを踏まえ、	多様な効果の創出に向				
活動指標①	有効活用実施	西件数(単年)	度) 現状値 647件 目標値 647件以上 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025) 年度)								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進
- ・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進
- ・ネーミングライツなどの広告事業の推進
- ・災害時にも活用できる駐車場や自動販売機などの導入に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	- モノ ○ カネ ○ 情報 - 時間 -										
成果指標①	有効活用決算額(単年度)     現状値     8.0億円 (令和 2 (2020) 年度)     目標値 (令和 7 (2025)										
到達目標	定し、広告掲 ※現状値及び	弱載料の代わ が目標値には、	りに印刷物や 「No.2(5)	への取組拡大 物品を提供し 14:道路予定 1.6億円を含む	,てもらうこと '区域等の有効	とによる歳出	削減や市民サ	ービスの更な	る向上		

				1							
所管		市民文化局	;								
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント						
課題No.	6	課題名	男女共同都	参画センタ	ーの老朽化等を踏ま <i>え</i>	えた今後の	方向性の検討				
現、状	・昭和49 (1974) 年3月に旧高津市民館として建設され、その後平成11 (1999) 年に大改修を行い、同年9月に男女共同参画センターとして開設されました。平成18 (2006) 年度から指定管理制度を導入し、現在は第7期目で令和3 (2021) 年4月から5か年の指定期間です。 ・男女共同参画センターは男女平等施策の推進拠点として位置付けられた本市唯一の施設であり、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。また、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することも目的としてホールが敷設されています。 ・築48年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、平成30 (2018) 年度には長寿命化の対象施設となり、これまでに空調設備、外壁、舞台設備等の工事を行っています。また、軽易工事や指定管理者による修繕等、施設の維持管理に経費を要しています。 ・男女共同参画センターとしての機能は必要ですが、オンライン技術の普及等に伴い、その機能を果たすための手法の検討やホール機能を有した施設の最適配置の庁内の検討状況を考慮しつつ他施設との統合による複合施設化を含め、施設のあり方について検討する時期に来ています。										
取組の 方向性											
活動指標①		_		現状値							

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022)】

- ・各施設の稼働率や利用人数、利用目的等の利用実態の把握及びセンターの貸館としての現状の分析、施設の修繕計画の検討 【R05 (2023) ・R06 (2024) 】
- ・他施設との課題の共有、改築、移設、複合施設化等の施設のあり方の検討
- ・現状と異なる仕様になった場合の男女共同参画センターとしての機能の維持・強化についての検討

#### 【R07 (2025)】

・男女共同参画センターの今後の方向性の決定

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	-     モノ     -     カネ     -     情報     -     時間     -									
成果指標①		- 現状値 - 目標値									
到達目標	・施設のあり方について今後の方向性を決定 ・方向性に基づく男女共同参画センター機能の維持強化に向けた課題の抽出										

所管	1	市民文化局	<del></del>	]							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の最	<b>最適化</b>						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント						
課題No.	7	課題名	川崎市民	崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討							
現 状	・川崎市民プラザは、川崎市の指定都市移行を記念して、全ての市民が楽しく過ごせるように造られた「文化・健康の推進」と「福祉・余暇の充実」の総合施設として、昭和54 (1979) 年の開設以来33年間にわたり、財団法人川崎市指定都市記念事業公社が所有してきましたが、公社解散に伴い市が寄贈を受け、平成24 (2012) 年度から「健康の増進」、「文化の振興」及び「市民相互の交流の機会の提供」を目的とした公の施設として、指定管理者制度を導入し、令和3 (2021) 年度で10年目となります。 ・施設利用者数については、年間約40万人(令和元(2019) 年度)と多くの方が利用していますが、貸館施設利用率等については、総利用率として約35%となっています。 ・なお、施設については、築40年以上経過しているため、長寿命化工事等により、保全の取組を進めています。										
取組の 方向性	和 3 (2021)	年度から令	和 4 (2022)		色すること	、また、 <sup>7</sup>	ホール機			所の2次診断を令 適正配置の検討	
活動指標①	標① 現状値 目標値 一										
具体的な取組内容											
			令和4(2	2022)年度~	令和7	(2025) <b>f</b>	年度				

# 【R04 (2022) 】

- ・川崎市民プラザの稼働率や利用人数、利用目的等の利用実態の把握による現状の分析 【R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) 】
- ・耐震診断の2次診断結果やホール機能を有する施設の適正配置の検討結果を踏まえた今後の方向性の検討及び決定

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	-     モノ     -     方ネ     -     情報     -     時間     -									
成果指標①											
到達目標	・川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性の決定										

所管		経済労働局								
取組No.	2	取組名	市役所の約	営資源の最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	<b>産マネジメント</b>						
課題No.	8	課題名	効率的・効	果的な計量検査業務に向	句けた見直しの検	討				
現 状	・近年の本市の産業構造や民間事業者の経済活動の変化等に伴い、かつての製造業における計測機器等を中心とした検査から、スーパーや薬局などにおける消費者向け商品の量目検査など、多様な分野に検査対象が広がっています。 ・そのような変化にあわせて、スーパーで販売されている商品等に関する一般消費者からの相談も徐々に増加しており、計量業務と消費生活相談業務との連携が不可欠となっています。また、検査対象の拡大にあわせて、消費者行政センターの啓発業務との連携も強化が求められています。 ・計量検査所が実施している計量法に基づく立入検査等の事務の効率化に向けて、必要な諸条件をあらためて検証する必要があります。 ・現在、本市は特定計量器の検査業務を(公社)神奈川県計量協会に委託していますが、そのような状況も踏まえ、施設のあり方についても検討を進める必要があります。									
取組の 方向性	・計量検査業務と消費生活相談業務の連携強化に向けた効率的・効果的な体制の検討を進めます。 ・計量検査について効率的・効果的な業務手法を検討するとともに、施設のあり方についても検討を進めます。									
活動指標①		_		現状値	目標値	-				

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・市民ニーズや本市の産業構造の変化を踏まえた効率的・効果的な計量検査業務の見直し
- ・川崎市計量協会、(公社)神奈川県計量協会との役割・業務分担等の整理
- ・計量法に基づく立入検査等の事務の効率化に向けた、検査機器や人員体制など必要な諸条件の検証
- ・計量検査所の施設に求められる機能の検討と見直し

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	- モノ - カネ - 情報 - 時間 -									
成果指標①		現状値									
到達目標	・本市の産業構造や市民ニーズの変化に的確に対応した効率的・効果的な計量検査業務体制の構築 ・今後の計量検査業務に適した施設の最適化										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

所管		経済労働局	;	]						
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の:	最適化					
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	戦略的な資産マネジメント						
課題No.	9	課題名	労働会館	労働会館及び教育文化会館の再編整備に伴う新たな管理運営体制の構築						
現状	・令和3 (2021) 年1月に労働会館及び教育文化会館の再編整備に向けた基本計画を策定しました。 ・同計画は、本市の資産マネジメントの考え方を踏まえ、施設の複合化・長寿命化を図るもので、既存施設の複合化の取組としては、本市で初めて実施するものとなります。 ・今後、再編整備後の効率的・効果的な管理運営及び市民サービスの向上に向けた検討が必要です。									
取組の 方向性					たな合築施設の管理 て関係団体等と調整		検討し、実施します。			
活動指標①										
				具体的な	取組内容					
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度									

# 【R04 (2022) 】

・教育文化会館と合わせた管理運営手法及び計画の策定

【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・再編整備後の施設の利用ルールや運営体制等の検討
- ・オープンスペースの有効活用などによる労働資料室利用者向上に向けた取組の検討

# 【R06 (2024) 】

・教育文化会館を統合した新たな施設の供用開始

	確保を想定する経営資源											
۲	− モノ ○ カネ ○ 情報 − 時間 −											
成果指標①	労働資料室利用者数     現状値     1,592人 (令和 2 (2020) 年度)     目標値 (令和 7 (2025) 年											
到達目標	・教育文化会	・教育文化会館との合築施設における新たな市民サービスの提供及び効率的・効果的な管理運営の実施										

所管	;	経済労働局	j								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント						
課題No.	10	課題名	生活文化会	生活文化会館の老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討							
現状	・技能振興の拠点として旧高津区役所を改築し、平成8(1996)年から生活文化会館の管理運営を行ってきましたが、既に築50年を超えており、老朽化が進んでいます。 ・社会経済環境の変化の中で、今後の技能職者への支援のあり方も考慮しながら、生活文化会館の老朽化等を踏まえた今後の方向性について検討する必要があります。										
取組の 方向性	域コミュニラ	- ィの活動拠。 会館のあり方○	点など他の行 の検討とあわ	政機能におけ	館の好立地を活かし、技能 る活用も含めた今後の方に への支援のあり方を再検証	句性の検討を	進めます。				
活動指標①	現状値 - 目標値										
				具体的な	取組内容						
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

# [R04 (2022)~R07 (2025)]

- ・他の行政機能における活用も含めた生活文化会館の今後の方向性の検討
- ・現在の施設利用者、関係機関、近隣公共施設等のニーズ、資産マネジメントの視点などを踏まえた整備内容及び手法の検討
- ・技能職団体の自主的な活動を促すため、技能職団体等と今後の支援のあり方及び支援体制の検討・調整

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	ー         モノ         カネ         ー         情報         ー         時間         ー										
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-			
到達目標	標 生活文化会館及び技能職者への支援に関する今後の方向性の決定											

所管		健康福祉局	5	
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の最適化
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	<b>資産マネジメント</b>
課題No.	11	課題名	いこいの3	家・いきいきセンター等の効率的・効果的な利活用・管理運 の検討
現、状	場所の提供い場所の提供い場所の提供い場に、大きな主にお用をはいるでは、いる検、、用手さを変し、利用しているでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	どを行っている す。利用、地域に いり、必要のの ないの ないの ないの ないの ないの ないの ないの ないの ないの な	ます。また、現まない。また、代表を主民に、開をされては、は組ますは、といいる主には、といいいのでは、といいいのでは、はないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、	は、日中は高齢者のための目的施設として、指定管理者による講座や自主団体の活動 在の指定管理期間からは、高齢者以外の地域住民との交流事業を指定管理業務として 進んでいることから、今後も、高齢者の新規利用者確保に向けた取組を推進するとと いただけるような場としていく必要があります。 外に市民活動等で施設を使用できる夜間・休日等施設開放事業を実施し、施設の有効 必要があるほか、施設の開・施錠を外部委託していることから、より効率的・効果的 のうち、23館がこども文化センターとの合築となっていますが、単発的な事業連携や より効率的・効果的な管理運営手法を検討していく必要があります。また、入浴事業 修ができていない状況となっており、活用できていない施設があります。 画(以下「IRAP」という。)に基づき、従来の中学校区単位の施設整備方針か 第1弾として生涯学習プラザでシニア向け無料開放デーを実施しています。
取組の 方向性	必要設備の整 ・引き続き、 ・夜間・休日: ・大師・田島: ・地域ニーズ	備など、時代に 多世代交流を含 等施設開放事業 支所再編に伴っ に応じて IR/	こ合わせた取組含む地域交流事業については、う複合化など、APに基づくい	イド対策として、いこいの家及びいきいきセンターでの新たなコンテンツやWi-Fi等のを効率的・効果的に進めます。 業を推進します。 効率的な運用方法などを検討し、利用頻度の向上を目指します。 合築施設の運営方法等のより効率的・効果的な手法を検討します。 こいの家機能の展開を進めます。 各施設の実情を踏まえた部屋の有効活用を図ります。
活動指標①	キーボックス	スの設置施設	数 (累計)	現状値 2館 目標値 43館

(令和2 (2020) 年度)

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) ~R07 (2025) ]

- ・新規利用者の獲得に向け、Wi-Fi設置等の時代状況に合せた設備の整備などを検討。また、多世代交流を含む地域交流事業を推進
- ・夜間・休日等施設開放事業について、諸規定の整理や積極的な広報等により利用促進を図る。また、施設の開・施錠について、キー ボックスの試行導入の結果を踏まえた本格導入の推進
- ・大師・田島支所再編や中原いきいきセンター移転における効率的・効果的な運営方法等の検討。また、それを踏まえた既存の合築施 設の運営手法に係る関係局・機関との協議
- ・入浴事業廃止施設から優先的に年間5館程度、有効活用のための取組を実施。また、実施施設について、設備の故障等の際はIRA Pに基づき運営委員会等の意見を踏まえ、事業の廃止を引き続き検討

## 【R07 (2025) 】

・中原いきいきセンターの移転作業の実施

			₹	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源				
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①	いこいの家で 業の利用率	を間・休日等が (単年度)	施設開放事	現状値		)% 020)年度)	目標値		<b>3%</b> 025) 年度)
成果指標②	いきいきセン 度)	/ターの利用	者数(単年	現状値	<b>'</b>	<b>242人</b> 020) 年度)	目標値	<b>292,00</b> 0 (令和 7(2	0人以上 025) 年度)
到達目標		用者である高齢 ン、地域住民(				含め、安定した	た利用者数を	確保すること	等により、

(令和7 (2025) 年度)

所管	2	ども未来	局							
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の	最適化					
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント					
課題No.	12	課題名		日幼稚園園舎を活用した単独型地域子育て支援センターのより効率的・ 効果的な事業実施及び資産の有効活用等						
現状	子育て支援体		向け、各区に	段階的に設置	を進めて		て総合支援セ	こついて、地域における ンターへの機能移転等に っています。		
取組の 方向性	施に向け、例 ・また、保育	保育・子育で 育・子育で総	総合支援セン 合支援センタ	ターへの機能	移転等を 転等を行	進めます。	,	効率的・効果的な事業実 処分等に向けた検討を進		
活動指標①	旧幼稚園園舎 子育て支援も 的な事業実施 を行った件数	施及び資産の	率的・効果	現状値	(令和 2	— (2020)年度)	目標値	<b>2 件</b> (令和 7 (2025)年度)		

# 令和4 (2022) 年度 ~ 令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・旧幼稚園園舎を活用した単独型地域子育て支援センターについて、より効率的・効果的な事業実施に向けた保育・子育て総合 支援センターへの機能移転等に向けた取組を実施

#### 【R05 (2023) 】

・宮前区保育・子育て総合支援センターへの地域子育て支援センターの併設

### 【R06 (2024)】

- ・宮前区保育・子育て総合支援センターの設置に伴う同区内の単独型地域子育て支援センター (さぎぬま・すがお) の効率的・効果的な事業実施及び資産の有効活用
- ・多摩区保育・子育て総合支援センターへの地域子育て支援センターの併設

## [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・保育・子育て総合支援センターへの機能移転等の状況を踏まえながら、施設の有効活用や処分等に向けた検討を進め、決定した方向性に基づく取組を実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	_			
到達目標				段階的な機能は処分等に向				事業実施の実	3現			

所管	ā	ちづくり	<b>局</b>	]							
取組No.	2	取組名	市役所の約	全営資源の:	最適化						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント						
課題No.	13	課題名	都市拠点り	こおける公	共空間の総合的な有効	<b>办活用</b>					
現状	不特定多数の あることから 造する場とし ・近年では、 本市の都・また、 スペースの活	D人が利用で の、地域空間 のな共空間の 心はにおけって 型コロウォー EA用、ウォー	きる屋外及びュニティと連を活用する仕有効活用の観は、公共空間ルス感染症を	屋内の定間) 携した民間主 組みづら、一部 点からポテつポテン 契機とのニース などのニス	広場、公園・緑地、河川県は、行政のルールに縛られています。 3の施設においてネーミンは シャルを活かした更なるで 会変容等に対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまちて、 で、対応したまなるで、 で、対応したまなるで、 で、対応したまないで、 で、が、対応したまないで、 で、が、対応したまないで、 で、が、対応したまないで、 で、が、対応したまないで、 で、が、対応したまないで、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、対応には、 で、が、が、対応には、 で、が、が、対応には、 で、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	れて十分に活まちの魅力向 がライツの導 有効活用の必 づくりが求め	かしきれていない場合が 上など、新たな価値を創 入等を行っていますが、 要性が高まっています。 られる中、緑やオープン				
取組の 方向性	更なる魅力的 財源確保や、 ます。 ・また、地域	可上とともに 公共空間の 対生活拠点等	、公共空間に 効率的な維持 (登戸・向ヶ	おける環境美管理方法など	辺)は、本市の中でも非常 化の維持・向上を図るたる の検討を行い、にぎわいの 島田駅周辺など)においる で最大限活用したまちづ	め、公共空間のある持続可ても、身近な	の有効活用による新たな 能なまちづくりを推進し 地域の中での安全でにぎ				
活動指標①	拠点駅周辺等 効活用した位 度)			引を有 3件 3件以上							
活動指標②	各都市拠点の ベント等の原			現状値	1箇所 (令和3 (2021) 年度)	目標値	3 箇所 (令和 7 (2025)年度)				

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# ①川崎駅周辺地区

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・公共空間を有効活用した広告事業の拡大実施の検討・調整・公共空間の活用イメージの具体化(活用ニーズの把握)
- ・公共空間を活用したイベント等の推進、促進

②川崎駅周辺地区以外の地区

- ・公共空間の運営主体(担い手)の発掘
- ・実証、課題の洗い出しなど

			₹	確保を想定す	する経営資源	泵			
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_
	拠点駅周辺等 効活用した広 (単年度)			現状値	· '	00千円	目標値		千円以上 025) 年度)
成果指標②	各都市拠点の ベント等参加			現状値	- (令和 3 (2	- (021) 年度)	目標値	80% (令和7(2	以上 025) 年度)
到達目標	・川崎駅周辺 上のスパイラ	型地区におけ ラルアップ等	る更なる魅力	な確保(年間 向上や賑わい 魅力向上や賑	の創出、環境	竟美化・マナ-	ーアップの推	進等によるエ	- リア価値向

所管		建設緑政局	;							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の:	最適化					
項目No.	(5)	項目名	戦略的な資	資産マネジ	メント					
課題No.	14	課題名	道路予定区	道路予定区域等の有効活用						
現 状	・平成27(2 た。 ・このため、	2015)年には	、道路の適正 路予定区域又	とな管理のため は道路区域外	の道路整	備を目的に取得	i用入札制度が した用地につ	す。 が道路法で定められまし いて、事業予定等を踏ま 進進しています。		
取組の 方向性						や、緑豊かで魅 の効果的な利活		くりの推進に向け、法制。		
活動指標①	道路予定区域数 (累計)	或等の占用希	望者公募回	現状値	(令和 2	<b>1</b> 回 (2020)年度)	目標値	<b>4 回</b> (令和 7 (2025) 年度)		

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・道路法等の各種制度を活用
- ・道路予定区域等の事業着手までの期間の占用希望者を募集
- ・既存施設の有効活用による市民サービスの向上

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標①	入札型占用制 (累計)	度を活用し	た占用料	現状値	·	22,884千円 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7						
到達目標				の道路予定区 での4年間で		な有効活用 千円(概算)	の占用料収入	、など、効果的	りな利活用の			

所管	教育	委員会事	 降局	]					
取組No.	2	取組名	I	」 経営資源の∶	 最適化				
項目No.	(5)	 項目名	戦略的な資	 資産マネジ	メント				
課題No.	15	課題名	学校施設の	の保有最適	化・有効活	用の検討・	・推進		
現状	であるとともす。 ・プールを維て大きな負担 ・学校プールから、多大な・学校施設の	は、近年は、 注持するため。 となっていいの耐用年数に で更新経費に の有効活用を	、暑さや台風 の清掃や、水 ます。 は30年とされ よる財政負担 進めており、	、ゲリラ豪雨 泳授業におけ いていますが、 この増大が懸念	いいては、その	受業時間が確介 の安全性の確介 いたプールは!	保できないこ 保など、プー 94施設あり、	とも課題とないの運営は教	な職員にとっ んでいること
取組の	ル等を活用し 図ります。な により、児童	て水泳授業 お、民間プ 重生徒の一層	を実施するこ ールを活用す の泳力の向上	とを原則とする場合におい が期待できま	合には、自材 ることで、本 て、あわせて : す。 )更なる有効活	本市の財政負担 で事業者に指導	担の縮減とと	もに教職員の	)負担軽減を
活動指標①	プールの保存	最適化につ	いて検討し	現状値	(令和 2 (2	- 020) 年度)	目標値		件 (025) 年度)
				具体的な	取組内容				
			令和4(2	2022)年度~	~令和7(20	025)年度			
<ul><li>水泳授業の</li></ul>		る民間プール	、学校施設	(校庭、体育館	ミえた学校プ- 宮、教室等)の よる経営資源	の活用の推進		『用の推進	
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	0
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	-	_

# ・学校プールの効率的・効果的な運用の推進による水泳授業の質の向上、教職員の負担軽減、着実な授業時間の確 到達目標 保及びプール施設の更新・維持管理に係るコストの軽減

・「Kawasaki教室シェアリング」等の取組による学校施設の有効活用

=C.45	地大士	· 千旦人吉	24 P	1						
所管	50.1.1	<b>香員会事</b>		マ 学 変 汗 の	目 ' 本 / L					
取組No.	2	取組名		怪営資源の						
項目No.	(5)	項目名	戦略的な	<b>資産マネジ</b>	メント					
課題No.	16	課題名	川崎区に 手法の検討		館機能の再編整備に係	半う効率的	・効果的な管理運営			
現状	・川崎区の市民館機能を担う「教育文化会館」については、昭和42年の完成後、建物の老朽化や「カルッツかわさき」の開館等により、再編整備の必要性が生じていたことから、平成29 (2017) 年度に「川崎区における市民館機能のあり方について~再編整備の方向性~」を策定し、川崎区における市民館機能を労働会館へ移転整備することに決定しました。 ・平成30 (2018) 年度に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和2 (2020) 年度には「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定し、今後、令和6 (2024) 年度中の供用開始に向けて、再編整備に向けた取組を推進する必要があります。 ・教育文化会館では、これまで窓口業務、清掃業務などの管理運営業務を民間事業者に委託するなど、効率的・効果的な運営に努めてきましたが、今後、労働会館との複合化による効果も生かしながら、市民館機能の更なる活用を進める必要があります。 ・令和3 (2021) 年度には、今後の事業・サービスの充実を進めるために、これまでに蓄積されたノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを民間事業者等から聴取するサウンディング型市場調査を実施しました。									
取組の 方向性	・令和6 (2024) 年度中の供用開始を目指して、基本計画に基づき、「富士見周辺地区整備推進計画」や「今後の市民館・図書館のあり方」などの関連施策と連携しながら、ソフトとハードの一体的な検討を進め、管理運営計画を策定します。 ・管理運営計画の策定に当たっては、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等について検討を進めます。 ・令和6 (2024) 年度 (予定)の供用開始以降、管理運営計画に基づき、新たな市民サービスの提供や効率的・効果的な管理運営を推進します。									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_			

#### 【R04 (2022)】

・事業・サービスの提供手法など効率的・効果的な管理運営手法の検討及び管理運営計画の策定

【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として大規模改修の実施
- ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた取組の推進

#### 【R06 (2024) 】

・供用開始による新たな市民サービスの提供及び効率的・効果的な管理運営の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	現状値							
到達目標	・労働会館と の実施	労働会館との合築施設における新たな市民サービスの提供及び管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営 実施										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 2-(6)特別会計の健全化

## ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、競輪事業や港湾整備事業の健全化や財政負担の軽減に向けて取り組み、一般会計への繰出金の確保や財政負担の軽減を図りました。

両事業については今後も引き続き健全化に向けた取組を推進するとともに、卸売市場事業については、一般会計からの繰入金の削減等による更なる健全化と、施設の老朽化に対応した機能更新の検討への対応などが課題となっています。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 特定の歳入をもって特定の歳出に充てるという特別会計の原則のもと、事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するとともに、一般会計からの繰入金を極力抑えるよう、必要な施設の更新など中長期的な事業の見通しを踏まえ、民間活用等の可能性も検討しながら、費用の削減と収益の増加を図るための検討や見直しに取り組みます。
- ▶ 収益事業である競輪事業特別会計については、一般会計への繰出金の確保に向け、 一層の収益拡大や費用削減などによる経営の健全化に引き続き取り組みます。

所管	i	経済労働局	5							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化					
項目No.	(6)	項目名	特別会計の	の健全化						
課題No.	1	課題名	競輪事業物	寺別会計の	健全化に向けた取組	の推進				
現状	4 (2022) 4 ・新型コロガ ら、新規ファ	∓度から5年 - ウイルス感 - ン獲得に向 022) 年度実	間の次期包括染症拡大の影け、インター	業務委託にて響もあり、イ ネットを利用	月した情報発信等を強化し	事業者を選定し 売上の割合が ていく必要が	ました。			
取組の 方向性	・競輪事業の更なる収益向上に向けて包括業務委託の受託事業者との連携を密に行い、年度毎に業務内容や役割分担等を見直しながら、より効率的・効果的な運営体制を構築していきます。 ・発売手法別の売上の傾向や経費等の分析を踏まえ、インターネット利用者などの新たなファンの獲得を目指した各種の取組を実施することにより、車券売上の向上を図り、事業の収益性を高めます。 ・多くの収益が見込める特別競輪の開催を目指して、継続的に誘致活動を展開します。 ・継続した収益確保とより魅力ある競輪場を目指し、効率的・効果的な施設更新を進めます。									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_			

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) 】

・次期包括業務委託による資金管理業務の改善

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・効率的な運営に向けた受託事業者との業務内容や役割分担等の見直し
- ・発売手法別の売上の傾向や経費等の分析を踏まえた更なる収益向上に向けた検討
- ・デジタル化を踏まえたインターネット利用者向けのSNSや動画コンテンツによる情報発信
- ・多くの収益が見込める特別競輪の開催に向けた誘致活動の展開

#### [R04 (2022) · R05 (2022) ]

・効率的・効果的な手法による東サイドスタンドの除却及びバンクの全面改修の実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_			
成果指標①	一般会計繰出	出金		現状値	140,000千円 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025)							
到達目標		効率的・効果的な運営や施設更新による継続的な収益の確保及び市財政への貢献(令和7(2025)年度一般会計 強出金目標値:140,000千円以上)										

所管	<u> </u>	経済労働局	3					
取組No.	2	取組名	市役所の約	経営資源の最	最適化			
項目No.	(6)	項目名	特別会計の	の健全化				
課題No.	2	課題名	卸売市場	事業特別会詞	計の健全化等に向い	ナた取組の推	 進	
現 状	・改正卸売市場法の趣旨を反映した「卸売市場経営プラン改訂版」(令和元(2019)年6月改訂)に基づき、効率的な管理運営体制の確立など、市場会計健全化に向けた取組を進めています。 ・北部市場は、昭和57(1982)年に開設し、築39年が経過していることから、老朽化した施設の機能更新(再整備)を行うため、民間事業者とのサウンディング調査、場内事業者や地域住民等の意見等を踏まえながら、市場機能や規模、民活手法など各種課題について検討を進めていく必要があります。 ・南部市場では、平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入し、令和3(2021)年度から第2期がスタートしていますが、更なる市場の効率的な運営等に向けて取組を進めていく必要があります。 ・本市の主要出資法人で、北部市場における冷蔵・冷凍保管機能等を担っている川崎冷蔵株式会社については、令和元(2019)年度には債務超過を解消、令和6(2024)年度には金融機関からの長期借入金の返済終了を予定していることから、同社への市場使用料減免について見直しを行っていく必要があります。							
取組の	場使用料減免について見直しを行っていく必要があります。  ・卸売市場法に関する国の動向を注視しつつ、経営の健全化を図るため、市場関係者と連携しながら、南北両市場における取扱高の拡大や効率的かつ持続可能な管理運営体制に向けた見直しを進めるとともに、川崎冷蔵株式会社に対する市場使用料の減免について、長期借入金の返済終了時期に向けて見直しを行います。 ・「卸売市場経営プラン改訂版」に基づく市場機能の強化に向けて、北部市場の機能更新におけるPPPによる民間活用や川崎冷蔵株式会社のあり方など各種課題について、整備費の縮減や整備後の効率的な管理運営の視点を踏まえながら検討を進めるなど、機能更新に向けた取組を推進します。 ・南部市場における指定管理者制度の導入効果を検証し、現在の指定管理期間終了後の運営方針を検討します。							
活動指標①		_		現状値	_	日煙値	_	

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・取扱量等の増加に向け、事業者に対する本市場の優位性等についてのPRの実施
- ・システム等を活用した市場業務の簡素化・削減に向けた取組の実施
- ・北部市場の機能更新を踏まえた効率的な老朽化対策の実施
- ・北部市場の機能更新に向けた各種課題の検討・調整及び検討結果に基づく取組の推進
- ・南部市場の指定管理者制度の効果検証及び検証結果を踏まえた取組の推進

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・川崎冷蔵株式会社に対する市場使用料減免の見直しに向けた検討・調整

#### 【R06 (2024) 】

・川崎冷蔵株式会社に対する市場使用料減免の見直し

ı	* 川岬/市/04/1本3	川町の成体式云社に対する川物医用柱成光の見見し												
				i	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源	<b>1</b>							
	ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_				
	成果指標①	北部・南部市	市場の年間卸 産)	売取扱量	現状値	137,332 t (令和 2(2020)年)		目標値	151,433 t 以上 (令和7(2025)年)					
	成果指標②	北部市場の市場使用料の決算額			現状値	<b>,</b>	<b>90千円</b> 020) 年度)	目標値		千円以上 025) 年度)				
	到達目標	用料の増収(	令和7 (2022)	年度目標値:	る年間取扱数量 803,000千円り 将来の需要変動	(上)			,433t以上)及	び北部市場使				
		・川崎冷蔵株	式会社への市場	 	減免額24,629=	F円(税含む・	令和2 (2020)	年度実績))	の見直しによる	る収益の確保				

・南部市場の運営方法に係る検証結果を踏まえた効率的な管理運営に向けた取組の推進

所管		港湾局											
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化								
項目No.	(6)	項目名	特別会計の	別会計の健全化									
課題No.	3	課題名	港湾整備	湾整備事業特別会計における東扇島堀込部土地造成事業の財政負担の									
politica i i i i		WAS H	軽減及び↓	圣減及び収入の確保									
	  ・川崎港に‡	おいて増加す	るコンテナ貨	物や完成自動	車の用地を確保するため、	平成26(20	014) 年11月改訂の「川						
	崎港港湾計画」において、建設発生土等を活用した東扇島堀込部の埋立てを含む土地利用の考え方を位置付けてい 												
	ます。												
現状	・埋立事業の実施にかかる資金の調達については、建設発生土の受入に必要となる護岸築造工事、埋立管理等の費												
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		. , (, _ ,	,	財政負担の軽減を図るこ		0						
	, , , , , , , , ,	213713. 13.7	,,,,	.,	、市の財政負担の軽減を	図る必要があ	ります。また、当初の目						
	的を踏まえ!	<b>が</b> 源を生み出	せるような土	地利用を検討	する必要があります。								
	・締結され <i>た</i>	- 覚書に基づ	いて、埋立事	業を着実に推	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー								
取組の	111111111111111111111111111111111111111	-,0	,			咸を検討して	いきます。						
方向性	・基盤整備事業については、整備手法の検討などにより、市の財政負担の軽減を検討していきます。 ・土地利用については、早期に新たな財源を生み出せる利活用となるように検討を進めていきます。												
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_						
				具体的な	取組内容								

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# 【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・埋立護岸築造工事の推進
- ・埋立管理の推進

# 【R06 (2024) 】

- ・土地利用の考え方の整理
- ・基盤整備の検討

# 【R07 (2025) 】

- ・埋立護岸築造工事の完了
- ・埋立管理の完了
- ・基盤整備の設計

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	_			現状値	_	_	目標値	_	-		
到達目標		・市の財政負担の軽減に向けた基盤整備事業に関する効率的・効果的な施工計画の策定 ・新たな財源を生み出せるような土地利用の考え方を整理									

# 2-(7)公営企業の経営改善

## ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、下水道事業において執行体制の再構築に取り組み、一部 の水処理センター・ポンプ場運転点検業務の一体的な委託化とアセットマネジメン トに係る取組の強化を図りました。

一方で、新型コロナウイルス感染症や産業構造の変化の影響を受ける事業については、これまでの収入水準の確保が困難になる恐れがあり、更なる経営改善に取り組む必要があります。

#### ■ 取組の方向性

▶ 経営環境の変化に的確に対応し、更なる経営改善や市民サービスの向上を図るため、事業の状況や特性に応じ、事業規模や執行体制の見直し、債権対策や資産の有効活用による収益の確保、事業手法の改善等による業務の効率化等に取り組み、一層の経営改善に取り組みます。

所管		上下水道局	;								
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化						
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	D経営改善							
課題No.	1	課題名	デジタル( の効率化	との推進と	ICTの活用によ	る上下水道サ	ービスの向上と業務				
現状	・行政手続のオンライン化については、これまで電子申請システム(ネット窓口かわさき)にて水道使用開始及び休止に関する手続を可能としており、令和2(2020)年度には48,000件を超える申請を受け付けています。 ・これまで電子申請が可能な手続を増やすには、機能不足や費用面での課題がありましたが、令和3(2021)年度に簡易な電子申請サービスを本格導入し、今後さらに各申請ツールの機能拡充を検討していることから、こうしたツールを使いながら、今後、行政手続のオンライン化を一層推進していく必要があります。 ・ICTの活用については、令和元(2019)年度からRPAの活用による市民サービスの向上と業務効率化について検討を進めており、これまで支出事務や工事設計などの業務に導入しています。今後、これまでの導入結果を踏まえながら、局内の定型的な業務に展開し、更なる業務の効率化を推進していく必要があります。										
取組の 方向性	い業務体制 <i>の</i> よる申請が扱い市民サービ	の構築を図る 図難な手続を ごスの向上と	ため、対面に 除き、令和 4 業務の効率化	よる審査・指 (2022)年度 に向けて、業	導・相談や証拠資料の 医末までに「行政手続の	原本提出が必要 )オンライン化」 図るとともに、	単純かつ大量の定型処理				
活動指標①	電子申請可能 化率 ※法令等による手続を除く	より電子申請		<b>約22</b> % 目標値 <b>100</b> %							
活動指標②	RPA適用第	美務数		現状値 4件 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)							

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・上下水道事業における会計事務や、設計業務などのうち、定型的な作業をRPA化することによる作業時間の削減 【R04 (2022) 】
- ・給水装置・排水設備工事関連業務、水道使用に関する業務、公共下水道接続に関する業務などにおける簡易な電子申請サービ スによる行政手続のオンライン化

#### 【R05 (2023) 】

・法人認証や大容量データのやり取りが必要な行政手続の次期電子申請システムによる行政手続のオンライン化

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	$\circ$	カネ	_	情報	_	時間	0				
成果指標(1)	RPAの活月 累計	用による業務院	削減時間の	現状値	599 (令和 2 (2	時間 020) 年度)	目標値	·	<b>)時間</b> 025)年度)				
到達目標	・RPAの流	申請システム。 舌用による業績 寸加価値業務に	<b>努効率性・正</b>	確性の向上に	加え、市民サ	ナービス向上に	につなげるた	めの、ロボッ					

所管		上下水道后	;							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化					
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	の経営改善						
課題No.	2	課題名	上下水道	上下水道事業における財務事務の効率化						
現状	・現在の財務会計システムは、平成16 (2004) 年度から17年が経過しており、取り込まれていない財務事務があるとともに、維持管理費用が高額となっているため、令和4 (2022) 年12月末のリース期間満了に合わせて次期システム構築の取組を進めています。 ・次期システム構築を契機として、財務事務の効率化に向けた検討を行っています。									
取組の 方向性	・財務会計システム機器のリース満了時期に合わせて、次期財務会計システムの構築の取組を進め、業務の効率化を図ります。 ・財務事務に関わる各課の業務分析を行い、業務の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、次期システム 稼働後の執行体制を併せて検討します。									
活動指標①	上下水道事業	美における財 3項目)	 務事務の改	現状値	10項目 (令和2 (2020) 年度)	目標値	53項目 (令和7 (2025) 年度)			

# 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・次期システム構築を契機として、財務事務における水道事業・工業用水道事業と下水道事業の事業間の処理手法の統一、財務 事務の効率化とそれに伴う執行体制の見直し

# 【R04 (2022) 】

・令和 5 (2023)年 1 月に次期財務会計システムが稼働し、現在、手作業で行っている事務の一部をシステム化することによる業務の効率化

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	0				
成果指標(1)	財務伝票作品 間の削減	<b>戈の自動化に</b> 。	よる作業時	現状値	- (令和 2 (2	- 020)年度)	目標値	3,250時間 (令和7 (2025) 年度)					
到達目標	間)			事務全体の業 果的な業務報		(令和 7 (202 <sup></sup>	25)年度目標	· 『削減時間:累	累計3,250時				

所管	上下水道局										
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の最	最適化						
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	公営企業の経営改善							
課題No.	3	課題名	上下水道	上下水道事業における資産の有効活用							
現状	どの視点から ペースや駐車 ・生田浄水場 の整備を行っ	。、有効活用 重場用地の有 湯用地は、民 っています。 也上部や入江	を図っており 償貸付けなど 間事業者への	近利用又は未利用な状態にある土地などの資産については、収益性、環境、まちづくりな を図っており、これまでに長沢浄水場用地や平間配水所・公舎用地、自動販売機設置ス 賃貸付けなどを積極的に行っています。 引事業者への貸付けを行い、令和4(2022)年度中の供用開始に向けて、スポーツ広場等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
取組の 方向性											
活動指標①	資産の有効活	5用の件数(	継続取組)								
活動指標②	資産の有効活	舌用の件数(	新規取組)	7組) 現状値 ー (令和 2(2020)年度) 目標値 (令和 7(2025)年度)							

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・民間事業者等への貸付け、自動販売機設置スペースや駐車場用地の貸付けなどの継続実施
- ・末吉配水池上部や入江崎水処理センター新西系施設において、民間企業の利用可能性調査や脱炭素社会の実現に向けた利用検 討など有効活用に向けた取組の推進

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022)】

・生田浄水場用地におけるスポーツ広場等の整備・供用開始

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	_		
成果指標①	資産の有効活用の収益額			現状値		<b>意円</b> 020)年度)	目標値	9.1億円以上 (令和7(2025)年度)			
到達目標	・地域のまちづくりや環境への貢献の視点も踏まえた民間事業者等への貸付けなど資産の有効活用の実施による9.1億円以上の収益の確保										

所管	上下水道局			]						
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(7)	項目名	公営企業0	公営企業の経営改善						
課題No.	4	課題名	工業用水道	工業用水道の需要動向を踏まえた料金制度等の見直しに向けた検討						
現状	・工業用水道事業は、利用者への安定的な給水を確保するため、契約水量に基づく責任消費水量制を採用していますが、近年は産業構造の変化や回収水の再利用などにより、契約水量と使用水量との乖離が生じており、その解消が課題となっています。 ・工業用水道の施設・管路の多くが老朽化しているため、将来の需要動向を踏まえた適正な施設規模で更新を行う必要があり、工業用水道利用者への需要動向等の調査を実施しました。									
取組の 方向性	・持続可能な工業用水道事業に向けて、将来の施設更新計画による段階的な更新を進めるために、工業用水道利用 者への調査結果を踏まえ、利用者の水需要に合わせた契約水量の見直しと料金制度のあり方、経営効率化について 検討を進めます。									
活動指標①	ー 現状値 ー 目標値 ー ー									
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・契約水量の見直しと料金制度のあり方の検討
- ・将来の水需要の把握による施設規模の適正化に向けた検討
- ・契約水量・料金制度の見直し案の策定と見直し、経営効率化に向けた手続の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	-	-	_				
・工業用水道利用者への調査結果を踏まえ、将来の水需要に合わせた更新計画の策定と契約水量などの見直しの検討											

所管	上下水道局											
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の日	<b>最適化</b>							
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	営企業の経営改善								
課題No.	5	課題名	下水道事務	水道事務所等における配置車両の適正化と業務執行体制の検討								
現状	・各下水道事務所では、自動車運転手1人・下水作業員2~3人で作業班を構成して現場に出向き、管きょ・マンホールの補修・清掃等の作業を行っているほか、台風等の大雨時には、浸水実績箇所のパトロールや不具合対応を行っています。 ・庶務課と下水道管理課には、公用乗用車と自動車運転手をそれぞれ配置しており、下水道管理課の自動車運転手は、内水氾濫等のおそれがある場合における排水ポンプ車の運転を行うほか、当該車両の維持管理や訓練の業務を行います。 ・水道水質課と下水道水質課には、水質試験車等の自動車運転手を配置しています。 ・今後、「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行手法の変更など、配置車両の必要性に影響を与えることが見込まれる一方で、自然災害の大規模化、増大化が見込まれる中、危機事象発生時の即応性等については、安定的に確保する必要があります。											
取組の 方向性	・排水ポンプ車の運転など大雨時における危機管理業務、通常業務における迅速性や対応力など市民サービスや現場作業の効率性の視点から、配置車両の適正化と効率的・効果的な業務執行体制の検討を行います。											
活動指標①		_	- 現状値 - 目標値 - <del>-</del>									
				具体的な	取組内容							
			令和4(2	022)年度~	令和7(20	25)年度						

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・業務内容や危機管理対応を踏まえた配置車両の適正化

# 【R04 (2022) 】

・自動車運転手及び下水作業員の役割や必要人員の精査等、効率的・効果的な業務執行体制の検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	──			-	-		
到達目標	・配置車両の	・配置車両の適正化及び効率的・効果的な執行手法・執行体制に関する方針の確定									

所管		上下水道后	<del></del>							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の	最適化					
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	の経営改善						
課題No.	6	課題名	入江崎余素	熱利用プー	ルのあり	方の検討				
現状	の余熱を利用でに約189万 ・施設につい 実施していま ・プール事業 からは指定管 いており、一	目して温水プ 人が利用して いては、開業 きす。 意理者制度で 一般会計線入 目者数が減少	ールのサービ てきました。 から25年が経 いては、開業 導入し、効率 金等をもって	スを提供する 過し老朽化か 当初から財団 的・効果的な 補填していま	ため、平原 が進んでいる 法人川崎市 運営に努め す。	式 8 (1996) 年 るため、毎年度 5下水道公社が りてきましたが	を 1 か月程度の 管理運営を行 、収支状況は	て、同スラッジセンター 介和 2 (2020) 年度末ま の休業を伴う修繕工事等を でい、平成17 (2005) 年 、開業以来マイナスが続 管理運営費用は増加傾向		
取組の 方向性										
活動指標①	現状値									
具体的な取組内容										
			令和4(2	022)年度~	~令和7	(2025) 年度				

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・施設修繕等に伴う長期休業によるプール事業運営への影響の精査
- ・今後の大規模修繕等や利用者の動向を見据えた収支等の精査
- ・周辺地域からの意見聴取など地域融和施設としての必要性の検討
- ・今後のプール事業のあり方の整理

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	一情報		_	時間	_			
成果指標①		_		現状値								
到達目標	・地域融和旅	記としての :	プール事業に	関する今後の	かあり方の決気	È						

		交通局							
取組No.	2	取組名	市役所の約	圣営資源の最	 最適化				
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	の経営改善					
課題No.	7	課題名	持続可能な	な経営基盤の	の構築				
現状	ラム (以下の がました。 がました。 がは、 大いでででいる。 大いでででいる。 大いでででいる。 大いでででいる。 大いでででいる。 大いでででいる。 大いでででいる。 大いででいる。 でいるででいる。 でいるでででいる。 でいるでは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でい	経営戦略提供 持続、新とまで 88万人回のの示と 員員員示と はしい年度 2022)年度	ログラム」) 共に向けて取 ロナウイルス により、市バ 沙(20%以 見込めない状 に伴う無連料 た「特別減収 兄が見込まれ 令和7(202	」を選及ストランで、	前期3年間についてはました。 として、テレワークのが、令和元(2019)年 3など、市バスを取りきます。 減収に伴い、令和2( を活用し、必要な資金	具体的な取組を 普及や授業のオ 度の約4,819万 多く環境も大き 2020) 年度の終 の確保を行いま に策定する経営 でし等の経営改善	営戦略プログラム後期計画 善や収益性事業の推進な		
取組の 方向性 が が 方向性	②業務の見直しなどにより、効率的な執行体制の整備を行います。								
活動指標①	- 現状値 - 目標値 - 一								

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ①利用動向を踏まえた段階的なダイヤ改正等の運行計画の見直し
- ②営業所業務の見直し等による効率的な執行体制の整備
- ③乗車券販売窓口の営業時間や営業日等の見直し
- ④新たな広告媒体等の検討による広告宣伝事業の推進、貸切バスの新たな料金設定による収入の確保

	確保を想定する経営資源										
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	0		
成果指標①	純損益	損益				<b>'億円</b> 020)年度)	日標値 (令和 7 (2025)				
成果指標②	資金不足比率	<u> </u>		現状値		% 020) 年度)	目標値		<b>未満</b> 025) 年度)		
到達目標	・経営改善 <i>の</i>	)取組の推進(	による収支状	況の改善(純	利益の確保、	資金不足比	率20%未満の	維持)			

所管		交通局								
取組No.	2	取組名	市役所の紹	圣営資源の	最適化					
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	公営企業の経営改善						
課題No.	8	課題名	市バス事業	市バス事業における労働生産性の向上						
現、状	組、効率的な・特定の時期	い勤務計画の 月や時間帯に	作成が必要で	す。 偏りが生じ時	し、計画的な休暇取得等 間外勤務が多くなること: 要です。					
取組の 方向性	・本局、営業 ・計画的な(	美所職員の時 ト暇取得等に 上事の進め方		。 減します。 時間外勤務の	縮減や平準化を進めます。 ・ライフ・バランスの実		働く環境の整備や意識改			
活動指標①		_	現状値							

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・営業所業務の改善に向けた組織体制の検討
- ・定時退庁等の長時間勤務是正の取組や職員の意識改革、管理職のマネジメント力向上等の推進
- ・本局と営業所職員による営業所の時間外勤務の縮減・平準化に向けた取組の推進
- ・本局と営業所の業務の見直しや定型的業務の処理方法の見直しなどの業務改善の推進
- ・適切な乗務予備者の配置や効率的な乗務計画の作成

			i	確保を想定す	する経営資源	京			
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	0
成果指標(1)	職員1人・1か月当たりの平均時間 外勤務時間数			現状値		<b>時間</b> 2020) 年度)	目標値		<b>時間</b> 025)年度)
到達目標		直しや改善に。 ・1か月当た		性の向上 外勤務時間数	収の削減や平ѯ	<b>集化</b>			

所管		 交通局		]						
取組No.	2	取組名	市役所の約	」 怪営資源の:	 最適化					
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	の経営改善						
課題No.	9	課題名	市バスの短	安定的な事	業運営に向けた人材 <i>0</i>	の確保と育	 成			
現状	職が見込まれ ・整備員にて 交通局におい ・持続可能な	れているため いては、全 いては運行を な経営基盤の	、運行を維持 国的に自動車 維持していく	していく上で 整備専門学校 上で一定数の め、厳しい経	許保有者の減少や高齢化 達工転手の確保が必要です。 等の入学者数の減少や整 整備員の確保が必要です。 営状況においても採用や	。 備士資格保有 。	者の高齢化の状況の中、			
取組の 方向性	を踏まえて運・採用選考になど選考方法ます。	を受けるという。 では、 では、 での組み合わます。 はのが、 のが、 にあたっては、 にの組み合わます。 にの活用	員の採用に取 、正規運転手 せのほか、整 に向けた、多	り組みます。 、大型自動車 備員について 様な働き方を	支えるため、ダイヤ改正等 第二種免許を保有している は効果的な実施時期の検 推進します。 でいたOJT等による人	ない若年層( 討を踏まえて	養成枠)、会計年度任用・人材確保の取組を推進し			
活動指標①	①									

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

# [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・運転手(養成枠を含む)や整備員の採用の実施
- ・就職サイトなどの媒体や市バス車内外への広告掲出による採用選考広報の実施
- ・会計年度任用の運転手の弾力的な募集及び希望日時・配属希望営業所での採用選考の実施
- ・高齢期雇用を勘案した再任用職員の確保
- ・女性向け広報媒体を活用した運転手募集の実施
- ・多様なライフスタイルに対応するための短時間勤務職員の活用
- ・運転手のモチベーション向上のための職員表彰やよりよい安全・サービスを提供するための運転実技講習
- ・適切な運行管理の遂行に向けて実務経験年数等に応じた研修の実施

	確保を想定する経営資源											
ı	ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果	4指煙(1)	研修達成度 (受講者アン	ケート)		現状値	(令和2(2	<b>-</b> 2020)年度)	目標値	<b>80</b> % (令和 7(2	以上 025) 年度)		
到记	達目標		方バスの運行( D実施による?									

所管		病院局								
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化							
項目No.	(7)	項目名	公営企業の経営改善							
課題No.	10	課題名	「川崎市立病院経営計画2022-2023」等に基づく経営健全化の推進							
現状	ても、市立病  図るため、新:	院には市民に信 公立病院改革ナ	雇用基盤や家族形態の変化など、我が国の社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化する中におい 情頼される安全・安心な医療の安定的かつ継続的な提供が求められており、経営改革や経営健全化を ガイドライン(平成27(2015)年3月。総務省)を踏まえて経営健全化の取組を推進してきました 状況が続いていることから、引き続き、経営健全化に向けた取組を推進していく必要があります。							
取組の 方向性	き続き経営改の意見を踏ま・具体的な取る動請求事務や	善や地域医療のえながらPD( 組としては、野診療報酬改定へ 増や高齢化に作	022-2023」及びその後に策定する公立病院経営強化プランに位置付ける次期経営計画に基づき、引力確保に向けた安定的な医療サービスの提供を推進するとともに、取組状況等について、外部有識者 A サイクルによる進捗管理を行います。 見状の経営形態を維持するとともに、川崎病院及び井田病院については、複雑化・専門化する診療報への的確な対応など経営管理体制の強化等を図りつつ、経営改善に向けた取組を着実に推進します。 よい増加又は変化する医療ニーズに対応するために必要な人員の確保、育成を行うとともに、働き方達進し、必要な医療サービスを安定的かつ継続的に提供できる体制を確保していきます。							
活動指標①		_	現状値							
	目件的大职组中家									

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・令和4(2022)年3月に策定する「川崎市立病院経営計画2022-2023」に基づき、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、経営基盤の強化に向け、更なる経営改革と経営健全化の取組を推進
- ・診療報酬の適切な確保などの収入確保に向けた取組や経費節減・抑制に向けた取組を推進
- ・効率的・効果的な病院経営・運営を推進するため、川崎病院及び井田病院においては地方公営企業法の全部適用、多摩病院においては指定管理者制度による経営形態を維持し、経営管理の強化に向けた体制の検討
- ・医療サービスの安定的な提供等に向け、医師、看護師、医療技術職の確保・育成に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の導入の検討、タスクシフティングによる医師・看護師の業務負担軽減、ICTを活用した事務負担の軽減等の取組を実施
- ・毎年度、外部の有識者や医療関係団体の代表者などから構成される川崎市立病院運営委員会において、経営健全化に向けた取組等の点検・評 価を行い、次年度以降の病院運営に活用

#### 【R05 (2023) 】

・今後、国から示されることが予定される、新たな公立病院の経営強化に係るガイドラインや県が策定を予定している第8次医療計画の策定状 況等を踏まえながら、令和6(2024)年度以降を計画期間とする新たな経営計画を策定

## [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・令和6 (2024) 年度以降を計画期間とする新たな経営計画に基づき、引き続き経営健全化の取組を推進

			1	確保を想定す	する経営資源	Ę			
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	_	時間	0
成果指標①	川崎病院の	<b>\</b> 院患者満足/	芰	現状値	88.4% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	89.3% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標②	井田病院のえ	入院患者満足	芰	現状値	89.6% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	91.3% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標③	多摩病院のク	へ院患者満足/	芰	現状値	90.0% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	90.0% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標④	川崎病院のタ	N来患者満足/	芰	現状値	69.3% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	81.7% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標⑤	井田病院のタ	N来患者満足/	<b></b>	現状値	85.2% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	85.2% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標⑥	多摩病院のタ	N来患者満足/	芰	現状値	85.6% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	86.0% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標⑦	川崎病院の約	圣常収支比率		現状値	96.9% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	98.8% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標⑧	井田病院の約	圣常収支比率		現状値	89.6% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	92.4% (令和 5	(2023) 年度)
成果指標⑨	病院事業全体	本の経常収支	比率	現状値	95.1% (令和 2	? (2020) 年度)	目標値	97.8% (令和 5	(2023) 年度)
到達目標		病院経営計画2 的に提供され、					市民に信頼さ	れる安全・安心	ふな医療が安

※成果指標について、令和6(2024)年度以降の目標値は、令和5(2023)年度に策定する次期経営計画に基づき、対応する。

所管		病院局								
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源	の最適化						
項目No.	(7)	項目名	公営企業の経営改	公営企業の経営改善						
課題No.	11	課題名	入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進							
現 状	る私債権の中 ・一方で、優 とって支払れ あります。 ・適正な債権	でも相対的 医師には応召: つないことに 重管理と病院	に収入未済額の大きい債 義務があり、単に未払賃 よる不都合が直接的に昇	i権です。 原費があることだけを理 終生しないため、一度未払	型由に診療を断る ないとなるとその	については、本市におけ ことができず、債務者に 回収が困難になる傾向が を定期的に開催の上、滞				
取組の 方向性	・また、病際	完職員による	督促・催告を着実に実施	制度やクレジットカート 電するほか、弁護士への債 p率的・効果的な手法によ	<b>責権回収業務委託</b>	を積極的に活用するとと				
活動指標①	ー 現状値 ー 目標値 ー ー									
	具体的な取組内容									
			令和4(2022)年月	度~令和7(2025)年						

### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・公費負担医療制度や高額療養費等の患者負担の軽減に資する制度の対象になる患者に対し、当該制度を利用できるよう、適切な時期に説明を行うことで、利用促進を図るとともに、クレジットカードによる支払の利用促進を図るなど、未収を発生させないための取組を推進
- ・弁護士への債権回収業務委託を積極的に活用するとともに、支払督促等の法的措置を実施するなど、効率的・効果的な手法による滞納債権対策の取組を推進
- ・病院職員に対し、適切な債権管理を行うための研修を実施

	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
				世所と心心	7 3 111日								
ヒト	_	モノ	_	カネ	0	情報	_	時間	_				
成果指標①	収入率(現年	F 使 厶 )		現状値	80.9	90%	日捶仿	92.0	)6%				
<b>以</b> 未相信①	以八学(况刊	八十(元十反力)		况1人1但	(令和 2 (2	(020) 年度)	目標値	(令和7(2	025) 年度)				
+ 田比梅②	107 亥(湛納鎾郝公)			UD 3 757 ( '\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		1月112/年	71.2	20%	口抽法	72.0	00%		
成果指標②	収入率(滞納繰越分)		現状値	(令和 2 (2	(020) 年度)	目標値	(令和 7 (2	025) 年度)					
####®			TD J N /+	79.8	31%	D.#./±	90.1	19%					
成果指標③	収入率(現年 	F及分十滞納;	<b></b>	現状値	(令和 2 (2	(020) 年度)	目標値	(令和 7 (2	025) 年度)				
<b>中比娅</b> @	カコ 十2支持			TD 41/±	568,69	94千円	口 - (左	302,86					
成果指標④	収入未済額			現状値	(令和 2 (2	(020) 年度)	目標値	(令和7(2	025) 年度)				
	・ギャナッナル	784の同時	お確実を同点	ー奴以スレレ	+1- 亜母+	い 単幼 た 土 分り	一味ギ 加ユ	変の改善及が	℩ℿℷ土汶宛				
						な滞納を未然し							
到達目標	の縮減をすることで、令和7(2025)年度末の目標を達成し、安定的な地域医療の提供に必要な診療収益を確保												
	・適切な債権	重管理を行う:	ための人材の	育成									

所管		病院局								
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化						
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	公営企業の経営改善						
課題No.	12	課題名		-	サービス導入によるコ 機能の強化	Cネルギー	の効率的な利用及び			
現状	再編整備基2 ・平成31 (2 手していま3 ・現在、地 <sup>-</sup> が停止する!	は計画」を策 2019)年度に け。 下に設置され リスクがあり	定し、当該計 :エネルギー事 ているエネル ます。	画に基づき、 事業者の選定を ギー関連設備	5化が課題となっていたこ病院のエネルギー関連設代を行い、令和 2 (2020)年 「ないては、河川の氾濫」が増加しています。	備の更新に取 ⊨度からエネ	り組んでいます。			
取組の 方向性	<ul> <li>・エネルギー棟・給水ポンプ棟を新築し、老朽化が進むエネルギー設備について、更新・移設を行います。</li> <li>・民間のノウハウを活用したエネルギーサービス事業を導入することにより、エネルギー設備機器構成の最適化による設備更新とエネルギーの効率的な活用を行っていきます。</li> <li>・また、設備保守費用の圧縮や運転の最適化による光熱水費等の負担軽減を図ります。</li> </ul>									
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_			
				具体的な	取組内容					

## 【R04 (2020) ∼R07 (2025) 】

・民間活用によるエネルギー棟・給水ポンプ棟の設計、整備をすることで、老朽化設備を更新し、整備費用の縮減やメンテナンス費等の費用を軽減

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・また、エネルギー関連設備を想定浸水深以上の高さに移設し、川崎病院の浸水対策を強化
- ・更に施設の整備後にはエネルギー事業者による、エネルギー棟・給水ポンプ棟の適切な運用管理を実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	_	一 モノ ○ カネ ー 情報 ー										
成果指標①		_		現状値	_	目標値	_	-				
到達目標					- ビス事業を導 3設し、川崎病			的な利用を実	:現			

所管		病院局									
取組No.	2	取組名	市役所の約	市役所の経営資源の最適化							
項目No.	(7)	項目名	公営企業の	D経営改善							
課題No.	13	課題名	市立病院は	こおけるデ	ジタル化の推進						
現状	用スマートフ	・ICTの積極的な活用による効率的な医療提供体制の構築に向けて、電子お薬手帳やデジタルサイネージ、患者 用スマートフォンアプリ、かわさきWi-Fiの導入、マイナンバーカードによるオンライン資格確認などの取組を進 めてきました。									
取組の 方向性					IICTを活用した取組を 討するなど、医療のデジ						
活動指標①	川崎病院におけるWi-Fi整備病棟数 (全15病棟) - 15病棟 (令和2 (2020) 年度) - 15病棟 (令和7 (2025) 年度)										
活動指標②	井田病院にま (全11病棟)		<b>E備病棟数</b>	現状値	3 病棟 (令和2(2020)年度)	目標値	11病棟 (令和7(2025)年度)				

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・川崎病院及び井田病院の外来エリア、多摩病院におけるWi-Fi整備に続き、院内のWi-Fi環境の整備を進め、面会制限への対応 や入院中の利便性向上を推進
- ・また国が進めるマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の機能拡張(薬剤情報、特定健診結果の参照、電子処方箋 等)へ対応し、医事業務の効率化を推進
- ・オンライン診療導入の検討などにより、ICTを活用した効率的な医療・サービス提供体制の構築を進めるとともに、患者サービスの向上を推進

			i	確保を想定す	する経営資源	<b>5</b>			
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0
成果指標①		、院患者満足原 こ対する満足原		現状値	<b>78.</b> (令和 2 (2	<b>9%</b> 020)年度)	目標値	<b>78.</b> (令和 7 (2	<b>9%</b> 025)年度)
成果指標②		、院患者満足原 こ対する満足原		現状値	<b>85.</b> (令和 2 (2	<b>9%</b> 020)年度)	目標値	<b>85.</b> (令和 7 (2	<b>9%</b> 025)年度)
成果指標③		人院患者満足原 備に対する満り		現状値	<b>56.</b> (令和 2 (2	<b>0</b> % 020)年度)	目標値	<b>56.</b> (令和 7 (2	<b>0</b> % 025) 年度)
成果指標④		N来患者満足原 引に対する満足		現状値		<b>9%</b> 020)年度)	目標値	<b>32.</b> (令和 7(2	
成果指標④		N来患者満足原 引に対する満足		現状値		<b>2%</b> 021) 年度)	目標値	<b>32.</b> (令和 7(2	<b>8%</b> 025) 年度)
成果指標⑤		外来患者満足原 ら時間に対す		現状値		<b>7%</b> 020)年度)	目標値	<b>44.</b> (令和 7 (2	<b>7%</b> 025)年度)
到達目標	・ICTを流	舌用した取組?	を推進し、質	の高い医療 <i>の</i>	提供やサーと	ごス提供体制を	を構築		

# 2-(8) 出資法人の経営改善及び連携・活用

## ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、各法人において、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組を推進することで、令和元(2019)年度までは一定以上の成果があったと認められますが、令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営改善及び連携・活用ともに成果が限定的となったこと、また、業務・組織面においても、組織の効率化や民間の経営ノウハウの活用等が課題となっています。

## ■ 取組の方向性

- ▶ 社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の 役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、 出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組みます。
- ▶ また、各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

所管	;	総務企画局	<u> </u>	]			
取組No.	2	取組名		 怪営資源の最			
項目No.	(8)	項目名	出資法人の	の経営改善の	 及び連携・活用		
課題No.	1	課題名	主要出資源	去人等の経営	営改善及び連携・活月	用の推進	
現、状	活用に関する 等にも留意し ・しかしなか ているため、	る方針」を策 しながら、経 がら、新型コ その影響度	定し、その運営健全化に向ロナウイルス合い等も踏ま	用を通じて、 けた法人の主 感染症の拡大	体的な取組を促してきた 等により、出資法人の経 ら業務・組織面も含めて	誘導を行うと ところです。 営改善及び連	の「経営改善及び連携・ ともに、法人の財務状況 携・活用にも影響が生じ るよう促すとともに、市
取組の 方向性	出資法人の対がら多様化・う連携・活用・出資法人の	か率化・経営・複雑化する。 同を図ります。 の「経営改善	健全化に向け 市民ニーズに 。 及び連携・活	た取組を進め柔軟かつ効率用に関する方		た事業主体と機能を補完・	して高い専門性を持ちな 代替・支援していけるよ
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_
				具体的な	取組内容		
			令和4(2	022)年度~	~令和7(2025)年度		

## [R04 (2022) ~R07 (2025) ]

- ・毎年度、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組の計画(Plan)の実施結果(Do)を法人及び本市が評価(Check)
- ・改善(Action)等に向けた今後の取組の方向性を示すことにより、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や 経営健全化に向けた取組等を推進
- ・所管課及び法人からのヒアリング、外部の専門家からの評価等による要因分析や改善策の検討

	確保を想定する経営資源										
ヒト	_	- モノ ○ カネ - 情報 - 時間 -									
成果指標①		_		現状値	現状値						
到達目標	・出資法人な	出資法人が担う事業の有効性及び効率性の向上と更なる経営健全化									

## 3 多様な主体との協働・連携の更なる推進

今後ますます複雑化する地域の課題や社会的課題を解決するためには、町内会・自治会や市民活動団体をはじめ、企業や大学、団体、行政など多様な主体が協働・連携し、それぞれの特徴や役割を生かして取り組むことが必要です。また、協働のパートナーとの信頼関係を構築していくため、区役所サービスの向上や市政情報の共有を引き続き推進していく必要があります。

そのため、多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進、区役所機能の強化、 地域防災力の向上に向けた連携、積極的な情報共有に取り組み、経営資源の確保等を 図ります。

## ■ 改革項目一覧

取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進	ページ
(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進	174
(2) 区役所機能の強化	204
(3)地域防災力の向上に向けた連携	214
(4) 積極的な情報共有の推進	224

## 3-(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

## ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、スポーツ、文化・芸術、国際交流、緑、教育などの分野で 多様な主体と協働・連携したまちづくりや、ボランティアなど新たな担い手の発掘 に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や地域包括ケアシステムの推進に 向けて町内会・自治会や市民活動団体等との協働・連携に取り組みました。

今後も、多様な主体が協働・連携して地域課題の解決に一層取り組むとともに、 今後の社会変容を踏まえ取組を進めることが課題になっています。

## ■ 取組の方向性

- ▶ 町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域課題を解決する「市民創発」型のまちづくりを進め、「ソーシャルデザインセンター<sup>13</sup>」の創出等に向けた取組を推進するとともに、町内会・自治会による地域活動の活性化や、新たな担い手の発掘に取り組みます。
- ▶ 超高齢社会における地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体の参加 と協働による取組の推進のため、市民意識の醸成や、共に支え合い、助け合う 地域づくりの取組を進めます。
- ▶ 緑、スポーツ、文化・芸術、商業、教育など様々な行政分野において、地域の課題や社会的課題の解決に向けて、新たな担い手の参加を促進しながら、多様な主体との協働・連携を推進します。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 地域で活動している人たちのつなぎの場であり、地域の課題解決等に向けて、多様な主体の連携により、市民創発によって地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤のこと。

所管		市民文化局	民文化局								
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進							
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>							
課題No.	1	課題名	これからの	これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組の推進							
現状	の地域化の推わさき市民活進、町内会・	(2019) 年3月に策定された「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、公共施設 の推進を含む「まちのひろば」プロジェクトの推進、「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた取組、か 最活動センター・川崎市市民自治財団の機能の検討、町内会・自治会への依頼ガイドラインに基づく取組の推 会・自治会活動応援補助金の創設及び適正な運用と新たな事業展開の推進、「区における行政への参加の考え 対等を推進しています。									
取組の 方向性	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組について検証を行い、その結果を踏まえて、取組を推進します。 ・「まちのひろば」プロジェクトの推進、ソーシャルデザインセンターの創出、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の試行実施などを通じて、地域活動の新たな担い手の発掘、真に必要な市民サービス及び情報の提供、ソーシャルデザインセンターへの運営支援のあり方検討等により、経営資源の確保に取り組みます。 ・今後の社会変容を見据え、つながりの機会の創出やコミュニティを継続していくことに重点を置き、取組を推進します。										
活動指標①	川崎市コミュ ソーシャルメ ニティ施策の	ディアを活用		現状値	<b>7本</b> (令和2(2020)年度)	目標値	<b>24本以上</b> (令和 7(2025)年度)				

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

#### [R04 (2022) ~R07 (2025) ]

- ・社会変容を踏まえた「まちのひろば」の紹介、創出に向けた相談及び伴走支援、「まちのひろばフェス」の開催等による「まちのひろば」プロジェクトの推進
- ・「ソーシャルデザインセンター」の創出(試行実施を含む)及び運営支援に向けた取組の推進
- ・公共施設の地域化(地域による利活用の促進)庁内向けガイドラインに基づく庁内連携及び取組の推進
- ・かわさき市民活動センター・川崎市市民自治財団の機能の検討
- ・町内会・自治会活動応援補助金の適正な運用と新たな事業展開の推進

#### 【R04 (2022) 】

・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの取組の検証

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

・「区における行政への参加の考え方」に基づく、「地域デザイン会議」の試行実施、検証

[R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) ]

・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証結果を踏まえた取組の推進

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・「地域デザイン会議」の本格実施

	確保を想定する経営資源										
ヒト	0	モノ	0	カネ	0	情報	0	時間	_		
成果指標①		かに関する取れのある人の割れ		現状値	<b>16.</b> (令和 3 (2	<b>9%</b> 021) 年度)	目標値		5% 025) 年度)		
到達目標	あることを路(2025) 年月	当まえ、地域 度目標値:25	貢献活動に関 %)	する取組に関	「希望のシナ わったこと <i>の</i> O創出(試行写	のある人の割っ	合(市民アン				

所管		市民文化局	<del></del>						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	りの推進			
課題No.	2	課題名	町内会・自	自治会によ	る地域課題の解決や地	地域活性化	に向けた取組の推進		
現状	の重要性が一	-層高まって ウイルス感	いる。 染症の影響に	よる地域活動	て、身近な地域のつながり の自粛や加入率の低下に。 維持・拡大に対する支援の	よる活動の停	滞など、町内会活動の運		
取組の 方向性	・「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会の活動が活性化するよう、補助金の交付や表彰等により市として側面支援する。 ・地域住民が町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進につながるよう、市民自治財団や全町内会連合会等と連携した取組を実施する。 ・様々な分野の行政施策の円滑な実施に、町内会・自治会の協力が欠かせないことから、負担軽減に向けた取組を進める。								
活動指標①		-		現状値	_	目標値	_		
				 具体的な	——————— 取組内容				

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・様々な広報媒体を活用した町内会・自治会への加入促進の強化
- ・負担軽減の取組に向けた「町内会・自治会への依頼ガイドライン」の活用
- ・補助制度等を活用した町内会・自治会の活性化への支援
- ・町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の相談業務の強化など機能強化に向けた取組の実施
- ・町内会・自治会活動応援補助金の効果的な活用による、町内会・自治会活動における新たな事業展開の促進

	確保を想定する経営資源											
トト	○ モノ − カネ − 情報 − 時間 −											
成果指標①	町内会・自治	台会加入率		現状値	<b>59.</b> (令和 2 (2	. <b>0</b> % 020)年度)	目標値		. <b>0</b> % (025) 年度)			
到達目標	彰など市が修・多様な主体	側面支援を行	うことによる よる町内会・	活性化を図り 自治会への加	、自主的に均 1入促進(令和	ついて、多様だ 地域の課題への 日7(2025)	の取組を実施		会の交付や表			

所管		市民文化局	3					
取組No.	3	取組名	多様な主体	との協働	・連携の更なる	推進		
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	との協働	・連携によるま	ちづくりの排	<b>進</b>	
課題No.	3	課題名	国際交流セ	ンターを	舌用したグロー	-バル人材の育	<b>育成支援</b>	
現状	していくこと 民のボランラ 動のコーディ り、ボランラ た、国の外国	こが必要とな 〒ィア活動に; ィネートを行 〒ィアの活躍 国人材受入れ	っています。野 対する関心に応 っていく必要か の場が縮小して ・共生のための	現在、コロナ なえるため、 があります。 こいくことも り総合的対応	禍により、市内のボランティアの養一方で、コロナ禍 考えられ、新たな 策やデジタル化へ	外国人市民の人 成・育成に取り たおいて事業等 活躍の場の創出 の対応に基づき	社会状況の変化に的確に口は増加していませんか組み、様々なボランティが実施できない影響などが課題となっています。 、市民ニーズや社会環境は	が、アによの
取組の 方向性	し、ボランラ・外国人市員	ティアの登録 民向けに、国	、育成を図ると 際交流センター	こともに、国 -を活用して	際交流センターで	の日常的なボラ	ジランティア研修、講座を シンティア活動を支援しま こへの対応を推進するとと	ます。
活動指標①	ボランティフ	7講座実施		現状値	6回 (令和2 (2020)	目標(	値 (令和7 (2025) 年	年度)

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・ボランティアの登録、育成に向けたボランティア研修、講座の開催
- ・講座やイベント、外国人窓口相談等各種事業のオンライン化推進
- ・「多文化共生社会」の実現に向けた、川崎市国際交流センターの外国人相談窓口「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の運営
- ・外国人相談支援体制の充実に向けたオンライン・外国人材の活用についての検討 【R04 (2022) ・R05 (2023) 】
- ・オンライン化の普及に向けた環境整備

確保を想定する経営資源										
7	$\circ$	モノ	_	カネ	カネ 一 情報 ○ 時間					
成果指標(1)	ボランティア登録総数 (川崎市国際 交流協会事業報告)			現状値	·	L <b>4件</b> 020)年度)	目標値	1,415件 (令和7 (2025) 年度)		
成果指標②	ボランティア ネート件数	ア・市民団体のコーディ 現状値			·	<b>96件</b> 020) 年度)	目標値	<b>,</b>	5 <b>0件</b> 025)年度)	
到達目標	到達目標 ・ボランティア登録件数の増加(令和7(2025)年度目標値:1,415件)及び登録者の活躍の機会の確保に向けた ボランティア・市民団体のコーディネート件数の増加(令和7(2025)年度目標値:1,250件)									

所管		市民文化局								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる	推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>						
課題No.	4	課題名	スポーツの	スポーツの担い手の確保に向けた取組の推進						
現 状	が不足の状態 心としたスポーン大: から、「かわ	となっています ーツ推進委員の 会の担い手につ さき多摩川マラ	ついては、令和3 (2021) 年3月現在、市全体で395人が委嘱され、定員450人に対して55人 (12.2%) います。また、全体の49.6%が60歳以上と高齢化が進行しています。こうした状況を踏まえ、若年層を中委員の充実を図る必要があります。 手については、現在、市主催の大規模スポーツ大会である川崎国際多摩川マラソン (令和4 (2022) 年度 川マラソン」に改称) 等において、ボランティア (一般募集、企業、障害者) の協力を得て運営していまいて、市民の誰もが参加しやすいイベントとするために、より多様な主体との連携を図り、担い手の拡充							
取組の 方向性	・スポーツ推進委員については、地域スポーツの重要な担い手となっている町内会・自治会からの推薦を主としながらも、より幅広い層からの担い手を発掘することで、現在の欠員状態を解消するとともに、活動をより多様化させるなど、地域スポーツの一層の推進を図ります。 ・ボランティアについては、誰もが参加しやすいイベントとするために、新たに大学や企業、障害者スポーツ関係団体等と連携し、担い手の拡充を図るとともに、ボランティアリーダーを育成し、多様な人材が主体となる取組を進めます。									
活動指標①		_	現状値							
見休的な取組内容										

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ・一般ボランティアや通訳ボランティアに加え、手話通訳者など情報保障に対応できるボランティア等の新たな募集や、大学等の関係団体との 連携の推進
- ・複数回参加しているボランティアを対象とした、事前研修の実施によるボランティアリーダーの育成

[R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・現在の町内会推薦に加え、若年層を含めた他のスポーツの担い手との連携等、新たなスポーツ推進委員の選出に向けた方策の検討 【R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) 】
- ・新たなスポーツ推進委員の選出に向けた方策の実施

			1	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源	<b>7</b>				
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_	
成果指標①	スポーツ推済 足率	<b>進委員の定員</b> (	こおける充	現状値		. <b>8%</b> 020) 年度)	目標値	95 (令和 7 (2	5% 025)年度)	
成果指標②		摩川マラソン( 障害者対応: の数		現状値		<b>0人</b> ※コロナにより大会中止 (令和 2 (2020)年度)		10人 (令和7(2025)年度)		
成果指標③	般ボランティ	摩川マラソン( ィアの中で、; を担える人材(	ボランティ	現状値		により大会中止 <b>020</b> )年度)	目標値		人 025)年度)	
到達目標	・スポーツ推進委員の充足率の増加(令和7(2025)年度目標値:95%) ・各区における大会等が幅広い内容で開催され、多くの市民が参加 ・誰もが参加しやすいイベントの実施に向け、多種多様な参加者に対応できる特殊技能を持ったボランティアの参加(障害者対応ができるボランティア数の令和7(2025)年度目標値:10人)や、主体となって活躍できるボランティアリーダーの育成(令和7(2025)年度目標値:11人)によるボランティアの質の向上及び参加者サービスの向上									

所管		市民文化局	<u> </u>							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更な	る推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携による	まちづく	くりの推進			
課題No.	5	課題名	文化振興加	も策の推進	に向けた効率	的・効果	<b>県的な連携</b>			
現状	・文化振興施策を推進するためには、分野ごとに精通した中間支援機能を有する各種団体と連携し、市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援を行っていく必要があります。 ・そうした中で、公益財団法人川崎市文化財団(以下「文化財団」という。)については、平成29(2017)年度以降、パラアートに係る中間支援を行ってきました。 ・また、「音楽のまち・かわさき」推進協議会(以下「音まち協議会」という。)については、音楽分野の中間支援を担うとともに、「音楽のまち・かわさき」の情報発信の更なる強化を図っていくため、平成30(2018)年度に、事務局機能を文化財団に統合しました。 ・今後、市民の主体的な文化芸術活動を活性化していくためには、パラアートや音楽分野のみならず、各分野の中間支援機能をより効率的・効果的に強化する手法を検討していく必要があり、現在、整理を進めている「アート・フォー・オール」の考え方やプラットフォームの構築に向けた取組状況等を踏まえながら、検討を進めていく必要があります。									
取組の 方向性										
活動指標①										
具体的な取組内容										
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度									

## 【R04 (2022) ∼R06 (2024) 】

- ・市や文化財団、その他中間支援機能を有する団体等との役割分担や連携のあり方、担うべき機能の再整理に向けた取組推進
- ・音まち協議会と文化財団との音楽分野における連携等の更なる促進

## 【R07 (2025) 】

・上記の再整理結果を踏まえた既存事業の整理及び文化財団所管施設の管理運営に係る見直しに向けた検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	○     モノ     ○     カネ     -     情報     ○     時間     -									
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	-		
到達目標	・市や文化財団、その他中間支援機能を有する団体等との役割分担や連携のあり方の再整理 ・より効率的・効果的な中間支援機能の強化による市民の主体的な文化芸術活動の支援の充実										

所管		市民文化局	<u> </u>	]						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちつ	くりの推進				
課題No.	6	課題名	「映像の	まち・かわ	さき」に係る効率的	・効果的な	事業の推進の検討			
現、状	・映像のまち・かわさき推進事業は、映像に関する豊富な地域資源を活用し、映像に親しむ機会の創出とまちの魅力を発信することで、映像文化の担い手育成や都市の魅力向上、地域の活性化を図ることを目的としており、これまで、教育現場等における映像制作活動の支援や、毎日映画コンクール表彰式の開催支援、ロケ誘致・ロケ地情報発信などの取組を実施してきました。 ・その中で、「映像のまち・かわさき」推進フォーラム(以下、「フォーラム」という。)は、映像関係団体から企業、行政まで様々な分野の団体が参加し、交流・連携の場として設立され、参加団体等とのネットワーク形成や、映像教育・人材育成の取組支援、映像関連イベントの実施、情報発信などの機能を担い、担い手の育成や都市の魅力向上に大きな役割を果たしてきました。 ・一方で、近年の映像を取り巻く社会状況は、映像配信技術の利便性向上やSNS等の情報発信ツールの浸透により、個人が映像に親しみ、それを自由に発信し共有できる世の中に変化してきており、それに伴い、行政やフォーラムに求められる役割や、そのための機能について検討していく必要があります。									
取組の 方向性	・今後、映像に携わる新たな担い手の発掘・育成や市民の映像活動に対する支援等の中間支援の取組が一層重要になることが見込まれることから、これまでフォーラムが果たしてきた役割や実施してきた事業の検証結果、また、現在整理を進めている「アート・フォー・オール」の考え方やプラットフォームの構築に向けた取組状況等を踏まえながら、市やフォーラムが果たすべき役割を再整理していきます。 ・また、再整理した市やフォーラムの役割に基づき、「映像のまち・かわさき」の推進に係る事業等について、必要に応じて見直し行うとともに、より効率的・効果的に実施していきます。 ・さらに、市内唯一の公営映画館であるアートセンター等、市内の映像関係機関とフォーラムとの連携強化についても検討を進めます。									
活動指標①		_		現状値		目標値	-			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・アートセンター等市内の映像関係機関とフォーラムとの連携強化

【R04 (2022) ∼R05 (2023) 】

・映像のまち・かわさき推進事業における市やフォーラムの役割・取組の方向性の再整理

【R05 (2023) ∼R06 (2024) 】

・新たな方向性を踏まえたフォーラムの事業内容の再検証

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	時間	_								
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	_		
纠连日栏	・フォーラムの機能整理や、アートセンター等の映像関係機関との連携強化による市民の映像活動支援や担い手の育成機能の充実										

所管	i	経済労働局	<u> </u>	]						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>5様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>						
課題No.	7	課題名	活力ある配	舌力ある商業地域の形成に向けた多様な主体との連携						
現、状	・これまで、本市では川崎駅周辺地区において、多様な主体と連携を図りながら、多くの人が集う商業集積地の形成に向けた取組を行い、その魅力を市内外に広くPRすることで、集客とにぎわいの創出を図ってきましたが、新たな人材の発掘・育成支援が課題となっています。 ・川崎駅周辺地区以外においても、担い手の高齢化、商店街のイベント数の減少などが進み、また、大規模小売店等の増加、インターネット販売の拡大など、商店街を中心とした商業地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。									
取組の 方向性	■■・川崎に愛着を持ちエリアを牽引する商業者等と連携し、魅力的な個店の創出に向けた取組を行います。									
活動指標①		_	現状値        目標値 <del></del>							
具体的な取組内容										

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・広域からの誘客を図り、川崎駅周辺エリアの賑わいを創出するイベント支援の実施
- ・多彩な観光資源の活用や多様な主体との連携などによる商業地域活性化施策の推進
- ・地域メディア等と連携した市民参加型PRイベントの実施

### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・地域の中核的な担い手による開業希望者の育成支援事業の試行実施

## [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・地域の中核的な担い手による開業希望者の育成支援事業の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	ヒト ○ モノ - カネ - 情報 - 時間 -										
成果指標(1)	活力ある商業地域の形成に向けて連 携する協働者数(年間) 現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)										
到達目標	到達目標 魅力ある商業地域の形成に向けた多様な主体との協働・連携の実施										

所管		健康福祉局	;							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進				
課題No.	8	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進						
現状	・平成30 (2018) 年度から、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」のロードマップにおける第2段階として、意識の醸成や参加・活動の促進に向けた「意識づくり」、在宅医療の推進や医療・介護連携、地域リハビリテーション体制の構築等、在宅生活を支援する取組を進める「仕組みづくり」、地区カルテ等を活用した地域マネジメントの取組等による、地域における互助を支えるしくみづくりを進める「地域づくり」を進めています。・こうした中、団塊の世代が後期高齢者となる令和7 (2025) 年や、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22 (2040) 年を見据え、ケアが必要な市民の増加や地域のつながりの希薄化、担い手不足、地域課題の多様化等の課題に対応していく必要があります。									
取組の 方向性					に向けて、市民に身近な 市民意識の醸成、(2)共にす					
活動指標①	市民シンポジ度)	ジウムの参加:	者数(単年 <b>121人 121人 1標値 250人</b> (令和 3(2021)年度) <b>121人</b> (令和 7(2025)年度)							
活動指標②	地域包括ケブ 参画団体数		格協議会の現状値105団体 (令和 2 (2020) 年度)目標値 (令和 7 (2025) 年度)							

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・市民に期待する役割(セルフケアの取組、困ったときの相談先の認知、互助活動等)への理解・行動変容を促すため、オンライン等を活用し、より多くの方に届く効果的な広報手法を検討・実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

・地域包括ケアシステム連絡協議会等を起点として、地域における民間企業を含めた多様な主体の新たな連携手法を構築するとともに、それらの取組を踏まえながら、地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進等により、多様な主体による地域課題の共有・解決に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	○ モノ ○ カネ - 情報 ○ 時間 -										
成果指標(1)	地域包括ケス解度(単年限	アシステムの <sup>。</sup> 度)	考え方の理	現状値	9.2 (令和 3 (2	2% 021) 年度)	目標値	42.0%以上 (令和7 (2025) 年度)			
成果指標②	·	或みまもり支持 印度(単年度)		現状値	l	<b>0%</b> 019) 年度)	目標値	<b>50.0</b> % (令和 7(2	6以上 025) 年度)		
到達目標	・セルフケアや互助等の意識の醸成が進み、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域、ボランティア団体、住民等の各主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるような状態										

所管	1	健康福祉局	<del></del>								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	りの推進					
課題No.	9	課題名	効率的・効	加率的・効果的な手法による一層の介護人材の確保・定着							
現状	・介護人材については、多くの市内介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保や定着 が困難な状況にあり、事業を運営する上での大きな課題となっています。										
取組の 方向性	・介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが対応することが必要となりますが、介護人材については、質の高い介護サービスを安定的に提供する上で、最大の基盤であることから、国や県との適切な役割分担のもと、本市では、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組の柱に基づき、介護サービス事業所等と連携しながら、更なる人材確保や定着に向けた取組を推進します。 ・また、特に、訪問系の介護人材が不足していることから、費用対効果の少ない事業の見直しを行うなど、より効率的・効果的な事業展開を進めながら、一層の人材確保・定着を図ります。										
活動指標①	イベント等に 発を行った <i>人</i>			現状値	350人 (令和 2 (2020) 年度)	目標値	350人以上 (令和7(2025)年度)				
活動指標②	関係機関と選 た人数(単年		相談を行っ	現状値	81人 (令和2 (2020) 年度)	目標値	400人以上 (令和7(2025)年度)				
活動指標③	メンタルヘルス相談窓口による就労 支援人数(単年度)現状値58人 (令和 2 (2020) 年度)目標値 (令和 7 (2025) 年度)										
活動指標④	総合研修セン 回数(単年度		る研修実施	現状値 55回 目標値 80回以」 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025)							

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・「人材の呼び込み」として、福祉・介護の仕事についてのイメージアップや P R 、高校や専門学校・大学等への情報提供等の取組を 推進

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・「就労支援」として、就職相談会の実施のほか、就労に必要となる研修の開催等やシニア層などの多様な人材確保の取組を推進
- ・「定着支援」として、福祉人材バンクによるメンタルヘルスの相談窓口の設置や外国人介護人材の受入れ支援、介護ロボット等の普及・啓発の取組を実施
- ・「キャリアアップ支援」として、福祉・介護従事者向けを中心とした各種研修・講座等を開催し、自らの将来像を描けるよう支援を 実施
- ・上記の取組について、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの視点からアプローチし、介護人材の中でも不足感の大きい訪問系に対する事業の推進を図るとともに、計画期間内において、福祉人材施策のうち、費用対効果の少ない事業の見直しなど効率的・効果的な取組を推進

確保を想定する経営資源										
ヒト	○     モノ     -     カネ     -     情報     ○     時間     -									
成果指標①	介護人材のス	不足感(単年月	芰)	現状値	<b>75.8%</b> (令和元(2019)年度)		目標値		, , , , ,	
		ッチング・定差 した求職者の勢		現状値	<b>82</b> (令和 2 (2)		目標値	100人(令和7(2	、以上 025)年度)	
到達目標	・効率的・効果的な手法による介護人材の確保・定着に向けた取組を推進することで、従業者の不足感を低減化									

所管	,	健康福祉局								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>						
課題No.	10	課題名	看護人材(	看護人材の更なる確保						
現状	・医療の高度化、医療ニーズの多様化への的確な対応や、地域における「医療と介護の繋ぎ役」として地域包括ケアシステムに資する看護職の育成を目的に令和4(2022)年度に開学予定の川崎市立看護大学について、安定した大学運営と卒業生の市内就職・定着を促進する取組を進めるとともに、より高いレベルで看護実践できる看護職養成に向けた取組を検討する必要があります。 ・川崎市立看護短期大学については、令和5(2023)年度末の閉学に向けて、学生に対しきめ細やかな支援体制を続ける必要があります。									
取組の 方向性										
活動指標①	<del>一</del> 現状値									

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・地域包括ケアシステムに資する看護職の育成を目的に、地域に関心を持たせる科目や、ボランティアを学び実践する科目な ど、特色あるカリキュラムによる授業の実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・医療機関だけでなく、高齢者施設や障害者施設など地域に根差す施設における実習の実施
- ・市内就職・定着を目的とした新たな奨学金制度の運用

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

- ・在宅看護、がん、感染症等高度な専門性を有する看護人材の養成に向けた大学院設置の検討
- ・看護短期大学における学修面・生活面などきめ細やかなフォロー体制の構築

## [R05 (2023) · R06 (2024) ]

・文部科学省への大学院設置認可申請の提出

#### 【R07 (2025)】

・川崎市立看護大学大学院の開学

			Ŧ	確保を想定す	<b>ける経営資</b> 源	Ā			
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標(1)	市立看護短期大学及び市立看護 大学新卒者の市内就職率(単年度) 現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								
到達目標	・卒業生の市内就職率の向上(令和7(2025)年度:75%以上達成) ・看護短期大学の閉学								

所管	Ī	建設緑政局	;						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進			
課題No.	11	課題名	緑のまちつ	緑のまちづくりに向けた多様な主体との協働・連携					
現状	・地域の課題が多様化・複雑化し、多様な主体との協働・連携の必要性が増す中、身近な公園等の地域による管理に向けて、管理運営協議会等の設立促進や活動支援を行っていますが、このうち管理運営協議会等が管理する公園は全体の約7割にとどまっています。 ・また、既に活動している団体においても、構成員等の高齢化により、活動の次世代への継承や新たな担い手の不足などが課題となっています。 ・こうした状況により、公園・緑地の十分な維持管理や利活用が図られていない課題も生じています。								
取組の 方向性	・公園緑地等の維持管理活動を行う市民ボランティア団体である管理運営協議会等の設立の促進や、活動の継承に向けた支援を行います。 ・緑のまちづくりに向けて新たな担い手を確保するため、緑に関わる人材の育成や発掘、活用に向けた取組を推進します。 ・地域の実情にあった公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を図るため、啓発イベントの開催や利用ルールづくりを推進します。								
活動指標①	公園利用活性	性化イベント	の開催回数	現状値	ー (令和 2 (2020)年度)	目標値	10回 (令和7(2025)年度)		

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・町内会・自治会への働きかけや公園での周知等による管理運営協議会等の設立促進及び活動支援
- ・地域の実情にあった公園緑地の利活用に向けたイベント等の開催や、公園の柔軟な利活用に向けた「公園でのルール作りのガイドライン」の周知

## 【R04 (2022) 】

・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの策定及び試行

[R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) ]

・プログラムを活用した多様な主体との協働の取組

			₹	確保を想定す	する経営資源	<b>7</b>			
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①	緑のボランティア活動の累計箇所数 現状値 2,304箇所 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								
到達目標	・プログラム	な活用した	多様な主体と	の協働の取組	1の促進	主体との協働 域の実情にあ			管理の増加

所管		建設緑政局	;						
取組No.	3	取組名	多様な主体	▶との協働	・連携の更なる推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進					
課題No.	12	課題名	生田緑地に	ばら苑の魅:	力の向上と効率的・効	カ果的な運	営方法の検討		
現 状	・施設の老朽化の進行などにより維持管理に係る行政負担は増大しておりますが、800種約3,300株のバラが多くの市民ボランティアによって育成管理されています。 ・限られた経営資源を有効活用するため公開は春と秋の2回に限られておりますが、ばら苑の魅力を最大限伝えるため、ソフト面を中心とした魅力の向上など引き続き取り組んでいく必要があります。								
取組の 方向性	<ul> <li>・市広報媒体やホームページ、各種メティアの活用を進め、魅力の向上に取り組みます。</li> <li>・引き続き協働の担い手となるボランティアを育成することで、魅力向上やサービス水準の向上を図ります。</li> <li>・老朽化、維持管理費の捻出などの課題に対する検討を行います。</li> </ul>								
活動指標①	バラ育成スキ 数(単年度)	ドル向上のた。	めの講習会	現状値	28回 (令和2 (2020) 年度)	目標値	36回 (令和7(2025)年度)		

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら市広報媒体やホームページ、各種メディアにより、開苑時期、状況、魅力、アクセス等について効果的な情報発信
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら、にぎわい創出のため開苑時期に併せてコラボイベントを誘致
- ・ボランティアを対象としたアンケートや意見交換を実施し、ソフト面での魅力向上のアイデアを募って実行することで、サービス向上と意欲の向上
- ・ドローンを用いて撮影したばらの状況をウェブで公開し、来苑が難しい方などにもオンライン上で臨場感のあるばら苑を楽しんでいただける取組の推進
- ・来苑者からばら苑募金を募り、管理やサービスに還元

#### 【R04 (2022)】

・ばら苑管理運営整備方針の策定に向けた検討

## 【R05 (2023) 】

・ばら苑管理運営整備方針の策定

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・方針に基づく取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     -     カネ     -     情報     ○     時間     -										
成果指標①	年間来苑者数	<b>数</b>		現状値	·	45人	目標値	<b>82,0</b> (令和 7 (2	00人		
到達目標	・効果的な情報発信やボランティアの拡充などによるばら苑の魅力やサービス水準の向上と年間来苑者数の増加 (令和7 (2025) 年度目標値:82,000人の達成)										

所管	臨海	部国際戦略	本部							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進				
課題No.	13	課題名		国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシス テムの構築						
現状	・キングスカイフロントでは、世界的な成長が見込まれるライフサイエンス分野を中心とした多数の企業・研究機関等の集積が進んでおり、クラスター推進機能とエリアマネジメント機能を両輪として、クラスター運営を実施しています。 ・また、国プログラム等の活用により国内外の他のクラスターとの連携も進んでおり、研究開発から事業が継続的に創出され新産業が生まれる仕組み(エコシステム)の形成に向けた基盤が整いつつある一方で、取組の認知度は低い状況です。 ・今後は、エコシステムの構築に向けて、必要となる機能の強化・拡充が求められるとともに、広く認知度・理解度の向上に向けた取組を推進していく必要があります。									
取組の 方向性	充、交流やネッ めます。 ・また、エリアの質の向上につこ ・企業活動や企	トワークの強化、の中核施設であるながる研究成果の 業と市民の接点が	インキュベーシ 5ナノ医療イノベ 0早期実用化を推	ョン機能の強化及 ーションセンター 進します。 きる仕組や学習様	大学や立地機関等との連携を図りた なびシーズを持つ企業の誘致など、 - (i C O N M) の研究活動を支 幾会の創出などを進め、臨海部の記	、エコシステム構える研究支援に取	製作の要となる機能の導入を進 は別組むことにより、市民の生活			
活動指標①	キングスカイ マッチング件	フロント域内タ 数	トの企業等	現状値	<b>71件</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	130件 (令和7(2025)年度)			
活動指標②	者等の交流会、	ロントに関連する セミナーなどが開 るものは除く。)	開催された回数	550 800						
活動指標③	i CONMに 数	おける事業化す	- 支援の実施回							

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・新たな国の支援策の獲得、他地域との連携や産学・産産連携を促進するための事業実施、新たな研究開発プロジェクトの組成等の取組の実施
- ・ベンチャー企業を含む研究機関等の誘致
- ・事業者と連携したインキュベーション事業の推進、周辺地域への立地促進及びシェアラボ等、最先端の研究者を継続的に呼び込む取組の推進
- ・域内の連携促進事業の検討・実施
- ・川崎市産業振興財団と連携した、 i CONMの研究成果の早期実用化に向けた支援の実施
- · PR動画を活用したメディアへのプロモーションの実施の推進、ニュースレターの発行
- ・次世代を担う子供たちの学習機会創出に向けた取組の推進

#### [R04 (2022)]

・臨海部の認知度・理解度向上に向け、これからの臨海部のイメージを確立するための取組の検討

[R05 (2023)  $\sim$ R07 (2025) ]

・臨海部の認知度・理解度向上に向け、これからの臨海部のイメージを確立するための取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		ロント及び周辺地 への累計入居企業		<sup>キュ</sup> 現状値 <b>12社</b> 目標値 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2020)							
成果指標②		ロントにおける取 と回答した人の害		現状値		<b>8%</b> 021) 年度)	目標値		以上 025) 年度)		
到達目標	トワークの強化 ・キングスカイ 化に向けた取組	、インキュベーシ フロント域内外企 が進展	νョン事業など、 ≳業等のマッチン	び込み、大学や5 エコシステム構多 グにより研究開発	たい要となる機 後、投資、ビジネ	能の充実 -ス等が進展し、	i CONM内では	は、革新的な研究			

所管		川崎区役所	ŕ					
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進			
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進		
課題No.	14	課題名	多様な主体	本の参加と	協働によるコミュニ	ティ施策の	推進	
現状	そのノウハウ の着実な推進 て社会変容に	7等を有する: きやコミュニ こ即した取組	、それぞれの所管事業に基づき「地域課題対応事業」として、効果的な課題解決に向けて 地域の活動団体や企業等と連携し、協働で課題解決に取り組む中、地域包括ケアシステム ティ施策を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動や高齢者支援、子育て支援などにおい の支援や、地域住民が主役となった地域での自助・互助の取組を促進するため、地域住民 〇法人、企業等などのつながりをコーディネートする役割がこれまで以上に求められてい					
取組の 方向性	・ソーシャルデザインセンター(以下「SDC」という。)の創出を通じた多様な主体との連携に向けて、既にこれまで発掘してきた地域の人材に加えて、新たな地域の人材の発掘を行うとともに、地域課題の解決に向けたさまざまな議論や意見交換の場等を活用して、幅広い世代、分野等の異なる地域の人材による意見やノウハウを取得し、ネットワークづくりやその支援に取り組みます。							
活動指標①	SDC構築・ 団体間の情報 例会等の実施			現状値	1回 (令和2(2020)年度) 取組内容	目標値	<b>6回</b> (令和7(2025)年度)	

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・新たな地域の人材の発掘に向けた「いきいきかわさき区提案事業」実施団体間の交流の実施
- ・SDC構築・運営に向けて連携する団体や「いきいきかわさき区提案事業」実施団体間の情報交換、連携等を目的とした定例 会等の開催
- ・より効果的な地域課題の解決につなげるための、団体間のネットワークづくりやその支援に必要な取組の推進

[R04 (2022) · R05 (2023)]

・川崎区SDCモデル事業の実施

[R06 (2024) · R07 (2025) ]

・モデル事業の実施結果に基づくSDCの創出に向けた取組の実施

確保を想定する経営資源												
トト	$\bigcirc$	○     モノ     -     力ネ     -     情報     ○     時間     -										
成果指標①	SDC構築· 団体数	D C 構築・運営に向けて連携する     現状値     7団体 (令和2 (2020) 年度)     11団体 (令和7 (2025) 年度)										
到達目標	ング等の実施 る区の特色を	施結果によっ <sup>*</sup> を踏まえたS	て得られた意 DCの創出	見や手法等を	:通じ、多様な	携等のための? な分野や地域! (ネットワー	性を踏まえた					

所管		川崎区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>5様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>						
課題No.	15	課題名	多様な主体	本の参加と	協働による地域包括の	ケアシステ	ムの推進			
現状	・川崎区は、ひとり暮らしの高齢者数、介護や支援が必要な人の数が市内で最も多く、今後も高齢化の進展で増加が見込まれています。 ・身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数いずれも市内で最も多く、増加傾向にあります。 ・新型コロナウイルスの影響で外出の自粛が続いており、閉じこもりによるフレイル(虚弱)や孤立化を防止する必要があります。 ・川崎区は、外国人住民人口が市内で最も多く、文化や習慣により子育てや生活スタイルは多様であり、その中で生じる困り事も様々です。また、地域とのつながりも希薄で、孤立して子育てをしている現状があります。									
取組の 方向性										
活動指標①	地域ケア圏域 組件数	成同士の連携	連携・交流の取     現状値     (令和2(2020)年度)     目標値     (令和7(2025)年度)							
	具体的な取組内容									

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・地域包括ケアシステムの普及啓発や、見守り活動団体等への支援と、区民ニーズと地域活動との効果的なマッチングの推進

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動の推進
- ・地域団体等と連携し、外国人市民の孤立化を防ぎ、相互理解と地域とつながることを目的としたワークショップ等の開催

確保を想定する経営資源											
ヒト	○         モノ         ー         情報         ー         時間         ー										
成果指標①	地域活動や力 意向	ドランティア:	舌動の参加	現状値		<b>5%</b> 019) 年度)	目標値		%以上 (025) 年度)		
到達目標	(2025)年月	度目標値:14	.0%以上)			動やボランテ · 重携及び外国ノ					

				_						
所管		幸区役所								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進				
課題No.	16	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進						
現状	・区内では町内会・自治会やNPO法人、ボランティアグループなど、多くの地域活動団体が活躍しています。また、高校生等と連携した事業を行った結果、若年層においても地域に対して真摯な課題認識と、それに対するアイデアを持っていることが分かりました。 ・令和3(2021)年1月には、幸区の地域活動を行う人や団体、企業・資源・活動をつなぎ、地域交流の促進や地域課題の解決を目指す中間支援拠点として、幸区ソーシャルデザインセンター「まちのおと」を開設しました。今後も、地域課題の解決に当たり、様々な主体と連携して、多様化する区民のニーズに応えて行く必要があります。									
取組の 方向性	■■ター(以下「SDC∣という。)との連携を強化し、その他の地域活動団体、大規模マンションの住民及び管理組┃									
活動指標①	補助金制度個	固別相談会開始	进件数							
活動指標の	区と多様な団	団体が連携し	[行う地域 <b>15件 日 20件</b>							

現状値

(令和元(2019)年度)

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

活動指標②

- ・町内会・自治会への補助金制度の活用支援による住民の参加・交流や情報共有の推進
- ・SDCの活用等による多様な主体との連携の構築

活動事業の実施件数

- ・SNS等のデジタル技術を活用した、地域活動の情報発信
- ・それらの事業を有効に実施するための人材育成の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	カネ ー 情報			時間	_			
成果指標①		金2事業「参加と交流」「情報 有」への申請件数			- (令和 2 (2	<b>-</b> 020)年度)	目標値		<b>)件</b> 025)年度)			
成果指標②	ティア等の市	- ト質問事項 5民活動への 9向上		現状値	<b>24.</b> (令和 2 (2	<b>7%</b> 020)年度)	目標値		0%			
到達目標	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」等に基づき、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会組織が町内会・自治会活動応援補助金を有効活用し(「参加と交流」及び「情報を共有」への申請:令和7											

(令和7 (2025) 年度)

目標値

所管		幸区役所										
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進							
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	る様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進 								
課題No.	17	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進								
現状	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の孤立化を防ぐため、町内会・自治会単位で見守り・支え合いの活動を行う「ご近所支え愛事業」に30の町内会・自治会が参加しています。これまでに、地域特性に合わせた区民主体の見守り・支え合う様々な活動が生まれており、他の地域へも活動内容の共有を進めています。また、「ご近所支え愛事業」に参加していない町内会・自治会においても、独自の見守り・支え合いの活動を進めています。・地域の子育て関係機関から構成される幸区こども総合支援ネットワーク会議における活動の一つとして、民間企業等がみんなで子育てフェアさいわいの企画へ参加するなど、多様な主体との協働した取組を進めています。・今後も、多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステム構築を推進していく必要があります。											
取組の方向性	め、地域包括 ・区内の15歳 様な主体との ・地域包括ケ	支援センター 未満人口割合 連携により子 アシステム構	等専門相談機がほぼ横ばいどもや子育て 築の推進に向	関との連携を で推移するこ 世帯が地域と けた新たな主	まえ、地域ごとの区民主体の密接にしていきます。とや、20代、30代の転出入のつながりを深めていく取るなとして、引き続き企業等。)や大学等と連携した地質	が多い現状を 組を進めてい との連携を継	踏まえ、企業も含めた多 きます。 続していくほか、新たに					
活動指標①	自助・互助の 活動支援をし	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	するための	現状値	30地域 (令和2(2020)年度)	目標値	40地域以上 (令和7(2025)年度)					
活動指標②	企業・団体等 アシステム関			理括ケ <b>1事業</b> 目標値 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025) 年度)								
活動指標③	中高生の地域ボラ)実施メ		ア(はぴ☆	現状値	0メニュー (令和2 (2020) 年度)	目標値	25メニュー以上 (令和7 (2025) 年度)					

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・町内会・自治会で積み重ねてきた区民主体の見守り・支え合う活動の支援及びそれぞれの活動内容を他の地域で共有することによる 地域単位での見守り・支え合う活動の拡大
- ・中高生の地域ボランティアへの参加や実施メニューの拡大など、子どもや子育て世帯が地域とのつながりを深めていく取組の推進
- ・SDC、企業、大学等の多様な主体と連携した情報発信や区民の参加・活動創出につながる取組の推進

	確保を想定する経営資源										
ヒト	$\circ$	モノ		カネ	一情報		0	時間	_		
成果指標①	1 自助・互助の取組を推進するため地 域課題を共有している地域の数		現状値		<b>也域</b> 020) 年度)	目標値 (令和7(20		或以上 025)年度)			
成果指標②	地域包括ケアシステム関連の事業で連携した企業・団体数			現状値		・団体 020) 年度)	目標値	31企業・ (令和7(2	団体以上 025) 年度)		
成果指標③)	中高生の地域ボラ)参加者	或ボランティご 首数	ア (はぴ☆	現状値		<b>人</b> 020) 年度)	目標値	50人 (令和7(2	. <b>以上</b> 025) 年度)		
到達目標	・40地域以上で区民主体の自助・互助による活動の実施 ・地域包括ケアシステム構築に向けた企業・団体との連携(令和7(2025)年度目標値:31企業・団体以上)										

所管		幸区役所								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進						
課題No.	18	課題名	「御幸公園 の強化	園梅香事業	」による市民や企業等	等、多様なご	主体との連携・協働			
現状	「うめかおる寄附・募金」制度を活用し、令和 2 (2020) 年度末までの 3 年間で約460万円の寄附金等を受け、 114本の梅を植樹するなど、御幸公園の梅林復活を着実に推進しました。今後も、寄付・募金制度と梅林復活の仕 組みを拡充し、梅林の復活や維持管理に向けて、多くの市民の参加や寄付を募る必要があります。									
取組の 方向性	魅力あるまちづくりを進めるため、植樹による梅林の復活、ボランティアを活用した保全活動や講演会等による歴史・文化の継承事業などを実施し、地域住民や学校、団体等との連携・協働の取組を進めます。									
活動指標①	区民等と協働	動した事業件	数	現状値	<b>0 件</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	10件 (令和7(2025)年度)			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・御幸公園梅香事業推進会議による事業の進行管理
- ・「うめかおる寄附・募金」制度等を活用した梅林の保全・活用等
- ・学校や地域住民等と連携した取組の推進
- ・梅の維持管理に向けたボランティア制度(梅香サポーター)の確立

[R04 (2022) · R06 (2024) ]

・区民との連携・協働による記念イベントの実施(令和4(2022)年度:区制50周年、令和6(2024)年度:市制100周年)

確保を想定する経営資源										
ヒト	0	モノ ー カネ ○ 情報						時間	_	
成果指標①	「うめかおる	る寄附・募金」	の累計額	現状値	·	4千円 2020) 年度)	目標値	<b>7,000</b> (令和 7 (2		
成果指標②	梅香サポータ	ターへの参加。	人数	現状値		<b>人</b> 2020)年度)	目標値		<b>人</b> 025)年度)	
到達目標	・累計700万円に達した「うめかおる寄付・募金」の活用による復活した梅林の適切な維持管理									

所管	ı	中原区役所	ŕ	]						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の	更なる推進				
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携に	こよるまちづく	くりの推進			
課題No.	19	課題名	多様な主体	本の参加と	劦働によ	るコミュニラ	ティ施策の	推進		
現状	・コミュニティ支援や地域包括ケアシステムの着実な推進に向けて、町内会・自治会、商店街連合会、地域団体、NPO法人等、地域住民が主役となった地域での自助・互助の取組を促進するため、地域住民や団体同士のつながりをコーディネートする役割がこれまで以上に求められています。 ・地域におけるコミュニティ活動や高齢者のみまもり、子育て支援などにおいて、社会変容を踏まえた取組の支援が必要になっています。 ・地域包括ケアシステムの取組を下支えするため、「新たなコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく「ソーシャルデザインセンター」の検討や「まちのひろば」支援などコミュニティ推進の取組が必要になっています。									
取組の 方向性	・区内各所の商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域交流の促進を図ります。									
活動指標①	商店街と連携 交流イベント	3 C . C A LE 37 (.	室及び地域     現状値     0回     目標値     (令和 2 (2020) 年度)     (令和 7 (2025) 年度)							

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・地域及び団体間の交流促進に繋げるため、区内商店街や加盟店舗との連携・活用を図り、各種教室や交流イベントを実施
- ・これからのコミュニティ施策の基本的考え方を踏まえた「ソーシャルデザインセンター」の支援や「まちのひろば」への支援

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・市民提案型事業(スタートコース、ステップアップコース)による、地域課題の解決や、コミュニティづくりへの支援
- ・公共空間の利活用によるエリアの価値向上を目的に公民学連携の取組(エリアプラットフォーム等)を実施

確保を想定する経営資源																		
ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     ○     時間     -																	
成果指標①	商店街と連携した各種教室及び地域 交流イベントへの参加者数																	
到達目標	ンセンター創	削出に向けた	モデル実施、	「まちのひろ	が」の支援等				・商店街と連携した各種教室や交流イベントへの参加(令和7 (2025) 年度目標値:70人)やソーシャルデザイ									

所管		中原区役所	<del></del>							
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進						
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進						
課題No.	20	課題名	多様な主体	本の参加と	協働による地域包括グ	アシステ	ムの取組の推進			
現 状 取組の 方向性	・地域におけるコミュニティ活動や高齢者のみまもり、子育て支援など地域包括ケアシステムにおける自助・互助の取組の推進のため、地域の特性や実情に合わせた取組の支援が必要になっています。  ・地域包括ケアシステムを着実に推進するため、地区カルテを活用し、区における地域包括ケアシステムの地区割りとした5ェリアごとに、それぞれのエリアの実情にあわせて、多様な主体との連携や主体同士の活動を通じた自									
活動指標①	地域住民等と	この対話の場の	の設定回数	現状値	10回 (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>20回</b> (令和 7 (2025)年度)			
活動指標②		型地域マネジメント等に関 ジェクト・会議・打合せの 現状値 5回 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・庁内連携を強化することによる地域マネジメント(地域における対話の場の創出と自助・互助の取組の支援)の体制や仕組み の改善

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・各地区におけるさまざまな自助・互助の推進に向けた取組の伴走支援
- ・地域資源の発掘・共有・活用および地域の多様な主体と連携した取組実施
- ・第6期区地域福祉計画の推進及び第7期区地域福祉計画の策定

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     -     カネ     -     情報     ○     時間										
成果指標(1)	地域住民等との対話により、意見交 換し、合意形成した回数			現状値		回 2020) 年度)	目標値		025) 年度)		
到達目標	・地域において自助・互助の取組を支援するため地域住民等との対話等による年10回の合意形成の実施										

所管	i	高津区役所	f						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推	 推進			
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまち	っづくりの推進			
課題No.	21	課題名	多様な主体	本による地域	域コミュニティ活	舌性化の推進			
現状	・町内会・自治会、自主防災組織、市民活動団体、商工農業者団体など、地域で活動を行う各種団体では、社会状況の変化等により、活動の担い手の固定化や不足などが見られ、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。 ・地域の課題を住民自ら解決していくため、地域活動の担い手となる人材の発掘・支援が求められている中で、とりわけ町内会・自治会については、加入率が低下しているとともに、活動内容があまり知られていない状況にあります。 ・また、各種団体の活動を維持・活性化させるとともに、団体相互の連携・協力を促進するため、区役所には、地域人材の発掘・支援に向けた取組や各種団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。 ・これまでの参加と協働による取組の他、SNSなどを活用した自由なつながりを基盤とした活動や、ビジネス手法を取り入れた社会的な活動、企業等を含めた多様な主体が連携した新しい活動等、まちづくり活動も進化、多様化しています。また、地域における誰もが気軽に集える出会いの場「まちのひろば」について、広報・普及啓発を進めています。								
取組の 方向性	・区民が身近な地域活動に参加し活躍する場を創出するため、町内会・自治会の活動について広く周知を行います。 ・町内会・自治会等の各種団体の連携・協力を促進するため、行政として必要なコーディネートを行い、地域コミュニティ活性化を推進します。 ・コミュニティの活性化に向け、「市民創発」の土壌づくりを目的とした、地域活動に関心のある区民が参加する「まちづくりカフェたかつ」及び、「市民創発」による課題解決の実践を目的とした、多様な企業や地域のキーパーソンが参加する「たかつワクワクデザインラボ」の開催などにより、地域資源をつなぐコーディネート機能・プロデュース機能を有する多様な主体によるリビングラボ型共創プラットフォーム(高津区ソーシャルデザインセンターのモデル)の構築に向けた取組を進めていきます。								
活動指標①	町内会・自治 た取組件数	合会への加入的	現状値     1回 (令和2 (2020) 年度)     3回 (令和7 (2025) 年度)						
活動指標②	「まちづくり 回数(直近3	カフェたか	2	現状値	<b>3回</b> (令和2(2020)年	世界 世界 世 世	<b>3回</b> (令和7(2025)年度)		

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・団体相互の連携・協力の促進に向けた情報共有や意見交換を行うための講演会や研修会等の実施(年1~2回)
- ・地域イベント等の支援・参加を通じた地域における交流の促進
- ・パネルやリーフレット等を活用した町内会・自治会活動の周知や加入相談会の開催(年 $1\sim3$ 回)
- ・デジタル化など社会環境の変化に対応するための支援
- ・地域活動に関心のある人材の発掘や「市民創発」の機運の醸成を目的とした「まちづくりカフェたかつ」の開催(年3回)
- ・多様な主体の連携による地域課題解決の実践を目指す「たかつワクワクデザインラボ」等の開催

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している区民の割合現れ				17.3% (令和元(2019)年度)		目標値	22.0% (令和7 (2025) 年度)			
到達目標	民活動に参加	ロしている区.	民の割合の向	上(令和7	(2025) 年度日	生める区民を <sup>り</sup> 目標値:22.0 よる課題解決の	%)	ことによる、	町内会や市		

所管		高津区役所	f									
取組No.	3	取組名	多様な主体	。 様な主体との協働・連携の更なる推進								
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>								
課題No.	22	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進								
現状	サービスを 住民、地域の ・町内会・自 況の変化等に ・また、各種	必要とする高 D活動団体、 目治会、自主 こより、活動 重団体の活動	齢者の増加が 事業者、行政 防災組織、市 の担い手の固 を維持・活性	見込まれます 等が連携して 民活動団体、 定化や不足が 化させるとと	末現在)と全市平均より。 。住み慣れた地域で、安成地域の課題解決に取り組まる工農業者団体など、地域 ・見られ、地域コミュニティ ・もに、団体相互の連携・サインながりをコーディネー	いで健康的な む必要があり 或で活動を行 ィの希薄化が 協力を促進す	暮らしができるよう地域ます。 う各種団体では、社会状 課題となっています。 るため、区役所には、地					
取組の 方向性	・引き続き、地域の関係団体を主体とした取組の推進、担い手の発掘に取り組んでいくとともに、いわゆる「団塊」 r」世代の人口ボリュームゾーンが令和22(2040)年には65歳以上高齢者となるため、元気なうちから、健康づくり、情報収集など人生100年時代に向けた備えができるよう取組を進めていきます。 ・地域包括ケアシステムの推進及びコミュニティ施策の連携を意識しつつ、多様な主体が連携することで効果的・効率的かつ、持続的に地域課題の解決が図られるような仕組みづくりを目指し、必要な取組・支援を行います。 ・超高齢社会に対応する地域コミュニティ形成を下支えするため、誰もが気軽に集える地域の居場所「まちのひろば」の創出を支援していきます。											
活動指標①	地域包括ケブの設置	アシステム情	報コーナー	現状値	— (令和 2 (2020)年度)	目標値	4 箇所 (令和 7(2025)年度)					
活動指標②	地域包括ケブ	マシステムに - ジのコンテ		現状値	— (令和 2 (2020)年度)	目標値	<b>4本</b> (令和7(2025)年度)					

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・区ホームページや市政だより区版、動画コンテンツ、子育て情報誌「ホッとこそだてたかつ」等の広報媒体や、新たに設置する情報コーナーを活用した、区の地域情報や地域福祉活動の継続的な情報発信及び「団塊 J r 」世代に向けた広報の推進
- ・関心のない区民や関心はあるが忙しい区民へのアプローチとして、健康づくりに関する出前講座、SNSの活用などによる地域福祉への関心の向上及び地域活動への参加促進
- ・地域福祉懇談会の場での意見交換や地区カルテの活用など地域の特性に応じ、区社会福祉協議会等と連携した地域課題の丁寧 な発掘・共有
- ・コミュニティ施策を踏まえた、多様な主体の連携による地域課題解決に向けた具体的な取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	健康づくりに関する地域活動やボランティア活動に参加したことがある 区民の割合			現状値	5.1% (令和2(2020)年度)		目標値	6.0% (令和7 (2025) 年度)			
到達目標	・区民への情報発信による地域福祉への関心向上及び地域活動への参加促進により、健康づくりに関する地域活動										

所管		宮前区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携の更なる推進</b>							
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>・様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>							
課題No.	23	課題名	多様な主体	<b>多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進</b>							
現状	・社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化などを回避し、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティを実現するため、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められています。										
取組の 方向性	・ソーシャルデザインセンターや区における行政への参加に関する取組等を通じて、地域との協働の取組・地域活動支援の取組に関する見える化や各取組に関わる地域の主体の連携を促進し、市民創発による地域課題の解決や地域の魅力づくりを推進します。 ・多様な主体の横断的、柔軟な連携による身近な課題の解決に向け、研修やワーキングを通じて、区役所職員としての専門性や課題解決力の向上に取り組みます。										
活動指標①	地域の主体の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	関するワー	現状値	(令和 2	一 (2020) 年度)	目標値	<b>3回</b> (令和7(2025)年度)			

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・多様な主体の連携によるソーシャルデザインセンターの創出に向けた取組の推進
- ・地域との協働の取組・地域活動支援の取組に関する区民に対する分かりやすい情報発信等による見える化に関する取組

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・区の施策や地域資源等について学び、区職員としての意識の向上を図る研修の開催
- ・地域の主体の連携促進に向けたワークショップ等の実施

## [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・「宮前区地域デザイン会議」の試行実施、検証

## [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・「宮前区地域デザイン会議」の取組の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	まちのひろばWAプロジェクト参加数			現状値	<b>0 団体</b> (令和 2 (2020) 年度)		目標値	<b>4 団体</b> (令和 7 (2025) 年度)			
到達目標	クトに4団体	レデザインセ: 本が参加する <sup>7</sup> 員としての専門	など、多様な	主体が連携し							

所管		宮前区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進							
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	<b>多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進</b>							
課題No.	24	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進							
現 状	・少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所との関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱える状況が続いています。 ・地域福祉の向上をめざす取組には、これまでも様々な人や団体・機関等が関わってきましたが、社会環境の変化が大きい状況下で、地域包括ケアシステムを推進していくためには、区民・事業者・行政等それぞれが主体的に取り組むとともに、連携を強化し、一体となって取り組むことが求められています。										
取組の 方向性	・各分野の地域福祉の向上を図り、活動への理解を広げるため、様々なつながりを活用して、関係者間で課題や情報を共有するとともに、顔の見える関係を作ってお互いの強みや役割を理解し、知恵を出し合うことを通じて、安心して暮らせる地域づくりにそれぞれが主体的に取り組みます。 ・必要に応じてオンラインでの参加を可能とするなど、個々の取組の内容や対象等に応じて、効率的・効果的に取り組みます。										
活動指標①	地区民生委員 会議出席回数		議会等への	現状値							
活動指標②	宮前区ご近所 ミュニティナ てサークル等	フェ・公園		現状値	216団体 (令和2(2020)年度)	目標値	220団体以上 (令和7(2025)年度)				

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を通じた区民・事業者・行政等の連携強化
- ・地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等の会議出席を通じた地域との顔の見える関係づくり
- ・宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」の掲載情報更新のためのヒアリングを通じた区内のコミュニティカフェ・公 園体操・子育てサークル等の活動継続と情報発信の支援
- ・地域の集いの場等への講師派遣(オンラインも可)によるご近所で支え合う地域づくりの推進
- ・地域みまもり支援センター内の子育で情報を集約した「宮前区子育てお助けガイド」の作成と乳幼児健診・子育てサロン等で の配布
- ・多職種の地区別担当者会議等による庁内関係課の連携強化と地域包括ケアシステムに関する職員研修の実施

ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	庁内外の多様な主体と連携して実施 した取組への参加団体数			現状値	30団体 (令和 2 (2020) 年度)		目標値	30団体以上 (令和7(2025)年度)			
到達目標	間での情報対	ケアシステムの									

所管		多摩区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進							
課題No.	25	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進							
現状	・地域の活性化や課題解決に向けて、町内会・自治会等の地域住民組織や地域活動団体、区にゆかりのある3つの大学、多摩区ソーシャルデザインセンター(以下「多摩SDC」という。)など、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めています。 ・区民会議のリニューアルに向けた新しい参加の場として、地域デザイン会議の試行開催を検討しています。 ・身近な地域活動の場としての利用が見込まれる諸室を備えた生田出張所新庁舎の供用が開始されています。										
取組の 方向性	的考え方」に ・区民が主体 に対応するま ・地域デザイ	・多様な主体の連携・協働による地域の課題解決を一層促進していくため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組を効果的に進めます。 ・区民が主体となったまちづくりを一層推進するため、大学と地域の連携促進や、町内会・自治会を取り巻く課題に対応する支援に取り組みます。 ・地域デザイン会議が、地域課題の解決に向けた多様な意見を伺う場として機能するよう効果的に開催します。・身近な地域の拠点として、生田出張所新庁舎の利用促進に向けた取組を推進していきます。									
活動指標①	市政だより多 DCの取組の		ける多摩S	でる多摩 S 現状値 4 回 目標値 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025) 年度)							

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・多摩SDCが、主要な機能である中間支援の取組を効果的に推進していくことができるよう、協定に基づく支援を実施するとともに、協定期間中の取組について評価・検証を行い、その結果を踏まえながら区域レベルの取組を効果的に推進

令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・大学・地域連携事業や大学生の地域参加促進に向けた取組を推進
- ・町内会・自治会の課題に対応した先進事例等を紹介する講演会や転入者・未加入者の加入促進に向けた取組を推進
- ・地域デザイン会議の開催を通じて、多様な主体による地域課題の解決に向けた取組を推進
- ・生田出張所新庁舎をより多くの方に利用してもらえるよう、管理運営を的確に行うとともに、生田小学校下校庭敷地との一体 的な利活用に向けて、地域の声を聞きながら利用方法などの検討を実施

確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	0	時間	_			
成果指標①	多摩SDCに 体)登録件数	こおける人材 数	(個人・団	現状値	<b>54</b> (令和 2 (2	· <b>件</b> 020)年度)	目標値		100件以上 (令和7(2025)年度)			
到達目標	る地域課題の ・地域課題の ・講演会の開 ・地域デザイ	でに100件以上 り解決 り解決に向け; 引催や加入促う イン会議の開作 所新庁舎の的で	た区にゆかり 進の取組によ 崔を契機とし	のある大学の る町内会・自 た多様な主体	知的資源や <i>月</i> 治会活動の- の連携による	人材の活用、; -層の活性化 る地域課題のタ	大学生の地域 解決	参加				

所管		多摩区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の	更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携に	よるまちづく	くりの推進				
課題No.	26	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進							
現状	・町内会・自治会などの地縁組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ソーシャルデザインセンターをはじめとする地域・ボランティア団体、事業者などと連携して、福祉分野の課題解決に向けて取組を進めてきました。少子高齢化、核家族化が進み、ケアを必要とする人が増加することが見込まれる中、限られた資源の中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、これまで以上に多様な主体による適切な役割分担や、新たな担い手の参画を進める必要があります。										
取組の 方向性	・年齢や背景の違う住民同士がお互いを理解し、主体的に地域福祉活動等に参加していくことで、つながり、支え合うことができる多摩区を目指します。多様な主体と連携・協働して、「区民一人ひとりが参加する地域づくり」「多世代交流でつながる地域づくり」「見守り・支え合いのネットワークづくり」の取組を進めます。										
活動指標①		こよる協働・ 流会等の開作									
	目体的本职组中应										

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・地域包括ケアシステムへの理解促進(情報提供の充実)を目的に区ホームページや広報誌等を活用し、区の地域情報や地域福祉活動の情報発信を継続し、地域福祉への関心を高め、地域活動への参加促進に向けた取組を推進
- ・フォーラムやパネル展示等による区内の多世代交流や支え合い活動の事例紹介などを通じ、身近な地域での交流を促進
- ・地域の見守り・支え合い活動の推進として、地域で活動する多様な主体との協議会や交流会等の開催を通じ、継続的に対話を 重ね、地域課題の共有、解決に向けた取組を連携・協働して推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	○     モノ     -     方ネ     -     情報     ○     時間								_				
成果指標①		こよる協働・ 交流会等の参		現状値	47団体 (令和2(2020)年度)		目標値	60団体以上 (令和7(2025)年度)					
到達目標	・地域包括グ	青報発信を通 アアシステムの な主体との協	の推進に向け	て60団体以上					5動団体、企				

所管		麻生区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進				
課題No.	27	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進						
現 状	・コミュニティの希薄化や町内会・自治会や市民活動団体等の担い手の高齢化が進み、新たな担い手の発掘や企業、大学、市民活動団体等多様な主体との更なる連携が求められています。 ・市民ニーズの多様化等により、市民等と行政と協働での課題解決に向けた取組が更に必要になります。 ・「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」に基づく施策を推進していく必要があります。									
取組の 方向性	・「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現するために、ソーシャルデザインセンター(以下「SDC」という。)の創出、地域課題の解決に取り組む団体等の創出、町内会・自治会や「まちのひろば」の支援、「地域デザイン会議」の開催等を行い、地域コミュニティの活性化を推進していきます。									
活動指標①	「あさお希望 ト」検討会の	望のシナリオ D開催回数	プロジェク	現状値	6回 (令和2(2020)年度)	目標値	<b>7回</b> (令和7(2025)年度)			

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・地域の活性化や地域のつながりづくりのため、町内会・自治会や「まちのひろば」の支援等及び地域コミュニティの推進に向けた取組の実施
- ・市民提案型協働事業などについて、これまでの成果や課題等を踏まえ、より「市民創発」を促すような機能強化の推進 【R04 (2022)】
- ・「あさお希望のシナリオプロジェクト」での検討や取組を通じ、「あさお市民活動サポートセンター」など多様な主体との連携による麻生区版SDCの創出に必要な機能の検討・取組の実施
- ・多様な主体との連携による課題解決に向けて、「地域デザイン会議」の試行実施

#### 【R05 (2023) 】

- ・麻生区版SDC創出に向けた検討・モデル実施
- ・「地域デザイン会議」試行実施、試行実施を踏まえた検証作業

#### [R06 (2024) · R07 (2025) ]

- ・麻生区版SDCモデル実施を踏まえた立ち上げ支援
- ・「地域デザイン会議」の本格実施

			₹	確保を想定す	<b>ける経営資</b> 源	京			
٦ ٦	$\circ$	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_
成果指標(1)	麻生区市民提 業数	是案型協働事業	業の申請事	現状値		事業 (020) 年度)	目標値	3 事業以上 (令和 7(2025)年度)	
到達目標	多様な主体 と ・地域コミニ 協働事業の目	<ul><li>・連携した、「</li><li>ュニティの活情</li><li>申請事業数 ⁴</li></ul>	麻生区版SD 生化に向けて 令和7(2025	Cの創出に向 、市民創発に 5)年度目標値	けたモデル9  よる地域課題             	9解決に取り	組む団体等の		

所管		麻生区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	くりの推進					
課題No.	28	課題名	多様な主体	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進							
現状	・麻生区の人口は令和12(2030)年までは増加する見込みですが、その後減少に転ずることが予想されています。現在区内の高齢化率は23.4%(令和3(2021)年6月現在)と既に市内で最も高い状況です。今後更なる高齢化の進展による、ケアを必要とする高齢者の増加や地域活動の担い手不足などに対応するため、多様な主体と連携した地域における自助・互助の意識づくりや仕組みづくりの推進が求められています。										
取組の 方向性	・少子高齢化の進展に伴う地域活動の担い手不足に対応するため、地域活動の参加につながる取組を推進します。 ・情報やサービスを必要とする区民に適切に届け、また、自助・互助の意識の醸成、地域福祉への関心が高まるよう、保健福祉に関する情報発信を充実させます。 ・高齢化率の高い麻生区において、認知症への理解を深め、地域ぐるみの支え合いのネットワークづくりを支援し、認知症にやさしいまちづくりを推進します。 ・区民や関係機関、民間事業者等と連携し、地域における見守り事業の充実を図ります。										
活動指標①	学生ボランティアに関する講座の実施回数現状値2回 (令和2 (2020) 年度)目標値 (令和7 (2025) 年度)										

# 【R04 (2022) ~R07 (2025) 】

- ・住民主体の地域活動につなげる「ちいきのちからシート」の活用
- ・学生ボランティアに関し、講座の開催など活動の促進
- ・講演会・公開講座の開催や広報誌発行等による啓発・情報発信
- ・「認知症介護教室」や「あさおオレンジプロジェクト」の実施による、認知症とともに暮らしていくための地域づくりの推進

令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・町会・自治会、関係機関・団体と連携した地域づくり
- ・高齢者見守りネットワーク事業連携会議の開催など地域の事業者との連携による地域の見守り体制づくり
- ・専門分野の連携体制の強化

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_				
成果指標①	学生ボランティアの派遣人数			現状値	<b>0名</b> (令和2(2020)年度)		目標値	<b>70名</b> (令和 7(2025)年度)					
成果指標②	高齢者見守りネットワーク事業の協 力事業者数			現状値		<b>社</b> 020)年度)	目標値		<b>社</b> 025)年度)				
到達目標	・高齢者見る	カ事業者数 (令和2 (2020) 年度) (令和7 (2025) 年度)  ・70名の学生ボランティアが地域包括ケアシステムの取組に派遣されるなど、幅広い地域の人材が地域活動に参加 ・高齢者見守りネットワーク事業に27社が協力するなど、地域の見守り事業や地域ぐるみの支え合いにおける多様 な主体との協働・連携											

所管	教育	<b>香</b> 員会事	務局							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(1)	項目名	多様な主体	本との協働	・連携によるまちづく	じりの推進				
課題No.	29	課題名	地域の寺	地域の寺子屋事業を担う人材の確保						
現 状	・シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和3 (2021) 年10月までに71か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。 ・地域の寺子屋事業をさらに拡げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子ども達の学習や体験活動をサポートする地域人材(寺子屋先生)や団体の確保が必要です。									
取組の 方向性	・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、 寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。									
活動指標①	寺子屋の開設			現状値	73箇所 (令和3(2021)年度)	目標値	166箇所 (全小中学校) (令和7 (2025) 年度)			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・地域や学校の実情に応じた寺子屋の拡充
- ・養成講座をはじめ市HP、市政だより、かわさきFM等による周知・募集活動、大学やNPO法人、市民団体等との連携による、地域の寺子屋の運営に携わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保・育成
- ・地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発
- ・外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室における地域状況を踏まえた取組の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間     -										
成果指標①	地域の寺子園	屋の運営への	参加人数	現状値	938	8 <b>人</b> 020) 年度)	目標値	2,5( (令和 7 (2	00人			
到達目標	・地域の寺子	地域の寺子屋事業の安定した実施に向けた運営の担い手の確保(令和7(2025)年度目標値:年間2,500人)										

## 3-(2)区役所機能の強化

### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制整備や地区カルテを活用した組織間連携の強化に取り組むとともに、窓口混雑の緩和など区役所サービスの一層の向上等に取り組んできました。

今後も、市民のニーズを踏まえた区役所サービスの向上に向けて引き続き取り組むとともに、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、更に市民自治を推進していくため、「区における行政への参加」として、区民会議に替わる「新しい参加の場」の取組を進める必要があります。

### ■ 取組の方向性

- ▶ 「区における行政への参加」として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、市民と意見交換・議論する、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の創出に向けた取組を進めます。
- ▶ 市民サービスの向上に向けて、市民のニーズに寄り添った丁寧な対応や、デジタル化の取組を踏まえた窓口サービスの提供、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善に取り組みます。
- ➤ これらの取組と併せて、「3 (1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進」や、「4 (2)行財政運営上の課題解決に必要な人材育成」などに総合的に取り組むことにより、更なる区役所機能の強化を推進していきます。

所管		市民文化局									
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化							
課題No.	1	課題名	「めざす⁄	「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化							
現状	・本市は、平成16 (2004) 年度の区行政改革検討委員会からの報告を受け、区行政改革として様々な区役所機能の強化に取り組んできました。 ・その後、地方自治法の改正や、地域包括ケアシステムの構築、マイナンバー制度の導入などの動向を踏まえ、平成27 (2015) 年度に策定した「区役所改革の基本方針」に基づき、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所機能の更なる強化を図っています。 ・地方分権改革を取り巻く状況の変化の中、令和4 (2022) 年3月改訂の「新たな地方分権改革の推進に関する方針」と整合性を図りながら、「区役所のあり方」について取組を進めていく必要があります。										
取組の 方向性	■■■働により地域の課題解決を図る区役所 の実現に向け、令和7(2025)年度まで、引き続き取り組むとともに、新										
活動指標①	动指標①										
	具体的な取組内容										
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度										

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・令和3(2021)5月に策定した「区における行政への参加の考え方」に基づく、区民会議に替わる新しい参加の場として「地域デザイン会議」の試行実施、検証

#### 【R06 (2023) 】

・区役所と支所・出張所等の機能再編に基づく取組、区役所における行政のプロフェッショナルの育成をはじめ、「区役所改革の基本方針」に基づく10年間の取組を整理・検証

#### [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・試行実施の検証を踏まえた地域デザイン会議の本格実施

## 【R07 (2025) 】

・取組整理・検証を踏まえた「区役所改革の基本方針」の改定

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	-     モノ     ○     カネ     -     情報     ○     時間     -										
成果指標①	区役所利用者のサービス満足度     現状値     99.0% (令和元(2019) 年度)     目標値 (令和 7 (2019) 年度)     99%											
到達目標	・「めざす⁄	べき区役所像 <sub>.</sub> 取組の総括及	」の実現を通	じ区役所利用	☆変容に応じた 引者満足度を高 沓まえた「区役	高水準で達成	・維持	討し「区役所	<b></b> 所改革の基本			

所管		———— 市民文化后	<u> </u>	]				
取組No.	3	取組名	多様な主体	 本との協働	・連携の更なる推進			
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化				
課題No.	2	課題名	区役所と	支所・出張	所等の機能再編に向け	ナた取組の	推進	
現、状	に向ける に向ける に向ける に向ける にのを のそれを のそれを の策定 に、 になれる になれる にないる になれる にないる にないる にないる にはい にはい にはいる にはいな にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる	役崎検し20)崎のないでは、120)崎のないでは、120)崎のは、120)崎のは、121)に、121、121、121、121、121、121、121、121、121、12	サービス機能が大きました。所の機能の大きまでである。一策ではた「川の機能のでは、大力の機能をは、大力の検ができます。一次は、大力の検ができません。	や体制を見直 討や生田出 。また、検討を り方の役所及び ・体制等に関 ・生田出張所新 め、令和3(	の機能再編実施方針改定版 し、市民目線に立った利便 所の建替整備にあわせた「 駅周辺再編整備に伴う宮前 進めてきました。 支所の機能・体制等に関す する実施方針」に基づき、 庁舎において、「身近な活 2021)年度中に「宮前区役 続のオンライン化等を踏ま があります。	性の高いサー 身近な活動の 区役所を含む る基本方針」 令和5(2023 動の場」や「 所向丘出張所	ビスの提供をめざして、支場」や「地域の居場所」と 公共機能に関する検討や、 、令和3 (2021) 年5月 ) 年度中の機能再編等を目 地域の居場所」としての活 の今後の活用に関する方	
取組の 方向性	・「区役所」については、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていきます。また、デジタル化の取組やマイナンバーカードの普及状況を踏まえた区役所・支所・出張所等の機能のあり方を検討します。 ・「支所・地区健康福祉ステーション」については、支所を含めた川崎区全体として機能・体制を再編・強化し、さまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進します。 ・「出張所」については、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、出張所に求められる各機能について、地域の実情に即した取組を推進します。							
活動指標①		_		現状値	_	目標値		

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・デジタル化等を踏まえた区役所・支所・出張所等の機能やサービスのあり方の検討
- ・「(仮称)大師支所・田島支所複合施設整備基本計画」の策定及び整備基本計画に基づく取組の推進
- ・宮前区役所の移転に向けた施設計画等の検討
- ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進
- ・支所・出張所の地域防災機能や「身近な活動の場」等としての活用策の検討

#### 【R05 (2023) 】

▼・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)

Service (Marie 1944)											
確保を想定する経営資源											
ヒト	-	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0		
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	_		
到達目標	・共に支え合	う地域づくり なの機能・体制	に向けた、出 川を再編・強化	区役所等の機 張所等の活用 とし、保健福祉	に関する今後	の取組の方向		提供体制の構	築や効率的な		

所管		川崎区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化						
課題No.	3	課題名	区役所サ-	区役所サービスの向上に向けた取組の推進 						
□ 現 ∦ □	・川崎区は、本市の約4割の外国人市民が居住し、とりわけ東南・南アジアからの転入が増加しています。また、 高齢者、障害者数は市内で最も多く、特に児童虐待相談・通告件数や高齢者単身世帯、要介護認定者等は他区と比較して高く、増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、区役所職員の更なる接遇力の向上等により区民に寄り添った質の高いサービスの提供が求められています。									
取組の 方向性	■■■■上、市民目線に立ったアイデアを生み出す職場環境の醸成を図るとともに、区役所・支所の再編を踏まえ、市民に┃									
活動指標①	現状値									
				具体的な	取組内容					
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・「区役所サービス向上委員会」において、区役所全体の視点から、サービス向上に向けた取組の検討及び実施
- ・各課において、業務効率化の推進による窓口の待ち時間短縮、高齢者、障害者や外国人市民等区民の個性と多様性を尊重した 窓口対応の様々な工夫など、一人ひとりの来庁者に対してできることからサービス向上に向けた取組の推進

## [R04 (2022) · R05 (2023)]

・区役所・支所の機能再編により改修される区役所庁舎におけるサイン等(市民にとってより分かりやすい、ユニバーサルデザインを踏まえた案内表示の設置等)の検討及び改修

#### [R06 (2024) · R07 (2025) ]

・区役所・支所の機能再編により建て替えられる支所庁舎におけるサイン等(市民にとってより分かりやすい、ユニバーサルデ ザインを踏まえた案内表示の設置等)の検討

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0			
成果指標①	川崎区役所和	利用者のサー	ビス満足度	現状値		. <b>8%</b> (019) 年度)	目標値	99% (令和 7(2	以上 025) 年度)			
到達目標	・区役所サー	・区役所サービスの更なる向上等に向けた取組による川崎区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持										

				1							
所管		幸区役所									
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更	でなる推進					
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化							
課題No.	4	課題名	区役所サ-	- ビスの向	上に向けた	取組の推進	<b>生</b>				
現、状	ルス感染症が 対応するため ・また、職員 等に伴う手続	対策や外国人 かの庁舎環境 員の市民応対 売方法の変更	市民への情報の整備を行っ や窓口接遇のなど、市民生	発信、マイナ てきました。 スキルアッフ 活に直結する	ンバーカー °のほか、区1 サービスの3	の狭あいは解 ドの普及促進の 受所組織の改 変化に柔軟に の育成等を推	のための窓口 編や各種制度 対応できるよ	増設など、 の改正、デ う取り組ん	新たな ジタル でおり	課題に 化推進	
取組の 方向性	意見を区役所・職員の区役	所サービスの	改善等に反映 に対する意識	させるなど、	多面的な視点が	央適な庁舎環 点から検討を <sup>2</sup> ルアップを図 スに反映させ <sup>2</sup>	行います。 り、信頼され	る区役所を	目指し	ます。	
活動指標①	幸区役所サー 会の実施	- ビス品質向	上推進委員	現状値		回 2020)年度)	目標値	(令和 7	<b>6回</b> (2025)	年度)	

## 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・区役所内に設置している来庁者アンケートのほか、日常業務や地域の会議、イベント等様々な機会を捉え把握した市民の要望・意見等に基づく庁舎の環境整備や区役所サービスの改善等の推進

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・市民応対等において多様化する市民ニーズ等に対応できる人材を育成するための研修の実施
- ・若手職員で構成される幸区役所サービス品質向上推進委員会の活動の拡大及び区役所サービスの向上に係る柔軟な視点や組織 の垣根を超えた提案等を採用した取組の推進

	確保を想定する経営資源 											
ヒト	0	○     モノ     ○     カネ     -     情報     ○     時間     -										
成果指標①	幸区役所利用	月者のサービ	ス満足度	現状値	98.7% (令和元 (2019) 年度)			恒 99%以上 (令和 7 (2025) 年度)				
到達目標	・区役所サー	区役所サービスの更なる向上等に向けた取組による幸区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持										

所管		中原区役所	ř
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	(2)	項目名	区役所機能の強化
課題No.	5	課題名	中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進

現状

中原区は都心へのアクセスが大変便利になったことから、武蔵小杉駅周辺の再開発が進み、「住みたい街」としても人気を集めています。中原区の人口は、平成27 (2015) 年に247,500人であったところ、令和22 (2040) 年頃のピーク時には283,700人になるとの推計が出ており、人口増に伴って転入、転居、転出等の住所異動届や出生、婚姻等の戸籍に関する届に係る受付業務の増加が今後も続く見込みです。

また、中原区内には、企業の単身世帯用住宅も多く存在しており、人事異動等により毎年度末多くの社員の方が 転入届等の手続に来庁されるため、窓口混雑につながっている状況です。

さらに、マイナンバーカードの普及が進むことにより、住所異動に伴う券面記載変更手続きや、電子証明書更新 等のマイナンバーカード関係手続の増加が見込まれます。

## 取組の 方向性

- ・「区役所サービス向上指針」に基づき、窓口サービスにおける更なる改善に向けた取組として、①業務の定期的な見直しや工夫による改善、②混雑期における来庁者の分散化、③待合環境の快適化に向けた改善の3点について実施し、窓口における待ち時間を短縮するとともに、待ち時間を有効に活用していただけるよう取組を進めます。
- ・令和4 (2022) 年1月の新区役所事務サービスシステムの導入に併せて、オンラインによる事前申請を積極的に 推進します。

活動指標①

社員寮や区内不動産業者等へのオン ラインによる事前申請の案内

現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値

**40件** (令和 7 (2025) 年度)

## 具体的な取組内容

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・大型マンション事業者や入居者への混雑状況の説明やオンラインによる事前申請の案内
- ・寮や社宅を所有する企業・大学等への混雑状況の説明やオンラインによる事前申請の案内
- ・メール配信サービスの活用による待ち時間の快適化
- ・「中原区なう」による待ち人数の情報発信と待ち時間の可視化
- ・業務の分業化とフロア案内の強化
- ・係、課を超えた協力体制の構築
- ・オンラインによる事前申請の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	0	カネ	_	情報	$\bigcirc$	時間	0		
成果指標①	オンラインに	よる事前申	請の割合	現状値	<b>一</b> (令和 2 (2020)年度)		目標値	目標値 50% (令和7 (2025)			
成果指標②	中原区役所利用者のサービス満足度			現状値	99.	<b>3</b> % 019) 年度)	目標値		以上 025) 年度)		
到達目標	・オンラインの事前申請の利用割合50%の達成 ・窓口サービスの向上等による中原区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持 ・窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮										

所管		高津区役所	ŕ	]						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化						
課題No.	6	課題名	区役所サ-	- ビスの向	上に向けた取組の推進	<u></u>				
現状	・来庁者アンケート「たかつ一言ポスト」を実施し、寄せられた意見をもとに窓口サービスの改善等に取り組んでいます。 ・区民の視点に立った満足度の高いサービスを推進するため、区役所職員の窓口サービスや応接能力の向上等を目指した研修を実施しています。 ・来庁者の視点に立った庁舎環境の整備を行っています。 ・区の事業や各部・課の取組など、区役所職員として知っておくべき事項の職員間における情報共有を図るため、定期的にイントラネットシステムの局内掲示板で全職員に周知しています。									
取組の 方向性										
活動指標①	高津区役所サービス向上研修の実施       現状値       3回 (令和2 (2020) 年度)       目標値 (令和7 (2025) 年度)									

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・区民等からの意見を参考に区役所サービスの改善を行うための来庁者アンケート等、効果的な広聴の実施
- ・職員の接遇能力の向上及び効率的な業務の遂行等に関するスキル向上のための研修の実施
- ・区役所利用者の快適な利用に向けた庁内環境の見直し及び改善の実施
- ・区民サービスのために必要な区役所関連情報について、効率的なツールによる職員間での情報共有の実施

	確保を想定する経営資源											
トト	$\bigcirc$	モノ	$\circ$	カネ	情報	0	時間	_				
成果指標①	高津区役所和	川用者のサーリ	ごス満足度	現状値		99.3% (令和元(2019)年度)		99%以上 (令和7(2025)年度)				
到達目標	・区役所サー	区役所サービスの更なる向上に向けた取組による、高津区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持										

所管	,	宮前区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	能の強化							
課題No.	7	課題名	市民目線に	市民目線に立った区役所サービスの推進							
現状	サービス向」 舎環境の整備・区役所で扱	ニアクション 請などに取り 是供するサー	所サービスの提供に向け、サービス向上の取組の基本的な方向性を示した「宮前区役所 プラン」を取りまとめ、親切・丁寧な窓口応対や分かりやすい案内掲示等による快適な庁 組んでいます。 ビスの質に対する区民の期待は一層高まっており、今まで以上に、市民の立場に立った行 役所づくりを推進することが求められています。								
取組の 方向性	進します。 ・効果的な <i>)</i>	・市民ニーズを的確に把握し、ニーズに寄り添った応対や市民目線に立った工夫や改善を行い、サービス向上を推進します。 ・効果的な人材の育成を図り、区役所組織の活性化を推進するとともに、便利で快適な区役所環境の構築に向けた 取組を推進します。									
活動指標①	接遇・対応力	つ向上研修の:	参加人数	現状値     26人 (令和 2 (2020) 年度)     目標値 (令和 7 (2025) 年度)							

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・庁舎内施設の環境整備の推進
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策
- ・市民意見を参考にしたサービス向上の検討
- ・接遇研修指導者等による接遇研修の実施によるサービス向上の推進
- ・より良いサービスの提供に向けたワーキングによる検証、見直しや改善を継続して実施

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	0	情報	0	時間	_					
成果指標①	宮前区役所和	刊用者のサー	ビス満足度	現状値	98. (令和元(2	<b>3%</b> 019) 年度)	目標値	99% (令和 7(2	以上 025) 年度)			
到達目標	・区役所サービスの更なる向上に向けた取組による、宮前区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持											

所管	:	多摩区役所	ŕ									
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進							
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	<b>能の強化</b>								
課題No.	8	課題名	区役所サ-	区役所サービスの向上に向けた取組の推進								
現状	者の意見をも	らとにさまざ	まな取組を行	舎環境の整備や職員の窓口対応力の向上など、より利用しやすい区役所を目指し、利用な取組を行ってきました。さらに、市民ニーズはより多様化し、サービスの質についてる中、市民サービスの向上に向け、より一層の取組を進めていく必要があります。								
取組の 方向性	た丁寧な対応 を図ります。 ・来庁された するとともに	<ul><li>でや、窓口の</li><li>た方の意見や</li><li>こ、区役所サ</li></ul>	混雑緩和等、 施設利用者ア ービス向上委	市民目線に立 ンケート結果 員会を中心と	市民との信頼関係の構築にった工夫や改善による職場の分析などにより、庁舎すして、より利用しやすい[	場起点の継続 環境に対する 区役所に向け	的なサービス向上の推進 市民ニーズを的確に把握 た取組を推進します。さ					
活動指標①	サービス向」	-研修実施回	 数	現状値	<b>2回</b> (令和2 (2020) 年度)	目標値	3 回 (令和7 (2025) 年度)					

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・市民から寄せられた意見や施設利用者アンケート等による市民ニーズの把握とそれを踏まえた改善の検討・実施
- ・研修を通じた職員能力や改善意識の向上による、区役所サービス向上の取組の検討及び改善の実施
- ・より利用しやすい庁舎環境の整備や効果的な情報発信の推進

確保を想定する経営資源												
ヒト	$\bigcirc$	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間     -										
成果指標①	多摩区役所利用者のサービス満足度     現状値     100% (令和元(2019)年度)     目標値 (令和7(2025)年度)											
到達目標	・区役所サービスの向上等に向けた取組による、多摩区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持											

所管		麻生区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(2)	項目名	区役所機能	もの強化 しゅうしん						
課題No.	9	課題名	区役所サ-	区役所サービスの向上に向けた取組の推進						
現状	・区役所サービスの理念である「基本的な使命」、「市民の視点」、「市民との共感」、「ニーズの把握」、「適切なサービスの提供」、「快適な環境」、「効率的な運営」、「組織間の連携」の実現に向けて、区役所全職員が取り組む必要があります。									
取組の 方向性	境整備等に取 ・市民目線	又り組みます。 による丁寧な	ーバー 対応と分かり	易い案内表示	下ででででである。	窓口サービス	の提供に取り組みます。			
活動指標①	麻生区役所+ 回数	麻生区役所サービス向上研修の実施 現状値 回数 現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								
活動指標②	麻生区役所も 部会の参加耶	ナービス向上: 戦員数	委員会作業	現状値	14人 (令和2 (2020) 年度)	目標値	14人以上 (令和7 (2025) 年度)			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・毎年度継続して設置する「麻生区役所サービス向上委員会」による各部署のサービス向上目標の設定・管理
- ・事務処理の工夫改善、職員の接遇向上や専門能力育成、個人情報保護やプライバシーへの配慮、待合環境の整備、設備の改善など区役所全体のサービス向上に向けた取組の推進
- ・職員全体の能力向上に向け、サービス向上に資する各種職員研修の企画・実施及び若手職員を中心に構成する作業部会による 自主的・自発的な活動の促進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0				
成果指標①	麻生区役所和	川用者のサーリ	ビス満足度	現状値	99. (令和元(2		目標値	99% (令和 7(2	以上 025) 年度)				
到達目標	・区役所サー	(令和元 (2019) 年度) (令和7 (2025) 年度)   区役所サービスの向上等に向けた取組による、麻生区役所利用者のサービス満足度99%以上の達成・維持											

## 3-(3)地域防災力の向上に向けた連携

## ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、地域の避難所運営会議が主体となった訓練の支援などに 取り組み、訓練の実施回数が増加するなどの効果が生まれました。

一方で、令和元年東日本台風の際には避難所運営における行政と市民の連携で課題が顕在化したほか、消防団員の充足率は低下しており、地域防災力の向上については今後の取組を一層強化していく必要があります。

### ■ 取組の方向性

- ▶ 市民一人ひとりにおいて、防災啓発や訓練などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な行動ができるよう、必要な取組を推進します。
- ▶ 自主防災組織や避難所運営会議等が実施する防災活動や各種訓練などの共助の 取組を積極的に支援することで、地域防災力の更なる向上を目指します。
- ▶ 消防団員の確保に向けた取組を通じ、消防団を中核とした地域防災力の充実・ 強化を図ります。

所管	i	総務企画局	<del>,</del>															
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進													
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	<b>也域防災力の向上に向けた連携</b>									地域防災力の向上に向けた連携					
課題No.	1	課題名	地域防災力	地域防災力の向上に向けた取組の推進														
現状	コミュニティ	・地球温暖化の影響等により激甚化・頻発化する災害に適切に備え、対応するために、少子高齢化の進展や既存のコミュニティの変化等の社会環境の変化の中で、更なる市民、事業者・団体、行政等の協働とともに、効果的な役割分担による地域防災体制の充実が求められています。																
取組の 方向性	る、自助・共 ・市民一人で に取り組みま ・行政と地域 づくりを図り	はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 といる。 はい。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	取組・連携の意識を高め、ながりを活か	強化や各主体自らのリスク	防災組織の支援、民間企業の防災意識の向上により、 の防災意識の向上により、 に応じた避難行動を行える れぞれの主体が持つ強みる 実施するとともに、連携を	地域防災力るよう、必要を防災にも向	の向上を図ります。 な情報提供や啓発・支援 けていくためのきっかけ											
活動指標①	自主防災組織 開催回数	哉リーダー等	年7回     年7回以上       現状値     (令和2 (2020) 年度)         年7回以上       (令和7 (2025) 年度)															

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・地域に根差した防災協力事業所制度の推進
- ・地域が主体となった避難所運営体制の取組強化
- ・災害レベルや感染症の状況を踏まえた柔軟な避難所運営に向けた研修・訓練の実施
- ・備蓄物資(生活必需品)のローリングストックを踏まえた運用への移行
- ・自主防災組織等への支援(活動助成、防災資器材購入補助)
- ・独自性を活かした区総合防災訓練の実施に向けた支援
- ・既存の啓発の課題分析、取組検討及び検討結果に基づく取組の推進
- ・各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	避難所運営会 所の割合	会議を開催し <sup>.</sup>	ている避難	現状値	<b>68.</b> (令和 2 (2	<b>2%</b> 020)年度)	目標値		以上 025) 年度)		
成果指標②	家庭内備蓄を行っている人の割合			現状値	<b>62.</b> (令和 3 (2		目標値	<b>65</b> % (令和 7(2	- '		
到達目標	・地域住民だ	・災害時において、地域の多様な主体による支え合いや自主的な避難所運営が可能となっている状態・地域住民が防災意識を高く持ち、防災訓練への参加等により災害発生時に自ら対応できる知識や能力を高めるとともに、各家庭で日頃から災害に対する備えを行っている状態									

所管		川崎区役所	<del></del>							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	りの向上に	向けた連携					
課題No.	2	課題名	地域防災力	りの向上に	向けた取組の推進					
現状	入率が低下し ・川崎区では らず、災害弱	している中で、 は多くの外国。 弱者となりや	地域の防災 人市民が生活 すくなってい	活動を担う人 しており、災 ます。	課題となっています。まだ材の確保が課題となっていままではまいては正しい情報のことがあり、正しい情報の	います。	害への対応方法等が分か			
取組の 方向性	の参画を推進 ・外国人向に 向上を図りま	進します。 け防災講座や記 さす。また、記 会議や自主に	訓練を通じて 実施に当たり 防災組織など	、災害時の対 関係機関・団	識の高揚を図るとともに、 応や日頃からの備えにつ 体等と連携し、効率的な ながら、避難所運営会議	いて知っても 訓練・講座を	らうことで災害対応力の 実施します。			
活動指標①	川崎区総合隊	5災訓練の実)	施回数	現状値     1回     2回       (令和 2 (2020) 年度)     目標値     (令和 7 (2025) 年度)						
活動指標②	外国人向けり	5災講座の実)	施回数	現状値	<b>2回</b> (令和 2(2020)年度)	目標値	3回以上 (令和7(2025)年度)			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・防災訓練及び防災講座の実施に当たり、幅広い年齢の参加が得られるよう内容を工夫した訓練・講座の実施
- ・女性や外国人市民の参加者を増やすため、多言語のチラシを作成するなど、訓練等を通じた地域防災活動の参画の推進
- ・外国人が集まる機会や識字学級、外国人コミュニティを活用した、地震体験・初期消火等の訓練の実施
- ・風水害時の避難について、多言語のマイタイムラインのチラシを活用した周知
- ・避難所運営会議や自主防災組織による会議や訓練など、地域住民による自主的な運営に向けた支援

			4	確保を想定す	する経営資源	<b>7</b>			
ヒト	$\circ$	モノ	1	カネ	_	情報	0	時間	_
成果指標①	川崎区総合隊	方災訓練の参加	加者数	現状値		<b>0名</b> 020) 年度)	目標値	<b>40</b> (令和 7 (2	<b>0名</b> 025) 年度)
成果指標②	外国人向けり	方災講座の参加	加者数	現状値		<b>名</b> 020)年度)	目標値	目標値 (令和 7 (2025)年	
成果指標③	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇戸	所数(全33	現状値		<b>箇所</b> 020) 年度)	目標値		<b>箇所</b> 025)年度)
到達目標	・幅広い市員	民の災害対応に	力の向上に向	けて、年間10		て、年間400名 が防災講座に 所)		総合防災訓練	に参加

所管		幸区役所								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	りの向上に	向けた連携					
課題No.	3	課題名	地域防災力	地域防災力の強化に向けた取組の推進						
現状	・平成26 (2014) ~平成28 (2016) 年度に、区内全避難所で避難所開設訓練又は避難所運営訓練を実施し、その3か年の訓練成果を生かし、平成28 (2016) 年度に、実践的な訓練方法を具体的に記した「幸区避難所〈開設〉〈運営〉訓練マニュアル」を作成しました。 ・令和元(2019) 年度には幸区避難所一斉開設訓練を実施し、地域防災力の向上に努めました。 ・自主防災組織と被災者支援班及び避難所運営要員が主体となった避難所運営体制の構築が必要となります。									
取組の 方向性	・区内全避難所において、災害発生時に、より迅速かつ円滑に避難所の開設、運営が行えるよう、避難所運営会議や自主防災組織など地域と連携しながら、「訓練マニュアル」を用いた避難所運営訓練の全避難所での実施に向けた取組を推進するとともに、防災意識の醸成を図ります。									
活動指標①	「ぼうさい出	出前講座」等	の開催	現状値	16回 (令和 2 (2020) 年度)	目標値	<b>50回</b> (令和 7 (2025)年度)			

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・区内全避難所23箇所での避難所運営会議の開催及び避難所運営訓練等の実施に向けた、避難所運営会議委員や自主防災組織等 と連携した取組の推進
- ・各避難所の「風水害時の緊急避難場所運営マニュアル」の随時更新及び円滑な避難所運営に向けた取組の推進
- ・防災意識を醸成するための啓発活動や情報共有の実施

			1	確保を想定す	する経営資源	<b>7</b>					
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	1		
成果指標①	避難所運営会議の開催箇所数(全23 箇所)			現状値	l	<b>箇所</b> 020)年度)	程標値 23箇所 (令和 7(2025)				
成果指標②	避難所運営会 所数(全23億	会議による訓練 箇所)	東の開催箇	現状値	1	<b>箇所</b> 020)年度)	目標値	<b>23箇所</b> (令和 7(2025)年度)			
成果指標③	「自主防災組織リーダー等養成研修」受講修了団体(全77組織)			現状値	·	祖織 020) 年度)	目標値		<b>且織</b> 025)年度)		
到達目標	が行政職員と・防災意識の										

所管		中原区役所	ŕ								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更な	なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	也域防災力の向上に向けた連携							
課題No.	4	課題名	総合的な均	総合的な地域防災力の向上							
現状	・市民一人ひとりの防災意識の向上や、近くの人たちが助け合う関係づくり、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業、学校などの連携協力体制づくり、これらを支える行政機関の活動の強化などにより、自助、共助(互助)、公助による地域の総合的な防災力向上を図る必要があります。										
取組の 方向性					を実施し、連 検討や情報共		•				
活動指標①	中原区防災選 る各部会の活		部会におけ	現状値	<b>0</b> [0 (令和 2 (20)	-	目標値	2回以上 (令和7(2025)年度)			
活動指標②	「防災まちつ	づくり」の取	組支援	支援 現状値 <b>0件</b> (令和 2 (2020)年度) 目標値 (令和 7 (2025)年度)							
	B.4.4.5. Tr.40.4. 中										

## 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・地域防災活動の担い手を育成するため、避難所運営会議や自主防災組織などの会議や訓練を支援
- ・地域のさまざまな関係者の連携を強化するため、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業等で構成する中原区防災連携協議 会を開催し、各分野の課題検討や情報共有を推進
- ・「防災まちづくり」の取組など地域主体の取組を支援

			1	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源	京			
ヒト	0	モノ	1	カネ	_	情報	0	時間	_
成果指標①	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇戸	听数(全29	現状値		11箇所 (令和 2(2020)年度)		<b>29箇所</b> (令和 7(2025)年度)	
成果指標②	中原区防災運	車携協議会構成	成員数	現状値		<b>0名</b> 2020)年度)	目標値	130名 (令和7 (2025) 年度)	
到達目標	・避難所運営・地域防災力	営会議や自主	防災組織の活 けた連携の維		自主的な避難	所) 維所運営の実) 或の各種関係(		関、民間企業	等から130

所管		高津区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	りの向上に	向けた連携					
課題No.	5	課題名	地域防災力	地域防災力向上に向けた取組の推進						
現 状	食料等の備著助・共助(五 ・また、台層	蒈率や防災訓 互助)の強化 風など風水害	練への参加率 に向けた取組 による区役所	が依然として が必要となっ 職員の動員機	地震など、多くの区民が 低いことなどが、アンケー ています。 会が増える中、感染症対象 う区役所職員の更なるスキ	ート調査等に 策を踏まえた	現れており、引き続き自 避難所開設や区災害対策			
取組の 方向性	・家庭や、地域、区役所での災害対応力強化に向けた取組により、自助、共助(互助)、公助の各レベル三位一体による地域防災力向上を目指します。また、区民の関心が高い「防災」を契機とした地域活動への参加を促進するとともに、新たな人材の発掘や育成、地域における顔の見える関係づくりを推進します。 ・さらに、区本部訓練、風水害対応研修や、避難所運営会議・訓練への職員の参加等を実施し、職員の災害対応能力の向上を目指します。									
活動指標①	職員が参加し 所数(全21億		営会議の箇 <b>8箇所</b> 日標値 <b>21箇所</b> (令和 2(2020)年度) <b>1標値</b> (令和 7(2025)年度)							

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・避難所運営会議や自主防災組織による会議や訓練など、地域住民による自主的な運営に向けた支援
- ・学校などと連携した地域の防災活動への新規参加の促進及び地域防災活動の担い手の育成の推進
- ・風水害時のマイタイムライン作成やマイ減災マップワークショップの実施など、防災意識を醸成するための啓発活動の実施
- ・各種マニュアルの見直し及び訓練・研修の実施による区役所職員の災害対応力の向上
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた各種訓練・研修のオンライン実施に向けた取組の推進
- ・自主防災組織や避難所運営会議の意見等を踏まえた職員の防災意識の向上

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_				
成果指標①	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇戸	所数(全21	現状値	8 箇所 (令和 2 (2020)年度)		目標値	·	<b>箇所</b> 025)年度)				
成果指標②	避難所運営会 箇所)	会議の訓練箇戸	所数(全21	現状値		<b>箇所</b> 020)年度)	目標値	<b>15箇所</b> (令和7(2025)年度)					
到達目標	・風水害被害 災活動への新	の自主的な運 書や災害に対 新規参加者の 員が研修や会	する啓発活動 増加及び新た	を通じた区民 な担い手の育	この防災意識 <i>の</i> で成	の醸成と防災			る、地域防				

所管		宮前区役所	ŕ	]							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	也域防災力の向上に向けた連携							
課題No.	6	課題名	地域防災力	地域防災力の向上に向けた取組の推進							
現状	・首都直下地震等の地震災害、令和元年東日本台風等の異常気象に伴う豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等に対し、区民、自主防災組織、行政等が連携し、効果的な災害対策を講じるためには自助・共助・公助の強化に向けた取組を行う必要があります。 ・そのためには区民の災害への理解や備えを促進し、地域での防災訓練の参加を増やしていく必要がありますが、自主防災組織は以前にも増して高齢化により担い手は不足し、地域の核になる人材も不足しているのが現状です。・一方、区役所では本部設置訓練や防災研修への参加をより高めることで災害対応力を高める必要があります。										
取組の 方向性	います。また ・防災推進員 ・区役所では	こ、自主防災 員の養成とス は過去の災害	組織を通じ地 キルアップの や地域特性を	域と連携して研修を開催し 踏まえ、より	E防災訓練や区総合防災訓練で 地域防災力向上につなげ 、地域人材の発掘・育成 実災害に近い想定で区防 日本のなど、職員の災害対別	る支援を継続 にかかる継続 災研修・本部	します。 的な支援を行います。 設置訓練等を実施すると				
活動指標①	防災推進員研	肝修等の実施	回数								
活動指標②	職員が参加し 所数(全25億		営会議の箇	現状値	9 箇所 (令和2(2020)年度)	目標値	<b>25箇所</b> (令和7(2025)年度)				

### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・多世代が訓練等に参加できる環境整備として、広報の充実とともに地域住民が参加しやすい内容で防災訓練や防災推進員研修 を実施することにより、防災活動への新規参加の促進と地域防災活動の担い手の育成の推進

具体的な取組内容

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・区総合防災訓練において震災時想定で使用する避難所開設キットについて、避難所運営会議と連携して地域特性に合わせた活 用ができるよう支援する取組
- ・新型コロナウイルス感染症流行下での震災害、風水害等、複合災害を想定した区本部設置訓練や区防災研修、避難所運営会議 や訓練への職員の参加を通じた人材育成の実施
- ・訓練等の検証結果や地域の意見を各種計画、マニュアルへ反映することによる職員の防災意識の向上

			i	確保を想定す	する経営資源	· 京				
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_	
成果指標①	防災推進員研	肝修等の受講	者数	現状値		5人 2020)年度)	目標値	120人以上 (令和7(2025)年度)		
成果指標②	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇所	所数(全25	現状値	1	<b>箇所</b> 2020)年度)	目標値	<b>25箇所</b> (令和 7(2025)年度)		
到達目標	・年間120人 ・地域住民 <i>の</i> ・区本部設置	以上が受講す )自主的な運 置訓練では区	「る防災推進」 営による避難 本部事務局員	訓練への多世 員研修等を通 所運営会議の を中心に初動 、災害時でも	じた防災推進 開催(25箇) 対応を把握し	真の養成など 所) し、避難所運	ご地域人材の	発掘・育成	Eが地域との	

所管	:	多摩区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	りの向上に	向けた連携					
課題No.	7	課題名	地域防災力	りの向上に	向けた取組の推進					
現 状	・近年、「平成29年7月九州北部豪雨」、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」など、豪雨災害が激震化・頻発化しており、また、首都直下型地震はいつ起きてもおかしくない状況にあります。 ・また、高齢者人口や共働き世帯の増加により、コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足が進むことが予想されます。 ・このような状況下において、自助・共助(互助)による地域防災力向上が必要であり、新たな担い手の発掘がより一層求められております。									
取組の 方向性	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 177	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	°の実施により、地域の新 る地域防災力の向上を図		織等の地域防災活動への			
活動指標①										
				具体的な	取組内容					
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

- ・避難所運営会議が主体となった会議の開催や、より充実した訓練実施に向けた支援
- ・参加しやすい内容での区総合防災訓練の実施(年2回)などにより、地域の新たな人材の地域防災活動への参加を促進
- ・地域特性に応じた訓練及び防災意識を醸成するための啓発活動の実施
- ・地域防災力の向上につながる新たな担い手の発掘を目的に、防災キャンプを実施(年1回)

	確保を想定する経営資源												
ヒト	$\circ$	モノ	$\circ$	カネ	_	情報	0	時間	_				
成果指標①	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇戸	所数(全21	現状値	1	<b>箇所</b> 020) 年度)	目標値	1	<b>箇所</b> 025)年度)				
成果指標②	避難所運営会 所数(全21億	会議による訓練 箇所)	東の開催箇	現状値		<b>箇所</b> 020) 年度)	目標値	1	<b>箇所</b> 025)年度)				
到達目標	・避難所運営	営会議による	訓練(令和7	所運営会議の (2025)年度 な担い手の増	度目標値:21		キャンプ、参	参加しやすい[	区総合防災				

所管		麻生区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	地域防災力の向上に向けた連携						
課題No.	8	課題名	地域防災力	りの向上に	向けた取組の推進					
現状	・地域防災力を向上させるためには、公助体制のみならず、地域における自助・共助体制を強化する必要があります。総合防災訓練の実施や避難所運営会議の開催、研修、防災啓発活動を通じ、地域の多様な主体の連携を促進し、互いの支え合いによる地域防災力の向上を図るとともに、地域の共助体制に資する避難所の円滑な運営体制を推進しています。									
取組の 方向性	備えや適正過	選難行動等( さきに地域で	自助)を促す お互いに助け	とともに、地	することは困難であるたる 域の避難所運営会議や自 (共助(互助))ができる。	主防災組織が	主体性ある活動を行い、			
活動指標①	現状値									
	具体的な取組内容									
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

- ・総合防災訓練の実施方法の見直し及びキャンプの技術や機材を活用して家庭での災害の備え・安全行動を啓発する「おうち キャンプ」の広報や「区民防災塾」の開催等による、区民一人一人の防災スキルと防災意識の向上
- ・地域における自主防災組織の活動の活性化及び避難所運営会議・自主防災組織による主体性ある運営に向けた支援

			1	確保を想定す	<b>する経営資</b> 源	泵			
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_
成果指標①	地域における の延べ参加者	る自主防災組織 音数	職の訓練へ	現状値	·	00人	目標値	3,500人 (令和7 (2025) 年度)	
成果指標②	避難所運営会 箇所)	会議の開催箇所	所数(全25	現状値		<b>箇所</b> (020) 年度)	目標値	_	<b>箇所</b> 025)年度)
到達目標	災害活動等 ・現状、全2	(共助(互助) 5箇所で開催	) の体制の できている避	強化	もまま もっぱん もっぱん もっぱん しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう しゅう し	25) 年度目標 寺しつつ(令			

所管		消防局		]						
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(3)	項目名	地域防災力	也域防災力の向上に向けた連携						
課題No.	9	課題名	消防団をロ	中核とした	地域防災力の充実・	強化				
現状	・近年、災害が多様化、激甚化する中、大規模な災害への対応が急務となっています。一方で、地域防災の中核的役割を果たす消防団について、欠員状況が続いており、高齢化、職業形態の変化などの課題を抱える中で、市民の安心・安全の確保のために、消防団を中核とした地域防災力を強化することが肝要であり、消防団員の確保や消防団活動の充実強化を図る必要があります。									
取組の 方向性	のほか、消防	方団員の処遇	改善や活動環	境の整備等に		家族への理解	制度等)の充実及び周知につなげることで、退団の充実・強化を図りま			
活動指標①	<del>ー</del> 現状値									
				具体的な	取組内容					
	令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度									

- ・消防団員の確保(広報活動を通じた、女性消防団員の入団促進、学生消防団員活動認証制度の周知による大学生等の入団促進など、若年層を中心とした幅広い層への積極的な加入促進の実施)
- ・各種イベント、消防フェア、区民祭、町内会・自治会の会合等での消防団活動の広報の実施
- ・消防団応援事業所登録事業所数を拡大(市内事業所に対して制度への理解を求める)
- ・消防団員の処遇改善に向けた取組の実施(資器材の計画的な配備、消防庁長官通知を踏まえた適正な報酬及びその支給方法の検討など)
- ・消防隊と連携した各種訓練や自主防災組織への訓練指導の実施
- ・機能別団員の確保(市内事業所・退職団員への制度の周知)
- ・各団の地域特性を考慮した資器材の配備についての検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	消防団員数の日時点)	の充足率(翌4	年度4月1	現状値		<b>2%</b> 2020)年度)	目標値	93.0% (令和 7(2	6以上 025) 年度)		
到達目標		心・安全の確か 数の充足率93				災力の充実・	強化				

## 3-(4)積極的な情報共有の推進

### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、市民との積極的な情報共有の推進に向けて、SNSによる情報発信の拡充など広報媒体・手法の強化・充実や、職員の広報・広聴に対する意識の向上などに取り組んで来ました。

今後も、市政情報や市民に身近な区政の情報について、市民に伝わる広報を一層 推進するとともに、市民ニーズの的確な把握と分析による市政への活用に向けて取 組を進めていく必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 協働のパートナーである市民等との的確な情報共有を図るため、庁内全体の広報マインドの向上及び情報発信力の強化に取り組みながら、市政だよりや市ホームページのほか、SNSや動画コンテンツなど若者の利用が多いメディアも活用して、市政や区政に関する情報発信の強化に取り組みます。
- ▶ 市民意見の収集・分析による市政運営への反映・活用をより推進するため、各 所管部署の職員のスキルアップに取り組み、広聴機能の強化を図ります。

所管	i	総務企画局	<u> </u>	]							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	<b>極的な情報共有の推進</b>							
課題No.	1	課題名	効率的・効	効果的なシ	ティプロモーション						
現状	・広報媒体の多様化、ICT技術の普及に伴い、市民に必要な情報を届ける効率的・効果的な方法について検討する必要があります。 ・各種の新技術に対応しながらも、デジタル技術が不得手な情報弱者層に向けた広報について検討する必要があります。 ・「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づき、ブランドメッセージを活用した「市民の川崎への愛着・誇りの醸成」や市の施策や取組等の発信による「対外的な認知度・イメージの向上」のための施策・事業を推進していますが、シビックプライド指標が目標値を達成できていません。 ・若年層(20~30代)のシビックプライド指標が特に低いため、ターゲットを絞ったシティプロモーションにより指標全体の底上げを図る必要があります。										
取組の 方向性	術革新が見込 ・市政だより す。 ・令和3(20 きます。 ・民間連携を ・情報の受け ・専門的知見	まれていること をはじめとした 21) 年度中に さらに推進し、 手 (ターゲット の活用等により	こから、変化に た各種刊行物の 策定する「シテ 効果的・効率 へ)を意識した リ、市全体の情	適切に対応したインターネットインターネット・イプロモーシーのなシティプロなシティプロないでは、 媒体選択や質の 報発信力の強く	って、適切な広報は不可欠でながら、情報発信を確実に行い上の情報の充実や、SNSョン戦略プラン第3次推進実コモーション及び情報発信を可高い動画コンテンツの制作とを推進していきます。 夏のある若年層(20~30代)	っていきます。 を活用した情報 施計画」に基っ 図ります。 等を強化してい	及発信の強化に取り組みま づいた取組を着実に進めてい いきます。				
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-				

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・川崎にゆかりのある民間インフルエンサーとの連携を進め、プロモーション効果の高い取組を推進
- ・オウンドメディア(市政だより、テレビ・ラジオ、ホームページ等)の効果的な連動やマスメディア(テレビ、新聞等)へのアプローチを強 化し、情報発信の効果の最大化を推進
- ・SNSなど若者にリーチする媒体による情報発信を強化するとともに、質の高い動画コンテンツの制作等を推進
- ・ P R やシビックプライド等の専門的知見を有する識者を活用した職員向け研修を実施し、庁内全体の広報マインド醸成と情報発信力強化を推 進

#### [R04 (2022) · R05 (2023) ]

・令和 5 (2023)年度のサーバ等の機器の更新に合わせ、市公式ホームページのリニューアルに向けた取組を推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	$\circ$	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_				
成果指標①	シビックプラ への「愛着」	ライド指標( )	市民の川崎	現状値		<b>5点</b> 2021)年度)	目標値		(以上 025) 年度)				
成果指標②	シビックプライド指標 (市民の川崎への「誇り」)			現状値		<b>9点</b> 2021)年度)	目標値	6.0点以上 (令和 7(2025)年度)					
成果指標③	必要な市政情 いると思う/	青報を得るこ 人の割合	とができて	現状値	·	<b>3%</b> 2021)年度)	目標値	45% (令和 7(2	以上 025) 年度)				
到達目標	・広報媒体の		「技術の普及に	合わせた効率的		ド指標が①愛え 報を実践する。			-				

所管	i	総務企画局	;	]							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進						
課題No.	2	課題名	新技術等を	<b>行技術等を活用した効率的・効果的な防災情報の発信手法の検討</b>							
現状		引することで、			多大な費用を要していま を進め、防災に係る情報:						
取組の 方向性	■■■『信全体の在り方を検証します。                       ┃										
活動指標①	現状値 - 目標値 -										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・防災行政無線のデジタル化及び増設の推進
- ・情報発信に関する技術情報の収集と情報発信手段ごとのメリット・デメリット及び費用対効果の検証
- ・衛星系無線設備の第3世代化に向けた検討及び更新作業の推進

## 【R04 (2022) ∼R05 (2023) 】

・新本庁舎への既存無線設備の移設及び整備の推進

#### [R05 (2023) $\sim$ R07 (2025) ]

・上記検証の結果を踏まえた、防災情報の発信の在り方に係る基本計画の策定及び計画事業の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	-		
到達目標	・防災行政無	無線の在り方	を含めた情報		青査した上で <i>の</i>			る適切な運用 方に係る基本			

所管	i	総務企画局	3								
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進	ţ					
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進						
課題No.	3	課題名	広聴機能の	広聴機能の強化に向けた取組の推進							
現状	きる職員の育成が重要となることから、広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けた研修の 実施、サポート体制の整備等によってノウハウや好事例の共有を図っています。										
取組の 方向性											
活動指標①	指標① - 現状値 - 目標値 -										
				具体的な	取組内容						
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度										

- ・市民意見の市政への反映・活用を行う事業所管部署職員の意識や能力の向上を図るため、研修を実施
- ・市民意見を施策等に活かすための取組として、市民意見の活用方法の整理や好事例の共有
- ・アンケート調査など戦略的に具体的な施策の参考とするための市民意見を収集する際に、調査設計や設問の検討の段階から活 用を意識して調査内容を検討できるよう、手引き等の充実に向けた取組を推進
- ・ICT技術の進化を踏まえ、情報システムの更新等を適宜、実施

			₹	確保を想定す	<b>ける経営資</b> 源	京			確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_												
成果指標①	研修達成度(市長への手紙制度研修、アンケート調査に係る研修参加者アンケート) 現状値 (令和2(2020)年度) 目標値 (令和7(2025) 名																				
到達目標	することで、 において施領 ・広聴業務に キルアップ及 ・専門的な知	市民の声を発表を検討する際に携わる職員になび施策等へにしている。	多面的・戦略 際の参考とし に対して研修 の活用に関す されるアンケ	的に収集・分 て活用できる を実施し、研 る意識の向上 ート調査を担	析し、所管部 状態 F修達成度909 E B当する職員に	民アンケート <sub>.</sub> 部署への積極 %以上を維持 句けの研修を する方法の職	的な情報提供 することによ 実施し、研修	を行うことで る、職員の知	、所管部署口識習得、ス												

所管		財政局										
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推議	<b>進</b>						
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進							
課題No.	4	課題名	財政状況	財政状況(予算・決算)の見える化								
現 状	・これまで、「川崎市財政読本」や「川崎市予算案について」、「一般会計・特別会計決算見込の概要」等により、市民生活に身近な施策の予算・決算や、将来の負担などについて、市民に分かりやすい形での公表に努めてきました。 ・また、平成10 (1998) 年度決算からは、企業会計的手法による財務書類の公表を行ってきましたが、平成28 (2016) 年度決算から、全ての自治体において、地方公会計制度の統一的な基準による財務書類を作成することとなっており、市民により分かりやすい資料の公表や財務書類の活用が求められています。											
取組の 方向性	財政状況を分かりやすく市民に説明できる資料の作成・公表に向けて、引き続き資料内容等の継続的な見直しを進											
活動指標①	括動指標①											
				具体的な	———————— 取組内容							
			令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

## [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

・国や他都市の公表資料を参考とし、市民目線でより分かりやすい資料の公表に向けた、公表手法や資料内容の見直しの実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	ける市民アン	イトや市政だ。 レケートにおり った」と答え:	いて、「わ	現状値	- (令和 2 (2	- 020)年度)	目標値	<b>80</b> % (令和 7(2	以上 025) 年度)		
到達目標		・引き続き、わかりやすい資料作成を行うこと、また市ウェブサイトや市政だより等を用いて公表することを通じた、より多くの市民に「わかりやすい」と感じてもらうことによる市財政への理解の浸透									

所管		 川崎区役所	 f	]					
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進	<u>É</u>			
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進				
課題No.	5	課題名	デジタル	支術の活用	等による広報の促進	<u>É</u>			
現 状	を行っていま やすい手段・ ・市政だより 所内所管部署 情報、外国人 ・「外国人信	ですが、情報 ツールにつ の抜粋情報 弱の事業・イ 住民が必要 E民のための	伝達や共有のいて多様化しを6か国語とベントのチラとする情報、 川崎区生活便	手法、ツール ています。 やさしい日本 シや、状況の 外国人住民に 利ガイド」を	が多様化するなかで、 語に翻訳して、毎月、 変化等に応じて外国人 伝えたい情報を機動的 中国語、韓国・朝鮮語	情報の受け手に 区ホームページ 向けに迅速・的 に翻訳し発信し 、タガログ語、	こついて広報、情報発信等 よって、よりアクセスし がら発信し、また、区役 の確に提供する必要がある でいます。 ベトナム語、ポルトガル パロ等から利用を案内して		
取組の 方向性	・区政に関する情報を、SNSなど、インターネットを活用し、より効果的に発信します。 ・区役所内所管部署の事業・イベントのチラシや外国人住民向けに迅速・的確に提供する必要がある情報等の機動 的な翻訳を充実し、併せて、外国人住民に向けたより効果的な情報発信手法の調査とその結果を活かした多言語対 応の広報手法を検討します。 ・「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の6言語版の情報の更新を定期的に行い、区ホームページから発 信するとともに、総合案内や区役所窓口等から周知します。								
活動指標①		_		現状値	-	目標値	-		

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

- ・区ホームページ情報へのアクセス件数などの測定、発信する情報の内容、発信手法の見直し等を踏まえた効果的な広報手法の 更なる検討
- ·YouTube (川崎区YouTubeチャンネル) を活用した効果的な情報発信の検討・発信

## 【R04 (2022) 】

- ・外国人住民と地域の連携を意識しながら、支援団体等関係団体を通じた外国人住民に向けた効果的な情報発信手法等の調査 【R05 (2023) ~R07 (2025) 】
- ・調査結果を活かした広報手法の検討を踏まえた情報発信の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	-	-		
到達目標			用した効果的 刃な情報提供		よる区民との	0区政情報の	<b>共有</b>				

所管		幸区役所									
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進						
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	責極的な情報共有の推進							
課題No.	6	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の促進							
現状	・情報技術の革新により、さらに広報媒体の多様化が想定される中で、必要な行政情報を確実に届ける手段の確立が必要です。 ・外国人住民の増加等が見込まれる中で、住民とのトラブル防止等、必要な行政情報の多言語化への対応を準備していく必要があります。										
取組の 方向性	します。										
活動指標①	指標① - 現状値 - 目標値 -										
	具体的な取組内容										
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

- ·YouTube、インスタグラム等の I C T を積極的に活用した区政広報
- ・よりタイムリーで分かりやすいHPでの情報発信
- ・外国人市民に向けて、多言語で必要な情報を届ける方策の検討

確保を想定する経営資源												
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_			
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	-	-			
到達目標	て区民との通	適切な区政情	報の共有		極的な活用になか、多言語で							

所管		中原区役所	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	本との協働	・連携の更なる推進					
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進					
課題No.	7	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の促進						
現 状	・SNSをはじめとした広報媒体の多様化が進む中、更なる技術革新も想定され、伝えたい相手に合わせ、的確に情報ツールを選択して広報を行う必要があります。 ・高齢者、障害者、外国人などの情報弱者へ確実に情報を伝えるための対応が求められています。 ・外国人住民の増加等が見込まれる中で、住民とのトラブル防止等、必要な行政情報の多言語化への対応を準備していく必要があります。									
取組の 方向性	■■■■■■■■NSなどデジタル技術を活用したツールのメディアミックスにより、様々な切り口で配信することで、広報効果を┃									
活動指標①										
	具体的な取組内容									
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

## [R04 (2022)~R07 (2025)]

- ・SNSやYouTube等新たなメディアプラットフォームを活用した情報発信
- ・NMN(なかはらメディアネットワーク)と連携した情報発信
- ・多様な主体を意識したHP、チラシ等広報媒体での情報発信
- ・情報弱者への配慮をした広報

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値	_	_		
到達目標			を利用した効 な情報提供の	果的な情報発 実施	信による区段	民との区政情報	報の共有				

所管		高津区役所	ŕ	]								
取組No.	3	取組名	多様な主体	ら様な主体との協働・連携の更なる推進 ・								
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	<b>責極的な情報共有の推進</b>								
課題No.	8	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の促進								
現状	・区の施策や各種事業・取組等について、区HP、市政だより区版、公共施設へのチラシ・ポスターの配架等を通じて区民に広報・情報発信していますが、情報伝達やコミュニケーションの手段・ツールが多様化する中で、情報の受け手によって、よりアクセスしやすい手段・ツールについても多様化してきています。											
取組の 方向性	■■・発信する行政情報の内容について、より分かりやすく、かつ伝わりやすいよう工夫していくとともに、情報を届											
活動指標①												
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度												

## [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・YouTube「川崎市たかつ区チャンネル」を活用した効果的な情報発信
- ・facebookなどSNSを利用した情報発信の推進
- ・区の魅力を発信する動画コンテンツを活用した広報

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	_	_		
	・区民への適切な市政情報の提供に向けて、既存の広報手法に加えて、動画コンテンツの制作・配信やSNS等の活用により、行政情報に比較的関心の薄い傾向にある若い年代の区民も含めて、区民に対する効率的・効果的な情報提供の実施										

所管	宮前区役所											
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進								
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	責極的な情報共有の推進								
課題No.	9	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の促進								
現 状	・区の施策や取組等について、区HPや市政だより区版、公共施設への配架等を通じて区民に発信していますが、 情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、より分かりやすく、かつ伝わるように発信する必要があ ります。											
取組の 方向性	■■■■■■を、動画コンテンツ共有サイトやSNSなどを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ積極的・効果的に┃											
活動指標①	ー 現状値 ー 目標値 ー ー											
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度												

- ・宮前区YouTubeチャンネルを活用した効果的な情報発信
- ・他のSNSを利用した戦略的な情報発信の推進

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	_		
	・区HPや市政だより区版、公共施設への配架等に加え、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、宮前区YouTubeチャンネルを含め、より分かりやすく、かつ伝わるよう、多様な媒体による区民への市政情報の提供										

所管		多摩区役所	Í								
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進							
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	責極的な情報共有の推進							
課題No.	10	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の推進							
現状	・事業の実施をはじめとする行政情報については、その内容等に応じてチラシ・ポスターの配布・掲出、市政だより多摩区版、多摩区ホームページ、YouTube多摩区チャンネル及び川崎市twitter等を活用して広報しています。										
取組の 方向性	・区役所の各部署で実施する事業等について、様々な世代や立場の区民に適切に情報が伝わるよう、職員が多様な 情報発信の技術を身に付けながら、事業等の内容や対象を考慮した効果的な手法による広報を推進していきます。										
活動指標①											
	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

- ・区民一般に対する広報は、多くの人が手軽に素早く情報を得られるよう、多摩区ホームページのほかYouTubeなどのSNSを 積極的に活用する一方、デジタル技術の活用が困難な方には市政だより多摩区版で周知するなど、対象に応じて手法の使い分け や組合せを行いながら効果的な広報を実施
- ・動画コンテンツの活用など伝わりやすい広報を実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	0	時間	_		
成果指標①	_		現状値	-		目標値	-				
・区役所職員が、SNSを含め多様な手法による情報発信の技術を身に付け、事業の対象に応じて手法の使い分け や組合せを行いながら効果的な情報共有を実施											

所管		麻生区役列	ŕ							
取組No.	3	取組名	多様な主体	多様な主体との協働・連携の更なる推進						
項目No.	(4)	項目名	積極的な情	青報共有の	推進					
課題No.	11	課題名	デジタル打	デジタル技術の活用等による広報の促進						
現 状		報発信ツールの発展やICT技術の普及により、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、必要 政情報を、より分かりやすく、かつ伝わるように区民に届ける必要があります。								
取組の 方向性		, ,	やICTの普 業務の推進に			けけ、SNS等	を活用した情報発信を行			
活動指標①		_		現状値 - 目標値						
				具体的な	取組内容					

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・ホームページや広報紙、SNS等を活用した広報技術の向上のための区役所職員向け広報研修の実施
- ・ツイッターによる情報発信の充実
- ・区の魅力を発信する動画コンテンツの充実

確保を想定する経営資源											
ヒト	○ モノ										
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	-		
到達目標	・行政情報を		画コンテンツ	などあらゆる	媒体を通じた	た効果的な発作	言による必要	なときに必要	とする区民		

# 4 庁内の人材育成と意識改革

今後も見込まれる厳しい財政環境の中においても、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、採用・人事・評価・育成部門等の各関係部門が連携し、現在の取組の実態や課題を的確に把握・検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成に取り組むとともに、コストや改善・改革、コンプライアンス等に対する意識の更なる醸成を図ることで、職員一人ひとりを育て、組織力を最大限に発揮していくことが必要です。

そのため、組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等や行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成、職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上、職員の能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組み、組織や職員の更なる質の向上につなげていきます。

#### ■ 改革項目一覧

取組4 庁内の人材育成と意識改革	ページ
(1)組織力の向上に向けた計画的な人材育成等	237
(2) 行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成	243
(3) 職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上	260
(4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	266

# 4-(1)組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

#### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、効率的・効果的なO J T の推進や研修の実施等による計画的な人材育成の推進により、「研修や<math>O J T に対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合」が平成 29 (2017) 年度の 56.9% から令和 3 (2021) 年度の 66.6%に向上するなど、一定の効果があったものと考えます。

しかしながら、今後の人口減少等に伴い、厳しい採用環境が見込まれる中において、これまで以上に採用後の人材育成が重要となることから、より一層、採用・人事・評価・育成部門が連携し、組織力の更なる向上に向け、職員の人材育成をより効果的に推進していく必要があります。また、技術職員等の専門職種の継続的な育成や高齢層職員の持つ知識や経験の活用・承継等に向けた取組も推進していく必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 基本方針に基づき、職員と組織の質の向上を図るため、採用・人事・評価・育成部門が連携しながら、職場における職務遂行を基本とした人材育成(O」T)や、働きやすく働きがいのある職場環境づくりなど、人材育成の取組を総合的に進めることにより、組織力の向上につなげます。
- ▶ 職員の能力や専門的知識の向上に向けて、より効果的な人事配置や人事制度の検討等を進めるとともに、令和5(2023)年度から予定されている「定年の段階的な引き上げ」に対応し、高齢層職員の持つ知識や経験を更に活用するための人事配置や取組を推進します。
- ▶ 職員の能力や実績の適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しの検討、実施及び制度見直しに伴う取組を推進します。
- > 多様で有為な人材の確保に向けて、社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用に係る状況分析や採用試験の調査研究、受験者の確保に向けた効果的な広報の実施等に取り組みます。

所管	i	総務企画局	;							
取組No.	4	取組名	庁内の人材	テ内の人材育成と意識改革						
項目No.	(1)	項目名	組織力の「	句上に向け	た計画的な人材育成	等				
課題No.	1	課題名	組織力の「	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成						
	等を示し、C 進してきまし から、市民ニ	) JT(職場 いた。各取組 ニーズの多様	崎市人材育成基本方針」に基づき、職場におけるチーム原則の確立及び職員による行動指針の徹底 T (職場における職務遂行を通じた人材育成)、研修、人事評価、人事配置等による人材育成を推 。各取組により職員の意識やスキルの向上を図る一方で、今後も厳しい財政環境が見込まれること ズの多様化・増大化、その他の市を取り巻く諸課題に的確に対応していくためには、人材育成の取 に推進していく必要があります。							
取組の 方向性			, , , , , , ,		ā・育成部門が連携し、人 ≩決に必要な人材の育成を		1を総合的に推進し、組織			
活動指標①		ー 現状値 ー 目標値 ー ー								
				具体的な	取組内容					

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・採用・人事・評価・育成部門において、現状を踏まえ、人材育成の視点で課題を共有した総合的な人材育成の推進
- ・組織力の向上に不可欠な管理・監督者のマネジメント力向上のための実践的な研修の実施
- ・職場の実態を踏まえた〇JT支援の見直し
- ・課題発見・問題解決能力や企画力の向上、コーディネート力向上のための取組など、行財政運営上の課題解決に必要な人材育 成の取組の実施や支援

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・効果的な研修の実施手法の検討、実施
- ・0JTにおける高齢層職員の位置づけの検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	しての意識や	「に対する取約 ウスキルの向」 ご考える職員の このアンケー	上に役にの割合(働	現状値	66.6% (令和3 (2021) 年度)		目標値 (令和 7 (2025)				
成果指標②	のうち、市 <i>の</i> 立った行動を	接する機会がる D職員が市民の をしているとり 民アンケート	の視点に 惑じた市民	現状値		<b>2%</b> 021)年度)	目標値	<b>35%</b> (令和 7(2	以上 025) 年度)		
到達目標											

所管	;	総務企画局	3							
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革							
項目No.	(1)	項目名	組織力の「	句上に向け	た計画的な人材育成等	<b>等</b>				
課題No.	2	課題名	技術職員等	等の専門職	種の人材育成の推進					
	種の専門性や向けて取り約の多様化・均	や技術力等の 目む必要があ 当大化、その き続き、各局	向上を図って ります。また 他の市を取り	育成基本方針」に基づく各局区等の人材育成計画の取組を推進し、技術職員等の専門職 可上を図ってきました。引き続き、各局区等が抱える人材育成上の課題を踏まえ、解決に ます。また、今後も厳しい財政環境が見込まれることから、限られた人材で市民ニーズ の市を取り巻く諸課題に的確に対応していくためには、高齢層職員の活用も視野に入れ に等における専門職の役割や業務内容に合わせた専門性や技術力等を高めていくことが求						
取組の 方向性	・各局区等の取組に関する情報の共有や取組に対する支援等を通じ、各局区等の人材育成計画に基づく取組の充実につなげていきます。 ・局区横断的な取組を通じ、専門性や技術力等について、効果的な向上を図ります。 ・定年の段階的な引上げに伴い、高齢層職員が持つ知識・経験を活用し、専門性・技術力等の向上を図ります。									
活動指標①		_		現状値 <del>一</del> <del>一</del>						

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・人材育成推進管理者連絡会等を通じた情報の共有化、効果的な取組の検討
- ・各局区等の人材育成計画の策定及び計画に基づく取組の支援
- ・専門職を対象とした研修の合同開催、人材育成の情報の共有化など局間の連携強化
- ・民間企業への派遣研修の実施
- ・職場体験研修等を活用した他職場を経験する機会の創出
- ・専門職を対象とした外部団体が実施する研修への参加支援
- ・高齢層職員が持つ知識・経験の0JT等への活用

確保を想定する経営資源												
ヒト	0	モノ     ー     力ネ     ー     情報     ー     時間     ー										
成果指標①		- 現状値 - 目標値										
到達目標	・「川崎市ノ	材育成基本。	方針」に掲げ	る「人材ビジ	ジョン(市職員	員のあるべき	姿)」の実現					

所管	;	総務企画局	3	]							
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革								
項目No.	(1)	項目名	組織力の向	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等							
課題No.	3	課題名	適切な人事	事配置と人	材育成、定年引き上に	げへの対応					
現 状	・これまで、職員個々のキャリアプランや適性を踏まえた、専門的知識・能力の向上やその活用に向けた人事配置を実施するとともに、再任用職員の知識・経験を効果的に活用するための任用や人事配置を行ってきました。 ・多様化・増大化する市民ニーズに、常に迅速かつ柔軟に対応していくため、多様な経験と広い視野の獲得や、専門性の蓄積など、人材育成につながるよう職位等に応じたキャリア形成を見据えて人事配置を行い、市民サービスの担い手となる職員の知識や能力の向上を引き続き図っていく必要があります。 ・地方公務員法等の改正により、令和5(2023)年度退職者から地方公務員の定年が2年に一度1歳ずつ引き上げられ、最終的に65歳になることから、高齢層職員の更なる活用が求められています。										
取組の 方向性	・特に若手職 に行うことで ・定年引上に	戦員について で、多様な経り でに伴う役職!	は、人材育成 験と広い視野	の観点から、 の獲得を図り めとした関連	果的な人事配置や人事制度 本庁・区役所(事業所)。 ます。 制度の導入に向けた検討・	といった異な	る組織への異動を積極的				
活動指標①		_	現状値 <del></del> 目標値 <del></del>								
具体的な取組内容											

・職位・年代や本人のキャリアプラン、能力、実績、適性等を踏まえるとともに、能力・知識の向上など人材育成の観点も踏まえた人事配置の検討・実施

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### 【R04 (2022)】

・定年引上げ及び役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度等の関連制度の導入に向けた検討、関係条例の改正

#### 【R05 (2023) 】

・段階的な定年引上げの開始及び関連制度の導入

#### 【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

[R04 (2022)  $\sim$ R07 (2025) ]

・定年引き上げ及び関連制度を踏まえた、高齢層職員の持つ知識・経験をさらに活用するための人事配置の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	-	-		
到達目標	育成に寄与す・定年引き」・法令に基づ	ける人事配置( 上げに伴う役! づく役職定年		定年前再任用 定	短時間勤務制		々の職員の知	識・経験の活	所や、人材		

所管	;	総務企画局	<del></del>							
取組No.	4	取組名	庁内の人材	テ内の人材育成と意識改革						
項目No.	(1)	項目名	組織力の向	<b>]織力の向上に向けた計画的な人材育成等</b>						
課題No.	4	課題名	人事評価制	人事評価制度の適正な運用と見直しに向けた検討						
現状	事評価制度に し、これまで ました。 ・人事評価制 しつつ、適切	は、人材育成 で、地方公務 川度を適切か 別かつ制度の	や職員のやる 員法の改正へ つ効果的に運 成熟を目指し	気、働きがいの対応など、 用を続けるた ていくことか	を引き出し、その能力を適宜見直しを行いながらめには、常に見直しの視重要かつ必要であるため	を最大限に発揮  、評価結果を  引点をもち、時  、職員がやる	られています。本市の人 させること等を目的と 任用、給与へ反映してき 代の変化やニーズに対応 気と働きがいを持って職 努めていく必要がありま			
取組の 方向性										
活動指標①	現状値 一 目標値 一									
	具体的な取組内容									
			令和4(2	022)年度~	~令和7(2025)年度					

- ・公正、公平な人事評価制度の運用に向けて、評価者の理解やスキルの向上等を目的とする評価者研修を実施
- ・人事評価制度の運用を通じて職務に対する意欲を向上させるため、被評価者の理解の向上を目的とする研修を実施し、各局人 事担当課への説明会の開催や通知等を通じて、制度を周知
- ・適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しを検討・実施し、制度見直しに伴う取組を推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	0	○ モノ − カネ − 情報 − 時間 −											
成果指標①	現状値												
到達目標		別度の適正な違 さる気や働き7					の理解度向上	、適正な評価					

所管	人事	委員会事	 務局	]						
取組No.	4	取組名	<sup>6向</sup>   庁内の人材育成と意識改革							
項目No.	(1)	項目名	組織力の「	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等						
課題No.	5	課題名	多様で有為な人材の確保							
現状	なかで、採用 盛です。 ・特に、技術 た「専門催等、 会・今後も、多	用試験の申込 2歳人口の減 5系職種を中 パ 受験者確介保 3様で有為な	状況は厳して 少を見越して 心とした専門 ンフレット」 の取組みを進 人材の確保に	状況が続いて、早期に人を 職種について の配布や、W めてきました 向けて、採用	最気拡大やオリンピック需がます。また、コロナ禍は すを確保しておくべく、計 は、採用が困難な状況が新 がという。 は、 は は が は が は が は が が が が が が が が が と で は が と で は が と で は が が が が が が と で う で う に う に う に う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	においても、 画的に前倒し 続いているこ H Pへのアー 句等の環境変	民間企業の採用意欲は旺で採用を実施している状とから、専門職に特化しカイブの掲載、職場見学化を踏まえながら、採用			
取組の 方向性										
活動指標①		_		現状値	_	目標値	_			
				 具体的な	 取組内容					

# 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・受験者及び新規採用職員を対象としたアンケートを元に、学生等が求める効果的な採用広報について分析
- ・学生等が時間や場所を選ばずに参加ができるオンライン型のイベントを実施するとともに、職場や現場を見学することで仕事 のイメージが掴みやすい職種については対面型のイベントを実施する等、職種ごとのニーズに応じた広報を実施

令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・他都市の状況を踏まえながら、多様で有為な人材を確保するために有効な試験制度について調査研究を行うとともに、関連部 署と連携を図りながら、有効な人材確保策について検討を実施
- ・人物重視の採用試験を公正かつ効果的に実施するため、面接官の面接技法向上を目的とし、ロールプレイングを中心とした実 践的な研修を実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     -     カネ     -     情報     -     時間     -										
成果指標①	大卒程度等採用試験の採用予定人員に対する受験者数の比率現状値全区分のうち 3区分で3倍未満 (令和2 (2020) 年度)1標値 (令和7 (2025) 年度)										
到達目標	・多様で有為な人材の確保に向け、大卒程度等採用試験の全区分において、採用予定人員に対する受験者数の比率について、毎年度3倍以上を維持										

# 4-(2)行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

#### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、多様な主体との協働・連携による地域課題の解決を図るため、多様な主体をつなぐコーディネート機能の強化や区役所サービスの質の向上に向け、職員の育成に取り組んできました。また、地域防災力の向上に向け、大規模災害の発生等を想定した訓練の実施・参加等を通じ、職員一人ひとりの防災意識や災害対応能力の向上に努めてきました。

しかしながら、今後も地域課題はますます複雑化し、市民ニーズも多様化・増大化する中においては、より一層、多様な主体との協働・連携が求められることから、これまで以上に、コーディネート機能が十分に発揮できるよう、職員の育成に取り組む必要があります。また、市民との信頼関係の構築や更なる地域防災力の向上に向け、区役所サービスの質の向上や防災意識・災害対応能力の一層の向上等に向けた取組も重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会のデジタル化が進展する中、本市においても、迅速なデジタル化への対応やデジタルデバイト対策を講じることができるよう、必要な人材を育てていくことも喫緊の課題です。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、全職員のデジタルリテラシー<sup>14</sup>の底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理するとともに、適切な育成手法を検討し、実施します。
- ▶ 市民の視点に立ち、多様な主体との協働・連携に必要なコーディネートを行うなど、地域の課題解決に取り組む職員や、積極的に市民サービスの向上に取り組む職員の育成に取り組みます。
- ▶ 地域防災力の更なる向上に向け、避難所運営会議や各種防災訓練に参加することにより、公助の担い手である職員の防災意識・災害対応能力の更なる向上を図ります。

<sup>14</sup> デジタルを使いこなす能力のことをいう。

所管		総務企画局	ā										
取組No.	4	取組名	庁内の人材	<b>才育成と意識改革</b>									
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題解決に必要な人材の育成									
課題No.	1	課題名	行政のデシ	ジタル化に必要な人材育成の推進									
	<ul><li>新型コロラ</li></ul>	型コロナウイルス感染症を契機として、デジタル技術等を活用し、オンライン手続やキャッシュレスなどの非											

・新型コロナウイルス感染症を契機として、デジタル技術等を活用し、オンライン手続やキャッシュレスなどの非対面・非接触型のサービス、テレワークやオンライン会議など場所の制約を受けない働き方、SNSやオンライン相談などインターネットを介したコミュニケーションなどが拡大しており、国においても社会のデジタル化の推進に取り組んでいます。

# 現状

- ・こうした変化を背景に、市民サービスや市役所内部の事務におけるデジタル化に迅速に対応していくためには、デジタル技術やデータ活用等に必要な知識・ノウハウ・スキル等を有する人材の育成が重要となります。これまでも、階層別研修やOJT等による全庁的な人材育成と、「川崎市情報システム全体最適化方針」の下、情報管理部門を中心とした専門人材の育成に取り組んできましたが、デジタル化の加速に向けて、デジタル技術等の広範な活用が必要となる中で、行政のデジタル化に向けた人材育成の一層の推進が求められています。
- ・市民サービスの向上と業務の効率化を図るためには、デジタル化の推進に合わせて、業務プロセスの見直しを行うことが重要であることから、職員の改善意識・意欲の向上等の取組と連動して、デジタル化に向けた人材育成を 行う必要があります。

# 取組の 方向性

- ・行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しによる業務の効率化を促進するため、情報管理部門だけではなく、全職員のデジタルリテラシーの底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理します。
- ・令和3 (2021) 年度に策定の「川崎市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進プラン」に基づき、それぞれの職員に必要とされる知識等を効果的に習得できるよう、適切な育成手法を検討し、実施します。

活動指標① 現状値 見標値 一

#### 具体的な取組内容

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・階層別研修やOJT等を通じて全庁的な職員のデジタルリテラシーを向上させる取組
- ・外部の専門的知見の活用により、職員がデジタル技術を活用して実践する業務改革・改善活動を支援する取組
- ・職員のデジタルリテラシーの段階に応じた、スキルアップ機会の提供
- ・情報管理部門等の職員の専門性向上に向けた、キャリアパスの検討や研修・OJTの強化、外部との人事交流等
- ・既に実施しているCIO補佐業務における外部人材の活用(外部委託)のほか、データ活用等の新たな専門性が求められる分野への外部人材の登用の検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	ヒト     一     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
成果指標①		おやデータ活り組んでいる。		現状値	(令和2(2	- 020)年度)	目標値		) () () () () () () () () () () () () ()		
到達目標	<b>達目標</b> ・職員が、それぞれの役割に応じて、デジタル技術やデータを活用して、課題解決を図ることが可能となること										

所管	i	総務企画局	;								
取組No.	4	取組名	庁内の人権	才育成と意	識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の育	<b>育成</b>					
課題No.	2	課題名	危機管理体	危機管理体制の強化							
現状	が、令和元年	F東日本台風(	の検証結果等	防災訓練の実施や危機管理監の設置など、危機管理体制の強化を進めてきたところです 検証結果等を踏まえ、職員の防災への意識の濃淡や災害対応経験の有無による対応力の り機動的な対応を可能とするため、更なる体制の強化を図っていく必要があります。							
取組の 方向性	・災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実際の災害対応や各種訓練、他都市の危機事象からの教訓などを踏まえ、職員一人ひとりの能力等を向上させることで、全体としての体制強化を図ります。 ・また、これまで整理・明確化を進めてきた庁内における役割分担のもと、危機管理対策の取組を進めるとともに、関係部署間の情報共有及び連携強化を図り、それぞれの取組をつなげることで、より機動的かつ一体的な災害対応を可能とする危機管理体制の強化を図ります。										
活動指標①	全庁的な図」 施	ニ訓練や研修	・講座の実	現状値	年 5 回以上 (令和 7(2025)年度)						
	B.4.4.4. 西加土市										

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・データ利活用による産官学と連携した防災対策の取組
- ・職員の防災意識・知識向上のための庁内向けの防災研修及び訓練等の実施
- ・これまでの災害対応等を踏まえた人材育成等の推進
- ・各局区が連携した実践的な訓練の実施

#### 【R04 (2022) 】

・総合防災情報システムを踏まえた災害対策本部体制の再編

確保を想定する経営資源											
ヒト	<ul><li>○ モノ - カネ - 情報 ○ 時間 -</li></ul>										
成果指標①		_		現状値							
到達目標	・職員一人ひとりの災害対応能力の向上により、災害時にも的確に対応できる体制の構築										

所管		市民文化局	;								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の	育成					
課題No.	3	課題名	区役所にお	おける行政	のプロフェッショナ	ルの育成					
現 状	・戸籍・住民基本台帳・国民健康保険・保健・医療・福祉・土木・公園等の各分野における制度や仕組み、市民ニーズなどが複雑化・増大化する中で、専門知識や技術・技能の継承に向けた計画的な人材育成の必要性が高まるとともに、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容により、地域課題や社会的課題がますます複雑化・多様化することが見込まれることから、市民サービスの向上に向けた人材育成など継続的に取り組む必要があります。										
取組の 方向性	・「高い意識と専門性を持つ職員の育成」、「地域をコーディネートする職員の育成」、「自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成」、「局区間調整に関する職員の意識改革」に向けて、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少への転換、ポストコロナ時代を見据え、市民の視点に立ち、積極的に市民サービスの向上や、地域の課題解決を図ることができる人材の育成を図ります。										
活動指標①	動指標①										
				具体的な	取組内容						
令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度											

- ・政策分野ごとの専門性を高めるため業務所管局による当該分野の業務研修など「高い意識と専門性を持つ職員の育成」
- ・新しい生活様式を踏まえた「顔の見える関係づくり」や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に向けた「地域をコーディネートする職員の育成」
- ・職場での改善運動を含む区役所サービス向上の取組を通じて「自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成」
- ・区役所各課と業務所管局との関係を明確化するとともに、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能の適切な運用を 通して、課題認識や役割認識など「局区間調整に関する職員の意識改革」

確保を想定する経営資源											
ヒト	○ モノ ○ カネ − 情報 − 時間 −										
成果指標①	コミュニティデザイン手法(技法) の習得度(事後アンケート) 現状値										
到達目標	の向上 ・区における	通じて区役所的 3 総合行政の打 意識醸成を図 曽加	推進に関する	連絡・調整機	能を適切な遺	重用等により、	、区役所内部	3や局区間の連	連携のあり方		

所管		川崎区役所	ŕ								
取組No.	4	取組名	庁内の人権	才育成と意	識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題が	解決に必要な人材の育	<b>育成</b>					
課題No.	4	課題名	多様な主体	本の参加と	協働によるまちづくり	りの推進に	向けた人材育成				
現状	域の居場所」 ・庁内(区役 ミュニティ放 地域人材、地	としての活 没所、本庁)。 施策に関する。 也域資源等の	用等において の人材育成や 検討会議等の 情報の共有化	更なる推進や地域づくり、また、機能再編後の支所における「身近な活動の場」や「地等において、職員のコーディネート能力が求められています。 人材育成や区役所サービスの向上に係る研修への参加や、地域包括ケアシステム・コ討会議等の議論を通じて、地域特性に応じた市民ニーズを把握し、対応するさまざまな報の共有化やより効果的な活用手法の習得に取り組みながら、実践として、ワーク交換などを介し、ネットワークづくりや地域づくりを進めています。							
取組の 方向性	・地域包括ケアシステムの更なる推進や地域づくり、機能再編後の支所における「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用等に求められる職員のコーディネート能力を研修等を通じてより伸長させるとともに、事業実施を通じて、実践的に地域の人材・場所的資源等をつなげることなどにより、効果的・効率的に地域課題の解決に取り組むため、事業を通じて得た課題等を研修にフィードバックしていきます。										
活動指標①	区役所・関係 施策、地域を る研修への参		ステムに関す 現状値 (令和2 (2020) 年度) 目標値 (令和7 (2025) 年度)								
	目体的も取組内容										

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・地域人材や資源をつなぐ職員のコーディネート能力を伸長する研修等の継続的な実施
- ・事業の企画・実施に当たり、研修等の成果を活かした多様な地域人材、団体、企業等との更なる協働及び市民の主体的な活動 の促進
- ・事業実施等を通じて把握、蓄積した地域人材、団体、企業、活動などの資源について、地区カルテの活用や情報共有の手法の 検討などによる、組織横断的な情報共有及び更なる人材育成に向けた研修等へのフィードバック

確保を想定する経営資源											
ŧ	<b>∠</b> ト	○ モノ − カネ − 情報 − 時間 −									
成里	:指標①	区役所での取組事例等の研修実施に			現状値	-	_	目標値	10	0%	
13071		おける受講職	競員の理解度		元八世	(令和2(2	(020) 年度)		(令和7(2	2025)年度)	
到這	達目標	・地域課題の解決に向けて取り組んでいる事業に関する研修の受講及び理解度の向上等により、地域のことをよく									
		<b>事未</b> 大池で	に辿して曲点	U 12 16 15 1 07 7 \	77.なこ 貞 //小・ハ	,但可能的发展1月177。		<i>19</i>	17.77		

所管		川崎区役所	ŕ								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成							
課題No.	5	課題名	更なる区径	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進							
現状	型コロナウク	イルスの感染: 進展などによ	拡大により外 り、高齢者の	章害者、単身高齢者や、介護、支援が必要な高齢者等が多数生活されています。また、新広大により外国人市民は減少していますが、長期的には増加が見込まれること、今後の少り、高齢者の増加も見込まれます。区役所職員は、こうした社会の変化を的確にとらえ、められるサービスを提供するための接遇力の向上や意識改革等が不可欠となっています。							
取組の 方向性	・地域包括ケアシステムを推進し区役所サービスの更なる向上を図るため、地域の課題を積極的に把握する意識の 醸成や、課題解決に向けた関係機関との情報共有、地域の多様な主体との協働・連携を図ることのできる、また、 多様化する区民のニーズに応えることのできる人材を育成する取組を推進します。										
活動指標①	「区役所サ-	- ビス向上研	<b>2回</b> 現状値 (令和 2(2020)年度) 目標値 (令和 7(2025) 名						年度)		

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・市民とともに暮らしやすい地域社会を築く協働のパートナーとして、市民との信頼関係を深めていくことのできる区役所職員 の育成を目指した職員のスキルアップ研修等の実施
- ・高齢者、障害者などの来庁者に対し、より質の高い対応力の修得を目指した「認知症サポーター養成講座」や接遇研修の実施
- ・外国につながる方への適切な対応に向けた、やさしい日本語のより一層の活用や、総合案内多言語化事業と連携した研修の実 施

確保を想定する経営資源												
	ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間     -										
	成果指標①	川崎区役所和	川用者のサー	ビス満足度	現状値		. <b>8%</b> 019) 年度)	目標値	99% (令和 7(2	以上 025) 年度)		
	到達目標	・各種研修の実施を通じ、地域課題や、社会環境の変化を的確に捉え、変化するニーズに対応した職員を育成することによる川崎区役所利用者サービス満足度99%以上の達成・維持										

所管		川崎区役所	ŕ							
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革					
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の育	<b>育成</b>				
課題No.	6	課題名	災害対応力	りの向上に	向けた職員の人材育成	ţ				
現状	・「令和元年東日本台風」を受け、風水害時の避難所開設・運営方法が整理され区職員だけではなく、地域住民の協力のもと行う事となり、区役所職員と地域との顔の見える関係が更に重要となりました。 ・川崎区においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定がないことから、台風や大雨に伴い避難所を開設する回数が少なく、災害対応業務に従事する機会が他区よりも少ないため、訓練等を通じて、より効果的に区役所職員の災害対応業務に関する知識や意識を高めるとともに、災害対応力の向上を図る必要があります。									
取組の 方向性	向けた顔の見える関係を構築し、地域防災力の向上とともに、区役所職員の災害対応力強化を図ります。									
活動指標① 所数(全33箇所)現状値 (令和2(2020)年度)30箇所 (令和2(2020)年度)1標値 (令和7(2025)年度)										
				具体的な	取組内容					
令和4(2022)年度~令和7(2025)年度										

- ・各避難所の区本部被災者支援班向けの研修による区職員の防災知識の向上及び避難所開設時のスキルアップ
- ・開催回数の増加に向けた避難所ごとの会議開催・訓練実施状況の進捗管理
- ・避難所運営会議・訓練の実施による職員及び地域の共通認識・相互の防災意識の向上

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	_	-		
到達目標	・職員が災害	職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営及び避難所開設・運営を行うことができる能力の向上									

所管		幸区役所								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革					
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	<b>亍財政運営上の課題解決に必要な人材の育成</b>						
課題No.	7	課題名	更なる区径	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進						
現 状	・幸区役所では、人材育成推進管理者及び人材育成推進主任を中心にさまざまな研修を行い、職員の質の向上に努めています。また、人材育成管理者と区部長級職員を中心に構成する「幸区役所人材育成推進委員会」を組織し、人材育成計画の進捗管理、人材育成に関する情報共有、状況に応じた新たな取組等の検討・実施を行っています。・社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からのサービス提供に加え、地域の課題解決や自助・共助・互助の促進に向けた地域づくりなども求められてきていることから、これまでの人材育成の取組に加え、職員一人ひとりの更なる意識改革と高度な業務遂行能力の獲得を目指し、様々な状況に対応できる職員の育成に取り組んでいくことが必要となっています。									
取組の 方向性										
活動指標①	  人材育成研修 	§実施回数	現状値 (令和 2 (2020)年度) 目標値 (令和 7 (2025)年度)							

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・幸区役所人材育成推進委員会主催の研修を実施
- ・窓口サービスの向上に向けた、接遇研修や説明力向上の研修を実施
- ・事務処理能力の向上に向けた、会計事務研修や表計算ソフトの操作研修を実施
- ・市民との協働・連携意識向上やコーディネート能力向上のための研修を実施
- ・上記のほか、組織マネジメントや窓口サービスの向上、職員の意識改革や組織間の連携を促すため、様々な研修を実施。また、新たな受講手法(eラーニングやオンライン会議用端末等)の積極的な活用

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

確保を想定する経営資源										
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	0	
成果指標①	幸区役所利用	用者のサービ	ス満足度	現状値	98. (令和元(2	<b>7%</b> 019)年度)	目標値	99% (令和7(2	以上 025) 年度)	
		構方法を活用 員を育成する。								

所管		幸区役所								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	宁内の人材育成と意識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成						
課題No.	8	課題名	災害対応力	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成						
現状	・職員の災害対応能力の向上に向け、区本部訓練を実施しています。 ・各指定避難所における「避難所運営会議」への区本部被災者支援班員の参加を継続して行う必要があります。									
取組の 方向性	■■■■・区本部の被災者支援班が、自主防災組織等で構成される「避難所運営会議」に参加することで、地域や施設管理									
活動指標①	職員が参加し 所数(全23億		営会議の箇 現状値 13箇所 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)							

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・各種災害を想定した区本部訓練の実施及び被災者支援班を中心とした職員研修等の実施
- ・被災者支援班や地域支援要員への会議・訓練参加を促進することで、地域と行政職員との「顔の見える関係作り」の構築
- ・被災者支援班向けに「避難所開設訓練研修」を実施するとともに、自主的な「避難所運営会議」や「避難所開設・運営訓練」 等の実施に向け、地域や施設管理者との連携の構築
- ・避難所開設・運営訓練の実施による、自主防災組織や避難所運営会議の意見等を踏まえた職員の防災意識の向上

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①		_		現状値	_	-	目標値	-	-		
到達目標	・継続した▷	・継続した区本部訓練の実施や、避難所運営会議や訓練に職員が参加することによる職員の災害対応力の向上									

所管		中原区役所	ŕ						
取組No.	4	取組名	庁内の人権	才育成と意	識改革				
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の育	育成			
課題No.	9	課題名	更なる区役	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進					
現状	中原区役所では、人材育成・意識改革の取組をより一層推進し、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想や、チャレンジ精神、徹底したコスト意識、スピード感を持って課題解決に取り組むことを目的として、「中原区役所人材育成計画」を策定し、人材育成を推進してきました。 今後も、多様化・増大化する市民ニーズや高齢化への対応として、デジタル化では対応できないコミュニケーション能力などの業務遂行能力が求められていくことから、様々な状況に対応できる人材育成等を行っていく必要があります。								
取組の 方向性									
活動指標①	「話し方」に特化した接遇研修の受 講者の割合 現状値 0% (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)								
				具体的な	取組内容				
	令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度								

- ・各職場において〇JTを推進するとともに、改善・改革意識や意欲、専門知識・能力を高める研修等を実施することで、職員の意欲と能力を最大限に引き出し区役所サービスの向上を図るとともに、区役所職員の人材育成に取り組み、多様な人材が活躍できる職場づくりの推進
- ・コミュニティ、防災、防犯、まちづくり、町内会・自治会支援、スポーツなど区における多様な主体と協働の事業を通じたOJTの実施

	確保を想定する経営資源										
ヒト	0	モノ	0	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標①	中原区役所和	刊用者のサー	ビス満足度	現状値	99. (令和元(2		目標値	99% (令和 7(2	以上 025) 年度)		
	・関係部署との連携や多様な主体との協働による各種研修やOJTの実施を通じ、地域課題や社会環境の変化を的										

所管		中原区役所	Ť							
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革					
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の育	育成				
課題No.	10	課題名	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成							
現状	置・運営の/ ・今後は、新 践力を向上さ ・令和元年朝 ローを電子娘	/ ウハウを共 が型コロナウ させる必要が 見日本台風で 某体として「	有することが イルスなど感 あります。 は職員主体に 見える化」し	職員研修や令和元年東日本台風での実践を通じて、防災知識の習得や災害対策本部設することができました。 レスなど感染症に伴う複合災害を前提に災害のケースに応じた災害対応を行うための実 リます。 職員主体による避難所運営において多くの課題が顕在化したことから、避難所の運営フ える化」し、避難所運営の進捗管理を通じた対応の「迅速化」「標準化」を図るため、 関システム)を導入したことから、このシステムの習得が職員に求められています。						
取組の 方向性	・災害の発生に対して区民の生命や財産を守るため、速やかに応急対策活動に取りかかれるよう、区本部において 様々な災害のケースを想定した研修や図上・実動訓練を実施し、平常時から災害対応力の向上を図ります。 ・避難所運営会議や避難所開設訓練へ区役所職員が参加し、避難所開設時のスキルの向上を図ります。									
活動指標①	職員が参加し 所数(全29億		営会議の箇 現状値11箇所 (令和2(2020)年度)目標値 (令和7(2025)年度)							
活動指標②	職員が参加し る訓練の箇所	た避難所運 所数(全29箇		会議によ <b>11箇所 29箇所 1</b> 標値						

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・地盤と河川水位の関係や計画上堤防が持ちこたえることができる水位の把握など、災害によって異なる地域リスクの把握など 職員向けの防災研修や災害対応訓練の実施
- ・いざというときに地域の力を引き出せるよう、避難所運営会議や避難所開設訓練に区職員が参加し、地域と顔の見える関係づくりに向けた取組を推進
- ・自主防災組織や避難所運営会議の意見等を踏まえた職員の防災意識の向上

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①		_		現状値	-	_	目標値	-	-			
到達目標	・職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営ができるよう継続した訓練の実施及び避難所運営会議や避難所開設訓験への参加による職員の災害対応力の向上											

所管		高津区役所	ŕ	]					
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革				
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材の	育成			
課題No.	11	課題名	区役所サ-	区役所サービスを支える人材の計画的な育成					
現 状	・高津区役所では、「高津区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員の能力や意識の向上を図るとともに、窓口対応等に求められる能力向上に役立つ研修を実施することで、区役所サービス向上に取り組んでいます。 ・地域の課題が複雑化・多様化する中で、課題解決に向け多様な主体との協働・連携に必要なコーディネート力を有した職員を育成する必要があります。								
取組の 方向性	■■■■う区役所サービス向上の取組と連携した人材育成の取組を推進します。感染症予防等に配慮しながら研修を実施 ┃								
活動指標①	現状値								
	具体的な取組内容								
令和4 (2022)年度~令和7 (2025)年度									

- ・区役所業務の横断的な知識の習得及び適切な窓口対応を行うことができる人材育成を目的とした研修の実施
- ・働き方・仕事の進め方を意識し、業務改善の手法の習得による職員のスキルアップを目的とした研修の実施
- ・多様な主体との協働・連携の意識を持ち、コーディネート力を有する職員の育成を目的とした研修の実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間										
成果指標①	高津区役所利用者のサービス満足度 現状値 99.3% 日標値 99%以上 (令和元 (2019) 年度) 日標値 (令和 7 (2025) 年							以上 025) 年度)			
到達目標	サービス満足	- ビスの向上( 足度99%以上。 本との協働・)	の達成・維持				を図ることに	よる高津区役	京利用者		

所管		宮前区役所	ŕ						
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革				
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	営上の課題	解決に必要な人材ので	 育成			
課題No.	12	課題名	区役所サービスを支える人材の計画的な育成						
現状	の能力や意識を実施するこ	区役所では、「宮前区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員 や意識の向上を図るとともに、区役所のサービス向上につながる若手職員を主体としたワーキンググループ することで、区役所サービス向上に取り組んでいます。 の課題が複雑化・多様化する中で、より柔軟な発想で区役所サービスの向上に向けた取り組みを推進する必 ります。							
取組の 方向性	・「宮前区役所人材育成計画」に基づき、社会状況の変化を見据えながら、区役所サービス向上の取組と連携した人材育成の取組を推進します。 ・感染症予防に配慮しながら、研修手法の多様化も含めて実施していく必要があります。								
活動指標①	研修取組数		現状値 34件 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)						

### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・新規採用職員・採用3年目職員研修の実施
- ・接遇力向上や業務改善を図るための研修等の実施
- ・区役所サービス向上ワーキングの実施
- ・人材育成部門が実施する研修や専門知識に関する研修との連携及び受講促進

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間     -										
成果指標①	宮前区役所和	宮前区役所利用者のサービス満足度現状値98.3% (令和元 (2019) 年度)目標値 (令和 7 (2025) 年度)									
到達目標	達成・維持 ・研修等のB	収組の推進に	より、高い意	識と専門性や	た図ることに で、地域の中で いる職員の育品	でコーディネ·					

所管		多摩区役所	<del></del>	]										
取組No.	4	取組名	庁内の人材	庁内の人材育成と意識改革										
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成										
課題No.	13	課題名		多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等区役所に求められる 人材育成の推進										
現状	・これまで「多摩区役所人材育成計画」に基づき、職員の能力を最大限に発揮させ、市民に便利で快適な区役所サービスを提供できるよう人材育成に取り組んできましたが、社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からの区役所サービスの提供に加え、地域の課題解決や自助・共助(互助)の促進に向けた地域づくりなども求められています。 ・特に地域包括ケアシステムの推進では、住民、民間事業者、医療・福祉の専門職等の参加と協働をどのように進めていくか、コーディネータ的な人材をどのように作っていくのかを考えていく必要があります。 ・こうしたことから、多様化する市民ニーズに対応し、より高度な業務遂行能力を身に付けるためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、更なる職員の人材育成の取組が重要となります。													
取組の 方向性	・従来からの業務研修や接遇研修などを、効果の検証や内容の見直しを行いながら、引き続き実施していきます。 ・区役所全体で地域との協働意識を醸成して、多様な主体との協働・連携においてコーディネート力を備え、より 広い視野を持った職員を育成します。また、専門職についても、関係局と連携しながら各種知識・能力の向上が図 られるよう取り組みます。 ・これらによって、更なる区役所サービスの向上、地域の課題解決や自助・共助(互助)の促進に向けた地域づく りへの貢献を図っていきます。													
活動指標①	研修実施回数	<b>坟</b>		現状値	16件 (令和2(2020)年度)	目標値	│ 現状値 │							

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・市民満足度を意識した接遇研修や、サービス向上研修、専門知識・能力の向上を図る研修、市の施策に関する研修等を実施
- ・協働の意識を持ち、コーディネート力のある人材の育成を目的とした地域づくりに関わる研修を実施
- ・区役所職員としての意識向上や組織マネジメント力向上を目的とした研修を実施

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間     -										
成果指標①	多摩区役所利用者のサービス満足度         現状値         100% (令和元(2019)年度)         目標値 (令和7(2025)年度)										
到達目標	99%以上の泊	実施による区行 達成・維持 本における地対									

所管		多摩区役所	ŕ								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革						
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成							
課題No.	14	課題名	災害対応力	りの向上に	向けた職員の人材育	成の推進					
現 状	・多摩区は、洪水・土砂災害等に対する脆弱性が高く、また、近隣自治体と隣接している地域であることから、広域的被害も想定されるため、防災意識の向上や地域防災力の強化に加えて、隣接自治体や関係機関と連携した対応が必要です。 ・平成28 (2016) 年4月に発生した熊本地震への職員派遣等により、発災後の災害対応業務と通常業務における課題が明らかになり、また、令和元(2019) 年10月に発生した令和元年東日本台風の検証結果や感染症対策を踏まえ、区役所職員の災害対応力の更なる向上が必要となっています。										
取組の 方向性	・災害時に円滑に連携して対応することができるよう、隣接自治体や関係機関との調整を図ります。 ・区役所職員がより主体的に災害対応業務を担うことができるよう、職員の災害対応力の向上を図ります。 ・避難所運営会議と区役所との連携を強化するため、避難所運営会議に職員が参加し、顔の見える関係を構築します。										
活動指標①	職員が参加し 所数(全21億		営会議の箇 現状値 4 <b>箇所</b> (令和 2 (2020)年度) 目標値 (令和 7 (2025)年度)								

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・災害時の実例の検証等を踏まえた区役所職員の意識向上及び災害対応力向上のため、区本部運営に必要な防災力向上研修や情報伝達訓練等を実施
- ・避難所開設運営訓練に区職員が参加し、地域と顔の見える関係づくりに取り組むとともに、避難所開設のスキルの向上に向けた取組を推進
- ・自主防災組織や避難所運営会議の意見等を踏まえた職員の防災意識の向上

確保を想定する経営資源											
ヒト	0	○   モノ   -   カネ   -   情報   ○   時間   -									
成果指標①	情報伝達訓絲	東への応答率の	の向上	現状値	93 (令和 2 (2	3% 020) 年度)	目標値	<b>10</b> 0 (令和 7 (2	<b>0%</b> 025)年度)		
到達目標	・隣接自治体等とも連携しながら、職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営ができるよう、継続した訓練の実施や、避難所開設・運営訓練に参加することによる職員の災害対応力の向上										

所管		麻生区役列	ŕ								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	庁内の人材育成と意識改革							
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成							
課題No.	15	課題名		ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所サービス 向上等に向けた人材育成の推進							
現状	・区役所では、課題解決に向け、迅速かつ機動的な対応を図るため、既存の組織体制を越えたワーキンググループを設置しています。 ・市民ニーズの多様化等により、より柔軟な発想で区役所サービスの向上に向けた取組を推進する必要があります。										
取組の 方向性	・区役所職員が連携して、区課題の共有化を図るとともに、その課題解決や区役所サービスの向上に向け取り組む ことで人材育成につなげます。										
活動指標①	区計画ワー	キンググルー	プ開催回数     現状値     4回     目標値     4回以上       (令和2 (2020) 年度)     (令和7 (2025) 年度)								

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・多様な職種の職員が参加するワーキンググループの設置による、区課題の情報共有や課題解決の取組、今後のコミュニティの あり方等の検討の実施
- ・ワークショップ等の手法の実施による多様な主体との連携に必要なコーディネート力やファシリテーション力の向上
- ・会計年度任用職員など多様な雇用形態の職員に対する研修など、人材育成の手法の検討

確保を想定する経営資源											
ヒト	○     モノ     ○     カネ     -     情報     -     時間										
成果指標①	麻生区役所利用者のサービス満足度 現状値 99.7% (令和元(2019)年度) 目標値 (令和 7 (2025)年度)										
到達目標	  用者サービス 	ティ施策や区の ス満足度99%. 本で地域との†	以上の達成・	維持							

所管		麻生区役所	ŕ									
取組No.	4	取組名	庁内の人権	才育成と意	識改革							
項目No.	(2)	項目名	行財政運営	行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成								
課題No.	16	課題名	災害対応力	災害対応力強化のための職員の人材育成								
現 状	築していく必 した区本部開 ・新たな課題	多様化・激甚化する災害に対応していくため、様々な状況を想定し、確実かつ円滑に災害対応ができる体制を構していく必要があります。このため、区の地理的特性を踏まえた風水害時避難所開設訓練の実施や、震災を想定た区本部開設・運営訓練を実施しています。 新たな課題である感染症対策にも取り組んでいく必要があります。 こうした状況を踏まえ、引続き訓練を実施し、災害対応力を強化する必要があります。										
取組の 方向性	・区本部として災害対応力を高め、毎年度の人事異動を経てもスキルを維持するため、状況に即した訓練の実施と 多様な研修等により、職員の防災意識の醸成・向上と防災スキルの向上に向けた取組を進めます。 ・避難所運営会議と区役所との連携を強化するため、避難所運営会議に職員が参加し、避難所開設・運営に関する 職員の対応力向上を図ります。											
活動指標①	職員が参加し 所数(全25億	支援     25箇所       選所)     現状値       (令和2 (2020) 年度)         1 標値       (令和7 (2025) 年度)										
				 具体的な	·取組内容							

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

・新たに作成した区本部開設アクションカードや避難所開設や運営に関する各種マニュアルを活用した研修や訓練の実施による 職員の防災スキルの向上

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、近年多発する大雨による風水害・土砂災害などの多様な災害にも対応できる区本部 体制についての検討
- ・多くの職員が参加するよう、eラーニング、実地訓練、図上訓練等、様々な手法を使った訓練の実施
- ・避難所運営会議や避難所開設運営訓練に区職員が参加することによる、地域と顔の見える関係づくり及び避難所開設のスキル の向上に向けた取組の推進
- ・自主防災組織や避難所運営会議の意見等を踏まえた職員の防災意識の向上

確保を想定する経営資源										
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_	
成果指標①		-		現状値	_	-	目標値	-	_	
到達目標	対応力の向」	Ē	な避難所開設		る迅速かつ的ため、避難剤					

# 4-(3)職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

#### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、職場起点の業務改善の推進に向けて職員の改革意識・意欲の向上を図るため、職員提案制度の実施や業務改善事例発表会の効果的な開催に取り組んだほか、「事業見直し・業務改善」の取組により、約5,700万円~8,100万円の財政効果と約3.1万時間~5.6万時間の効果を生み出すとともに、好事例の庁内への横展開に向けて取り組みました。また、令和2(2020)年度から内部統制に関する体制を整備し、内部統制の推進と評価を開始しました。

一方で、業務改善の効果を感じている職員の割合は 60.2%であり、改革意識の向上のためには、業務改善の実感を伴うことが重要であることから、改革効果を職場ごとに実感できるようにすることで、改革意識の更なる醸成を図る必要があります。また、相次ぐ事務ミスや不祥事等の発生を防止するため、職員のコンプライアンス意識の向上を図り、職員の法令遵守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を一層、推進していく必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、業務量やコストの縮減につながるよう、職場での改善活動や好事例の横展開を推進するとともに、職員一人ひとりが業務改善に主体的に取り組む組織風土の醸成に取り組みます。
- ➤ 全ての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見し、改善していくという内部統制の取組の浸透を図るとともに、事務の適正な執行のための研修等を積極的に実施します。

所管	;	総務企画局	<del></del>	]						
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革					
項目No.	(3)	項目名	職員の改善	善・改革意	識及びコンプライアン	ノス意識の	向上			
課題No.	1	課題名	職員の改善	善意識・意	欲の向上と職場改善選	運動の推進				
現状	・これまで職員の改善意欲の向上や意識の波及を図る取組として、事業見直し・業務改善や職員提案制度を実施し、職場での改善活動を推進するとともに、取組の好事例について、業務改善事例発表会(チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会)などの取組を実施し、改善意識の波及に取り組んできましたが、本市の事業を着実に推進し、新たな課題にも対応していくためには、引き続き限りある「時間」と「財源」の確保が求められることから、継続して取組を推進していくことが必要です。 ・今後についても市役所の全ての職場・職員がより効率的な仕事の進め方について意識し、改善・改革意識をもって業務改善に取り組むよう、意識向上の取組及び自発的な職場改善活動を一層推進していく必要があります。 ・また、平成30(2018)年度から働き方・仕事の進め方改革において、毎年度テーマを設定して職員からの意見募集を行い、意見の一部を「働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に反映させるなど、職員による主体的な改革を促す取組を推進してきたところです。こうした職員意見を活用する機会を増やすことにより、職員による主体的な取組を一層推進していく必要があります。									
取組の 方向性	■■■】果を高めるため、改善事例の横展開の取組を強化するとともに、外部の専門的知見を活用した改善手法等のノウハウの習┃									
活動指標①		-		現状値		目標値				
				 具体的な	取組内容					

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

#### [R04 (2022) ~R07 (2025)]

- ・各職場の主体的な改善活動の推進に向けた事業見直し・業務改善の取組や職員提案制度の効果的な活用
- ・業務改善事例発表会等の実施による、庁内の業務改善事例の横展開や、改善意識を高める取組の推進
- ・外部の専門的知見を活用し、職場の課題等の可視化手法を身に着けることによる、職員の自発的な改善活動を支援する取組の推進
- ・働き方・仕事の進め方改革に関する職員意見募集や、全庁から職員を募り「どのような働き方をしたいか」等について語り合う「働 き方・仕事の進め方改革ミーティング」の実施による主体的に改革・改善に取り組む組織風土の醸成

確保を想定する経営資源											
ヒト	_	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	0		
成果指標①	でいると考え	りに業務改善に える職員の割れ アンケート調査	合(働き方	現状値	<b>66.</b> (令和 3 (2	<b>3%</b> 021) 年度)	目標値	<b>80.0</b> 9 (令和 7 (2			
成果指標②	事業・業務にかかるコストを意識して仕事に取り組んでいると考える職員の割合(働き方についてのアンケート調査)			現状値	<b>74.</b> (令和3(2	<b>7%</b> 021) 年度)	目標値	<b>80.0</b> % (令和 7 (2			
到達目標	・職員一人ひとりの業務改善に対する意識・意欲の醸成を目的に、市役所の全ての職場・職員が効率的な仕事の進め方や業務改革・改善を推進することによる、自発的な改善活動が行える職場の実現										

所管	;	総務企画局	;								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革						
項目No.	(3)	項目名	職員の改善	<b>載員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上</b>							
課題No.	2	課題名	事務事故	事務事故・事務ミス等の防止に向けた内部統制の取組推進							
現 状	・地方自治法の改正に伴い、令和 2 (2020) 年 4 月から内部統制制度が本格実施されました。 ・これまでの間、本市の内部統制の趣旨、目的、対象等を定めた内部統制基本方針を策定し、市長をトップとする 内部統制委員会の設置や各局区への内部統制員等の配置など内部統制の推進体制を整備しました。 ・また、事務事故・事務ミス等の防止を図るため、財務事務等に潜むリスクを見える化・一覧化したリスクチェックリストを活用した取組をはじめとして、各局区の管理職会議や各種研修の場を活用して内部統制制度の周知や職員意識の啓発等の取組を進めているところですが、依然として、事務事故・事務ミス等が続いている状況です。										
取組の 方向性	]	3,3 3 . ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		H1 1701113	取組を推進し、3 統制の取組の浸え		網羅的なリスク管理に取。			
活動指標①	リスクチェックリストによる事務ミス等防止対策の実施部署数       現状値       全部署 (666部署) (令和2 (2020) 年度)       目標値 (令和7 (2025) 年度)										
活動指標②	事務制度所管 携した抜き打	1810210 11101	区経理と連	現状値	(令和 2	4 回 (2020) 年度)	目標値	4 回以上 (令和 7 (2025)年度)			

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

具体的な取組内容

- ・リスクチェックリストを活用した取組の実施
- ・事務事故等の事例や原因・再発防止策の横展開に向けた取組の実施
- ・重大な事務事故の発生や事務ミスの傾向等を踏まえた研修や注意喚起などの実施
- ・事務制度所管課等と連携した効果的な内部統制の手法の検討・実施
- ・各局区の内部統制員等との連携や管理職会議等の活用
- ・再発防止策の実施状況の管理の徹底
- ・各職場内における所属長等による個別指導やリスク共有・チェック体制の強化

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	一 情報		_	時間				
成果指標①		_		現状値	_	_	目標値					
到達目標		等の発生件数: いる状態である		ため、内部統	· ・制が有効に機	幾能して、事	務ミス等防止	に向けた取組	引が効果的に			

所管	i	総務企画后	}	
取組No.	4	取組名	庁内の人権	<b>才育成と意識改革</b>
項目No.	(3)	項目名	職員の改善	・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	3	課題名	不祥事防」	この取組推進
現状	続的に実施し規律の確保に	ン、職員に対 こ努めている 不祥事ゼロ	ークのです。 して必要な意 ところですが	服務に関する研修や依命通達の発出、不祥事防止委員会、自主考査などを継識啓発や注意喚起等を行うなど、職員の高い公務員倫理の確立と厳正な服務、依然として不祥事がなくなるという状況には至っておりません。い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組を効果的に実施し
取組の 方向性	上の問題点に ・階層別研修 律などの職員 ・自らの職場 め、定期的に	こ気付く機会 多等における 員の規範意識 号で想定され こ不祥事に対	を得ることを 公務員倫理等 の向上を図り る不祥事につ	いて問題意識を持ち、それらを防止するための対策を継続的に実施するたの共有を図るとともに、不祥事防止に向けた取組状況等を調査し、是正指導

  活動指標①	  階層別研修の実施件数	現状値	9件	目標値	13件
/口=//]日 示(±/		九八胆	(令和2 (2020) 年度)	口证吧	(令和7 (2025) 年度)
活動指標②	管理職を対象とした不祥事防止研修	現状値	21件	目標値	29件(全局区)
/U=//]	実施件数	九八胆	(令和2 (2020) 年度)	口证吧	(令和7 (2025) 年度)
活動指標③	非管理職を対象とした不祥事防止研	現状値	1件	目標値	2件
心到阻保	修実施件数	况1人但	(令和2 (2020) 年度)	日保胆	(令和7(2025)年度)

#### 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・市長通達による注意喚起
- ・不祥事の発生に応じた各種通知の発出による注意喚起
- ・不祥事防止委員会及び早朝管理職会議等による管理職を通じた不祥事防止の意識啓発の推進
- ・自主考査及び服務チェックシートによる自己点検の実施
- ・予防的監察による汚職並びに非行及び事故等の未然防止
- ・階層別研修及び不祥事防止研修等の実施による職員の規範意識の向上

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_			
成果指標①				現状値	_	_	目標値	_	_			
到達目標	・不祥事の発施されている			、高い公務員	倫理の確立と	≤厳正な服務績	規律の確保に	向けた取組か	が果的に実			

所管		会計室										
取組No.	4	取組名	庁内の人材	内の人材育成と意識改革								
項目No.	(3)	項目名	職員の改善	・改革意	識及びコンプライアン	⁄ス意識の	<b></b> 句上					
課題No.	4	課題名	適正な会詞	十事務の執	行に向けた人材育成							
現状	施しておりま	毎年度、会計事務担当職員などに各種研修を行い、また、内部統制制度導入に伴うリスクチェック等の取組を実 しておりますが、職員の知識不足等の要因による事務ミスはなかなかなくならない状況となっており、研修の必 性が高まっていると認識しています。										
取組の 方向性					ついての指導、相談をより 研修を積極的に実施してい		るようにします。また、					
活動指標①	システム操作	宇研修(5月)	)参加者数	現状値	<b>124人</b> (令和3(2021)年度)	目標値	148人 (令和7(2025)年度)					
活動指標②	会計事務研修	多(7月)参	加者数	現状値	<b>266人</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	319人 (令和7(2025)年度)					
活動指標③	審査出納員研	審査出納員研修(8月)参加者数     現状値     23人 (令和 3 (2021) 年度)     目標値 (令和 7 (2025) 年度)										
活動指標④	コンプライフ 者数	ンプライアンス研修(11月)参加 現状値 数 現状値 (令和 2 (2020) 年度) 目標値 (令和 7 (2025) 年度)										
				具体的な	取組内容							

# [R04 (2022) $\sim$ R07 (2025) ]

- ・システム操作研修(会計事務初任者対象)
- ·会計事務研修(会計事務初任者対象)
- ·審査出納員研修(各局区支払審査担当職員対象)
- ・コンプライアンス研修(中堅職員対象)
- ・各研修後に復習の場としてテストを実施

	確保を想定する経営資源											
トト	$\bigcirc$	モノ	1	カネ	_	情報		時間	_			
成果指標①	会計事務習熟	熱度テストの〕	正答率	現状値	- (令和 2 (2	<b>-</b> 020)年度)	目標値	80% (令和7(2	以上 025) 年度)			
到達目標	・研修の充実	・研修の充実・継続実施と職員の会計事務の習熟度向上										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

所管		監査事務局	<del></del>								
取組No.	4	取組名	庁内の人材	才育成と意	識改革						
項目No.	(3)	項目名	職員の改善	・改革意	識及びコンプライアン	/ス意識の	<b>向上</b>				
課題No.	5	課題名	財務事務報	気行等の改	善に向けた取組の強化						
現状	・法律に基づき監査等を実施し、結果について、事例研修会や意見交換会の開催などを通じて財務事務に従事する職員へ説明することにより、事務処理の改善、内部統制の向上等に努めていますが、遡及起案や備品の管理など、従来からの指摘事例が繰り返し発生している状況にあります。 ・また、公営企業会計等の財務事務等においては、公認会計士の知見を活用するとともに、公認会計士との討議を通じて監査事務局職員の能力向上に努めています。 ・今後も、財務・経営に関する事務が適正かつ効率的に行われるよう、職員への支援を行っていく必要があります。										
取組の 方向性	活用した各属 て、改めて属 ・また、監査 担当職員等と	弱区等におけ 閉知します。 査事務局職員	る業務改善の については、 等を通じて知	取組への支援	うとともに、研修会や意見を進めるとともに、監査 を進めるとともに、監査 集」改訂の過程や、研修 るとともに、監査等の実別	事務局職員のでの講師経験	出前講座の活用等につい、監査対象局の技術監理				
活動指標①	事例研修会@	)実施回数		現状値 1回 目標値 2回以上 (令和 2 (2020) 年度) (令和 7 (2025) 年度)							
活動指標②	eラーニング 数	を活用した研	T修の実施回	現状値	<b>一</b> (令和 2 (2020)年度)	目標値	3回以上 (令和7(2025)年度)				
活動指標③	出前講座の写	三施同数		租业值	1 🛽	日煙値	5 回以上				

(令和2 (2020) 年度)

目標値

(令和7 (2025) 年度)

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

#### 【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

活動指標③ 出前講座の実施回数

・監査結果を踏まえ、「事例・解説集」の改訂や、「事例・解説集」をテキストにした研修会(事例研修会)を実施

現状値

- ・時間や場所にとらわれない受講を可能とすることで利便性を向上し、受講者の増加を図るため、 e ラーニングを活用した研修を実施
- ・再発防止の観点から、監査等で判明した不適正事例について、これまでの監査事例を踏まえ、所管課の原因究明と再発防止策 に係る支援を実施
- ・各局区等の取組を支援し、事務処理の改善等に貢献するため、出前講座を実施
- ・工事監査の結果を市役所内部に周知し理解を深めるため、監査の実施により把握した課題等を庁内イントラネットへ掲載する とともに、意見交換会を開催し、工事に関する課題や情報を共有
- ・公認会計士との対話や、研修等の講師経験を通じて、監査事務局職員の能力・専門性の向上に向けた取組を推進

	確保を想定する経営資源												
ヒト	$\circ$	モノ	_	カネ	_	情報	1	時間	_				
成果指標①	研修達成度 (受講者アン	/ケート)		現状値	94% (令和 2 (2020) 年度)			98%以上 (令和7 (2025) 年度)					
到達目標	・事務処理 ミ 適正かつ効果			止や事務改善	きに向けた取約	且が効果的に質	実施され、財	務・経営に関	する事務が				

# 4-(4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

#### ■ これまでの主な取組と課題

第2期プログラムでは、職員の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるため、 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、男性職員の子の出生・育児に係る休暇・休業の取得率が上昇しました。

しかしながら、職員の能力が十分発揮できる環境づくりに向け、引き続きメンタルヘルス不調による長期療養者の割合の低減を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりなど、一層の取組を進める必要があります。

#### ■ 取組の方向性

- ▶ 多様な働き方の推進により、子育てや介護、障害などの事情のある職員を含め、 すべての職員が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ▶ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の改善や職員意識の醸成、 育児休業等の制度の周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス不調の予防に向 けて、働きやすい職場環境づくり、相談体制の充実、再発予防等の取組を推進 します。

所管	;	総務企画局	;	
取組No.	4	取組名	庁内の人材	オ育成と意識改革
項目No.	(4)	項目名	職員の能力	りが十分に発揮できる環境づくり
課題No.	1	課題名	職員個々の	D状況に応じた働く環境の整備
現状	の職域の拡大・令和2(20とによって、す。・さまざまなて、ダインシュア	に取り組み、 (D20) 年に時き より働きやす 事情を抱えた かき方一層の推進 バルハラスメン 取り組み、 職	職場風土を醸造動務制度を導い職場環境といいのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	が混ざり合い、活躍する社会の実現には、引き続き、障害者雇用の促進、障害者成していく必要があります。  (入したところですが、職員個々の事情に応じた勤務時間の選択肢を更に広げるこするために、引き続き柔軟な勤務時間制度の検討に取り組んでいく必要がありまての職員がやりがいを持ち、主体的に取り組み、活躍できる職場づくりに向けとした管理職向けセミナーを開催しています。引き続き多様な人材が活躍する職組んでいく必要があります。 ラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等、様々なハラス格を尊重し、相互の信頼の下にその能力を十分発揮できる職場環境づくりに取り
取組の 方向性	場環境づくり ・多様な働き す。 ・職員個々の	を推進します 方への理解を 事情に応じた	。浸透させるこ	である職員間の交流の場を設定する等、障害者雇用の拡大に向け、働きやすい職とで、さまざまな事情を抱えた職員が働きやすい職場の意識醸成に取り組みまを推進する観点から、柔軟な勤務時間制度について検討を進めます。 り組むとともに、様々な機会を捉え、相談方法や相談先の周知徹底を図ります。

目標値

現状値

## 令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

【R04 (2022) ∼R07 (2025) 】

- ・配慮事項情報シートを活用した合理的配慮や経験交流会等を通じた職場環境づくり
- ・多様な働き方への理解の浸透を目的としたセミナー等の実施
- ・ハラスメント防止に向けたパンフレット配布や研修実施及び相談窓口の継続

#### 【R04 (2022) 】

活動指標①

・障害者雇用の拡大に向けたワークステーション機能の導入の検討

[R04 (2022) ~R06 (2024) ]

・フレックスタイム制等の柔軟な勤務時間制度の導入についての検討

【R05 (2023) ∼R07 (2025) 】

・新本庁舎へのワークステーション機能の導入による障害者雇用の拡大の推進

	確保を想定する経営資源											
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間 —				
成果指標①	障害者実雇用	月率		現状値		<b>3%</b> 020) 年度)	目標値	3.0%以上 (令和 7(2025)年度				
成果指標②	職員アンケート「働き方に関する満足感」			現状値 (令和 3 (2021) 年度)			目標値 (令和 7 (2025) :					
到達目標	・「集中型就労(ワークステーション)」と「配置型就労(各局区)」の両輪で障害者雇用を拡大していき、障害のあるなしに関わらず多様な人材が混ざり合う職場環境づくりの実現											

所管	i	総務企画局	5									
取組No.	4	取組名	庁内の人材	テ内の人材育成と意識改革								
項目No.	(4)	項目名	職員の能力	りが十分に	発揮できる環境づく「	Ŋ						
課題No.	2	課題名	女性活躍排	女性活躍推進・次世代育成支援の推進								
現 状	・性別・年齢を問わず働きやすい職場の実現に向け、能力・意欲・実績を踏まえた適材適所の人事管理に加え、早い段階から多様な職務経験を付与し職域の拡大を図るとともに、メンター制度等を通じた女性職員のキャリア形成支援や長時間勤務の是正等を引き続き行っていく必要があります。 ・全ての職員が、仕事と子育てをはじめとする生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)を確保するため、子育て支援を通じた多様な働き方の推進に取り組んできましたが、引き続き、男性職員の育児休業取得率や職員の年次休暇取得率の向上等に引き続き取り組んでいく必要があります。											
取組の 方向性												
活動指標①		ー 現状値 ー 目標値 ー 日標値 ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										

令和4 (2022) 年度~令和7 (2025) 年度

- ・メンター制度等を通じた女性職員のキャリア形成支援の取組の実施
- ・ワーク・ライフ・バランスデーの実施、業務改善、定時退庁等の実施や午後8時以降の時間外勤務の原則禁止
- ・休暇取得予定表を用いた年次休暇の取得促進
- ・男性職員の育児休業取得率の促進に向けた面談等の実施
- ・制度周知と意識の醸成や管理職のマネジメント能力の向上に向けた研修等の実施

			7	確保を想定す	する経営資源	Į			
ヒト	0	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_
成果指標①	管理職(課長)	長級)に占め 月1日時点)	る女性比率	現状値	24.0% (令和 2 (2020)年度)		目標値	30%以上 (令和7(2025)年度)	
成果指標②	男性職員の育	育児休業取得 <sup>3</sup>	率	現状値	17.8% (令和2(2020)年度)		目標値		以上 025) 年度)
成果指標③	職員の年次休暇取得日数			現状値	13.5日 (令和 2 (2020)年度)		目標値	16日以上 (令和7(2025)年度)	
成果指標④	職員アンケ- 足感」	- ト「働き方)	に関する満	現状値	<b>79.2%</b> (令和 3 (2021)年度)		目標値		以上 025) 年度)
成果指標⑤	年間480時間 数	を超える時間	<b>引外勤務職員</b>	現状値	484 (令和 2 (2	<b>4人</b> 020)年度)	目標値	<b>0</b> . (令和 7 (2	<b>人</b> 025)年度)
到達目標	・多様な視点を市の政策・施策に生かすための、女性職員の積極的な登用による・様々な事情により時間や働き方に制約がある職員等、誰もが働きやすい職場環							,	4の実現

所管		総務企画局	;			
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革			
項目No.	(4)	項目名	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり			
課題No.	3	課題名	メンタルヘルス対策の充実			

・平成31(2019)年度から5か年計画の「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」に基づき、心の健康 増進から再発予防までの取組等を実施しています。

# 現状

- ・しかしながら、国家公務員長期療養者実態調査のメンタルヘルス不調による長期療養者の割合と同様に、令和 2 (2020) 年度の精神及び行動の障害による長期療養者 (298人) は、全長期療養者の約66%を占めており、また、その職員に占める割合は、ここ数年微増となっています。
- ・また、ストレスチェックの受検率は、令和元(2019)年度は89.8%、令和2(2020)年度は93.7%と向上していますが、職員の一層の理解を深めるための普及啓発を図り、その結果を職員個人のセルフケアや職場環境改善に活かし、各職場単位での1次予防の取組を更に強化していく必要があります。

# 取組の 方向性

「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」に基づき、メンタルヘルス不調者を出さないための1次予防に重点を置きながら、「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」及び「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」の4つの目標に向けた取組を行います。

活動指標①	ストレスチェックの受検率の向上	現状値	93.7%	目標値	95.0%	
	ストレスチェナナの文保中の同工	- 5九1八世	(令和 2 (2020)年度)	口际吧	(令和7(2025)年度)	
活動指標②	新規採用職員面接の実施率の向上	現状値	98.4%	口捶仿	100%	
	利児休用戦員回接の天爬率の同工   		(令和 2 (2020)年度)	目標値	(令和7(2025)年度)	
活動指標(3)	復職者における個別支援計画の作成	現状値	79.7%	口捶仿	100%	
	率の向上		(令和 2 (2020)年度)	目標値	(令和7(2025)年度)	

#### 具体的な取組内容

#### 令和4(2022)年度~令和7(2025)年度

- ・ストレスチェックの実施により、ストレスへの気づきを促して、職員個人のセルフケアの意識を高めるとともに、集団分析結 果を活用した職場単位での職場環境改善の取組を推進(1次予防)
- ・近年増加している20代の職員のメンタルヘルス不調に対し、要因分析を行うとともに、産業保健スタッフによる面談等により 予兆を早期に把握し、管理監督者と連携した発症予防及び重症化予防の取組を強化(2次予防)
- ・再発予防に向け、アセスメントシート等を活用して本人の特性に合わせた個別支援計画を立てるとともに、本人及び管理監督者と情報を共有し、円滑な職場復帰に向けた取組を推進(3次予防)

確保を想定する経営資源											
ヒト	$\circ$	モノ	_	カネ	_	情報	_	時間	_		
成果指標(1)	メンタルヘルス不調による長期療養 者割合の減少			現状値	1.79% (令和 2 (2020) 年度)		目標値	1.61%以下 (令和7(2025)年度)			
到達目標	・メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少を図ることでの市民サービスの安定的な提供の実現										

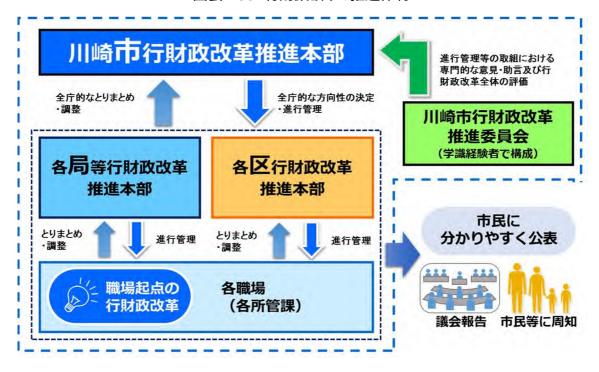
# 第4章 推進体制と取組評価

## 1 推進体制

第3期プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組や事業見直し・業務改善の取組など、行財政改革の取組を推進するに当たっては、市長を本部長とする「川崎市行財政改革推進本部(以下「市本部」という。)」を設置し、全庁的な取組の方針・方向性を決定するとともに、各局区等間の課題の調整や好事例などを含めた情報の共有等を図りながら、取組を推進します。

また、「市本部」内に、「各局等行財政改革推進本部」及び「各区行財政改革推進本部」を設置し、各局区等や職場ごとの取組を推進します。

さらに、学識経験者で構成する附属機関「川崎市行財政改革推進委員会」を設置し、 専門的な意見や助言を受けながら、市の行財政改革の取組を推進します(図表 - 35)。



図表-35 行財政改革の推進体制

## 2 進行管理·取組評価

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供し、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことが求められます。

こうした中で、行財政改革プログラムにおいては、各改革課題に対する取組について、目標や成果を可視化しながら、取組の進行管理を行うとともに、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点から評価し、取組の課題や改善点を明確にすることとしています。

第3期プログラムの計画期間においても、こうした進行管理・評価の仕組みにより、引き続き、適切な進行管理・取組評価を実施します。

ただし、進行管理・取組評価を行う中で、天災の発生や感染症のまん延、その他の 状況変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや 指標の追加等の対応を図ります(図表 - 36)。

行財政改革プログラムにおける進行管理・評価 ① 計画策定時の状況 (課題認識) 計 ② 4年間の取組の方向性 ③ ①&②を踏まえ年度ごとの活動目標を設定 ・次年度以降の方向性を決定 改 ★ 状況変化等を随時反映 ★ 取組の見直し等を随時反映 ★ 指標の追加等を随時反映 活 動 標で進行管理・評価 外部評価(2年に1度) ① 取組の効果や貢献度を総体的に評価 ※ ② 成果指標による定量的な効果や貢献度 評 価 ※ 経営資源の確保や市民サービスの質の 向上の観点で評価 報告(毎年度) 公表 (毎年度)

図表 - 36 行財政改革プログラムにおける各取組の進行管理・評価の概略

#### (1) 進行管理・取組評価の手法

第3期プログラムに位置付けた改革課題に対する各取組について、① 課題ごとに、毎年度、活動目標を立て、当該目標に基づく取組を推進します。

また、② 活動目標に対する取組を進めるとともに、その達成度等を評価します。 さらに、③ 各取組の成果について、ヒト・モノ・カネ・情報・時間の各経営資源 の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点で評価します。

最終的に、④ ②及び③の結果を総合的に勘案し、取組の見直しや改善の内容について、翌年度(次期計画期間)の目標や取組に反映していきます。

なお、天災の発生や感染症のまん延、その他の状況変化等の影響により、必要や むを得ず、取組の見直し等を行う場合については、毎年度の評価の中で、その内容 を示していきます。

また、評価結果については、毎年度、市民目線で分かりやすく公表します。

#### (2) 成果指標の設定・活用

行財政改革プログラムにおいては、経営資源の確保や市民満足度の向上等に資する取組を実施できているか否かを客観的に評価することで、適切な進行管理を行うとともに、市民の視点に立った分かりやすい評価結果を公表することができるよう、改革課題ごとに、可能な限り、成果指標を設定・活用しています。

第3期プログラムの計画期間においても、引き続き、成果指標を設定・活用することで、改革課題ごとの各取組の円滑かつ確実な実施と的確な進行管理・取組評価を行います(図表-37)。

#### 図表 – 37 行財政改革プログラムにおける成果指標

#### 行財政改革プログラムにおける成果指標の設定の考え方

- ●改革課題ごとに取組(アウトプット)を進めた結果、ヒト・モノ・カネ・情報・時間の各経営資源の確保や市民サービスの向上等(アウトカム)の効果を定量的に表すことができる指標を設定
- ●各改革課題の内容や特性に応じ、取組の効果(アウトカム)をより客観的かつ的確に捉 えた指標を設定
- ●「川崎市行財政改革推進委員会」からの専門的かつ客観的な意見や助言を踏まえ設定
- ●取組の効果をより的確に捉えていくため、計画期間内に、適宜、指標を追加

#### (3)内部評価の実施

改革課題ごとの各取組について、「(1)進行管理・取組手法」に基づき、経営資源 の確保や市民満足度の向上等に寄与しているか否かについて、毎年度、「川崎市行財 政改革推進本部」に諮り、客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

#### (4)外部評価等の実施

第3期プログラムの計画期間4年間のうち、2年間経過後の中間評価時点及び4年間経過後の総括評価時点において、「川崎市行財政改革推進委員会」により、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等について、専門的視点による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保します。

さらに、委員会から提出された意見等については、第3期プログラムの取組の改善や第3期プログラム以降の計画策定等にも活用していきます。

#### (5)評価スケジュール

第3期プログラムの取組に関する評価スケジュールは、次のとおりです (図表-38)。

行財政改革第 3 期プログラム 計画期間
令和4 (2022) 年度 令和5 (2023) 年度 令和6 (2024) 年度 令和7 (2025) 年度 令和8 (2026) 年度
取組開始

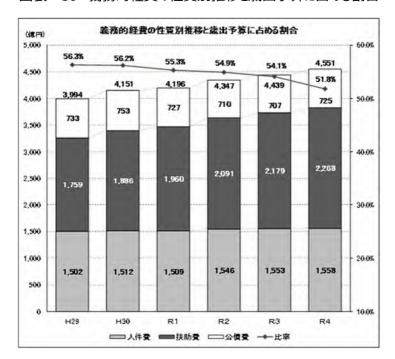
平 間評価
外部評価
外部評価
外部評価

図表-38 行財政改革第3期プログラムの取組評価スケジュール

# 第5章 今後の財政運営の基本的な考え方

## 1 本市の財政状況

本市歳出に占める義務的経費<sup>15</sup>の割合は、平成29(2017)年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和4(2022)年度予算では51.8%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元(2019)年度決算で49.7%(川崎市は56.5%)となっており、本市は高い水準にあるといえます(図表-39)。



図表-39 義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、 扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和 2 (2020) 年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は 527 億円に達しています。(図表 - 40)。

<sup>15</sup> 支出が義務的で任意では削減できない経費(人件費、公債費、扶助費)。割合が小さいほど財政の 弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上 になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされている。

また、令和3 (2021) 年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。

さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政 需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込ま れており、令和 4(2022)年度予算においては、減債基金から 239 億円の新規借入を 計上し、借入残高は 895 億円に達しています。



図表-40 減債基金からの借入残高の推移

(注) H27 は 10 億円を返済(H24~R2 は決算、R3·R4 は予算)

## 2 基本的な考え方

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

#### (1) 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、 資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図ります。

#### (2) 税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進めます。

#### (3) 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化する とともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎 等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の 確保に努めます。

#### (4) 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス<sup>16</sup>の安定的な黒字の確保に努め、 市債残高を適正に管理します。

また、減債基金からの借入金についても、早期の返済に努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 基礎的財政収支のことで、過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた 歳入との収支のことを言う。

#### (5)「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財 政運営を行います。

#### (6)財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

#### ア 取組目標

#### ① 早期の収支均衡

必要な市民サービスの着実な推進と持続可能な行財政基盤の両立に向けて、 早期の収支均衡を目指し、令和8(2026)年度には、減債基金からの新規借入れ を行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

#### ② プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、併せて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

#### ③ 減債基金借入金の早期の返済

減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めます。

#### イ 財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施 策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに 設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていき ます。

#### ① 収支状況

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

## ■ 実質赤字比率

【普通会計】赤字とならないこと

(令和2(2020)年度決算:赤字となっていない)

## ■ 連結実質赤字比率

【全 会 計】赤字とならないこと

(令和2 (2020) 年度決算:赤字となっていない)

#### ② 財政構造の弾力性

## ■ 経常収支比率

【普通会計】97%以下 (令和2(2020)年度決算:97.5%)

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

- \* 現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ペースの低減に努めています。
- \* 減債基金からの借入を行っていなかった平成23(2011)年度(96.9%)程度の数値を、当面の目標として設定します。

## ■ 市税収入に対する義務的経費の割合

【普通会計】100%以下 (令和 2 (2020)年度決算:116.4%)

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)を、どの程度市税で賄えるかを表す もの

#### ③ 将来負担

## ■ プライマリーバランス

【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保

(平成17(2005)年度決算以降:黒字)

過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの

\* プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合 には、市債残高の抑制や縮減につながります。

## ■ 市民一人あたり市債残高

【普通会計】指定都市平均以下

(令和2 (2020) 年度決算:531,306 円、指定都市平均653,597 円) 将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

#### ■ 実質公債費比率

【普通会計】18%未満 (令和2 (2020) 年度決算:8.2%)

将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

## ■ 将来負担比率

【普通会計】400%未満 (令和2(2020)年度決算:122.0%)

市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、 標準的な税収入等を基準に表すもの

## ■ 将来負担返済年数

【普通会計】中長期的に低減 (令和2(2020)年度決算:15.8年)

将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債 の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

#### ④ 企業会計等の経営健全化

## ■ 基準外繰出金

【普通会計】縮減・規律の確保 (令和2 (2020) 年度決算:前年から縮減) 各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの

## ■ 資金不足比率

【企業会計】資金不足を生じないこと

(令和2 (2020) 年度決算:資金不足となっていない) 企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの

## ■ 負債比率

【全会計・出資法人】中長期的に低減 (令和2 (2020) 年度決算:43.0%) 連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさ を、資産合計を基準に表すもの

## (7) 今後の予算計上(歳出)の考え方

今後の予算計上(歳出)にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進める こととします。

#### ア 計画的に進める大規模な投資的経費(新規分)

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを 勘案しながら、今後の計画策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業 の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

#### イ 計画的に進める大規模な投資的経費(継続分)

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

#### ウ 基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

## エ 一部の社会保障関連経費(投資的経費を含む。)

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

#### オ 公債費 (諸費を除く)

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

#### 力 管理的経費

庁用経費、施設管理的経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、併せて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

#### キ 政策的経費(一部の社会保障関連経費を除く。)

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、併せて事業執行上の工夫や必要な見直し、重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

#### (8) 行財政改革の取組

総合計画に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政 基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

第3期プログラムの取組は、計画期間内の反映できるものについて「収支フレーム」に反映します。(各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。)

#### <「収支フレーム」に反映した改革の取組 一般会計分>

(単位 億円)

	R4予算	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
①債権確保策の強化	3	3	3	3	3
②財産の有効活用	4	4	4	4	4
③組織の最適化(人件費の見直し)	11	11	12	12	12
④その他(市役所内部改革や市民サービスの再構築等)	7	8	8	8	8
合 計	25	26	27	27	27

<sup>※</sup> ②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

#### (9) 収支フレーム(案)【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後5年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行っていきますが、市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応していきます。

この「収支フレーム(案)」は、令和4(2022)年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第3期実施計画(案)」や「行財政改革第3期プログラム(案)」の令和4(2022)年度以降の取組を反映して算定しています。

<sup>※</sup> 令和4(2022)年度は行財政改革第2期プログラムにおける効果額を計上し、令和5(2023)年度以降は行財政改革第3期プログラムにおける目標値の効果額について反映可能なものを計上しています。

#### ○ 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)

(単位 人)

				(+ E //
   10月1日現在	R2	R7	R12	R17
10月1口現在	(2020)	(2025)	(2030)	(2035)
総数	1,538,300	1,582,200	1,605,300	1,605,000
0~14歳	189,600	184,500	178,800	178,100
(うち0~4歳)	64,100	64,000	64,800	64,600
15~64歳	1,037,200	1,060,000	1,056,700	1,017,500
65歳以上	311,500	337,700	369,700	409,500
(うち75歳以上)	160,300	200,300	217,100	223,500

<sup>※</sup> 各人口は、端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

#### ○ 中長期の経済財政に関する試算【令和3(2021)年7月・内閣府】

(単位 %程度)

左由		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
年度		(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
ベースライン	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
ケース	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
(参考)成長実現	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	3.6	3.7	3.7	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2
ケース	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

<sup>※</sup> 収支フレームの歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に成長実現ケースも掲載しています。

#### 【収支フレーム算定の前提条件】

令和4(2022)年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

#### ① 歳入

市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。

#### ② 歳出

原則として、令和4(2022)年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、 一定の条件で計上しています。

#### ■ 投資的経費

「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として令和4(2022)年度予算と同額で計上しています。

#### ■ 一部の社会保障関連経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

#### ■ 公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上しています。

#### ■ 職員給与費及び管理的経費

原則として令和4(2022)年度予算と同額で計上しています。

#### ■ 政策的経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

#### ③ 収支

上記により計上した歳入と歳出の差引である収支とともに、減債基金からの借 入残高の見込みを記載しています。

また、収支フレームは予算ベースを基本としていますが、歳出は予算の範囲内で執行されるものであることから、その制度上、決算においては、余剰が生じ、一定程度、収支が改善することが見込まれます。そのため、予算で計上した減債基金からの新規借入の額は、決算において縮減が見込まれることから、減債基金からの借入残高については、より実態に即した見込みを明らかにするため、決算見込ベースでの試算も記載しています。

## 収支フレーム (案) (令和4(2022)年度~令和8(2026)年度)【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、令和4 (2022) 年度~令和8 (2026) 年度の5年間を「収支フレーム」と 位置付け、その後の令和9 (2027) 年度~令和13 (2031) 年度の5年間の「収支見通し」も視野 に置きながら、財政運営を行います。

- \* 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。
- \* 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

(単位 億円)

R3 (2021) 3,457 329 125 42 6 36 132 0 70 4,155	R4 (2022) 3,675 325 145 0 0 0 106 0 70 4,321	R5 (2023) 3,735 328 143 0 0 0 106 0 70	R6 (2024) 3,752 321 144 0 0 106 0 70	R7 (2025) 3,806 335 144 0 0 0 105	R8 (2026) 3,836 349 145 0 0 104	R9 (2027) 3,855 340 145 0 0	R10 (2028) 3,887 342 145 0 0	支 見 通 R11 (2029) 3,917 344 146 0 0	R12 (2030) 3,936 335 146 0	R13 (2031) 3,956 346 146 0
329 125 42 6 36 132 0 70 4,155	325 145 0 0 0 106 0 70	328 143 0 0 0 106 0 70	321 144 0 0 0 106	335 144 0 0 0 105	349 145 0 0	340 145 0 0	342 145 0 0	344 146 0	335 146 0	346 146 0
125 42 6 36 132 0 70 4,155	145 0 0 0 106 0 70	143 0 0 0 106 0 70	144 0 0 0 106	144 0 0 0 105	145 0 0	145 0 0	145 0 0	146 0	146 0 0	146 0
42 6 36 132 0 70 4,155	0 0 0 106 0 70	0 0 0 106 0 70	0 0 0 106	0 0 0 105	0	0 0	0 0	0	0	0
6 36 132 0 70 4,155	0 0 106 0 70	0 0 106 0 70	0 0 106 0	0 0 105	0	0	0	0	0	0
36 132 0 70 4,155	0 106 0 70	0 106 0 70	0 106 0	0	0	0	0			
132 0 70 4,155	106 0 70	106 0 70	106	105				0	0	^
0 70 4,155	0 70	0 70	0		104	104				U
70 4,155 0	70	70	=	۸		104	103	102	103	104
4,155			70	U	0	0	0	0	0	0
0	4,321	1 202	70	70	70	70	70	70	70	30
_		4,362	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582
	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
238	315	295	251	241	240	244	234	271	264	246
0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	50
1	2	5	7	7	8	10	9	14	13	12
69	153	110	58	41	40	47	41	35	39	30
168	160	180	186	193	192	187	184	172	162	154
1,062	1,100	1,132	1,149	1,175	1,195	1,205	1,215	1,226	1,236	1,244
332	348	355	358	365	374	382	389	398	406	411
237	244	253	253	258	258	260	263	265	267	270
142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
311	325	341	355	369	380	380	380	380	380	380
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
680	691	698	695	685	666	660	660	640	657	653
2,461	2,454	2,463	2,418	2,408	2,393	2,397	2,400	2,407	2,396	2,402
1,249	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
502	497	495	467	463	467	466	463	462	461	464
710	705	716	699	693	674	679	685	693	683	686
4,441	4,560	4,588	4,513	4,509	4,494	4,506	4,529	4,564	4,573	4,565
▲ 286	▲ 239	▲ 206	<b>1</b> 20	<b>4</b> 9	10	8	18	15	17	17
813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347
	238 0 1 69 168 1,062 332 237 142 311 40 680 2,461 1,249 502 710 4,441	238 315 0 0 1 2 69 153 168 160 1,062 1,100 332 348 237 244 142 143 311 325 40 40 680 691 2,461 2,454 1,249 1,252 502 497 710 705 4,441 4,560	238 315 295 0 0 0 1 2 5 69 153 110 168 160 180 1,062 1,100 1,132 332 348 355 237 244 253 142 143 143 311 325 341 40 40 40 680 691 698 2,461 2,454 2,463 1,249 1,252 1,252 502 497 495 710 705 716 4,441 4,560 4,588  ■ 286 ■ 239 ■ 206	238       315       295       251         0       0       0       0         1       2       5       7         69       153       110       58         168       160       180       186         1,062       1,100       1,132       1,149         332       348       355       358         237       244       253       253         142       143       143       143         311       325       341       355         40       40       40       40         680       691       698       695         2,461       2,454       2,463       2,418         1,249       1,252       1,252       1,252         502       497       495       467         710       705       716       699         4,441       4,560       4,588       4,513	238       315       295       251       241         0       0       0       0       0         1       2       5       7       7         69       153       110       58       41         168       160       180       186       193         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175         332       348       355       358       365         237       244       253       253       258         142       143       143       143       143         311       325       341       355       369         40       40       40       40       40         680       691       698       695       685         2,461       2,454       2,463       2,418       2,408         1,249       1,252       1,252       1,252       1,252         502       497       495       467       463         710       705       716       699       693         4,441       4,560       4,588       4,513       4,509	238       315       295       251       241       240         0       0       0       0       0       0         1       2       5       7       7       8         69       153       110       58       41       40         168       160       180       186       193       192         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175       1,195         332       348       355       358       365       374         237       244       253       253       258       258         142       143       143       143       143       143         311       325       341       355       369       380         40       40       40       40       40       40         680       691       698       695       685       666         2,461       2,454       2,463       2,418       2,408       2,393         1,249       1,252       1,252       1,252       1,252         502       497       495       467       463       467         710       705	238       315       295       251       241       240       244         0       0       0       0       0       0       0       0         1       2       5       7       7       8       10         69       153       110       58       41       40       47         168       160       180       186       193       192       187         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175       1,195       1,205         332       348       355       358       365       374       382         237       244       253       253       258       258       260         142       143       143       143       143       143       143       143         311       325       341       355       369       380       380         40       40       40       40       40       40       40         680       691       698       695       685       666       660         2,461       2,454       2,463       2,418       2,408       2,393       2,397         1,249	238       315       295       251       241       240       244       234         0       0       0       0       0       0       0       0       0         1       2       5       7       7       8       10       9         69       153       110       58       41       40       47       41         168       160       180       186       193       192       187       184         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175       1,195       1,205       1,215         332       348       355       358       365       374       382       389         237       244       253       253       258       258       260       263         142       143       143       143       143       143       143       143         311       325       341       355       369       380       380       380         40       40       40       40       40       40       40       40       40         680       691       698       695       685       666       666	238       315       295       251       241       240       244       234       271         0       0       0       0       0       0       0       0       0       50         1       2       5       7       7       8       10       9       14         69       153       110       58       41       40       47       41       35         168       160       180       186       193       192       187       184       172         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175       1,195       1,205       1,215       1,226         332       348       355       358       365       374       382       389       398         237       244       253       253       258       258       260       263       265         142       143       143       143       143       143       143       143       143       143         311       325       341       355       369       380       380       380       380         40       40       40       40       40       40	238       315       295       251       241       240       244       234       271       264         0       0       0       0       0       0       0       0       50       50         1       2       5       7       7       8       10       9       14       13         69       153       110       58       41       40       47       41       35       39         168       160       180       186       193       192       187       184       172       162         1,062       1,100       1,132       1,149       1,175       1,195       1,205       1,215       1,226       1,236         332       348       355       358       365       374       382       389       398       406         237       244       253       253       258       258       260       263       265       267         142       143       143       143       143       143       143       143       143       143       143       143       143       143       143       144       144       40       40       40

<i>決算見込ベース</i>											
減債基金からの新規借入 (返済は△表記)	129	194	161	<i>75</i>	4	△ 55	△ 53	△ 83	△ 80	Δ 82	△ 82
減債基金からの借入残高	656	<i>850</i>	1,011	1,086	1,090	1,035	982	899	819	737	655
※決算における収支改善を見込む(年45億円:H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)											

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

# ■ 参考資料

## 1 計画の策定経過

#### (1) 計画策定までのスケジュール (概要)

年	月日	内 容
令和 3 (2021) 年	2月9日	「行財政改革第3期プログラム策定作業方針」の庁内への通知
	4月22日	「川崎市行財政改革第3期プログラム 策定方針」の公表
	8月31日	「川崎市行財政改革第3期プログラム 基本的な考え方」の公表
	11月26日	「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」の公表
	11月28日	パブリックコメント手続の実施(~12月 27日)
	12月18日	市民説明会の開催
令和 4(2022)年	2月7日	「川崎市行財政改革第3期プログラム案」の公表
	3月	「川崎市行財政改革第3期プログラム」策定予定

#### (2) 市民等への説明経過

#### ア 市民説明会の開催

市民説明会では、「川崎市総合計画 第3期実施計画素案」及び「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」の内容を会場で説明するとともにオンラインで配信し、御意見を伺いました。実施概要は以下のとおりです。

#### ●市民説明会の実施状況

開催日時	会場	参加者 (人)	意見数 (件)	発言者数 (人)
令和 3 (2021)年 12 月	中原区役所	会場 55	会場 21	会場 14
18日(土)14:00~	中原色(文/)  	オンライン 4	オンライン 7	オンライン 4

#### イ パブリックコメント手続の実施

令和3 (2021) 年11月27日(土)から12月27日(月)まで、「川崎市行財政 改革第3期プログラム素案」に関する意見募集を実施し、広く市民の皆様からの御 意見を募集しました。

## ●「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」に関する意見募集の実施結果

意見提出方法	意見提出数(意見件数)
インターネット・電子メール	12 通(29 件)
FAX	4通(10件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)
市民説明会当日に提出されたもの	0通(0件)
合計	16 通(39 件)

## (3) 川崎市行財政改革推進委員会の開催

「川崎市行財政改革第3期プログラム」の策定に向けて、専門的な意見・助言をいただく場として、学識経験者5名を委員とする「川崎市行財政改革推進委員会」を開催しました。

#### ●令和3(2021)年度川崎市行財政改革推進委員会委員

(敬称	氏名 ·略·五十音順)	役職等
出石	稔	関東学院大学副学長·法学部地域創生学科長·地域創生実践研究所長· 法学部教授
伊藤	正次(会長)	東京都立大学法学部長・東京都立大学大学院法学政治学研究科長
藏田	幸三	(一財) 地方自治体公民連携研究財団 代表理事・東洋大学 PPP 研究 センター リサーチパートナー・千葉商科大学 専任講師
黒石	匡昭	公認会計士
藤田	由紀子	学習院大学法学部政治学科教授

# ●令和3 (2021) 年度川崎市行財政改革推進委員会の開催状況 (第3期プログラム関係)

回数	月日	内 容
第1回	5月13日	・「川崎市行財政改革第3期プログラム策定方針」について
第4回	10月28日	・「川崎市行財政改革第3期プログラム 基本的な考え方」につ
		いて
第5回	12月24日	・「川崎市行財政改革第3期プログラム素案」について

## 2 市民アンケート

## (1)調査目的

市民満足度の高い行政運営に向けた行財政改革の推進に当たり、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の現状を把握し、今後の取組の参考とするため、「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」の一部として、以下のとおり、市民アンケートを実施しました。

#### (2)調査の概要

ア 期 間:令和3(2021)年11月19日(金)~12月3日(金)

イ 対 象:住民基本台帳から無作為抽出した川崎市在住の満 18 歳以上の男女個 人 3.000 人

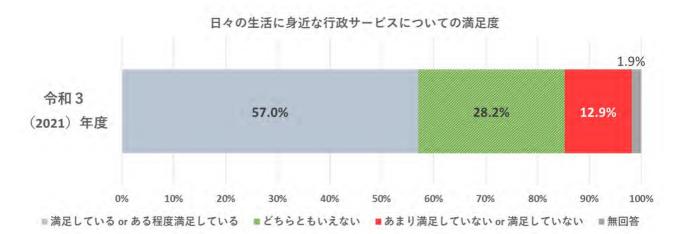
ウ 調査方法:郵送によるアンケート調査

エ 回収状況:発送数 3,000 件、有効回収数 1,545 件(うち郵便による回収 1,011 件、 インターネット回答 483 件)、有効回収率 49.8%

## (3)調査結果

- 【問】川崎市では、日々の生活に身近な行政サービスとして、様々なものを提供しています。あなたは、こうした日頃受けている行政サービスについて、どのように感じていますか。
  - ※ 市が提供する日々の生活に身近な行政サービスとは…

保育などの子育てサービス、小・中学校などでの教育、高齢者などへの福祉サービス、 ごみの収集、区役所などの窓口サービス、市民館・図書館などの施設サービスなど



## 3 川崎市「働き方についてのアンケート調査」

## (1)調査目的

庁内の人材育成や意識改革等に向けて、職員の働き方に対する意識や課題認識を把握 するため、以下のとおり、職員アンケートを実施しました。

#### (2)調査の概要

ア 期 間: 令和3 (2021) 年7月19日(月) ~令和3 (2021) 年8月31日(火)

イ 対 象:令和3 (2021) 年6月1日時点で在席している全職員(一般職員、再任 用職員、任期付職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員)からラン ダム関数により無作為抽出した3,000人

ウ 調査方法: -般事務職員については e ラーニング、その他職員については庁内便に よる配布・回収

工 回収状況:発送数 3,000 件、有効回収数 2,320 件、有効回収率 77.3%

#### (3)調査結果(抜粋)

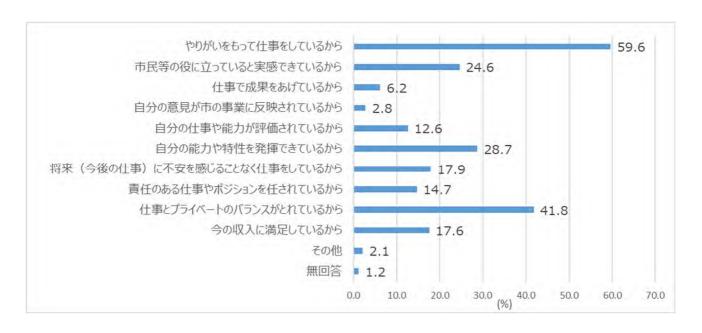
全調査項目のうち、「第1章 現状・課題認識」や、「第3章 改革の取組」の改革課題に関連する質問項目を抜粋して掲載します。

## 【問1】

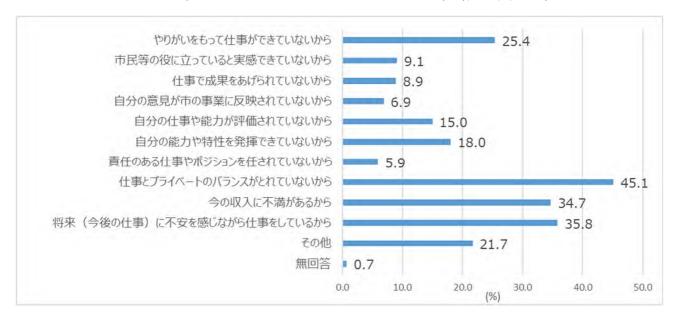
あなたは川崎市職員として今の働き方に満足していますか。(回答は一つ)



【問2】問1で「1 満足している」・「2 どちらかといえば満足している」を選択した方へ 伺います。満足している理由をお聞かせください。(複数回答可)

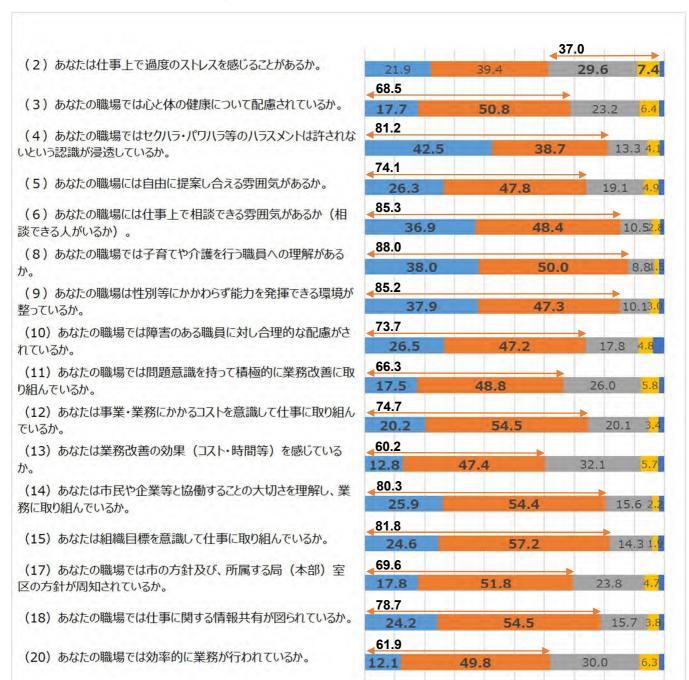


【問3】問1で「3 どちらかといえば満足していない」・「4 満足していない」を選択した方へ伺います。なぜ満足していないと思いますか。(複数回答可)



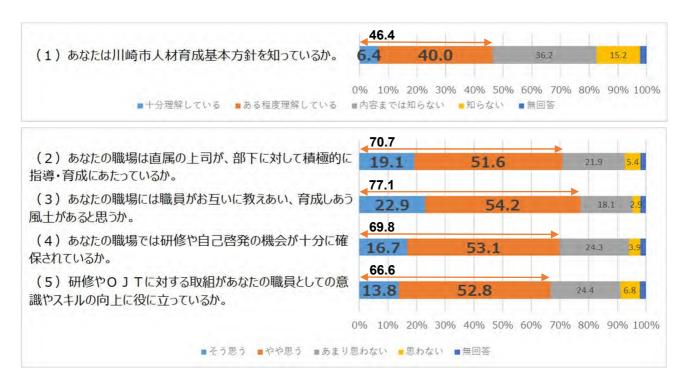
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

# 【問 29】あなたの職場環境等について伺います。以下の項目についてお答えください。(回答は項目ごとに一つ)

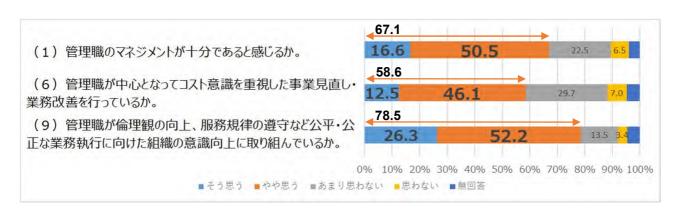


■そう思う ■やや思う ■あまり思わない ■思わない ■無回答

【問 30】『人材育成』について伺います。以下の項目についてお答えください。(回答は項目 ごとに一つ)



- 【問 31】あなたの職場の『管理職のマネジメントの実施状況』についてお答えください。 (回答は項目ごとに一つ)
  - ※ 課長級・教頭以上の方は、自身のマネジメントの実施状況についてお答えください。



## 4 川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連改革課題一覧

#### (1)「働き方・仕事の進め方改革」の目的、ビジョン及び方向性

本市では、行財政運営を取り巻く課題や社会の変化に対応していくため、これまで当たり前と思っていた「働き方」と「仕事の進め方」を変えていくことで、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指し、平成29(2017)年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進めてきました。

「職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現でき、多様な人材が活躍できる職場づくり」をビジョンとし、「制度・運用(ルール)」「ICT・設備(ツール)」「業務・組織運営(マネジメント)」「意識・風土(マインド)」という総合的な観点から、「職員の働く環境の整備と意識改革」と「多様な働き方の推進」に取り組んでいます。

## (2)「働き方・仕事の進め方改革」の関連改革課題一覧

行財政改革第3期プログラムの中で、「働き方・仕事の進め方改革」に関連する改革課題は、以下の表のとおりです。

## <取組の方向性(1)職員の働く環境の整備と意識改革>

改革	改革課題 No.		課題名
2	(1)	1	長時間勤務の是正に向けた取組
2	(1)	2	総務事務執行体制の見直し
2	(2)	1	業務プロセス改革の推進
2	(2)	2	デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進
4	(1)	1	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成
4	(1)	4	人事評価制度の適正な運用と見直しに向けた検討
4	(3)	1	職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進
4	(4)	3	メンタルヘルス対策の充実

## <取組の方向性(2)多様な働き方の推進>

改革	改革課題 No.		課題名
4	(1)	3	適切な人事配置と人材育成、定年引き上げへの対応
4	(4)	1	職員個々の状況に応じた働く環境の整備
4	(4)	2	女性活躍推進・次世代育成支援の推進

#### <各局区の取組>

改革	課題	No.	課題名
2	(1)	3	川崎区役所機能再編に伴うワークスタイル変革や業務効率化の検討
2	(1)	4	宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率化の検討
2	(1)	5	学校教職員の働き方改革に向けた取組

## 5 当初設定する成果指標一覧

## 取組1-(1)将来を見据えた市民サービスの再構築

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
4	市民文化局	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討	①マイナンバーカードの交付率 ②コンビニ交付の交付率	①住民基本台帳人口に占めるマイナンバーカードの交付枚数の割合を成果指標として設定するもの ②各種証明書交付枚数に しかるコンピニ交付の割合を成果指標として設定するもの	①マイナンバーカード交付枚数/住民基本台帳人口②各種証明書発行件数/コンビニ交付件数	① 30.89% ② 5.32% (R02) [2020]	① 55% ② 9% (R04) [2022]	① 65% ② 11% (R05) [2023]	① 75% ② 13% (R06) [2024]	① 85% ② 15% (R07) [2025]	①国の方針及び市の施策を 踏まえたうえで交付率85%を 目指すもの ②マイナンバーカードの交付率 の向上及び市の施策により交 付率15%を目指すもの
5	経済労働局	都市農業の課題 を踏まえた農業 支援のあり方の 検討及び効率 的・効果的な支 援の推進	①市民農園管理 等に係る関係職員 の業務時間数 ②都市農業に対す る関心度	①利用者が主体的に管理する地域交流農園に移行することで、利用マナーの向上や連帯感の醸成を図るほか、縮減できる市職員の業務時間を成果指標として設定するもの②都市農地における農作物の収穫体験や、地産地消を推進する直売イベントなどの取組により、市民の都市農業に対する関心度が高た機能の理解につながるため、取組の成果指標として設定するもの	①従来型農園 1 農園を地域交流型に移行した場合に縮減する市職員の業務時間数(100時間/農園)②市民アンケート(無作為抽出3,000人)において、「都市農業に関心がある(とても関心がある)」と回答した人の割合	① 1,580 時間 (R02) [2020] ② 54.8% (R03) [2021]	① 1,480 時間 ② - (R04) 【2022】	① 1,380 時間 ② 57% (R05) 【2023】	① 1,380 時間 ② - (R06) [2024]	① 1,280 時間 ② 59% (R07) 【2025】	①市民農園管理等に係る令和2 (2020) 年度の業務時間から、4年間で地域交流農園に移行する3か所の運営に係る業務時間300時間の削減を目指すもの②都市農業への理解を促進するためには、市民の関心度を着実に高めていたが必要であることから、毎年1%以上増加させることを目指すもの
15	こども未来局	こども文化セン ターの役割の再 整理を踏まえた 効率的・効果的 な運営及び施設 の最適化に向け た検討	こども文化センター の年間利用者数 (延べ数)	子どもが健やかに成長できるしくみづくりに向けて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るために市内58か所にこども文化センターを設置しており、その利用者数の推移を見ることで、取組の成果を推し測ることができることから、年間利用者数(延べ数)を成果指標として設定するもの	市内58か所のごども文化センターの年間利用者数 (延べ数)	717,694 人 (R02) [2020]	1,000,000 人 (R04) [2022]	1,280,000 人 (R05) 【2023】	1,560,000 人 (R06) 【2024】	1,830,000 人以上 (R07) 【2025】	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コナウイルス感染症の影響を行る前(平成30(2018)年度)の利用者数(1,830,474人)の水準と同水準を目指すもの
177	こども未来局	効率的・効果的 な待機児童対策 の推進	保育所等利用待 機児童数(翌年 度4月1日時 点)	保護者が子どもを安心して 預けられる環境づくりに向け て、認可保育所の整備等 の待機児童対策を推進し ており、保育所等利用申請 者のうち待機児童数の推 移をみることで、取組の効 果を推し測ることができるた め、成果指標として設定す るもの	厚生労働省の定める「保育 所等利用待機児童数調 査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点 の待機児童数	0人 (R02) 【2020】	0人 (R04) [2022]	0人 (R05) 【2023】	0人 (R06) 【2024】	0人 (R07) 【2025】	本市では平成27 (2015) 年4月、平成29 (2017) 年4月及び令和3 (2021) 年4月に待機児 童解消を達成しているが、今 後も認可保育所等の整備や 多様な手法による保育受入 枠の拡充、区役所における利 用者へのきめ細やかな相談・ 支援等を行い、待機児童の 解消を継続していくため、引き 続き待機児童ゼロを目指すも の
18	まちづく り局	都市計画道路網 の見直し	都市計画変更によ り建築制限が撤廃 される建築物の棟 数(累計)	都市計画変更により、市民 等に対する建築制限が、ど の程度、撤廃されたのかを 測るため、制限が撤廃され た建築物の棟数を成果指 標として設定するもの	都市計画変更により建築 制限が撤廃される建築物 の棟数	_ (R02) [2020]	0 棟 (R04) 【2022】	54棟 (R05) 【2023】	54棟 (R06) 【2024】	55棟 (R07) 【2025】	「都市計画道路網の見直し」 に基づき、3路線のうち2路 線の都市計画変更を行うこと で、合計55棟の建築制限撤 廃を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	自標値				目標値の考え方
20	まちづく り局	効率的・効果的 な登戸土地区画 整理事業の実施 及び清算に向け た検討	宅地使用開始面 積率(累計)	土地区画整理事業の目的 の1つである土地の整形化 によって、宅地の利用増進 が図られることによる事業推 進効果を測るため、宅地 して使用が開始された面積 の割合を成果指標として設 定するもの	総宅地面積に対する宅地 使用開始面積(宅地整 備後に権利者に引き渡した 宅地)の割合	74.3% (R02) [2020]	83% (R04) [2022]	86% (R05) [2023]	95% (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	土地区画整理事業を推進 し、建築物等の移転や基盤 整備を完了させることで、令 和7 (2025) 年度末まで に、権利者に引き渡した宅地 の割合を100%にすることを 目指すもの
21	建設線	放置自転車対策 の実施手法の見 直し	①一括委託化等に よる放置自転車の 台数 ②保管所再編によ る運営経費	①撤去、運搬、保管及び 啓発業務の一括委託化に より、一連の業務を行い、 効率的に業務を執行すること並びに柔軟で効果的な放 置自転車対策を実施する放置自転車の川減という放置自転車の半度なる効果を測るため、年度ごとの放置自転車の半つ台数を成果指標として設定するもの ②川崎市内9か所の自転車の保管所については、再編に向けた考え方に基づき、令和4(2022)年度より順次、再編整備を進めることで、運営経費が削減できることにより得られる財政効果を成果指標として設定するもの	①当該年度における放置 自転車台数 ②当該年度における保管 所管理運営費	① 2,011台 ② 112,240 千円 (R02) [2020]	① 1,900台 以下 ② 112,240 千円以下 (R04) 【2022】	① 1,800台 以下 ② 100,000 千円以下 (R05) 【2023】	① 1,700台 以下 ② 100,000 千円以下 (R06) 【2024】	① 1,600台 以下 ② 100,000 千円以下 (R07) 【2025】	①令和7 (2025) 年度の 放置自転車を、市内全域一 括委託化により、放置自転車を1,600台以下にする (411台以上の削減効果を 得る) ことを目指すもの ②令和7 (2025) 年度の 自転車保管所の運営経費 を、再編整備により100,000 千円以下にする (12,240 千円以上の財政効果を得 る) ことを目指すもの
22	建設緑政局	市内駐輪場施設 の見直し	駐輪場の利用率 (平均)	駐輪需要を踏まえた効率 的・効果的な運営に向け、 市内駐輪場の再編を進め ることで得られる駐輪場の 適切な配置という効果を測 るため、駐輪場の利用率を 成果指標として設定するも の	当該年度における市内全 域の駐輪場の利用率	59% (R02) [2020]	59~90% (R04) [2022]	59~90% (R05) [2023]	70~90% (R06) [2024]	70~90% (R07) [2025]	令和7 (2025) 年度の駐輪場の利用率を、再編整備により平均70~90%の範囲にする (11%以上の改善効果を得る) ことを目指すもの※90%以上の利用率の場合、近隣に新たな駐輪施設が必要となるなど、適切な配置ではなくなるため、目標は70~90%と設定
23	建設緑政局	市営霊園におけ る持続的で公平 な墓所の供給	小区画の一般墓所 (1㎡) の墓所使 用料による歳入 (累計)	新たに小区画の一般墓所 (1㎡)の整備を進めることで、墓所使用料が増加することにより得られる財政効果を成果指標として設定するもの	当該年度における小区画 の一般墓所 (1㎡)の整 備数 × 250千円/基 (累計)	_ (R02) [2020]	55,000 千円 (R04) 【2022】	122,500 千円 (R05) [2023]	190,000 千円 (R06) 【2024】	257,000 千円 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の小 区画の一般墓所 (1㎡) の 墓所使用料を、整備の推進 により257,000千円にする (257,000千円の財政効 果を得る) ごとを目指すもの
24	消防局	救急隊の現場到 着時間の維持・ 短縮及び救急車 の適正利用	救急車の現場到着 時間	心肺停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが1か月会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう現場到着時間を成果指標として設定するもの	年間の全救急事案のうち、 119番通報の覚知から救 急車が現場到着するまでの 平均時間	9.0分 (R02) [2020]	8.8 <del>分</del> (R04) [2022]	8.6分 (R05) [2023]	8.4 <del>/)</del> (R06) [2024]	8.0分以下 (R07) [2025]	現場到着時間の短縮に向けた取組の推進により、8.0分以下にすることを目指すもの

## 取組1-(2)市民サービスのデジタル化の推進

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
1	総務企画局	市民生活の利便性向上に向けたICTの活用	①提供しているオー ブンデータの月平均 ダウンロード数 ②市 L I N E 公 式アカウントの友だ ち登録者数	①本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができるため成果を測ることができるため成まを測ることができるため、②市民が広く利用しているし I N E を活用した情報発信を行っており、その効果測定を行うため、友だち登録者数を成果指標として設定するもの	①本市ホームページ上で提供しているオープンデータの 月平均ダウンロード数 ②トト IN E公式アカウントに友だち登録している件数	① 5,810件 ② 22,448件 (R02) 【2020】	① 6,250件 ② 40,000件 (R04) 【2022】	① 6,500件 ② 50,000件 (R05) 【2023】	① 6,750件 ② 60,000件 (R06) 【2024】	① 7,000件 ② 70,000件 (R07) 【2025】	①市民ニーズの高いオープンデータを本市ホームページに掲載することで、オープンデータの月平均ダウンロード数7,000件を目指すもの②市LINE公式アカウントの魅力を高め友だち登録者数を増やすことで、登録数70,000件を目指すもの
2	総務企	行政手続のオン ライン化・窓口等 のキャッシュレス 化の推進	①電子申請システムの利用件数 ②キャッシュレス決済比率	①電子申請システムの利用状況の効果を把握するため、利用件数を成果るため、利用件数を成果指標として設定するもの ②キャッシュレス決済比率が向上することにより、現金取扱い事務が効率化するため、キャッシュレス決済の比率を成果指標として設定するもの	①本市ホームページ上の電子申請システムで申請された件数の合計 ②現金決済を含めた決済額全体に対するキャッシュレス決済の比率	① 392,768 # ② - (R02) [2020]	① 400,000 件 ② 10% (R04) [2022]	① 500,000 件 ② 20% (R05) [2023]	① 550,000 件 ② 30% (R06) [2024]	① 600,000 件 ② 40% (R07) [2025]	①令和5 (2023) 年3月 の電子申請システムリュューア ルに伴い、オンラインにより申請できる手続が増えること等を踏まえ、現状の利用件数の約1.5倍に増加させることを目指すもの ②国のキャッシュレス化の目標に合わせて、40%を目指すものの
6	教育委 員会事 務局	I C T 環境・先 端技術の活用及 び最適化に向け た取組の推進	GIGA端末整 備による小・中学校 コンピュータ教室事 業費	G I G A 端末整備により 小・中学校コンゼュータ教室 の整備を適正化すること で、減額できる事業費を成 果指標として設定するもの	校コンピュータ教室の事業	719,486 千円 (R02) 【2020】	494,667 千円 (R04) 【2022】	493,117 千円 (R05) 【2023】	473,058 千円 (R06) 【2024】	460,000 千円以下 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の 小・中学校のP C 教室の事 業費を令和2 (2020) 年 度と比較し、259,486千円 以上の削減を目指すもの

## 取組1-(3)市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	①テーマ型民間提案の案件形成数 (延数) (延数) 部分に関間活 部メールニュース多 ③全指定管理施設の年度評価における総合評価の平均点	①行政側から対外的に課題を示すことにより、民間提案の案件形成に向けた取組を積極的に進めるため、テーマ設定目標に応じた案件形成数を成果指標として設定するもの。②本市の取組等の情報発傷を通じて、本市から発信される情報に興味等をもち、その情報を受信したいと考えてもらった事業をするもの。③指定管理施設における効率的・効果的な運用や市民サービスの向上に向けた取組などについての総合評価を成果指標として設定するもの	①市側として設定した民間 提案に関するテーマに対し て、実際に民間提案が為さ れ、成果として案件形成し た件数 ②川崎市民間活用メール ユュース登録ユーザー数 ③全指定管理施設におい て毎年度実施する年度評 価の評価点の平均値	① 2件 ② 595 ユーザー ③ 66.8点 (R02) 【2020】	① 13件 ② 695 ユーザー ③ 66.8点 (R04) 【2022】	① 17件 ② 745 ユーザー ③ 66.8点 (R05) 【2023】	① 21件 ② 795 ユーザー ③ 66.8点 (R06) 【2024】	① 25件 ② 850 ユーザー ③ 70.0点 (R07) 【2025】	①テーマ設定数のうち半数程度は複数事業者(3者程度)と成立する案件を実施する(社会実験等)と規定し、令和2(2020)年度2件+令和3(2021)年度7件+令和4(2022)年度以降(8件テーマ設定)4件+4件×3=25件を目指すもの②本市の民間活用に関する情報に興味をもち、行・特報提供を受けたいと考えてもらう事業者を毎年50ユーザー程度増を目指すもの③評価の結果。優れていると認められる70点を目標値として設定するもの
6	建設緑政局	夢見ヶ崎動物公 園の効率的・効 果的な管理運営	①サポーター制度に 基プき受け入れる 寄附の件数 (4か 年平均) ②サポーター登録 者数 (4か年平 均)	①②動物の飼育環境の維持に向け、イベント開催などを進めることにより得られる動物園としての魅力と質の向上という効果を測るため、寄附の件数やサポーター登録者数を成果指標として設定するもの	① 4 か年平均におけるサポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数 ② 4 か年平均におけるサポーター登録者数	① 25件 ② 28人 (R02) [2020]	① 25件以上 ② 28人以上 (R04) [2022]	① 26件以上 ② 29人以上 (R05) [2023]	① 26件以上 ② 29人以上 (R06) [2024]	① 27件以上 ② 30人以上 (R07) 【2025】	①令和7 (2025) 年度までの4 か年でサポーター制度に基プき受け入れる寄附の件数を、イベント開催などによる魅力の向上やにぎわいの創出により27件以上にする(2件の増加を得る)ことを目指すもの ②令和7 (2025) 年度までの4 か年でサポーター登録者数を、イベント開催などによる魅力の向上やにぎわいの創出により30人以上にする(2人の増加を得る)ことを目指すもの
8	建設緑政局	等々力緑地の更 なる効率的・効 果的な管理運営 等	緑地内施設の管理 運営に要する一般 財源負担額	緑地全体を民間活用による一体的な管理運営に変更することで、管理運営経費が削減できることにより得られる財政効果を成果指標として設定するもの	当該年度における緑地内 施設の管理運営に要する 一般財源負担額	710,000 千円 (R02) 【2020】	_ (R04) [2022]	675,000 千円以下 (R05) 【2023】	675,000 千円以下 (R06) 【2024】	675,000 千円以下 (R07) 【2025】	令和5(2023)年度以降 の等々力緑地の緑地内施設 の管理運営に要する一般財 源負担額を、民間活用による 一体的な管理運営への変更 により675,000千円以下に する(35,000千円以上の 財政効果を得る)ことを目指 すもの
9	建設緑政局	多摩川の利活用 による効率的・効 果的な管理運営 及び賑わいの創 出と地域活性化 に向けた検討	①民間活力の導入 に伴う多摩川緑地 における財政効果 ②多摩川緑地にお けるイベントの参加 者満足度		①当該年度における、支出のある維持管理、警備委託費等の削減額及び民間 事業者からの使用料等による収入額の和 ②イベント参加者へのアンケート調査において、「イベントを加して、「オベントを加して、「オベントに満足した(満足・まあまあ満足)」と回答した人の割合	① 0円 ② 87% (R03) [2021]	① 0円 ② 89% (R04) [2022]	① 0円 ② 91% (R05) [2023]	① 1,000 千円 ② 93% (R06) [2024]	① 3,000 千円 ② 95% (R07) [2025]	①令和7 (2025) 年度の 多摩川縁地の民間活力の導 入に伴う財源を、民間活力の導 入により3,000千円にする (3,000千円の財政効果を 得る) ことを目指すもの ②令和7 (2025) 年度の 多摩川縁地における多様な 主体の連携によるイベントの 開催により、イベント参加者の 満足度を95%に増加させる ことを目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
10	建設緑政局	公園における効 果的な公民連携 の推進	民間活力導入に伴 う公園使用料	公園緑地の民間活力導入 を進めることで、公園使用 料が増加することにより得ら れる財政効果を成果指標 として設定するもの	当該年度における公園緑地の民間活力導入に伴う 公園使用料の年額収入の 総額	_ (R02) [2020]	183 千円 (R04) [2022]	576 千円 (R05) 【2023】	1,874 千円 (R06) 【2024】	2,000 千円以上 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の公 園縁地の公園使用料を、民 間活力の導入により、年額総 計で2,000千円以上に増加 する (2,000千円以上の財 政効果を得る) ことを目指す もの ※池上新町南緑道のPark- PFIに伴う使用料については、 1(3)13の課題の成果指標 にて計上
11	港湾局	川崎港の魅力向 上と民間活力の 導入	①川崎港の新たな 魅力創出事業参 入事業者数(累 計) ②川崎港の市内認 知度	①②民間活力を導入し、 質の高いサービスの提供と 魅力を創出するとともに、当 該取組による市民の認知 度の向上の度合いを推し測 るため、成果指標として設 定するもの	①川崎港の新たな魅力創 出事業におけるサービス、イベント、活動に参画した事 業者数 ②スクリーニング調査による 川崎港の認知度調査の 上、比較する。(令和2 (2020)年度調査と同一)	① - ② 71.4% (R02) [2020]	① 1件 ② - (R04) [2022]	① 2件 ② - (R05) [2023]	① 3件 ② - (R06) [2024]	① 4件 ② 73% (R07) [2025]	①民間参入を促す環境整備 等を行うことにより、魅力創出 の取組に参画する民間事業 者・限 Pのの事業者を年 1 者・程度とすることを目指すもの ②民間活力の導入等による 魅力向上により令和 7 (2025)年度の市内居住 者の認知度を73%まで向上 させることを目指すもの
12	港湾局	川崎港コンテナ ターミナルの管理 連営体制の見直 し	川崎港コンテナター ミナルにおけるコンテ ナ取扱貨物増加量 (対前年度比)	川崎港コンテナターミナルの 運営について、効率的・効 果的なターミナル運営とボートセールス業務の成果を示 すため、毎年度のコンテナ貨 物取扱の増加量を成果指 標として設定するもの	「当該年度のコンテナ取扱 貨物量 – 前年度のコンテナ 取扱貨物量」 TEU: 20フィートで換算し たコンテナ個数	8,194 TEU (R02) [2020]	10,000 TEU (R04) [2022]	10,000 TEU (R05) [2023]	10,000 TEU (R06) [2024]	10,000 TEU (R07) [2025]	過去5年間のボートセールス やコンデナ取扱貨物量の実 績、新型コロナウイルスの国内 外の影響を踏まえ、年間のコ ンデナ取扱貨物の増加目標 を10,000TEUに設定し、令 和7(2025)年度までにコ ンデナ取扱貨物量20万TEU の達成を目指すもの
13	国際戦	池上新町南緑道 及び皐橋水江町 線沿道における 効果的な公民連 携の推進	民間活力(Park- PFI)導入に伴う 公園使用料による 財源確保	取組により確保した、公園 使用料収入を成果指標と して設定するもの	公園緑地における民間活力(Park-PFI)導入に伴う公園施設設置許可の年額収入の総額	– (R02) [2020]	0 千円 (R04) 【2022】	300千円 (R05) 【2023】	300千円 (R06) 【2024】	300千円 (R07) 【2025】	民間活力(Park-PFI)の 導入により、公園総地内に設 置する便益施設から公園使 用料を得ることを目指すもの

## 取組2-(1)働き方・仕事の進め方改革の推進

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	長時間勤務の是 正に向けた取組	年間480時間を超える時間外勤務職員数	女性活躍推進特定事業 主行動計画の目標に合わせ、年間480時間を超える 時間外勤務職員数を成果 指標として設定するもの	年間480時間を超える時間外勤務職員数(交通 局の自動車運転手、病院 局の医師・歯科医師、災 害時等の業務に従事した 職員を除く。)	484人 (R02) 【2020】	0人 (R04) 【2022】	0人 (R05) [2023]	0人 (R06) [2024]	0人 (R07) [2025]	次世代育成支援対策推進 法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づ特定事業主行動計画における目標値との整合を図り、令和7(2025)年度までに年間480時間を超える時間外勤務職員数を0人とすることを目指すもの
2	総務企画局	総務事務執行体 制の見直し	業務集約による財 政効果(累計)	業務集約により各所属で削減された時間数に正規職員から会計年度任用職員に移管した場合の人件費削減分を成果指標として設定するもの	削減時間数×削減人件費 (正規-会計年度任用職 員)	115,000 千円 (R01-R02) [2019- 2020]	50,000 千円 (R04) 【2022】	100,000 千円 (R05) 【2023】	150,000 千円 (R06) 【2024】	200,000 千円以上 (R07) 【2025】	集約業務の対象範囲を順次 拡大し、業務に係る時間や 人件費を削減していべことを目 指すもの
3	川崎区役所	川崎区役所機能 再編に伴うワーク スタイル変革や 業務効率化	よる会議資料印刷 枚数の減(令和 2	業務の効率化の推進、ベーバレス化(紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築)の促進などワークスタイルの変革による効率的な行政運営を図るため、会議資料印刷枚数の減を成果指標として設定するもの	区主体会議(における会議 資料印刷枚数	_ (R02) [2020]	7千枚 (R04) 【2022】	8千枚 (R05) 【2023】	9千枚 (R06) 【2024】	1万枚 (R07) [2025]	業務の効率化の推進、ベーパレス化(紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築)を目指すもの
4	宮前区役所	宮前区役所の移 転を契機とした ワークスタイル変 革や業務効率化	区主体の会議におけるPC・モニター等を使用した会議の開催による会議準備時間の減(令和2(2020)年度比較)	I C T を利用することで業務の効率化を推進するため、会議準備時間の減を成果指標として設定するもの	区が主体で開催した会議におけるPCやモニターを使用した会議の開催による会議準備における削減時間数	_ (R02) [2020]	12時間 (R04) 【2022】	24時間 (R05) 【2023】	36時間 (R06) 【2024】	43.5時間 (R07) 【2025】	区が主体で開催した会議におけるP C やモニターを使用した会議の開催による会議準備における削減時間数を図ることを目指すもの
5	教育委員会事務局	学校教職員の働 き方改革に向け た取組		主に部活動指導員を配置 することで得られる動務時間縮減の効果を成果指標 として設定するもの	年度ごとの時間外在校等 時間が1か月当たり80時間を超える教職員の割合	20.5% (R02) [2020]	18.8% (R04) [2022]	18.3% (R05) [2023]	17.5% (R06) [2024]	16.5% (R07) [2025]	令和2 (2020) 年度と比較し82名増員 (期末を除く10か月) するごとにより、1か月当たり80時間を超える教職員が820名分 (延べ人数) 削減されることを目指すもの

## 取組2-(2)市役所内部のデジタル化の推進

課 起 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	業務プロセス改 革の推進	業務所管部署を支援して業務プロセス 改革を実施した手 続における削減時 間割合(緊計)	業務プロセス改革を実施することにより、生み出された 総削減時間の効果を成果 指標として設定するもの ※改革前の所要時間につ いては、全庁業務量調査の 結果を踏まえ、算出する。	1 - (改革後の全手続に おける所要時間の総時間 数/改革前の全手続にお ける所要時間の総時間 数)×100 ※改革後の全手続とは、 第3期期間中に業務プロ セス改革を実施した手続の 総数	– (H30- R02) [2018- 2020]	5 % (R04) [2022]	10% (R05) [2023]	15% (R06) [2024]	20% (R07) [2025]	令和3 (2021) 年度に実施した全庁業務量調査の結果から、正規職員における専門性不要かつ定型的な業務の割合が20%であったことを踏まえ、手続の処理にかかる所要時間を20%削減することを目指すもの
2	総務企画局	デジタルの活用に よるワークスタイ ル変革の推進	①紙の使用量(学校等を除く。) ②テレワーク用パソコンの稼働率	①紙の使用量を削減することで、印刷コストの削減につながることから、紙の使用量を成果指標として設定するもの。 ②テレワーク用パソコンの稼働率の向上がテレワークの 推進につながることから、テレワーク用パソコンの稼働率を成果指標として設定するもの	①システム管理課が契約する複合機の印刷材数及び会計室が所管する共通物品の用紙の払い出し枚数を集計する(学校、企業会計は対象外)。②テレワーク用パソコン1か月間の稼働端末数の平日平均値/テレワーク用パソコン台数×100	① 106,324 千枚 ② - (R02) [2020]	① 93,074 干枚以下 ② 20% (R04) [2022]	① 79,824 干枚以下 ② 25% (R05) [2023]	① 66,574 干枚以下 ② 35% (R06) [2024]	① 53,000 千枚以下 ② 40.0% (R07) [2025]	①ペーパレスの取組を推進した局の取組において20%程度の削減が図られた実績があることから、今後のペーパレス化に向けた環境整備等により、現状値の半減を目指すもの②1台のテレワーク用パソコンを複数人で利用するため、在生勤務を行う場合、パソコンの返却等の日数が必要になることから、最大端末稼働率を50%として、その8割稼働を目指すもの
4	財政局	市税システム更 改に伴う税務事 務の効率化	①システム運用経 費(単年度) ②税務事務における総時間外勤務時間数(単年度)	①システムの運用に必要となる機器、システム運用保守に係る年間経費を成果 指標として設定するもの ②税務事務に従事する職員の年間時間外勤務時間 数の縮減率を指標とすることで、システム更改に伴う業 性で、システム更改に伴う業 性で、税務の全体の業務の理事順、の応援体制の推進等、税務の建争はのが表生をの、税務事時間外勤務時間 数を成果指標として設定するもの	①運用保守及び機器使用 に係る費用+開発に要した 費用/契約年数(10年 間) ②当該年度の税務職員の 年間総時間外勤務時間 数	① 10.4億円 ② 53,820 時間 (R02) 【2020】	① 10.4億円 ② 53,820 時間 (R04) 【2022】	① 7.3億円 ② 53,282 時間 (R05) 【2023】	① 7.3億円 ② 52,206 時間 (R06) 【2024】	① 7.3億円 ② 51,129 時間 (R07) 【2025】	①令和7 (2025) 年度の 新市税システムの運用単年 度経費を、令和2 (2020) 年度比3割減で ある7.3億円に削減することを 目指すもの (令和7 (2025) 年度の 目標値は、国の「デジタル社 会の実現に向けた重点計画」 において令和8 (2026) 年度までに 平成30 (2018) 年度比で少なと も3割の削減を目指すとされ たことを踏まえ、令和2 (2020) 年度比3割削減 となる数値を目標とする。システム更改に要した一時経費に ついて、10年間の運用年数 で除した額を加算することで、 実質的には3割を超えた削減を目標とする。) ②システム更改に伴う業務処 理手順の見直し、繁性、職場 への応援体制の推善の規一を が、税務事務に従事 3部職員の令和7 (2025) 年度の年間時間 外勤務時間数を、令和2 (2020) 年度比5%減で ある51,129時間に縮減する ことを目指すもの (令和5 (2023) 年度に ついては、令和2 (2020) 年度比1、令和6 (2024) 年度については、令 (2024) 年度については、令 4和2 (2020) 年度比 3%減を目指す。)

## 取組2-(3)組織の最適化

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値			目標値の考え方	
1	総務企画局	庁用自動車の配 置及び運転業務 執行体制の見直 し	車両の軽自動車化 に伴う経費削減額 (累計)	車両の軽自動車化による リース料の削減で得られる 財政効果を成果指標として 設定するもの	軽自動車以外の車両と軽 自動車のリース料平均年 額の差額に、軽自動車化 した台数を乗じることにより 得られる財政効果の累計 額	6,916 千円 (H30- R03) 【2018- 2021】	356 千円 (R04) 【2022】	1,424 千円 (R05) [2023]	2,492 千円 (R06) [2024]	4,628 千円以上 (R07) 【2025】	行財政改革プログラム第1期 及び第2期を通じて取り組ん できた減車及び軽自動車化 の取組を継続し、車両を軽自動車に変更した場合の1台 当たりの単年度財政効果額 を約356千円と見込み、令 和4(2022)年度に1 台、令和5(2023)年度 に2台、令和7(2025) 年度に3台の減車及び軽自動車導入の予定により、4年 間累計で4,628千円以上の 財政効果を目指すもの
8	こども未来局	児童相談所の体 制強化及び児童 家庭相談支援体 制の構築	ケースワーカー 1 人 当たりの援助方針 未決定(調査 中)の件数(各月 末の平均)	ケースワーカー 1 人当たりの 援助方針未決定(調査中)の件数の推移(縮減できているか否か)を見ることで、児童相談所初期対応チーム導入による速やかな安全確認、調査・援助か決定等の取組の効果を推し測ることができるため、成果指標として設定するもの	各月末時点で援助方針の 決定に向けて調査中である ケースの件数をケースワー カーの人数で除した件数の 平均	19.7件 (R02) 【2020】	17.9件 (R04) 【2022】	17.0件 (R05) [2023]	16.1件 (R06) [2024]	14.3件 (R07) [2025]	児童相談所初期対応チーム の導入を段階的に進め、1 区増やすごとに、ケースワー カー1人当たり援助方針未 決定件数を0.9件ずつ縮減 することを目指すもの ※令和7(2025)年度に ついては、2区増やす予定で あるため、1.8件の縮減を目 指す
28	教育委員会事務局	学校用務業務執 行体制の見直し	退職動向にあわせ た再任用短時間動 務職員等の配置に よる財政効果(累 計)	職員定数を再任用短時間 勤務職員等さすることによる 財政効果を成果指標として 設定するもの	職員定数減による人件費 -再任用短時間勤務職 員等の配置による人件費	39,656 千円 (R03) 【2021】	0 千円 (R04) [2022]	69,398 千円 (R05) [2023]	114,000 千円以上 (R06) 【2024】	114,000 千円以上 (R07) 【2025】	職員定数を再任用短時間勤務職員等とすることにより、計画期間において、4年間累計で114,000千円以上の財政効果を得ることを目指すもの
29	教育委 員会事 務局	学校給食調理業 務の委託化	退職動向等に合わせた委託化による財政効果(累計)	退職動向等に合わせた委 託化を実施したことによる財 政効果額を成果指標として 設定するもの	令和4 (2022) 年度か ら令和7 (2025) 年度ま でに新たに委託化する学校 の給食調理業務委託料と 学校給食運営に係る人件 費との差額	18,143 千円 (R03) 【2021】	0 千円 (R04) 【2022】	4,082 千円 (R05) 【2023】	7,000 千円以上 (R06) 【2024】	7,000 千円以上 (R07) 【2025】	学校給食調理員の退職動 向等を踏まえて、学校給食調 理業務の委託化を進めること により、計画期間において、4 年間累計で7,000千円以上 の財政効果を得ることを目指 すもの

## 取組2-(4)財源確保策の強化

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方(測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
1	財政局	市税収入率の更なる向上	市税収入率(単年度)	調定額の増減に影響されることなく成果を測ることができ、他都市との比較が可能な指標である市税収入率を成果指標として設定するもの	年度ごとの市税調定済額 に対する市税収入額の割 合	99.2% (R02) [2020]	99.2% (R04) [2022]	99.3% (R05) [2023]	99.4% (R06) [2024]	99.5% (R07) [2025]	市税収入率の更なる向上に 取り組み、令和7 (2025) 年度までに政令市過去最高 の市税収入率を目指すもの ※政令市過去最高の収入 率(参考:平成29 (2017)年度 名古屋市 99.5%)
2	財政局	市税以外の債権における収入未済額の縮減	全ての市の債権 (市税を除く。)の 収入未済額(総 額)	債権の規模、性質及び収入率が様々な中、債権対策の全体の進捗状況を図れる指標である収入未済額を成果指標として設定するもの	収入未済額=調定額 – 収入額 – 不納欠損額	約104 億円 (R02) 【2020】	92億円 以下 (R04) [2022]	89億円 以下 (R05) 【2023】	86億円 以下 (R06) 【2024】	83億円 以下 (R07) 【2025】	次の①と②の合計を目指すもの ①強化債権:各強化債権ご を収入未済額目標の合計 (約64.5億円) ②その他の債権:準強化債権の取組などを踏まえて第2 期ブログラムにおける縮減率 (▲ 7%)を上回る率(▲ 10%)で算出した収入未済額(約18.3億円)
3	財政局	戦略的な資金調 達と資金運用の 推進	売り現先取引を前 提とした債券の運 用益(累計)	新たな連用手法として、売り現先取引を前提とした債券の運用益を成果指標として設定するもの	新たな運用手法として、売 り現先取引を前提とした債 券の運用益の令和3 (2021) 年度~7 (2025) 年度の累計額	_ (R02) [2020]	1億円 (R04) [2022]	2 億円 (R05) 【2023】	4億円 (R06) 【2024】	6億円 (R07) 【2025】	年利0.4%の国債取得として 試算した運用益を目指すもの (令和5 (2023) 年に累 計500億円の国債を取得し て以降は新たな国債取得を 行わないため、令和6 (2024) 年度以降は年2 億の利息収入として算出)
4	財政局	ふるさと納税制 度の取組の推進	①ふるさと納税受付サイドユー数 (単年度) ②ふるさと納税による寄附受付件数 (単年度)	①ふるさと納税制度の趣旨に基づき、川崎市を応援していただく方を増やすため、寄附金の使い道や返礼品を通じた広報に取組むこととし、川崎市の注目度(PR結果)を把握するため、ふるさと納税受付サイトビュー数を成果指標として設定するもの、高階制度であり、高階を得た取組や返礼品を通じた取組結果は、高附件数により図ることができるため、成果指標として設定するもの	①寄附受付サイトの年度ごとのビュー回数 ②ふるさと納税による年度ごとの寄附件数	① 178,450 回 ② 5,461件 (R02) 【2020】	① 215,000 回 ② 10,000件 (R04) [2022]	① 237,000 回 ② 14,000件 (R05) 【2023】	① 261,000 回 ② 20,000件 (R06) 【2024】	① 287,000 回 ② 29,000件 (R07) 【2025】	①現状値の約1.1倍を目指 すもの ②現状値の各年約1.4倍を 目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
6	健康福	一層の国民健康 国民健康 高 関係 関係 関係 関本 の 収入 確保	①、读解的 保護 保護 化甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	①~③国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度を安定的に運用するため、受益と負担の適正体を図ながら、適切な保険給付を行う観点から、被保険者からの保険料収入の確保や未ある効果を収入取入のよう。 済額を用いて測るため、成果指標として設定するもの	①-1~3 ②-1~3 ③-1~3 収入率=収入額/調定 額×1/100 (※現年度分、滞納繰 越分とも) ①-4 ②-4 ③-4 ③-4 収入未濟額=調定額- 収入額-不納欠損額	① - 1 94.76% ① - 2 43.25% ① - 3 89.63% ① - 4 3,077,558	① - 1 95.05% ① - 2 43.26% ① - 3 90.64% ① - 4 2,638,052 〒円 ② - 1 99.63% ② - 2 60.62% ② - 3 99.44% ② - 4 77,848 〒円 ③ - 1 99.47% ③ - 2 35.15% ③ - 3 98.78% ③ - 4 251,663 〒円 (R04) [2022]	① - 1 95.10% ① - 2 43.27% ① - 3 90.89% ① - 4 2,575,458 FP ② - 1 99.64% ② - 2 60.63% ② - 3 99.45% ② - 4 79,074 FP ③ - 1 99.48% ③ - 2 35.25% ③ - 3 98.81% ③ - 4 248,911 FP (R05) [2023]	① - 1 95.15% ① - 2 43.28% ① - 3 91.00% ① - 4 2,522,2322	①-1 95.20% ①-2 43.29% ①-3 91.14% ①-4 2,491,034 FP ②-1 99.66% ②-2 60.65% ②-3 99.48% ②-4 81,478 FP ③-1 99.50% ③-2 35.45% ③-3 98.91% ③-4 252,132 FP (R07) [2025]	①~③収入率(区分ごと)、収納未済額ともに、現 状値よりも更なる改善を図る ことを目指すもの
7	健康福祉局	国民健康保険給 付費返還金の収 入確保	①収入率(現年度分) ②収入率(滞納 繰越分) ③収入率(現年度分+滞納繰越 分) ④収入未済額	①~④国民健康保険制度を安定的に運用するため、受益と負担の適正化を図りながら、適切な保険給 者に対する保険給付の返還金の確保や未納の縮減に向けた取組による効果を収入率及び収入未済額を用いて測るため、成果指標として設定するもの	①~③収入率=収入額 /調定額×1/100 (※現年度分、滞納繰 越分とも) ④収入未済額=調定額 -収入額-不納欠損額	① 74.61% ② 48.37% ③ 60.78% ④ 99,926 千円 (R02) [2020]	① 74.81% ② 48.38% ③ 65.46% ④ 68,103 千円 (R04) [2022]	① 74.91% ② 48.39% ③ 66.31% ④ 63,998 千円 (R05) [2023]	① 75.01% ② 48.40% ③ 66.74% ④ 62,137 千円 (R06) [2024]	① 75.10% ② 48.41% ③ 66.97% ④ 61,227 千円 (R07) [2025]	①~④収入率(区分ごと)、収納未済額ともに、現 状値よりも更なる改善を図る ことを目指すもの
8	こども未来局	一層の保育料収 入確保に向けた 取組強化	①収入率(現年度分) ②収入率(滞納 繰越分) ③収入率(現年 度分+滞納繰越 分) ④収入未済額	①~④保育サービスを安定的に維持していく観点から、保護者からの保育料収入の確保や未納の縮減に向けた取組による効果を収入率及び収入未済額を用いて測るため、成果指標として設定するもの	①~③収入率=収入額 /調定額×1/100 (※現年度分、滞納繰 越分とも) ④収入未済額=調定額 -収入額-不納欠損額	① 99.77% ② 39.04% ③ 98.92% ④ 42,534 千円 (R02) [2020]	① 99.79% ② 41.00% ③ 99.50% ④ 29,075 千円 (R04) [2022]	① 99.80% ② 42.50% ③ 99.56% ④ 26,291 千円 (R05) [2023]	① 99.81% ② 44.00% ③ 99.60% ④ 24,250 千円 (R06) [2024]	① 99.82% ② 45.50% ③ 99.64% ④ 22,439 千円 (R07) [2025]	①現年度は毎年0.01%増、②滞納繰越分は毎年1.50%増を目指すもの3.4については、①②で設定した目標値に伴い算出した数値を目指すもの

記 是 N	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
Č	まちづく り局	市営住宅使用料 の収入確保	①収入率(現年度分) ②収入率(滞納 繰越分) ③収入率(現年度分+滞納繰越 分) ④収入未済額	①~④市営住宅サービスを 安定的に維持していく観点 から、市営住宅使用料のお から、市営住宅使用料の総減効 果や得られる財政効果等 を測るため、収入率(区分 ごと)及び滞納繰越額を 成果指標として設定するも の	①~③収入率=収入額 /調定額×1/100 (※現年度分、滞納繰 越分とも) ④収入未済額=調定額 -収入額-不納欠損額	① 99.46% ② 8.87% ③ 91.78% ④ 393,867 千円 (R02) [2020]	① 99.54% ② 11.98% ③ 95.02% ④ 205,495 千円 (R04) [2022]	① 99.55% ② 13.05% ③ 96.11% ④ 186,049 千円 (R05) [2023]	① 99.55% ② 13.06% ③ 96.40% ④ 173,836 千円 (R06) [2024]	① 99.56% ② 13.07% ③ 96.60% ④ 170,048 千円 (R07) [2025]	①~④収入率(区分ご と)、収納未済額ともに、現 状値よりも更なる改善を図る ことを目指すもの
1	教育委 0 員会事 務局	学校給食費の確 保に向けた効率 的・効果的な取 組の推進	学校給食費の収納 率(現年度分)	収入率を向上させることで 得られる財政効果を成果 指標として設定するもの	収入率=収入額/調定 額×1/100	_ (R02) [2020]	99.55% (R04) [2022]	99.6% (R05) [2023]	99.65% (R06) [2024]	99.7% (R07) [2025]	私会計時の学校給食費の収入率の実績及び公会計化している他の政令市の状況を踏まえた目標値を目指すもの

### 取組2-(5)戦略的な資産マネジメント

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	犬値 目標値				目標値の考え方
5	財政局	財産の有効活用	有効活用決算額 (単年度)	財産有効活用の成果の一 つとして、歳入確保が挙げら れることから、その推移を見 ることで、有効活用の取組 の成果を測ることができるた め、成果指標として設定す るもの	一般会計、特別会計、企 業会計の貸付事業・広告 事業により得られる歳入額	8.0億円 (R02) 【2020】	8.0億円 以上 (R04) 【2022】	8.0億円 以上 (R05) 【2023】	8.0億円 以上 (R06) 【2024】	8.0億円 以上 (R07) 【2025】	財産所管課の工夫やアイディアにより、有効活用決算額について、現状値以上の歳入額の達成を目指すもの※現状値及び目標値については、課題2(5)14における0.2億円及び課題2(7)3における1.6億円をそれぞれ含めて記載
9	経済労働局	労働会館及び教 育文化会館の再 編整備に伴う新 たな管理運営体 制の構築	労働資料室利用 者数	魅力ある図書コーナーの設置など市民ニーズを踏まえた 再編整備により稼働率を向上し、利用者数の増加を図るため、成果指標として設定するもの	令和2 (2020) 年度の 目標値2,500人の1.5倍 を令和7 (2025) 年度 の目標値とする。なお、令 和5 (2023) 年度、6 (2024) 年度は改修期間にあたる。	1,592人 (R02) 【2020】	2,500人 (R04) [2022]	_ (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	3,750人 (R07) [2025]	現在の教育文化会館利用 者にも積極的に動労資料室 の利用を促し、目標達成を目 指すもの
111	健康福祉局	いこいの家・いきいきセンター等の効率的・効果的が関本の管理である。対対活用・管理では、更新の検討	①いごいの家夜間・休日等施設開放 事業の利用率(単年度) ②いきいきセンター の利用者数(単年度)	①キーボックスの設置等による利便性及び認知度の向上による効果を測るため、成果指標として設定するもの②いきいきセンターの設備の充実に伴う新たなコンテンツ導入による効果を測るため、成果指標として設定するもの	①年間の利用可能日数に 対する利用日数 ②いきいきセンターの延利 用者数	① 7.0% ② 111,242人 (R02) 【2020】	① 7.3% ② 184,000 人以上 (R04) [2022]	① 7.3% ② 220,000 人以上 (R05) [2023]	① 9.3% ② 256,000 人以上 (R06) [2024]	① 11.3% ② 292,000人 以上 (R07) 【2025】	①キーボックスの設置等による 利便性及び認知度の向上により、夜間・休日等施設開放 事業における利用率について、令和4(2022)年度 未までに43館でキーボックスを 設置し、令和5(2023)年度に周知等を行うことで地 域の方々に認知いただき、令 和6(2024)年度以降、 年度ごに、2%ずつ向上さ せることを目指すもの ②いきいきセンターの設備の 充実に伴う新たなコンテンツ導 入により、年度ごとに、 36,000人ずつ利用者数の 増加を目指すもの
13	まちづく り局	都市拠点におけ る公共空間の総 合的な有効活用	①拠点駅周辺等における公共空間を 有り第二日した広告 事業による額 (単年度) ②各都市拠点の公 共空間を活用した イベント等参加者の 満足度(単年 度)	①②拠点駅周辺等における公共空間の有効活用により得られる広告料等収入やイベント等参加者の満足度を成果指標として設定するもの	①各広告料の合計値 ②各イベント開催時のアン ケート調査の集計結果	① 22,600 千円 ② - (R03) [2021]	① 22,600 千円以上 ② 80%以上 (R04) [2022]	① 22,600 千円以上 ② 80%以上 (R05) 【2023】	① 22,600 千円以上 ② 80%以上 (R06) 【2024】	① 22,600 千円以上 ② 80%以上 (R07) [2025]	①拠点駅周辺等における公 共空間の有効活用により得ら れる広告料の総額について、 社会変容等の影響を受ける 事業であることから、現状値 以上を目指すもの ②公共空間を活用したイベン ト等の質をより一層高めるた め、満足度の維持・向上を目 指すもの
14	建設緑政局	道路予定区域等 の有効活用	入札型占用制度を 活用した占用料 (累計)	道路予定区域等の有効活用を進めることで、占用料の増加により得られる財政効果を成果指標として設定するもの	· ·	22,884 千円 (R02) [2020]	17,000 千円 (R04) [2022]	33,000 千円 (R05) [2023]	47,000 千円 (R06) [2024]	60,000 千円 (R07) [2025]	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度の入札型占用制度を活用した占用料を、更なる公募により4年間の累計総額60,000千円を目指すもの、等業者の入札により占用料が決まるため、社会・経済情勢及び有効活用対象地周辺の環境変化等を考慮し、目標値を設定している。

### 取組2-(6)特別会計の健全化

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	経済労働局	競輪事業特別会 計の健全化に向 けた取組の推進	一般会計繰出金	競輪事業の主目的である 市財政の貢献については、 一般会計への繰出金額が 客観的な指標となるため、 成果指標として設定するも の	競輪事業の単年度収益額から基金積立金、次年度 繰越金を引いた金額	140,000 千円 (R02) 【2020】	130,000 千円以上 (R04) 【2022】	130,000 千円以上 (R05) 【2023】	130,000 千円以上 (R06) 【2024】	140,000 千円以上 (R07) 【2025】	令和4 (2022) 年度から の第2期の包括的な業務委 託等における効率的な事業 運営により、特別競輪を開催 しない令和7 (2025) 年 度において、特別競輪を開催 した令和2 (2020) 年度と 同額の一般会計への繰り出 しを目指すもの
2	働局	卸売市場事業特 別会計の健全化 等に向けた取組 の推進	①北部・南部市場 の年間卸売取扱量 (青果・水産) ②北部市場の市場 使用料の決算額	設定するもの	①青果部・水産物部の卸 から報告された年間取扱量 ②北部市場の市場使用料 (市場使用料・施設使用 料の合計)の決算額	① 137,332 t ② 797,990 千円 (R02) [2020]	① 151,433 t以上 ② 803,000 千円以上 (R04) 【2022】	① 151,433 以上 ② 803,000 千円以上 (R05) 【2023】	① 151,433 t以上 ② 803,000 千円以上 (R06) 【2024】	① 151,433 以上 ② 803,000 千円以上 (R07) [2025]	①卸売市場経営ブラン改訂版で目標設定している数値を目指すもの ②新型コロナウイルス感染症拡大等以前の市場使用料の確保に向けて、平成28(2016)年度~平成30(2018)年度実績(平均)以上の市場使用料収入を目指すもの

### 取組2-(7)公営企業の経営改善

課 題 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方(測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標		目標値の考え方	
1	上下水道局	デジタル化の推 進とICTの活 用による上下水 道サービスの向 上と業務の効率 化	RPAの活用による業務削減時間の 累計	R P A 化による業務効率 化を進めることで、作業時間が削減できることにより得られる効果として、職員が新たな高付加価値業務に従事できる時間を成果指標として設定するもの	R P A の活用により削減できた作業時間数(梁計) 現状値:R P A 導入当初(令和元(2019)年度から2年間)からの累計 目標値:現状値+既存 ロボットによる削減時間+ 今後開発予定の新規ロボットによる削減時間の令和7 (2025)年度までの累計	599時間 (R02) 【2020】	2,629 時間 (R04) 【2022】	4,213 時間 (R05) 【2024】	5,837 時間 (R06) 【2024】	7,500 時間 (R07) 【2025】	R P A 適用業務を想定し、 開発体制、規模等を考慮し た上で、年度毎の実装可能 業務における作業時間の削 減を目指すもの
2	上下水道局	上下水道事業に おける財務事務 の効率化	財務伝票作成の自動化による作業時間の削減	年間約1.3万件の伝票の 起票及び決裁に要する時 間の削減を成果指標として 設定するもの	財務伝票発行枚数 (年) x 自動化による作 業削減時間 (15分)	_ (R02) [2020]	812 時間 (R04) 【2022】	3,250 時間 (R05) 【2023】	3,250 時間 (R06) 【2024】	3,250 時間 (R07) 【2025】	次期財務会計システムの稼働により、システム稼働前と比較して作業時間窓の削減を目指すもの。なお、次期財務会計システムは令和5(2023)年1月に稼働するため、令和4(2022)年度の目標値は3か月分を設定
3	上下水道局	上下水道事業に おける資産の有 効活用	資産の有効活用の 収益額	資産の有効活用の成果の一つとして、収益確保が挙げられ、その推移を見ることで有効活用の取組の成果を図ることが守ることから、収益額を成果指標として設定するもの	貸付料概算	8.6億円 (R02) 【2020】	9.1億円 以上 (R04) 【2022】	9.1億円 以上 (R05) 【2023】	9.1億円 以上 (R06) 【2024】	9.1億円 以上 (R07) 【2025】	・継続取組案件については、 令和3 (2021) 年度予算額(8.6億円)と同水準の収益の確保を目指すもの・新規取組案件については、 生田浄水場におけるスポーツ 広場等の供用開始により想定される収益の確保を目指すもの
7	交通局	持続可能な経営 基盤の構築	①純損益 ②資金不足比率	①当該年度の総合的な収支状況を表す指標であり、 純利益(黒字)または純 損失(赤字)の状況を示 すもの ②公営企業の資金不足 を、公営企業の事業規模 である営業収益の規模と比 較して指標化し、経営状態 の悪化の度合いを示すもの	①収益-費用 ②資金の不足額/営業収 益	① ▲17億円 ② 0% (R02) 【2020】	① - ② 20%未満 (R04) 【2022】	① - ② 20%未満 (R05) 【2023】	① - ② 20%未満 (R06) 【2024】	① 0円以上 (純利益の確保) ② 20%未満 (R07) 【2025】	①②経営改善の取組を推進 し、4年間で純利益(黒 字)の確保を図るとともに、 資金不足比率20%(経営 健全化基準)未満の維持を 目指すもの ※現状値(令和2 (2020)年度)は、特別 減収対策企業債を発行して いることから、資金不足は生じ ていないが、令和4 (2022)年度以降の発行 は見込んでいない。
8	交通局	市バス事業における労働生産性の向上	職員1人・1か月 当たりの平均時間 外勤務時間数	業務改善や効率的な乗務計画により削減される時間外勤務の時間数により、その取組の効果を測るもの	交通局職員の総時間外勤 務時間数÷12か月÷職員 数	26時間 (R02) 【2020】	25.5時間 (R04) 【2022】	25時間 (R05) 【2023】	24.5時間 (R06) 【2024】	24時間 (R07) 【2025】	業務改善などの実施により約 1割の時間外勤務時間の削減を目指すもの
9	交通局	市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成	研修達成度 (受講者アンケート)	研修内容に対する受講者 の理解度・効果を成果指標として設定するもの	研修参加者へのアンケート において、研修が役に立った と回答した参加者の割合	_ (R02) [2020]	80% 以上 (R04) 【2022】	80% 以上 (R05) 【2023】	80% 以上 (R06) [2024]	80% 以上 (R07) 【2025】	受講者は毎年度異なることが 想定されるが、80%以上の 受講者が研修効果を得ること で、交通局職員として求めら れる能力や姿勢を持った人材 を育成するもの

課 起 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値					目標値の考え方
10	病院局	「川崎市立病院 経営計画 2022-2023」 等に基づく経営 健全化の推進	①川崎病院の入院 患者満足度 ②井田病院度 ③多摩滿房度 ③多摩滿房院 ④川崎満房院 ⑥外来 患多摩滿時 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	①~⑥市民に信頼される 安全・安心な医療の安定 的かつ継続的な提供が出 来ているかどうかの客観的な 指標であるため成果指標と して設定するもの ②~⑨総務省が示している 新公立病院改革ガイトラインで経常収支の黒字を求め られているため成果指標として設定するもの	①~⑥各病院で行われている患者満足度調査の結果(多摩病院は1年間の中で2回行われているため、その平均)⑦~⑨「川崎市立病院経営計画2022-2023」で定めた収支目標	①川崎病院 88.4% ②井田病院 89.6% ③多摩的。 ④川崎病院 69.3% ⑤ 井田病院 85.2% ⑥多摩6.9% 院 85.6% ⑦川崎病院 96.9% ⑧井田病院 495.6% 第5.6% 第5.6% ②相時院 89.6% 第5.6% 第5.6%	①川崎病院 89.3% ②井田病院 91.3% ③多摩病院 90.0% ④川崎病院 81.7% ⑤ 5井田病院 85.2% ⑥多摩病院 99.3% ⑧井田病院 99.3% ⑧井田病院 97.5% 97.5% (R04) [2022]	89.3% ②井田病院 91.3% ③多摩病院 90.0% ④川崎病院 81.7% ⑤井田病院 ⑥多摩病院 86.0% ⑦川崎病院 98.8% ⑧井田病院	_ (R06) [2024]	_ (R07) [2025]	①~⑥平成27(2015)年度調査実績を踏まえ、全国の平均値(平成26(2014)年度日本病院会QIプロシェクトの平均値(入院患者満足度89.3%、外来患者ることを目指すもの ⑦~⑨「川崎市立病院経営計画2022-2023」の策定経動の中で、安定的かつ継続的に医療提供を行うために必要な収支のシミュレーションを行い、それに基づいて得られた数値を目指すもの ※成果指標について、令和6(2024)年度以降の目標値は、令和5(2023)年度に策定する次期経営計画に基づき、対応する。
1:	病院局	入院・外来自己 負担金に関する 債権対策の推進	①収入率(現年度分) ②収入率(滞納 繰越分) ③収入率(現年度分+滞納繰越 分) ④収入未済額	①~④質の高い公的医療 サービスを安定的に提供していため、新型コロナウイルス感染症が令和3 (2021)年度中に収束 することを想定した上で財源の核となる入院・外来自己負担金について成果指標として設定するもの	①~③ 収入率=収入額/調定額×1/100 ④ 収入末済額=調定額- 収入額-不納欠損額	① 80.90% ② 71.20% ③ 79.81% ④ 568,694 千円 (R02) [2020]	① 91.46% ② 79.89% ③ 89.75% ④ 319,383 千円 (R04) [2022]	① 91.66% ② 71.60% ③ 89.62% ④ 309,021 千円 (R05) [2023]	① 91.86% ② 71.80% ③ 89.91% ④ 303,697 千円 (R06) [2024]	① 92.06% ② 72.00% ③ 90.19% ④ 302,867 千円 (R07) [2025]	①~④令和3(2021)年度中に新型コロナウイルス感染症が収束することを想定い、①現年度分収入率については、新型コロナウイルス感染症における公費負担制度に伴う自己負担分の影響が全く無い平成3(2018)年度の実績を元に、令和2(202)年度の実績を元に、令和4(2022)年度は現年度分における上記の新型コロナウイルス感染症による未収分90%程度を回収。①②は過去5か年の実績をもとに、いずれの分も年度ごとに0.2ポイト程度改善させるとし、それに対応して収入未済額も縮減させることを目指すもの
13	病院局	市立病院におけ るデジタル化の推 進	①川崎病院の入院の表情の表情の表情の表情の表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表	整備は人院時の療養環境 の改善や、外来での待ち時間の有効活用につながり、	いる患者満足度調査の結 果(多摩病院は1年間の 中で2回行われているた	①川崎病院 78.9% ②井田病院 85.9% ③多摩病院 56.0% ④川崎病院 27.9% ⑤井田病院 23.2% ⑥多摩病院 44.7% (R02) [2020]	①川崎病院 78.9% ②井田病院 85.9% ③多摩病院 56.0% ④川崎病院 29.1% ⑤井田病院 25.6% ⑥多摩病院 44.7% (R04) [2022]	78.9% ②井田病院 85.9% ③多摩病院 56.0% ④川崎病院 30.3% ⑤井田病院 28.0%	①川崎病院 78.9% ②井田病院 85.9% ③多摩病院 56.0% ④川崎病院 31.5% ⑤ 井田病院 30.4% ⑥ 多降病院 44.7% (R06) [2024]	①川崎病院 78.9% ②井田病院 85.9% ③多摩病院 56.0% ④川崎病院 32.8% ⑤井田病院 32.8% ⑥多摩院 44.7% (R07) [2025]	(56.1%) と同水準である現状値を維持することを目指すもの。また、川崎病院及び井田病院については、既に上記の値を超えているため、現状値を維持することを目指すもの(4~⑥川崎病院及び井田病院については、令和2(2020)年度受療行動調

### 取組3-(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	値目標値				目標値の考え方
1	市民文化局	これからのコミュ ニティ施策の基 本的考え方に基 づく取組の推進	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合(市民アンケート)	市民自治のまちづくりには、 地域に関わりを持つさまざま な主体が協力して地域を支 えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内 会・自治会、企業、大学な どが身近な場所で行ってい る社会貢献活動に関わった ことがある市民の割合を成 果指標として設定するもの	市民アンケート(無作為抽 出3,000人)で「地域貢献活動を知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合	16.9% (R03) [2021]	_ (R04) [2022]	24% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	25% (R07) [2025]	平成27(2015)年度に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップを目指すもの
2	市民文化局	町内会・自治会 による地域課題 の解決や地域活 性化に向けた取 組の推進	町内会・自治会加 入率	地域における支え合いの中心となる町内会・自治会の 会員が増え、活性化することが地域コミュニティ力の向上につながることから、町内会・自治会加入率を成果 指標として設定するもの	加入世帯数/全市世帯 数×100	59.0% (R02) [2020]	61.0% (R04) [2022]	62.0% (R05) [2023]	63.0% (R06) [2024]	64.0% (R07) [2025]	地域コミュニティカの向上のため、加入率の中長期的な漸減傾向を、わずかでも増加へと転換していくことを目指すもの
3	市民文化局	国際交流セン ターを活用したグ ローバル人材の 育成支援	①ボランティア登録 総数 (川崎市事業 報告) ②ボランティア・市 民団体のコーディ ネート件数	①②多文化共生の促進に向けたボランティアに対する市民の関心について、現状のコロナ禍によってもボランティアの一ズや市民団体の活動支援があることから、国際交流協会において、登録種別ごとに管理・運営を行っており、登録数を維持しながら活躍の機会を増やしていてとによって、登録者の育成を図っていく必要があるため、成果指標として設定するもの	①毎年度(3月31日) 時点での川崎市国際交流 協会におけるボランティアの 登録総数 ②毎年度(3月31日) 時点での川崎市国際交流 協会におけるボランティア・ 市民団体の派遣コーディ ネート件数	① 1,314件 ② 1,396件 (R02) 【2020】	① 1,340件 ② 1,100件 (R04) 【2022】	① 1,365件 ② 1,050件 (R05) [2023]	① 1,390件 ② 1,200件 (R06) 【2024】	① 1,415件 ② 1,250件 (R07) 【2025】	①直近4年間はオリバラの影響からボランティア活動の機運か高まっていたこともあり、さらに、コロナ禍で、直近の外国人増加数はほぼ横はいであることから、コロナ禍で、直近の外国人増加数はほぼ横はいであることから、コロナ禍では、過去の実績(1429:610件、H30:833件、R01:696件)と比較し、学校等通訳・翻訳を援業務を入札により受託したことやコレサ関連の多言語翻訳など、といり連の多言語翻訳などより、R02実績からその分(300件)減算しR04目標値を設定し、R05目標値からはR01以前の平均加数からの分(300件)減算しR04目標値を設定し、R05目標値からはR01以前の平均加数と目指すもの。また、令和5(2023)年度は、長寿命化に件30体の上が、各種が見いました。という、R02実績が多くの分(30が中)減算しR04目標値を設定し、R05目標値からはR01以前の平均加数と目指すもの。また、令和5(2023)年度は、長寿命化に件30体の手が、実際機機改修等的による3か月間程度の全館休館が見込まれることから、目標値形響が及ぶものとして設定する。
4	市民文化局	スポーツの担い 手の確保に向け た取組の推進	①スポーツ推進委員の定員における 員の定員における ②かわさき多摩川 マラソンにおける情 者対応ができるボラ ンティアの数 ③かわさき多摩川 マラソンにおける一般ボランティアの中 で、ボランティアリー ダーを担える人材の 数	①地域でスポーツを楽しむ人を増やすことを目的として、大会や多様なイベントの開催数の増を目指し、担い手の拡充を図るため、成果指標として設定するもの②誰もが参加しやすいイベントとするため、多様な主体との連携を図り、ボランティアの質の向上を図るため、成果指標として設定するもの③複数回参加しているボランティアに事前研修を受けてもらい、ボランティアリーダーとして活動できる担い手の拡充を図るため、成果指標として設定するもの	るスポーツ推進委員の定数 に対する委嘱者の割合 ②年度ごとのマラソン大会に	① 87.8% ② 0人 ③ 0人 (R02) [2020]	① 87.8% ② 4人 ③ 8人 (R04) [2022]	① 87.8% ② 6人 ③ 9人 (R05) [2023]	① 95% ② 8人 ③ 10人 (R06) [2024]	① 95% ② 10人 ③ 11人 (R07) [2025]	①本来の定数を満たすには、55人(12.2%) 不足しているが、当該目標期間中の改選は1回のみで、一度に全て確保するのは困難のため、約6割の95%を目指すもの ※R4.4委嘱、任期年のため変動なし(R04・R05)②ボランテイアを依頼する関係協力団体と調整を行い、年度毎に人数を増やし、令和7(2025)年度までに1人にすることを目指すもの ③一般ボラジティアリーダーを配置する箇所を年度毎に増やし、令和7(2025)年度までに11人にすることを目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	<b>目標値</b>				目標値の考え方
7	経済労働局	活力ある商業地域の形成に向けた多様な主体との連携	活力ある商業地域 の形成に向けて連 携する協働者数 (年間)	多様な主体との協働・連携により、効率的ら効果的に活力ある商業地域の形成に向けた取組を進めることができると期待できることから、連携した団体数を成果指標として設定するもの	・川崎駅周辺イベント等における協力団体数 ・観光資源の活用などによる商業地域活性化施策において連携する団体数 ・令和4(2022)年度から新たに取り組む「意欲ある商業者の発掘・育成等の支援」事業において連携する団体数	34団体 (R02) 【2020】	40団体 (R04) [2022]	40団体 (R05) [2023]	45団体 以上 (R06) 【2024】	45団体 以上 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度において、現状値 (34団体) から約10団体 (約30%) 増の45団体以上との連携を目指すもの
8	健康福祉局	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①地域包括ケアシ ステムの考え方の理 解度(単年度) ②相談先(地域 みまむり支援セン ター)の認知度 (単年度)	①「地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいか」の理解度により、多様な主体による地域での支え合いの仕組みづくりの成果を測ることができるため、成果指標として設定するもの②市内の相談支援機関の認知度により、困ったときに適切に相談につながる環境づくりの成果を測ることができるため、成果指標として設定するもの	①総合計画に関する市民 アンケート ②地域福祉実態調査	9.2% (R03) [2021] ② 31.0% (R01) [2019]	① - ② 40.0% 以上 (R04) [2022]	① 26.0% 以上 ② — (R05) [2023]	① - ② - (R06) [2024]	① 42.0% 以上 ② 50.0% 以上 (R07) [2025]	①平成24(2012)年実施 の第3回地域福祉実態調 査における「保健福祉セン ター」の認知度(70%)を 参考に、令和7(2025) 年度においてその6割以上の 市民が理解している状態を目 指すもの ②半数以上の市民が困ったと きの相談先を知っている状態 を目指すもの
9	健康福祉局	効率的・効果的 な手法による一 層の介護人材の 確保・定着	①介護人材の不足感(単年度) ②介護人材マッチング・定着支援事業により就職した求職者の数(単年度)	①介護人材需給状況の実感値を把握することにより、「就労支援」や「定着支援」の取組の効果を推し測るため、成果指標として設定するもの。②求職者と事業所の双方の支援を一元的に実施する事業の効果を推し測るため、成果指標として設定するもの	①川崎市高齢者実態調査の結果 ②毎年度の事業実績報告	① 75.8% (R01) [2019] ② 82人 (R02) [2020]	① 71% 以下 ② 88人 以上 (R04) [2022]	① - ② 92人 以上 (R05) [2023]	① - ② 96人 以上 (R06) [2024]	① 70% 以下 ② 100人 以上 (R07) [2025]	①②かわさきいきに長寿ブランに基づき、効果的な介護人材の確保と定着の支援を進めることで、従業者の不足感を低減化するため、介護人材の不足感を感じる方の割合を減少させるとともに、介護人材マッチング・定着支援事業により就職した求職者の数について、これまでの実績等を勘案し、年度ごとに、4人以上ずつ増加させることを目指すもの
10	健康福祉局	看護人材の更な る確保	市立看護短期大 学及び市立看護 大学新卒者の市内 就職率(単年 度)	令和4 (2022) 年4月 に開学予定の看護大学に おける新卒者で就職した者 の市内医療機関等への就 職率を成果指標として設定 するもの	市内医療機関等への就職 者数 / 新卒者で就職し た者	69.6% (R02) [2020]	_ (R04) [2022]	_ (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	75%以上 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の目標値については、看護大学における初めての卒業生であるため、実績や傾向を想定することができないことから、令和2 (2020) 年度の看護短期大学卒業生の市内就職状況を参考に設定する目標値を目指すもの
11	建設緑政局	緑のまちづくりに 向けた多様な主 体との協働・連 携	緑のボランティア活動の累計箇所数	公園緑地等における協働・連携を進めることで、グリーンコミュニティの形成により得られるボランティア活動箇所の増加を成果指標として設定するもの	当該年度における公園緑 地等の維持管理活動を行 う市民ボランティア団体数	2,304 箇所 (R02) 【2020】	2,427 箇所 (R04) 【2022】	2,435 箇所 (R05) 【2023】	2,442 箇所 (R06) 【2024】	2,450 箇所 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の公 園縁地等の維持管理活動を 行う市民ポランテイア団体数 を、設立促進及び活動支援 などにより2,450箇所に増加 する (146箇所の増加を得 る) ことを目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	<b>大値</b> 目標値				目標値の考え方
12	建設緑政局	生田緑地ばら苑 の魅力の向上と 効率的・効果的 な運営方法の検 討	年間来苑者数	生田緑地ばら苑における市 民ポランティア等の育成を進 めることで、魅力向上やサー ビス水準向上により得られ る年間来苑者数の増加を 成果指標として設定するも の	当該年度における年間来 苑者数	68,145人 (R03) 【2021】	74,500人 (R04) 【2022】	81,000人 (R05) 【2023】	81,500人 (R06) 【2024】	82,000人 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度の生田緑地ばら苑の年間来苑者数を魅力向上やサービス水準向上により82,000人にする(13,855人の増加を得る)ことを目指すもの
13	国際戦	国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシスムの構築	①キングスカイフロント及び周辺地域のインキュペーション施設への累計入居企業数。②キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	①キングスカイフロント及び 周辺にベンチャー企業の成 長拠点を誘導し、産業創 出を促すため、入居企業数 を成果指標として設定する もの ②キングスカイフロントにおけ る市の取組に対する評価を 成果指標として設定するも の	①キングスカイフロント及び 周辺のインキュペーション施設への累計入居企業数 (施設や入居企業とのやり とりの中で把握) ②市民アンケートで調査	① 12社 (R02) [2020] ② 10.8% (R03) [2021]	① 14社 ② - (R04) [2022]	① 20社 ② 16% (R05) [2023]	① 28社 ② - (R06) [2024]	① 36社 以上 ② 18% 以上 (R07) [2025]	①域内外から高度人材を呼び込み研究成果を早期に社会実装させるため、インキュペーション施設への入居企業数の増加を目指すもの ②キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるにあたっては、キングスカイフロントでの取組が市民に認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要である。そのことから、「市の取組を知っていて、その取組を評価できる」人の割合を増加させることを目指すもの
14	川崎区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	SDC構築・運営 に向けて連携する 団体数	地域参加のきっかけづくりや 居場所づくりとして団体間の 交流を進めることにより、地 域課題を解決する協働の 担い手を創出する効果を成 果指標として設定するもの	(SDC[実証プロジェクト] 実施団体+提案事業実	7団体 (R02) 【2020】	8団体 (R04) 【2022】	9団体 (R05) 【2023】	10団体 (R06) 【2024】	11団体 (R07) [2025]	SDC構築・運営に向けて 連携する団体間の情報交 換、連携等に係る定例会等 の年6回の実施により、多様 な分野や地域性を踏まえた 団体による重層的な連携関 係(ネットワーク)を構築しな がら、区の特色を踏まえたソー シャルデザインセンターを創出 することを目指すもの
15	川崎区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシステムの推進	地域活動やポランティア活動の参加意向	地域参加のきっかけづくりや 居場所づくりを進めることに より、地域課題を解決する 協働の担い手を創出する 効果があるため、川崎市地 域福祉実態調査 (川崎 区版) における「地域活動 やボランティア活動の参加 意向(今は参加していない が条件が整えばか加した い)」の調査値を成果指標 として設定するもの	直近調査値11.5%(令 和元(2019)年度) — 前回調査値9.0%(平成 28(2016)年度) = 2.5% 自近調査値+2.5% <目 標値	11.5% (R01) [2019]	11.5% 以上 (R04) [2022]	_ (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	14.0% 以上 (R07) [2025]	地域活動やボランティア活動 に参加する区民が増えること により、地域課題を解決する 協働の担い手が創出され、地域包括ケアシステムの取組が 推進されることを目指すもの
16	幸区役所	多様な主体の参 加と協働によるコ ミュニティ施策の 推進	①補助金2事業「参加と交流」「情報た共有」への申請件数②区民アンケート質問事項「ポラシティア等の市民活動への興味」の参加意向割合の向上	①「地域住民の参加と交流を促進する活動」「情報を 共有するための活動」は、イ へとかなどを通じて多様な主体との連携や地域の情報 発信力を高める取組であり、これらの事業により多くの 補助金が活用されるようさ 接することで地域の活性化 につなげるため、成果指標として設定するもの。 ②区民アンケートの調査結果は、区民の声をダイレクト に反映した指標であり、「ボランティア等の市民活動へ の興味」の向上は地域活動団体の活性化につながるため、成果指標として設定するもの。		① - ② 24.7% (R02) [2020]	① 55件 ② 26.5% (R04) [2022]	① 60件 ② - (R05) [2023]	① 65件 ② 30.0% (R06) 【2024】	① 70件 ② — (R07) 【2025】	①毎年度の個別相談会を通じて、多様な主体との連携や情報発信力の向上への補助金活用を支援し、令和7(2025)年度において活動実績を70件とすることを目指すもの②補助金等により、参加と交流を図る活動を増やし、隔年に実施される区民アンケート「ボランティア等の市民活動へ興味」の割合を令和6(2024)年度までに3割とすることを目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
17	幸区役	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①自助・互助の取組を推進するため 地域課題を共有している地域の数 ②地域包括ケアシステ連携がで立体数 ③中高生の地域ボランティア(はび☆ボランティア(はび☆ボラン参加者数	①助け合いができる地域の 範囲として町内会・自治会 や集合住宅等の単位での 自助・互助の取組を推進す るため、住民と地域課題を 共有している地域数を成 共標として設定するもの ②多様な主体の参加によ る地ケアを推進するために 連携とした企業・団体数を成 乳等来の地域活動の担い 手として、のボランティア参加実績数を 成果指標として設定するも の	①活動指標に設定した活動に基づき、地域課題を共有している地域数を設定するもの ②令和2(2020)年度現状値は、子育てフェア実施時の実績値、今後、子育てフェアでの連携の形態も変更する可能性があることと、情報誌の発行などでの掲載など他事業で単展開を見込み目標値を設定するもの。③中高生の人数は大幅に変更することがない中で、平成30(2018)年度が67名、令和元(2019)年度が31名のため平均した数値以上として設定するもの	① 30地域 ② 31企業・ 団体 ③ 0人 (R02) [2020]	① 32地域 ② 31企業· 団体以上 ③ 15人 (R04) 【2022】	① 34地域 ② 31企業・ 団体以上 ③ 30人 (R05) 【2023】	① 37地域 ② 31企業・ 団体以上 ③ 40人 (R06) [2024]	① 40地域 以上 ② 31企業・ 団体以上 ③ 50人 以上 (R07) 【2025】	①地域課題を区役所と共有している地域数を年間2~3か所ずつ増やし、令和7(2025)年度のまでに40地域以上とすることを目指すもの②地域以上とすることを目指すもの②地域以上とすることを目指すもの②地域以上で推移させ、令和7(2025)年度に31企業・団体と連携することを目指すもの。(今後も、PPPによる民間提案による事業展開や医発行の引入などにより活動指案に位置付けたとよび、には現状の協賛を位置づけているため、その年の景気動向に大きく左右される企業等の協議会の団体をが100前後であることを考慮し、区のフィールドで連幅は現状値の「31企業・団体以上」としたところで、とので乗り間に対して、目標値は現状値の「31企業・団体以上」としたところで、全域であることを考慮し、区のフィールドで連続を関係であることを考慮し、区のフィールドで連続を関係であることを考慮し、区のフィールドで連続を関係であることを考慮し、区のフィールドで連続は現状値の「31企業・団体としたころで、全域に関活に、第1、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10
18	幸区役 所	「御幸公園梅香 事業」による市民 や企業等、多様 な主体との連 携・協働の強化	①「うめかおる寄附・募金」の累計額②梅香サポーターへの参加人数	①「うめかおる寄付・募金」を推進することで、梅の維持管理経費に充当できることが得られる財政効果を成果指標として設定するもの②多様な主体との協働事業を推進することで、行政との連携が深まり、現在課題となっている協働の担い手不足の解消に期待ができるため、梅香サポーターへの参加人数を成果指標として設定するもの	数)+(当該年度の加入 人数)	① 4,654 千円 ② 0人 (R02) [2020]	① 5,500 千円 ② 3人 (R04) [2022]	① 6,000 千円 ② 8人 (R05) [2023]	① 6,500 千円 ② 10人 (R06) [2024]	① 7,000 千円 ② 15人 (R07) 【2025】	①御幸公園の梅林の植樹・維持管理に関する寄付・募金を広(市民から募集し、令和7(2025)年度未までに累計7,000千円を目指すもの(2公園や梅の維持管理に携わる市民ボランティアの人数を毎年増やしていき、令和7(2025)年度末までに活動の中心となるリーダーを含め15人の確保を目指すもの
19	中原区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	商店街と連携した 各種教室及び地 域交流イベントへの 参加者数	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベントを開催しており、その参加者数を成果指標として設定するもの	商店街と連携した各種教 室及び地域交流イベントに 参加した方の人数により算 出する。	0人 (R02) 【2020】	70人 (R04) [2022]	70人 (R05) [2023]	70人 (R06) [2024]	70人 (R07) [2025]	コミュニティ施策の推進に寄与する各種教室及び地域交流 イベントへの参加想定人数を 目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	犬値   目標値				目標値の考え方
20	中原区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの取組の 推進	地域住民等との対 話により、意見交 換し、合意形成し た回数	地域において自助互助の 取組を伴走支援することを 主目的とした対話の場を積 極的に設けるため、成果指 標として設定するもの。実 施に当たっては、新型コロナ ウイルス感染症対策を前提 とした社会変容に沿ったり モートによる対話など様々な チャンネルを併用する。	策を見出すことを目的として	5回 (R02) 【2020】	7回 (R04) [2022]	8回 (R05) [2023]	9 回 (R06) [2024]	10回 (R07) 【2025】	対話の場を地域で重ねていく 中で問題に対して打開策を 見出すような話し合いに進 み、納得、合意を得ることを 目指すもの
21	高津区 役所	多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している 区民の割合	総合計画に関する市民アンケートで、町内会や市民活動など、地域での活動に参加していると答えた人の割合を成果指標として設定するもの	2年に1回企画調整課が 実施する総合計画に関す る市民アンケートの調査結 果を参照	17.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	20.0% (R05) [2023]	– (R06) [2024]	22.0% (R07) [2025]	現状値+約5.0%を目指す もの
22	高津区役所	多様な主体の参 加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	健康づくりに関する 地域活動やポラン ティア活動に参加し たことがある区民の 割合	第6期高津区地域福祉計画における重点項目の一つである「健康づくり・いきがいづくり」に関する地域活動やボランティア活動に参加したことがある区民の割合を成果指標として設定するもの	川崎市地域福祉実態調査 (高津区版)の「地域活動やボランティア活動について」設問の「健康づくりに関する活動」に参加したことがあると回答した区民の割合を参照する。	5.1% (R02) [2020]	5.5% (R04) [2022]	5.5% (R05) [2023]	5.5% (R06) [2024]	6.0% (R07) [2025]	多様な主体の参加として、健康でいいに関する地域活動やボランティア活動に参加する区民の増加を目指すもの
23	宮前区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	まちのひろばW A ブ ロジェクト参加数	「まちのひろば」の概念と3つの「わ・話・輪)」に 共感する人たちと協働い、「まちのひろは」を見つけ、広 げる「まちのひろは」を見つけ、広 げる「まちのひろば」を3つで、市民創発による地 域課題の解決や地域の魅 力づくりを推進するため、成 果指標として設定するもの	「まちのひろばW A プロジェクト」における参加数	0 団体 (R02) 【2020】	1団体 (R04) 【2022】	2団体 (R05) 【2023】	3団体 (R06) [2024]	4団体 (R07) 【2025】	実績がないものについて、毎 年度 1 件ずつの増加を目指 すもの
24	宮前区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	庁内外の多様な主体と連携して実施 した取組への参加 団体数	イベントや広報・啓発物の 作成等、その時々に必要な 取組を庁内外の多様な主 体の参加と協働により、各 主体の強みを生かして効果 的に実施するため、各年度 の参加団体数を成果指標 として設定するもの	イベントや広報・啓発物の 作成等、庁内外の多様な 主体と連携して実施した取 組に参加した団体数	30団体 (R02) 【2020】	30団体 以上 (R04) 【2022】	30団体 以上 (R05) 【2023】	30団体 以上 (R06) 【2024】	30団体 以上 (R07) 【2025】	その時々に必要な取組に関わる団体数を維持・増加させることにより、地域包括ケアシステムの推進を目指すもの
25	多摩区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	多摩SDCにおける人材(個人・団体)登録件数	多摩SDCが多様な主体 との連携や人材バンクの構 築を目指し、様々な活動を 通じて登録を受け付けた個 人・団体の登録件数を成 果指標として設定するもの	多摩SDCに登録された 個人・団体の件数	54件 (R02) 【2020】	70件 (R04) 【2022】	80件 (R05) 【2023】	90件 (R06) 【2024】	100件 以上 (R07) 【2025】	多摩SDCの取組に対する 効果的な支援を行い、多摩 SDCへの人材登録を行う 個人・団体の件数を毎年度 増やしていてことで、多様な主 体と連携した地域課題解決 に向けた取組の促進を目指 すもの
26	多摩区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシステムの推進	多様な主体による 協働・連携に向け た協議会・交流会 等の参画団体数	多様な主体による協働・連 携に向け開催する協議会・ 交流会等への参画団体数 を成果指標として設定する もの	多様な主体による協議会・ 交流会等の参画団体数	47団体 (R02) 【2020】	52団体 (R04) 【2022】	54団体 (R05) 【2023】	56団体 (R06) 【2024】	60団体 以上 (R07) 【2025】	協議会・交流会等の開催を 通じて、主体的に他団体と協 働・連携した取組を行う団体 の参画促進を目指すもの

誤 起 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
2:	麻生区 役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	麻生区市民提案 型協働事業の申請 事業数	コミュニティ施策の推進により、提案団体が増え、多様な主体と連携することで、地域活動が活性化するため、市民提案事業の申請事業数を成果指標として設定するもの	年度ごとの申請事業数	1 事業 (R02) 【2020】	2事業 以上 (R04) 【2022】	2事業 以上 (R05) 【2023】	2事業 以上 (R06) 【2024】	3事業 以上 (R07) 【2025】	コミュニティ施策の推進により、 新たな地域活動等を試みる 提案団体が増えることを目標 とし、その団体が多様な主体 と連携することで、更に地域 活動が活性化することを目指 すもの
28	麻生区 役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①学生ボランティア の派遣人数 ②高齢者見守り ネットワーク事業の 協力事業者数	①地域の担い手として地域 活動に派遣する学生ボラン ティアの人数を成果指標と して設定するもの ②協働・連携の担い手とし て協力事業者を増やすこと を成果指標として設定する もの	①学生ボランティアの派遣 人数 ②高齢者見守りネットワー ク事業の協力事業者数	① 0名 ② 19社 (R02) [2020]	① 30名 ② 21社 (R04) [2022]	① 50名 ② 23社 (R05) [2023]	① 60名 ② 25社 (R06) [2024]	① 70名 ② 27社 (R07) 【2025】	①地域の担い手に繋がる学生ボランティアの派遣人数を70名にすることを目指すもの②協働・連携の担い手に繋がる協力事業者数を27社にすることを目指すもの
29	教育委員	地域の寺子屋事 業を担う人材の 確保	地域の寺子屋の運営への参加人数	寺子屋の運営に携わる市 民というとトの効果を成果 指標として設定するもの	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして地域の寺子屋の運営に参加した市民の数	938人 (R02) 【2020】	1,500人 (R04) 【2022】	1,850人 (R05) 【2023】	2,150人 (R06) 【2024】	2,500人 (R07) 【2025】	寺子屋の運営に携わる多様 な主体の人数を目指すもの

### 取組3-(2)区役所機能の強化

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方(測定効果のポイント)	算出方法	現状値	日標値 目標値				目標値の考え方
1	市民文化局	「めざすべき区役 所像」の実現に 向けた区役所機 能の強化	区役所利用者の サービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、区役所利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	各区役所利用者等への間き取り調査(各区300人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」、「どちらでもない」と否定的ではない回答をした人の割合	99.0% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) 【2025】	第1期プログラム策定時より、低下していたが、これまでの継続した取組により、第2期プログラムでは、第1期の水準へ回復し、目標値(98.0%以上)を達成できたことから、第3期においては、目標値99%以上の維持を目指すもの
3	川崎区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	川崎区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした 人の割合	97.8% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) 【2023】	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	区役所サービスの受け手である利用者に快適にご利用いた だくことを目指すもの
4	幸区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	幸区役所利用者のサービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して 「はい」、「どちでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	98.7% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) 【2023】	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) 【2025】	幸区役所での満足度調査において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割合が99%以上になることを目指すもの
5	中原区役所	中原区役所窓口 混雑緩和・サービ ス環境改善の推 進	①オンラインによる 事前申請の割合 ②中原区役所利 用者のサービス満 足度	①オンラインによる事前申請が可能な手続き(転入・転出等の住所異動、印鑑登録、証明発行等)について、事前申請の割合を増やすことで、市民の利便性向上と窓口の混雑緩和、待方果指標として設定するもの②「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	①オンラインによる事前申請が可能な手続きについて、全体の届出件数に対する事前申請の割合を算出する。 ②利用者等への聞き取り調査(300人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたが。」)に対して「はい」、「どちらでもない」と否定的ではない回答をした人の割合	① - (R02) [2020] ② 99.3% (R01) [2019]	① 30% ② - (R04) [2022]	① 40% ② 99% 以上 (R05) [2023]	① 50% ② - (R06) [2024]	① 50% ② 99% 以上 (R07) [2025]	①社員寮や区内不動産業者等を通じてオンラインによる事前申請を周知することで事前申請の割合を50%まで引き上げることを目指すもの②利用者の満足度向上のため、課全体においてサービス向上を目指して日々の業務に取り組み改善を図ることで、高い満足度を維持することを目指すもの
6	高津区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	高津区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの、※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査(300人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」、「どちらでもない」と否定的ではない回答をした人の割合	99.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	区役所の利用者の満足度 99%以上とすることで、提供 する区役所サービスの質を維 持し、さらに向上させることを 目指すもの
7	宮前区役所	市民目線に立っ た区役所サービ スの推進	宮前区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした 人の割合	98.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) 【2025】	宮前区役所での満足度調査 において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割 合が99%以上になることを目 指すもの

誤 是 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値		目相		目標値の考え方	
8	多摩区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	多摩区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査(300人程度)の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	100% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) 【2025】	現状、100%という高い値を 有しており、引き続き、高水 準の成果指標を維持すること を目標とし、当該数値の実現 に寄与する内容のサービス向 上研修の実施やこその結果に よるサービス満足度を意識し た窓口対応を行うことで、区 役所サービスの向上を推進を 目指すもの
g	麻生区 役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	麻生区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用 できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした 人の割合	99.7% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) 【2025】	定期的に区役所の窓口利用 者への間き取り調査を行い、 サービス満足度について一定 の水準が維持されることを目 指すもの

### 取組3-(3)地域防災力の向上に向けた連携

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①避難所運営会 議を開催している 避難所の割合 ②家庭内偏蓄を 行っている人の割合	①大地震など大規模な災害が発生した場合の遊難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等会議が避難所ごとなることがら、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測るため、運営能力の過期を持ちの運営体制や避難型ベース運営能力の運営体制や避難型ベース運営では、行政の支援はするもの。②災害発生十分に行き届かないことが考えられ、市民や、自宅避難者で行うを行うである。というでは、対して設定するもの。というでは、対しているが、では、行政の支援は対しているがあることが考えられ、市民や、自宅避難者へのおいことが考えられ、市民や、自宅避難者への情報を行っている。中では、対しているが、定をの理解につながることから、啓発の取経の成果を利るため、家庭内備蓄を行っている人の定発の取経内備蓄を行っている人の定発を別るため、家庭内備蓄を行っている人の定発を別るため、などは、対しているが、対しているが、対しているというと、対しているというと、対しているというなが、対しているというない。というには、対しているというには、対しているというには、対しているが、対しているが、対しているというには、対しているというというというというというというというというというというというというというと	①避難所運営会議開催 箇所数/避難所数×100 (%) ②市民アンケート (無作為 抽出3,000人) の家庭内 備蓄(食料・飲料水)を 行っている人の割合	① 68.2% (R02) [2020] ② 62.5% (R03) [2021]	① 71.0% ② - (R04) [2022]	① 80.0% ② 63.7% (R05) [2023]	① 85.2% ② — (R06) [2024]	① 90%以上 ② 65%以上 (R07) 【2025】	①東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会が適性できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多の遊難所において開催していくことが求められることから、本市における過去を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の向上を目指すもの②市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加を目指すもの
2	川崎区役所	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①川崎区総合防災訓練の参加者数 ②外国人向け防災 講座の参加者数 ③避難所運営会 議の開催箇所数 (全33箇所)		①参加者数 ②参加者数 ③開催箇所数	① 180名 ② 26名 ③ 30箇所 (R02) 【2020】	① 250名 ② 40名 ③ 30箇所 (R04) [2022]	① 300名 ② 60名 ③ 30箇所 (R05) [2023]	① 350名 ② 80名 ③ 30箇所 (R06) 【2024】	① 400名 ② 100名 ③ 33箇所 (R07) [2025]	外国人を含む地域住民が災害発生時に対応できる知識 や能力の向上に向けて、より 多くの住民が訓練に参加する ことができる状態を目指すもの
3	幸区役所	地域防災力の強 化に向けた取組 の推進	①避難所運営会 議の開催箇所数 (全23箇所) ②避難所運営会 議による訓練の開 催箇所数(全23 箇所) ③「自主防災組織 リーダー等養成研 修」受講修了団体 (全77組織)	①②発災時に避難所の開設・運営が行えるよう、「訓練マニュアル」等を用いた避難所運営会議及び訓練を実施した避難所数を成果指標として設定するもの。③防災啓発活動による地域防災力の向上を第一次の「自主防災組織リーダー等養成研修「受講修了団体数を成果指標として設定するもの	①避難所運営会議の開催 回数 ②避難所運営会議による 訓練の開催回数 ③自主防災組織リーダー等 養成研修の受講修了団体 数	① 22箇所 ② 22箇所 ③ 51組織 (R02) 【2020】	① 23箇所 ② 23箇所 ③ 77組織 (R04) 【2022】	① 23箇所 ② 23箇所 ③ 77組織 (R05) 【2023】	① 23箇所 ② 23箇所 ③ 77組織 (R06) 【2024】	① 23箇所 ② 23箇所 ③ 77組織 (R07) 【2025】	①②区内全避難所での避難 所運営会議及び訓練の実施 を目指すもの ③毎年様々なテーマで行う自 主防災組織リーダー等養成 研修への全自主防災組織の 参加を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	i 目標値				目標値の考え方
4	中原区役所	総合的な地域防 災力の向上	①避難所運営会 議の開催箇所数 (全29箇所) ②中原区防災連 携協議会構成員 数	①災害時に地域住民が主体となって避難所の開設・運営ができるよう実施する 避難所運営会議の開催箇所数を成果指標として設定するもの ②新型コロナウイルス感染症対策を前提とした避難の見直しに伴う新たな課題について、組織横断的に検討し、有機的に連携し終合的な地域の防災力の向上を図るため、構成員を成果指標として設定するもの	①中原区内の避難所において避難所運営会議を開催した箇所数 ②構成員数の現状値の増加を設定する。	① 11箇所 ② 120名 (R02) 【2020】	① 29箇所 ② 122名 (R04) 【2022】	① 29箇所 ② 124名 (R05) 【2023】	① 29箇所 ② 126名 (R06) 【2024】	① 29箇所 ② 130名 (R07) 【2025】	①区内全避難所での避難所 運営会議の開催を目指すも の ②地域の各種関係団体等、 防災意識の高い団体を巻き 込んでいくことを目指すもの
5	高津区役所	地域防災力向上 に向けた取組の 推進	①避難所運営会 議の開催箇所数 (全21箇所) ②避難所運営会 議の訓練箇所数 (全21箇所)	①災害時に地域住民が主体となって避難所の開設・運営ができるよう実施する 避難所運営会議の開催箇所数を成果指標として設定するもの ②災害時に地域住民が主体となって避難所の開設・運営ができるように避難所 運営会議で検討した内容を訓練する実施箇所数を成果指標として設定するもの	①高津区内の遊難所において避難所運営会議を開催した箇所数 ②高津区内の避難所において避難所運営会議が実施した訓練の箇所数	① 8箇所 ② 0箇所 (R02) 【2020】	① 16箇所 ② 12箇所 (R04) 【2022】	① 18箇所 ② 13箇所 (R05) 【2023】	① 20箇所 ② 14箇所 (R06) 【2024】	① 21箇所 ② 15箇所 (R07) 【2025】	①全避難所21箇所(うち1 箇所は小中合築校のため1 箇所としてカウント)の開催を 到達目標とし、現状値から段 階的に増加を目指すもの ※新型コロサウイルスの影響 により、令和2(2020)年度は8箇所と減少 ②全避難所21箇所(うち1 箇所は小中合築校のため1 箇所としてカウント)のうち7 割程度の実施を到達目標とし、現状値から段階的に増加を目指すもの ※新型コロサウイルスの影響 により、令和2(2020)年度は0箇所(未実施)
6	宮前区役所	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①防災推進員研修等の受講者数 ②避難所運営会 議の開催箇所数 (全25箇所)	①地域防災力向上につなける支援として、一定数以上の受講者を対象に研修等を開催することで、地域人材の発掘・育成を継続するため、成果指標として設定するもの②地域住民の自主的な運営による避難所運営会議を行うことで、地域防災力の向上を図るため、成果指標として設定するもの	①防災推進員研修等の年間受講者数 ②宮前区内の避難所において避難所運営会議を開催した箇所数	① 75人 ② 9箇所 (R02) [2020]	① 120人 以上 ② 15箇所 (R04) 【2022】	① 120人 以上 ② 18箇所 (R05) 【2023】	① 120人 以上 ② 23箇所 (R06) 【2024】	① 120人 以上 ② 25箇所 (R07) 【2025】	①受講者数を毎年一定水準 て維持することにより、人材発掘・育成の継続実施を目指 すもの ②区内全避難所25箇所での開催を到達目標とし、現状値から段階的に増加を目指 すもの
7	多摩区役所	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①避難所運営会 議の開催箇所数 (全21箇所) ②避難所運営会 議による訓練の開 催箇所数(全21 箇所)	①地域住民の自主的な運営による避難所運営会議を行うことで、地域防災力の向上を図るため、成果指標として設定するもの②多摩区内の避難所において、避難所運営会議が実施した訓練の箇所数を成果指標として設定するもの	①開催箇所数 ②開催箇所数	① 13箇所 ② 6箇所 (R02) 【2020】	① 21箇所 ② 21箇所 (R04) 【2022】	① 21箇所 ② 21箇所 (R05) 【2023】	① 21箇所 ② 21箇所 (R06) 【2024】	① 21箇所 ② 21箇所 (R07) 【2025】	①②多数の関係団体等と連携し、コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足に対応する形で、各避難所運営会議での会議及び訓練を実施することにより、地域の防災力の向上を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
8	麻生区 役所	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①地域における自主防災組織の訓練 への延へ参加者数 ②避難所運営会 議の開催箇所数 (全25箇所)	①地域住民が自主防訓練に参加することにより地域防災の担い手が増えるため、成果指標として設定するもの。②自主防災組織が積極的に運営に携わる避難所が増えることで地域の防災力が向上するため、成果指標として設定するもの	①地域における自主防災 組織への延べ参加者数 ②住民が主体となって開催 する避難所運営会議の開 催箇所数	① 1,000人 ② 25箇所 (R02) 【2020】	① 2,000人 ② 25箇所 (R04) 【2022】	① 2,500人 ② 25箇所 (R05) 【2023】	① 3,000人 ② 25箇所 (R06) 【2024】	① 3,500人 ② 25箇所 (R07) 【2025】	①地域防災の担い手となる 人数を増やすことを目指すも の ②これまで、全25避難所において行政主導で年に1回避 難所運営会議を開催してい るが、これを維持しつつ、地域 が主体となった、共助に頼らない自助による避難所運営がで きる避難所を増やすことを目 指すもの
9	消防局	消防団を中核と した地域防災力 の充実・強化	率(翌年度4月 1日時点)	地域防災力の充実・強化 を図り、住民の安全の確保 に資する消防団員は今後 も必要となることから、目標 を具体化するため、消防団 の条例定員数(1,345 ルに対する充足率を成 果指標として設定するも の。なお、充足率を用いるこ とで全国平均や他都市との 比較が可能となる。	現員数÷条例定員数× 100%	81.2% (R02) [2020]	84.2% (R04) [2022]	87.2% (R05) [2023]	90.2% (R06) [2024]	93.0% 以上 (R07) 【2025】	第3期は第2期までの継続 した取組に加え、これまでの実 績やアンケート結果等を分析し い、新たな施策を検討するとし に、消防団長会に認り、更 なる地域との連携・協力の強 化により施策を実施すること で、全国平均を上回る 93.0%以上(プログラム策 定時点)を目指すもの

## 取組3-(4)積極的な情報共有の推進

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	効率的・効果的 なシティプロモー ション	①シビックブライド指標(市民の川崎への「愛着」) ②シビックブライド指標(市民の川崎への「誇り」) ③必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合	を確実に行うことを目指し、 総合計画の成果指標に関 する市民アンケート (2年 ごとに実施) による市民が 必要な市政情報を得ること	①都市イメージ調査において「愛着」に関して3つの質問項目を設け、その評価を 1点〜10点とし、各項目の平均値を得点として算出②都市イメージ調査において「誇り」に関して3つの質問項目を設け、その評価を 1点〜10点とし、各項目の平均値を得点として算出③市民アンケートの結果(無作為抽出3,000人)の必要な市政情報を得ることができていると思う人(そう思う+やや思う)の割合	① 5.5点 ② 4.9点 (R03) [2021] ③ 42.3% (R03) [2021]	① 6.6点 ② 5.6点 ③ - (R04) [2022]	① 6.7点 ② 5.7点 ③ 43.5% (R05) [2023]	① 6.9点 ② 5.9点 ③ - (R06) [2024]	① 7.0点 以上 ② 6.0点 以上 ③ 45% 以上 (R07) [2025]	①②分野別計画である「シティブロモーション戦略ブラン」 にて定めている目標値を目指すもの ③平成27(2015)年に実施したインターネットアンケート 結果(37.5%)に基づき、全国の政令市平均 (39.6%)を目指し、第1 期計画期間までを1.5%増、第2期計画期間以降は各期3%増を目指すもの
3	総務企画局	広聴機能の強化 に向けた取組の 推進	研修達成度(市 長への手紙制度研修、アンケート調査 に係る研修参加者 アンケート)	広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポートを行うための研修を実施し、職員のスキルアップ等を図る取組であるため、研修達成度を成果指標として設定するもの	初めて広聴業務担当となった研修参加者へのアンケートにおいて「意識が深まった」又は「スキルアップに役立った」と答えた職員の割合	96.4% (R02) [2020]	90% 以上 (R04) [2022]	90% 以上 (R05) [2023]	90% 以上 (R06) 【2024】	90% 以上 (R07) [2025]	常に90%以上の受講者がス キルアップを実感できる研修を 実施することで、各部署の業 務の中で市民の声を取組に 活かすことのできる職員の育 成を図ることを目指すもの
4	財政局	財政状況(予 算・決算)の見 える化	市ウェブサイトや市 政だより等における 市民アンケートにお いて、「わかりやす かった」と答えた人の 割合(単年度)	市民にとってわかりやすい資料を公表できているかどうかを推し測るため、市ウェブサイトや市政だよりのアンケート等を活用し、「わかりやすい」と思っていただいている方の割合を成果指標として設定するもの	市ウェブサイトや市政だより のアンケート等で、「わかりや すい」と回答していただいた 市民割合	_ (R02) [2020]	50% 以上 (R04) [2022]	60% 以上 (R05) [2023]	70% 以上 (R06) 【2024】	80% 以上 (R07) [2025]	市ウェブサイトや市政だよりの アンケート等により、回答して いただいた市民の80%以上 がわかりやすいと思ってもらえる 公表資料を目指すもの

### 取組4-(1)組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	組織力の向上に 向けた計画的な 人材の育成	①研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立ったではると考える職員の割合(働き方についてのンケート調査)(②市の職員に接す民のうち、市の視点に立った行動をしていると感じた市民の割合	あるべき姿として、人材ビジョンを掲げ、これまで以上 に市民の視点に立ち、改善・改革意識、スメード感をもって、積極的に地域の課題解決を 図ることができる人材育成を進めていることとしているため、「研修やO」Tに対する取組について、職員としての意識やスキルの向上に役立っていると回答した職員が市民の視点に立った行動をしていると回答した人の割	①職員に対する「働き方についてのアンケート調査」 (無作為抽出3,000人)で、「研修やO」Tに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っているか。」という設問に対し、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合②「市民アンケート調査」(無作為抽出3,000人)で、市の職員に接する機会があった方のうち、「市の職員が市民の視点に立った行動をしていると感じましたか。」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民の割合	① 66.6% ② 33.2% (R03) [2021]	① 69.9% ② — (R04) [2022]	① 73.2% ② 34.1% (R05) [2023]	① 76.5.% ② — (R06) [2024]	① 80% 以上 ② 35% 以上 (R07) [2025]	①第2期において、平成29 (2017)年度のアンケート 結果を職位毎に見た場合。 「管理職」では79.8%である ごとから、全体においても同水 準程度の割合を目標 (80%)として設定している が、引き続き、第3期におい ても、同目標の達成に向けて 取組の推進を目指すもの ②組織力の向上に向けた人 材の育成を目指し、令和3 (2021)年度に実施した 市民アンケートの結果を踏ま え、35%以上を目指すもの
5	人事委 員会事 務局	多様で有為な人 材の確保	大卒程度等採用	一定の倍率が確保された 中で選考を行うことで、多 様で有為な人材の確保が 可能となるため、成果指標 として設定するもの。特に採 用試験区分や採用予定人 負が最も多い大卒程度等 の採用試験において一定の 倍率を維持することは重要 と考えるもの	職種ごとの受験人数÷採 用予定人員	全区分のう ち3区分で 3倍未満 (R02) 【2020】	全区分で 3倍以上 (R04) 【2022】	全区分で 3倍以上 (R05) 【2023】	全区分で 3倍以上 (R06) 【2024】	全区分で 3倍以上 (R07) 【2025】	多様で有為な人材の安定的な確保のため、全区分で3倍以上を目指すもの

### 取組4-(2)行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	直目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	行政のデジタル 化に必要な人材 育成の推進	デジタル技術やデータ活用を意識して 業務に取り組んで いると考える職員の 割合	行政のデジタル化に向けた 職員の意識の向上を目的 とした取組の効果を図るた め、職員の意識アンケートの 結果を成果指標として設定 するもの	職員を対象としたアンケート 調査の数値を成果指標に 設定	_ (R02) [2020]	55% (R04) [2022]	60% (R05) [2023]	65% (R06) [2024]	70% (R07) [2025]	デジタル化と密接に関係する 「ベーバレスを意識して業務に 取り組んでいる職員の割合 (働き方についてのアンケート 調査) Jの現状値が50.2% であることを踏まえ、新たな成 果指標である本指標において も、現状値を50%と想定し 毎年度5%程度以上の上 昇として70%を目指すもの
3	市民文化局	区役所における 行政のプロフェッ ショナルの育成	コミュニティデザイン 手法 (技法) の習 得度 (事後アン ケート)	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、新たに「コミュニティデザイン手法の習得度」の項目についてのアンケートの実施結果を設定するもの	研修後アンケートの質問 (「コミュニティデザイン手法 (技法)を習得できた か。」) に対して「充分でき た」「できた」と答えた人の割 合	_ (R02) [2020]	55% (R04) [2022]	60% (R05) [2023]	65% (R06) [2024]	70% (R07) [2025]	・第3期からは、区役所職員に本庁職員を加えて実施する 予定であることから、第2期までの活動指標である「肝修参加率」から、アンケート結果による「成果指標」「C変更する。・新たに本庁職員(他任命・あたい)も対象とするため、過去の区役所職員へのアンケート結果を参考に、目標値を70%とし、それに向けて、改善を図りながら取組を進めることを目指すもの
4	川崎区役所	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に 向けた人材育成	区役所での取組事 例等の研修実施に おける受講職員の 理解度	区役所での取組事例等の 研修を実施することにより、 組織横断的に情報・地域 課題を共有し、効果的な 地域づくり等の手法を習得 することができるため、成果 指標として設定するもの	区役所において取り組んでいる地域課題解決に向けた事業等の研修アンケートにおいて、研修内容を「より理解できた」「理解できた」と答えた職員の割合	_ (R02) [2020]	80% (R04) [2022]	90% (R05) [2023]	100% (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	地域包括ケアシステム推進ビジョンやこれからのコミュニティ 施策の基本的考え方等を踏まえ、現在の少子高齢社会 及び将来の人口減少社会を 見据えた地域プレむけ、地域のことをよく知り、区民の視点に立って変化する地域課題に対応できる職員の育成が 図られる状態を目指すもの
5	川崎区役所	更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	川崎区役所利用者のサービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	97.8% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) 【2023】	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	区役所サービスの受け手である利用者に快適にご利用いた だくことを目指すもの
7	幸区役所	更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	幸区役所利用者のサービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	98.7% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	人材育成に関する良好な P D C A サイクルを循環させる ことにより、区役所職員の「め ざす職員像」の浸透を目指す もの

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	ii 目標値				目標値の考え方
9	中原区役所	更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	中原区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用 できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした 人の割合	99.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	利用者の満足度向上のため、課全体においてサービス向上を目指して日々の業務に取り組み改善を図ることで、高い満足度を維持することを目指すもの
11	高津区役所	区役所サービス を支える人材の 計画的な育成	高津区役所利用者のサービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	99.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	区役所の利用者の満足度 99%以上とすることで、提供 する区役所サービスの質を維 持し、さらに向上させることを 目指すもの
12	宮前区役所	区役所サービス を支える人材の 計画的な育成	宮前区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	98.3% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	宮前区役所での満足度調査において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割合が99%以上になることを目指すもの
13	多摩区役所	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等 区役所に求められる人材育成の 推進	多摩区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して 「はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした 人の割合	100% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	– (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	現状、100%という高い値を 有しており、引き続き、高水 準の成果指標を維持すること を目標とし、各種研修を実施 することで、職員の能力向上 や区役所サービスの向上を目 指すもの
14	多摩区役所	災害対応力の向 上に向けた職員 の人材育成の推 進	情報伝達訓練への応答率の向上	情報伝達訓練への応答率 を成果指標として設定する もの	新防災システムを利用して、安否確認及び参集状況を返信した割合	93% (R02) [2020]	94% (R04) [2022]	96% (R05) [2023]	98% (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	令和元年東日本台風の検証結果や感染症対策を踏ま え、適正かつ円滑な避難所 運営を実現するため、階層別 研修等を通じた区職員の災 書対応力を向上させるととも に、区職員の防災業務に対 する認識の向上を目指すもの
15	麻生区 役所	ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所サービス向上等に向けた人材育成の推進	麻生区役所利用 者のサービス満足 度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、利用者による満足度アンケートの実施結果を成果指標として設定するもの ※毎年ではなく2年に1回での実施も想定	利用者等への聞き取り調査 (300人程度) の質問 (「本日は気持ちよく利用できましたか。」) に対して [はい」、「どちらでもない」と 否定的ではない回答をした人の割合	99.7% (R01) [2019]	_ (R04) [2022]	99% 以上 (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	99% 以上 (R07) [2025]	人事異動等により毎年職員体制も変わることから定期的にコミュニティ施策や区の事業課題等を横断の信頼共有することで、職員の理解度を向上させ人材育成を図ることを目指すもの

### 取組4-(3)職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

課 題 No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	職員の改善意 識・意欲の向上 と職場改善運動 の推進	①職場で積極的に 業務改善に取り組 んでいると考える職 員の割合(働き方 についてのアンケート 調査) ②事業・業務にか かるコストを意識し て仕事に取り組ん でいると考える職員 の割合(働き方に ついてのアンケート 調査)	①職員の改善意欲の向上を目的とした取組の効果を図るため、職員の意識アンケートの結果を成果指標として設定するもの。 電気の では、	①職員を対象としたアンケート調査の数値を成果指標に設定 ②職員を対象としたアンケート調査の数値を成果指標に設定	① 66.3% ② 74.7% (R03) [2021]	① 72.5% ② 77.0% (R04) [2022]	① 75.0% ② 78.0% (R05) [2023]	① 77.5% ② 79.0% (R06) [2024]	① 80.0% 以上 ② 80.0% 以上 (R07) [2025]	①②毎年度、前年度以上の 割合とすることを目指し、令和 7 (2025) 年度には80% 以上とすることを目指すもの
4	会計室	適正な会計事務 の執行に向けた 人材育成	会計事務習熟度テストの正答率	会計事務初任者を対象としたシステム操作研修及び会計事務研修、分任審査を担当する職員を対象とした審査出納員研修、会計事務職員の賠償責任などを主体としたコンプライアンス研修を行い、職員が適正な会計事務の知識を習熟することで、事務まスの未然防内容を適宜精査、改訂を行い、継続的かつ効果的な研修を実施するとともに、研修後に習熟テストを行うことも別適正な事務執行本制の顧成を図るため、習熟度テストの正答率を成果指標として設定するもの	正答率 80%以上	_ (R02) [2020]	80%以上 (R04) [2022]	80%以上 (R05) [2023]	80%以上 (R06) 【2024】	80%以上 (R07) 【2025】	研修受講者は毎年度異なる ことが想定されるため、各年度 正答率80%以上を目指すも の
5	監査事務局	財務事務執行等 の改善に向けた 取組の強化	研修達成度(受講者アンケート)	事務処理ミス、法令違反等の未然防止や事務改善に向け、実際に取り組む「きっかけ」を得ることが重要であることから、研修実施による研修達成度を成果指標として設定するもの	事例研修会、eラーニング 等の受講後のアンケートに おいて「事務処理ミス、法 令違反等の未然防止や事 務改善に向けて取り組む 「きっかけ」となった」と回答し た受講者の割合	94% (R02) [2020]	95% 以上 (R04) [2022]	96% 以上 (R05) [2023]	97% 以上 (R06) [2024]	98% 以上 (R07) [2025]	現状値を踏まえ、毎年度 1%以上向上させ、98%以 上を目指すもの

### 取組4-(4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

誤 题 No	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 (測定効果のポイント)	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	職員個々の状況 に応じた働く環境 の整備	①障害者実雇用 率 ②職員アンケート 「働き方に関する満 足感」	①障害者雇用の拡大の状況を図るため、障害者実雇用率を成果指標として設定するもの ②「働きやすさ」と「働きがい」のある職場環境づくりを推進するため、職員アンケート「働き方に関する満足感」を成果指標として設定するもの	①神奈川労働局への任免 通報に係る調査結果 ②職員アンケート回答から 抽出	① 2.53% (R02) [2020] ② 79.2% (R03) [2021]	① 3.0%以上 ② 80% 以上 (R04) [2022]	① 3.0%以上 ② 80% 以上 (R05) [2023]	① 3.0%以上 ② 80% 以上 (R06) [2024]	① 3.0%以上 ② 80% 以上 (R07) 【2025】	①障害者の雇用の促進等に 関する法律に基づ障害者活 羅推進計画における目標値 として、令和7(2025)年 度までに3.0%以上を目指す もの ②次世代育成支援対策推 進法及び女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法 律に基づく特定事業主行動 計画における目標値して、 令和7(2025)年度まで に80%以上を目指すもの
2	総務企画局	女性活躍推進・ 次世代育成支援 の推進	①管理職(課長級)に「課長を対して、選申」を対して、選申」を対し、「選申」のので、「選申」のので、「選申」ののでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「選申」のでは、「関申」のは、「関す、「関申」のは、「関申」のは、「関申」のは、「関申」のは、「関申」のは、「関申」のは、「関申」のは、「関す、「関す、「関す、「関申」のは、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す、「関す	①多様な視点を市の政策に活かすため、魔が、能力のある女性、職員に修画するよう、管理職への積極をは、といてきるよう、管理、人の表を対して、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、とい	①管理職 (課長級) に占める女性比率 (全任命) ②「当該年度に新たに育児 休業を取得した職員 (子の出生時期は問かない)」 ・「当該年度に出産した ・「当該年度に出産した ・「動とすが出産した)職員数以×100 ③「年次休暇総取得日数」・「100 ・「・「正規職員数」×100 ・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 24.0% ② 17.8% ③ 13.5日 (R02) [2020] ④ 79.2% (R03) [2021] ⑤ 484人 (R02) [2020]	① 30%以上 ② 30%以上 ③ 16日以上 ④ 80%以上 ⑤ 0人 (R04) [2022]	① 30%以上 ② 30%以上 ③ 16日以上 ④ 80%以上 ⑤ 0人 (R05) [2023]	① 30%以上 ② 30%以上 ③ 16日以上 ④ 80%以上 ⑤ 0人 (R06) [2024]	① 30%以上 ② 30%以上 ④ 80%以上 ⑤ 0人 (R07) [2025]	①次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の担当では要立て特定事業値として、令和8(2026)年4月1日までに30%以上を目指すもの②~⑤次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画における日標値を目指すもの
3	総務企画局	メンタルヘルス対 策の充実	メンタルヘルス不調 による長期療養者 割合の減少	市民サービスの安定的な提供の実現のため、長期療養者割合を成果指標として設定するもの	当該年度における精神及び行動の障害による長期療養者数(市長事務部局)/当該年度の4月1日時点での正規職員数(市長事務部局)	1.79% (R02) 【2020】	1.61% 以下 (R04) 【2022】	1.61% 以下 (R05) 【2023】	1.61% 以下 (R06) 【2024】	1.61% 以下 (R07) 【2025】	令和7 (2025) 年度のメンタルヘルス不調による長期療養者割合を1.61%以下に減少させることを目指すもの

# 6 当初設定する活動指標一覧

### 取組1-(1)将来を見据えた市民サービスの再構築

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	直目標値				目標値の考え方
5	経済労働局	都市農業の課題 を踏まえた農業 支援のあり方の 検討及び効率 的・効果的な支 援の推進	市民農園から地域 交流農園へ移行し た農園数(累計)	市民と農家の交流の推進 及び業務の見直しを図ることを目的として、市が開設・ 運営している市民農園を地 域交流農園への移行して いる中で、その進捗状況を 確認するため、活動指標と して設定するもの	市民農園から地域交流農 園へ移行する農園数	2農園 (R02) 【2020】	3農園 (R04) 【2022】	4農園 (R05) 【2023】	4農園 (R06) 【2024】	5農園 (R07) 【2025】	各農園の利用期間終了を見据えて、順次、地域交流農園への移行を進め、4年間で3園の移行を目指すもの
17	ごとも未来局	効率的・効果的 な待機児童対策 の推進	①認可保育所等の 定員数(翌年度 4月1日時点) ②認可化移年施 設到工學年度4 月1日時点) (累計)	①保育所等利用待機児 童数ゼロに向け、既存の認 可保育所の定員調整や一 時保育事業同し、幼 相園の一時預かりが、 活はより効率的・効果的な 手法により確保した定員 動指標として設定するも成 の状況を確認するため、活 動指標として得所の整備だけでなく、市の負担を抑制しながらも、定員数の増や保 育サービスの質の向上を図 ることができる1つの手と法として、既存の認可化を推進して、既存の認可化を推進している中で、その進捗状況を被 認するため、移行施設数を 活動指標として設定するもの	①認可保育所、認定こども 園(2・3号)、地域型保育事業における翌年度4月1日時点における定員数 ②「教育・保育の量の確保方策」における保育受入枠に基づく認可化移行施設数	① 33,812人 ② 15施設 (R02) 【2020】	① 36,245人 ② 35施設 (R04) 【2022】	① 37,093人 ② 41施設 (R05) 【2023】	① 37,911人 ② 46施設 (R06) 【2024】	① 38,680人 ② 49施設 (R07) 【2025】	①待機児童解消に向け、より 効率的、効果的な手法により、「川崎市子ども・子育て支援事業計画(川崎市子ども・子育て支援事業計画(川崎市子ども・活をの土の一般で保存の全の一般では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の
18	まちづく り局	都市計画道路網 の見直し	①都市計画道路の変更手続を実施した路線数(累計)②検討・調整・整備を実施したバス停数(累計)③検討・調整・整備を実施した交差点数(累計)	①見直し候補路線として位置付けた3路線の都市計画変更手続きの進歩を確認するため、活動指標として設定するもの ②路線パスの走行環境改善の進歩状況を確認するため、活動指標として設定するもの ③路線パスの走行環境改善の進歩状況を確認するため、活動指標として設定するもの ③路線パスの走行環境改善の毛デル路線として抽出した3路線3区間の改善の毛デル路線として抽出した3路線3区間の改善の進歩状況を確認するため、活動指標として設定するもの	①変更手続を実施した路 線の数 ②検討・調整・整備を実施 した/(ス停の数 ③検討・調整・整備を実施 した交差点の数	① 0路線 ② 0箇所 ③ 0交差点 (R02) 【2020】	① 0 路線 ② 2 箇所 ③ 2 交差点 (R04) 【2022】	① 1路線 ② 2箇所 ③ 2交差点 (R05) 【2023】	① 1路線 ② 2箇所 ③ 2交差点 (R06) 【2024】	① 2路線 ② 2箇所 ③ 2交差点 (R07) 【2025】	①見直し候補路線として位置付けた2路線の都市計画を変更することを目指すもの ②路線パスの走行環境改善のビデル路線のうち、2箇所のパスペイ設置に向けた検討・調整・整備の実施を目指すもの ③路線パスの走行環境改善のモデル路線のうち、2交差点の改良に向けた検討・調整・整備の実施を目指すもの
20	まちづく り局	効率的・効果的 な登戸土地区画 整理事業の実施 及び清算に向け た検討	建築物等移転棟 数率(累計)	円滑な補償業務等の遂行 状況も含め、効率的・効果 的な土地区画整理事業の 事業進捗を図るため、仮換 地指定や補償契約を経 て、建築物等の移転(解 体)に至った割合を活動 指標として設定するもの	移転を要する建築物等の 総数に対する移転済棟数 (補償協議,契約後に移 転を実施した棟数)の割 合	80% (R02) [2020]	87% (R04) [2022]	90% (R05) [2023]	97% (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	集団移転を活用した土地区 画整理事業を推進し、令和 7(2025)年度の移転完 了を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
21	建設縁政局	放置自転車対策 の実施手法の見 直し	①一括委託化の対 象区数 ②保管所箇所数		①一括委託化の実施区数 ②自転車保管所の箇所数	① 3区 ② 9か所 (R03) [2021]	① 3区 ② 9か所 (R04) [2022]	① 7区 ② 7か所 (R05) [2023]	① 7区 ② 7か所 (R06) 【2024】	① 7区 ② 7か所 (R07) 【2025】	①北部地区で実施している 一括委託について、対象区を 拡大し、令和7(2025)  在度末までに市内全区(7区)を一括委託化することを 目指すもの ②保管所の再編を進め、令 和7(2025)年度末まで に各保管所の運営状況や地域の特性を踏まえ、統廃合を 行うことで、不要となる2箇所を廃止することを目指すもの
22	建設緑政局	市内駐輪場施設の見直し	再編整備方針に基 づく再編実施駅 (累計)	市内駐輪場施設について、 実態調査や駐輪需要等を 踏まえ作成した駐輪カルテ に基づ再編方針により、計 画的に再編整備を進める 中で、その進歩状況を確認 するため、再編実施駅数を 活動指標として設定するも の	市内駐輪施設の再編整備 の実施駅数(累計)	0駅 (R03) 【2021】	0駅 (R04) 【2022】	0駅 (R05) 【2023】	1駅 (R06) 【2024】	3駅 (R07) 【2025】	駐輪カルテに基づく再編方針 に基づき、令和7(2025) 年度末までに3駅の再編整 備をすることを目指すもの
23	建設緑政局	市営霊園におけ る持続的で公平 な墓所の供給	小区画の一般墓所 (1㎡)の募集基 数(累計)	緑ヶ丘霊園内の限られた敷地の中で、安定的に墓所を 提供していため、小区画の一般墓所を整備すること し、計画的に墓所募集を進める中で、その進捗状況を 確認するため、募集基数を 活動指標として設定するもの	緑ヶ丘霊園における小区画	220基 (R03) 【2021】	220基 (R04) [2022]	490基 (R05) [2023]	760基 (R06) 【2024】	1,030基 (R07) 【2025】	緑ヶ丘霊園内における小区 画の一般墓所 (1㎡) の整 備を進め、令和4 (2022) 年度から令和7 (2025) 年度末までに川崎市営霊園 整備計画に基づく1,030基の 募集をすることを目指すもの

### 取組1-(2)市民サービスのデジタル化の推進

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	自標値				目標値の考え方
1	総務企画局	市民生活の利便 性向上に向けた ICTの活用	①提供しているオー プンデータのデータ セット数(累計) ②他の自治体等と のマイナンバーによる 情報連携数(単 年度)	①本市ホームページで提供 するオープンデータのデータ セット数を見ることで、活用 に向けた取組の進捗を確 認するため、活動指標とし て設定するもの ②マイナンバー導入前に提 地が必要であった添付き類 の削減に向け、マイナンバー を活用し、他自治体等との 情報連携を推進することと し、その実績を確認するた め、活動指標として設定す るもの	①本市ホームページで提供 しているオープンデータのデー タセット数の累計値 ②他の自治体等とマイナン バーによる情報連携を行っ た件数	① 256件 ② 231,031 件 (R02) 【2020】	① 350件 ② 330,000 件 (R04) 【2022】	① 400件 ② 380,000 件 (R05) [2023]	① 450件 ② 440,000 件 (R06) 【2024】	① 500件 ② 500,000 件 (R07) 【2025】	①庁内データのオープンデータ 化を推進することで、毎年度 約50件ずつセット数を増や レ、オープンデータのデータセット数500件(果計)を目指 すもの ②情報連携を行った件数を 増加させることで、添付書類 の更なる削減効果を生み出 すため、これまでの実績を勘 案し、年度ごとに、令和 程度ずつ増やし、令和 (2025)年度における連携 数を500,000件とすることを 目指すもの
2	総務企画局	行政手続のオン ライン化・窓口等 のキャッシュレス 化の推進	①電子申請可能 な手続のオンライン 化率 ②キャッシュレス決 済が可能な施設・ 窓口数(累計)	①行政手続の原則オンライン化に向けた取組の進捗を確認するため、活動指標として設定するもの。②キャッシュレス決済施設等の増加は「市民の利便性向上」につながることから、設置施設等の件数を指標にすることで、効果を測定しやすくなることから活動指標として設定するもの	①電子申請可能な手続 (法令等によりオンライン化 が困難な手続を除く約 2,400手続)のうち、オン ラインによる申請等を可能と した手続の割合 ②キャッシュレスが可能な施 設・窓口等の合計	① 11% (R03) 【2021】 9月調查時 ② 33施設· 窓口 (R03) 【2021】	① 100% ② 51施設· 窓口 (R04) 【2022】	① 100% ② 54施設· 窓口 (R05) 【2023】	① 100% ② 57施設· 窓口 (R06) 【2024】	① 100% ② 60施設· 窓口 (R07) 【2025】	①令和4(2022)年度末までに、電子申請可能な手続のオンライン化率100%を目指すもの ②市民サービスの向上に向け、市民ニーズの高い施設等(60施設・窓口)へのキャッシュレス決済導入を目指すもの
3	財政局	電子調達システム等を活用した 契約業務の効率 化		契約管理システムで処理する工事請負、軽易工事、 業務委託、物品購入及び リース等の契約における電 子等の契約の導入の進捗を確 記するため、その導入割合 を活動指標として設定する もの	年度ごとの契約管理システムで処理した契約件数のうち電子契約を用いて契約した件数/年度ごとの契約管理システムで処理した契約件数=%	_ (R02) [2020]	0 % (R04) [2022]	8 % (R05) [2023]	8 % (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	契約の相手方が電子契約を 希望しない場合等を除き、工 事請負、軽易工事、業務委 託、物品購入、リース等の全 ての契約書(請書で行うもの を含む。)において電子契約 を導入することを目指すもの
4	市民文化局	I C Tを活用した各種相談業務の効率的・効果的な実施の検討	オンライン相談を導入した相談業務の数(累計)	オンライン相談を拡充してい くことにより、利用者がそれぞれの環境やニーズに応じた 相談手法を選択することが でき、利用者サービスの向上につながることから、オンラ イン相談を導入した相談業 務の業務数を活動指標とし て設定するもの	オンライン相談を導入した 相談業務の数の合計	_ (R02) [2020]	1業務 (R04) 【2022】	2業務 (R05) 【2023】	3業務 (R06) 【2024】	4業務 (R07) 【2025】	オンライン相談の導入については、個人情報保護の観点からの運用ルールづくりが必要なこと、相談種別によって、利用者数等が大きく異なることなどから、それぞれ効果やニーズ等を検証しながら段階的に導入することを目指すもの
6	教育委員会事務局	I C T 環境・先端技術の活用及び最適化に向けた取組の推進	小・中学校コン ビュータ教室リース 契約の見直し件数 (累計)	GIGA端末整備により小中学校コンピュータ教室の整備を適正化することで、リース契約内容の見直しに向けた検討・実施が可能となることから、その進捗を確認するため、契約の見直しを行った件数を活動指標として設定するもの	契約内容を見直し、新たな 内容で契約した件数	2件 (R03) 【2021】	2件 (R04) 【2022】	4件 (R05) 【2023】	5件 (R06) 【2024】	6件 (R07) [2025]	長期継続契約を実施している小・中学校PC教室の契約 について、次回契約時に順次 契約内容を見直し、契約を 行うことを目指すもの

### 取組1-(3)市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	民間活用手法の 効率的・効果的 な導入に向けた 取組	①テーマ型民間提案のテーマ設置数(延数) ②PPPブラットフォーム意見交換会及びサウンディング調査実施回数 ③川崎市民間活用メールニュース発行回数	①民間提案制度を積極的に活用するため、市側から発信できるツールとして、テーマの設置数を活動指標として設定するもの。②民間事業者との対話機会を確保するための意見交換会等の実施回数を活動指標として設定するもの。3民間活力の活用に向けた情報発信としてメールニュースの発行回数を活動指標として設定するもの	①テーマ型民間提案のテーマ設置数 ②PPアプラトフォーム意見交換会及びサウンディング 調査実施回数 ③川崎市民間活用メール ニュース発行回数	① 2 ¬¬¬¬ ② 10□ ③ 15□ (R02) [2020]	① 4 ¬¬¬¬ ② 12□ ③ 17□ (R04) [2022]	① 6 ¬ ¬ ¬ ¬ ② 13□ ③ 18□ (R05) [2023]	① 8 <del>7</del> − ₹ ② 14回 ③ 19回 (R06) [2024]	① 10〒-マ ② 15回 ③ 20回 (R07) [2025]	①令和2 (2020) 年度設置テーマ数+令和4 (2022) 年度以降各年度 2テーマ増を目指すもの ②令和2 (2020) 年度実施回数+各年度1回増を目指すもの ③令和2 (2020) 年度発行回数+各年度1回増を目指すもの
4	健康福祉局	公設福祉施設に おける効率的・効 果的な民間活用	①公設福祉施設の 民設化件数(累計) ②公設福祉施設の 廃止件数(累計)	①公設福祉施設について、より質が高いサービスを将来にわたり安定的に提供していため、民間活力を活用することとし、再編整備計画に基づき、計画的に民設化を進めるため、活動指標として設定するもの②民間による質供されている分野について、計画的な事業廃止を進めるため、活動指標として設定するもの	①公設福祉施設の民設化 件数 ②公設福祉施設の廃止件 数	① 1 施設 ② 5 施設 (R02) 【2020】	① 12施設 ② 6施設 (R04) 【2022】	① 12施設 ② 6施設 (R05) 【2023】	① 14施設 ② 6施設 (R06) 【2024】	① 14施設 ② 7施設 (R07) 【2025】	①②公の福祉施設については、民間により質の高いサービスが十分提供されるようになってきたことから、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画に基づき、公募(譲渡・貸付・建替え)による民設化又は廃止を進めることとしている施設について、計画的な進捗を目指すもの
9	建設緑政局	多摩川の利活用 による効率的・効 果的な管理運営 及び賑わいの創 出と地域活性化 に向けた検討	①多摩川緑地での民間活力導入件数(累計)②多様な主体との連携により多摩川緑地で実施したイベント数(単年度)	①課題等がある丸子橋河 川敷などの多摩川緑地に 対し、民間活力の導入を 図ることし、計画的に民間 活力の導入を確認するため、民間活力等入件数を 活動指標として設定するもの ②課題等がある丸子橋河 川敷などの多摩川緑地内 で多様な主体が水辺の賑 わい裏地誘誘導をすること とし、計画的にイベント実施 を進められるよう、進捗状 況を確認するため、活動指標として設定するもの	①多摩川緑地における民間活力を導入した件数 ②市との協定等に基づき実施したイベント数	① 2件 ② - (R03) 【2021】	① 2件 ② 1件 (R04) 【2022】	① 2件 ② 2件 (R05) 【2023】	① 3件 ② 3件 (R06) 【2024】	① 4件 ② 4件 (R07) 【2025】	①川崎市新多摩川プランに 基づき、多摩川緑地での民間活力の導入を進め、令和 7(2025)年度末までに 多摩川緑地内で4施設を民間による管理・運営を行うこと を目指すもの ②川崎市新多摩川プランに 基づき、多摩川緑地内で水 辺の賑わい創出等を目的とした活動支援等を進め、協定 等を締結した活動団体のイベント数を毎年度1件ずつ増加させ、令和7(2025)年度に4件実施することを目指すもの
10	建設緑政局	公園における効 果的な公民連携 の推進	公園緑地の質の向 上に向けた民間活 力の導入件数(累 計)	公園緑地の新たな価値の 創出や魅力向上に向けて、 民間活力の導入を推進す ることとし、計画的に民間活 力の導入を進める中で、そ の進歩状況を確認するた め、民間活力の導入件数 を活動指標として設定する もの	公園緑地の年度ごとの民間活力の導入件数(公園施設の設置管理許可件数)	1件 (R03) 【2021】	2件 (R04) [2022]	3件 (R05) [2023]	4件 (R06) [2024]	5件 (R07) [2025]	パークマネジメント推進方針に 基づき、令和7 (2025) 年 度末までに、年1件、5公園 において、民間活力導入によ る新たな価値の創出や魅力 向し取組を実施(公園施 設の設置管理許可) すること を目指すもの

是	果	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	1 >	巷湾局	川崎港の魅力向 上と民間活力の 導入	①川崎港の魅力創 出に関して民間事 業者が参入しやす い基盤整備・環境 整備の件数(累 計)②川崎港における 魅力創出に関する 事業実施件数 (累計)	①川崎港の魅力創出について、民間参入を段階的に高めていため、民間事業者が参入しやすい基盤整備・環境整備の件数を活動指標として設定するもの②川崎港に京在する緑地・桟橋・砂浜等において、質の高いサービスを提供できる民間活力を導入することにより、計画的に魅力創出に関する事業実施件数を活動指標として設定するもの	①年度ごとの基盤整備等 件数 ②年度ごとの魅力創出に 関する事業実施件数	① - ② - (R02) [2020]	① 1件 ② 1件 (R04) [2022]	① 2件 ② 2件 (R05) [2023]	① 3件 ② 3件 (R06) [2024]	① 4件 ② 4件 (R07) [2025]	①インフラ(トイレ、水道、電気、バックヤード等)の整備・ 気をバックヤード等)の整備・ 改修について、年1か所の計画的な実施を目指すもの ②民間事業者・NPO等によるモデル的な魅力創出の取 組について、年1事業の実施を目指すもの
1	2 }	井湾层	川崎港コンテナ ターミナルの管理 運営体制の見直 し		ボートセールスは民間活力 活用の効果が最も期待さ れる取組の一つであり、成 果指標の達成にも欠かせな いものであることから、年間 のボートセールスの件数を活 動指標として設定するもの	「当該年度のボートセールス の実施数」	8回 (R02) [2020]	30回 (R04) [2022]	30回 (R05) [2023]	30回 (R06) [2024]	30回 (R07) [2025]	コンテナ取扱貨物量の増加を目的に、船会社や荷主等へきめ細やかな対応による営業を実施するため、新型コナウイルス感染症の感染拡大前の平成30(2018)年度(30回)を基準に、毎年度30回のボートセールスの実施を目指すもの

### 取組2-(1)働き方・仕事の進め方改革の推進

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	<b>目標値</b>				目標値の考え方
1	総務企画局	長時間勤務の是 正に向けた取組	36協定等の勤務 時間制度などに係 るマネジメントに関 する研修実施回数	研修を受講することにより、 動務時間等の制度を再認 識し、マネジメントの向上に つながることから、36協定 等の勤務時間制度などマネ ジメントに関する研修実施 回数を活動指標として設定 するもの	労務課が実施する36協定 等の勤務時間に関する研 修の実施回数、7革室が 実施する働き方改革に関 する研修の実施回数の合 計	10回 (R02) [2020]	11回 (R04) [2022]	12回 (R05) [2023]	13回 (R06) [2024]	14回 (R07) 【2025】	階層別研修における研修や、時間外勤務の上限時間に関するモラーングを確実に実施するとともに、働き方改革についての出前講座実施等により、毎年1回ずつ研修実施回数を増やすことで、職員が勤務時間制度等について再認識し、長時間勤務職員数の縮減やワーク・ライフ・バランスの実現につなげることを目指すもの
2	総務企画局	総務事務執行体 制の見直し	① R P Aを活用した業務処理の種類(架計) ②総務事務執行体制における障害 者雇用の人数(累計)	①センター内での事務の効率化及び人的ミスの抑制のためRPAを活用し、センター内安定運用を継続することを活動指標として設定するもの②新本庁舎ワークステーション機能の業務範囲を拡大し、ワークステーションで働く障害者の業務範囲拡大及び共通物品事務集約による事務効率化を図えたを活動指標として設定するもの	①センター内業務の中から 選定したRPAに適した業 務数 ②障害者雇用者数	① 2種類 ② 2名 (R02) 【2020】	① 3種類 ② 9名 (R04) 【2022】	① 3種類 ② 30名 (R05) 【2023】	① 4種類 ② 30名 (R06) [2024]	① 4種類 ② 30名 (R07) [2025]	① R P Aを活用する業務の種類を増加し、効率化を更に進めることを目指すもの。②新本庁舎ワークステーションで働く障害者の人数を増加していくともに、障害者の業務範囲拡大や事務効率化を図ることを目指すもの
3	川崎区役所	川崎区役所機能 再編に伴うワーク スタイル変革や 業務効率化	区主体の会議における完全ペーパレス 会議の開催	業務の効率化の推進、ペーパレス化(紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築)の促進なジワークスタイルの変革による効率的な行政運営を図るため、活動指標として設定するもの	区主体の会議における完 全ペーパレス会議の開催回 数	_ (R02) [2020]	20回 (R04) [2022]	30回 (R05) [2023]	35回 (R06) [2024]	40回 (R07) [2025]	業務の効率化の推進、ペーパレス化(紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築)を促進することを目指すもの
4	宮前区役所	宮前区役所の移 転を契機とした ワークスタイル変 革や業務効率化	ICT・業務改善など職員の意識改革を促す研修やワーキングの実施	区職員として、ICTの利用や、ワークスタイルの変革・業務の効率化を促進するため、活動指標として設定するもの	区が主体で開催したICT・ 業務改善などに関連した研 修やワーキング等の開催数	– (R02) [2020]	1回 (R04) [2022]	2回 (R05) [2023]	3回 (R06) [2024]	3回 (R07) [2025]	ICT・業務改善などに関連した研修やワーキング等を開催し、職員の意識改革を推進することを目指すもの
5		学校教職員の働 き方改革に向け た取組	部活動指導員配置数	中学校での長時間勤務の 要因の一つである部活動 指導に係る教員の負担軽 減を図るため、活動指標と して設定するもの	年度ごとの部活動指導員 の配置数	22名 (R02) 【2020】	55名 (R04) [2022]	66名 (R05) [2023]	81名 (R06) [2024]	104名 (R07) 【2025】	教員の負担軽減を図るため、 各中学校への複数配置を段 階的に進め、令和7 (2025) 年度までに全中 学校への2名配置を目指す もの

### 取組2-(2)市役所内部のデジタル化の推進

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1		業務プロセス改 革の推進	業務プロセス改革 に向けて支援した 業務所管部署の対 象手続の件数(累 計)	業務プロセス改革・改善を 実施することにより、取組の 推進につながるため活動指 標として設定するもの	業務プロセス改革を実施した手続の数	19件 (H30- R02) 【2018- 2020】	25件 (R04) [2022]	50件 (R05) 【2023】	75件 (R06) 【2024】	100件 (R07) 【2025】	現状値が19件だったことを 受け、毎年25件ずつ実施 することを目指すもの
2	総務企画局	デジタルの活用に よるワークスタイ ル変革の推進	紙文書が多い部署 等へのコーチング活動(累計)	部署ごとの状況に応じた紙 文書削減の支援を行うこと で、ペーパレス化に向けた意 識改革や取組推進が期待 できることから、活動指標と して設定するもの	コーチング活動を実施した 回数	31回 (R02) [2020]	40回 (R04) [2022]	60回 (R05) [2023]	70回 (R06) [2024]	80回 (R07) [2025]	現状値が31件だったことを受け、新本庁舎移転前に集中的に取組を行い、令和5(2023)年度以降もその他の庁舎における大規模改修等を見据まて紙文書が多い部署等を中心に令和7(2025)年度末までに80回実施することを目指すもの
4		市税システム更 改に伴う税務事 務の効率化	①業務手法の見直 し数(累計) ②RPAを導入す るシナリオ数(累 計)	①システム更改に伴い新たな機能を導入し、業務手順や役割分担の見直しを行い、業務の効率化を進めるとともに、その効果を更に高めるため、事務の集約等を進める等、業務手法を見直した業務数を活動指標として設定するもの(②データ入力作業に職員の判断が必要のない単純入力作業を口がり化することで事務の効率化を図るため、導入したRPAにおいて作成したシサン定するもの(RPAロボットの作成とうサン定するもの(RPAロボットの作成と対策を活動指標として設定するもの(RPAロボットの作成と対策を活動指標として設定するもの(RPAロボットの作成はたシサン定するもの(RPAロボットの作成場を導入し、システム更改後も業務改善の取組を継続)	①見直しを実施した業務数 ②導入したRPAのシナリオ数	① - ② - (R02) [2020]	① 0業務 ② 2シナリオ (R04) 【2022】	① 3業務 ② 3シナリオ (R05) 【2023】	① 3業務 ② 4シナリオ (R06) 【2024】	① 3業務 ② 5シナリオ (R07) 【2025】	①システム更改に取り組むにあたり、システム更改に合わせて進めることとした業務改善のうち、事務の再構築や集約等の見直した行う方針とした業務数を令和7(2025)年度までに3業務とすることを目指すもの②システム更改の取組の中で実施してきたRPAの導入検討において、新システム稼働に向けて2シナリオを作成することとし、新システム稼働以降は毎年1シナリオ作成していく想定から、令和7(2025)年度までに5シナリオを作成することを目指すものの

### 取組2-(3)組織の最適化

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
1	総務企画局	庁用自動車の配 置及び運転業務 執行体制の見直 し	専用車、共用車の 台数	減車の推進による車両台 数の縮減を活動指標として 設定するもの	職員の定年退職予定者数 で算出 (退職翌年度に減 車)	24台 (R03) 【2021】	23台 (R04) 【2022】	21台 (R05) 【2023】	21台 (R06) 【2024】	18台 (R07) [2025]	職員の退職動向や車両更新 状況等を勘案して減車し、令 和7 (2025) 年度に専用 車、共用車の合計台数を18 台まで縮減することを目指す もの
8		児童相談所の体 制強化及び児童 家庭相談支援体 制の構築	児童相談所初期 対応チームの導入 区数(累計)	モデル実施している児童相 談所初期対応チームについ て効果検証を行い、全区で 導入をすることし、その進 捗を確認するため、活動指 標として設定するもの	児童相談所初期対応チームを導入した区の数	3 ⊠ (R03) [2021]	3 ⊠ (R04) [2022]	4区 (R05) [2023]	5区 (R06) 【2024】	7区 (R07) [2025]	令和2(2020)年度に川 崎区でモデル実施として導入 した初期対応チームについ て、令和7(2025)年度 末までに全区に導入し、より 効果的な初期対応を実施す ることを目指すもの
28	教育委員会事務局	学校用務業務執 行体制の見直U	①職員定数(翌年度4月1日時点) 会」退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置数(4月1日時点)	①②退職動向にあわせて 再任用短時間勤務職員 等を配置するため、活動指標として設定するもの	①職員定数-退職者数 ②再任用短時間勤務職 員等配置数+新規配置 数	① 202人 ② 124人 (R02) [2020]	① 194人 ② 132人 (R04) [2022]	① 180人 ② 146人 (R05) [2023]	① 171人 ② 155人 (R06) [2024]	① 171人 ② 155人 (R07) [2025]	①②令和8 (2026) 年4 月1日までに職員定数減に よる31人分の再任用短時間 勤務職員等を配置することを 目指すもの
29	教育委員会事務局	学校給食調理業 務の委託化	学校給食調理業務を委託化した学校数(翌年度4月1日時点)	学校給食調理員の退職動 向等を踏まえて委託化を実 施するため、活動指標とし て設定するもの	学校給食調理員の退職動 向等を踏まえて、学校給食 調理業務を委託化する学 校数を算出	71校 (R03) 【2021】	71校 (R04) 【2022】	72校 (R05) 【2023】	74校 (R06) 【2024】	74校 (R07) 【2025】	学校給食調理員の退職動 向等を踏まえて、学校給食調 理業務の委託化を進め、令 和8(2026)年4月1日 までに74校を委託化すること を目指すもの

### 取組2-(4)財源確保策の強化

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標		目標値の考え方	
3	財政局	戦略的な資金調 達と資金運用の 推進	①外貨建で国内債 やグリーンボンド等 の新たな資金調達 手法による発行額 (累計) ②売り現先取引を 前提とした債券の 取得額(累計)	①資金調達の多様化に引き続き対応しつつ、安定的かつ効果的な資金調達を行うため、活動指標として設定するもの ②課題となっているキャッシュフローの悪化や基金運用利回りの低下傾向の状況を譲まえ、より有利な資金運用を行うため、活動指標として設定するもの	①新たな資金調達手法に よる債券の累計発行額 ②売り現先取引を前提とし た債券の保有額など	① 158億円 ② — (R02) 【2020】	① 300億円 ② 400億円 (R04) 【2022】	① 400億円 ② 500億円 (R05) 【2023】	① 500億円 ② 500億円 (R06) 【2024】	① 600億円 ② 500億円 (R07) 【2025】	①外貨建て国内債やグリーンボンド等の新た資金調達手法により、年100億円の発行を目指すもの②令和3(2021)年度末実績300億円(見込)で令和4(2022)年度・令和5(2023)年度にも100億円ずつの取得を目指すもの
5	財政局	税財源の着実な確保及び施策推進のための税制度活用に向けた取組の推進	税財源の着実な確保や本市施策の推進に寄与する税制度の活用件数(累計)	税財源の着実な確保や本 市政策課題の解決、施策 の推進を、より効果的に実 施するため、税制度の活用 策の有無やその具体的手 法を研究し、関係局と連携 した取組を行うことができる よう活動指標として設定す るもの	税財源の確保や施策の推進に寄与する税制度の活用事例数	0件 (R02) [2020]	1件 (R04) [2022]	2件 (R05) [2023]	2件 (R06) 【2024】	3件 (R07) [2025]	税制度の活用に係る研究を 関係局と連携しながら行い、 可能なものから実施することを 目指すもの
6	健康福祉局	一層の国民健康 保険料・後期高 齢者医療保険 料・介護保険料 の収入確保	①電話催告件数 (3保険料合 計)(単年度) ②滞納処分件数 (3保険料合 計)(単年度)	収納対策としての基本的な行動の内、電話催告及び 滞納処分を効率的かつ効果的に行うことによって、収入率が上昇し、収入未済 預の減少が見込まれるため、活動指標として設定するもの	滞納債権対策の取組により、滞納者数が減少してきていることに伴い、電話催告及び滞納処分の対象者数も減少していてことから、その点を勘案した上で、直近の活動量等に基づき算出	① 71,564件 ② 5,830件 (R02) [2020]	① 70,000件 以上 ② 5,700件 以上 (R04) [2022]	① 68,000件 以上 ② 5,600件 以上 (R05) [2023]	① 66,000件 以上 ② 5,400件 以上 (R06) 【2024】	① 64,000件 以上 ② 5,200件 以上 (R07) [2025]	収入率の向上と収入未済の減少により滞納者数は一定数の割合で減少していくことから、毎年同じ滞納割合に応じた一定の行動量を目標値として目指すもの
7	健康福祉局	国民健康保険給 付資返還金の収 入確保	①電話催告件数 (単年度) ②文書催告件数 (単年度)	収納対策としての基本的な行動の内、自力執行権が無いため、電話催告及び支 無いため、電話催告及び支 書催告などを効率的かつ効 果的に行うことによって、収 入率の上昇が見込まれるため、活動指標として設定す るもの	オンライン資格確認による 債権発生の抑制や収納対 策の推進により、消納者数 も減少していくことから、その 点を勘案した上で、直近の 活動量から、一定の活動 量を確保できるよう算出し た目標値	① 4,821件 ② 3,829件 (R02) [2020]	① 4,600件 以上 ② 3,600件 以上 (R04) [2022]	① 4,400件 以上 ② 3,400件 以上 (R05) [2023]	① 4,200件 以上 ② 3,200件 以上 (R06) [2024]	① 4,000件 以上 ② 3,000件 以上 (R07) [2025]	オンライン資格確認の普及に 伴い、滞納者数は一定数の 割合で減少していため、毎 年同に滞納割合に応じた一 定の行動量を目標値として目 指すもの

### 取組2-(5)戦略的な資産マネジメント

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
5	財政局	財産の有効活用	有効活用実施件 数(単年度)	財産の有効活用を進めることで、市民サービスの向上や 収益確保につながることから、有効活用の件数により、取組の状況を推し測る ため、活動指標として設定するもの	一般会計、特別会計、企 業会計の貸付事業・広告 事業の実施件数	647件 (R02) 【2020】	647件 以上 (R04) [2022]	647件 以上 (R05) 【2023】	647件 以上 (R06) 【2024】	647件 以上 (R07) 【2025】	財産所管課の工夫やアイディアにより、有効活用件数について、現状値以上の達成を目指すもの ※現状値及び目標値については、課題2(5)14における10件及び課題2(7)3における92件をそれぞれ含めて記載
11	健康福祉局	いこいの家・いきいとなっ等の効率的・効果的・効果的な利活用・管理を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	キーボックスの設置 施設数(累計)	施設を有効に活用する観点から、いこいの家夜間・休日等施設開放事業を実施しており、より多くの地域住民に活用してもらっことを踏まえ、効率的に施設予約・開施錠が行えるよう、キーボックスの設置を計画的に進めるため、活動指標として設定するもの	夜間・休日開放事業を実施しているいごいの家のうち キーボックスを設置した施設 数	2館 (R02) 【2020】	43館 (R04) 【2022】	43館 (R05) 【2023】	43館 (R06) 【2024】	43館 (R07) 【2025】	施設を有効活用する観点で、夜間・休日等施設開放事業を実施しており、効率的・効果的な施設予約・開施錠を行うことができるよう、キーボックスを設置することとしている中で、いこいの家全48館のうち、施設の特性上、設置できない5館を除く43館にかられて、令和4(2022)年度未までに設置完了を目指すもの
12	こども未来局	旧幼稚園園舎を 活用した単独型 地域子育て支援 センターのより効 率的・効果的な 事業実施及び資 産の有効活用等	旧幼稚園園舎を活用に単独型地域 子で支援セン ターの効率的・効果 的な事業実施及び 資産の有効活用等 を行った件数(累 計)	旧幼稚園園舎を活用した 単独型の施設5か所の効 率的・効果的な事業実施 及び資産の有効活用等に ついて、計画的に進めるた め、活動指標として設定す るもの	旧幼稚園園舎を活用した 単独型の施設の年度ごとの 効率的・効果的な事業実 施及び資産の有効活用等 を行った件数	_ (R02) [2020]	0件 (R04) [2022]	0件 (R05) [2023]	2件 (R06) 【2024】	2件 (R07) 【2025】	保育・子育て総合支援センターの設置の進捗に合わせ、 同区内にある旧幼稚園舎を 活用した単独型の地域子育 て支援センター(さぎぬま・す がお)において、効率的・効 果的な事業実施及び資産の 有効活用等を目指すもの
133	まちづく り局	都市拠点におけ る公共空間の総 合的な有効活用	①拠点駅周辺等に おける公共空間を 有効活用した広告 事業の件数(単年 度) ②各都市拠点の公 共空間を活用した イベント等の開催箇 所数(単年度)	①拠点駅周辺等の更なる 魅力向上や公共空間における環境美化の維持・向上 に必要な財源を確保するた の、有効活用した広告事 業の件数を活動指標として 設定するもの ②公共空間を有効活用したイベント等を実施の駅周辺 の更なる商業活性やまちの 賑わいを創出することにより、地域の活性化やまちの 魅力向上を図るため、当該 件数を活動指標として設定 するもの	①年度ごとの広告事業の 実施件数 ②年度ごとのイベント開催 箇所数	① 3件 ② 1箇所 (R03) 【2021】	① 3件以上 ② 1箇所 以上 (R04) 【2022】	① 3件以上 ② 1箇所 以上 (R05) 【2023】	① 3件以上 ② 1箇所 以上 (R06) 【2024】	① 3件以上 ② 3箇所 (R07) 【2025】	①新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等による影響も踏まえながら、まずは、現状値以上の契約件数の維持を目指すもの。②各都市拠点において活用イメージの具体化・運営主体の発掘・実証等を経て、複数地区でのイベント等の本格実施を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
14		道路予定区域等 の有効活用	道路予定区域等の 占用希望者公募 回数(累計)	道路予定区域等について、まちづくりや賑わい創出等の観点から、占用許可による利活用をすることとし、計画的に有効活用を進める中で、その進捗状況を確認するため、占用希望者公募回数を活動指標として設定するもの	道路区域等の占用希望者 公募回数(累計)	1回 (R02) [2020]	1回 (R04) [2022]	2回 (R05) 【2023】	3回 (R06) 【2024】	4回 (R07) 【2025】	事業者の応札可能性(市場性)や道路用地取得状況、また、整備等本来の目的である道路事業への影響や予定等を考慮し、令和7(2025)年度末までに年1回占用希望者を公募することを目指すもの
15	員会事	学校施設の保有 最適化・有効活 用の検討・推進	ブールの保有最適 化について検討した 件数	学校プールについて、より最適な運用を図るため、プールの新設・更新のニーズが生した場合に、市民プールや民間プール等、他の施設の活用について検討を行った事案の累計の件数を活動指標として設定するもの	今後、新増改築等で、ブール施設の新設・更新のニーズが生じる予定の累計の学校数	_ (R02) [2020]	2件 (R04) [2022]	2件 (R05) [2023]	3件 (R06) [2024]	3件 (R07) [2025]	児童生徒のさらなる泳力向上、教職員の負担軽減、ブール施設更新に係る経費削減等の課題に対応するため、今後、新増立数等でブール施設の新設・更新のニーズが生じる予定の学校について、他施設の活用を検討し、学校ブールの最適運用を目指すもの

### 取組2-(7)公営企業の経営改善

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	上下水道局	デジタル化の推 進とICTの活 用による上下水 道サービスの向 上と業務の効率 化	①電子申請可能 な手続※のオンライン・ ン化率 ※法令等により電 子申請に課題がある手続を除く ②RPA適用業務 数	①市民サービス向上のため、手続のオンライン化を推進することとし、電子申請可能な手続を活動指標として設定するもの ②上下水道局における定型的な業務を効率化し、高付加価値業務へのシフトを行うため、RPAの活用を推進することし、RPA適用業務数を活動指標として設定するもの	①オンライン化を図った手続数(オンライン化売了済)÷ オンライン化が可能な手続数(オンライン化が可能な手続数(オンライン化予定を含む) ②RPAYールを活用し、ロボット開発を行う対象業務数	① 約22% ② 4件 (R02) [2020]	① 100% ② 13件 (R04) [2022]	① 100% ② 14件 (R05) [2023]	① 100% ② 15件 (R06) [2024]	① 100% ② 16件 (R07) 【2025】	①対面や原本提出が必要な ど課題があるもの等を除き、令 和 4 (2022) 年度末まで に簡易版及び次期電子申請 システム等により行政手続の オンライン化を目指すもの ②RPA適用業務を想定し、 開発体制、規模等を考慮し ながら、RPA適用業務数の 増を目指すもの
2	上下水道局	上下水道事業に おける財務事務 の効率化	上下水道事業における財務事務の改善項目(全53項目)	財務事務の効率化に向けて、抽出した課題53項目 の改善を活動指標として設定するもの	実施した改善等の数	10項目 (R02) 【2020】	53項目 (R04) 【2022】	53項目 (R05) 【2023】	53項目 (R06) 【2024】	53項目 (R07) 【2025】	次期財務会計システムの稼働等により、抽出した課題の 改善を目指すもの
3	上下水道局	上下水道事業に おける資産の有 効活用	①資産の有効活用 の件数(継続取 組) ②資産の有効活用 の件数(新規取 組)	①収益など効果ある資産の 貸付け等を継続実施することとし、その件数を活動指標として設定するもの ②これまで貸付け等に至っていない低利用又は未利用な状態にある資産について、新規に取組み、地域のまちび0や環境に貢献できる貸付け等の件数を活動指標として設定するもの	貸付等件数	① 508件 ② — (R02) [2020]	① 508件 ② 1件 (R04) [2022]	① 508件 ② 1件 (R05) [2023]	① 508件 ② 1件 (R06) [2024]	① 508件 ② 3件 (R07) 【2025】	①有効活用の取組は第2期 プログラムから引き続き実施することから、現状(令和2 (2020) 年度)と同水準 の成果をあげることができるよう508件の実施を目指すもの ②生田浄水場におけるスポー ツ広場等の場に利用始、末吉配水池上部や入江崎水処 理センター新西系施設における取組件数の増を目指すもの
13	病院局	市立病院におけるデジタル化の推 進	①川崎病院におけるWi-Fi整備病棟数(全15病棟)②井田病院におけるWi-Fi整備病棟数(全11病棟)	①②患者満足度の向上のため、川崎病院、井田病院 において、利用が見込まれる病棟を対象としてWi-Fi 整備を進め、その病棟数を 活動指標として設定するもの。なお、多摩病院は令和 3(2021)年度に外来 エリアを含む全棟のWi-Fi 整備が完了するため活動 指標からは除外する。	①川崎病院においてWi-Fi を整備した病棟数 ②并田病院においてWi-Fi を整備した病棟数	① - ② 3病棟 (R02) 【2020】	① 3病棟 ② 5病棟 (R04) 【2022】	① 7病棟 ② 7病棟 (R05) 【2023】	① 11病棟 ② 9病棟 (R06) 【2024】	① 15病棟 ② 11病棟 (R07) 【2025】	①②市立病院のデジタル化を 推進し、市立病院の全棟 Wi-Fi整備を目指すもの

取組3-(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

課 題 No	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	市民文化局	これからのコミュ ニティ施策の基 本的考え方に基 づく取組の推進	川崎市コミュニティ チャンネルなどのソー シャルメディアを活 用したコミュニティ施 策の周知回数	市民創発による「希望のシ ナリオ」の実現に向けて、多 くの市民とコミュニティ施策の 目的や取組を共有する必 要があることから活動指標と して設定するもの	川崎市コミュニティチャンネル 等のソーシャルメディアにアッ プする本数	7本 (R02) [2020]	12本 以上 (R04) 【2022】	16本 以上 (R05) 【2023】	20本 以上 (R06) 【2024】	24本 以上 (R07) 【2025】	市民創発による「希望のシナリオ」の実現に向けて、多くの 市民とコミュニティ施策の目的 や取組を共有する必要がある ことから、令和7(2025) 年度までに年間24本以上の 掲載を目指すもの
3	市民文化局	国際交流セン ターを活用したグ ローバル人材の 育成支援	ボランティア講座実施	国際交流協会において、活動しているボランティア及び活動に関心のある市民向けに、各種講座・研修等を開催し、登録種別ごとに育成・支援を行うことから活動指標として設定するもの	各種ボランティア講座・研修 等の実施数	6回 (R02) [2020]	6回 (R04) [2022]	6回 (R05) [2023]	6回 (R06) [2024]	6回 (R07) [2025]	各種ボランティア講座・研修 等について、現状 6 回実施しており、ボランティア登録数に 一定の効果があることから、令 和7 (2025) 年度目標値 は、令和2 (2020) 年度と 同数値を目指すもの
8	健康福祉局	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①市民シンボジウムの参加者数(単年度)②地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体数(累計)	①地ケアの考え方や市民に 期待される役割について気 付きを与えるための市民シ ンボジウムの参加者数を指 標とすることで、意識の酿成 に向けた活動量を測定でき るため、活動指標として設 定するもの ②民間企業を含めた多様 な主体のI顔の見える関係 づくり」を進める連絡協議会 の参画団体数を指標とする ことで、地域における多様な 主体の連携に向けた活動 量を測定できるため、活動 指標として設定するもの	①毎年度、参加者数を集計 ②毎年度、参画団体数を 集計	① 121人 (R03) [2021] ② 105団体 (R02) [2020]	① 150人 ② 111団体 (R04) 【2022】	① 180人 ② 114団体 (R05) [2023]	① 210人 ② 117団体 (R06) [2024]	① 250人 ③ 120団体 (R07) [2025]	①令和元(2019)年度実 績の2倍まで増加させることを 目指すもの ②1年あたり3団体を目標と して増加させることを目指すも の
9	健康福	効率的・効果的な手法による一層の介護を を開かるを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	て介護職に係る啓発を行った人数 (単年度) ②関係機関と連携 して就職相談を 行った人数(単年度) ③メンタルヘルス相 談窓口による就労 支援 し、後、単年度) ④総合研修セン	つなげていただく必要があることから、活動指標として設定するもの ③メンタルヘルス相談窓口による就労支援を行うこと で、職務遂行の充実と離職 率の低減を図ることを目的として、一定数以上の方	①~④ごれまでの事業実績 等に基づき算出	① 350人 ② 81人 ③ 58人 ④ 55回 (R02) [2020]	① 350人 以上 ② 200人 以上 ③ 60人以上 ④ 80回以上 (R04) [2022]	① 350人 以上 ② 250人 以上 ③ 60人以上 ④ 80回以上 (R05) [2023]	① 350人 以上 ② 300人 以上 ③ 60人以上 ④ 80回以上 (R06) [2024]	4	①イベント等における啓発を通じ、介護のイメージアップを図り、参入促進を図るため、これまでの実績等を勘案し、毎年度、350人以上の方に啓発を行うことを目指すもの②就職相談を通じたツチングを行うことで、就労につなけ、人材不足の解消を図るため、年度ごとに相談人数を増やし、令和7(2025)年度時点で、1年間の相談人数を400人以上まで伸ばすことを目指すもの③メンタルノルス相談窓口において就労支援を行うことで、定着化や離職防止につなげることができるよう、こ年での実績等を勘察し、毎年度、60人以上の方に就労支援を行うことを目指すもの④サービスの質の中上に向け、介護人材のキャリア形成ややスキルアップにつなげることができるよう。1までの実績等を勘案し、毎年度、80回以上の研修を実施することを目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	値目標値				目標値の考え方
111	建設線政局	緑のまちづくりに 向けた多様な主 体との協働・連 携	公園利用活性化イベントの開催回数 (単年度)	新たな団体の設立と活動 箇所数の増加に向け、団 体の活動を広く市民に知ってもらい、「自分事」として興 味を持ってもらうかめ、イベン を開催することとし、計画 的に普及啓発イベントを実 施する中で、公園緑地の利 活用の状況を確認するた め、公園利用活性化イベン トの開催回数を活動指標と して設定するもの	公園利用活性化イベント開催回数	_ (R02) [2020]	2回 (R04) [2022]	5回 (R05) [2023]	7回 (R06) [2024]	10回 (R07) [2025]	みどりの基本計画及びパーク マネジメント推進方針に基づ き、普及啓発活動を進め、令 和7(2025)年度に公園 利用活性化イベントを10回 開催することを目指すもの
12	建設緑政局	生田緑地ばら苑 の魅力の向上と 効率的・効果的 な運営方法の検 討	バラ育成スキル向 上のための講習会 数(単年度)	生田緑地は5苑について、魅力向上やサービス水準向上のため、市民ポランティア等を育成することとし、計画的にプラ南スネル向上のための講習会を開催する中で、ボランティア等の育成の進捗状況を確認するため、講習会数を活動指標として設定するもの	バラ育成スキル向上のため の講習会数	28回 (R02) [2020]	30回 (R04) [2022]	32回 (R04) [2023]	34回 (R04) 【2024】	36回 (R07) [2025]	生田緑地ビジョンに基づき、ボランティア等の育成を進め、令和7 (2025) 年度末までにバラ育成ネキル向上のための講習会を年36回(月3回)開催することを目指すもの
13	国際戦	国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシスムの構築	①キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数 (タキングスカイフロントに関連する研究者、技術者等の交流会、セミナーなどが開催された回数 (本市が正催するものは除(。) ③iCONMにおける事業化支援の実施回数	①キングスカイフロント域内外企業等の連携促進により、新たな産業等の連携促進により、新たな産業を出せ活動指標として設定するもの②立地機関等による自発的活動により域内外の研究者等の連携が込み、人材育成が進められる人的効果を活動指標として設定するもの③iCONMの研究成果の早期実用化を促進するため、特許出願や企業へのライセンスを支援するため、特許出願や企業へのライセンスを支援するため、特許出願や企業へのライセンスを支援するため、特許出願と企業をあり、特許出願と企業をあり、特許出願と企業をあり、特許出願となる。	①キングスカイフロント域内外の企業等のマッチングの 累計件数 ②主催者からの開催の報告に基づき集計する年度ご との開催回数 ③ICONM内で開催される 特許相談会等の年度ごと の実施回数	① 71件 ② 55回 ③ 18回 (R02) 【2020】	① 85件 ② 65回 ③ 20回 (R04) [2022]	① 95件 ② 70回 ③ 20回 (R05) 【2023】	① 110件 ② 75回 ③ 20回 (R06) [2024]	① 130件 ② 80回 ③ 20回 (R07) [2025]	①新たな産業創出に向け、企業等の連携促進の成果であるマッチング件数の増加を目指すもの ②域内外の研究者等の連携院発及び高度人材の呼び込み、人材育成が自発的に行われるよう、立地機関・連携機関が主催するセミナー等の開催回数の増加を目指すもの ③平成29 (2017) 年度から令和2 (2020) 年度までに実施した事業化支援の取組により、着手な研究活動に取り組む第3期プログラムの計画期間においても、研究の進捗に応じて段階的にその対象とあげることができるよう、引き続き、特許相談会等の取組について、20回の実施を目指すもの
14	川崎区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	SDC構築・運営 に向けて連携する 団体間の情報交 換、連携等に係る 定例会等の実施回 数	地域活動における得意分野、苦手分野について他の団体と定期的に情報共有・相互理解を図ることにより、地域活動のさらなる拡充を推進することを目的として実施するものであり、SDC 橋築・運営に向けて連携する団体の連携・交流に係る会議等の件数を活動指標として設定するもの	実施回数	1回 (R02) [2020]	3回 (R04) [2022]	4回 (R05) [2023]	5回 (R06) [2024]	6回 (R07) [2025]	コミュニティ施策の基本的考え 方を踏まえ、地域活動の更な る拡充を推進するため、SD C構築・運営に向けて連携す る団体間の情報交換、連携 等に係る定例会等の年6回 の実施により、団体間におけ る地域活動に関する情報共 有・相互理解を図ることを目 指すもの
15	川崎区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシステムの推進	地域ケア圏域同士 の連携・交流の取 組件数	それぞれの地域ケア圏域における活動のリーディングケースについて、他の圏域と情報共有・相互理解を図ることにより、地域活動のさらなる拡充を推進するため、活動指標として設定するもの	地域ケア圏域同士の連携・交流の取組件数	_ (R02) [2020]	3件 (R04) 【2022】	5件 (R05) 【2023】	7件 (R06) 【2024】	10件 (R07) 【2025】	地域ケア圏域同士の情報共 有・相互理解を図るため、団 体同士が交流する取組を行 い、団体の活動の活性化を 目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
16	幸区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	①補助金制度個別相談会開催件数 数 ②区と多様な団体 が連携して行う地 域活動事業の実施 件数	①毎年度、補助金申請前に単会ごとに町内会・自治会の活動は、町内会・自治会の活動状況を把握し、補助金制度の有効な活用方法を支援することで、地域課題の保決や地域活動の指標として設定するもの。②区と多様な主体が連携し事業を行うことで、活力ある街づくりにつなば、地域、上、市民活動の広がりを進めるため、活動指標として設定するもの。	①町内会・自治会へ実施 した個別相談会開催件数 ②市民活動団体等と連携 した事業の実施回数	① - (R02) [2020] ② 15件 (R01) [2019]	① 25件 ② 15件 (R04) 【2022】	① 28件 ② 16件 (R05) 【2023】	① 32件 ② 18件 (R06) [2024]	① 35件 ② 20件 (R07) 【2025】	①個別相談会は補助金申請繋がる効果の高い支援であり、令和7(2025)年度において幸区町内会・自治会の約半数である35件を目指すもの(②区と多様な主体が連携する事業を毎年度2~3回程度増やし、令和7(2025)年度までに20件を目指すもの
17	幸区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①自助・互助の取組を推進するための活動支援をした地域の数 ②企業・団体等と連携した地域の数 ③企業・団体等と連携した地域の事業実施数 ③中高生の地域ボランティア(はび☆ボラ)実施メニュー数	①助け合いができる地域の 範囲として町内会・自治会 や集合住宅等の単位で、 自助・互助の取組を推進す るための活動支援を実施し た数を活動指標として設定 するもの ②多様な主体による参加 による地域包括ケアシステ ムを推進していくだする事な を活動指標として設定する もの ③将来における地域の自 助・互助の活動の担い手と して、中高生の地域でが す取組を活動指標として設 でするもの	①ご近所支え愛事業部会設置数に加え、町内会・自治会や集合住宅棟の単位での自助・互助を深める活動を支援した(出・助調座やワークションブ等)地域数(毎年2地域ずつ程度の増を想定)②企業・団体と連携した事業実施数。③はび☆ボラでのボランティア実施メニュー数	① 30地域 ② 1事業 ③ 0メニュー (R02) 【2020】	① 32地域 ② 2事業 ③ 5メニュー (R04) 【2022】	① 34地域 ② 2事業 ③ 15メニュー (R05) 【2023】	① 37地域 ② 3事業 ③ 20メニュー (R06) 【2024】	① 40地域 以上 ② 3事業 ③ 25メニュー 以上 (R07) [2025]	②区民主体の自助・互助を深める活動を支援を行う地域を年間2~3か所ずつ増やし令和7(2025)年度までに40地域以上を目指すもの②企業と連携した地ケア推進度ずつ増やし令和7(2025)年度までに3事業を目指すもの③中高生のボランティア実施メニー数を年間5~10メニーずつ増やし、令和7(2025)年度までに25メニュー以上を目指すもの
18	幸区役所	「御幸公園梅香 事業」による市民 や企業等、多様 な主体との連 携・協働の強化	区民等と協働した事業件数	梅林の維持管理や広報、 歴史の継承などについて、 多様な主体と連携して事業を実施していため活動 指標として設定するもの	区民等と協働して実施した 年度ごとの事業件数	0件 (R02) 【2020】	3件 (R04) [2022]	6件 (R05) [2023]	8件 (R06) [2024]	10件 (R07) [2025]	梅林の維持管理や広報等に ついて市民ポランティア等と連 携して行う事業を毎年増やし ていき、令和7(2025)年 度末までに年間10件実施す ることを目指すもの
19	中原区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	商店街と連携した 各種教室及び地 域交流イベント開 催数	商店街と連携した地域のまちが、り推進事業として各種教室及び地域交流イベントを開催しており、その開催回数を活動指標として設定するもの	年度ごとの開催回数	0回 (R02) [2020]	7回 (R04) [2022]	7回 (R05) [2023]	7回 (R06) [2024]	7回 (R07) [2025]	コミュニティ施策の推進に寄与する各種教室及び地域交流 イベントの開催回数について、 継続して7回実施することを 目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
20	中原区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシステムの取組の 推進	①地域住民等との 対話の場の設定回 数 ②庁内横断型地 域マネジメント等に 関するプロジェクト 会議・打合せの開 催回数	①多様な主体との連携や自助・互助の取組を支援するために対話の場の設定回数を活動指標として設定するもの。②庁内が連携し、地域づくりを考える場を設けることでりかず横断的な連携事例を積み重ねることを目的に定期的に開催するため、活動指標として設定するもの	①年度ごとの設定回数 ②年度ごとの開催件数	① 10回 ② 5回 (R02) [2020]	① 14回 ② 6回 (R04) [2022]	① 16回 ② 7回 (R05) [2023]	① 18回 ② 7回 (R06) [2024]	① 20回 ② 8回 (R07) [2025]	①地域づくりの前提として対話の場を増やすことが重要であり、令和2(2020)年度の実績値10回から毎年2回ずつ増加させることを目指すもの②地域住民の多様なニーズに対応するために庁内で連携する場が重要であり、令和2(2020)年度の実績値5件から毎年0.5件ずつ増加させることを目指すもの
21	高津区役所	多様な主体による地域コミュニティ活性化の推 進	①町内会・自治会への加入促進に向けた取組件数②「まちづりカフェたかつ」の開催回数(直近3か年平均値)	①町内会・自治会等の活動内容の周知及び加入促進を図るための相談会等の取組件数を活動指標として設定するもの②市民創発の土壌づくりをした、地域活動に関心のある人材の発掘、区民同土のつながりづくりの推進を図るためのイベントの開催回数を活動指標として設定するもの	①相談会等の取組件数 ②イベント開催回数(直 近3か年平均)	① 1回② 3回(R02) [2020]	① 3回 ② 3回 (R04) [2022]	① 3回 ② 3回 (R05) [2023]	① 3回 ② 3回 (R06) [2024]	① 3回 ② 3回 (R07) [2025]	①②ともに、継続して取り組むことに重点を置き、令和2(2020)年度以前と同程度の回数を目指すもの
22	高津区役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①地域包括ケアシステム情報コーナーの設置 ②地域包括ケアシステムに関する動画 やホームページのコンテンツ数	①地域包括ケアシステムの 取組を進めるためには、市 民に自分の問題であること を認識してもらう必要がある ので区内公共施設に情報 コーナーを設けることを活動 指標として設定するもの ②関心のない区民や「団塊 JrJ世代など忙しい区民 ヘのアプローチとして動画や ホームページのコンテンツを 増やすことを活動指標として 設定するもの	<ul><li>①設置している情報コーナーの数を集計する</li><li>②動画とホームページのコンテンツ数を集計する</li></ul>	① - ② - (R02) [2020]	① 1箇所 ② 1本 (R04) 【2022】	① 2箇所 ② 2本 (R05) 【2023】	① 3箇所 ② 3本 (R06) 【2024】	① 4箇所 ② 4本 (R07) 【2025】	地域包括ケアシステムに関する情報の周知を推進し、情報 コーナーの設置や動画コンテン ツを整備することを目指すもの
23	宮前区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	地域の主体の連携 促進に関するワーク ショップ等の実施回 数	地域の主体の連携促進を 図るため活動指標として設 定するもの	企画課関連の地域住民等 とのワークショップ等の実施 回数	_ (R02) [2020]	3回 (R04) 【2022】	3回 (R05) 【2023】	3回 (R06) 【2024】	3回 (R07) [2025]	毎年3回ワークショップ等を実施することを目指すもの
24	宮前区役所	多様な主体の参 加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	①地区民生委員 児童委員協議会 等への会議出席回 数 ②宮前区ご近所情報サイト掲載のコ ミュニティカフェ・公 園体操・子育て サークル等の数	①地域住民で構成される 団体の会議等に出席することで、顔の見える関係でくり を進めるため、会議出席回 数を活動指標として設定するもの ②サイトの更新作業を兼 ね、地域活動の状況をヒア リングすることにより、職員が 地区の現状や課題を把握 するため活動指標として設 定するもの	①地区社会福祉協議会、 地区民生委員児童委員 協議会、区町会・自治会 連合会、地区町会・自治 会連合会等の会議への出 席回数 ②宮前区ご近所情報サイトトかやまえご近助さん」の 活動情報欄に掲載・更新 しているコミュニティカフェ・公 園体操・子育てサークル等 の数	① - ② 216団体 (R02) 【2020】	① 30回以上 ② 220団体 以上 (R04) 【2022】	① 30回以上 ② 220団体 以上 (R05) 【2023】	① 30回以上 ② 220団体 以上 (R06) 【2024】	① 30回以上 ② 220団体 以上 (R07) 【2025】	①区内7つの地区社会福祉協議会、8つの地区民生委員児童委員協議会のほか、宮前区町内・自治会連合会等の会議に職員が複数回出席することで顔の見える関係づいを目指すもの。②区が把握している220以上の団体への活動状況のレアリングを通じて、地区の現状や課題の把握を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
25	多摩区役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	市政だより多摩区版における多摩SDCの取組の広報件数	多摩SDC区民主体で効果的に運営されるよう、区による効果的な広報支援を図るため活動指標として設定するもの	市政だより多摩区版における多摩SDCの取組の広報件数	4回 (R02) [2020]	4回 (R04) [2022]	5回 (R05) [2023]	5回 (R06) 【2024】	6回 (R07) 【2025】	令和2(2020)年3月に 開設された多摩SDCについ て、区民へのトピックになる取 組が今後も継続的に実施さ れることを目指して効果的な 支援を行うとともに、そうした 取組を市政だより多摩区版で 広報することで更なる認知度 向上や多様な主体との連携 促進につなげていくことを目指 すもの
26	多摩区役所	多様な主体の参 加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	多様な主体による 協働・連携に向け た協議会・交流会 等の開催回数	地域で活動している主体同士による協働・連携した取組を促進するため、協議会・交流会等の開催回数を活動指標として設定するもの	多様な主体による協議会・ 交流会等の開催回数	2回 (R02) [2020]	3回 (R04) [2022]	3回 (R05) [2023]	3回 (R06) [2024]	4回 (R07) [2025]	地域で活動している主体同士による協働・連携した取組を促進するため、協議会・交流会等を継続的に開催して いてことを目指すもの
27	麻生区 役所	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の 推進	「あさお希望のシナリ オプロジェクト」検討 会の開催回数	地域活動を活性化するために「まちのひろば」の支援やSDC創出に向けて、取組等を検討するため、活動指標として設定するもの	検討会の開催回数	6回 (R02) [2020]	7回 (R04) [2022]	7回 (R05) [2023]	7回 (R06) 【2024】	7回 (R07) [2025]	「まちのひろば」の支援やSDC 創出に向けた取組等の検討 を定期的に行うことを目標と し、その取組等を通じて地域 活動の活性化を図ることを目 指すもの
28	麻生区 役所	多様な主体の参加と協働による 地域包括ケアシ ステムの推進	学生ボランティアに 関する講座の実施 回数	学生がボランティアとして地域活動に参加することを促進するために実施する請座を活動指標として設定するもの	学生ボランティアに関する講 座回数	2回 (R02) [2020]	2回 (R04) [2022]	2回 (R05) [2023]	2回 (R06) [2024]	2回 (R07) [2025]	学生の福祉マインドの醸成を 図るための講義を、大学のカリ キュラムとの調整を行い年間 2回確保することを目指すも の
29		地域の寺子屋事 業を担う人材の 確保	寺子屋の開設箇所 数	寺子屋の全校設置に向け 活動指標として設定するもの	翌年度4月1日において 寺子屋を開設している箇所 数 (令和3 (2021) 年度は令和3 (2021) 年12月時点)	73箇所 (R03) 【2021】	- (R04) [2022]	_ (R05) [2023]	_ (R06) [2024]	166箇所 (全小中 学校) (R07) 【2025】	寺子屋の全校設置に向け、 地域や学校の状況に応じて 柔軟に拡充することを目指す もの

#### 取組3-(2)区役所機能の強化

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
4	幸区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	幸区役所サービス 品質向上推進委 員会の実施	市民に便利で快適なサービスの、効率的かつ効果的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、若手・新人職員を中心とした区役所ワーキングとしての検討をしていため、活動指標として設定するもの	ワーキンググループとしての 会議回数	2回 (R02) 【2020】	5回 (R04) [2022]	5回 (R05) [2023]	5回 (R06) 【2024】	6回 (R07) [2025]	幸区役所サービス品質向上 推進委員会を2か月に1回 のペースで実施することを目指 すもの
5	中原区役所	中原区役所窓口 混雑緩和・サービ ス環境改善の推 進	社員寮や区内不動産業者等へのオンラインによる事前 申請の案内	社員寮等が多い区の特性 を生かし、寮を管理する企 業等を通じてオンラインによる事前申請を入居者に案 内するため、活動指標とし て設定するもの。併せて、 不動産事業者を通じて物 件を製造して物 等前申請を案内すること で、事前申請の割合を増や し、市民の利便性向上と窓 口の混雑緩和を推進する。	事前申請を広報する案内 物等を送付した寮等や不 動産業業者等の件数	_ (R02) [2020]	40件 (R04) [2022]	40件 (R05) [2023]	40件 (R06) 【2024】	40件 (R07) [2025]	社員察等の入居者は毎年度 一定数いるため、毎年度40 件の案内発送を目指すもの
6	高津区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	高津区役所サービス向上研修の実施	来庁者アンケートや外部評価の結果を踏まえ、サービス向上に繋がる研修を実施するため、活動指標として設定するもの	区役所サービス向上推進 部会研修ワーキングチーム の研修実施回数と共催に よる研修の回数	3回 (R02) [2020]	4回 (R04) [2022]	4回 (R05) [2023]	4回 (R06) [2024]	4回 (R07) [2025]	区役所職員が接遇や事務処理の効率化等区役所サービスの質の維持・向上に資する能力を養う機会を確保することを目指すもの
7	宮前区役所	市民目線に立っ た区役所サービ スの推進	接遇・対応力向上研修の参加人数	市民サービス向上に向けて 効果的な人材育成を図り 区役所組織を活性化させ るため、活動指標として設 定するもの	接遇・対応力向上研修に参加した人数	26人 (R02) [2020]	26人以上 (R04) 【2022】	26人以上 (R05) 【2023】	26人以上 (R06) 【2024】	26人以上 (R07) 【2025】	参加人数を維持しつつ、社会 状況や区民ニーズを踏まえた 研修内容を検討し行うことを 目指すもの
8	多摩区役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	サービス向上研修実施回数	実施規模(回数)を活動 指標として設定するもの	実施回数	2回 (R02) 【2020】	3回 (R04) [2022]	3回 (R05) [2023]	3回 (R06) [2024]	3回 (R07) [2025]	区役所サービスの向上を実現するため、職員に対するサービスの人工の上の手を、初任者向け、大向上研修を、初任者向け、中堅職員向け、係長級向けの3階層で実施をすることで、組織としてサービス向上の取組を目指すもの
9	麻生区 役所	区役所サービス の向上に向けた 取組の推進	①麻生区役所サービス向上研修の実施回数 ②麻生区役所サービス向上委員会作業部会の参加職員数	「麻生区役所サービス向上 委員会」の主たる所掌事項 として、①サービス向上に資 する各種職員研修を企画 実施するほか、②若手職 員を中心に構成する作業 部会による自主的・自発的 な活動を促進し、職員全 体の能力向上を図るため、 活動指標として設定するも の	①麻生区役所サービス向 上研修の実施回数 ②麻生区役所サービス向 上委員会作業部会の参加 職員数	① 3回 ② 14人 (R02) [2020]	① 3回以上 ② 14人以上 (R04) [2022]	① 3回以上 ② 14人以上 (R05) [2023]	① 3回以上 ② 14人以上 (R06) 【2024】	① 3回以上 ② 14人以上 (R07) 【2025】	区役所サービスの向上に向け研修などは継続的に実施してきているが、人事異動等により毎年職員体制も変わることから、引き続き、タイルリーな課題設定を検討しながら職員所修を行うとともに、組織横断的に若手職員の参加を促し、区民サービスの向上を目指すもの

#### 取組3-(3)地域防災力の向上に向けた連携

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
1	総務企画局	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	自主防災組織リー ダー等養成研修の 開催回数	地域防災力の向上には、 自主防災組織のリーダーの 役割が重要であることから、 リーダーを養成するための研 修の開催回数を活動指標 として設定するもの	危機管理室が主催する自 主防災組織リーダーを養成 するための研修の開催数	年7回 (R02) 【2020】	年7回 以上 (R04) 【2022】	年7回 以上 (R05) 【2023】	年7回 以上 (R06) 【2024】	年7回 以上 (R07) 【2025】	自主防災組織のリーダー向け 研修については、年によって テーマを設定し、そのテーマに 沿って各区において開催する ことにより、リーダーの養成を目 指すもの
2	川崎区役所	地域防災力の向 上に向けた取組 の推進	①川崎区総合防 災訓練の実施回数 ②外国人向け防災 講座の実施回数	①訓練を実施することで、 地域住民が災害発生時に 対応できる知識や能力の 向上を図るため、実施回数 を活動指標として設定する もの ②外国人向け講座を開催 することで、幅広い市民の 災害対応力の向上を図る ため、実施回数を活動指 標として設定するもの	①実施回数 ②実施回数	① 1 回 ② 2 回 (R02) [2020]	① 2回 ② 3回以上 (R04) [2022]	① 2回 ② 3回以上 (R05) [2023]	① 2回 ② 3回以上 (R06) 【2024】	① 2回 ② 3回以上 (R07) 【2025】	ごれまでの実績を踏まえ、目標達成のために適切な回数を目指すもの
3	幸区役所	地域防災力の強 化に向けた取組 の推進	「ぼうさい出前講 座」等の開催	防災啓発活動による地域 防災力の向上を図るため、 活動指標として設定するもの	ぼうさい出前講座の依頼に 対する実施率	16回 (R02) 【2020】	50回 (R04) [2022]	50回 (R05) 【2023】	50回 (R06) 【2024】	50回 (R07) 【2025】	地域に出向いた防災啓発活動の実施を目指すもの
4	中原区役所	総合的な地域防 災力の向上	①中原区防災連携協議会5部会における各部会の活動回数②「防災まちづり」の取組支援	①新型コロナウイルス感染 症対策を前提とした社会変 容に即した地域防災力のあ り方を実践するため、活動指標 として設定するもの ②地域主体の取組を支援 するため、活動指標として 設定するもの	① 5 部会の活動実績から 算出 ②活動実績から算出	① 0回 ② 0件 (R02) [2020]	① 2回以上 ② 1件以上 (R04) 【2022】	① 2回以上 ② 1件以上 (R05) 【2023】	① 2回以上 ② 1件以上 (R06) 【2024】	① 2回以上 ② 1件以上 (R07) 【2025】	①地域主体の取組を支援 し、地域防災力のあり方の実 践を目指すもの ②市内で数件がエントリーで きる「防災まちづくり」の取組に 毎年度応募するような団体の 主体的な取組支援を目指す もの
5	高津区役所	地域防災力向上に向けた取組の推進	職員が参加した避 難所運営会議の箇 所数(全21箇 所)	防災力向上に向けた人材 育成として、職員が参加し た避難所運営会議の箇所 数を活動指標として設定す るもの	職員が参加した避難所運 営会議の箇所数	8箇所 (R02) 【2020】	16箇所 (R04) 【2022】	18箇所 (R05) 【2023】	20箇所 (R06) 【2024】	21箇所 (R07) 【2025】	全避難所21箇所(う51 箇 所は小中合築校のため1 箇 所としてカウント) 開催の参 加を到達目標とし、現状値か ら段階的に増加を目指すもの ※コロナの影響により、令和 2(2020)年度は8 箇所 と減少
6	宮前区役所	地域防災力の向上に向けた取組の推進	①防災推進員研修等の実施回数 ②職員が参加した 遊難所運営会議の 箇所数(全25箇 所)	①地域防災力向上につなける支援として、継続的に研修を実施することで、地域の核になる人材育成に資するため、活動指標として設定するもの②地域防災力の向上にむけ地職員の人材育成として、職員が参加した避難所運営会議の箇所数を活動指標として設定するもの	①防災推進員研修等の年間実施回数 ②宮前区内の避難所において避難所運営会議に区職員が参加した箇所数	① 1回 ② 9箇所 (R02) [2020]	① 2回以上 ② 15箇所 (R04) 【2022】	① 2回以上 ② 18箇所 (R05) 【2023】	① 2回以上 ② 23箇所 (R06) 【2024】	① 2回以上 ② 25箇所 (R07) 【2025】	①年間複数回の実施を継続 することにより、人材育成機会 を一定水準に保つことを目指 すもの ②区内全避難所25箇所へ の区職員参加を到達目標と し、現状値から段階的に増加 を目指すもの

#### 取組4-(2)行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値	目標値				目標値の考え方
2		危機管理体制の 強化	全庁的な図上訓 練や研修・講座の 実施	災害対策本部における市の災害対策活動について 的確かつ効率的に把握・指 揮・運用できることを目的と した図上訓練や職員一人 ひとりの災害対応能力の向 上を図るために行う研修等 の実施回数を活動指標とし て設定するもの	危機管理室が主催する職 員向けの訓練等の開催数	年5回 (R02) 【2020】	年 5 回 以上 (R04) 【2022】	年5回 以上 (R05) 【2023】	年5回 以上 (R06) [2024]	年5回 以上 (R07) [2025]	災害対応能力向上のための 訓練・研修については、実災 害での経験・教訓や感染症 対策等の実状・特性に応じて 内容を工夫する必要があり、 年によって内容を変更しなが ら、毎年5回以上開催し、職 員の災害対応能力向上を目 指すもの
4	川崎区役所	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に 向けた人材育成	区役所・関係局実施のコミュニティ施策、地域包括ケアシステムに関する研修への参加者数	地域課題の把握、地域等へのヒアリング、課題解決に向けた取組み方、地域での顔の見える関係づくりや地域包括ケアシステム構築に向けた取組などを学ぶため、関係各局主催の研修への参加者数を活動指標として設定するもの	参加者数	10名 (R02) 【2020】	10名 (R04) [2022]	15名 (R05) [2023]	20名 (R06) 【2024】	25名 (R07) [2025]	ごれまでの実績を踏まえ、目標達成のために適切な参加 者数を目指すもの
5	川崎区役所	更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	「区役所サービス向 上研修」の実施	区役所サービスに関する外部評価やアンケート結果を 踏まえて、高齢者や外国人市民等一人ひとりに必要と されている研修や市民目線に立った人材を育成する研修を企画・開催するため、活動指標として設定するもの	「区役所サービス向上研 修」の実施回数	2回 (R02) [2020]	4回 (R04) [2022]	4回 (R05) [2023]	4回 (R06) 【2024】	4回 (R07) [2025]	ごれまでの実績を踏まえ、目標達成のために適切な回数 を目指すもの
6	川崎区役所	災害対応力の向 上に向けた職員 の人材育成	職員が参加した避 難所運営会議の箇 所数(全33箇 所)	区役所職員が参加し、各 避難所で年1回は会議を 実施することが望ましいた の、実施箇所数を活動指 標として設定するもの	実施箇所数	30箇所 (R02) 【2020】	30箇所 (R04) 【2022】	30箇所 (R05) 【2023】	30箇所 (R06) 【2024】	33箇所 (R07) 【2025】	ごれまでの実績を踏まえ、目標達成のために適切な実施 箇所数を目指すもの
7		更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	人材育成研修実 施回数	区の課題を自ら積極的に 解決していくことのできる人 材を育成できるよう、多種 核な研修を開催するた め、活動指標として設定す るもの	研修実施回数	15回 (R02) 【2020】	16回 (R04) 【2022】	16回 (R05) 【2023】	16回 (R06) 【2024】	17回 (R07) 【2025】	毎年研修内容の成果を検証 しながら、徐々に増やしていく ことを目指すもの
8	幸区役所	災害対応力の向 上に向けた職員 の人材育成		遊難所運営会議への参加 実績を活動指標として設定 するもの	避難所運営会議への被災 者支援班の参加回数	13箇所 (R02) 【2020】	23箇所 (R04) 【2022】	23箇所 (R05) 【2023】	23箇所 (R06) 【2024】	23箇所 (R07) 【2025】	発災時に円滑に避難所運営 を行えるよう、平時から地域と の連携に向けた会議等への 参加を目指すもの

課 題 No.	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
9	中原区役所	更なる区役所 サービス向上に 向けた人材育成 の推進	「話し方」に特化した接遇研修の受講者の割合	相手のニーズを的確に把握し、分かりやすく的確な説明と話し方の向上を図るため、活動指標として設定するもの	新人職員及び異動してきた 職員を受講対象とする。	0 % (R02) [2020]	100% (R04) [2022]	100% (R05) [2023]	100% (R06) [2024]	100% (R07) [2025]	中原区役所に配属される新 人職員及び異動してきた職 員全員の接遇スキルの向上を 目指すもの
10	中原区役所	災害対応力の向 上に向けた職員 の人材育成	①職員が参加した 遊難所連営会議の 箇所数 (全29箇 所) ②職員が参加した 避難所連営会議に よる訓練の箇所数 (全29箇所)	①災害のケースや規模に応 した職員の災害対応能力 の向上のため、職員が参加 した会議の箇所数を活動 指標として設定するもの ② ①で職員が習得した知 識を地域の避難所開設訓 練でフィードバックすることで 職員の災害対応能力の向 上を図るとともに、避難所 運営の水準も図るため活 動指標として設定するもの	①職員が参加した避難所 運営会議の箇所数 ②職員が参加した避難所 運営会議による訓練の箇所数	① 11箇所 ② 11箇所 (R02) 【2020】	① 29箇所 ② 29箇所 (R04) 【2022】	① 29箇所 ② 29箇所 (R05) 【2023】	① 29箇所 ② 29箇所 (R06) 【2024】	① 29箇所 ② 29箇所 (R07) 【2025】	遊難所運営会議に職員が参加し、地域と顔の見える関係 づくりに取り組むことで、災害に備えた自主防災組織や避難 所運営会議の連携強化を目指すもの
12	宮前区役所	区役所サービス を支える人材の 計画的な育成	研修取組数	宮前区役所人材育成計 画に基づき、社会状況の変 化を見据えながら、区役所 サービス向上の取組と連携 した人材育成の取組を推 進するため、活動指標とし て設定するもの	研修の取組数	34件 (R02) 【2020】	34件 (R04) [2022]	34件 (R05) [2023]	34件 (R06) 【2024】	34件 (R07) [2025]	研修の回数は維持しつつ、社会状況の変化に対応できるよう、研修内容を検討し行って いくことを目指すもの
13	多摩区役所	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等 区役所に求められる人材育成の 推進	研修実施回数	実施規模(回数)を活動 指標として設定するもの	実施回数	16件 (R02) 【2020】	20件 (R04) [2023]	20件 (R05) 【2024】	20件 (R06) 【2025】	20件 (R07) [2025]	区役所のサービス向上や職員 の能力向上、コーディネートカ を備え広い視野を持力た職員 の育成を図るため、引き続き 研修を実施していくことを目指 すもの
14	多摩区役所	災害対応力の向 上に向けた職員 の人材育成の推 進		参加規模(箇所数)を活動指標として設定するもの	参加箇所数	4箇所 (R02) 【2020】	21箇所 (R04) 【2022】	21箇所 (R05) 【2023】	21箇所 (R06) 【2024】	21箇所 (R07) 【2025】	避難所運営会議に職員が参加し、地域と顔の見える関係 ブ化に取り組むことで、災害に備えた自主防災組織や避難 所運営会議の連携強化を目指すもの
15	麻生区 役所	ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所サービス向上等に向けた人材育成の推進	区計画ワーキンググ ループ開催回数	コミュニティ施策や区の事業 課題を横断的に情報共有 し、区民サービスの向上を 目指すため、活動指標とし て設定するもの	ワーキンググループの開催回 数	4回 (R02) [2020]	4回以上 (R04) [2022]	4回以上 (R05) 【2023】	4回以上 (R06) 【2024】	4回以上 (R07) [2025]	人事異動等により毎年職員 体制も変わるごとから、定期 的にコミュニティ施策や区の事 業課題を横断的に情報共有 するごとを目標とし、区民サービスの向上を目指すもの

詩 思 No	所管	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目相	票値		目標値の考え方
10	麻生区 役所	のための職員の	職員が参加した避 難所運営会議の箇 所数(全25箇所)	避難所運営会議と区役所 の連携強化に向け、避難 所運営会議に職員が参加 する避難所数を活動指標 として設定するもの	職員の避難所運営会議へ の参加箇所数	25箇所 (R02) 【2020】	25箇所 (R04) 【2022】	25箇所 (R05) 【2023】	25箇所 (R06) 【2024】	25箇所 (R07)	現状、全ての避難所運営会 議に職員が参加できている が、今後も継続的に続いる事 で、地域との連携強化を図 り、職員の防災意識や対応 力向上を目指すもの

取組4-(3)職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

課 題 No		課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
2	総務企画局	事務事故・事務 ミス等の防止に 向けた内部統制 の取組推進	①リスクチェックリスト による事務ミス等防 止対策の実施部署 数 ②事務制度所管 課及び各局区経 理と連携した抜き 打ち調査回数	標として設定するもの	①②年度ごとの実施・報告 の件数	① 全部署 (666部署) ② 4回 (R02) 【2020】	① 全部署 ② 4回以上 (R04) 【2022】	① 全部署 ② 4回以上 (R05) 【2023】	① 全部署 ② 4回以上 (R06) 【2024】	① 全部署 ② 4回以上 (R07) 【2025】	①②令和2(2020)年度から本格実施した内部統制の取組により、全ての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見、改善していくという体制が開始され、推進されている中で、第3期プログラムの計画期間においても、全部署において、ごうした内部統制の取組を継続して実施することで、更なる定着化とリスク発生の抑制を目指すもの
3	総務企画局	不祥事防止の取 組推進	①階層別研修の実施件数 ②管理職を対象とした不祥事防止研修実施件数 ③までは事務は ③までは事務がよいでは のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので	①階層別研修において継続的に不祥事防止をテーマとした研修を実施することで、公務員倫理や服務人間を持ちることで、公務員倫理や服務人間を表して設定するもので、1年間では、1年には、1年間では、1年には、1年間では、1	①~③年度ごとの実施件 数	① 9件 ② 21件 ③ 1件 (RO2) [2020]	① 13件 ② 29件 ③ 2件 (R04) 【2022】	① 13件 ② 29件 ③ 2件 (R05) 【2023】	① 13件 ② 29件 ③ 2件 (R06) 【2024】	① 13件 ② 29件 (全局区) ③ 2件 (R07) 【2025】	①~③平成29 (2017) 年度から令和2 (2020) 年度までに実施した各種研修において、不祥事に対する問題意識な危機意識の共有を図ることで、職員の規範意識の向上に取り組んできたが、第3期プログラムの計画期間においても、引き続き、職員の規範意識の向上に同じて、不祥事防止をテーマとした各種研修における取組の積極的な実施を目指すもの
4	会計室	適正な会計事務 の執行に向けた 人材育成	①システム操作研修(5月)参加者数 ②会計事務研修(7月)参加者数 ③審査出納員研修8月)参加名数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①~④会計事務初任者を 対象としたシステム操作研 修及び会計事務研修、分 任審査を担当する職員を 対象とした審査出納員研 修、会計事務職員の賠償 責任などを主体としたコンプ ライアンス研修を行い、職員 一人一人がその重上な執 行を行うことで、市民サービ スの質の向上に繋がる。この ためには、継続的な研修環 境が必要になることから、毎 度、研修内容について適 宜、精査、改訂を行い、多 くの職員が研修に参加する ことにり適正な事務執行 体制の顧成を活動指標と して設定するもの		① 124人 (R03) [2021] ② 266人 (R02) [2020] ③ 23人 (R03) [2021] ④ 91人 (R02) [2020]	① 130人 ② 279人 ③ 24人 ④ 95人 (R04) [2022]	① 136人 ② 292人 ③ 25人 ④ 100人 (R05) [2023]	① 142人 ② 305人 ③ 26人 ④ 104人 (R06) [2024]	① 148人 ② 319人 ③ 27人 ④ 109人 (R07) [2025]	①~④現状値を基準に研修参加人数を段階的に各年度5%増を目標とし、令和7(2025)年度までに現状値対比で20%増を目指すもの

틌	果 亞 所管 o.	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
	監査事 務局	財務事務執行等 の改善に向けた 取組の強化	施回数 ②eラーニングを活 用した研修の実施 回数	①各課の事務担当者を対象とした事例研修会を実施することで、各課における市場に第に係る取組の推進が期待できることから活動指標として設定するもの(②時間や場所にとらわれずに受講が可能なとっニングを活用した研修を実施することで、多くの職員に事務処理の改善に取り組制を言さるもの(③個別・具体的なテーマ設定をした出前講座を実施することで、各局区等における事務処理の改善が開停できることがら活動指標として設定するもの(3個別・具体的なテーマ設定をした出前講座を実施することで、各局区等における事務処理の改善が期待できることから活動指標として設定するもの	①~③年度ごとの実施回 数	① 1 回 ② - ③ 1 回 (R02) [2020]	① 1回以上 ② 1回以上 ③ 2回以上 (R04) 【2022】	① 1回以上 ② 2回以上 ③ 3回以上 (R05) [2023]	① 2回以上 ② 3回以上 ③ 4回以上 (R06) [2024]	① 2回以上 ② 3回以上 ③ 5回以上 (R07) [2025]	①現状、前期が後期いずれか1回の実施を、前期・後期いずれも実施し、2回以上を目指すもの。②財務監査、財政援助団体等監査及び工事監査の3種類の6ラニングを実施し、3回以上を目指すもの。③現状値を踏まえ、毎年度1回以上増やし、5回以上を目指すもの

#### 取組4-(4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

Ħ	果 夏 所管 O.	課題名	活動指標名	活動指標の考え方	算出方法	現状値		目標	票値		目標値の考え方
	総務調局	<b>≧ メンタルヘルス対</b> 策の充実	①ストレスチェックの 受検率の向上 ②新規採用職員 面接の実施率の向上 ③復職者における 個別支援計画の作 成率の向上	団分析結果の精度を高め、より効果的な職場環境 改善を行うため、ストレス チェックの受検率を活動指標として設定するもの ②新規採用職員のメンタル ハルス不調を早期に把握 し、発症・重症化予防を図 るため、新規採用職員面 接の実施率を活動指標とし て設定するもの	①当該年度のストレスチェック受検者数/当該年度のストレスチェック受検者数/当該年度のストレスチェック対象者数。②当該年度の新規採用職員面接致(市長事務部局のみ)/当該年度の復職者のうち個別支援計画作成者数(市長事務部局のみ)/当該年度の復職者数(市長事務部局のみ)/	① 93.7% ② 98.4% ③ 79.7% (R02) [2020]	① 94.0% ② 98.8% ③ 84.8% (R04) [2022]	① 94.4% ② 99.2% ③ 89.9% (R05) [2023]	① 94.7% ② 99.6% ③ 95.0% (R06) [2024]	① 95.0% ② 100% ③ 100% (R07) [2025]	①令和7 (2025) 年度までにストレスチェック受検率を95%に向上させることを目指すもの②令和7 (2025) 年度までに新規採用職員面接の実施率を100%にすることを目指すもの③令和7 (2025) 年度までに復職者における個別支援計画の作成率を100%にすることを目指すもの

## 7 行財政改革第3期プログラム案 改革課題一覧

#### 取組1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

#### (1) 将来を見据えた市民サービスの再構築

	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
1	(1)	1	地方分権改革の更なる推進	総務企画局	45
1	(1)	2	全庁的な使用料・手数料の見直し	財政局	46
1	(1)	3	全庁的な補助・助成金の見直し	財政局	47
1	(1)	4	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり 方の検討	市民文化局	48
1	(1)	5	都市農業の課題を踏まえた農業支援のあり方の検討及び効率 的・効果的な支援の推進	経済労働局	49
1	(1)	6	堤根余熱利用市民施設等における機能整理について	環境局	50
1	(1)	7	高齢者外出支援乗車事業の見直しに向けた検討	健康福祉局	51
1	(1)	8	高齢者に対する市単独事業のあり方の検討	健康福祉局	52
1	(1)	9	成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討	健康福祉局	53
1	(1)	10	休日急患診療所における運営手法の見直し・移設等の検討	健康福祉局	54
1	(1)	11	歯科保健センター等診療事業のあり方の検討	健康福祉局	55
1	(1)	12	生涯現役対策事業の見直し及び効率的・効果的な実施	健康福祉局	56
1	(1)	13	重度障害者医療費助成制度の見直しに向けた検討	健康福祉局	57
1	(1)	14	障害者施設運営費補助のあり方の検討	健康福祉局	58
1	(1)	15	こども文化センターの役割の再整理を踏まえた効率的・効果的な 運営及び施設の最適化に向けた検討	こども未来局	59
1	(1)	16	公立保育所が担うべき機能・役割に基づく効率的・効果的な運営	こども未来局	60

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
1	(1)	17	 効率的・効果的な待機児童対策の推進 	こども未来局	61
1	(1)	18	都市計画道路網の見直し	まちづくり局	62
1	(1)	19	バスネットワークの形成に向けた効率的・効果的な路線や運行方 法等の検討	まちづくり局	63
1	(1)	20	効率的・効果的な登戸土地区画整理事業の実施及び清算に 向けた検討	まちづくり局	64
1	(1)	21	放置自転車対策の実施手法の見直し	建設緑政局	65
1	(1)	22	市内駐輪場施設の見直し	建設緑政局	66
1	(1)	23	市営霊園における持続的で公平な墓所の供給	建設緑政局	67
1	(1)	24	救急隊の現場到着時間の維持・短縮及び救急車の適正利用	消防局	68
1	(1)	25	宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に伴う効率 的・効果的な管理運営手法の検討	教育委員会事 務局	69

# (2) 市民サービスのデジタル化の推進

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
1	(2)	1	 市民生活の利便性向上に向けたICTの活用 	総務企画局	71
1	(2)	2	行政手続のオンライン化・窓口等のキャッシュレス化の推進	総務企画局	72
1	(2)	3	電子調達システム等を活用した契約業務の効率化	財政局	73
1	(2)	4	ICTを活用した各種相談業務の効率的・効果的な実施の検討	市民文化局	74
1	(2)	5	消費生活相談におけるデジタル技術を活用した効率的・効果的な実施手法の検討	経済労働局	75
1	(2)	6	ICT環境・先端技術の活用及び最適化に向けた取組の推進	教育委員会事 務局	76

## (3) 市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
1	(3)	1	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	総務企画局	78
1	(3)	2	防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討	市民文化局	79
1	(3)	3	新たな博物館、美術館の効率的・効果的な整備に向けた検討	市民文化局	80
1	(3)	4	公設福祉施設における効率的・効果的な民間活用	健康福祉局	81
1	(3)	5	市営住宅の効率的・効果的な維持管理・更新に向けた民間活 用等の検討	まちづくり局	82
1	(3)	6	夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営	建設緑政局	83
1	(3)	7	富士見公園の更なる効率的・効果的な管理運営等	建設緑政局	84
1	(3)	8	等々力緑地の更なる効率的・効果的な管理運営等	建設緑政局	85
1	(3)	9	多摩川の利活用による効率的・効果的な管理運営及び賑わい の創出と地域活性化に向けた検討	建設緑政局	86
1	(3)	10	公園における効果的な公民連携の推進	建設緑政局	87
1	(3)	11	川崎港の魅力向上と民間活力の導入	港湾局	88
1	(3)	12	川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し	港湾局	89
1	(3)	13	池上新町南緑道及び皐橋水江町線沿道における効果的な公 民連携の推進	臨海部国際戦 略本部	90
1	(3)	14	学校施設の包括的管理手法の検討	教育委員会事 務局	91

## 取組2 市役所の経営資源の最適化

#### (1) 働き方・仕事の進め方改革の推進

	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
2	(1)	1	長時間勤務の是正に向けた取組	総務企画局	95
2	(1)	2	総務事務執行体制の見直し	総務企画局	96
2	(1)	3	川崎区役所機能再編に伴うワークスタイル変革や業務効率化	川崎区役所	97
2	(1)	4	宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率 化	宮前区役所	98
2	(1)	5	学校教職員の働き方改革に向けた取組	教育委員会事 務局	99

## (2) 市役所内部のデジタル化の推進

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
2	(2)	1	 業務プロセス改革の推進 	総務企画局	101
2	(2)	2	デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進	総務企画局	102
2	(2)	3	デジタル化時代の変化を見据えた公文書館のあり方の検討	総務企画局	103
2	(2)	4	市税システム更改に伴う税務事務の効率化	財政局	104

# (3)組織の最適化

取組	項目	課題	課題名	局名	掲載
No.	No.	No.			頁
2	(3)	1	庁用自動車の配置及び運転業務執行体制の見直し	総務企画局	106
2	(3)	2	守衛業務の見直し	総務企画局	107
2	(3)	3	安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築	環境局	108
2	(3)	4	循環型社会に対応した効率的・効果的な廃棄物収集体制の 構築	環境局	109
2	(3)	5	環境局業務における庁用自動車の配置と運転業務執行体制 の検討	環境局	110
2	(3)	6	動物愛護センター用務業務執行体制の検討	健康福祉局	111
2	(3)	7	中部地域支援室業務における庁用自動車の配置と運転業務 執行体制の検討	健康福祉局	112
2	(3)	8	児童相談所の体制強化及び児童家庭相談支援体制の構築	こども未来局	113
2	(3)	9	公立保育所における調理業務及び用務業務の執行体制の検 討	こども未来局	114
2	(3)	10	市営住宅施策における庁用自動車の配置と運転業務執行体 制の検討	まちづくり局	115
2	(3)	11	建設緑政事業における運転業務執行体制の検討	建設緑政局	116
2	(3)	12	多摩川緑地管理業務における業務執行体制の検討	建設緑政局	117
2	(3)	13	港湾区域及び港湾施設の維持・管理業務執行体制の検討	港湾局	118
2	(3)	14	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	川崎区役所	119
2	(3)	15	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	幸区役所	119
2	(3)	16	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	中原区役所	119
2	(3)	17	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	高津区役所	119
2	(3)	18	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	宮前区役所	119

取組 No.		課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
2	(3)	19	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	多摩区役所	119
2	(3)	20	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討	麻生区役所	119
2	(3)	21	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	川崎区役所	120
2	(3)	22	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	幸区役所	120
2	(3)	23	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	中原区役所	120
2	(3)	24	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	高津区役所	120
2	(3)	25	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	宮前区役所	120
2	(3)	26	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	多摩区役所	120
2	(3)	27	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討	麻生区役所	120
2	(3)	28	学校用務業務執行体制の見直し	教育委員会事 務局	121
2	(3)	29	学校給食調理業務の委託化	教育委員会事 務局	122
2	(3)	30	市民館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討	教育委員会事 務局	123
2	(3)	31	図書館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討	教育委員会事 務局	124

# (4) 財源確保策の強化

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
2	(4)	1	市税収入率の更なる向上	財政局	126
2	(4)	2	市税以外の債権における収入未済額の縮減	財政局	127
2	(4)	3	戦略的な資金調達と資金運用の推進	財政局	128
2	(4)	4	ふるさと納税制度の取組の推進	財政局	129
2	(4)	5	税財源の着実な確保及び施策推進のための税制度活用に向け た取組の推進	財政局	130
2	(4)	6	一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険 料の収入確保	健康福祉局	131
2	(4)	7	国民健康保険給付費返還金の収入確保	健康福祉局	132
2	(4)	8	一層の保育料収入確保に向けた取組強化	こども未来局	133
2	(4)	9	市営住宅使用料の収入確保	まちづくり局	134
2	(4)	10	学校給食費の確保に向けた効率的・効果的な取組の推進	教育委員会事 務局	135

# (5)戦略的な資産マネジメント

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
2	(5)	1	資産保有の最適化	総務企画局	137
2	(5)	2	施設の長寿命化	総務企画局	138
2	(5)	3	効率的な庁舎の維持管理・営繕に関する検討	総務企画局	139
2	(5)	4	新本庁舎整備に伴う第4庁舎の活用	総務企画局	140
2	(5)	5	財産の有効活用	財政局	141
2	(5)	6	男女共同参画センターの老朽化等を踏まえた今後の方向性の 検討	市民文化局	142
2	(5)	7	川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討	市民文化局	143
2	(5)	8	効率的・効果的な計量検査業務に向けた見直しの検討	経済労働局	144
2	(5)	9	労働会館及び教育文化会館の再編整備に伴う新たな管理運 営体制の構築	経済労働局	145
2	(5)	10	生活文化会館の老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討	経済労働局	146
2	(5)	11	いこいの家・いきいきセンター等の効率的・効果的な利活用・管理運営・更新の検討	健康福祉局	147
2	(5)	12	旧幼稚園園舎を活用した地域子育て支援センターのより効率 的・効果的な事業実施及び資産の有効活用等	こども未来局	148
2	(5)	13	都市拠点における公共空間の総合的な有効活用	まちづくり局	149
2	(5)	14	道路予定区域等の有効活用	建設緑政局	150
2	(5)	15	学校施設の保有最適化・有効活用の検討・推進	教育委員会事 務局	151
2	(5)	16	川崎区における市民館機能の再編整備に伴う効率的・効果的な管理運営手法の検討	教育委員会事 務局	152

# (6)特別会計の健全化

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
2	(6)	1	競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進	経済労働局	154
2	(6)	2	卸売市場事業特別会計の健全化等に向けた取組の推進	経済労働局	155
2	(6)	3	港湾整備事業特別会計における東扇島堀込部土地造成事業 の財政負担の軽減及び収入の確保	港湾局	156

# (7)公営企業の経営改善

	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
2	(7)	1	デジタル化の推進とICTの活用による上下水道サービスの向上と業務の効率化	上下水道局	158
2	(7)	2	上下水道事業における財務事務の効率化	上下水道局	159
2	(7)	3	  上下水道事業における資産の有効活用 	上下水道局	160
2	(7)	4	工業用水道の需要動向を踏まえた料金制度等の見直しに向け た検討	上下水道局	161
2	(7)	5	下水道事務所等における配置車両の適正化と業務執行体制 の検討	上下水道局	162
2	(7)	6	入江崎余熱利用プールのあり方の検討	上下水道局	163
2	(7)	7	持続可能な経営基盤の構築	交通局	164
2	(7)	8	市バス事業における労働生産性の向上	交通局	165
2	(7)	9	市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成	交通局	166
2	(7)	10	「川崎市立病院経営計画2022-2023」等に基づく経営健全 化の推進	病院局	167
2	(7)	11	入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進	病院局	168
2	(7)	12	川崎病院エネルギーサービス導入によるエネルギーの効率的な利 用及び災害時における病院機能の強化	病院局	169
2	(7)	13	市立病院におけるデジタル化の推進	病院局	170

## (8) 出資法人の経営改善・活用

取組 No.	項目 No.		課題名	局名	掲載 頁
2	(8)	1	主要出資法人等の経営改善及び連携・活用の推進	総務企画局	172

#### 取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進

#### (1) 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
3	(1)	1	これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組の推進	市民文化局	175
3	(1)	2	町内会・自治会による地域課題の解決や地域活性化に向けた 取組の推進	市民文化局	176
3	(1)	3	国際交流センターを活用したグローバル人材の育成支援	市民文化局	177
3	(1)	4	スポーツの担い手の確保に向けた取組の推進	市民文化局	178
3	(1)	5	文化振興施策の推進に向けた効率的・効果的な連携	市民文化局	179
3	(1)	6	「映像のまち・かわさき」に係る効率的・効果的な事業の推進の検討	市民文化局	180
3	(1)	7	活力ある商業地域の形成に向けた多様な主体との連携	経済労働局	181
3	(1)	8	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	健康福祉局	182
3	(1)	9	効率的・効果的な手法による一層の介護人材の確保・定着	健康福祉局	183
3	(1)	10	看護人材の更なる確保	健康福祉局	184
3	(1)	11	緑のまちづくりに向けた多様な主体との協働・連携	建設緑政局	185
3	(1)	12	生田緑地ばら苑の魅力の向上と効率的・効果的な運営方法の 検討	建設緑政局	186
3	(1)	13	国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシステムの構築	臨海部国際戦 略本部	187
3	(1)	14	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	川崎区役所	188
3	(1)	15	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	川崎区役所	189
3	(1)	16	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	幸区役所	190
3	(1)	17	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	幸区役所	191
3	(1)	18	「御幸公園梅香事業」による市民や企業等、多様な主体との連携・協働の強化	幸区役所	192

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
3	(1)	19	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	中原区役所	193
3	(1)	20	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの取組の 推進	中原区役所	194
3	(1)	21	多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進	高津区役所	195
3	(1)	22	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	高津区役所	196
3	(1)	23	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	宮前区役所	197
3	(1)	24	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	宮前区役所	198
3	(1)	25	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	多摩区役所	199
3	(1)	26	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	多摩区役所	200
3	(1)	27	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進	麻生区役所	201
3	(1)	28	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	麻生区役所	202
3	(1)	29	地域の寺子屋事業を担う人材の確保	教育委員会事 務局	203

# (2)区役所機能の強化

取組 No.	-	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
3	(2)	1	「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化	市民文化局	205
3	(2)	2	区役所と支所・出張所等の機能再編に向けた取組の推進	市民文化局	206
3	(2)	3	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	川崎区役所	207
3	(2)	4	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	幸区役所	208
3	(2)	5	中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進	中原区役所	209
3	(2)	6	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	高津区役所	210
3	(2)	7	市民目線に立った区役所サービスの推進	宮前区役所	211
3	(2)	8	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	多摩区役所	212
3	(2)	9	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	麻生区役所	213

# (3)地域防災力の向上に向けた連携

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
3	(3)	1	地域防災力の向上に向けた取組の推進	総務企画局	215
3	(3)	2	地域防災力の向上に向けた取組の推進	川崎区役所	216
3	(3)	3	地域防災力の強化に向けた取組の推進	幸区役所	217
3	(3)	4	総合的な地域防災力の向上	中原区役所	218
3	(3)	5	地域防災力向上に向けた取組の推進	高津区役所	219
3	(3)	6	地域防災力の向上に向けた取組の推進	宮前区役所	220
3	(3)	7	地域防災力の向上に向けた取組の推進	多摩区役所	221
3	(3)	8	地域防災力の向上に向けた取組の推進	麻生区役所	222
3	(3)	9	消防団を中核とした地域防災力の充実・強化	消防局	223

# (4) 積極的な情報共有の推進

取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
3	(4)	1	効率的・効果的なシティプロモーション	総務企画局	225
3	(4)	2	新技術等を活用した効率的・効果的な防災情報の発信手法の 検討	総務企画局	226
3	(4)	3	広聴機能の強化に向けた取組の推進	総務企画局	227
3	(4)	4	財政状況(予算・決算)の見える化	財政局	228
3	(4)	5	デジタル技術の活用等による広報の促進	川崎区役所	229
3	(4)	6	デジタル技術の活用等による広報の促進	幸区役所	230
3	(4)	7	デジタル技術の活用等による広報の促進	中原区役所	231
3	(4)	8	デジタル技術の活用等による広報の促進	高津区役所	232
3	(4)	9	デジタル技術の活用等による広報の促進	宮前区役所	233
3	(4)	10	デジタル技術の活用等による広報の推進	多摩区役所	234
3	(4)	11	デジタル技術の活用等による広報の促進	麻生区役所	235

## 取組4 庁内の人材育成と意識改革

#### (1)組織力の向上に向けた計画的な人材育成等

	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
4	(1)	1	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成	総務企画局	238
4	(1)	2	技術職員等の専門職種の人材育成の推進	総務企画局	239
4	(1)	3	適切な人事配置と人材育成、定年引き上げへの対応	総務企画局	240
4	(1)	4	人事評価制度の適正な運用と見直しに向けた検討	総務企画局	241
4	(1)	5	多様で有為な人材の確保	人事委員会事 務局	242

## (2) 行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	掲載 頁
4	(2)	1	行政のデジタル化に必要な人材育成の推進	総務企画局	244
4	(2)	2	危機管理体制の強化	総務企画局	245
4	(2)	3	区役所における行政のプロフェッショナルの育成	市民文化局	246
4	(2)	4	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育 成	川崎区役所	247
4	(2)	5	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進	川崎区役所	248
4	(2)	6	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成	川崎区役所	249
4	(2)	7	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進	幸区役所	250
4	(2)	8	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成	幸区役所	251
4	(2)	9	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進	中原区役所	252
4	(2)	10	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成	中原区役所	253
4	(2)	11	区役所サービスを支える人材の計画的な育成	高津区役所	254
4	(2)	12	区役所サービスを支える人材の計画的な育成	宮前区役所	255
4	(2)	13	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等区役所に求 められる人材育成の推進	多摩区役所	256
4	(2)	14	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成の推進	多摩区役所	257
4	(2)	15	ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所 サービス向上等に向けた人材育成の推進	麻生区役所	258
4	(2)	16	災害対応力強化のための職員の人材育成	麻生区役所	259

## (3)職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

取組 No.			課題名	局名	掲載 頁
4	(3)	1	職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進	総務企画局	261
4	(3)	2	事務事故・事務ミス等の防止に向けた内部統制の取組推進	総務企画局	262
4	(3)	3	不祥事防止の取組推進	総務企画局	263
4	(3)	4	適正な会計事務の執行に向けた人材育成	会計室	264
4	(3)	5	財務事務執行等の改善に向けた取組の強化	監査事務局	265

# (4)職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

取組 No.			課題名	局名	掲載 頁
4	(4)	1	職員個々の状況に応じた働く環境の整備	総務企画局	267
4	(4)	2	女性活躍推進・次世代育成支援の推進	総務企画局	268
4	(4)	3	メンタルヘルス対策の充実	総務企画局	269

## 川崎市行財政改革第3期プログラム案

令和4(2022)年2月

#### 【お問い合わせ先】

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

電話 044-200-2050

FAX 044-200-0622

E-mail 17manage@city.kawasaki.jp

# Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。 川崎は、1色ではありません。 あかるく。あざやかに。重なり合う。 明日は、何色の川崎と出会おう。 次の100年へ向けて。 あたらしい川崎を生み出していこう。

